

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
民間競争入札実施要項  
(案)

平成23年 月

国土交通省近畿地方整備局

## 目 次

1 . 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1 . 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 業務実施日時等	2
1.1.3 入園料	2
1.1.4 施設目的	2
1.1.5 対象業務の概要	3
1.2 . 業務内容	6
1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	6
1.2.2 企画運営管理業務	6
1.2.3 施設・設備維持管理業務	6
1.2.4 植物管理業務	6
1.2.5 収益施設等運営業務	7
1.3 . サービスの質の設定	8
1.3.1 包括的な質の設定	8
1.3.2 個別業務の質の設定	8
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	10
1.3.4 モニタリング方法	11
1.3.5 委託費の支払い方法	11
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	12
2 . 実施期間に関する事項	16
3 . 入札参加資格に関する事項	17
3.1 . 入札参加資格について	17
3.2 . 企業の業務実績に関する要件	18
3.3 . 配置予定者の業務実績に関する要件	20
3.4 . 共同体での入札について	23
4 . 入札に参加する者の募集に関する事項	24
4.1 . 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	24
4.2 . 入札実施手続	26
4.2.1 提出書類	26
4.2.2 申請書類の内容	26
4.2.3 企画書の内容	27
4.2.4 収益施設運営計画書	27
4.2.5 ヒアリングの実施	27
4.2.6 開札にあたっての留意事項	28

4.2.7 その他 .....	28
5 . 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 .....	29
5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定 .....	29
5.1.1 基礎項目審査 .....	29
5.1.2 加点項目審査 .....	29
5.2. 事業者決定にあたっての評価方法 .....	32
5.2.1 事業者の決定方法 .....	32
5.2.2 総合評価の方法 .....	32
5.2.3 留意事項 .....	34
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて .....	34
6 . 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 .....	35
7 . 事業者を使用させることができる国有財産に関する事項 .....	36
7.1. 施設 .....	36
7.2. 設備 .....	36
8 . 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項 .....	37
8.1. 報告について .....	37
8.1.1 実施計画書の協議と承認 .....	37
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者 .....	37
8.1.3 業務報告書 .....	37
8.1.4 検査・監督体制 .....	37
8.2. 調査への協力 .....	37
8.3. 指示について .....	38
8.4. 秘密の保持 .....	38
8.5. 個人情報の取り扱い .....	38
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置 .....	38
8.6.1 業務の開始及び中止 .....	38
8.6.2 公正な取り扱い .....	38
8.6.3 金品等の授受の禁止 .....	38
8.6.4 法令の遵守 .....	39
8.6.5 安全衛生 .....	39
8.6.6 記録・帳簿書類等 .....	39
8.6.7 権利の譲渡 .....	39
8.6.8 権利義務の帰属等 .....	39
8.6.9 一般的損害 .....	39
8.6.10 再委託または下請負の取り扱い .....	39
8.6.11 契約解除 .....	40

8.6.12	契約解除時の取り扱い	40
8.6.13	契約内容の変更	41
8.6.14	契約の解釈	41
8.6.15	業務計画書の提出	41
8.6.16	業務計画書の変更	41
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	41
9	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	42
10	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	43
10.1	調査方法	43
10.2	実施状況に関する調査の時期	43
10.3	調査方法及び項目	43
10.4	国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）への報告	43
11	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	44
11.1	対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表	44
11.2	近畿地方整備局の監督体制	44
11.3	事業者が負う可能性のある主な責務等	44
11.3.1	罰則等	44
11.3.2	会計検査について	44

## H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された H24-26 国営飛鳥歴史公園（正式名：国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域、以後「国営飛鳥歴史公園」という）運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

# 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

## 1.1. 対象施設及び対象業務の概要

### 1.1.1 対象施設の概要

#### (1) 対象施設

施設名称 国営飛鳥歴史公園  
所在地 奈良県高市郡明日香村  
敷地面積 46.1ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営飛鳥歴史公園の供用区域であり、その面積は、平成23年6月現在46.1haであるが、石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する可能性がある。

#### (2) 施設概要

対象となる施設は、国営飛鳥歴史公園の供用区域に位置する各公園施設である。

詳細は、別紙 - 1「主要公園施設一覧」、別紙 - 2「主要建築物一覧」、別紙 - 3「収益施設一覧」を参照のこと。

表1 主な対象施設一覧

地区名	面積 (ha)	名称	主要施設
祝戸地区	7.4	芝生広場	芝生広場 (5,635 m <sup>2</sup> )、多目的トイレ、 <u>研修宿泊所祝戸荘</u> <sup>1</sup>
		樹林・園路	東展望台、西展望台、園路、駐輪場、樹林地
		清瀬橋	清瀬橋
石舞台地区	4.5	芝生広場	芝生広場 (23,287 m <sup>2</sup> )、園路、 <u>石舞台古墳</u> <sup>2</sup>
		樹林・園路	休憩所、多目的トイレ、園路、樹林地
		あすか風舞台	多目的休憩所「あすか風舞台」
		休憩所売店	休憩所、 <u>売店</u> 、多目的トイレ
		駐車場	駐車場、駐輪場
		玉藻橋	玉藻橋
甘檉丘地区	25.1	芝生広場	芝生広場 (3箇所：17,558 m <sup>2</sup> )、休憩所、トイレ
		樹林・園路	甘檉丘展望台、川原展望台、園路、休憩所、駐輪場、樹林地
		豊浦休憩所	豊浦休憩所、多目的トイレ、駐輪場
		駐車場	駐車場、多目的トイレ
高松塚周辺地区	9.1	国営飛鳥歴史公園館等	国営飛鳥歴史公園館、セミナールーム、管理センター、休憩所、多目的トイレ、池、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 <sup>3</sup>
		芝生広場	芝生広場 (17,266 m <sup>2</sup> )、園路、 <u>高松塚壁画館</u> <sup>1</sup> 、 <u>高松塚古墳</u> <sup>2</sup> 、 <u>中尾山古墳</u> <sup>2</sup> 、 <u>高松塚古墳仮整備地保存・活用施設</u> <sup>3</sup>
		樹林・園路	展望台、園路、休憩所、多目的トイレ、樹林地
		駐車場	駐車場、駐輪場
計	46.1		

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

注) 1：設置管理許可により（財）古都飛鳥保存財団が管理している施設であり、本業務の対象外である。

2：文化庁等が管理する指定文化財であり、公園区域外である。（面積には含めていない。）

3：設置管理許可により文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

### 1.1.2 業務実施日時等

表 2 業務実施日時等

区 分	内 容
公園	当公園に休園日は無い。
国営飛鳥 歴史公園館	4月1日～11月30日 9：30～17：00 休館日なし 12月1日～2月末日 9：30～16：30 12月29日～1月3日は休館日 3月1日～3月31日 9：30～17：00 休館日なし

本業務の基本的な実施期間は1月4日～12月28日、基本的な実施時間は8:45～17:30を想定している。

繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が近畿地方整備局長に協議し、同意を得た上で国営飛鳥歴史公園館の早朝・夜間開館を行うこと。

国営飛鳥歴史公園館の開館期間について、定期点検等の実施により休館が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局長に協議し、同意を得た上で休館とする。

### 1.1.3 入園料

当公園の入園料及び国営飛鳥歴史公園館の入館料は無料である。

### 1.1.4 施設目的

国営飛鳥歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした全国最初の国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として、公園整備を進めている。

本公園の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘樫丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.6ha）の計59.7haからなり、昭和46年の祝戸地区開園以降、石舞台・甘樫丘・高松塚周辺地区を順次概成開園、現在4地区（46.1ha）が概成開園している。

本公園では、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、歴史とともに育まれた風土の保全を第一に、体験・学習、地域との交流を図りながら地域の活性化に寄与するため、以下の7つの運営維持管理方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

飛鳥らしい歴史的風土を維持します

さまざまな方に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します

楽しく歴史を学べる場を充実します

飛鳥の生態系や環境との共生を図ります  
地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします  
よりたくさんの方々がいずれでも楽しめるイベントに取り組みます  
効率的・効果的な運営維持管理を実施します

昭和 49 年度の開園時から平成 22 年度までの入園者数累計は約 3,600 万人であり、平成 22 年度には約 122 万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記 7 つの基本方針のもとに永続的な需要喚起と入園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

( 詳細は、別紙 - 4 「国営飛鳥歴史公園運営維持管理基本方針」( 以下「基本方針」という。 ) を参照のこと。 )

#### 1.1.5 対象業務の概要

##### (1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的な管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、近畿地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局長の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時的飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業(以下「自主事業」という。)について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、費目でみると委託費により行う「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業(以下「収益施設等運営業務」という。)により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等運営業務の実施に用いてはならない。



また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、近畿地方整備局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、近畿地方整備局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりであり、その業務内容を示す。各業務にあたっては、公園利用者が安全・快適に利用できるよう、適切に実施することとする。（詳細は、別紙 - 5「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、別紙 - 6～9(「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)」(以下「個別仕様書(計画立案)」という。)等)、別紙 - 10「H24-26 国営飛鳥歴史公園収益施設等管理運営規定書」(以下「管理運営規定書」という。)を参照のこと。)

## (2) 対象業務項目

### 1) 公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)

本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

企画運営管理業務

- ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整)
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)
- ・清掃(園内清掃、園内建物清掃) 等

植物管理業務

- ・草刈り、施肥、灌水、剪定等

2) 収益施設等運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

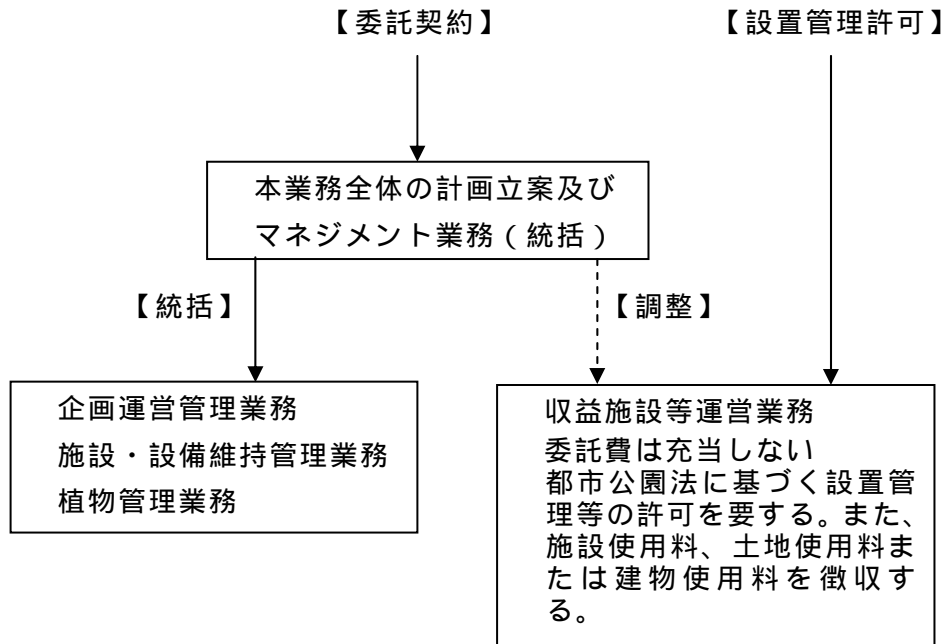
収益施設運営業務

- ・物販施設の運営

自主事業

- ・臨時飲食・物販施設等の運営

(3) 業務全体像



## 1.2. 業務内容

### 1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う業務である。（詳細は、別紙 - 5「共通仕様書」及び別紙 - 6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと。）

### 1.2.2 企画運営管理業務

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行うこと。（詳細は、別紙 - 5「共通仕様書」及び別紙 - 7「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書（企画運営管理）」（以下「個別仕様書（企画）」という。）を参照のこと。）

### 1.2.3 施設・設備維持管理業務

#### (1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙 - 5「共通仕様書」及び別紙 - 8「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと。）

#### (2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は、別紙 - 5「共通仕様書」及び別紙 - 8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

### 1.2.4 植物管理業務

万葉植物を活用した花修景による演出や、飛鳥にふさわしい植生管理を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等

を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙 - 5「共通仕様書」及び別紙 - 9「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

#### 1.2.5 収益施設等運營業務

1.2.2～1.2.4の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時売店の自主事業を行うことができる。

具体的には、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を近畿地方整備局に支払い、別紙 - 3「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時売店の運営管理を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を事業者が設定し営業する施設である。(収益施設の詳細は、別紙 - 3「収益施設一覧」及び別紙 - 10「管理運営規定書」を参照のこと。)

### 1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

#### 1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の基本テーマ「日本人の心のふるさと」を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（ 1 ）	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値：92 万人／年、第 1 四半期 37 万人、第 2 四半期 19 万人、第 3 四半期 25 万人、第 4 四半期 11 万人】）
	利用者満足度の向上	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率 <sup>2</sup> （平成 20 年度～平成 22 年度実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度実績平均値；「非常に満足」の回答比率；年間 34.3%、第 1 四半期 35.0%、第 2 四半期 29.4%、第 3 四半期 33.7%、第 4 四半期 40.5%】）
	情報受発信の充実	・マスコミによる報道件数 <sup>3</sup> （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値；マスコミ報道件数 187 件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成 19 年度～平成 21 年度の実績平均値以上【平成 19 年度～平成 21 年度の実績平均値；ホームページアクセス件数 111 万件】） <sup>4</sup>
	多様な利用プログラムの提供	・歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムの開催回数、参加人数（平成 21 年度実績値と同程度以上【平成 21 年度実績 10 回、延べ参加人数 822 人】） <sup>5</sup>

1；公園利用者数の集計方法は別紙 - 11 による。

2；「公園の利用に関するアンケート調査」の Q 1 4 - 1 「公園の満足度は？」において、全回答者数に対して「非常に満足」と回答した人の割合。

3；マスコミ報道件数とは、以下の合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウントできるものとする。

・テレビ、ラジオの放送件数

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞への紙面掲載件数

・販売、配布エリアが明日香村以上の雑誌、情報誌への紙面掲載件数

ただし、ホームページ等インターネット掲載記事は除く。

4；国営飛鳥歴史公園ホームページの総アクセス数（ただし、契約関係サイトなど公園事務所作成部分は除く）

5；歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムのうち、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。なお、事例については、別紙 16 に示すとおり。

#### 1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質、および最低水準は、別紙 - 5 「共通仕様書」及び別紙 - 6～10（「個別仕様書（計画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。(詳細は、別紙 - 6「個別仕様書(計画立案)」を参照のこと。)

(2) 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。(詳細は、別紙 - 7「個別仕様書(企画)」を参照のこと。)

(3) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。(詳細は、別紙 - 8「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。(詳細は、別紙 - 8「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

(4) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。(詳細は、別紙 - 9「個別仕様書(植物)」を参照のこと。)

(5) 収益施設等運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便

性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。(詳細は、別紙 - 10「管理運営規定書」を参照のこと。)

### 1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等)に努めるものとする。

#### (1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質(本実施要項 1.3.1 参照)の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書(本実施要項 4.2.3 参照)を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

公園利用者数の確保に関する提案

利用者満足度の向上に関する提案

地域特性を生かした植物管理に関する提案

公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

多様な利用プログラムの提供に関する提案

情報受発信の充実にに関する提案

地域・市民との連携活動に関する提案

公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

緊急時及び非常時の対応に関する提案

自主事業に関する提案

収益施設の運営に関する提案

#### (2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準(本実施要項 1.3.2 参照)として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書(本実施要項 4.2.3 参照)を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

企画運営管理業務

施設・設備維持管理業務

植物管理業務

収益施設等運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

### (3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」(様式1-9)及び「収益施設運営計画書」(様式3)を提出すること。

#### 1.3.4 モニタリング方法

近畿地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について表5に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、近畿地方整備局により公表されることがある。

表5 モニタリング調査

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認(毎月実施)	近畿地方整備局
利用者満足度の向上	・年間及び四半期ごとの公園利用者の「非常に満足」等の回答比率	・アンケート調査(4回以上/年)	近畿地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認(毎月実施)	近畿地方整備局
	・ホームページのアクセス件数	・管理月報の確認(毎月実施)	近畿地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムの開催回数、参加人数	・管理月報の確認(毎月実施)	近畿地方整備局
個別業務の質の確保	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認(毎月実施)	近畿地方整備局

近畿地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙-12「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を年間4回以上(実施月の平日・休日各1日)実施する。サンプル数は年間で4,000件程度とし、アンケート調査は、4地区それぞれにおいて、対面式で行う予定である。

#### 1.3.5 委託費の支払い方法

##### (1) 運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質(本実施要項1.3.1参照)の確保に努めるとともに、個別業務の質(本実施要項1.3.2参照)の最低水準を確保しなければならない。
- b) 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善



の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。

- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

## (2) 収益施設等運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙 - 10「管理運営規定書」を参照のこと。）を近畿地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。（別紙 - 10「管理運営規定書」を参照のこと。）

なお、近畿地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

### 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

#### (1) 消耗品

運営維持管理業務を実施するにあたり、別紙 - 5～9（「共通仕様書」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、近畿地方整備局から支給する物品（詳細は、別紙 - 13「提供施設及び提供物品等」を参照のこと。）については、損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、近畿地方整備局へ返却するものとする。

#### (2) 光熱水費

近畿地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設及び自主事業の実施に係るものを除く。）

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員等（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、

以下の作業を行うものとする。

個別にメーターを設置するなど、収益施設にかかるもの及び自主事業の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員等の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。

近畿地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員等に指示された期日までに提出するものとする。

その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員等の指示に従い、また協力するものとする。

### (3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の からのいずれかに該当する場合には近畿地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

### (4) 収益施設等運營業務に関する留意事項

収益施設等運營業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で近畿地方整備局に協議するものとする。

事業者が近畿地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらかじめ近畿地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は近畿地方整備局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と近畿地方整備局の責任分担

表 6 事業者と近畿地方整備局の責任分担

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）			
収益施設の管理	収益施設の管理			
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理			
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応			
	上記以外の場合			
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応			
	上記以外の場合			
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合			
金利変動	金利の変動に伴う経費の増			
業務実施日時の変更	業務実施日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減			
	収益施設の業務実施日時の変更に伴う経費の増減			
許認可	都市公園法に基づく許認可			
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助			
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「 」という。）			
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 431 万円（税抜き） を超えない場合（上記 を除く。）			
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記 を除く。）			
	上記 3 項目以外の場合 予算の状況により施設を使用中止とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。			
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下、この表において「 」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等			
	上記 により施設を使用中止とする場合には、対応を協議するものとする。			
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）			
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合			
	上記 2 項目以外の場合			
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合			
	上記以外の場合			

年間修繕費用（431 万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 20 年～平成 22 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を

見込んでいる。実績は、別紙 - 14「修繕履歴」を参照のこと。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて近畿地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示する。事業者が近畿地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、近畿地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、国営飛鳥歴史公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

## 2 . 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 近畿地方整備局の検査の結果、質及び最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示(業務の履行中を含む。)を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

### 3. 入札参加資格に関する事項

#### 3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- j) 国営飛鳥歴史公園事務所で実施した「国営飛鳥歴史公園運営維持管理方針等策定業務」の受託者でないこと。

### 3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

	本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	企画運営管理業務	施設・設備維持管理業務	植物管理業務	収益施設等運営業務
	・本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に必要な要件	・企画運営管理業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等運営業務に必要な要件
業務実績	平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において1件以上の実績を有していること。				
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務(本実施要項1.2.5参照)の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 1 又は観光・商業施設 2 で、花やトイレ・休憩所等を含む園地管理を行っている施設				
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員(代表者以外)としての実績も認める			
保有資格者				1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	

- 1:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- 2:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)



### 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	企画運営管理業務の業務責任者	施設・設備維持管理業務の業務責任者	植物管理業務の業務責任者	収益施設等運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること				
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～イ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること
	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 3 又は観光・商業施設 4 で、花やトイレ・休憩所等を含む2ha以上の園地管理を行っている施設 平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。				
	ア)延べ2年以上の総括責任者 1の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者 2の経験 ウ)総括責任者 1または業務責任者 2の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者		イ)延べ2年以上の業務責任者 2の経験 II)延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～イ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること

	<p>3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園  4)レクリエーション施設 3 又は観光・商業施設 4 で、花を含む園地管理を行っている施設  平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。</p>			
	<p>ア)延べ3年以上の総括責任者 1 の経験  イ)延べ4年以上の業務責任者 2 の経験  ウ)延べ1年以上の総括責任者 1 または延べ2年以上の業務責任者 2 の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者</p>			<p>エ)延べ3年以上の業務責任者 2 の経験  オ)延べ4年以上の業務経験</p>
資格	-	-	-	1級造園施工管理技士
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者 2 は、平成24年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること(雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)で確認する)。なお、単体企業又は共同体の直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。</li> <li>・単体企業にあつては、上記の業務責任者 2 1名を総括責任者 1 とすること。</li> <li>・共同体にあつては、上記の総括責任者 1 は代表企業に所属する者とする。</li> <li>・総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(5)とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。</li> <li>・総括責任者 1 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者 2 は他業務の業務責任者 2 を兼務することができる。</li> <li>・業務実施期間中は、上記 ~ の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記 ~ が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事(勤務)場所は、国営飛鳥歴史公園管理センターとすることを想定している。</li> </ul>			

- 1:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。ただし、収益施設等運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
- 2:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。ただし、収益施設等運営業務責任者への委託費の支出は認めない。収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
- 3:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- 4:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- 5:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

### 3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
  - ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
  - イ) 企画運営管理業務
  - ウ) 施設・設備維持管理業務
  - エ) 植物管理業務
  - オ) 収益施設等運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1.a) から j) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

## 4．入札に参加する者の募集に関する事項

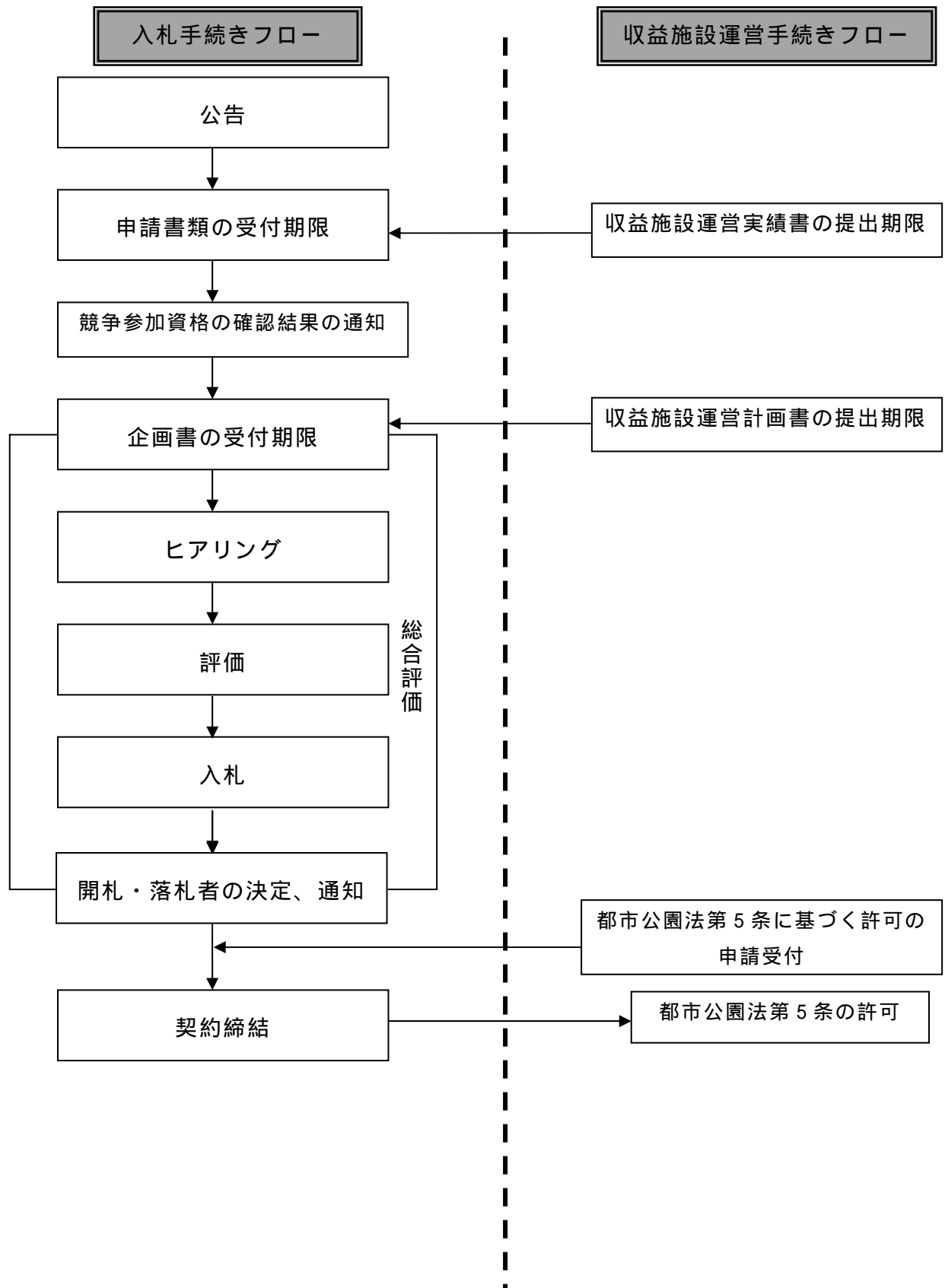
### 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

公告	：平成 23 年 6 月下旬
現場見学可能期間	：平成 23 年 6 月下旬～平成 23 年 7 月中旬
入札等に関する質疑応答	：平成 23 年 6 月下旬～平成 23 年 8 月中旬
申請書類の受付期限	：平成 23 年 7 月下旬
競争参加資格の確認結果の通知	：平成 23 年 8 月中旬
企画書・収益施設運営計画書の受付期限	：平成 23 年 9 月中旬
ヒアリング	：平成 23 年 9 月下旬
評価	：平成 23 年 9 月下旬～平成 23 年 11 月上旬
入札	：平成 23 年 11 月上旬
開札	：平成 23 年 11 月上旬
落札予定者の決定	：平成 23 年 11 月上旬
契約締結	：平成 24 年 1 月上旬

現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー  
（案）



## 4.2. 入札実施手続

### 4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等運營業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）申請書類及び企画書並びに収益施設運営計画書を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等運營業務に要する費用は含まない）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書は、競争参加資格の確認、企画書の評価以外に提出者に無断で使用しない。

### 4.2.2 申請書類の内容

競争参加資格確認申請書（様式1-1）

企業の業務実績（様式1-2）

面積、植栽地、トイレ、休憩所を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

図面等で植栽地、トイレ、休憩所を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

総括（業務）責任者の業務実績（様式1-3）

面積、植栽地、トイレ、休憩所を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

図面等で植栽地、トイレ、休憩所を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

守秘性に関する要件（様式1-4）

守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

業務実施体制（様式1-5）

組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

実施方針（様式1-6）

年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

再委託または下請負の予定（様式1-7）

必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

業務経歴証明書（様式1-8）

収益施設運営実績書（様式1-9）

共同体で参加する場合の協定書の写し

欠格事由該当性の審査に必要な資料である入札参加事業者等確認書（様式1-10）

#### 4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5 .で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については表 9 を参照のこと。

表紙（様式 2 - 1）

企画提案

- ア) 公園利用者数の確保に関する提案（様式 2 - 2 - 1）
- イ) 利用者満足度の向上に関する提案（様式 2 - 2 - 2）
- ウ) 地域特性を生かした植物管理に関する提案（様式 2 - 2 - 3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式 2 - 2 - 4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2 - 2 - 5）
- カ) 情報受発信の充実に関する提案（様式 2 - 2 - 6）
- キ) 地域・市民との連携活動に関する提案（様式 2 - 2 - 7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2 - 2 - 8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2 - 2 - 9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2 - 2 - 10）
- サ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2 - 2 - 11）

なお、運営維持管理業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず の改善提案も行うこと。

改善提案（様式 2 - 2 - 12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

#### 4.2.4 収益施設運営計画書

様式 3「収益施設運営計画書」を提出する。

#### 4.2.5 ヒアリングの実施

##### a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であることを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：近畿地方整備局

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知



エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

#### 4.2.6 開札にあたっての留意事項

- a) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- b) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- c) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- d) 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官近畿地方整備局長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

#### 4.2.7 その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書の評価は、申請書類及び企画書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 近畿地方整備局は、提出された申請書類及び企画書の資料を、競争参加資格の確認、企画書の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類又は企画書の資料差し替え及び再提出は認めない。
- f) 落札者は、様式 1 - 10 (第 8 面) の一覧票に示す住民票の写し等を提出するものとする。詳細は様式 1 - 10 を参照すること。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、近畿地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、事前に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

### 5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基礎項目審査）、また、効果的なものであるか等（加点項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

#### 5.1.1 基礎項目審査

基礎項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、本実施要項表9の基礎項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点50点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

#### 5.1.2 加点項目審査

基礎項目審査で合格した入札参加者に対して、本実施要項表9の加点項目について審査を行う（加算点計145点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準(質)の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表9 評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
基礎項目審査	業務共通					
	1)実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10		様式 1-2~ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10		
	2)業務に対する認識	3	管理運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10		
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10		
3)現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、近畿地方整備局の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10		様式 2-2-1 ~ 2-2-12	
加点項目審査	企画提案					
	1)公園利用者数の確保	6	年間及び四半期ごとの公園利用者数において目標とする公園利用者数を設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)		0~15	様式 2-2-1
	2)利用者満足度の向上	7	アンケートによる満足度(「非常に満足」)(%)において、目標とする年間及び四半期ごとの公園利用者の満足度を設定の上、その満足度数の向上に向け、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)		0~15	様式 2-2-2
	3)地域特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然・歴史資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~10	様式 2-2-3
	4)公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	本公園の「国営飛鳥歴史公園館」、「豊浦休憩所」の機能を発揮させるための維持管理方法について具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~10	様式 2-2-4
	5)多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用したイベント・行事等利用プログラムの種類・開催数と参加人数の目標を設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様なイベント・行事等利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~10	様式 2-2-5
	6)情報受発信の充実	11	マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~10	様式 2-2-6
	7)地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~15	様式 2-2-7
	8)公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について具体的で実現性、妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面での対応について、具体的で実現性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~15	様式 2-2-8
	9)緊急時及び非常時の対応	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応		0~15	様式 2-2-9

			し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための体制構築も含めた対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。			
	10)自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。		0~10	様式 2-2-10
	11)収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。		0~10	様式 2-2-11 様式3
	従来の実施方法に対する改善提案					
	1)各業務の最低水準(現行基準)として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。		0~10	様式 2-2-12
合計得点					0~50	0~145

## 5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

### 5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

### 5.2.2 総合評価の方法

#### (1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

#### (2) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 195 点(基礎点 50 点 + 加算点 145 点)とする。

#### (3) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

#### (4) 基礎項目審査の評価方法

基礎項目審査については、業務が実施可能な最低基準を示す表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 基礎項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は者と構成員の連携が可能な体制であるか)	提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5)
	提案された内容が実施可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5)
業務に対する認識	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。
現行基準レベルの質の確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める実施要領を満足させる法人の業務実績、業務責任者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1~2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。

#### (5) 加点項目審査の評価方法

加点項目審査は以下のとおりとする。

加点項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の加点項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。

表 11 加算項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点 × 1.00
良	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	配点 × 0.50
可	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	配点 × 0.00

#### 5.2.3 留意事項

事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

#### 5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6 . 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙 - 12 ~ 25 のとおりである。



## 7．事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

### 7.1. 施設

別紙 - 1「主要公園施設一覧」、別紙 - 2「主要建築物一覧」、別紙 - 3「収益施設一覧」による。

### 7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に係る建物・設備全てとする。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

#### 8.1. 報告について

##### 8.1.1 実施計画書の協議と承認

別紙 - 5「共通仕様書」による。

##### 8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙 - 5「共通仕様書」による。

##### 8.1.3 業務報告書

別紙 - 5「共通仕様書」による。

##### 8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員等の検査・監督体制は次のとおりとする。

###### (1) 調査職員等

総括調査職員

国営飛鳥歴史公園事務所長（予定）

主任調査職員

国営飛鳥歴史公園事務所調査・品質確保課長（代表）（予定）

調査職員

国営飛鳥歴史公園事務所工務第一課長（予定）

国営飛鳥歴史公園事務所総務課長（予定）

国営飛鳥歴史公園事務所建設監督官（予定）

###### (2) 検査・監督体制

a) 事業者は、業務終了後に調査職員等へ連絡すること。

b) 事業者からの連絡を受けた場合には、支出負担行為担当官近畿地方整備局長から任命された職員は契約図書に基づく業務履行の検査を行うものとする。

#### 8.2. 調査への協力

a) 調査職員等は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

b) 立ち入り検査をする調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### 8.3. 指示について

調査職員等は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

### 8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員等が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

### 8.5. 個人情報の取り扱い

別紙 - 5「共通仕様書」第 8 章による。

### 8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

#### 8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め近畿地方整備局の承認を受けなければならない。

#### 8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

#### 8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等運営業務として行う場合など、近畿地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

#### 8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### 8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### 8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

#### 8.6.7 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

#### 8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、近畿地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、近畿地方整備局が負担する。

#### 8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

い。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等
- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで総括調査職員の承認を受けなければならない。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 8.6.11 契約解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、近畿地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として近畿地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 近畿地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を近畿地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させ

ることができる。

d) 近畿地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 8.6.13 契約内容の変更

近畿地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、近畿地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

#### 8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と近畿地方整備局が協議するものとする。

#### 8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の14日前までに業務計画書を提出し、その内容について近畿地方整備局と協議の上、承認を得なければならない。

#### 8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について近畿地方整備局と協議を行い、近畿地方整備局の承認を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、近畿地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

#### 8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員等の立会の下、調査職員等が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 近畿地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、近畿地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、近畿地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は近畿地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 10 . 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### 10.1. 調査方法

近畿地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

### 10.2. 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成26年3月31日時点における状況を調査するものとする。

### 10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

### 10.4. 国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）への報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に報告を行い、意見を聴くものとする。



## 1 1 . その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### 11.1. 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

事業者の実施状況については、国営飛鳥歴史公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に示す報告を踏まえ、近畿地方整備局において年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、近畿地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

### 11.2. 近畿地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

### 11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

#### 11.3.1 罰則等

a) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・ 本実施要項 8.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ・ 正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者

b) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 a)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 a)の刑を科されることとなる。

#### 11.3.2 会計検査について

事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務

別紙資料

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項(案)に関連する別紙・様式			
分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙3	収益施設一覧	別紙 3
	別紙4	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理基本方針	別紙 4
	別紙5	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務共通仕様書	別紙 12
	別紙6	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)	別紙 39
	別紙7	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(企画運営管理)	別紙 47
	別紙8	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)	別紙 61
	別紙9	H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	別紙 77
	別紙10	国営飛鳥歴史公園収益施設等管理運営規定書	別紙 99
	別紙11	利用者数の集計方法	別紙 138
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙12	公園の利用に関するアンケート調査	別紙 140
	別紙13	提供施設及び提供物品等	別紙 250
	別紙14	修繕履歴	別紙 263
	別紙15	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 266
	別紙16	実施行催事等実績	別紙 271
	別紙17	精算報告書	別紙 274
	別紙18	マスコミによる報道件数	別紙 277
	別紙19	公園利用者数月別比較表	別紙 280
	別紙20	市民参加による公園運営の取り組み 飛鳥里山クラブについて	別紙 281
	別紙21	一般廃棄物の排出量	別紙 288
	別紙22	植物性廃棄物の発生・処理・活用量	別紙 289
別紙23	苦情・要望の内容及び件数	別紙 290	
別紙24	危機管理対応実績・報告①(事故対応等)	別紙 293	
別紙25	危機管理対応実績・報告②(自然災害、火災)	別紙 297	
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	様式 1
	様式1-2	企業の業務実績	様式 2
	様式1-3	業務責任者の業務実績	様式 3
	様式1-4	守秘性に関する要件	様式 4
	様式1-5	業務実施体制	様式 5
	様式1-6	実施方針	様式 8
	様式1-7	再委託の予定	様式 10
	様式1-8	業務経験証明書	様式 12
	様式1-9	収益施設運営実績書	様式 13
	様式1-10	入札参加事業者等確認書	様式 17
	様式2-1	表紙(企画書)	様式 28
	様式2-2	企画提案、改善提案	様式 29
	様式3	収益施設運営計画書	様式 43

## 主要公園施設一覧

地区名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
祝戸地区	7.4	芝生広場	芝生広場 (5,635 m <sup>2</sup> )、多目的トイレ、 <u>研修宿泊所祝戸荘</u> <sup>※1</sup>
		樹林・園路	東展望台、西展望台、園路、駐輪場、樹林地
		清瀬橋	清瀬橋
石舞台地区	4.5	芝生広場	芝生広場 (23,287 m <sup>2</sup> )、園路、 <u>石舞台古墳</u> <sup>※2</sup>
		樹林・園路	休憩所、多目的トイレ、園路、樹林地
		あすか風舞台	多目的休憩所「あすか風舞台」
		休憩所売店	休憩所、売店、多目的トイレ
		駐車場	駐車場、駐輪場
		玉藻橋	玉藻橋
甘樫丘地区	25.1	芝生広場	芝生広場 (3箇所：17,558 m <sup>2</sup> )、休憩所、トイレ
		樹林・園路	甘樫丘展望台、川原展望台、園路、休憩所、駐輪場、樹林地
		豊浦休憩所	豊浦休憩所、多目的トイレ、駐輪場
		駐車場	駐車場、多目的トイレ
高松塚周辺地区	9.1	国営飛鳥歴史公園館等	国営飛鳥歴史公園館、セミナールーム、管理センター、休憩所、多目的トイレ、池、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 <sup>※3</sup>
		芝生広場	芝生広場 (17,266 m <sup>2</sup> )、園路、 <u>高松塚壁画館</u> <sup>※1</sup> 、 <u>高松塚古墳</u> <sup>※2</sup> 、 <u>中尾山古墳</u> <sup>※2</sup> 、 <u>高松塚古墳仮整備地保存・活用施設</u> <sup>※3</sup>
		樹林・園路	展望台、園路、休憩所、多目的トイレ、樹林地
		駐車場	駐車場、駐輪場
計	46.1		

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

注) ※1：設置管理許可により（財）古都飛鳥保存財団が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：文化庁等が管理する指定文化財であり、公園区域外である。（面積には含まていない。）

※3：設置管理許可により文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

## 主要建築物一覽

NO.	地区	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	備 考
1	祝戸地区	便所	木造平屋建	11	
2	石舞台地区	休憩所	RC造平屋建	83	
3		便所	RC造平屋建	53	
4		詰所	RC造平屋建	15	
5		休憩所(売店)	RC造平屋建	151	
6		あすか風舞台	RC造平屋建	216	
7	甘樫丘地区	便所	RC造平屋建	57	
8		豊浦休憩所	RC造平屋建	319	
9		車庫・作業棟	RC造平屋建	85	
10		便所	RC造平屋建	16	
11		川原駐車場便所	木造平屋建	41	
12	高松塚周辺地区	管理所庁舎	RC造2階建	1,063	
13		休憩所・便所棟	RC造平屋建	190	
14		休憩所・便所棟	RC造平屋建	195	
15		休憩所・便所棟	木造平屋建	86	

## 収 益 施 設 一 覧

施 設 区 分		面 積 (㎡)	備 考	年間 施設利用者 (H21年度末) (人)	売り上げ等 (H19-H21の平均) (円)
施設区分	施設名／内訳				
物販施設	売店 ／石舞台地区	14.04	(石舞台地区休憩所売店)	データ無し	5,519,000
	自動販売機 ／石舞台地区 ／甘樫丘地区  ／高松塚周辺地区	14.56 2.96 1.72 4.47 1.72	(豊浦休憩所) (川原駐車場) (公園館前休憩所) (芝生広場休憩所)	データ無し	13,198,000
	自動販売機 計	25.43			
	臨時売店 ／石舞台地区	14.04	(石舞台駐車場)	—	—

# H24-26 国営飛鳥歴史公園 運営維持管理基本方針

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

# 目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ	1
1. 3 運営維持管理基本方針の対象	1
2. 飛鳥公園における運営維持管理の方針	2
2. 1 基本テーマ・基本方針	2
2. 2 今後の運営維持管理の方針	3
3. 運営維持管理の項目別の基本方針	4
3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目	4
3. 2 企画運営管理業務に関する項目	4
3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目	5
3. 4 植物管理業務に関する項目	5



## 1. 運営維持管理方針の目的・位置づけ

---

### 1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営飛鳥歴史公園（以下、飛鳥公園）は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした全国最初の国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として、公園整備を進めている。

本公園の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘樫丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.6ha）の計59.7haからなり、昭和46年の祝戸地区開園以降、石舞台・甘樫丘・高松塚周辺地区を順次概成開園、現在4地区（46.1ha）が概成開園しており、年間約118万人の方々に利用されている。

一方、当公園を含む国営公園における運営維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月閣議決定）により、民間競争入札（総合評価方式による一般競争入札）への移行が予定されており、事業者に対して、運営維持管理業務の目標・水準等を示す必要もある。

以上のような背景をふまえ、今後の飛鳥公園における運営維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

### 1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、文化的遺産の保存・活用を目的とした全国最初の国営公園である飛鳥公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理方針
- ③運営維持管理の項目別の基本方針

### 1. 3 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、飛鳥公園全体を対象としたものである。

今後の運営維持管理においては、石舞台古墳、高松塚古墳、中尾山古墳を管理している文化庁等や、高松塚壁画館、祝戸地区の研修宿泊所祝戸荘を管理している（財）古都飛鳥保存財団とも互いに連携・調整を図りながら、効率的・効果的な運営維持管理に努めるものとする。

## 2. 飛鳥公園における運営維持管理の方針

### 2. 1 基本テーマ・基本方針

飛鳥公園では、平成20～24年度までの整備及び管理運営の方針等を取りまとめた『国営飛鳥歴史公園整備プログラム』（以下、整備プログラム）を平成21年4月に策定・公表している。整備プログラムでは、基本テーマ「日本人の心のふるさと」を基調とし、歴史とともに育まれた風土の保存を第一に、体験・学習、地域との交流を図りながら地域の活性化に資するための基本方針及び整備・管理運営の重点方針が示されており、今後の運営維持管理においても、この基本方針等については、共通した考え方として継承していくものとする。

#### 基本テーマ

日本人の心のふるさと

#### 基本方針

「日本人の心のふるさと」を国民共有の資産として保存・活用し、  
世界に誇れる公園づくりを目指します

#### 整備・管理運営の重点方針

歴史的風土と史跡周辺環境の調和を目指した飛鳥らしい景観づくりを行っていきます

- 歴史的風土や史跡周辺の環境を保全します
- 飛鳥らしい景観を保全するため、野生の草花、花木の育成による花修景を行います

展望・散策・史跡鑑賞などの公園としての機能を高めていきます

- 歴史的風土や史跡周辺環境を活用し、「飛鳥らしい」風景を楽しむ施設を整備します
- ユニバーサルサービスの向上や利用者の安全・安心のための快適な公園空間を実現します

体験的歴史学習の場の創出を図っていきます

- 史跡の解説などを通じた飛鳥の歴史に関する情報発信・学習機能の提供をします
- キトラ古墳周辺地区開園を見据えた体験的歴史学習機能への積極的な対応を行っていきます

来園者や地域と共に成長する公園となる維持管理や利用促進を図っていきます

- ボランティア活動を充実させ、地域と連携した維持管理を目指します
- イベントや広報において地域と連携した利用促進を展開します

## 2. 2 今後の運営維持管理の方針

今後の飛鳥公園における運営維持管理業務については、公共サービス改革基本方針に基づいて、平成24年度から民間競争入札（総合評価方式による一般競争入札）への移行が予定されており、民間事業者等の参入に合わせて、今まで以上に効率的・効果的な運営維持管理によるサービスの提供が求められている。

そのため、運営維持管理方針の策定にあたっては、整備プログラムに示されている基本テーマ、基本方針及び管理運営方針を踏襲するとともに、効率的・効果的な運営維持管理によるサービスの提供などに関する内容を反映し、以下に示す7つの方針を設定した。

### ①飛鳥らしい歴史的風土を維持します

国営飛鳥歴史公園は、飛鳥地域の歴史的風土の拠点に立地することから、公園内の史跡とその周辺の里山など、施設や、自然の環境を常に良好な状態に保ち、飛鳥地域の風土・景観保持をリードします。

### ②さまざまな方に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します

国内外からの来園者をはじめ、お子様や高齢者、障がい者などにも安全で快適に公園を楽しんでいただくために、明日香村等と協力しながら地域の観光周遊ネットワークの充実を図るとともに、観光ルートやバリアフリー化施設の案内充実や、説明パネルの改善などを行います。

### ③楽しく歴史を学べる場を充実します

これまでの「勾玉づくり」や「火おこし体験」などに加えて、飛鳥地方の歴史や風土を活かした新たな歴史学習メニュー・イベントの開発と実施に取り組み、子どもたちが楽しみながら「飛鳥を学べる場」を充実します。

### ④飛鳥の生態系や環境との共生を図ります

飛鳥にふさわしい植生管理を行い、生態系・環境との共生を図るとともに、飛鳥らしい里山景観を保護します。また、刈草や落ち葉の堆肥化や間伐材のリサイクルを行い、環境に優しいリサイクル型の公園管理を行います。

### ⑤地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします

地域の方々や全国の飛鳥ファンの思いを活かした公園を目指して、地域の方々との連携と協働を進めるとともに、ボランティア活動の充実に取り組みます。

### ⑥よりたくさんの方々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます

明日香村をはじめとする飛鳥地域を訪れる皆さんがいつでも飛鳥を楽しんでいただけるように、また、さらに多くの方々に飛鳥を楽しんでいただけるように、明日香村や周辺市町村、関係する団体と協力・連携して飛鳥にふさわしいイベントや広報に取り組みます。

### ⑦効率的・効果的な運営維持管理を実施します

国営公園として利用者に対する適切なサービスを確実に提供していくため、経営努力や創意工夫等により、効率的・効果的な運営維持管理を実施します。

### 3. 運営維持管理の項目別の基本方針

---

運営維持管理の方針をふまえた運営維持管理の項目別の基本方針は以下のとおり。

#### 3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

#### 3. 2 企画運営管理業務に関する項目

##### ①行催事企画運営

歴史資源や自然資源などを活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。明日香村や関係団体など地域と協力・連携したイベント等の充実を図る。

##### ②広報

国内外からの広域的な集客を図るため、飛鳥公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、明日香村等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

##### ③公園ボランティア活動の支援・調整

既存のボランティア団体である「飛鳥里山クラブ」への参加促進を図る。また、各ボランティア団体が円滑に活動できるよう支援するとともに、飛鳥里山クラブ等と連携し、里山を活用した環境教育などのプログラムの充実を図る。

##### ④公園利用者への利用者指導、サービス

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子ども・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、利用上の注意などの利用者指導、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応などを適切に実施する。

##### ⑤安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

## ⑥園内巡視

公園利用者の安全利用の確保、利用者サービス及び公園施設の点検確認のため定期的に園内巡視を行う。

## ⑦救護

入園者に事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

## ⑧災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害時には、国営飛鳥歴史公園事務所災害対策部運営計画に基づき、適切な措置・対応を行う。

### 3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目

#### ①維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実にを行う。

#### ②清掃等

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、園内清掃を計画的に実施する。また、園内で発生する塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って適切に処理する。

### 3. 4 植物管理業務に関する項目

#### ①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や歴史的風土・景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。

#### ②草花管理

園内各所の花壇・花畑などを適切に管理し、季節に応じた草花の充実を図る。

#### ③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去、施肥など適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

#### ④地被類管理

園内に自生している野生植物などの保護に配慮した草刈等を実施する。

## ⑤リサイクル

公園内で発生する植物性廃棄物について、刈草、落ち葉等の堆肥化や、剪定材・間伐材の再利用などのリサイクルを推進する。

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
共通仕様書

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>総 則</b> .....	1
第1条	目 的 .....	1
第2条	適 用 .....	1
第3条	総 則 .....	1
第4条	用語の定義 .....	1
第5条	準拠規定 .....	2
第6条	事業者の義務 .....	4
第7条	事業者と近畿地方整備局の責任分担 .....	5
第8条	事前協議事項 .....	6
<b>第2章</b>	<b>業務内容</b> .....	6
第9条	運営維持管理方針 .....	6
第10条	履行場所及び履行期限 .....	7
第11条	業務実施日時等 .....	8
第12条	業務内容及び業務対象 .....	8
第13条	業務実施体制 .....	9
第14条	総括責任者及び業務責任者 .....	10
第15条	業務担当者 .....	10
第16条	業務計画書 .....	10
第17条	業務報告書 .....	11
第18条	記録の保存 .....	12
第19条	記録の提出 .....	12
第20条	利用指導及び利用者サービス .....	12
第21条	包括的管理 .....	13
第22条	広報・行催事等 .....	14
第23条	拾得物、残置物の処理 .....	14
第24条	公園管理者の要請への協力 .....	15
第25条	別途工事等との調整 .....	15
第26条	その他の協議・報告等 .....	15
第27条	関係者との連携等 .....	15
第28条	事業評価業務 .....	15
第29条	公園管理者が行うモニタリング調査 .....	16
<b>第3章</b>	<b>公園内の安全管理</b> .....	17
第30条	安全管理及び入園に際して .....	17
第31条	消防計画 .....	17
第32条	安全確保 .....	17
第33条	救急対応 .....	17
第34条	災害時、異常時等の対応 .....	18
第35条	臨機の措置 .....	18
第36条	利用規則 .....	18
<b>第4章</b>	<b>雑 則</b> .....	19
第37条	協議等 .....	19
第38条	官公署への連絡、届出 .....	19
第39条	本業務の再委託 .....	19
第40条	保険の付保及び事故の補償 .....	19
第41条	建築物及び機械器具の無償提供等 .....	20
第42条	本業務の引継 .....	20
第43条	情報公開 .....	20
<b>第5章</b>	<b>コンプライアンス</b> .....	21
第44条	守秘 .....	21
<b>第6章</b>	<b>個人情報の取扱いについて</b> .....	21



第45条	基本的事項	21
第46条	秘密の保持	21
第47条	取得の制限	21
第48条	利用及び提供の制限	21
第49条	複写等の禁止	21
第50条	再委託の禁止	21
第51条	事案発生時における報告	21
第52条	資料等の返却等	22
第53条	管理の確認等	22
第54条	管理体制の整備	22
第55条	従事者への周知	22
第56条	罰則	22
<b>第7章</b>	<b>委託費の支払い</b>	<b>22</b>
第57条	委託費の支払い	22
参考1	各業務の積算体系	24

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

国営飛鳥歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした全国最初の国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として、公園整備を進めている。

本公園の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘樫丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.6ha）の計59.7haからなり、昭和46年の祝戸地区開園以降、石舞台・甘樫丘・高松塚周辺地区を順次概成開園、現在4地区（46.1ha）が概成開園しており、年間約118万人に利用されている。各地区ともそれぞれの歴史的蓄積や地形、植生、立地条件などを考慮し、周辺の歴史的風土と調和した景観となるよう配慮されており、以下の整備方針により整備を行っている。

- （1）国営飛鳥歴史公園は、現存の地形と植生を尊重し、文化財の保存と活用を図り、及び周辺の歴史的風土と調和した景観構成とする。
- （2）4地区は、それぞれの特性をいかし、甘樫丘地区については展望及び散策、石舞台地区については史跡鑑賞、祝戸地区については展望及び宿泊研修の拠点的功能を確保し、又高松塚周辺地区は史跡及び古墳壁画の鑑賞の利便に供するとともに、以上4地区の管理機能を持たせることとする。
- （3）公園施設は、園路、広場、並びに休養、教養、便益、修景、展望及び管理の各施設を適切に配置する。なお、園路は、特に飛鳥周遊歩道との関連において系統的に配置する。

### 第2条 適 用

本仕様書は、H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第3条 総 則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって国営飛鳥歴史公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、国営飛鳥歴史公園運営業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

### 第4条 用語の定義

本仕様書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「公園管理者」とは、国営公園の管理主体者である地方整備局または国営公園事務所のこと。
- （2）「調査職員等」とは、公園管理者として本業務を監督する職員のこと。
- （3）「事業者」とは、国営公園の運営維持管理業務の受託者のこと。
- （4）「業務責任者」とは、本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理を担当する業務従事者のこと。
- （5）「指示」とは、要項の定めに基づき、公園管理者が事業者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。

- (6) 「承諾」とは、要項で明示した事項について、公園管理者と事業者が書面により同意すること。
- (7) 「協議」とは、書面により要項の協議事項及び公園管理者が指示する事項について、公園管理者と事業者が合議し結論を得ること。
- (8) 「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。
- (9) 「提出」とは、公園管理者が事業者に対し、または事業者が公園管理者に対し本業務に係る書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。
- (10) 「報告」とは、事業者が公園管理者に対し、事業の状況または結果について書面をもって知らせること。
- (11) 「書面」とは、定められた様式または公園管理者が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、書式以外の様式、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。電子納品を行う場合は別途公園管理者と協議するものとする。
- (12) 「使用料」とは、都市公園法施行令第20条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を事業者が公園管理者に納める料金のこと。
- (13) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材について、性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- (14) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- (15) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

## 第5条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の規定等に準拠する。

- 1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 消防法、同法施行令、同法施行規則
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律  
同法施行令、同法施行規則、建築物環境衛生管理基準
- 5) 水道法
- 6) 河川法
- 7) 電気事業法
- 8) 食品衛生法
- 9) 官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）
- 10) 下水道法
- 11) 浄化槽法
- 12) 環境基本法
- 13) 大気汚染防止法
- 14) 水質汚濁防止法
- 15) 騒音規制法
- 16) 振動規制法
- 17) 悪臭防止法

- 18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 19) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 20) リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
- 21) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 22) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 23) 風俗営業法
- 24) 建設業法
- 25) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 26) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 27) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 28) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年12月）（国家公安委員会・総務省・国土交通省）
- 29) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月）（国土交通省）
- 30) 景観法、屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例、明日香村景観条例
- 31) 奈良県風致地区条例
- 32) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 33) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- 34) 奈良県版レッドデータブック（平成20年3月）（奈良県）
- 35) 土木工事共通仕様書(案)（平成21年4月）（近畿地方整備局）
- 36) 土木工事施工管理基準及び規格値（案）（平成21年4月）（近畿地方整備局）
- 37) 土木構造物標準設計（平成12年9月）（国土交通省）
- 38) 土木工事標準設計図集（平成17年2月）（近畿地方整備局）
- 39) 建築保全業務共通仕様書（平成20年版）（国土交通省）
- 40) 建築保全業務報告書作成の手引き（平成20年版）（(財)経済調査会）
- 41) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 42) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 43) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 44) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 45) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 46) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成22年版）（国土交通省）
- 47) 電気通信設備工事共通仕様書（平成22年版）（国土交通省）
- 48) 機械工事共通仕様書（案）（平成19年3月）（国土交通省総合政策局建設施工企画課）
- 49) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、同法施行令
- 50) 情報セキュリティ対策（平成20年5月）（近畿地方整備局）

- 51) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－１）
- 52) 「H24-26 国営飛鳥歴史公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて（別添－２）
- 53) 個人情報の保護に関する法律
- 54) 遺失物法
- 55) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 56) デジタル写真管理情報基準（案）（平成２０年）（国土交通省）
- 57) 国土交通省委託契約取扱要領
- 58) その他、関係諸法令

#### 第6条 事業者の義務

1. 事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 事業者は、本業務の実施にあたって、常に調査職員等と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成をはかるものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

## 第7条 事業者と近畿地方整備局の責任分担

本業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(責任分担表)

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
業務実施日時の変更	業務実施日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		○	
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用431万円（税抜き）※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	
	上記2項目以外の場合 ※予算の状況により施設を使用中止とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下、この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設を使用中止とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		○	
	共通仕様書第27条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○	
	上記以外の場合	○		

※ 年間修繕費用（431万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成20年～平成22年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-14「修繕履歴」を参照のこと。

## 第8条 事前協議事項

次の各号に掲げる場合は事前に調査職員等と協議する。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
3. 建物又は工作物（ただし委託契約書に基づき無償提供された提供施設を除く）について大規模な修繕を要する事態が生じたとき。
4. 広報、行催事の実施方法を決定するとき。
5. その他、本業務の実施にあたって不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

## 第2章 業務内容

### 第9条 運営維持管理方針

事業者は、以下の運営維持管理の方針を踏まえ、別添－3「施設配置図」、別添－4「植栽管理区分図」等をもとに本業務の遂行に努めなければならない。

#### <運営維持管理の方針>

運営維持管理業務については、以下の運営維持管理の方針のもと適切に行うこと。

##### (1) 運営管理の理念

公園施設機能を良好な状態に保持し、飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等の観点から、その機能を向上させ、当地域の歴史的風土保存上の一大拠点として、広く国民の健全な利用に供する。

##### (2) 業務実施の方針

事業者は、本業務の実施にあたっては、各運営者間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目を基本的事項とし、目的達成のため最善の努力をすること。

##### 1) 飛鳥らしい歴史的風土を維持します

国営飛鳥歴史公園は、飛鳥地域の歴史的風土の拠点に立地することから、公園内の史跡とその周辺の里山など、施設や、自然の環境を常に良好な状態に保ち、飛鳥地域の風土・景観保持をリードします。

##### 2) さまざまな方に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します

国内外からの来園者をはじめ、お子様や高齢者、障がい者などにも安全で快適に公園を楽しんでいただくために、明日香村等と協力しながら地域の観光周遊ネットワークの充実を図るとともに、観光ルートやバリアフリー化施設の案内充実や、説明パネルの改善などを行います。

##### 3) 楽しく歴史を学べる場を充実します

これまでの「勾玉づくり」や「火おこし体験」などに加えて、飛鳥地方の歴史や風土を活かした新たな歴史学習メニュー・イベントの開発と実施に取り組み、子どもたちが楽しみながら「飛鳥を学べる場」を充実します。

##### 4) 飛鳥の生態系や環境との共生を図ります

飛鳥にふさわしい植生管理を行い、生態系・環境との共生を図るとともに、飛鳥らしい里山景観を保護します。また、刈草や落ち葉の堆肥化や間伐材のリサイクルを行い、環境に優しいリサイクル型の公園管理を行います。

##### 5) 地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします

地域の方々や全国の飛鳥ファンの思いを活かした公園を目指して、地域の方々との連携と協働を進めるとともに、ボランティア活動の充実に取り組みます。

6) よりたくさんの方々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます

明日香村をはじめとする飛鳥地域を訪れる皆さんがいつでも飛鳥を楽しんでいただけるように、また、さらに多くの方々に飛鳥を楽しんでいただけるように、明日香村や周辺市町村、関係する団体と協力・連携して飛鳥にふさわしいイベントや広報に取り組みます。

7) 効率的・効果的な運営維持管理を実施します

国営公園として利用者に対する適切なサービスを確実に提供していくため、経営努力や創意工夫等により、効率的・効果的な運営維持管理を実施します。

## 第10条 履行場所及び履行期限

### 1. 履行場所

国営飛鳥歴史公園

- ・奈良県高市郡明日香村大字島庄、大字祝戸、大字稲淵、大字坂田、並びに大字橘（祝戸地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字祝戸、大字島庄並びに大字上居（石舞台地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字豊浦並びに大字川原（甘櫓丘地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字平田並びに大字御園（高松塚周辺地区）

※ 公園事務所、車庫等を無償貸し出しする。

### 2. 履行期限

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度受託者（(財)公園緑地管理財団）から業務開始日までに必要な引き継ぎを受けなければならない。



## 第11条 業務実施日時等

区分	内容
公園	当公園に休園日は無い。
国営飛鳥 歴史公園館	4月1日～11月30日 9:30～17:00 休館日なし
	12月1日～2月末日 9:30～16:30 12月29日～1月3日は休館日
	3月1日～3月31日 9:30～17:00 休館日なし

※本業務の基本的な実施期間は1月4日～12月28日、基本的な実施時間は8:45～17:30を想定している。

※繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が近畿地方整備局長に協議し、同意を得た上で、国営飛鳥歴史公園館の早朝・夜間開館を行うこと。

※国営飛鳥歴史公園館の開館期間について、定期点検等の実施により休館が必要な場合は事業者が近畿地方整備局長に協議し、同意を得て休館とする。

※ただし、業務実施時間外でも、巡視等の業務を行うものとする。

## 第12条 業務内容及び業務対象

1. 事業者は、国営公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設（別紙－1「主要公園施設一覧」を参照）を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。詳細については、別紙－2「主要建築物一覧」を参照すること。

＜業務内容＞

- 1) 公園施設運営維持管理業務（委託費により行う業務）

- (1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

- (2) 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

- (3) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等

- (4) 植物管理業務

- ・草刈り、施肥、灌水、剪定等

2. 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務は、本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う業務である。

3. 企画運営管理業務は、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、園内巡視や門衛、

- 本業務に関わる自動車維持等を行う。
4. 施設・設備維持管理業務の維持修繕・保守点検は、建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う業務である。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行うこと。
  5. 清掃は、公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。
  6. 植物管理業務は、公園利用者に対して四季折々変化する里山の緑・花や紅葉等の観賞の場を提供するため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う業務である。
  7. 各業務の内容は別紙－6「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（本業務全体の計画立案及びマネジメント）」、別紙－7「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（企画運営管理）」、別紙－8「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）」、別紙－9「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）」に示すとおりとするが、具体的な業務の実施方法、実施時期及び実施頻度等については、企画提案の内容を踏まえて業務計画書に定めるものとする。
  8. 国営飛鳥歴史公園事務所（以下「公園事務所」という）の以下に示す運営維持管理は本業務の対象外とする。

範囲	項目	業務対象
公園事務所（建築・設備）	施設保全業務	対象外
	清掃他業務	
	警備（セキュリティシステム）	
	電力/上下水道料金他の支払	

※ 公園事務所の範囲：公園事務所（事務室＋共通部分）＋車庫（国使用部分＋共通部分）

9. 施設保全業務（別業務）は、法定点検（公園事務所内の消火器、甘樫丘地区浄化槽、祝戸地区貯水槽、エレベーター）、その他庁舎内の施設点検等が含まれる。
10. 清掃他業務（別業務）は、公園事務所の庁舎清掃である。
11. 警備業務（セキュリティシステム）（別業務）は、公園事務所施設の機械警備である。国営公園内の巡視等は本業務の事業者において実施するものとする。

### 第13条 業務実施体制

1. 事業者は、入札参加時に提案した運営維持管理業務の内容（申請書類）に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して業務実施体制を構築する。
2. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等運営業務

への委託費の支出は認めない。収益施設等運營業務責任者と兼務する場合、収益施設等運營業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

3. この他、看護師又は応急手当等の研修を受けた救急を担当する者を配置するものとする。
4. 総括責任者、各業務責任者、各担当者の氏名及び保有している資格名は、公園内の施設内に掲示すること。
5. 業務実施期間中は、第 12 条 1) (1)～(4)の業務責任者及び収益施設等運營業務の業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第 12 条 1) (1)～(4)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事(勤務)場所は、国営飛鳥歴史公園管理センターとすることを想定している。
6. その他、業務を遂行するにあたっては、法令上必要な資格要件を備えているものを配置するものとする。  
(参考) 過年度事業者が有する資格  
防火管理者  
衛生管理者  
普通救命講習修了者  
サービス接遇検定(1～3級)
7. 各業務に必要な人員数を適宜配置すること。なお、公園館には開館中 1 名配置すること。
8. 職員は、管理運営に必要な研修を受け、利用者の快適かつ安全な利用環境の向上に努めること。

#### 第 14 条 総括責任者及び業務責任者

1. 事業者は、総括責任者及び業務責任者を定め、書面により公園管理者に通知しなければならない。
2. 事業者は、本業務の遂行にあたり、利用者の安全確保及びサービス向上のための職員育成及び運営に必要な研修を実施するものとする。
3. 総括責任者及び業務責任者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

#### 第 15 条 業務担当者

1. 総括責任者は、本業務の実施に先だて業務担当者の氏名等を記載した名簿及び資格証の「写し」を公園管理者に届け出る。  
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
2. 業務担当者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

#### 第 16 条 業務計画書

1. 総括責任者は、各年度の業務開始日の 14 日前までに、下記内容等の必要な事項を記載した企画提案書にもとづく「業務計画書」を公園管理者に提出し、承諾を得なければならない。
  - ・ 年間管理運営計画(月別)
  - ・ 年間行事計画書(月別)
  - ・ 包括的な質の目標(月別)
  - ・ 業務実施体制

- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
  - ・ 実施計画書（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」）
  - ・ 四半期別必要経費内訳書（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」）
  - ・ 再委託承諾申請書（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」）
  - ・ 本業務全体の計画立案及びマネジメント計画
  - ・ 企画運営管理作業
  - ・ 施設・設備維持管理作業（維持修繕・保守点検、清掃）
  - ・ 植物管理作業
  - ・ 公園内巡視作業（巡視計画書）
  - ・ 利用指導
  - ・ 安全管理、救急救護、防災計画、災害対策、緊急時対応、臨機の措置
  - ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
  - ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
  - ・ 環境への配慮
2. 「業務計画書」の作成にあたっては、公園利用者からの意見を収集する仕組みを構築し、出された意見等については、検討のうえ、業務計画を策定するものとする（平成24年度は除く）。
  3. 「業務計画書」は利用状況、施設の状態、景観及び生物の生育環境の状況等に応じ、随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議することができる。
  4. 四半期別必要経費内訳書には数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

#### 第17条 業務報告書

1. 事業者は、次に掲げる報告書を公園管理者に定期的に提出する。
  - 1) 「管理月報」（提出期限は翌月の10日）（様式1「管理月報」参照）
  - 2) 包括的な質の月別報告（毎月5日まで）  
（様式2「包括的な質の月別報告」参照）
  - 3) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日）  
（様式3「管理四半期報」参照）。
  - 4) 「定例会議報告書」（毎月15日まで）（任意様式）
  - 5) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）（任意様式）
  - 6) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）（任意様式）
  - 7) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（任意様式）
  - 8) 上記以外の公園管理者で指定した報告事項（適宜）
2. 事業者は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく次に掲げる報告書（正副2通）に成果物を添えて提出する。
  - 1) 「完了報告書」（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」参照）
  - 2) 「精算報告書」（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」参照）
  - 3) 「残存物件報告書」（別添－5「国土交通省委託契約取扱要領」参照）
  - 4) 「事業評価報告書」（任意様式）
  - 5) 「実施状況等の記録書」（任意様式）
3. 「事業評価報告書」には、利用者の意見や要望の把握を本業務に反映させるよう努めた事項について、自己評価を行いまとめる。
4. 経理状況に関する帳簿類及び実施状況等の記録書は常に整理し、公園管理者か

らこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。

5. 「実施状況等の記録書」には、以下の事項を含める。
  - 1) 作業日誌
  - 2) 保守点検の記録
  - 3) 作業実施数量の記録
  - 4) 作業記録写真
  - 5) 安全衛生点検の記録
  - 6) 修繕等の記録
  - 7) その他、調査職員等が指示する記録

#### 第18条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は事業者において5年間保存する。

#### 第19条 記録の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、前条の報告書の最終成果を電子データで納品することをいう。
2. 電子データとは、「近畿地方整備局における電子納品の手引き（案）」【業務編】【土木工事基本編】【情報共有システム編】（以下「電子納品の手引き」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
3. 最終年度の業務を完了したときには、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
4. 公園管理者、事業者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
5. 「電子納品の手引き」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
6. 上記によりがたい場合は、調査職員等と協議するものとする。

#### 第20条 利用指導及び利用者サービス

1. 利用者に対して、健全な公園利用の増進を図ることともに、安全快適な利用のため、利用上の注意、誘導等適切な措置をとること。
2. 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
3. 施設・設備の利用方法については、事故が発生しないように施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な説明・案内を行うこととする。不相当と認められる者に対しては、適正な利用方法を指導すること。
4. 利用者からの苦情、要望、問い合わせに対しては、誠意を持って、適切な案内や応対を行うこと。苦情等の内容及び対応措置の結果について日報等に記録し（任意様式）、調査職員等から提示を求められた時に提出する。
5. 苦情等への対応手続きを文書により整理すること。また、職員が、当該手続きの内容を十分に理解するようにすること。
6. 公園の概要や行催事等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応する。必要に応じて周辺施設の管理者にも連絡を行うこと。
7. 事業者は、別添-6「巡回ポイント」に基づき「巡視計画書」を作成し、事前

- に調査職員等の承諾を得るものとする。
8. 事業者は、「巡視計画書」を踏まえ、安全・快適かつ適切な公園利用ができるよう公園内を巡視し、利用者への指導及び利用者サービスを行うとともに施設を点検確認するものとする。
  9. 事業者は、常に利用者及び来園車両の動向を把握し、混雑回避、安全誘導など、適切に利用指導及び利用者サービスを行わなければならない。
  10. 事業者は、公園内巡視を行い、防犯、防火その他の安全確認を行わなければならない。
  11. 事業者は、危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、使用状況を適宜把握し、不適切な公園利用を行っている者及びその恐れがあると認められる者を確認した時は、速やかにこれを制止もしくは適切な利用指導を行うものとする。
  12. 利用者が利用指導に応じないで他の利用者に危害を及ぼしたり、公園施設に損傷を与えるなどの迷惑行為を行った場合、又はそのおそれがある場合は、臨機の措置を取り、かつ、速やかに調査職員等に報告し、その指示を受けなければならない。
  13. 事業者は、施設の損傷及び消防、救急活動等緊急を要する事態を認めたときは臨機の措置をとり、速やかに調査職員等に報告するものとする。
  14. 事業者は、公園内外において、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるための措置（ご意見箱、ホームページ等）を行うものとする。
  15. 事業者は、利用者から都市公園法第5条、第6条又は第12条に関する申請の受付を行う。（別添－7「申請書」参照）
  16. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「車両乗り入れ許可条件」を遵守して走行するものとする。（別添－7「申請書」参照）なお、園内を車両で移動する際は徐行することとする。
  17. 事業者は、利用者から申請の事前相談等も受け、申請の内容と本業務内容との調整を行った上で、事業者としての意見を付して申請書とともに公園管理者へ提出する。
  18. 事業者は、国の審査により許可を得られた場合には、国が発行する許可証を申請者へ渡すものとする。
  19. 事業者は、利用者指導の一環として、石舞台古墳、高松塚古墳、中尾山古墳を管理している文化庁等や、高松塚壁画館、祝戸地区の研修宿泊所祝戸荘を管理している（財）古都飛鳥保存財団と協力・連携を図り、都市公園法の許認可に係る前段階の調整や、近畿地方整備局が行う各種行事への対応など、行政支援を行うものとする。

## 第21条 包括的管理

事業者は、本公園の利用促進の一環として、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。本公園の利用促進のために積極的な実施を進めること。

1. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の共催等も可能とする。
2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員等と協議を行うこと。
3. 調査職員等と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
4. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の利用者による利用や安全に支

- 障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
5. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法 第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、別添一7「申請書」を公園管理者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
  6. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づき、使用料を納めることが必要となる場合がある。
  7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担すること。
  8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
    - (1) 事業者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自主事業の実施場所に協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、奈良県屋外広告物条例等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
    - (2) 事業者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
    - (3) 事業者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
  9. 事業者は、公園管理者が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

## 第22条 広報・行催事等

1. 歴史的資源や里山を活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な行催事を提供すること。
2. 国営飛鳥歴史公園の自然・歴史・文化等の資源や、広域観光などについて、ホームページやパンフレット等の各種媒体により情報発信、情報提供などを行うこと。（パンフレット等の送付先の過去実績は個人宛を除き250件）
3. 事業者は、広報・行催事の実施については、別添一8「国営飛鳥歴史公園における広報・行事等の取り扱いについて」により行うものとする。
4. 事業者は、本公園の利用促進のために、利用者の動向を把握しながら、計画的な広報、行催事等を行うものとする。
5. 事業者は、行催事等の実施に当たっては地域の活性化等に寄与するように、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を積極的に推進するものとする。
6. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事等の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の一般客の利用や安全に支障が生じないように十分に調整を図って対応するものとする。
7. 事業者は、本公園の利用促進・緑化啓発に関する事業を企画し、実施すること。
8. 事業者は、公園内の既存のボランティア団体と十分な連携・調整を行い、公園利用促進を図るものとする。

## 第23条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員が、国営飛鳥歴史公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員は、遺失物法に規定する報労金について受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員等と協議すること。

#### 第24条 公園管理者の要請への協力

1. 調査職員等から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、公園管理者が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、公園管理者が開催する公園関係者の定例会、定例点検などを実施するものとする。なお実施前に時間的に余裕を持って、実施時期や方法について、公園事務所に連絡すること。定例会については、公園事務所等とともに開催するものとし、定例点検については、公園事務所が同行する場合がある。なお、定例会で使用した書類は、電子データにより、調査職員等へ提出する。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は公園管理者の指示により立会等に協力する。

#### 第25条 別途工事等との調整

1. 国の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、全園停電を行うため、詳細については、調査職員等と打ち合わせること。

#### 第26条 その他の協議・報告等

事業者は、公園の管理・運営等で必要な協議を積極的に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

1. 関係機関、ボランティア団体等との協議
2. その他施設の運営者との協議
3. 許認可申請等に関する調整
4. その他（ネーミングライツ等の新業務への対応など）

#### 第27条 関係者との連携等

事業者は、公園の管理・運営等で必要に応じて、関係者と連携を図ること。また、別添－9「事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割」に示す会議に参加すること。

#### 第28条 事業評価業務



事業者は、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるため、次の調査を行い、その結果について公園管理者に報告する。

1. 利用者の意見要望の把握

事業者は、公園内外において、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるための措置（ご意見箱、ホームページ等）を行うものとし、これを分析する。

2. 本業務に対する自己評価

本業務に関して、年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、公園管理者に提出する。

## 第29条 公園管理者が行うモニタリング調査

1. 公園管理者は、事業者で実施する事業評価業務（第28条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する業務を発注する。

2. 公園管理者は、公園利用者を対象として、別紙-12「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票の内容等について、アンケート調査を年間4回以上（実施月の平日・休日各1日）実施する。サンプル数は年間で4,000件程度とし、アンケート調査は、4地区それぞれにおいて、対面式で行う予定である。

3. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に際しては、モニタリング実施日の調整等の面において協力するものとする。

4. 調査内容は、運営維持管理業務で示した指標の評価や事業者からの企画提案事項の履行状況を確認する予定である。

### 第3章 公園内の安全管理

#### 第30条 安全管理及び入園に際して

事業者は、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に善良かつ安全な管理を行い、本業務を履行するものとする。

異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告しその指示に従う。また、駐車場の利用にあたっては調査職員等の指示に従うものとする。

喫煙場所については、園内に設置されている灰皿周辺のみとする。

#### 第31条 消防計画

1. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、別添-10「国営飛鳥歴史公園消防計画書」を遵守するものとする。
2. 事業者は、別添-10「国営飛鳥歴史公園消防計画書」第2条(2)～(8)については防火管理者に協力することとする。また、毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告するものとする。

#### 第32条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の事項について、遅滞なく、書面(様式5「事故情報記録」)により調査職員等に報告するものとする。
  - (1) 事故発生日時
  - (2) 事故発生場所
  - (3) 事故発生の原因
  - (4) 事故の程度
  - (5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - (6) 事故処理の概略

#### 第33条 救急対応

1. 事業者は、業務計画書の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
2. 事業者は、業務実施時間中は救急担当者を配置し、救急活動に当たらなければならない。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その結果を速やかに調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

### 第34条 災害時、異常時等の対応

1. 調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、迅速に必要な人員を確保し対応する。
2. 設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
3. 災害時には公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこととする。

### 第35条 臨機の措置

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ公園管理者の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。
3. 公園管理者は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
4. 事業者は、事故や災害発生時等について、国営飛鳥歴史公園事務所で策定した別添-11「災害対策部運営計画（抄）」、及び様式5「事故情報記録」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。

### 第36条 利用規則

1. 公園における利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、公園の利用に関し必要な事項について、別添-1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。

## 第4章 雑 則

### 第37条 協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議すると共に、協議の内容を記録して公園管理者に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、公園管理者の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して公園管理者に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合は、公園管理者と事業者の間で調整又は協議を行う。

### 第38条 官公署への連絡、届出

1. 事業者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる時は事業者において行う。

### 第39条 本業務の再委託

1. 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。
  - ・本業務における総合的企画
  - ・業務遂行管理
  - ・各業務手法の決定
  - ・運営維持管理業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務の計画立案及びマネジメント）
2. 事業者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、「再委託（変更等）承諾申請書」（別添ー5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）により公園管理者の承諾を得なければならない。再委託する場合、事業者は適切な契約方法をとるよう努めること。
3. 事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、協力者は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を協力者としてはならない。

### 第40条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

#### 第41条 建築物及び機械器具の無償提供等

1. 本業務の遂行に必要な国の建築物及び機械器具等（別紙－13「提供施設及び提供物品等」）に限り、事業者が無償で提供する。提供施設については事業者にて適正に管理することとし、その取扱いは別添－12「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」による。
2. 事業者は、本業務完了の際、残存する備品で公園管理者がその費用を負担したのものについて当該備品を公園管理者に引き渡す。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいい、その取扱いについては、別添－12「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」による。
3. 事業者は、公園事務所の事務・事業に支障をきたさない範囲において、公園事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、公園事務所の事務・事業に支障を起すことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、公園事務所の承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、公園事務所の承諾・確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

#### 第42条 本業務の引継

1. 事業者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すとともに、公園管理者又は新たな事業者と十分に事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。ただし、原状回復について公園管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 不可抗力その他、公園管理者や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第13条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

#### 第43条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議すること。

## 第5章 コンプライアンス

### 第44条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 別添ー2「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務における情報セキュリティについて」に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第54条により罰則の適用がある。

## 第6章 個人情報の取扱いについて

### 第45条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第46条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第47条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 第48条 利用及び提供の制限

事業者は、公園管理者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第49条 複写等の禁止

事業者は、公園管理者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために公園管理者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第50条 再委託の禁止

事業者は、公園管理者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 第51条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、公園管理者の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 第52条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために公園管理者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに公園管理者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、公園管理者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 第53条 管理の確認等

公園管理者は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、公園管理者は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 第54条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 第55条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 第56条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、登用した場合は、に基づき罰則が科せられる。

### 第7章 委託費の支払い

#### 第57条 委託費の支払い

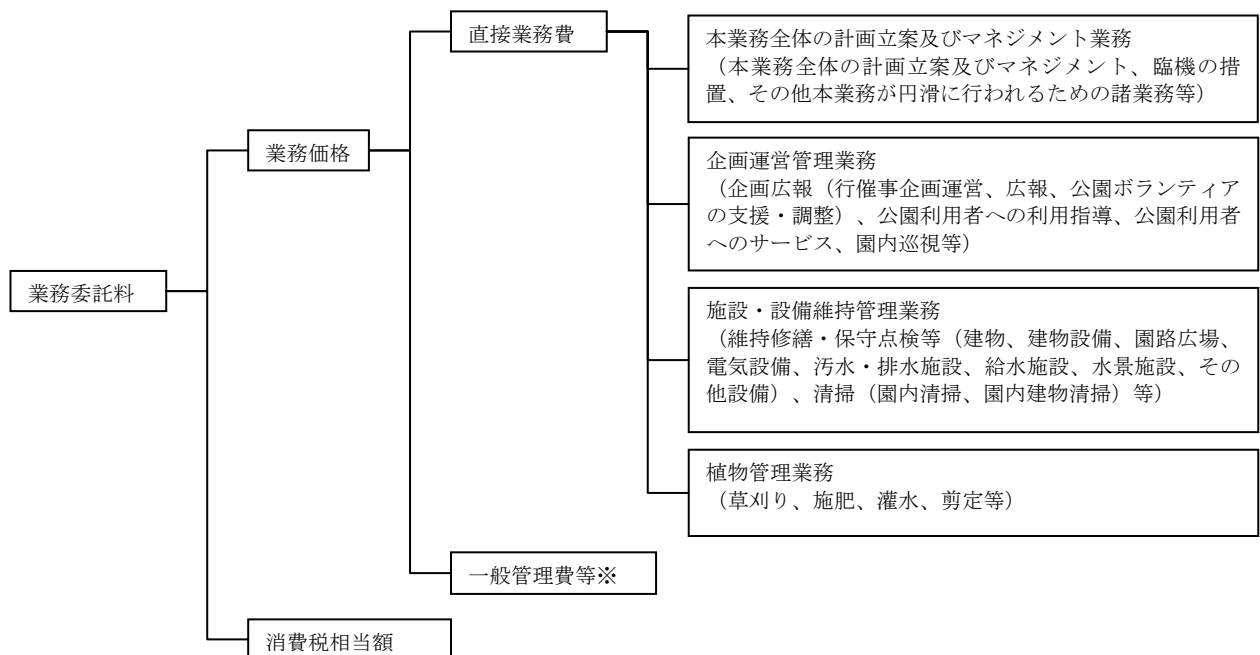
1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額の範囲内とする。
3. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基

づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。

4. 事業者の運営維持管理の責任に抛らない事由により、包括的な質および個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額を行わない。
5. 各業務の積算体系は、参考1のとおりである。



## 参考1 各業務の積算体系



※ 本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(本業務全体の計画立案及びマネジメント)

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

## 目次

第1章	総則	1
	第1条適用	1
	第2条作業員の服装等	1
	第3条安全管理等	1
	第4条利用サービス	1
第2章	本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	2
	第5条目的	2
	第6条本業務全体の計画立案	2
	第7条マネジメント業務	2
	第8条その他	2
第3章	ホームページ運用	3
	第9条目的	3
	第10条公開場所	3
	第11条国営飛鳥歴史公園のホームページによる情報発信	3
	第12条掲載情報の更新・修正・訂正	3
	第13条その他	3
第4章	インターネット活用における個人情報の取扱い	5
	第14条目的	5
	第15条基本的な考え方	5
	第16条インターネットの利用の用途	5
	第17条発信できる個人情報の範囲及び取扱い	5
	第18条利用者の責務	5

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」のうちの本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

### 第2条 作業員の服装等

作業員の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

### 第3条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、すみやかに調査職員等に報告しその指示に従うものとする。
2. 実施にあたっては、十分な安全管理を行うものとする。
3. 車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。また、作業にかかる車両の持込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

### 第4条 利用サービス

1. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業員について、調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。

## 第2章 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

### 第5条 目的

本業務は、本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行うことを目的とする。

### 第6条 本業務全体の計画立案

国営飛鳥歴史公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の計画立案を行うものとする。

### 第7条 マネジメント業務

国営飛鳥歴史公園の基本方針をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営飛鳥歴史公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

### 第8条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員等と協議の上定めることとする。

## 第3章 ホームページ運用

### 第9条 目的

本業務は、国が国営飛鳥歴史公園に関する情報を発信する目的で作成したホームページ「国営飛鳥歴史公園ホームページ」（以下「本公園ホームページ」という。）を適切に維持・更新することを目的とする。

### 第10条 公開場所

本公園ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、発注者が指定するサーバに格納して公開することとする。

### 第11条 国営飛鳥歴史公園のホームページによる情報発信

1. 受託者は、ネットワークのシステム管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、管理者は、本公園ホームページ上で発信する情報について第4章に定める「インターネット活用における個人情報の取扱い」に基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. 管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を本公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 本公園ホームページは一つとし、収益施設等やイベントなどで作成したホームページはその中に含め、独自に開設しないこととする。

(参考)

過年度のサーバ調達費用

年度	サーバ調達費用
H20年度	276,000円（税抜き）
H21年度	276,000円（税抜き）
H22年度	276,000円（税抜き）

### 第12条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 本公園ホームページは、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 管理者は、本公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

### 第13条 その他

1. 管理者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、本公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮すると

もに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。

2. この仕様書によるもののほか、本公園ホームページの運用に関し必要な事項は、管理者が調査職員等と協議の上定めることとする。
3. ホームページにおける個人情報の取扱い基準については第4章「インターネット活用における個人情報の取扱い」に定める。

## 第4章 インターネット活用における個人情報の取扱い

### 第14条 目的

本業務は、インターネット活用における個人情報の取扱いを適切に行うことを目的とする。

### 第15条 基本的な考え方

ネットワークの利用に当たっては、明日香村個人情報保護条例（平成15年条例第4号）に基づき、公園利用者の個人情報の保護に努め、ネットワーク上においては、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得た場合を除き、個人情報を発信しないものとする。

### 第16条 インターネットの利用の用途

インターネットでの個人情報の利用に際しては、以下に掲げるような用途で利用する。この他に新たな用途が発生した場合は、調査職員等と協議する。

- 1) 問合せ・意見等に対する質問・回答
- 2) 本公園に関する情報・サービス等の案内
- 3) アンケート調査の実施
- 4) 各種応募・申請の受付
- 5) 投稿写真等の紹介
- 6) サイト利用履歴の分析

### 第17条 発信できる個人情報の範囲及び取扱い

#### 1. 発信の条件

発信できる個人情報は、本公園活動に必要と認められる場合に限ることとし、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得るとともに、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないよう配慮することとする。

#### 2. 上記の条件を満たした場合において発信できる個人情報は、次の通りとする。

- (1) 名前（作品等に付す場合など）
- (2) 肖像（個人が特定されない集合写真・公園利用風景の場合など）
- (3) 作品（公園内での活動において作成された製作物、絵画、写真など）
- (4) 居住地、趣味、特技、意見、考え方など

#### 3. いかなる場合においても発信できない個人情報は、次の通りである。

- (1) 国籍、思想、信条及びこれらに準ずるもの
- (2) 住所、電話番号、生年月日

### 第18条 利用者の責務

#### 1. 目的外利用の禁止

利用者は、ネットワークを通じて入手した情報については、個人情報保護の観点から適正な利用に努めるとともに、目的外の利用及び提供は行わないこととする。



(目的外利用の具体例)

- ・非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、本公園運営において望ましくない情報の送受信。
- ・インターネットを通しての商用その他営利活動。
- ・個人、団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信。
- ・外部接続した小型電算機等の機能、公共ネットワークあるいは通信に支障を与える行為。

## 2. 個人情報関係法令の遵守

利用者は、ネットワークを利用する際には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び明日香村個人情報保護条例等の関係法令を遵守することとする。

(個人情報関係法令の遵守すべき具体例)

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮する。
- ・インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害しない。

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(企画運営管理)

平成 23 年〇月

国土交通省近畿地方整備局

## 目次

第1章	総則	1
	第1条適用	1
	第2条事業者の責務	1
	第3条業務実施体制	1
	第4条施工体制の点検	1
	第5条歩掛実態調査及び諸経費動向調査	1
	第6条基本事項	1
	第7条作業従事者の服装等	2
	第8条安全管理等	2
第2章	行催事	3
2.1	利用プログラム	3
	第9条目的	3
	第10条利用プログラムの内容	3
	第11条利用プログラムの企画立案	3
	第12条利用プログラムの開催・運営	3
	第13条提出書類	3
	第14条利用プログラムにあたっての注意事項	3
	第15条その他	3
2.2	関係団体との連携	4
	第16条目的	4
	第17条公園利用促進業務	4
第3章	広報宣伝	5
	第18条目的	5
	第19条広報宣伝の方法	5
第4章	公園ボランティア	6
	第20条目的	6
	第21条飛鳥里山クラブの活動の内容	6
	第22条飛鳥里山クラブの登録の対象	6
	第23条飛鳥里山クラブの登録手続き	6
	第24条飛鳥里山クラブの登録等の変更	6
	第25条飛鳥里山クラブの登録の抹消	6
	第26条活動報告	7
	第27条その他	7
	第28条新規ボランティア登録の手続き	7
第5章	利用指導及び利用者サービス	8
	第29条目的	8

第30条基本事項	8
第31条利用案内	8
第32条救護	8
第33条非常時の安全管理	9
第34条人員配置	9
第6章 園内巡視	10
第35条目的	10
第36条巡視の種類	10
第37条通常期巡視	10
第38条繁忙期巡視	10
第39条臨時巡視	11
第40条巡視計画書	11
第41条巡視報告書	11
第42条巡視内容	11
第43条記録・報告	11

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」のうちの企画運営管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する調査職員等（以下「調査職員等」という。）と協議するものとする。

### 第3条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出しなければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第4条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条第2項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第6条 基本事項

1. 企画運営管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園内の植物管理業務等と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な企画運営管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。

6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

#### **第7条 作業従事者の服装等**

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

#### **第8条 安全管理等**

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。  
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第2章 行催事

### 2. 1 利用プログラム

#### 第9条 目的

本業務は、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として、通年を対象に歴史的資源や里山を活用した利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業を行うものとする。

#### 第10条 利用プログラムの内容

利用プログラムは、歴史的資源や里山を活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な内容とする。

事業者は、業務着手前に現地及び企画内容を十分に照査し、十分に調査職員等と協議するものとする。

#### 第11条 利用プログラムの企画立案

利用プログラムを適切かつ円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果等について企画立案する。その内容について調査職員等と協議し利用プログラムの開催について了解を得るものとする。

#### 第12条 利用プログラムの開催・運営

企画立案した利用プログラムの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する利用プログラムの開催・運営を行うものとする。

#### 第13条 提出書類

事業者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに提出するものとする。

1. 実施計画書……………実施前に適宜提出
2. 利用プログラム実施写真……………原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し、実施後速やかに整理・提出すること。

#### 第14条 利用プログラムにあたっての注意事項

1. 利用プログラム開催の前に、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
2. 利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
3. けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し報告すること。

#### 第15条 その他

1. 利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、利用プログラム実施中は、服装、言動等に注意し、公

- 園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告しその指示に従うものとする。
  3. 安全管理には十分注意し施工する。
  4. 車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。また、作業にかかる車両の持込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
  5. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
  6. 利用プログラムを開催する関係者については、アルバイト等をふくむスタッフ全員が名札を着用すること。

## 2. 2 関係団体との連携

### 第16条 目的

本業務は、歴史資源や自然資源などを活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図るとともに、「飛鳥光の回廊」をはじめとする明日香村や関係団体など地域と協力・連携したイベント等の充実を図るものとする。

### 第17条 公園利用促進業務

#### 1. 利用受付業務

- (1) 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、電話等の問い合わせに対応するものとする。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
- (2) ホームページ等を利用して、広報活動を行うものとする。
- (3) 持込みイベント等の受付を行うものとする。

#### 2. 利用調整業務

- (1) 団体での来園者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。
- (2) 団体での広場使用について、調整を行うものとする。
- (3) ボランティア活動の総括を行うものとする。

#### 3. 利用促進業務

- (1) イベントの企画、立案について行うものとする。
- (2) 来園者の利便性向上のために車椅子の貸出しを行うものとする。
- (3) 障がい者及び高齢者等の補助を行うものとする。



## 第3章 広報宣伝

### 第18条 目的

本業務は、国内外からの広域的な集客を図るため、国営飛鳥歴史公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、明日香村等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報などについて、広報宣伝を実施することを目的とする。

### 第19条 広報宣伝の方法

広報宣伝の方法は、過去の取組みを参考として、ホームページにおける情報発信や、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報宣伝を実施するものとする。

## 第4章 公園ボランティア

### 第20条 目的

本業務は、既存のボランティア団体である「飛鳥里山クラブ」の活動を促進するため、事業者がその実態を把握して側面的に支援することを目的とする。なお、飛鳥里山クラブの会長は、事業者の総括責任者（管理センター長）が担うものとする。

また、新規のボランティア団体の登録等も対応するものとする。

### 第21条 飛鳥里山クラブの活動の内容

活動の内容は次の各号のとおりとする。詳細は、別紙-20「市民参加による公園運営の取り組み 飛鳥里山クラブについて」を参照のこと。ただし、「飛鳥里山クラブ」会則については、協議のうえ変更可能とする。

1. 養成講座
2. サークル活動
3. 里山づくり隊
4. イベントリーダー活動
5. イベントスタッフ活動

### 第22条 飛鳥里山クラブの登録の対象

登録の対象は、国営飛鳥歴史公園において、活動を希望する個人とする。

### 第23条 飛鳥里山クラブの登録手続き

1. 事業者は、年一回、飛鳥里山クラブの新規会員の募集を行うものとする。なお、新規会員は、入会初年度に一年間の講座を受講するものとする。
2. 事業者は、飛鳥里山クラブに新規登録された会員について、速やかに調査職員等に連絡することとする。
3. 事業者は、前年度の活動者が引き続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画等について申出を受け、調査職員等に報告し許可を得るものとする。
4. 飛鳥里山クラブの登録の手続き（変更、抹消含む）の方法については、調査職員等と協議の上変更することができる。

### 第24条 飛鳥里山クラブの登録等の変更

事業者は、飛鳥里山クラブの会員登録、活動計画等の変更があった場合は、速やかに調査職員等に連絡することとする。

### 第25条 飛鳥里山クラブの登録の抹消

事業者は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、飛鳥里山クラブの会員登録を抹消することができる。

1. 会員より登録取消しの申出があったとき
2. 会員の所在が不明となり、連絡不能となったとき

3. 会員がボランティアとして不適格であると認められるとき

## 第26条 活動報告

事業者は、飛鳥里山クラブの各年度における活動の報告をとりまとめ、発注者へ報告をすることとする。

## 第27条 その他

事業者は、飛鳥里山クラブとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう次に掲げる支援を行うこととする。

1. 養成講座の開催
2. ボランティアが参加するイベントの企画
3. 本公園が主催するイベント協力者への交通費の支給
4. ユニホーム等の支給
5. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

## 第28条 新規ボランティア登録の手続き

1. 事業者は、新たに公園での活動を希望する者があった場合は、活動希望内容等必要事項について申出を受け、調査職員等に報告し許可を得るものとする。
2. 調査職員等は、前項の申出があった場合、事業者と活動希望内容等について協議し、登録の可否を決定する。
3. 新たに登録されたボランティアについては、速やかに別添-13「飛鳥公園ボランティア規約（例）」を参考に「ボランティア規約」を作成する。

## 第5章 利用指導及び利用者サービス

### 第29条 目的

本業務は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの利用指導、また電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、利用者サービスに関する業務全般を行う。

### 第30条 基本事項

1. 来園者に直接接する業務であり、来園者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感ぜさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、来園者等から入手した個人情報についてその適正な取扱いがなされるよう、万全の措置を講ずること。

### 第31条 利用案内

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園館にて来園者の問い合わせに対応すること。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
2. 来園者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
4. 公園館にて園内案内マップを希望者等に配布するとともに、車いすの貸し出しを行う。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

(参考)

過年度の車いすの貸出件数

年度	貸出件数
H20年度	33件
H21年度	29件
H22年度	24件

### 第32条 救護

1. 入園者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録し、調査職員等に経過を報告することとする。
2. 重大事故については、すみやかに調査職員等に報告し、その指示に従うこととする。

(参考)

過年度の救急対応案件

年度	救急対応案件				合計
	病気	負傷	事故	その他	
H20 年度	0 件	5 件	1 件	7 件	13 件
H21 年度	2 件	4 件	1 件	0 件	7 件
H22 年度	3 件	1 件	1 件	2 件	7 件

### 第 3 3 条 非常時の安全管理

災害時には入園者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこととする。

### 第 3 4 条 人員配置

利用者サービスに関する業務全般を適切に行う人員配置を行うこと。

(参考)

臨時職員（平成 19 年度～平成 21 年度の各年度の実績）

名 称	人数	期 間
企画担当	1	週 5 日
総務補助	1	週 2、3 日
公園館案内	1	毎日（2名のローテーション）

アルバイト職員（平成 19 年度～平成 21 年度の各年度の実績）

名 称	人数	期 間
里山あそび広場（春）	6 名	5 月の 3 日間（ゴールデン ウィーク）
里山あそび広場（秋）	4 名	10 月の 2 日間
光の回廊	20 名	9 月の 3 日間

※アルバイト職員の人数は、期間中の延べ人数を示す。

## 第6章 園内巡視

### 第35条 目的

本業務は、公園利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視（以下「巡視」という。）を実施することを目的とする。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

### 第36条 巡視の種類

巡視は、通常期巡視、繁忙期巡視、臨時巡視の3種類とする。

1. 通常期巡視（繁忙期以外の毎日 8:30～17:00）とは、繁忙期及び異常時以外の状態における公園内の点検確認、利用指導及び作業等を行う巡視をいう。
2. 繁忙期巡視（4月1日～4月4日、4月25日～5月9日、9月19日～11月8日及び4月、5月、11月の土日祝日 8:30～17:00）とは、園内の混雑状況に応じて、利用者（車輛等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。
3. 臨時巡視とは、イベント時および園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の利用状況を把握する巡視をいう。

### 第37条 通常期巡視

通常期巡視は、繁忙期以外の毎日において、次の事項について、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

1. 園内における利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
2. 入園者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
3. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置
4. 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置
5. 園内不審物の有無の確認
6. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
7. 植物、施設及び清掃状況等の点検
  - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
  - (2) 園路、広場の路面、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
  - (3) 案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場等の異常の有無
  - (4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
  - (5) 清掃の状況
  - (6) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無

### 第38条 繁忙期巡視

繁忙期巡視は、通常期巡視の事項に加えて、繁忙日の混雑状況に応じて、次の各号に

掲げる事項について重点的に巡視を行うものとする。

1. 駐車場の巡回
2. 利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導

### 第39条 臨時巡視

臨時巡視は、主として次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

1. 園内の被害状況
2. 利用障害等の状況

### 第40条 巡視計画書

事業者は、巡視計画書を作成し、調査職員等へ報告し承諾を得るものとする。

### 第41条 巡視報告書

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 巡視計画書（ルートを含む） ----- 巡視作業前に作成
2. 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 巡視日誌（写真帳含む） ----- 巡視実施後、速やかに作成
4. 巡視報告書（写真帳含む） ----- 月毎に作成
5. その他調査職員等が指示する書類 ----- 適宜

### 第42条 巡視内容

適正な巡視業務を実施するため、巡視員は以下の要領にて巡視業務を行うものとするが、巡視に先立ち関係書類等により、巡回に必要な事項を把握しておくものとする。

1. 巡視すべきポイントは別添-6「巡回ポイント」のとおりとし、巡視計画書に従って毎日巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
2. 巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
3. 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
4. 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条、別添-1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

### 第43条 記録・報告

巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受けるものとする。

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(施設・設備維持管理)

平成 23 年〇月

国土交通省近畿地方整備局



## 目次

第1章	総則	1
	第1条適用	1
	第2条事業者の責務	1
	第3条事前協議等	1
	第4条業務実施体制	1
	第5条施工体制の点検	1
	第6条歩掛実態調査及び諸経費動向調査	1
	第7条基本事項	1
	第8条作業従事者の服装等	2
	第9条安全管理等	2
第2章	園路広場維持修繕工	3
	第10条基本事項	3
	第11条補修、修繕	3
	第12条作成書類	3
	第13条業務実施時間	3
	第14条維持修繕項目	3
	第15条事業者の過失による事故、器物の破損等	4
第3章	工作物維持その他修繕（その他修繕）	5
	第16条基本事項	5
	第17条補修、修繕	5
	第18条作成書類	5
	第19条業務実施時間	5
	第20条維持修繕項目	5
	第21条事業者の過失による事故、器物の破損等	5
第4章	自動ドア保守点検作業	6
	第22条業務内容	6
	第23条業務管理する施設	6
	第24条一般事項	6
	第25条点検範囲と点検周期	6
	第26条保守作業	6
	第27条作成書類	7
	第28条点検作業にあたっての注意事項	7
	第29条緊急対応	7
	第30条その他	7
第5章	貯水槽清掃作業	8
	第31条作業目的	8

第32条点検作業内容	8
第33条作業にあたっての注意事項	8
第34条作成書類	8
第35条その他	8
第6章 消火器点検作業	9
第36条作業目的	9
第37条点検作業内容	9
第38条作業にあたっての注意事項	9
第39条作成書類	9
第40条その他	9
第7章 園内清掃等	10
第41条一般事項	10
第42条作成書類	10
第43条園内清掃	10
第44条ゴミ運搬工	10
第45条池清掃	10
第46条臨時清掃	11
第47条害虫対策工	11
第48条防災対策工	11
第49条付属物の清掃	11
第50条消耗品	11
第51条事業者の過失による事故、器物の破損等	11
第52条その他	11
第8章 公園内建物清掃	12
第53条一般事項	12
第54条作成書類	12
第55条消耗品	12
第56条事業者の過失による事故、器物の破損等	12
第57条公園館清掃	12
第58条休憩所他清掃	12
第59条便所清掃	13

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」のうちの施設・設備維持管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する調査職員等（以下「調査職員等」という。）と協議するものとする。

### 第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出しなければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第5条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条第2項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第6条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第7条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。

3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園内の植物管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

## 第8条 作業従事者の服装等

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

## 第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。  
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第2章 園路広場維持修繕工

### 第10条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第11条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。（大規模な修繕は発注者において行うので、詳細は調査職員等との協議によるものとする。）

### 第12条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第13条 業務実施時間

原則として、作業は8:45～17:15の間に行うものとする。

### 第14条 維持修繕項目

1. 木道・階段維持修繕  
園路の木道、木橋、木製階段を調査し、腐敗・破損箇所の取替・補修を行う。
2. 広場舗装維持修繕  
園路・広場の不陸整正又は平板ブロック、インターロッキングブロックの破損箇所の取替・補修を行う。
3. 木製工作物維持修繕  
木製デッキの腐敗・破損箇所の取替・補修、木製ベンチ等の塗装を行う。
4. 手摺・囲障維持修繕  
手摺・囲障の破損箇所の取替・補修・塗装を行う。
5. サイン・ファニチャー維持修繕  
案内・誘導看板の補修、簡易看板の製作を行う。
6. その他維持修繕  
公園利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行う。

#### **第15条 事業者の過失による事故、器物の破損等**

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

### 第3章 工作物維持その他修繕（その他修繕）

#### 第16条 基本事項

事業者は、公園内（公園館等の建物及び付帯設備等を含む）を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

#### 第17条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。（大規模な修繕、改修は発注者において行うので、詳細は調査職員等との協議による。）

#### 第18条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

#### 第19条 業務実施時間

原則として、作業は8:45～17:15の間に行うものとする。

#### 第20条 維持修繕項目

##### 1. その他維持修繕

公園内すべてのものを維持管理するための資材購入や補修を行うとともに、利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行うこと。

#### 第21条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

## 第4章 自動ドア保守点検作業

### 第22条 業務内容

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を行うものとする。

### 第23条 業務管理する施設

設置箇所	仕様	製造会社(参考)
飛鳥歴史公園館 玄関	両引き分け式	ナブコドア(株)

### 第24条 一般事項

#### 1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が行うこと。

#### 2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し測定の目的、内容等に合った測定の方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。

#### 3. 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

#### 4. 費用の負担区分

清掃に必要なウエス・洗剤等、点検に必要な消耗品は事業者の負担とする。

#### 5. 事故・故障

保守点検の不良による故障は、事業者の責任と負担において部品交換等をし、機能回復すること。

### 第25条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、保守修理の履歴を確認し、点検計画書を作成して行うこととし、必要な機器等の準備をすること。
2. 定期点検は、3ヶ月に1回(年4回)とし、点検月は4月、7月、10月、1月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行うこと。
4. 定期点検記録、保守・修理記録については、管理できるよう整理すること。

### 第26条 保守作業

自動ドアの点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとする。

1. 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
2. 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
3. ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
4. 接触部分、回転部分等への調整・注油



5. 軽微な損傷がある部分の補修
6. 塗装（タッチペイント）
7. その他これらに類する軽微な作業

## 第27条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）----- 点検作業前に作成
2. 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 定期点検記録簿（写真帳含む）---- 点検実施後、速やかに作成
4. 点検・保守報告書（写真帳含む）-- 点検実施後、速やかに作成
5. その他調査職員等が指示する書類---- 適宜

## 第28条 点検作業にあたっての注意事項

1. 作業に当たっては、点検及び保守などの記録を事前に十分検討すること。
2. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
3. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

## 第29条 緊急対応

故障に伴う連絡があった場合には、その都度、必要に応じて職員を派遣し、点検調整のうえ性能の正常を図り、その原因及び措置について書面にて調査職員等へ報告するものとする。

## 第30条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

## 第5章 貯水槽清掃作業

### 第31条 作業目的

祝戸地区の貯水槽の水質を良好な状態に保つため、貯水槽清掃を年1回実施する。

### 第32条 点検作業内容

貯水槽清掃における点検作業内容は以下のとおりとする。

項目	点検作業内容
受水槽	電極点検、マンホール点検
制御盤	ブレーカー、制御リレー、配線・端子の状況
ポンプ	振動・騒音の発生、軸封装置の状況、軸受の状況、電流値、圧力値
加圧装置	圧力タンクの外観
定水位弁	定水位弁の状況
水質	外観検査（臭気・味）、末端給水栓遊離残留塩素（清掃前後）、清掃後の色度・濁度

### 第33条 作業にあたっての注意事項

1. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

### 第34条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）----- 点検作業前に作成
2. 業務記録写真----- 点検実施後速やかに作成
3. 点検報告書----- 作業終了後速やかに作成
4. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第35条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

## 第6章 消火器点検作業

### 第36条 作業目的

国営飛鳥歴史公園館及び公園内の屋外に設置されている消火器について、いつ火災が発生しても機能を十分に発揮できるようにするため、48器の消火器点検を実施する。

### 第37条 点検作業内容

消火器点検は、6ヶ月に1回以上行うものとする。点検の項目内容は以下のとおりとする。

項目	点検内容
設置状況	設置場所、適応性
表示・標識	表示・標識
消火器の外形	本体容器、安全栓の封、安全栓、使用済みの表示装置、押し金具・レバー等、キャップ、ホース、ノズル・ホーン・ノズル栓、指示圧力計、圧力調整器、保持装置
消火器の内部等・機能	本体容器、消火薬剤の性状・消火薬剤量、加圧用ガス容器、カッター・押し金具、ホース、使用済みの表示装置、安全弁・減圧孔、粉上り防止用封板、パッキン、サイホン管・ガス導入管、放射能力

### 第38条 作業にあたっての注意事項

1. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

### 第39条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）----- 点検作業前に作成
2. 業務記録写真----- 点検終了後速やかに作成
3. 点検報告書----- 点検終了後速やかに作成
4. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第40条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

## 第7章 園内清掃等

### 第41条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況、塵芥の発生量に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

### 第42条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 契約日より7日以内に作成
2. 作業月報----- 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報----- 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. ゴミ回収一覧表----- 翌月の5日迄に作成
7. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第43条 園内清掃

1. 対象区域は全園を区域とする。
2. 拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、園路（園地含む）や側溝等の工作物をきれいな状態に保つこと。
3. U型溝、排水柵等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。
4. 池等の水面のゴミや落ち葉等を網等で随時除去すること。
5. 作業時間と作業日数、作業人員は下記の表（H21年度の実績）を参考とすること。

	作業時間	日数	人員	対象期間
繁忙期、通常期清掃	8:30~17:00	275日	884人	繁忙期：4, 5, 9, 10, 11月の毎日 通常期：6, 7, 8, 3月の毎日
閑散期清掃	8:30~16:30	84日	168人	閑散期：12, 1, 2月の毎日

### 第44条 ゴミ運搬工

1. 園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所に運搬するものとし、ゴミは、明日香村の分別区分に従って分別を行うこと。
2. ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとする。
3. ゴミ運搬箇所については、別途指定するものとする。
4. ゴミ運搬回数については、H21年度の実績（93回）を参考とすること。

### 第45条 池清掃

1. 園内の池（高松塚周辺地区1箇所、甘樫丘地区2箇所）について清掃を行う。

2. 高松塚周辺地区の池については、水路清掃を年4回、池の藻等の除去を年2回実施するものとする。
3. 甘樫丘地区の池については、清掃（川原側、豊浦側）を年1回行う。

#### **第46条 臨時清掃**

大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

#### **第47条 害虫対策工**

スズメバチ、セアカゴケグモ等、入園者に危害を及ぼし、また、不快感を与える昆虫等の調査及び駆除を行うものとする。

#### **第48条 防災対策工**

1. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水枡の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めること。
2. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員等の指示した箇所の巡回、土のう等の設置などを行うものとする。

#### **第49条 付属物の清掃**

外灯、監視カメラ等の設備も、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。

#### **第50条 消耗品**

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者で用意すること。

#### **第51条 事業者の過失による事故、器物の破損等**

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

#### **第52条 その他**

1. 公園内の喫煙場所（祝戸地区10箇所、石舞台地区11箇所、甘樫丘地区21箇所、高松塚周辺地区8箇所）の吸殻清掃を随時行うこと。
2. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。

## 第8章 公園内建物清掃

### 第53条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

### 第54条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 契約日より7日以内に作成
2. 作業月報----- 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報----- 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第55条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者の負担とする。

### 第56条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

### 第57条 公園館清掃

1. 国営飛鳥歴史公園館内において、床、壁、展示器具等のはき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
2. 作業時間と作業日数、作業人員は下記の表（H21年度の実績）を参考とすること。

作業内容	作業人員	作業時間	対象時期
公園館清掃	0.5人/日	4.0h/日	4月～3月

### 第58条 休憩所他清掃

1. 清掃箇所は、3地区の休憩所（石舞台地区1棟、甘樫丘地区3棟、高松塚周辺地区3棟）及び多目的休憩所「あすか風舞台」とする。
2. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
3. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。

る。

4. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
5. 作業日数と作業人員は下記の表（H21 年度実績）を参考とすること。

作業内容	作業人員	作業時間	対象時期
休憩所清掃①	0.8 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
休憩所清掃②	0.8 人/日	7.0 h/日	12～2 月
あすか風舞台清掃①	0.4 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
あすか風舞台清掃②	0.4 人/日	7.0 h/日	12～2 月

#### 第 59 条 便所清掃

1. 清掃箇所は、設計図書によるものとし、4 地区の便所（祝戸地区 1 棟、石舞台地区 2 棟、甘樫丘地区 3 棟、高松塚周辺地区 3 棟）とする。
2. 清掃中は、利用者の利便性に配慮すること。
3. 衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
4. ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。
5. 作業日数と作業人員は下記の表（H21 年度実績）を参考とすること。

作業内容	作業人員	作業時間	対象時期
祝戸地区便所清掃①	0.02 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
祝戸地区便所清掃②	0.02 人/日	7.0 h/日	12～2 月
石舞台地区便所清掃①	0.5 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
石舞台地区便所清掃②	0.5 人/日	7.0 h/日	12～2 月
甘樫丘地区便所清掃①	0.5 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
甘樫丘地区便所清掃②	0.5 人/日	7.0 h/日	12～2 月
高松塚周辺地区便所清掃①	0.6 人/日	8.0 h/日	4 月～11 月、3 月
高松塚周辺地区便所清掃②	0.5 人/日	7.0 h/日	12～2 月

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書（植物管理）

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局



— 目 次 —

<b>第1章 総則</b> .....	1
第1条 適用 .....	1
第2条 事業者の責務 .....	1
第3条 事前協議等 .....	1
第4条 作成書類 .....	1
第5条 施工体制 .....	1
第6条 施工体制の点検 .....	1
第7条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査 .....	1
第8条 基本事項 .....	2
第9条 作業従事者の服装等 .....	2
第10条 安全管理等 .....	2
第11条 利用サービス .....	2
<b>第2章 芝生管理</b> .....	3
第12条 管理水準 .....	3
第13条 芝刈工 .....	3
第14条 芝生施肥工（人力） .....	3
第15条 芝生目土掛工（人力） .....	3
第16条 芝生補植工 .....	3
第17条 抜根除草 .....	4
第18条 除草剤散布 .....	4
第19条 芝生病虫害防除工（薬剤散布） .....	4
第20条 エアレーション .....	5
第21条 灌水 .....	5
第22条 芝生雑工（巡回作業・雑作業） .....	5
<b>第3章 低木管理</b> .....	6
第23条 管理水準 .....	6
第24条 低木刈込工（寄植剪定 低木 人力） .....	6
第25条 低木刈込工（寄植剪定 中木 機械） .....	6
第26条 生垣刈込工(人力) .....	6
第27条 低木地除草工（人力） .....	6
第28条 ハギ刈取工（人力） .....	6
第29条 ススキ刈取工（人力） .....	6
第30条 低木施肥工（人力） .....	7
第31条 低木病虫害防除工 .....	7
第32条 低木灌水工 .....	7
第33条 マルチング .....	7
第34条 低木雑工（巡回作業・雑作業） .....	7
<b>第4章 高木管理</b> .....	8
第35条 管理水準 .....	8
第36条 高木剪定工 .....	8
第37条 高木施肥工 .....	8
第38条 高木支柱工（撤去） .....	8
第39条 高木支柱工（結束直し 二脚鳥居） .....	8
第40条 高木支柱工（付替 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛） .....	8
第41条 高木枯損木処分工 .....	8
第42条 高木病虫害防除工（薬剤散布） .....	9
第43条 灌水 .....	9
第44条 高木雑工（巡回作業・雑作業） .....	9

第45条	高木雑工（高所作業車）	9
<b>第5章</b>	<b>林地管理</b>	10
第46条	管理水準	10
第47条	林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬あり）	10
第48条	林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬なし）	10
第49条	林地草刈工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 希少種箇所）	11
第50条	林地高木枯損木処分工	11
第51条	林地伐採工（間伐）	11
第52条	林地雑工（巡回作業・雑作業）	11
第53条	林地雑工（高所作業車）	11
<b>第6章</b>	<b>花壇管理</b>	12
第54条	管理水準	12
第55条	花壇植栽工（植栽 前花撤去あり）	12
第56条	花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去あり）	12
第57条	花壇植栽工（球根植栽 前花処理あり）	12
第58条	花壇病虫害防除工	12
第59条	花壇雑工（巡回作業・雑作業）	13
<b>第7章</b>	<b>花畑管理</b>	14
第60条	管理水準	14
第61条	花畑耕耘工（耕耘工）	14
第62条	花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）	14
第63条	花畑耕耘工（機械畝立て）	14
第64条	花畑播種工（播種、ばら撒き）	14
第65条	花畑除草工（人力除草 密）	14
第66条	花畑刈払工	14
第67条	花畑病虫害防除工	14
第68条	花畑散水工	15
第69条	花畑雑工（巡回作業・雑作業）	15
<b>第8章</b>	<b>草花管理</b>	16
第70条	管理水準	16
第71条	草花施肥工（人力施肥）	16
第72条	草花除草工（人力除草、中間）	16
第73条	草花刈払工（人力）	16
第74条	草花病虫害防除工	16
第75条	草花雑工（巡回作業・雑作業）	17
<b>第9章</b>	<b>地被類管理</b>	18
第76条	高木周辺、低木周辺、園路廻りの刈込み	18
第77条	生態草刈工	18
<b>第10章</b>	<b>リサイクル</b>	19
第78条	堆肥づくり	19
第79条	植物廃棄物処分工	19

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」のうちの植物管理の施工に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する調査職員等（以下「調査職員等」という。）と協議するものとする。

### 第4条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 業務計画書----- 契約日より7日以内に作成
2. 実施工程表----- 契約日より7日以内に作成（予定工程）  
（1ヶ月毎に実施工程を記入し、翌月の5日迄に作成）
3. 作業日報----- 作業後速やかに作成
4. 業務報告書----- 翌月の10日迄に作成
5. 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
6. 施工・材料確認書----- 施工確認時に作成
7. 出来形数量計算書----- その都度、作成
8. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成  
（原則として各工種について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。）
9. 植物性発生材報告書----- 翌月の5日迄に作成
10. 提供物品確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
11. その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第5条 施工体制

事業者は、施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第6条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条第2項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第7条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員等より指

示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

#### 第8条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 業務実施時間は、原則として、8:45～17:15とする。
3. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
4. 当公園で実施している「花修景計画」に踏まえた植物管理を行うものとする。
5. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、施設・設備運営維持管理業務等と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
6. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
7. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
8. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
9. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

#### 第9条 作業従事者の服装等

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

#### 第10条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「車両乗り入れ許可条件」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際は徐行することとする。  
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 第11条 利用サービス

1. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。

## 第2章 芝生管理

### 第12条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第2章に示す内容を実施すること。

ランク	A	B	C
管理目標	主要な広場や施設まわりなどで修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	広場や施設まわりなどのうち修景性が中程度で、芝生の緑が一景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	主として法面など土壌保全あるいは、草地化を目的とした芝生地で、緑を保持するための最小限の管理を行う芝生地
管理水準 (刈込高さ)	2～3cm	3cm	4～5cm
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の芝生広場 (別添－4「植栽管理区分図」)		

### 第13条 芝刈工

1. 芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むものとする。
2. 乗用式3連ロータリーモアを基本とし、刈込みを行うが、乗用式での刈込みが不適当な箇所等は肩掛式、ハンドガイド式等を基本とするものとする。
3. 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適当な場所又は不可能な場所は手刈りとする。
4. 刈取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに集草するものとし、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
5. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

### 第14条 芝生施肥工（人力）

1. 芝生施肥工については化成肥料N:P:K=16:10:14を1m<sup>2</sup>あたり60g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
2. 使用する肥料については、施工前に調査職員等に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第15条 芝生目土掛工（人力）

1. 目土材料は、必要量を購入し作業を行うものとする。
2. 目土掛けは人力にて目土厚5mmを標準に施工すること。
3. 目土材料は洗砂とする。

### 第16条 芝生補植工

1. 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
2. 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜灌水するものとする。

## 第17条 抜根除草

1. 地被植物を傷めないように除草器具等を用い、根ごと取り除くものとする。
2. 抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃するものとし、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

## 第18条 除草剤散布

1. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
2. 除草剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
3. 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、使用する薬剤の性質、使用方法、実施日及び公園利用者への周知徹底の方法について調査職員等へ報告するものとする。
4. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。
5. 稀釈液は、所定の濃度となるよう正確に稀釈混合し、必要な量をむらなく均一に散布するものとする。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うものとする。また、植込地内の低木、草花、公園利用者及び隣地等対象物以外のものにかからないよう十分注意するものとする。
7. 散布作業は、人体への影響に十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等を着用するものとする。
8. 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分注意し、作業終了後は遺漏なくすみやかに片付けるものとする。
9. 万が一、農薬による事故が発生した場合は又は発生するおそれが生じた場合には、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定められた必要な措置、その他応急措置を講じるものとする。

## 第19条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、芝生のボリュームなどを考慮し、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

第20条 エアレーション

1. 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くものとする。
2. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うものとする。

第21条 灌水

1. 所定の量の芝生全面に行き渡る様に均一に灌水するものとする。
2. 夏季の灌水は日中を避け、朝又は夕方に行うものとする。

第22条 芝生雑工（巡回作業・雑作業）

雑作業については業務責任者の判断により、作業（堆肥攪拌補助、散水、エアレーション、不陸調整等）を行うものとする。

### 第3章 低木管理

#### 第23条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第3章に示す内容を実施すること。

管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木
	鑑賞	遮蔽・境界
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種等の特性を考慮し、剪定工を設定する。枯損枝、支障枝は撤去する。
回数	刈り込みを年に1回実施	
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の低木（別添－4「植栽管理区分図」）	

#### 第24条 低木刈込工（寄植剪定 低木 人力）

1. 低木寄植地において、樹種毎の特性に応じた人力によるきめ細かな刈り込み作業を行うこと。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第25条 低木刈込工（寄植剪定 中木 機械）

1. 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械（ヘッジトリマー等）を用いた刈り込み作業を行うこととし、枝すかし等については人力による刈り込み作業を行うこと。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第26条 生垣刈込工(人力)

1. 高さ2m以上の生垣において手刈りによる刈り込み作業を行うこと。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第27条 低木地除草工（人力）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第28条 ハギ刈取工（人力）

1. 刈取り跡が公園利用者に対して危険でないよう地際から刈取ること。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第29条 ススキ刈取工（人力）

1. 刈取り跡が公園利用者に対して危険でないよう地際から刈取ること。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。



### 第30条 低木施肥工（人力）

1. 緩効性粒状化成肥料N:P:K:苦土=10:10:10:1を1m<sup>2</sup>当たり100g、施用は人力による地表散布とする。
2. 使用する肥料については、施工前に調査職員等に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第31条 低木病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

### 第32条 低木灌水工

灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

### 第33条 マルチング

マルチング材は必要な量をむらなく均一に敷き均すものとする。

### 第34条 低木雑工（巡回作業・雑作業）

低木雑工については業務責任者の判断する作業（害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去、枯損木及び支障枝撤去等）を実施するものとする。

## 第4章 高木管理

### 第35条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第4章に示す内容を実施すること。

管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木、展望台等からの鑑賞を踏まえた景観の維持 なお、花木については、花を公園利用者に見せる役割を持つ。
	鑑賞
管理水準	自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施
回数	高木1本につき年に1回剪定を実施
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の高木 (別添-4「植栽管理区分図」)

### 第36条 高木剪定工

1. 樹種の特性に応じた剪定作業を行うこと。
2. 剪定した枝葉は公園利用者等の通行の支障とならないようすみやかに集積し、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第37条 高木施肥工

1. 固形肥料N:P:K=12:6:6を1本当たり(1)は270g、(2)は360g、(3)は450g、  
施用は人力による壺肥とする。
2. 規格は(1)30cm<C、(2)30cm≤C<90cm、(3)90cm≤Cとする。
3. 使用する肥料については、施工前に調査職員等に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第38条 高木支柱工(撤去)

撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第39条 高木支柱工(結束直し 二脚鳥居)

再結束の際に発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第40条 高木支柱工(付替 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛)

付替えの際に発生した在来の支柱、杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第41条 高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定すること。
2. チェーンソー等にて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積

するものとする。

#### 第42条 高木病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

#### 第43条 灌水

前年度、植栽したものに関して、以下の灌水を適宜、行うものとする。なお、対象となる樹木については、別途、調査職員等が指示する。

1. 葉面灌水  
葉面上の粉塵等を洗い落とすよう樹冠の前後、左右、表裏、方向をかえて水を吹きつけるものとする。
2. 地表灌水  
根元の周囲に根本直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、必要な量の水を灌水するものとする。
3. 地中灌水  
根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴から灌水を行うものとする。水は、必要な量を数回に分けて灌水するものとする。

#### 第44条 高木雑工（巡回作業・雑作業）

高木雑工については業務責任者の判断する作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業等）を実施するものとする。

#### 第45条 高木雑工（高所作業車）

1. 高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。
2. 高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。
3. 高所作業の際に、道路を占有する場合は、所轄警察の許可を得るものとする。また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。

## 第5章 林地管理

### 第46条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第5章に示す内容を実施すること。

項目	樹林地修景管理（林縁部）	樹林地育成管理
管理目標	樹林地の林縁部など、公園利用者と樹林地の接点にあたる箇所、利用者や管理車両の通行の妨げになる枝や草等を刈り取る	樹林地の健全な更新を図る
管理水準	枝や草等の刈り取りを実施し、園路沿い等の美観及び安全性を保持する	樹木については、原則として自然樹形とし、林床の草刈りを実施する
回数	適宜、枯損木処分、伐採を実施 草刈りを年に3回実施	適宜、枯損木処分、伐採を実施 草刈りを年に2回実施
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の林地（別添－4「植栽管理区分図」）	

### 第47条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬あり）

1. 肩掛式草刈機等により刈取ることとし、刈跡はきれいに清掃するものとする。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。
4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 野生のツツジ類、コバノガマズミ、ガマズミ、ナツハゼ、ネジキ、ウグイスカグラ等の調査職員等が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。
7. 刈取った茎葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
8. 野生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
9. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
10. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

### 第48条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬なし）

1. 肩掛式草刈機等により刈り取ること。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。
4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 野生のツツジ類、コバノガバズミ、ガマズミ、ナツハゼ、ネジキ、ウグイスカ

グラ等の調査職員等が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。

7. 刈り取った茎葉はそのままとする。
8. 野生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
9. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
10. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

#### 第49条 林地草刈工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 希少種箇所）

1. 人力作業により抜根すること。
2. 抜き取った雑草は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 希少種について作業従事者全員で事前に確認作業を行うこと。

#### 第50条 林地高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定すること。
2. チェーンソー等にて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第51条 林地伐採工（間伐）

1. 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。
2. チェーンソー等にて間伐を行い、間伐前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。
3. 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除すること。
4. 間伐した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断したあと適切な方法により処理し、跡地は清掃するものとする。
5. 間伐した樹木の幹及び枝葉については調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第52条 林地雑工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工については業務責任者の判断する作業（支障枝撤去、小規模伐開等）を実施するものとする。
2. 高木雑工については高度な造園知識・技術を必要とする作業（高所での枝打ち等）を実施するものとする。

#### 第53条 林地雑工（高所作業車）

1. 高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。
2. 高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。
3. 高所作業の際に、道路を占有する場合は、所轄警察の許可を得るものとする。また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。

## 第6章 花壇管理

### 第54条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第6章に示す内容を実施すること。

管理目標	国が指定する花壇について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。
回数	春、秋、冬及びイベント時（年4回）にポット苗を植える。 他の手法により植栽を行う場合は調査職員等と協議すること。 また、除草を、適宜実施すること。
対象地	甘樫丘地区、高松塚周辺地区の花壇（別添－4「植栽管理区分図」）

### 第55条 花壇植栽工（植栽 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第56条 花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第57条 花壇植栽工（球根植栽 前花処理あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植付け前には耕耘等地ごしらえを行うこと。

### 第58条 花壇病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

第59条 花壇雑工（巡回作業・雑作業）

花壇雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、プランター設置・撤去・移動等）を実施するものとする。

## 第7章 花畑管理

### 第60条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第7章に示す内容を実施すること。

管理目標	国が指定する花畑について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。
回数	年に3種類程度の花を播種等により3回程度植える。他の手法により実施する場合は、調査職員等と協議すること。 また、除草を年に3回実施すること。
対象地	石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の花壇（別添－4「植栽管理区分図」）

### 第61条 花畑耕耘工（耕耘工）

1. トラクター1t級により、深さ30cmを標準に、むらのないよう耕耘作業を行うこと。
2. 耕耘回数は一作業あたり2回を標準とし、対象となる箇所土質が膨軟な状態になるまで行うものとする。

### 第62条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布すること。

### 第63条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t級にて畝立てを行うこと。

### 第64条 花畑播種工（播種、ばら撒き）

1. 人力播種機等によりむらのないよう均一に播種を行い、必要に応じて覆土すること。
2. 施工後には十分な灌水及び養生を行うこと。

### 第65条 花畑除草工（人力除草 密）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第66条 花畑刈払工

1. 肩掛式草刈機により、地際から刈り取ること。
2. 刈取った草花は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第67条 花畑病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル



～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

#### 第68条 花畑散水工

灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

#### 第69条 花畑雑工（巡回作業・雑作業）

1. 花畑雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、支柱設置・撤去、播種前の位置だし、間引き等）を実施するものとする。
2. 花畑雑工については業務責任者の判断する作業（耕耘、不織布設置・撤去等）を実施するものとする。

## 第8章 草花管理

### 第70条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第8章に示す内容を実施すること。

管理目標	国が指定する草花について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。
回数	既存の球根、宿根草、水生植物の管理を実施する。 また、除草を年に2~4回実施すること。
対象地	石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区の花壇（別添-4「植栽管理区分図」）

### 第71条 草花施肥工（人力施肥）

1. 普通化成肥料N:P:K=8:8:8を1m<sup>2</sup>あたり50g、施用は人力による地表散布とする。
2. 粒状固形肥料N:P:K=6:4:3を1m<sup>2</sup>あたり30g、施用は人力による地表散布とする。
3. 油かす骨粉入N:P:K=5:5:5を1m<sup>2</sup>あたり30g、施用は人力による地表散布とする。
4. 使用する肥料については、施工前に調査職員等に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第72条 草花除草工（人力除草、中間）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第73条 草花刈払工（人力）

1. 対象となる株の葉部のみ刈取るものとする。
2. 刈り取った草花は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第74条 草花病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
3. 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
4. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、適切な処置を講ずること。
5. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮し、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
6. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

第75条 草花雑工（巡回作業・雑作業）

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2. 草花巡回工については業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。

## 第9章 地被類管理

### 第76条 高木周辺、低木周辺、園路廻りの刈込み

1. 植込地廻り、園路沿、樹木廻り等に生育する地被類を対象に刈り込みを行うものとする。
2. 植込地内にある石・空き缶等の障害物は、あらかじめ除去するものとする。
3. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈り込むものとする。
4. 生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むものとする。
5. 植込地内に入って作業をする場合は、踏込部分の地被類を損傷しないよう注意するものとする。
6. 縁切り（芝生カット）
  - 1) 植込地廻り（寄植地廻り）

低木地等寄植地に芝生のほふく茎が侵入しないよう、低木地等寄植地の垂直投影線から10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除するものとする。
  - 2) 園路沿  
園路に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路から5～10cm幅程度をせん除するものとする。
  - 3) 樹木廻り  
樹木の根元廻りの芝生をせん除するものとする。
  - 4) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡は、きれいに清掃するものとし、調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第77条 生態草刈工

1. 事前調査として、甘樫丘地区と祝戸地区に野生する野生植物は刈り残すためロープ等でマーキングすること。なお、刈り残す場所、刈り残す植物については、別途、調査職員等が指示する。
2. 刈り残す場所は、5cm程度の高刈をおこなうこと。
3. 刈り取った茎葉は調査職員等の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

## 第10章 リサイクル

### 第78条 堆肥づくり

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切返し方法、使用機械については、調査職員等と協議を行うこと。また、必要に応じて、エコあすか協議会と連携を図ること。

### 第79条 植物廃棄物処分工

低木、高木剪定伐採した樹木及び芝刈り、草刈りくず等については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとし、次の再資源化施設等に搬出するものとする。

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	産廃課税の有無
伐採木等 (祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区)	栄和建设(株)	奈良県葛城市 兵家261	平日 8:30~18:30 土曜 8:30~17:00 祝日 8:30~17:00	無
芝刈り、草刈りくず等(祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区)	(株)正光	奈良県御所市 樋野461番地	平日・土曜 8:00~17:00	無

上記については積算上の条件明示であり、再資源施設を指定するものではない。

国営飛鳥歴史公園  
収益施設管理運営規定書

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

## 目次

### はじめに

#### 第1編 国営飛鳥歴史公園収益施設管理運営規定書

第1章 総則	2
第2章 マネジメント（運営管理）	16
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	20
第4章 安全衛生管理	22
第5章 施設管理	26
第6章 財産管理	28

#### 第2編 国営飛鳥歴史公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 売店	29
第2章 自動販売機	32
第3章 臨時売店	34
第4章 自主事業における行催事等	37

## はじめに

本規定書は、国営飛鳥歴史公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な利用者サービス向上のための収益施設である物販施設（売店、自動販売機、臨時売店）の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営飛鳥歴史公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考されたい。



# 第1編 国営飛鳥歴史公園収益施設管理運営規定書

## 第1章 総則

### 第1条 履行場所及び履行期限

#### 1. 履行場所

施設名称 国営飛鳥歴史公園

所在地 奈良県高市郡明日香村

敷地面積 46.1ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営飛鳥歴史公園の供用区域であり、その面積は、平成23年6月現在46.1haであるが、石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する可能性がある。

うち収益施設許可面積 39.47 m<sup>2</sup>

#### ■対象となる収益施設

公園施設の名称			許可面積 (予定)(m <sup>2</sup> )	備考
1	売店 【必須施設】	売店【石舞台地区】	14.04	鉄筋コンクリート造
2	自動販売機 【裁量施設】	① 売店 7台【石舞台地区】	14.56	別添-14「自動販売機設置平面図」参照
		② 豊浦休憩所 3台【甘樫丘地区】	2.96	
		③ 川原駐車場 2台【甘樫丘地区】	1.72	
		④ 公園館前休憩所 5台【高松塚周辺地区】	4.47	
		⑤ 芝生広場休憩所 2台【高松塚周辺地区】	1.72	
3	臨時売店 【裁量施設】	石舞台駐車場	14.04	別添-15「石舞台地区駐車場平面図」参照

※自動販売機は、別添-14「自動販売機設置平面図」のとおり最大25.43 m<sup>2</sup>（19台分・石舞台地区7台分、甘樫丘地区5台分、高松塚周辺地区7台分）まで、設置可能とする。

※必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を事業者が設定し営業する施設である。

#### 2. 履行期限

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするが、収益施設の現任施設運営者あるいは収益施設の次期施設運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、公園管理者は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設運営者あるいは収益施設の次期施設運営者の指示を受けることがある。

施設運営者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

### 第2条 基本事項

1. 国営飛鳥歴史公園（以下「本公園」という。）の収益施設である物販施設（売店、自動販売機、臨時売店）の管理運営業務（以下「本業務」という。）は、都市公園法第5条第2項に基づき民間施設運営者（以下「施設運営者」という。）が設置及び管理の許可を公園管理者

から受けて実施する、国営公園内の収益施設の管理運営業務である。

### 第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設（以下、「収益施設」という。）の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本テーマ、基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

本公園の設置目的、基本テーマ、基本方針、公園全体のゾーン構成

#### 1) 基本テーマ

国営飛鳥歴史公園では、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、歴史とともに育まれた風土の保全を第一に、体験・学習、地域との交流を図りながら地域の活性化に寄与するため、以下の7つの運営維持管理方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。（別紙－4「国営飛鳥歴史公園運営維持管理基本方針」）

#### 2) 基本方針

- ①飛鳥らしい歴史的風土を維持します
- ②さまざまな方に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します
- ③楽しく歴史を学べる場を充実します
- ④飛鳥の生態系や環境との共生を図ります
- ⑤地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします
- ⑥よりたくさんの方々がいっつも楽しめるイベントに取り組みます
- ⑦効率的・効果的な運営維持管理を実施します

#### 3) 地区構成

石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、祝戸地区

### 第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「公園管理者」とは、国営公園の管理主体者である地方整備局または国営公園事務所のこと。
- 2) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、行催事や広報を含む収益施設の利用料金の徴収や売上金を得て事業者

の収入とするために事業者が実施する事業であり、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する事業のこと。

- 4) 「施設運営者」とは、収益施設の管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「監督職員」とは、公園管理者として本業務を監督する職員のこと。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、国営公園の運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等運営業務責任者」とは、施設運営者として第 2 編国営公園収益施設管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「公園利用者」とは、公園を利用する者のこと。
- 9) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 10) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 11) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 12) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 13) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設運営者が持ち込んだもののこと。
- 14) 「指示」とは、要項の定めに基づき、公園管理者が施設運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について実施させること。
- 15) 「承諾」とは、要項で明示した事項について、公園管理者と施設運営者が同意すること。
- 16) 「協議」とは、要項の協議事項及び公園管理者が指示する事項について、公園管理者と施設運営者が合議し結論を得ること。
- 17) 「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。
- 18) 「提出」とは、公園管理者が施設運営者に対し、または施設運営者が公園管理者に対し本業務に係る書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。
- 19) 「報告」とは、施設運営者が公園管理者に対し、事業の状況または結果について知らせること。
- 20) 「書面」とは、定められた様式または公園管理者が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、書式以外の様式、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。電子納品を行う場合は別途公園管理者と協議するものとする。
- 21) 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 22) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を施設運営者が公園管理者に納める料金のこと。
- 23) 「占用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物

を使用する場合に、「行政財産を使用又は就役させる場合の取り扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)に基づき公園管理者から金額を通知し、施設運営者が公園管理者に納める料金のこと。

- 24) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは設備若しくは備品等若しくは部材について、性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 25) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部修繕等、市販の交換品や修繕材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 26) 「改修」とは、施設の性能若しくは設備若しくは備品等若しくは機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 27) 「保守」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 28) 「点検」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

#### 第5条 許認可申請等

1. 施設運営者は、公園管理者に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には提案内容に基づき申請を行うが、本個別仕様書に記載されている条件によるものとする。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な修繕等、許可の変更を要する場合は、公園管理者と協議の上、変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。
3. 施設運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

#### 第6条 法令等の遵守

施設運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び公園管理者の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

#### 第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 消防法、同法施行令、同法施行規則
- 4) 水道法
- 5) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 6) 食品衛生法

- 7) 下水道法
- 8) 浄化槽法
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 10) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 11) リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
- 12) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 13) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－1）
- 14) 「H24-26 国営飛鳥歴史公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて（別添－2）
- 15) 個人情報の保護に関する法律
- 16) 遺失物法
- 17) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 18) その他、関係諸法令

#### 第8条 施設運営者の義務

1. 施設運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、施設運営者の責任において常に公園の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに公園管理者に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営飛鳥歴史公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設運営者は、公園管理者が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、公園管理者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
5. 施設運営者は、公園管理者が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、公園管理者や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設運営者は、監督職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
7. 管理運営要領の策定に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
8. 別添－1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、収益施設の運営にあたること。

9. 施設運営者は、本業務の実施にあたって、常に公園管理者と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

#### 第9条 景観への配慮

施設運営者は、収益施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

## 第10条 公園管理者と施設運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、公園管理者と施設運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりにする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、公園管理者と施設運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

公園管理者と施設運営者の責任分担一覧

項目	内容	公園	施設
		管理者	運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	運営日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
施設運営者の交替	施設運営者が交替する際に発生する、撤退及び各種工事、搬入作業に伴い発生する営業損失		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第40条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
公園管理者又は第三者への損害	施設運営者の責めに帰すべき事由により、公園管理者又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、公園管理者は施設運営者に協力する。

※2 特定備品を対象とする。

## 第11条 公租公課

1. 施設運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について、全て施設運営者の負担とする。
2. 施設運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について公園管理者に協力するものとする。

## 第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時について、売店は、原則として下記の飛鳥歴史公園館の開館日時に合わせるものとする。臨時売店は第2編第3章第16条の規定のとおりとする。なお、運営日時の変更にあたっては、公園管理者との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。

### 開館日・開館時間

区分	開館期間	開館時間
(1)開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
(2)閉館	12月29日～1月3日	

2. 公園管理者が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 公園管理者は、前項の規定により施設運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。

## 第13条 県道移設による閉鎖時の対応

売店及び自動販売機7台（以下「売店及び自動販売機」という。）については、石舞台周辺地区付近の県道移設により、平成25年度末で売店の閉鎖を予定している。

平成25年度の営業は可能であるが、平成26年度、上記の事由により売店及び自動販売機の運営が難しい場合、別添-15「石舞台駐車場平面図」に示す箇所において代替の売店及び自動販売機の開設を許可する。（平成26年度以降の県道移設の検討状況によって、売店及び自動販売機の営業が可能な場合は、通年の代替の売店及び自動販売機の開設は許可しない。）

なお、代替の売店及び自動販売機、臨時売店について、その外観等は、景観に配慮したものとし、監督員から設計図面について了解を得た上で、設置すること。

また、出店にかかる費用は事業者が負担するものとする。

開設可能とする箇所：石舞台地区駐車場（別添-15「石舞台駐車場平面図」参照）

※通常の駐車場利用との利用調整を図るとともに、1ヶ月程度の周知期間をとって実施するこ



と。

#### 第14条 提供品目及び利用料金

1. 物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては利用者の利便に資するよう配慮して定めるものとする。また、その料金は市場価格並みとする。
2. 施設運営者は、本規定書に基づく業務を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

#### 第15条 国有財産の施設使用料

毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

##### ■使用料一覧表（現時点の目安）

公園施設の名称			税抜き使用料
1	売店	売店【石舞台地区】	332,400円/年
2	自動販売機	売店 7台【石舞台地区】 豊浦休憩所 3台【甘樫丘地区】 川原駐車場 2台【甘樫丘地区】 公園館前休憩所 5台【高松塚周辺地区】 芝生広場休憩所 2台【高松塚周辺地区】	71,204円/年
3	臨時売店	石舞台駐車場	4円/日 (※14.0㎡につき)

※ 面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

※ 施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日時点で前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

#### 第16条 経費等の負担

[施設運営者の負担範囲]

- 1) 通常物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経

費は、施設運営者の負担とする。

- 2) 施設運営者が管理する収益施設に係る法定点検について、公園管理者が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施計画を作成し公園管理者に提出すること。点検結果については遅滞なく書面により公園管理者に報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、公園管理者と施設運営者の協議を行い、協議録を保管するとともに、書面を持ってその負担等を定めるものとする。

#### [光熱水費納付]

##### 1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で公園管理者がアロケーションを行い、施設運営者が負担するものとする。

##### 2) 従量料金

水道及びガス料金については、各フロアに設置している子メーター計量により負担するものとする。電気料金については、サービス拠点施設全体に対する収益施設面積分によるアロケーションで負担するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

#### [ごみ処分費用]

ごみ処分費用については、施設運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、公園管理者と協議するものとする。

#### [費用分担における確認]

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に公園管理者または維持管理業務受託者と施設運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、公園管理者と費用分担ルール及び費用分担結果の公園管理者との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

### 第17条 コンプライアンス

#### [守秘義務]

- 1) 施設運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)第54条により罰則の適用がある。
- 2) 公園管理者が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

#### [個人情報保護]

- 1) 施設運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2) 施設運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 第18条 業務の再委託の禁止

1. 施設運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により近畿地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設運営者は、前項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより公園管理者に損害を及ぼしたときは、公園管理者に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設運営者は、前項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに公園管理者に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により公園管理者に報告するものとする。

#### 第19条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止

1. 許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により公園管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

#### 第20条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。但し、公園管理者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

#### 第21条 業務の解除

施設運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、公園管理者は施設運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、公

園管理者は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

## 第22条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設運営者は、施設運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は公園管理者に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設運営者と十分に事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不相当もしくは公園管理者が特定備品の残置を希望した場合、施設運営者及び公園管理者間で事前に協議を行った上で、公園管理者の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、公園管理者は施設運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、公園管理者や施設運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設運営者は管理の継続の可否について協議し、公園管理者が書面により指示すること。

## 第23条 立退料等の不請求

施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合または不可抗力の場合は、公園管理者に対し施設運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設運営者が支出した有益費等を請求することができない。

## 第24条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設運営者の負担とする。

## 第25条 情報公開

1. 施設運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、監督職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、

指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

#### 第26条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、公園管理者の指示により、決定することとする。

## 第2章 マネジメント（運営管理）

### 第27条 基本事項

#### [提出書類]

- 1) 収益施設等運営業務責任者は許可を受けた後に、公園管理者が指定した様式による関係書類を公園管理者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設運営者が公園管理者に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後監督職員に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう整理・保管し、業務成果として施設運営者において業務完了後5年間保存する。

#### [連絡、協議]

- 1) 収益施設等運営業務責任者は、必要に応じて監督職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 監督職員と収益施設等運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開館等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、公園管理者と施設運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。

#### [報告事項]

- 1) 施設運営者は、次の各号に掲げる事項について、公園管理者に報告するものとする。
  - ① 管理運営要領（工程表、体制含む）・・・・・・・・許可日より10日以内に提出
  - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の15日迄に提出
  - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・打合せ毎に終了後すみやかに提出
  - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後すみやかに提出
  - ⑤ その他公園管理者が指示する書類・・・・・・・・適宜

### 第28条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
5. 収益施設等運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と常に調整し、業務を遂行する。

[監督職員について]

- 1) 公園管理者は、業務における監督職員を定め、施設運営者に通知するものとする。
- 2) 監督職員は、要領に定められた事項の範囲内において、公園管理者または、施設運営者の責任者である、収益施設等運営業務責任者に対し連絡、調整等の職務を行うものとする。

[収益施設等運営業務責任者について]

- 1) 施設運営者は、業務における収益施設等運営業務責任者を定め、公園管理者に通知するものとする。
- 2) 収益施設等運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

[適切な業務従事者の配置について]

- 1) 施設運営者は、収益施設等運営業務責任者及び業務従事者の手持ちの手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
- 2) 監督職員は、必要に応じて収益施設等運営業務責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について報告を求めることができる。

## 第29条 許可、承諾等を要する事項

[管理運営要領]

- 1) 施設運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より10日以内に技術提案書に基づく下記の項目を記載した要領を公園管理者に提出し、承諾を得るものとする。
  - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
  - ②業務の実施方針
  - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
  - ④業務の実施体制
  - ⑤連絡体制（緊急時含む）
  - ⑥その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、監督職員と協議の上公園管理者に変更要領を提出し、許可を得ること。

[管理運営報告書]

- 1) 施設運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、公園管理者に決算に関する報告書を提出すること。その際、維持管理業務と明確に区分し整理すること。
- 2) 施設運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月15日までに書面により公園管理者に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、公園管理者からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応すること。



- 4) 公園管理者は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設運営者に対し改善を求めることができる。

#### [施設の修繕等]

- 1) 施設運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に公園管理者に届出するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に公園管理者と協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、公園管理者と事前に協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い公園管理者又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設運営者は、公園管理者の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

#### [価格・サービス内容の決定・変更]

- 1) 施設運営者は、要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に公園管理者と協議を行い、その結果に基づき変更要領を公園管理者に提出し、承諾を得なければならない。

#### [施設等運営者の変更]

1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

#### [広告物の掲出]

- 1) 施設運営者は、広告物を掲出しようとするときは、あらかじめ、公園管理者の承諾を得るものとする。

なお、施設運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、公園管理者と書面により協議を行うこと。

①収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営飛鳥歴史公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営飛鳥歴史公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。

②収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、

色彩において十分留意すること。

③施設運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営飛鳥歴史公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

④施設運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営飛鳥歴史公園の名称より小さく表示すること。

#### [施設運営者のその他報告義務]

1) 施設運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

①施設運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

④施設運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

#### 第30条 その他の協議・報告等

施設運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

1) 関係機関等との協議

2) その他施設の運営者との協議

3) 持込みイベント等の受付等の許認可申請等に関する調整

#### 第31条 官公署への連絡、届出

施設運営者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設運営者において行う。

#### 第32条 別途工事等との調整

1. 国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、監督職員と調整すること。

#### 第33条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう、施設運営者において5年間保存する。

### 第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

#### 第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開館時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

#### 第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 施設利用者の利便性向上のために必要に応じて車椅子等の歩行補助具の貸出しを行うこと。

#### 第36条 拾得物、残置物の処理

1. 施設運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者または公園管理者へ届け出ること。

#### 第37条 広報・広聴

1. 施設運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、公園管理者に書面により報告しなければならない。
3. 施設運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に公園管理者と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設運営者が、ホームページによる情報発信を行う際は、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に監督職員と協議を行う。
5. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営飛鳥歴史公園ホームページ

ージ上で発信する情報について、別添－２「H24-26 国営飛鳥歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて」、及び公園管理者が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。

6. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

### 第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、公園管理者に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

## 第4章 安全衛生管理

### 第39条 基本事項

#### [安全管理]

- 1) 施設運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、公園管理者が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、公園管理者が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、監督職員に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに監督職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に監督職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに監督職員に提出するものとする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### [安全確保]

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を監督職員に報告のうえ講じ、事故の発生を防止する。
- 3) 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、別添6「車両乗入れ許可書」の車両の乗入れ許可条件を遵守して走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じて誘導員を配置するか、入園者及び施設利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
- 4) 全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、入園者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 施工中に公園施設及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

#### [救急救護]

- 1) 施設運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設運営者は、開館時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4) 施設運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に

記録するとともに、その経過及び結果を速やかに監督職員に報告する。

5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

[災害時、異常時等の対応]

- 1) 施設運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設運営者はあらかじめ公園管理者の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2) 前項の場合においては、施設運営者は、そのとった措置の内容を監督職員に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に監督職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 公園管理者は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 監督職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、公園管理者が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、公園管理者に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、総則第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設運営者は監督職員の指示により立会等に協力すること。

#### 第40条 点検等

[安全衛生管理計画]

- 1) 施設運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を公園管理者に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に書面により報告すること。

[定期点検]

- 1) 施設運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

- 2) 施設の定期点検項目のうち、関係法令及び規則に基づいて行う法定点検は、公園管理者が別途行う。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設運営者が自ら設定するものとする。

[自主点検]

- 1) 自主点検は、施設運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

[日常点検]

- 1) 施設運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設運営者は、施設、設備等は損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに公園管理者に報告するものとする。

[スタッフ管理・研修]

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設運営者は、公園管理者が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ゴミの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。
- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。

#### 第41条 危機管理

[事故・災害]

- 1) 緊急時連絡体制構築  
施設運営者は、緊急連絡体制を作成し、公園管理者に提出すること。
- 2) 予防対策
  - ①施設運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主検査を実施し、公園管理者に報告するものとする。
  - ②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を公園管理者に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

### 3) 初期対応

- ①施設運営者は、公園管理者の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに公園管理者に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
  - 一 事故発生日時
  - 二 事故発生場所
  - 三 事故発生の原因
  - 四 事故の程度
  - 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 六 事故処理の概略
- ④重大事故についてはただちに公園管理者に報告し、その指示に従うこととする。

#### [異常事態対策]

- 1) 施設運営者は、公園管理者が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに公園管理者へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。



## 第5章 施設管理

### 第42条 基本事項

1. 施設運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設運営者は、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設の建築躯体ならびに建築設備および管理備品について、施設運営者の注意義務で管理しなければならない。

### 第43条 清掃等

1. 施設運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

### 第44条 工事等

1. 施設運営者は、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に監督職員と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに監督職員に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設運営者が、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

### 第45条 安全管理

1. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事を実施するにあたり、施設利用者の安全確保に十分注意をすると共に、施設運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、公園管理者発行の通行許可証を全面に提示し、許可証裏面の「公園車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者ならびに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持ち込み車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする。
3. 施設運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業

実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物ならびに樹木等を破損しない様に十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装ならびに言動に注意し、公園利用者ならびに施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第6章 財産管理

### 第46条 台帳管理

1. 施設運営者が施行した固定資産（償却資産）は、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設運営者の負担とする。

### 第47条 管理備品の取り扱い

#### 1. 保有備品の取扱い

施設運営者は、本業務完了の際、残存する備品で公園管理者がその費用を負担したものについて当該備品を公園管理者に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。

なお、その取扱いについては、公園管理者が定める規定等による。

2. 施設運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設運営者の負担とする。

### 第48条 本業務の引継

1. 施設運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當である場合、公園管理者の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、公園管理者や施設運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設運営者が負担する。

## 第2編 国営飛鳥歴史公園収益施設管理運営個別規定書

### 第1章 売店

#### 第1条 総則

施設運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設運営者は公園管理者と協議するものとする。

#### 第2条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### ■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
売店	飛鳥歴史公園石舞台地区

#### 第3条 責任者の選任

施設運営者は、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

#### 第4条 運営日時

1. 施設運営者は、原則として飛鳥歴史公園館の開館日時に合わせるものとする。なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設運営者は、事前に公園管理者に届け出ることとする。
2. 施設運営者は、原則として以下の営業時間とし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と協議することとする。

##### ■営業時間

公園館の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
閉館	12月29日～1月3日	

#### 第5条 利用料金

施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は売店周辺の市場価格並みとすること。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、近畿地方整備局と事前に協議すること。

##### ■サービス内容等

- ①物販；刊行物、グッズ、遊具類、カメラ等
- ②飲食；加工食品、菓子、氷菓等

#### 第6条 施設・設備の維持管理

施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水費。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

#### 第7条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設運営者において全責任を負うものとする。
2. 売店は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出の上、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
4. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により監督職員に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設運営者の責任において、その賠償を行う。

#### 第8条 費用負担

1. 施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設運営者の負担で準備すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設運営者が定める損害料を徴収する。

#### 第9条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
  - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
  - 2) 施設運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設運営者はその損害を賠償すること。

3. 施設運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

#### 第10条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
  - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
  - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
  - 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
  - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

## 第2章 自動販売機

### 第11条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル又は紙パック、紙コップの飲料品（乳飲料を含む）、アイスを想定している。なお、下記の箇所に設置し、管理すること。
2. 自動販売機で酒類、たばこの販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

設置箇所	設置する自動販売機台数	特記事項
売店【石舞台地区】	7台	
豊浦休憩所【甘樫丘地区】	3台	
川原駐車場【甘樫丘地区】	2台	
公園館前休憩所【高松塚周辺地区】	5台	
芝生広場休憩所【高松塚周辺地区】	2台	

### 第12条 費用の負担

1. 自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する経費、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する経費は、施設運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設運営者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設運営者の負担とする。
4. 自動販売機の設置に伴う光熱水費等日常の管理経費は、施設運営者の負担とする。

### 第13条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

### 第14条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に公園管理者と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

3. 販売商品等については事前に公園管理者と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、公園管理者の指示に従うこと。



### 第3章 臨時売店

#### 第15条 総則

施設運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設運営者は公園管理者と協議するものとする。

#### 第16条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### ■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
臨時売店	飛鳥歴史公園石舞台地区

#### 第17条 運営日時

1. 施設運営者は、原則として以下の期間に臨時売店を開設することが出来る。

《開設可能な期間》

- ・春4月の第1土曜日～5月の第4日曜の間の土日祝日
- ・ゴールデンウィーク（4/29～5/5の土日祝日とするが、前後3日以内については協議の対象とする。）
- ・秋9月の第1土曜日～11月の第4日曜の間の土日祝日。

なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設運営者は、事前に公園管理者の了解を得ることとする。

2. 営業時間は公園館と合わせるものとする。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と協議することとする。

##### ■営業時間

公園館の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
閉館	12月29日～1月3日	

#### 第18条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する飲食品目及び価格は提案された内容とするが、販売価格は売店周辺の市場価格並みとすること。

##### ■サービス内容等

- ①物販；刊行物、グッズ、遊具類、カメラ等
- ②飲食；加工食品、菓子、氷菓等

#### 第19条 設置箇所

1. 開設可能とする箇所は、石舞台駐車場とし、石舞台売店が県道移設により、開設可能とする箇所を変更する。（別添-15「石舞台地区駐車場平面図」参照）

2. 臨時売店の規模は 14 m<sup>2</sup>までとすること。
3. 通常の駐車場利用との利用調整を図るとともに、1 ヶ月程度の周知期間をとって実施すること。

## 第 20 条 施設・設備の維持管理

施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水費。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

## 第 21 条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設運営者において全責任を負うものとする。
2. 臨時売店は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出の上、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
4. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により監督職員に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設運営者の責任において、その賠償を行う。

## 第 22 条 費用負担

1. 施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
2. その他、出店にかかる設備等や本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設運営者の負担で準備すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設運営者が定める損害料を徴収する。

## 第23条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
  - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
  - 2) 施設運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

## 第24条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
  - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
  - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
  - 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
  - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

## 第4章 自主事業における行催事等

### 第25条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に監督職員と協議を行うこと。
4. 監督職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
6. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
  - 1) 事業者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、埼玉県屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
  - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
  - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 事業者は、監督職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

## 利用者数の集計方法

○「達成すべき質」として求める公園利用者数は、以下のとおり扱うので、留意すること。  
 ○なお、算定式を平成23年度から変更しているため、「達成すべき質」として求める公園利用者数は、過年度のデータをもとに変更した算定式により過年度の利用者数を算定し直した上で平均したものである。

### ■達成すべき質として求める公園利用者数の算定方法

全体の推計公園利用者数から地区別イベント参加者数の合計を除いた値

$$= \text{全体の推計公園利用者数} - \text{地区別イベント参加者数の合計}$$

### ■全体の推計公園利用者数の算定方法

全体の推計公園利用者数 = 4地区の地区別推計公園利用者数の合計

地区別推計公園利用者数

$$= \text{石舞台古墳入場者数等から算出した地区別推計公園利用者数}^{\ast 1} / \text{一人当たり利用地区数}^{\ast 2} \\ \times \text{日常利用係数}^{\ast 2} + \text{地区別イベント参加数} + \text{祝戸荘利用者数} \\ \text{(イベント実施時)} \quad \text{(祝戸地区のみ)}$$

#### ※1 地区別推計公園利用者数の算定方法

地区	平休日など	公園利用者数の推計式
石舞台地区	平日	1.480 × 石舞台古墳入場者数
	休日	2.408 × 石舞台古墳入場者数
高松塚周辺地区	全日（休館日以外）	0.457 × 石舞台古墳入場者数 + 0.336 × 高松塚壁画館入館者数 + 2.114 × 国営飛鳥歴史公園館入館者数
	休館日	1.049 × 石舞台古墳入場者数
甘樫丘地区	全日	0.680 × 石舞台古墳入場者数
祝戸地区	平日	0.057 × 石舞台古墳入場者数
	休日	0.116 × 石舞台古墳入場者数

#### ※2 「一人当たり利用地区数」及び「日常利用係数」

	平日・休日別	
	平日	休日
一人当たり利用地区数	1.526	1.566
日常利用係数	1.135	1.099

〈参考〉

■平成22年度までの全体の公園利用者数推計式

<p>全体の推計公園利用者数 = 4地区の地区別推計公園利用者数の合計</p> <p>地区別推計公園利用者数</p> <p>= 石舞台古墳入場者数 × 地区別推計公園利用者係数<sup>※3</sup> / 一人当たり利用地区数<sup>※4</sup></p> <p>× 日常利用係数<sup>※4</sup> + 地区別イベント参加数 + 祝戸荘利用者数          (イベント実施時) (祝戸地区のみ)</p>
---

※3 地区別推計公園利用者係数

	石舞台地区	高松塚周辺地区	甘樫丘地区	祝戸地区
通年	2.843	0.943		
平日			0.216	0.02
休日			0.437	0.055

※4 「一人当たり利用地区数」及び「日常利用係数」

	通年
一人当たり利用地区数	1.552
日常利用係数	1.142

# 公園の利用に関するアンケート調査

## 国営飛鳥歴史公園 公園の利用に関するアンケート調査票（平成21年度）

別紙 12

地区名 高松塚周辺地区 平成21年 4月 日

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりのために反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願い

Q1.あなたの住所を教えてください。

- A. 明日香村 B. 橿原市 C. 桜井市 D. 高取町 E. 奈良市  
 F. その他奈良県（市町村名）  
 G. 大阪府（市町村名）  
 H. 京都府（市町村名）  
 I. その他（県名 市町村名）

Q2.あなたの性別を教えてください。・・・A. 男性 B. 女性

Q3.あなたの年齢を教えてください。

- A. 小学生 B. 中学生 C. 15～18歳 D. 19～29歳  
 E. 30～39歳 F. 40～49歳 G. 50～59歳 H. 60～64歳  
 I. 65～69歳 J. 70歳以上

Q4.本日はどなたといらっしゃいましたか？(1つお答えください)

- A. 一人で B. 友人・知人と C. カップルで D. 夫婦で  
 E. 家族と F. 学校の団体 G. 地域の団体 H. 職場の団体  
 I. その他（具体的に）

Q5.主に利用した交通機関を教えてください。(1つお答えください)

- A. 鉄道 B. 路線バス C. 貸切バス D. 自家用車  
 E. バイク・自転車 F. タクシー G. 徒歩 H. その他（  
 ※D.またはE.とお答えの方は、高速道路を利用されましたか？  
 またはする予定ですか？・・・はい・いいえ

Q6.飛鳥までの所要時間を教えてください。

- A. 30分以内 B. 1時間以内 C. 1～1.5時間  
 D. 1.5～2時間 E. 2時間以上

Q7.飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。

●到着時間 時 分頃 ●お帰りの予定時間 時 分頃

Q8.今日、飛鳥にきた目的を教えてください。

- (3つまでお答え下さい)  
 A. 史跡めぐり B. 風景を楽しむ C. 植物や生き物の観察  
 D. 芸術（写真、絵画、俳句等）のため E. 歴史の調査研究  
 F. 一日のんびり過ごすため G. 人に誘われて H. 何となく  
 I. 子供を遊ばせるため J. 通りすがり  
 K. その他（）

Q9.最近、飛鳥に関する情報について、何でお知りになりましたか？

- (3つまでお答え下さい)  
 A. 新聞記事 B. テレビ C. ラジオ D. 雑誌 E. 看板等  
 F. ポスター G. チラシ H. 知人に聞いて I. 市町村の広報誌  
 J. ホームページ K. キャンペーン（会場：  
 L. その他（）

Q10.Q9でチラシ・パンフレットとお答えになられた方にお聞きします。具体的にどちらでご覧になりましたか？

- A. 市区役所・町村役場 B. 図書館・公民館 C. 観光案内所  
 D. ホテル・旅館 E. 新聞折込 F. 公園で以前にもらった  
 G. 駅 H. その他（）

Q11.本日、行った、または行く予定の場所を教えてください。  
 (いくつでもお選び下さい)

- A. 鬼の俎・雪隠 B. 猿石 C. 亀石 D. 酒舟石 E. 亀形石造物  
 F. 天武・持統天皇陵 G. 文武天皇陵 H. 欽明天皇陵 I. キトラ古墳  
 J. 飛鳥寺 K. 橘寺 L. 川原寺 M. 岡寺 N. 豊浦寺（向原寺）  
 O. 飛鳥坐神社 P. 甘樫丘坐神社 Q. 於美阿志神社（檜隈寺跡）  
 R. 伝飛鳥板蓋宮跡 S. 水落遺跡 T. 飛鳥資料館 U. 万葉文化館  
 V. 犬養万葉記念館 W. 明日香民俗博物館 X. 明日香村文化財展示室  
 Y. 稲渚地区の棚田 Z. その他（）

裏面もごさいす

**★ここからは国営飛鳥歴史公園についてお伺いします。**

- Q12. 飛鳥歴史公園にはたびたびいらっしゃいますか？  
 A. ほぼ毎日 B. 週に2~3回 C. 週に1回 D. 月に2~3回  
 E. 月に1回 F. 年に数回 (だいたい 回)  
 G. 年に1回 H. 数年に1回程度 I. 今回が初めて
- Q15. この公園に来られる前の期待の程度と、利用後の感想をおたずねします。それぞれ該当する番号に○印をお付け下さい。

項目	来られる前の期待の程度					利用してみteの感想				
	期待しなかった	かたがた期待しな	少し期待した	期待した	わからない	不満である	やや不満である	まあ満足できる	満足できる	わからない
①自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
②芝生や樹木の手入れの良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
③季節を彩る花の演出、手入れの良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
④休憩の場としての良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑤子供の遊び場としての安心感・安全性	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑥高齢者・障害者の利用への配慮の良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑦小さな子供連れ利用への配慮の良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑧公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑨歴史的資源の豊かさ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑩施設整備状況の良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑪スタッフの対応・サービスの良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0
⑫全般的な管理の状態の良さ	1	2	3	4	0	1	2	3	4	0



ご協力ありがとうございました！

あすかひめ・たいしくん

Q13. 今日、公園でご利用になった施設を教えてください。  
 (いくつでもお選び下さい)

- 高松塚周辺地区
  - A. 国営飛鳥歴史公園館 B. 高松塚壁画館 C. 芝生広場
  - D. 高松塚古墳 E. 中尾山古墳
- 甘樫丘地区
  - F. 展望台 G. 芝生広場 H. 万葉植物園路 I. 花畑
- 石舞台地区
  - J. 石舞台古墳 K. 芝生広場 L. 親水デッキ
- 祝戸地区
  - M. 展望台 N. 芝生広場 O. 親水広場 P. 祝戸荘

Q14-1. 飛鳥歴史公園には満足されましたか？

- A. 非常に満足 (満足な点: )
- B. まあまあ満足 C. やや不満 D. 非常に不満 (不満な点: )

Q14-2. また、100点満点で何点ですか？ 点

Q16. 地域の人々か公園づくりに携わっていくことが期待されています。あなた自身がやってみてみたいことを教えてください。  
 (3つまでお答え下さい)

- A. 新しい公園づくりの計画に参加、協力したい。
- B. 草花の植え替えや鉢の手入れなど、公園の緑を守り育てたい。
- C. 公園施設の手入れや清掃などを自分たちでしてみたい。
- D. 公園で催し物を行ったり、手伝ったりしてみたい。
- E. お年寄りや障害者の方と公園で遊んだり、案内などをしてみたい
- F. 里山作りに協力してみたい G. 歴史ガイドなどをしてみたい
- H. 自然観察会、クラフト教室の指導、ハイキングの案内などをしてみたい
- I. その他 ( ) J. 特にない

Q17. この公園へまた来たいと思いますか？

- A. 定期的に来たい B. たまには来たい C. イベント等があれば来たい
- D. ついででの機会があれば来たい E. もう来たくない

Q18. 公園を利用してお気づきの点がありましたら記入ください。  
 ( )



# 国営飛鳥歴史公園

## 春期全体

実施日：平成21年4月12日（日）～14日（火）

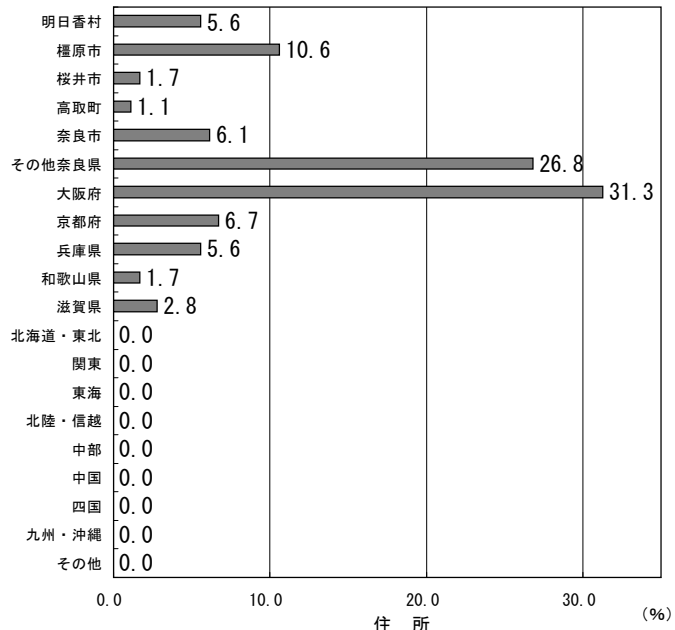
有効回答数： 335 票

### Q1. あなたの住所は？

比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は52.0%となっている。

県外からの来園は、大阪府内の31.3%が最も多い。

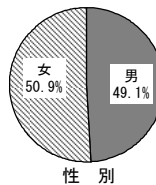
	回答数	%
A 明日香村	10	5.6
B 橿原市	19	10.6
C 桜井市	3	1.7
D 高取町	2	1.1
E 奈良市	11	6.1
F その他奈良県	48	26.8
G 大阪府	56	31.3
H 京都府	12	6.7
I 兵庫県	10	5.6
J 和歌山県	3	1.7
K 滋賀県	5	2.8
L 北海道・東北	0	0.0
M 関東	0	0.0
N 東海	0	0.0
O 北陸・信越	0	0.0
P 中部	0	0.0
Q 中国	0	0.0
R 四国	0	0.0
S 九州・沖縄	0	0.0
T その他	0	0.0
合計	179	100.0
奈良県計	93	52.0



### Q2. あなたの性別は？

回答者は男性、女性でほぼ同数である。

	回答数	%
A 男	161	49.1
B 女	167	50.9
合計	328	100.0

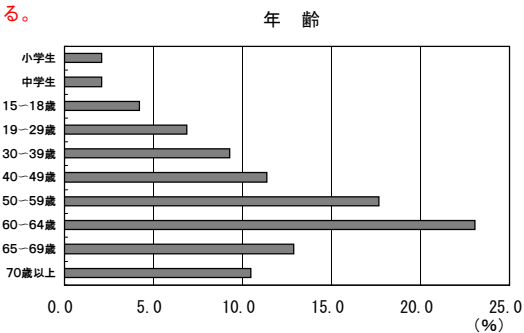


### Q3. あなたの年齢は？

回答者は60～64歳が最も多い。

60歳以上の来園者で46.4%とほぼ半数を占めている。

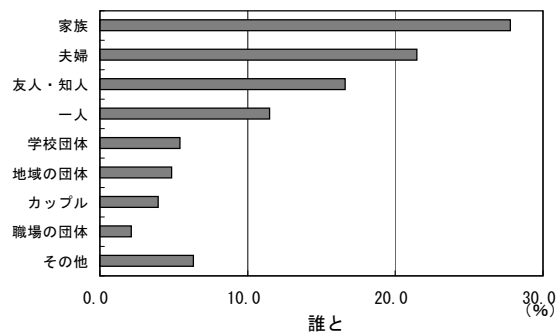
	回答数	%
A 小学生	7	2.1
B 中学生	7	2.1
C 15～18歳	14	4.2
D 19～29歳	23	6.9
E 30～39歳	31	9.3
F 40～49歳	38	11.4
G 50～59歳	59	17.7
H 60～64歳	77	23.1
I 65～69歳	43	12.9
J 70歳以上	35	10.5
合計	334	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は家族、夫婦ついで友人・知人の順序になっている。

	回答数	%
G 地域の団体	16	4.8
A 一人	38	11.5
E 家族	92	27.8
B 友人・知人	55	16.6
D 夫婦	71	21.5
C カップル	13	3.9
H 職場の団体	7	2.1
I その他	21	6.3
F 学校団体	18	5.4
合計	331	100.0

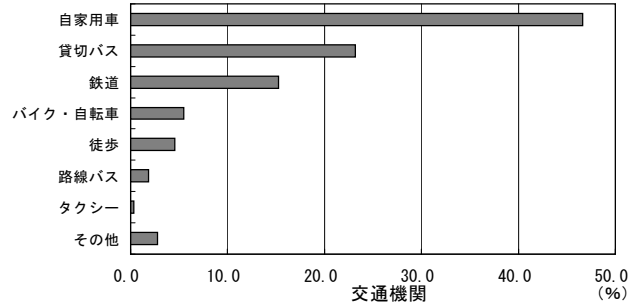


**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高いが、季節がら貸しきりバスによる来園も20%強であった。  
また高速道路利用については、地方高速道路1000円の効果が表れると予想されたが、昨年とほぼ同じ傾向であった。

	回答数	%
D 自家用車	153	46.6
A 鉄道	50	15.2
G 徒歩	15	4.6
C 貸切バス	76	23.2
E バイク・自転車	18	5.5
B 路線バス	6	1.8
F タクシー	1	0.3
H その他	9	2.7
合計	328	100.0

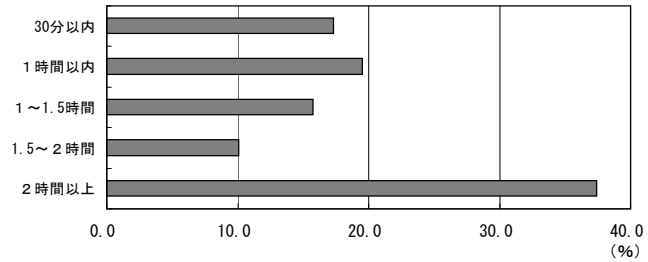
※高速道路利用  
はい 96  
いいえ 84



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

遠方からの来園者が最も多いが、1時間以内の来園も若干高くなっている。

	回答数	%
A 30分以内	55	17.3
B 1時間以内	62	19.5
C 1～1.5時間	50	15.7
D 1.5～2時間	32	10.1
E 2時間以上	119	37.4
合計	318	100.0



**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

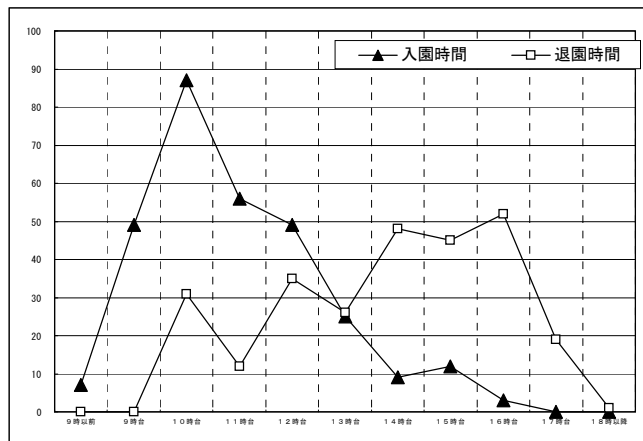
入村は10時代をピークに9～12時までが多く、退村は16時台が最も多い。  
また、滞在時間は2時間未満が多い。また、1時間未満の来村者も多くなっている。

<入園時間>

	回答数	%
9時以前	7	2.4
9時台	49	16.5
10時台	87	29.3
11時台	56	18.9
12時台	49	16.5
13時台	25	8.4
14時台	9	3.0
15時台	12	4.0
16時台	3	1.0
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	297	100.0

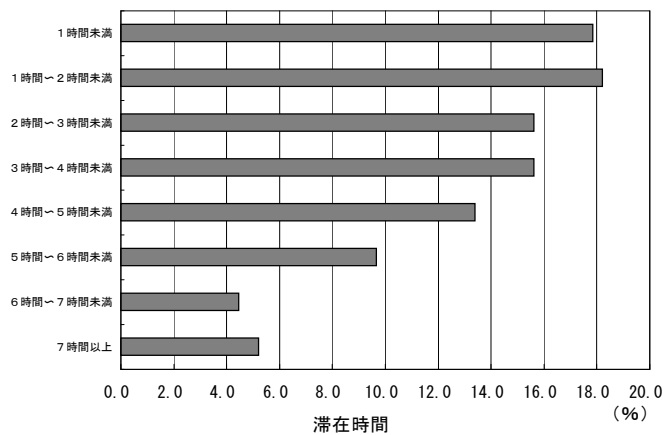
<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	0	0.0
10時台	31	11.5
11時台	12	4.5
12時台	35	13.0
13時台	26	9.7
14時台	48	17.8
15時台	45	16.7
16時台	52	19.3
17時台	19	7.1
18時以降	1	0.4
合計	269	100.0



<滞在時間>

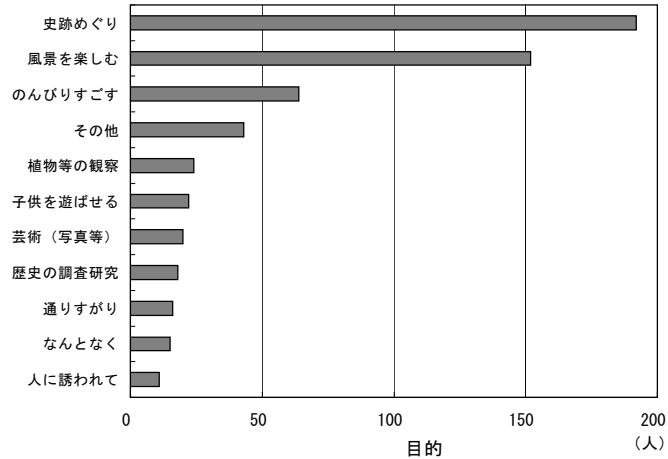
	回答数	%
A 1時間未満	48	17.8
B 1時間～2時間未満	49	18.2
C 2時間～3時間未満	42	15.6
D 3時間～4時間未満	42	15.6
E 4時間～5時間未満	36	13.4
F 5時間～6時間未満	26	9.7
G 6時間～7時間未満	12	4.5
H 7時間以上	14	5.2
合計	269	100.0



Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

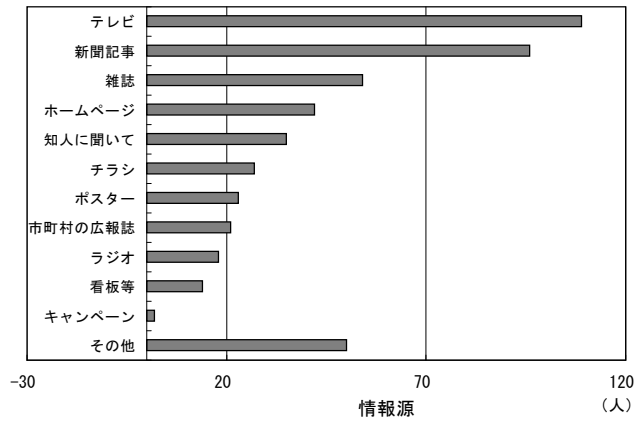
	回答数
A 史跡めぐり	192
B 風景を楽しむ	152
F のんびりすごす	64
K その他	43
G 人に誘われて	11
J 通りすがり	16
E 歴史の調査研究	18
C 植物等の観察	24
I 子供を遊ばせる	22
D 芸術（写真等）	20
H なんとなく	15
合計	577



Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

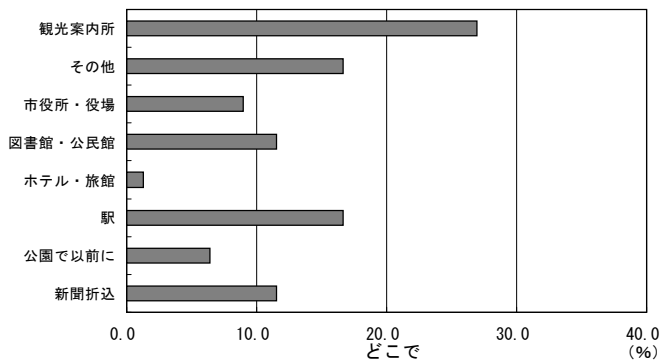
	回答数
A 新聞記事	96
B テレビ	109
D 雑誌	54
H 知人に聞いて	35
L その他	50
I 市町村の広報誌	21
C ラジオ	18
F ポスター	23
J ホームページ	42
G チラシ	27
E 看板等	14
K キャンペーン	2
合計	491



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

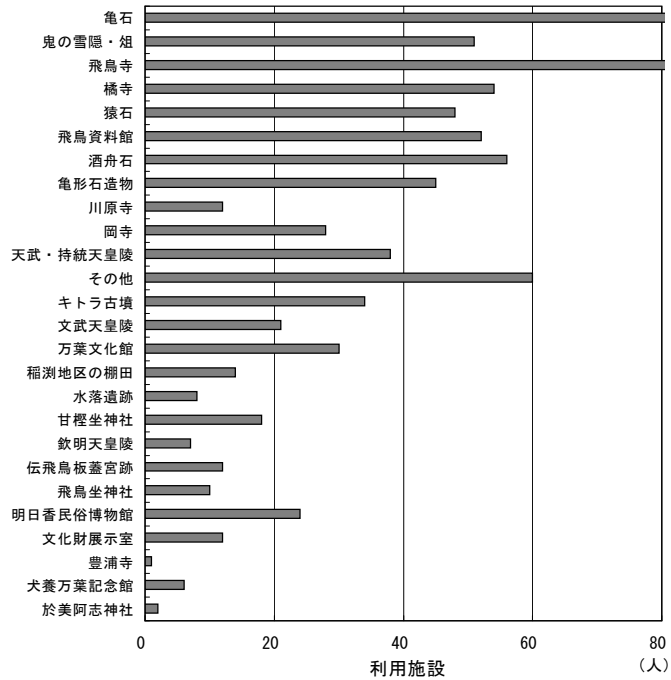
	回答数	%
C 観光案内所	21	26.9
H その他	13	16.7
A 市役所・役場	7	9.0
B 図書館・公民館	9	11.5
D ホテル・旅館	1	1.3
G 駅	13	16.7
F 公園で以前に	5	6.4
E 新聞折込	9	11.5
合計	78	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や鬼の俎・雪隠、飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	87
A 鬼の雪隠・俎	51
J 飛鳥寺	120
K 橋寺	54
B 猿石	48
T 飛鳥資料館	52
D 酒舟石	56
E 亀形石造物	45
L 川原寺	12
M 岡寺	28
F 天武・持統天皇陵	38
Z その他	60
I キトラ古墳	34
G 文武天皇陵	21
U 万葉文化館	30
Y 稲渕地区の棚田	14
S 水落遺跡	8
P 甘樫坐神社	18
H 欽明天皇陵	7
R 伝飛鳥板蓋宮跡	12
O 飛鳥坐神社	10
W 明日香民俗博物館	24
X 文化財展示室	12
N 豊浦寺	1
V 犬養万葉記念館	6
Q 於美阿志神社	2
合計	850

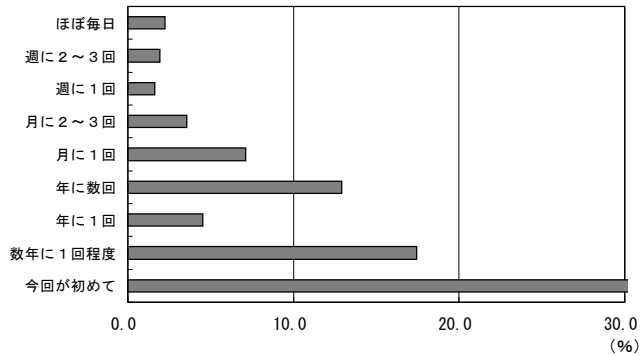


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、27.8%となっている。

また、他季に比べ年に数回という回答者も多い。

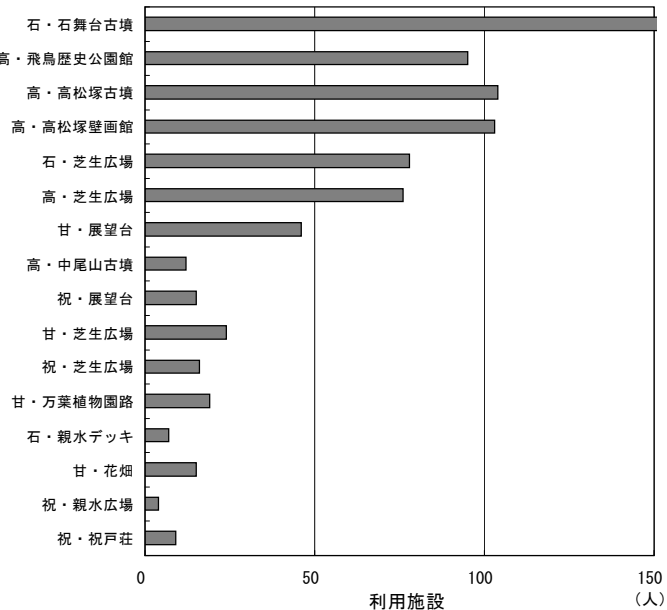
	回答数	%
A ほぼ毎日	7	2.3
B 週に2~3回	6	1.9
C 週に1回	5	1.6
D 月に2~3回	11	3.5
E 月に1回	22	7.1
F 年に数回	40	12.9
G 年に1回	14	4.5
H 数年に1回程度	54	17.4
I 今回が初めて	151	48.7
合計	310	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の半数近くが石舞台古墳を利用している。夏の状況に近い。

	回答数
J 石・石舞台古墳	160
A 高・飛鳥歴史公園館	95
D 高・高松塚古墳	104
B 高・高松塚壁画館	103
K 石・芝生広場	78
C 高・芝生広場	76
F 甘・展望台	46
E 高・中尾山古墳	12
M 祝・展望台	15
G 甘・芝生広場	24
N 祝・芝生広場	16
H 甘・万葉植物園路	19
L 石・親水デッキ	7
I 甘・花畑	15
O 祝・親水広場	4
P 祝・祝戸荘	9
合計	783

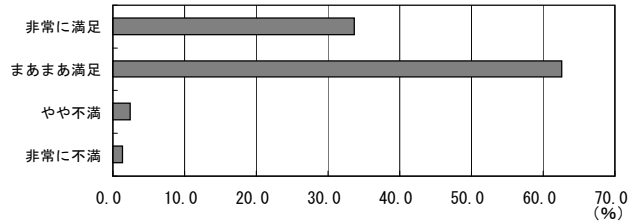


Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の93%が現状の公園に満足しているが、他季に比べて低い。

	回答数	%
A 非常に満足	99	33.7
B まあまあ満足	184	62.6
C やや不満	7	2.4
D 非常に不満	4	1.4
合計	294	100.0

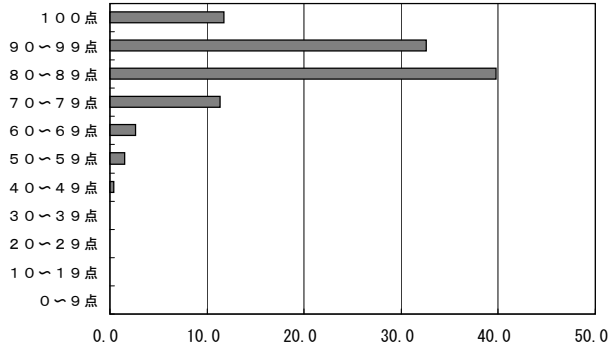
※石舞台有料に不満が3名



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっており、平均点は他季節と大差ない。

<採点>	平均点	84.4
	回答数	%
100点	31	11.7
90～99点	86	32.6
80～89点	105	39.8
70～79点	30	11.4
60～69点	7	2.7
50～59点	4	1.5
40～49点	1	0.4
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	264	100.0



Q15. 期待度と利用してみたの感想？

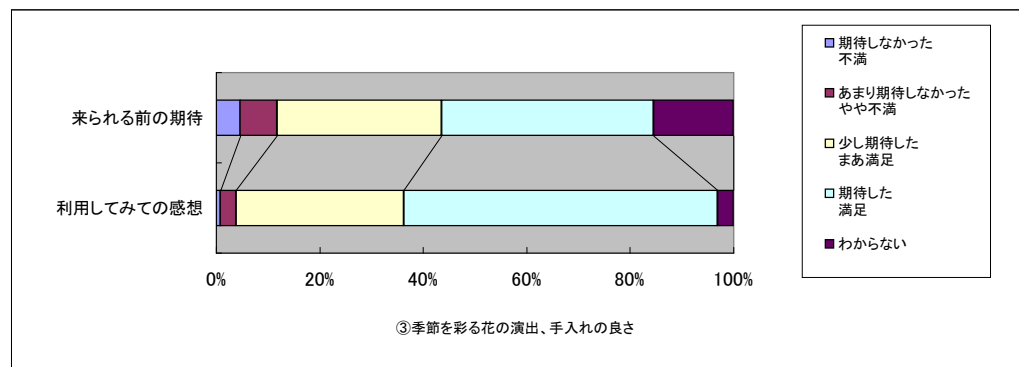
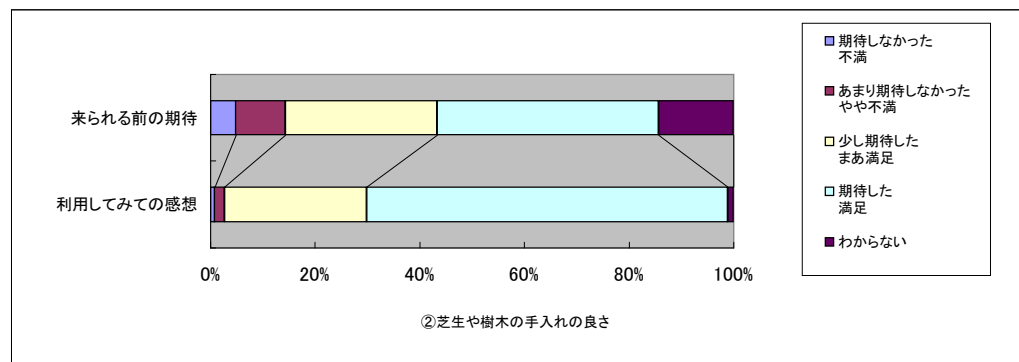
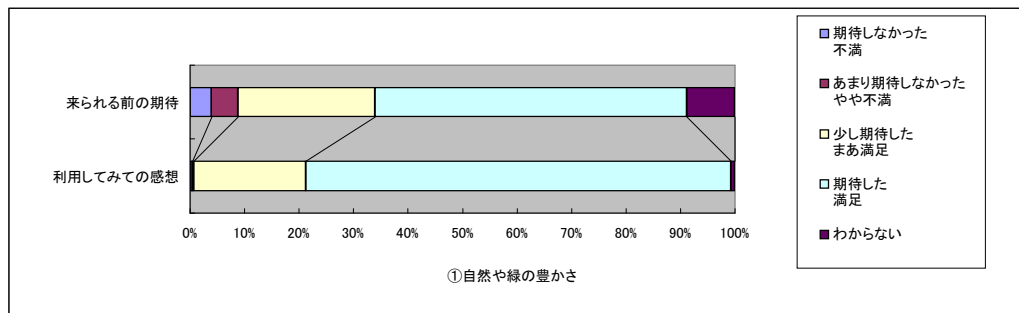
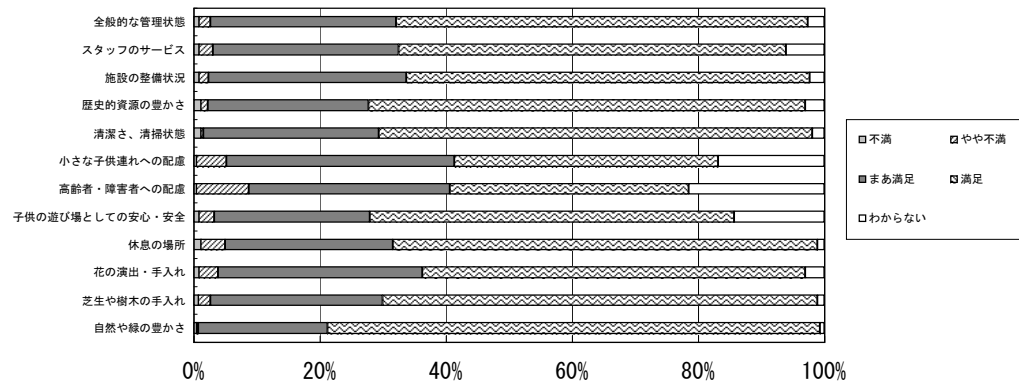
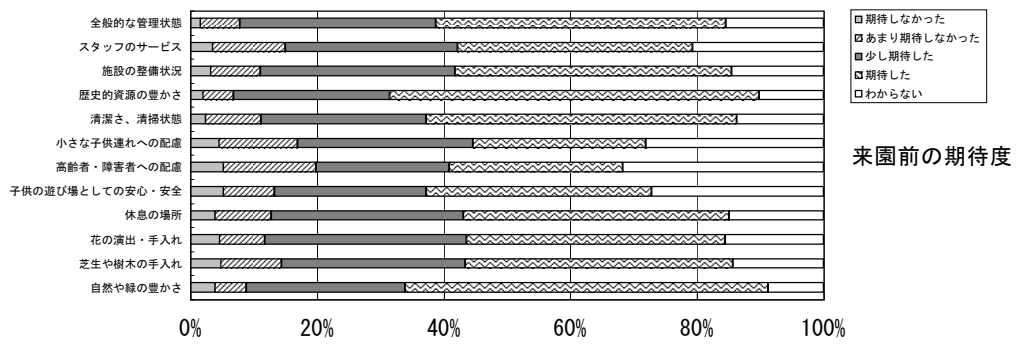
回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

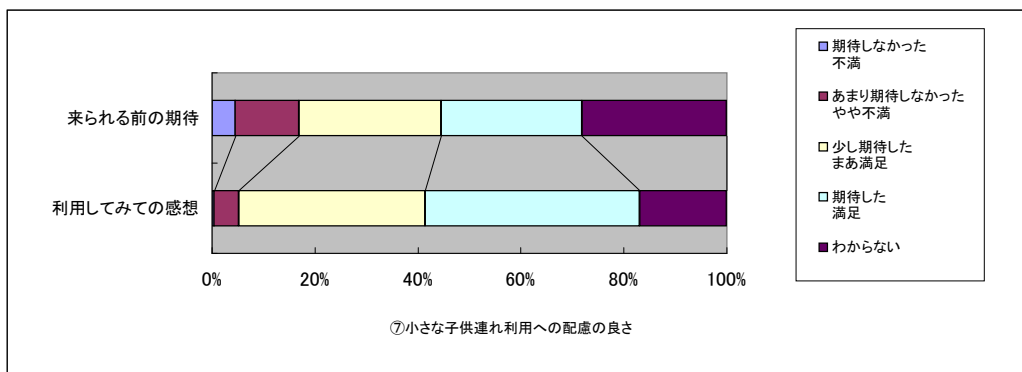
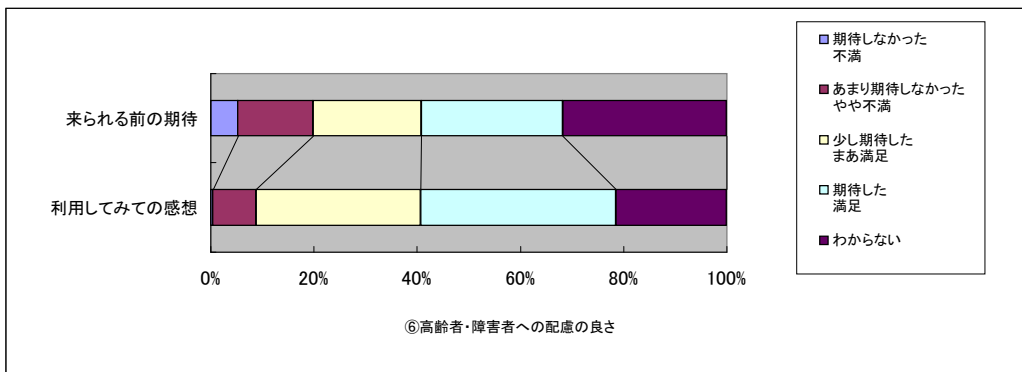
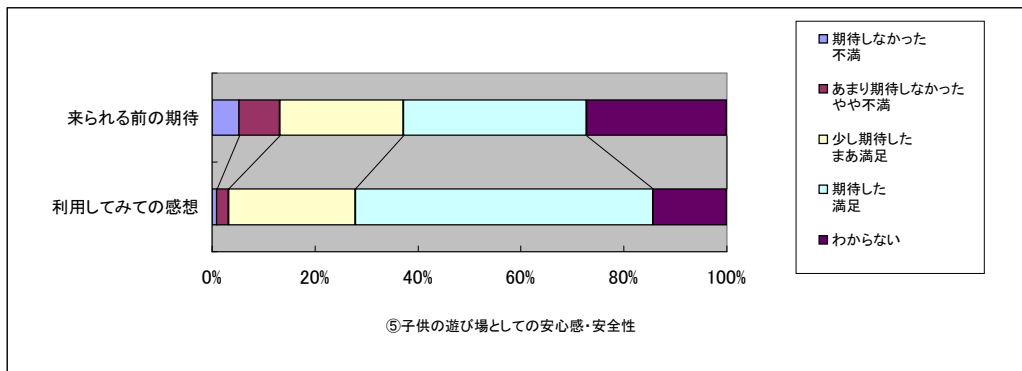
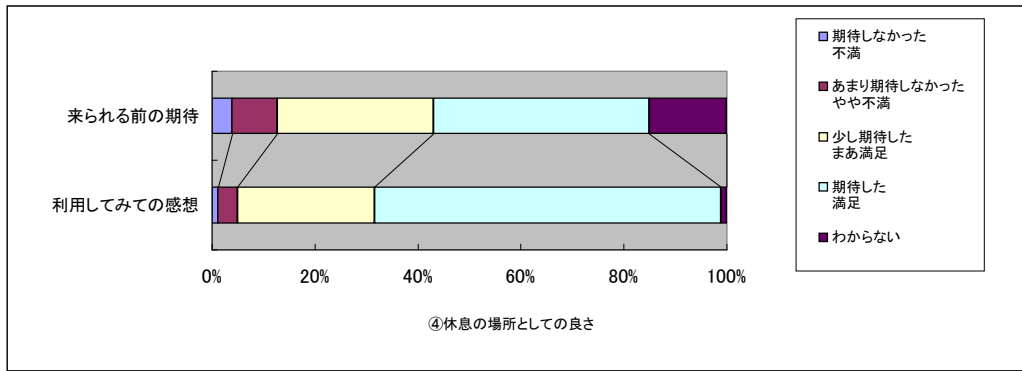
“飛鳥”ならではの、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

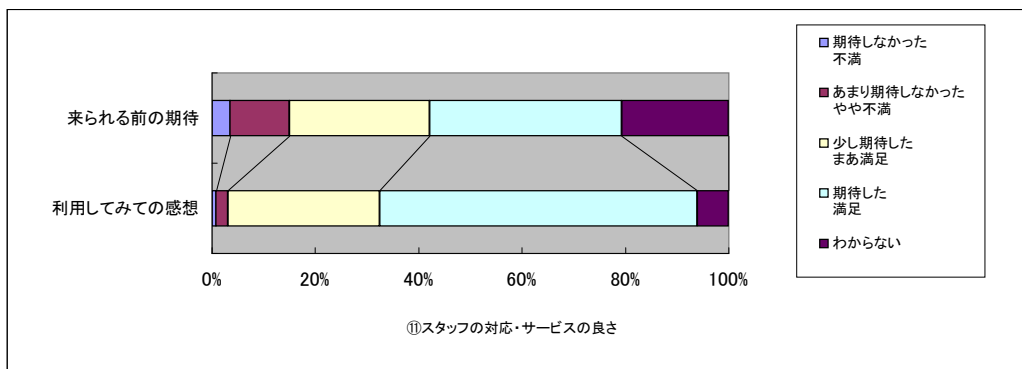
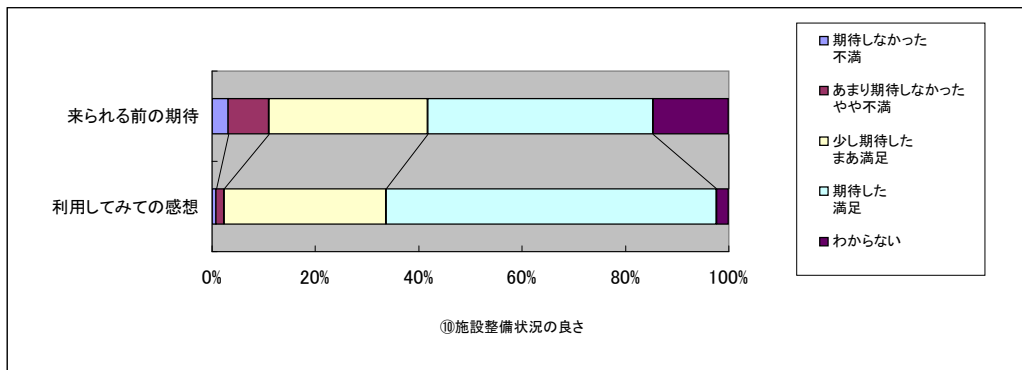
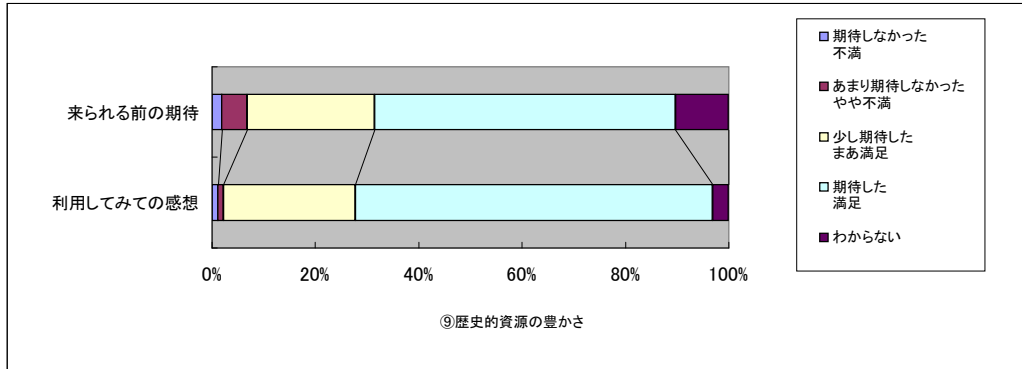
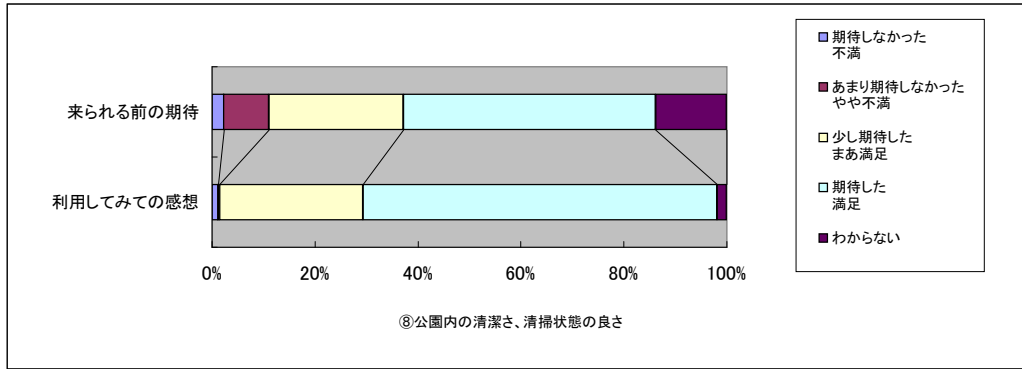
利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に「小さな子供づれへの配慮」での伸び率が高く、期待を超える満足が多く得られている。

	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	11	14	71	162	25	1	1	55	209	2
② 芝生や樹木の手入れ	13	26	79	115	39	2	5	72	182	3
③ 花の演出・手入れ	12	19	84	108	41	2	8	84	157	8
④ 休息の場所	10	23	79	109	39	3	10	70	177	3
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	13	20	60	89	68	2	6	60	141	35
⑥ 高齢者・障害者への配慮	13	37	53	69	80	1	21	80	95	54
⑦ 小さな子供連れへの配慮	11	31	69	68	70	1	12	90	104	42
⑧ 清潔さ、清掃状態	6	23	68	128	36	3	1	74	183	5
⑨ 歴史的資源の豊かさ	5	13	65	154	27	3	3	67	182	8
⑩ 施設の整備状況	8	20	78	111	37	2	4	81	165	6
⑪ スタッフのサービス	9	30	71	97	54	2	6	77	161	16
⑫ 全般的な管理状態	4	16	80	118	40	2	5	77	171	7

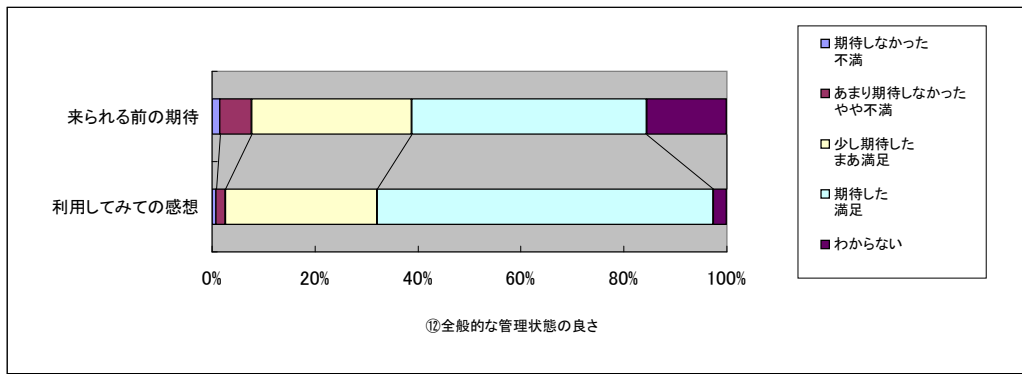
	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	3.9	4.9	25.1	57.2	8.8	0.4	0.4	20.5	78.0	0.7
② 芝生や樹木の手入れ	4.8	9.6	29.0	42.3	14.3	0.8	1.9	27.3	68.9	1.1
③ 花の演出・手入れ	4.5	7.2	31.8	40.9	15.5	0.8	3.1	32.4	60.6	3.1
④ 休息の場所	3.8	8.8	30.4	41.9	15.0	1.1	3.8	26.6	67.3	1.1
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	5.2	8.0	24.0	35.6	27.2	0.8	2.5	24.6	57.8	14.3
⑥ 高齢者・障害者への配慮	5.2	14.7	21.0	27.4	31.7	0.4	8.4	31.9	37.8	21.5
⑦ 小さな子供連れへの配慮	4.4	12.4	27.7	27.3	28.1	0.4	4.8	36.1	41.8	16.9
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.3	8.8	26.1	49.0	13.8	1.1	0.4	27.8	68.8	1.9
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1.9	4.9	24.6	58.3	10.2	1.1	1.1	25.5	69.2	3.0
⑩ 施設の整備状況	3.1	7.9	30.7	43.7	14.6	0.8	1.6	31.4	64.0	2.3
⑪ スタッフのサービス	3.4	11.5	27.2	37.2	20.7	0.8	2.3	29.4	61.5	6.1
⑫ 全般的な管理状態	1.6	6.2	31.0	45.7	15.5	0.8	1.9	29.4	65.3	2.7







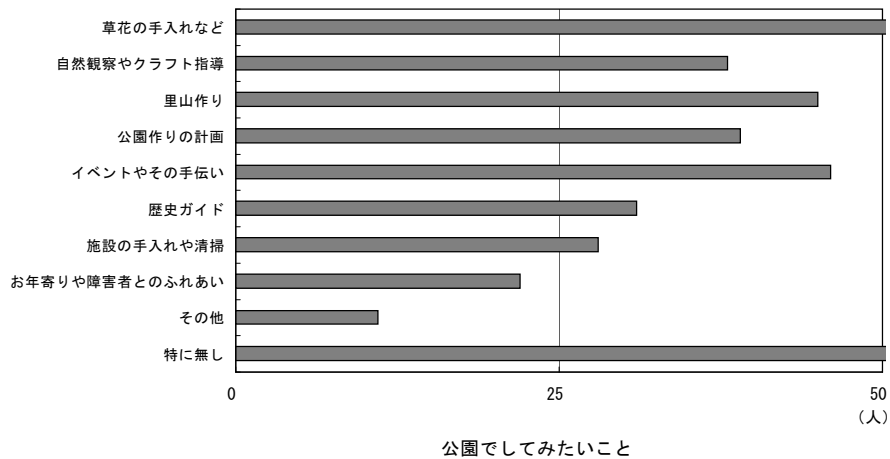




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が多いが大きな差異は見られない。特に希望が無い回答者が圧倒的に多い。

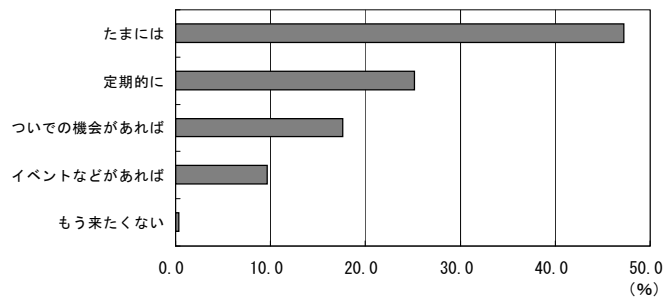
	回答数	%
B 草花の手入れなど	57	15.0
H 自然観察やクラフト指導	38	10.0
F 里山作り	45	11.9
A 公園作りの計画	39	10.3
D イベントやその手伝い	46	12.1
G 歴史ガイド	31	8.2
C 施設の手入れや清掃	28	7.4
E お年寄りや障害者とのふれあい	22	5.8
I その他	11	2.9
J 特に無し	62	16.4
合計	379	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると72.4%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけは1割弱であった。

	回答数	%
B たまには	137	47.2
A 定期的に	73	25.2
D ついでの場合があれば	51	17.6
C イベントなどがあれば	28	9.7
E もう来たくない	1	0.3
合計	290	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 夏期全体

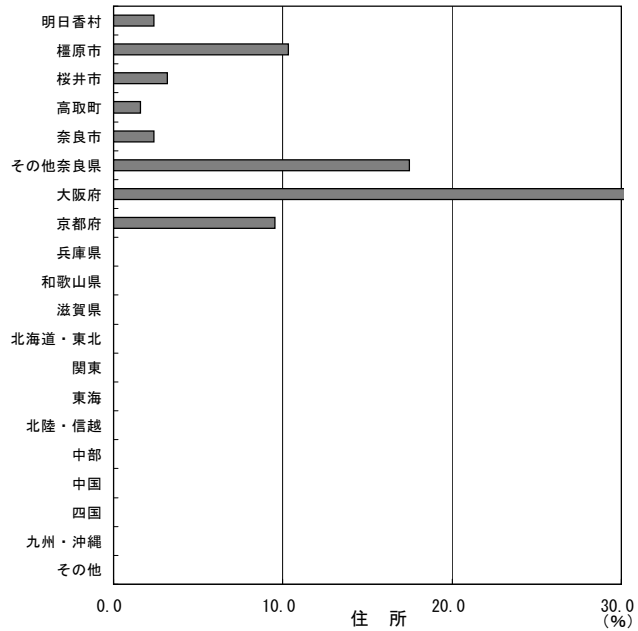
実施日：平成21年8月2日（日）～4日（火）

有効回答数：  票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、夏休み期間ということもあってか、県内（37.3%）より大阪府内からの来園者が53.2%と最も多い。

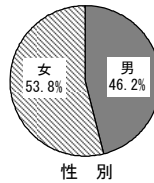
	回答数	%
A 明日香村	3	2.4
B 橿原市	13	10.3
C 桜井市	4	3.2
D 高取町	2	1.6
E 奈良市	3	2.4
F その他奈良県	22	17.5
G 大阪府	67	53.2
H 京都府	12	9.5
兵庫県	0	0.0
和歌山県	0	0.0
滋賀県	0	0.0
北海道・東北	0	0.0
関東	0	0.0
東海	0	0.0
北陸・信越	0	0.0
中部	0	0.0
中国	0	0.0
四国	0	0.0
九州・沖縄	0	0.0
その他	0	0.0
合計	126	100.0
奈良県計	47	37.3



### Q2. あなたの性別は？

回答者は女性が5割強を占めている。

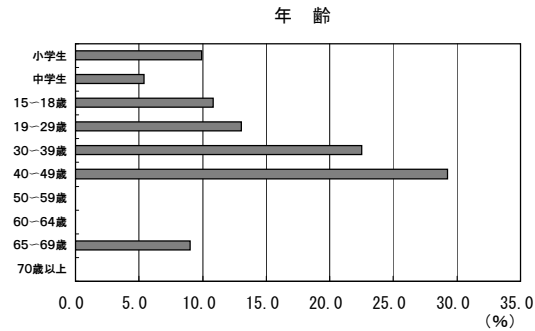
	回答数	%
A 男	154	46.2
B 女	179	53.8
合計	333	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は夏休み期間ということもありファミリー層と思われる30～49歳の層が多い。  
またついで19～29歳が13.1%であった。

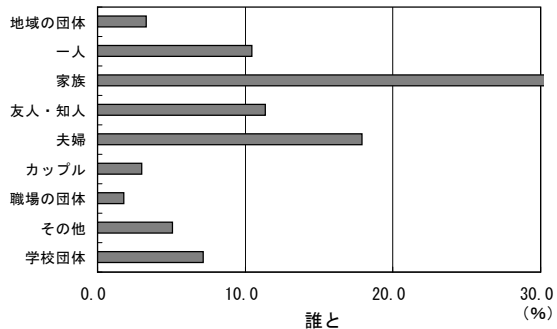
	回答数	%
A 小学生	22	9.9
B 中学生	12	5.4
C 15～18歳	24	10.8
D 19～29歳	29	13.1
E 30～39歳	50	22.5
F 40～49歳	65	29.3
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	20	9.0
J 70歳以上	0	0.0
合計	222	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は家族、ついで夫婦、友人・知人、一人の順序になっている。  
春は夫婦が最も高い傾向を示したが、やはり夏休みの期間の影響で家族が4割を示した。

	回答数	%
G 地域の団体	11	3.3
A 一人	35	10.4
E 家族	134	40.0
B 友人・知人	38	11.3
D 夫婦	60	17.9
C カップル	10	3.0
H 職場の団体	6	1.8
I その他	17	5.1
F 学校団体	24	7.2
合計	335	100.0

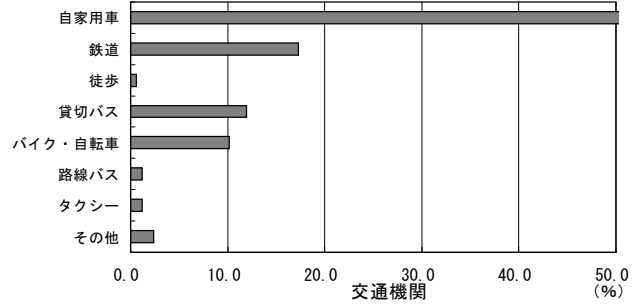


Q 5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高く5割を超えている。

	回答数	%
D 自家用車	185	55.2
A 鉄道	58	17.3
G 徒歩	2	0.6
C 貸切バス	40	11.9
E バイク・自転車	34	10.1
B 路線バス	4	1.2
F タクシー	4	1.2
H その他	8	2.4
合計	335	100.0

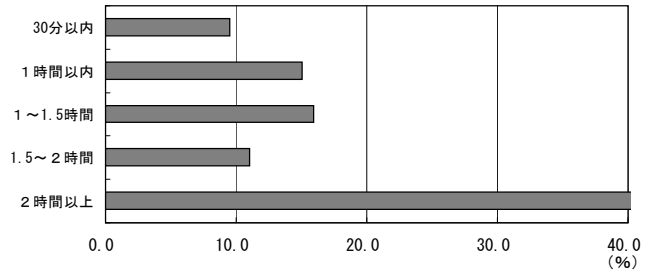
※高速道路利用  
はい 120  
いいえ 72



Q 6. 飛鳥までの所要時間は？

例年と同様、2時間以上の所要時間が半数を占めた

	回答数	%
A 30分以内	31	9.5
B 1時間以内	49	15.0
C 1～1.5時間	52	16.0
D 1.5～2時間	36	11.0
E 2時間以上	158	48.5
合計	326	100.0



Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入村は10時台がピーク、退村は15時台が特に多い。

また、滞在時間は1時間～2時間未満が最も多く、ついで1時間未満の来村者が多くになっている。

<入園時間>

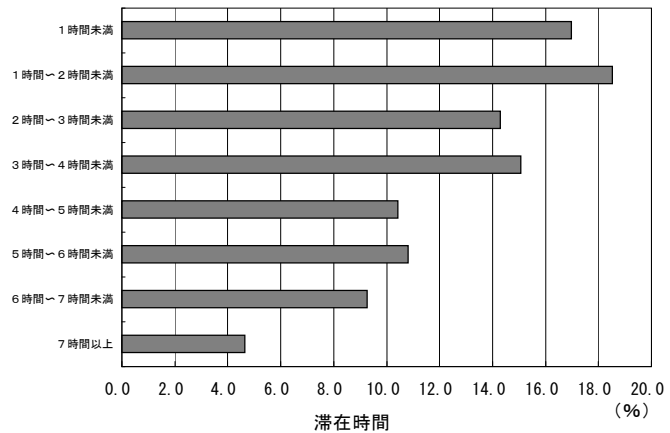
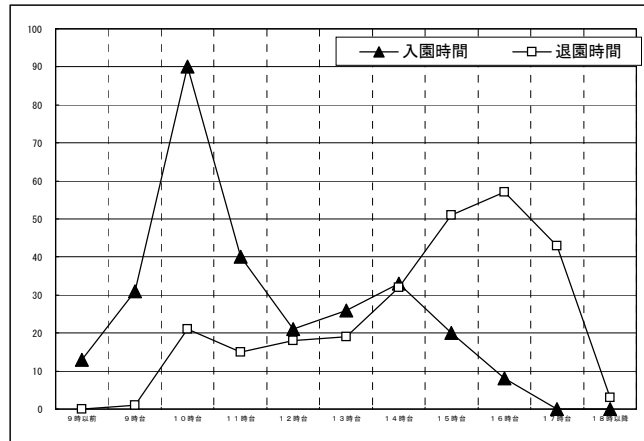
	回答数	%
9時以前	13	4.6
9時台	31	11.0
10時台	90	31.9
11時台	40	14.2
12時台	21	7.4
13時台	26	9.2
14時台	33	11.7
15時台	20	7.1
16時台	8	2.8
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	282	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	1	0.4
10時台	21	8.1
11時台	15	5.8
12時台	18	6.9
13時台	19	7.3
14時台	32	12.3
15時台	51	19.6
16時台	57	21.9
17時台	43	16.5
18時以降	3	1.2
合計	260	100.0

<滞在時間>

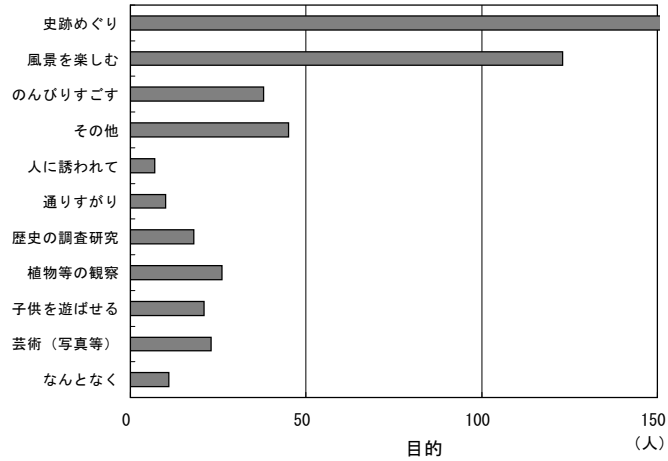
	回答数	%
A 1時間未満	44	17.0
B 1時間～2時間未満	48	18.5
C 2時間～3時間未満	37	14.3
D 3時間～4時間未満	39	15.1
E 4時間～5時間未満	27	10.4
F 5時間～6時間未満	28	10.8
G 6時間～7時間未満	24	9.3
H 7時間以上	12	4.6
合計	259	100.0



Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

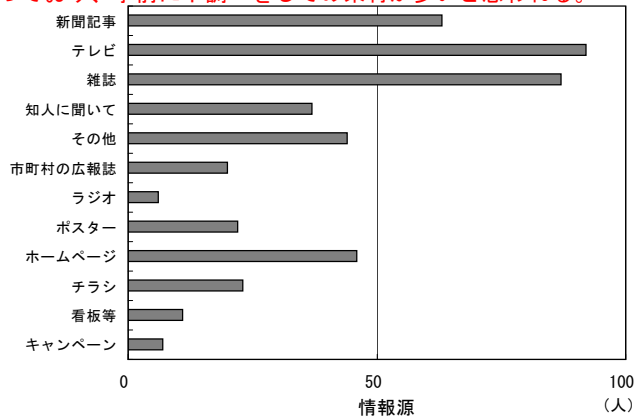
	回答数
A 史跡めぐり	227
B 風景を楽しむ	123
F のんびりすごす	38
K その他	45
G 人に誘われて	7
J 通りすがり	10
E 歴史の調査研究	18
C 植物等の観察	26
I 子供を遊ばせる	21
D 芸術（写真等）	23
H なんとなく	11
合計	549



Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。  
雑誌もテレビに続く認知媒体となっており、事前に下調べをしての来村が多いと思われる。

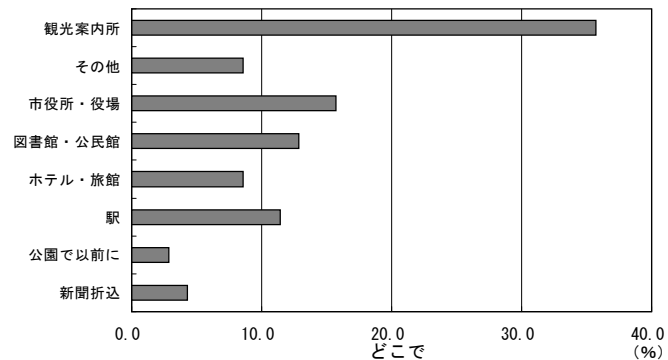
	回答数
A 新聞記事	63
B テレビ	92
D 雑誌	87
H 知人に聞いて	37
L その他	44
I 市町村の広報誌	20
C ラジオ	6
F ポスター	22
J ホームページ	46
G チラシ	23
E 看板等	11
K キャンペーン	7
合計	458



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。  
図書館や公民館はそれほど多くない。

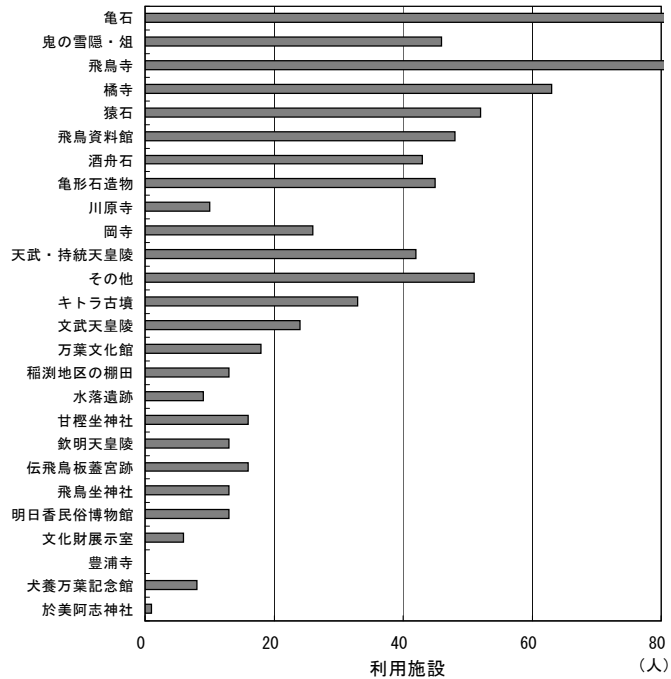
	回答数	%
C 観光案内所	25	35.7
H その他	6	8.6
A 市役所・役場	11	15.7
B 図書館・公民館	9	12.9
D ホテル・旅館	6	8.6
G 駅	8	11.4
F 公園で以前に	2	2.9
E 新聞折込	3	4.3
合計	70	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺、橘寺を多く上げている。

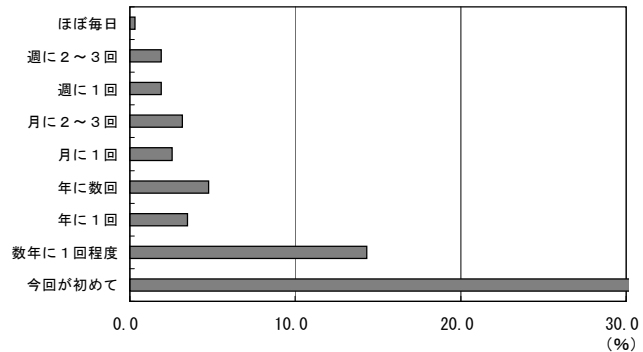
	回答数
C 亀石	108
A 鬼の雪隠・俎	46
J 飛鳥寺	108
K 橘寺	63
B 猿石	52
T 飛鳥資料館	48
D 酒舟石	43
E 亀形石造物	45
L 川原寺	10
M 岡寺	26
F 天武・持統天皇陵	42
Z その他	51
I キトラ古墳	33
G 文武天皇陵	24
U 万葉文化館	18
Y 稲淵地区の棚田	13
S 水落遺跡	9
P 甘櫻坐神社	16
H 欽明天皇陵	13
R 伝飛鳥板蓋宮跡	16
O 飛鳥坐神社	13
W 明日香民俗博物館	13
X 文化財展示室	6
N 豊浦寺	0
V 犬養万葉記念館	8
Q 於美阿志神社	1
合計	825



Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、昨年夏と比較しても10.8%増となっており、新規来園者が多い傾向となった。

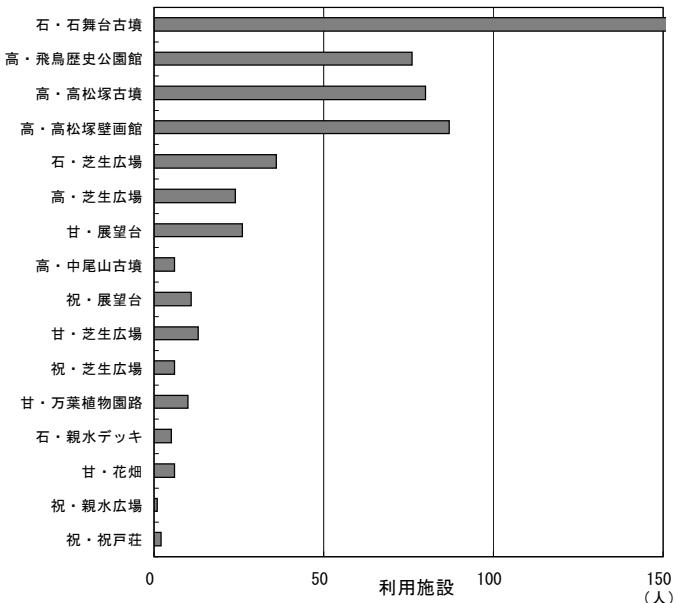
	回答数	%
A ほぼ毎日	1	0.3
B 週に2~3回	6	1.9
C 週に1回	6	1.9
D 月に2~3回	10	3.2
E 月に1回	8	2.5
F 年に数回	15	4.8
G 年に1回	11	3.5
H 数年に1回程度	45	14.3
I 今回が初めて	212	67.5
合計	314	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の3割強が石舞台古墳を利用している。  
夏場の利用もあつたか、芝生広場の利用が少なくなっている。

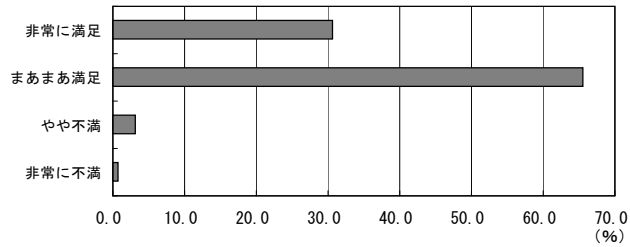
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	199	33.8
A 高・飛鳥歴史公園館	76	12.9
D 高・高松塚古墳	80	13.6
B 高・高松塚壁画館	87	14.8
K 石・芝生広場	36	6.1
C 高・芝生広場	24	4.1
F 甘・展望台	26	4.4
E 高・中尾山古墳	6	1.0
M 祝・展望台	11	1.9
G 甘・芝生広場	13	2.2
N 祝・芝生広場	6	1.0
H 甘・万葉植物園路	10	1.7
L 石・親水デッキ	5	0.9
I 甘・花畑	6	1.0
O 祝・親水広場	1	0.2
P 祝・祝戸荘	2	0.3
合計	588	100.0



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の96.2%が現状の公園に満足している。

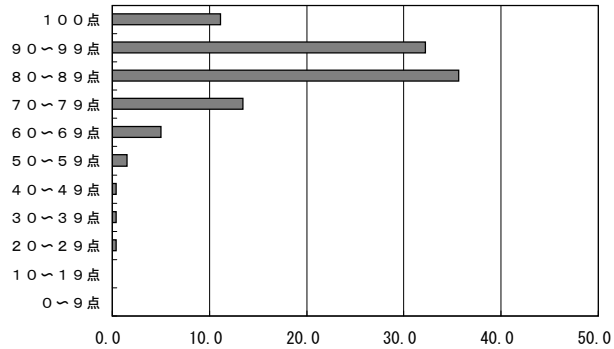
	回答数	%
A 非常に満足	88	30.7
B まあまあ満足	188	65.5
C やや不満	9	3.1
D 非常に不満	2	0.7
合計	287	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	83.6
	回答数	%
100点	29	11.1
90～99点	84	32.2
80～89点	93	35.6
70～79点	35	13.4
60～69点	13	5.0
50～59点	4	1.5
40～49点	1	0.4
30～39点	1	0.4
20～29点	1	0.4
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	261	100.0

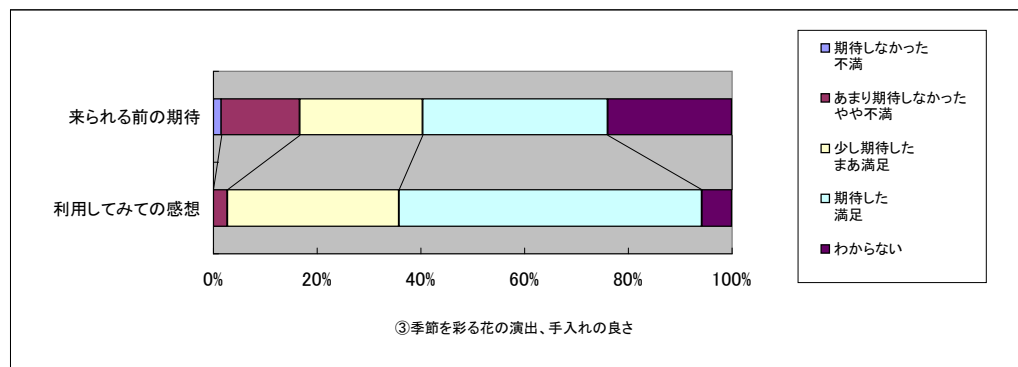
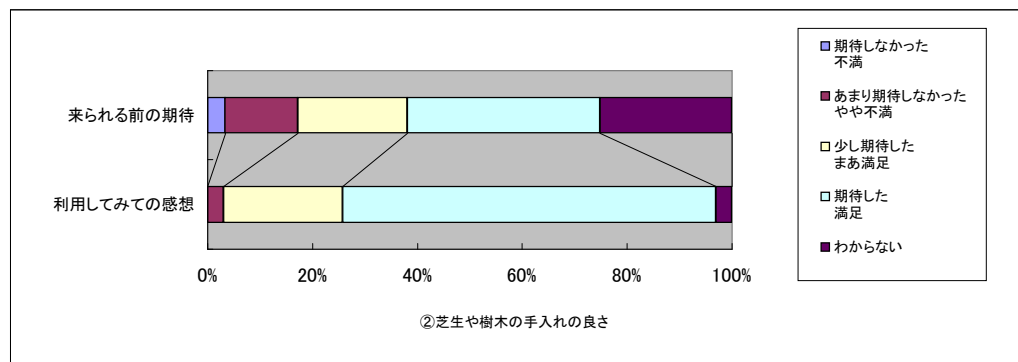
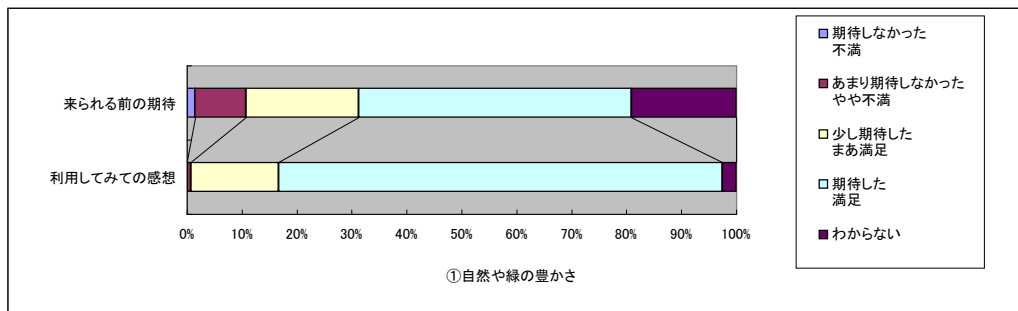
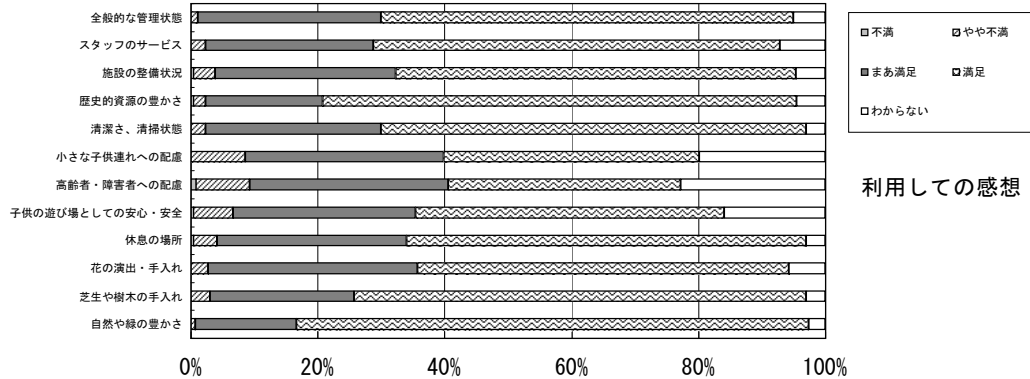
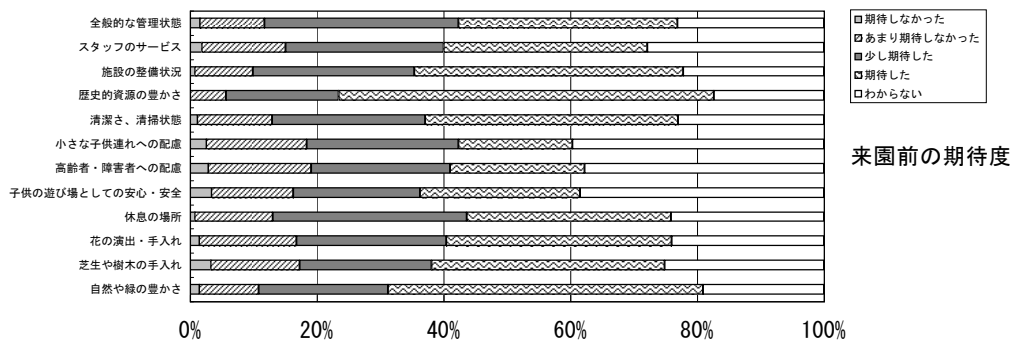


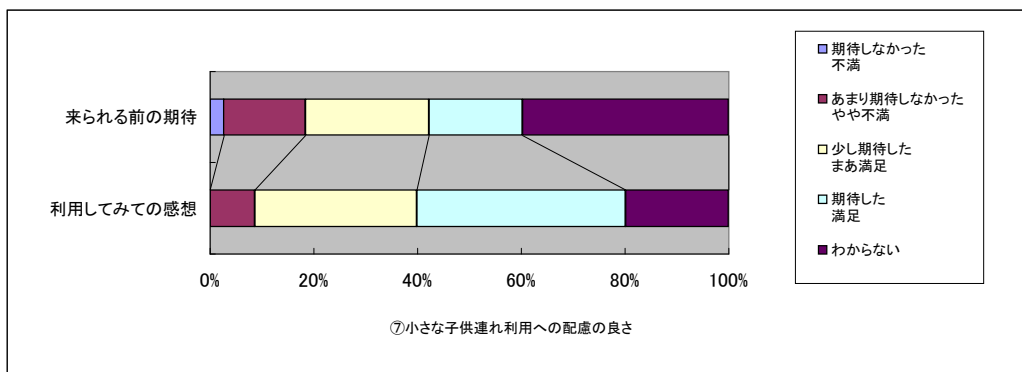
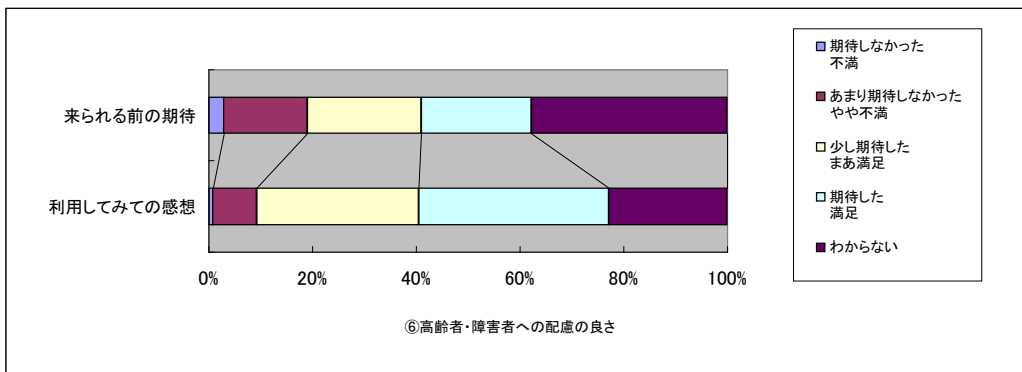
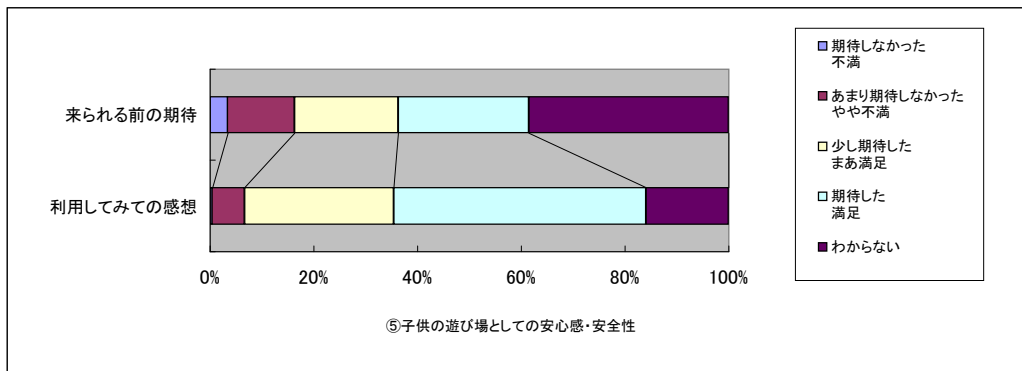
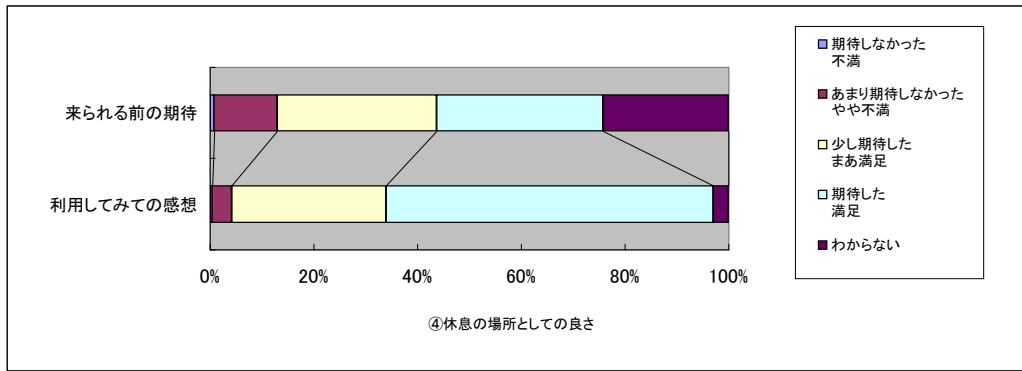
Q15. 期待度と利用してみた感想？

飛鳥という豊かな緑・歴史的資産のイメージや、公園という芝生等の手入れ、施設に対する期待が100を超えていた。利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に「小さな子供づれへの配慮」での伸び率が高く、期待を超える満足が多く得られている。

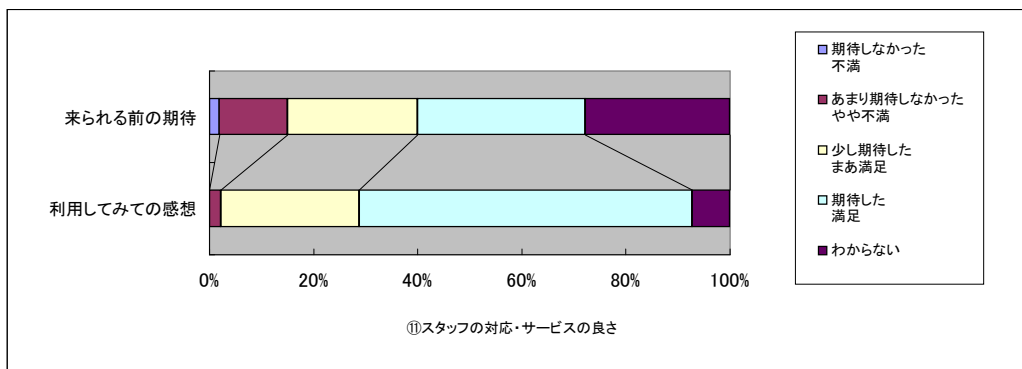
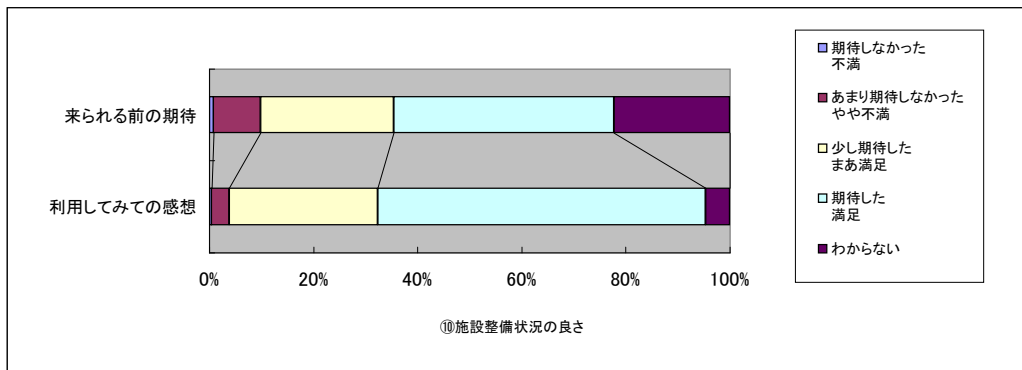
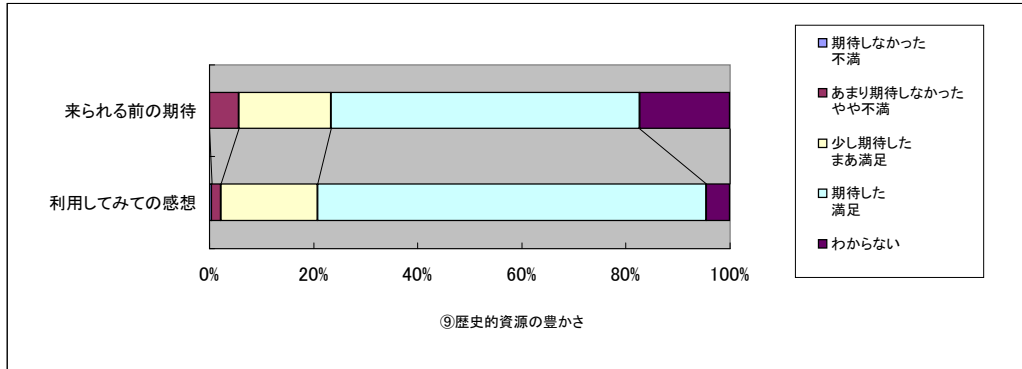
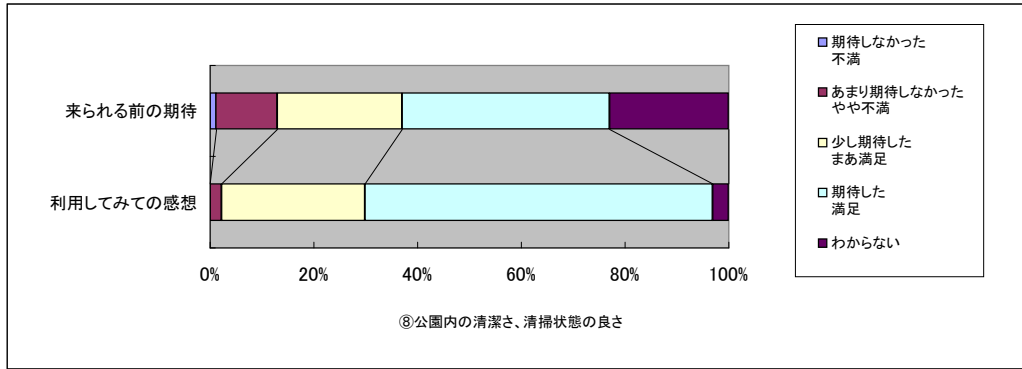
	来られる前の期待					利用してみた感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	4	27	59	143	55	0	2	43	218	7
② 芝生や樹木の手入れ	9	39	58	102	70	0	8	60	188	8
③ 花の演出・手入れ	4	42	65	98	66	0	7	86	152	15
④ 休息の場所	2	34	85	89	67	1	10	79	167	8
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	9	35	54	68	104	1	16	74	125	41
⑥ 高齢者・障害者への配慮	8	45	61	59	105	2	22	81	95	59
⑦ 小さな子供連れへの配慮	7	43	65	49	108	0	22	80	103	51
⑧ 清潔さ、清掃状態	3	33	67	111	64	0	6	73	177	8
⑨ 歴史的資産の豊かさ	0	16	50	167	49	1	5	49	197	12
⑩ 施設の整備状況	2	25	70	116	61	1	9	74	164	12
⑪ スタッフのサービス	5	37	70	90	78	0	6	70	169	19
⑫ 全般的な管理状態	4	28	83	94	63	0	3	75	169	13

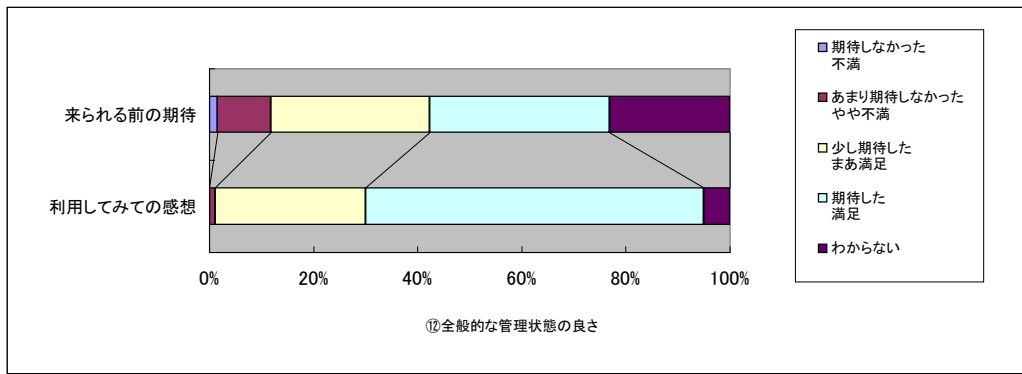
	来られる前の期待 (%)					利用してみた感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	1.4	9.4	20.5	49.7	19.1	0.0	0.7	15.9	80.7	2.6
② 芝生や樹木の手入れ	3.2	14.0	20.9	36.7	25.2	0.0	3.0	22.7	71.2	3.0
③ 花の演出・手入れ	1.5	15.3	23.6	35.6	24.0	0.0	2.7	33.1	58.5	5.8
④ 休息の場所	0.7	12.3	30.7	32.1	24.2	0.4	3.8	29.8	63.0	3.0
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	3.3	13.0	20.0	25.2	38.5	0.4	6.2	28.8	48.6	16.0
⑥ 高齢者・障害者への配慮	2.9	16.2	21.9	21.2	37.8	0.8	8.5	31.3	36.7	22.8
⑦ 小さな子供連れへの配慮	2.6	15.8	23.9	18.0	39.7	0.0	8.6	31.3	40.2	19.9
⑧ 清潔さ、清掃状態	1.1	11.9	24.1	39.9	23.0	0.0	2.3	27.7	67.0	3.0
⑨ 歴史的資産の豊かさ	0.0	5.7	17.7	59.2	17.4	0.4	1.9	18.6	74.6	4.5
⑩ 施設の整備状況	0.7	9.1	25.5	42.3	22.3	0.4	3.5	28.5	63.1	4.6
⑪ スタッフのサービス	1.8	13.2	25.0	32.1	27.9	0.0	2.3	26.5	64.0	7.2
⑫ 全般的な管理状態	1.5	10.3	30.5	34.6	23.2	0.0	1.2	28.8	65.0	5.0







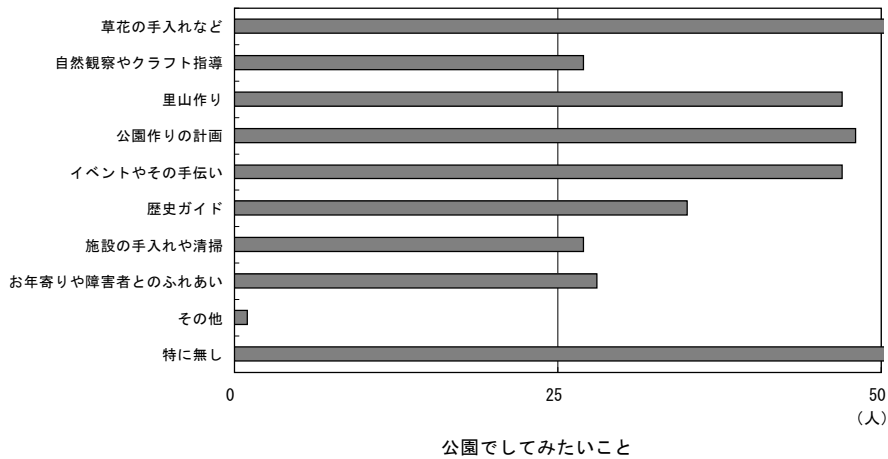




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が多く、ついで里山づくりや公園計画、イベントの手伝いが続いた。  
 春季調査では希望が無い回答者が多い傾向があったが、夏季では若干下がる傾向をしめた。

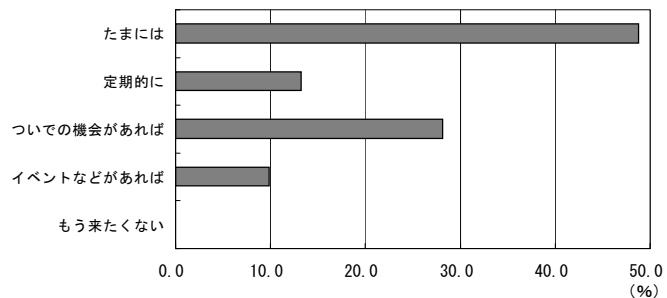
	回答数	%
B 草花の手入れなど	75	19.2
H 自然観察やクラフト指導	27	6.9
F 里山作り	47	12.0
A 公園作りの計画	48	12.3
D イベントやその手伝い	47	12.0
G 歴史ガイド	35	9.0
C 施設の手入れや清掃	27	6.9
E お年寄りや障害者とのふれあい	28	7.2
I その他	1	0.3
J 特に無し	56	14.3
合計	391	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると62.0%となった。

	回答数	%
B たまには	144	48.8
A 定期的に	39	13.2
D ついでがあれば	83	28.1
C イベントなどがあれば	29	9.8
E もう来たくない	0	0.0
合計	295	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 秋期全体

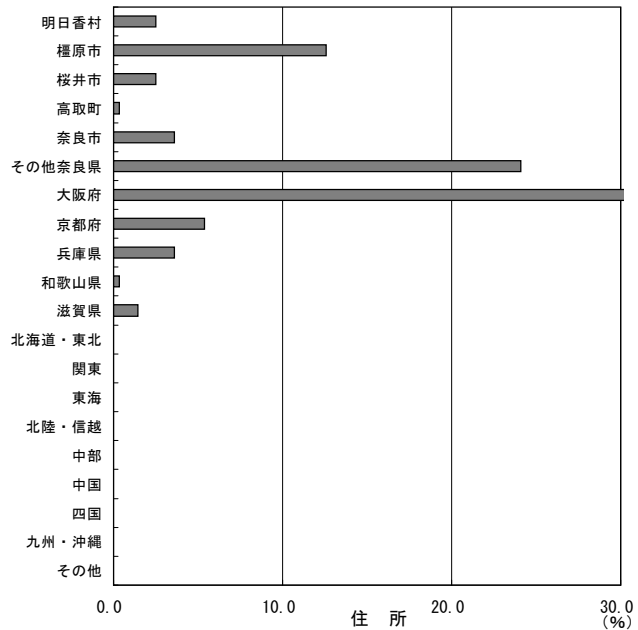
実施日：平成21年10月18日（日）～20日（火）

有効回答数： 424票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、県内（45.7%）に続き、大阪府内からの来園者が43.5%となった。

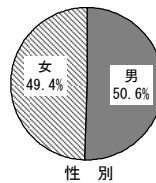
	回答数	%
A 明日香村	7	2.5
B 橿原市	35	12.6
C 桜井市	7	2.5
D 高取町	1	0.4
E 奈良市	10	3.6
F その他奈良県	67	24.1
G 大阪府	121	43.5
H 京都府	15	5.4
I 兵庫県	10	3.6
J 和歌山県	1	0.4
K 滋賀県	4	1.4
L 北海道・東北	0	0.0
M 関東	0	0.0
N 東海	0	0.0
O 北陸・信越	0	0.0
P 中部	0	0.0
Q 中国	0	0.0
R 四国	0	0.0
S 九州・沖縄	0	0.0
T その他	0	0.0
合計	278	100.0
奈良県計	127	45.7



### Q2. あなたの性別は？

男性、女性がほぼ同数を占めるが、春季および夏季は女性が多い傾向と比べ、秋季は男性が若干多い傾向となった。

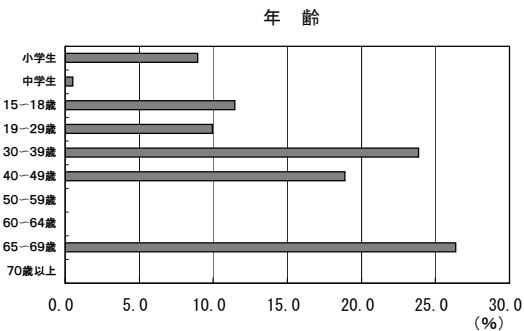
	回答数	%
A 男	205	50.6
B 女	200	49.4
合計	405	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

65～69歳の層が最も多い傾向は昨年と変わらないが、40～49歳の層が減少し、若い層（15～29歳）が増加した傾向となった。

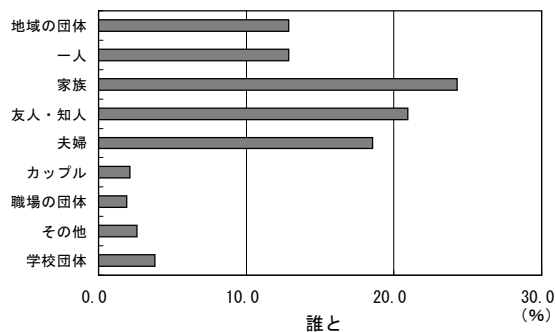
	回答数	%
A 小学生	18	9.0
B 中学生	1	0.5
C 15～18歳	23	11.4
D 19～29歳	20	10.0
E 30～39歳	48	23.9
F 40～49歳	38	18.9
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	53	26.4
J 70歳以上	0	0.0
合計	201	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は家族、ついで友人・知人、夫婦の順序になっている。

	回答数	%
G 地域の団体	54	12.9
A 一人	54	12.9
E 家族	102	24.3
B 友人・知人	88	21.0
D 夫婦	78	18.6
C カップル	9	2.1
H 職場の団体	8	1.9
I その他	11	2.6
F 学校団体	16	3.8
合計	420	100.0

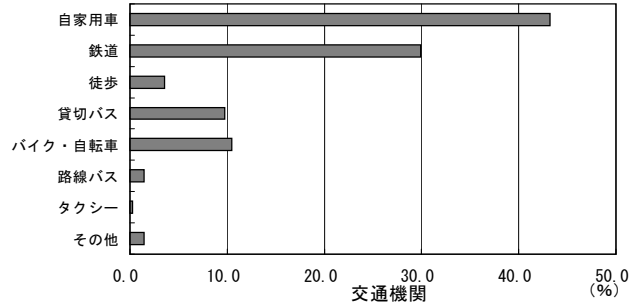


**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高い傾向を示した。

	回答数	%
D 自家用車	182	43.2
A 鉄道	126	29.9
G 徒歩	15	3.6
C 貸切バス	41	9.7
E バイク・自転車	44	10.5
B 路線バス	6	1.4
F タクシー	1	0.2
H その他	6	1.4
合 計	421	100.0

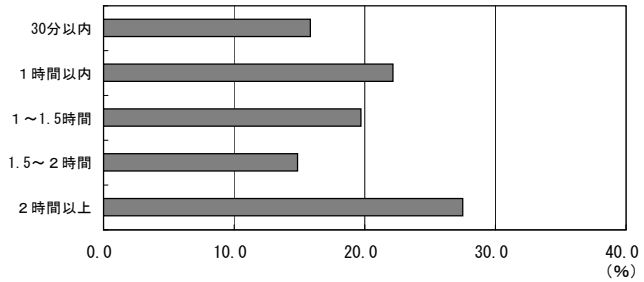
※高速道路利用  
はい 87  
いいえ 143



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

例年と同様、2時間以上の所要時間が半数を占めた

	回答数	%
A 30分以内	65	15.8
B 1時間以内	91	22.1
C 1～1.5時間	81	19.7
D 1.5～2時間	61	14.8
E 2時間以上	113	27.5
合 計	411	100.0



**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

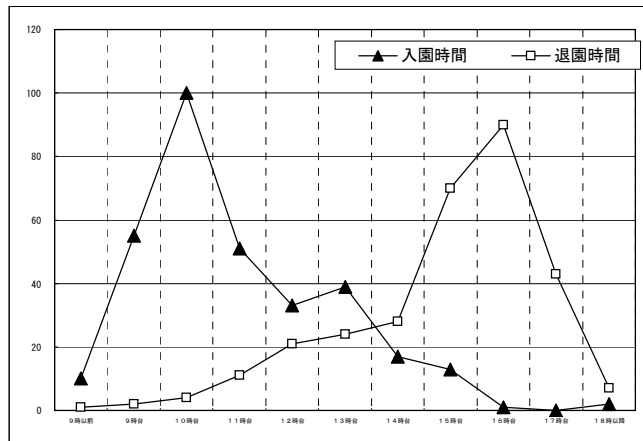
入村は10時代がピーク、退村は16時台が特に多い。

また、滞在時間は4時間～5時間未満が最も多く、ついで5時間～6時間未満の来村者が多くなっている。

春季、夏季では2時間未満が最も多かったが、秋季ではゆっくり飛鳥を巡る傾向があった。

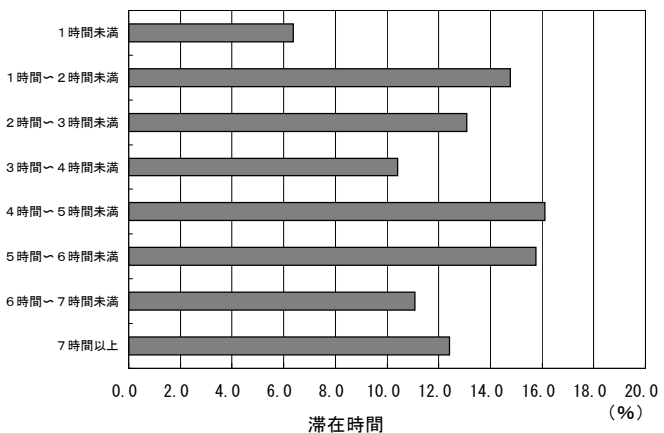
<入園時間>

	回答数	%
9時以前	10	3.1
9時台	55	17.1
10時台	100	31.2
11時台	51	15.9
12時台	33	10.3
13時台	39	12.1
14時台	17	5.3
15時台	13	4.0
16時台	1	0.3
17時台	0	0.0
18時以降	2	0.6
合 計	321	100.0



<退園時間>

	回答数	%
9時以前	1	0.3
9時台	2	0.7
10時台	4	1.3
11時台	11	3.7
12時台	21	7.0
13時台	24	8.0
14時台	28	9.3
15時台	70	23.3
16時台	90	29.9
17時台	43	14.3
18時以降	7	2.3
合 計	301	100.0



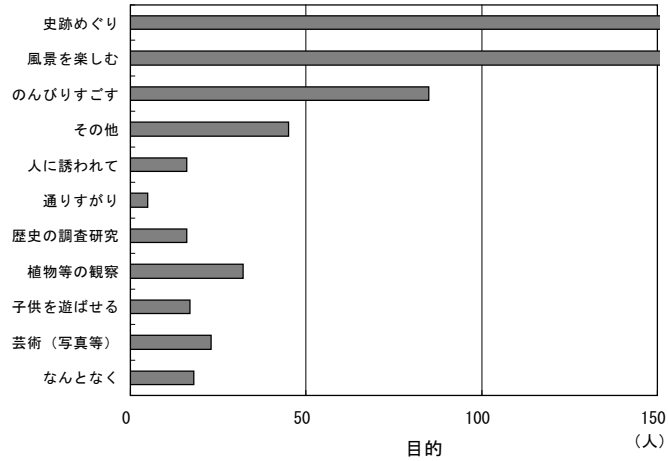
<滞在時間>

	回答数	%
A 1時間未満	19	6.4
B 1時間～2時間未満	44	14.8
C 2時間～3時間未満	39	13.1
D 3時間～4時間未満	31	10.4
E 4時間～5時間未満	48	16.1
F 5時間～6時間未満	47	15.8
G 6時間～7時間未満	33	11.1
H 7時間以上	37	12.4
合 計	298	100.0

Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

	回答数	%
A 史跡めぐり	255	37.2
B 風景を楽しむ	174	25.4
F のんびりすごす	85	12.4
K その他	45	6.6
G 人に誘われて	16	2.3
J 通りすがり	5	0.7
E 歴史の調査研究	16	2.3
C 植物等の観察	32	4.7
I 子供を遊ばせる	17	2.5
D 芸術（写真等）	23	3.4
H なんとなく	18	2.6
合計	686	100.0

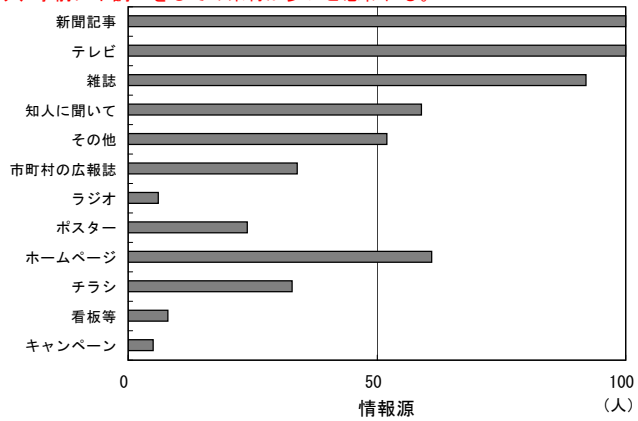


Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

雑誌もテレビに続く認知媒体となっており、事前に下調べをしての来村が多いと思われる。

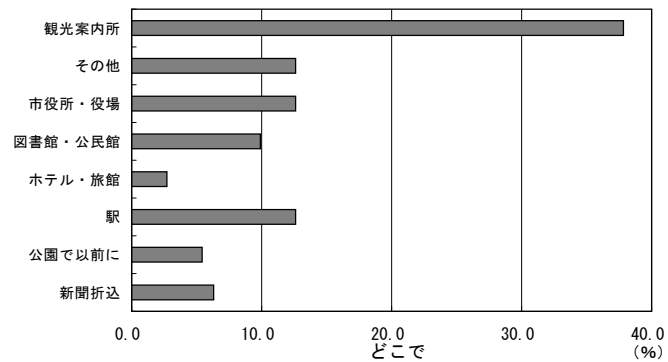
	回答数	%
A 新聞記事	100	17.4
B テレビ	100	14.6
D 雑誌	92	13.4
H 知人に聞いて	59	8.6
L その他	52	7.6
I 市町村の広報誌	34	5.0
C ラジオ	6	0.9
F ポスター	24	3.5
J ホームページ	61	8.9
G チラシ	33	4.8
E 看板等	8	
K キャンペーン	5	
合計	574	



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

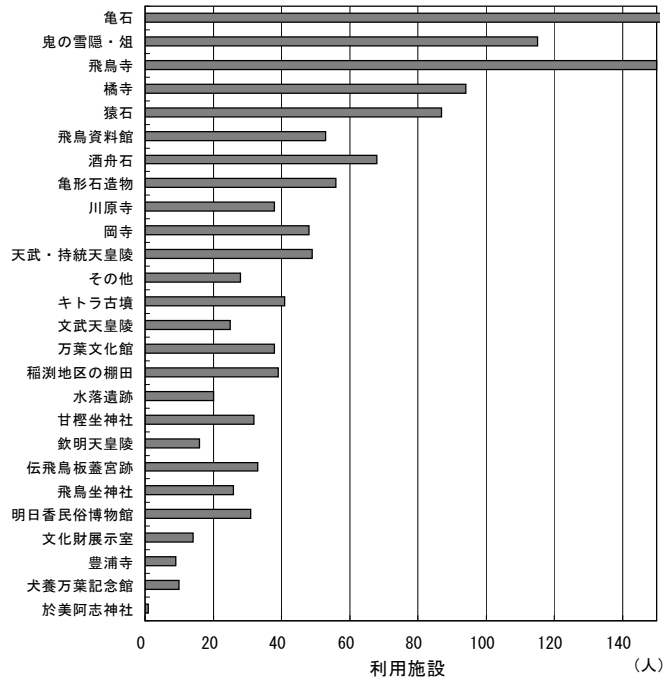
	回答数	%
C 観光案内所	42	37.8
H その他	14	12.6
A 市役所・役場	14	12.6
B 図書館・公民館	11	9.9
D ホテル・旅館	3	2.7
G 駅	14	12.6
F 公園で以前に	6	5.4
E 新聞折込	7	6.3
合計	111	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺、鬼の雪隠・俎を多く上げている。

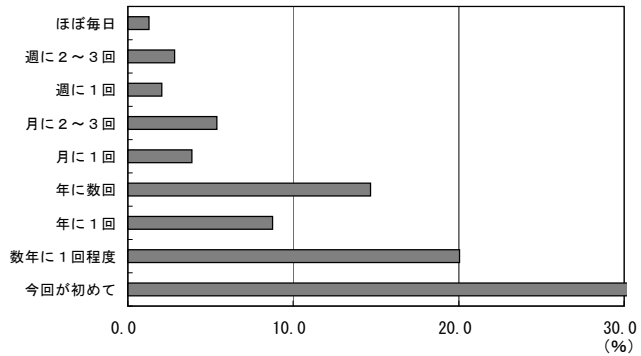
	回答数	%
C 亀石	159	12.4
A 鬼の雪隠・俎	115	9.0
J 飛鳥寺	150	11.7
K 橋寺	94	7.3
B 猿石	87	6.8
T 飛鳥資料館	53	4.1
D 酒舟石	68	5.3
E 亀形石造物	56	4.4
L 川原寺	38	3.0
M 岡寺	48	3.8
F 天武・持統天皇陵	49	3.8
Z その他	28	2.2
I キトラ古墳	41	3.2
G 文武天皇陵	25	2.0
U 万葉文化館	38	3.0
Y 福洲地区の棚田	39	3.0
S 水落遺跡	20	1.6
P 甘樫坐神社	32	2.5
H 欽明天皇陵	16	1.3
R 伝飛鳥板蓋宮跡	33	2.6
O 飛鳥坐神社	26	2.0
W 明日香民俗博物館	31	2.4
X 文化財展示室	14	1.1
N 豊浦寺	9	0.7
V 犬養万葉記念館	10	0.8
Q 於美阿志神社	1	0.1
合計	1,280	100.0



Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、昨年秋と比較してほぼ同じ傾向となった。

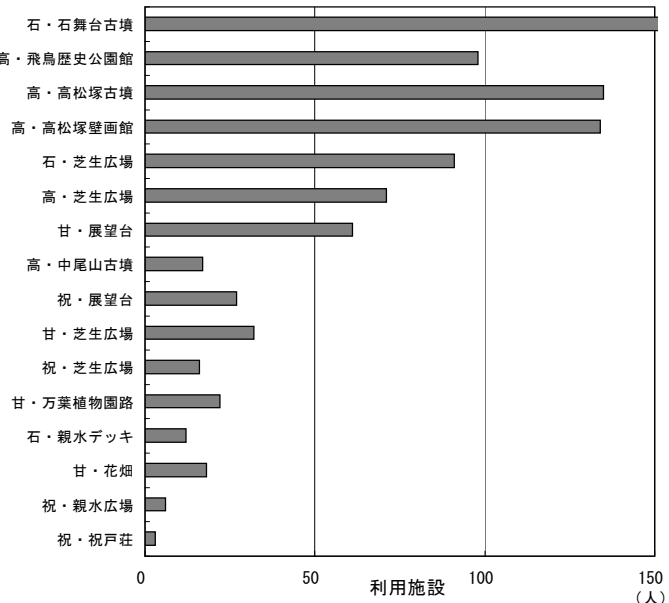
	回答数	%
A ほぼ毎日	5	1.3
B 週に2~3回	11	2.8
C 週に1回	8	2.1
D 月に2~3回	21	5.4
E 月に1回	15	3.9
F 年に数回	57	14.7
G 年に1回	34	8.7
H 数年に1回程度	78	20.1
I 今回が初めて	160	41.1
合計	389	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の3割弱が石舞台古墳を利用している。

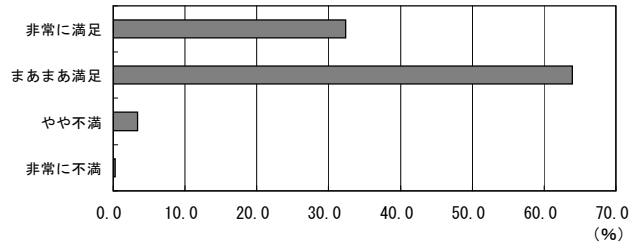
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	237	24.2
A 高・飛鳥歴史公園館	98	10.0
D 高・高松塚古墳	135	13.8
B 高・高松塚壁画館	134	13.7
K 石・芝生広場	91	9.3
C 高・芝生広場	71	7.2
F 甘・展望台	61	6.2
E 高・中尾山古墳	17	1.7
M 祝・展望台	27	2.8
G 甘・芝生広場	32	3.3
N 祝・芝生広場	16	1.6
H 甘・万葉植物園路	22	2.2
L 石・親水デッキ	12	1.2
I 甘・花畑	18	1.8
O 祝・親水広場	6	0.6
P 祝・祝戸荘	3	0.3
合計	980	100.0



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の96.4%が現状の公園に満足している。

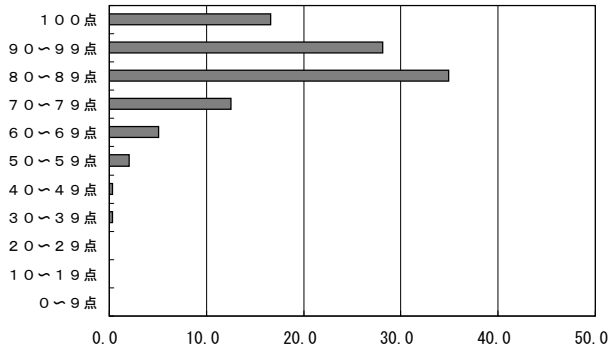
	回答数	%
A 非常に満足	116	32.4
B まあまあ満足	229	64.0
C やや不満	12	3.4
D 非常に不満	1	0.3
合計	358	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算の設問では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	84.0
	回答数	%
100点	49	16.6
90～99点	83	28.1
80～89点	103	34.9
70～79点	37	12.5
60～69点	15	5.1
50～59点	6	2.0
40～49点	1	0.3
30～39点	1	0.3
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	295	100.0



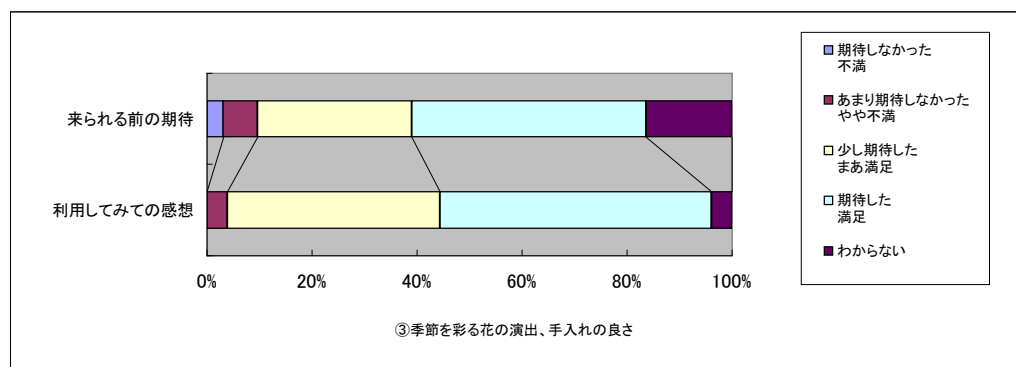
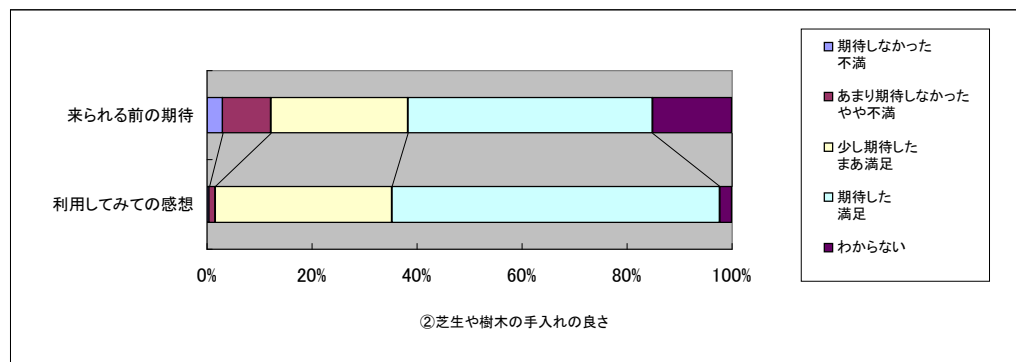
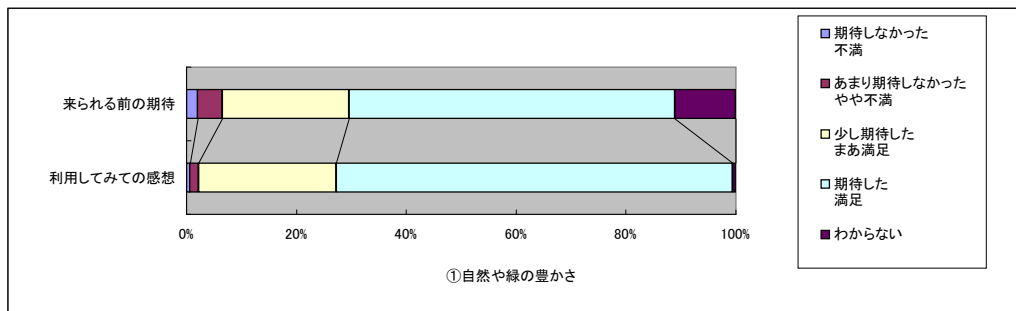
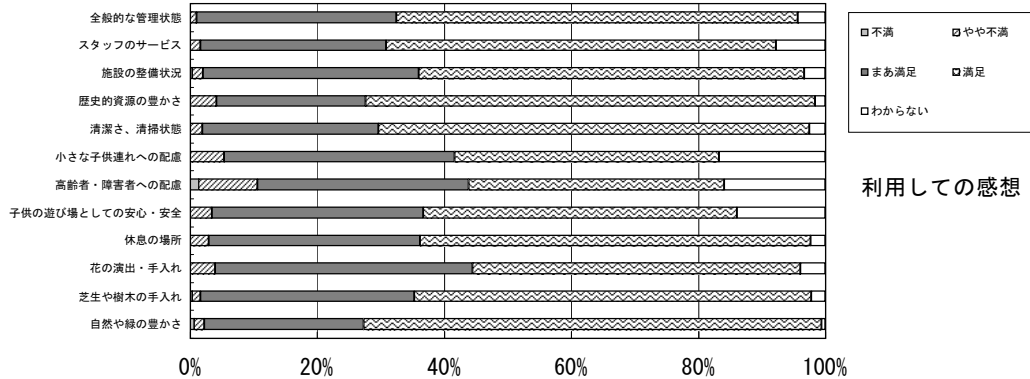
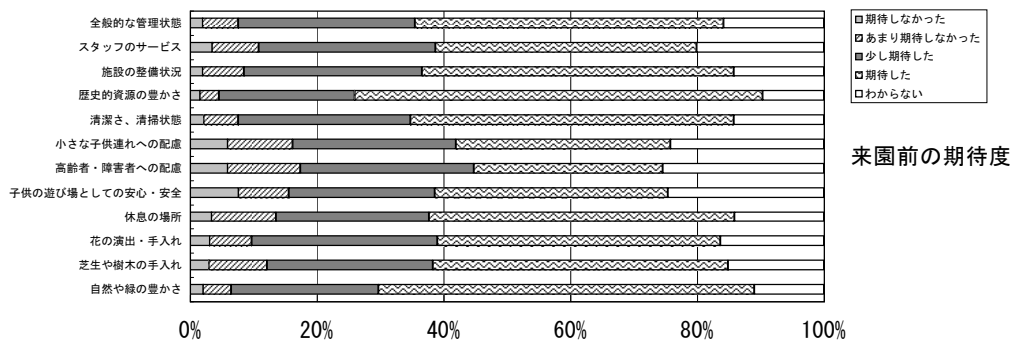
Q15. 期待度と利用してみたの感想？

飛鳥という豊かな緑・歴史的資産のイメージや、公園という芝生等の手入れ、施設に対する期待が100を超えていた。

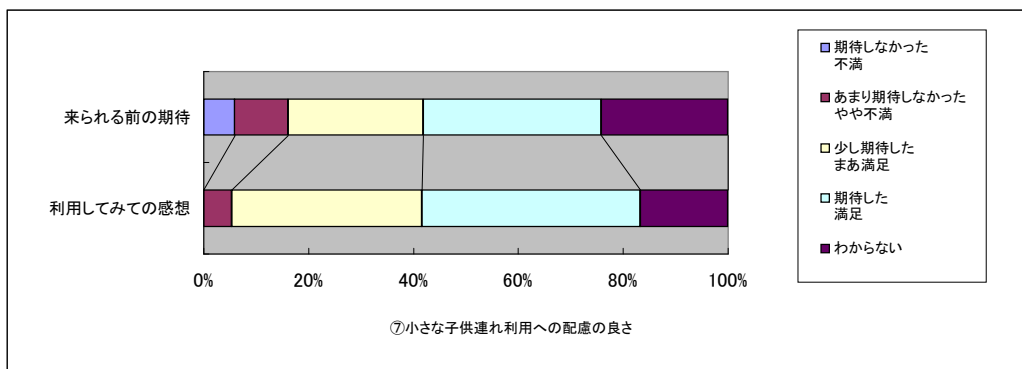
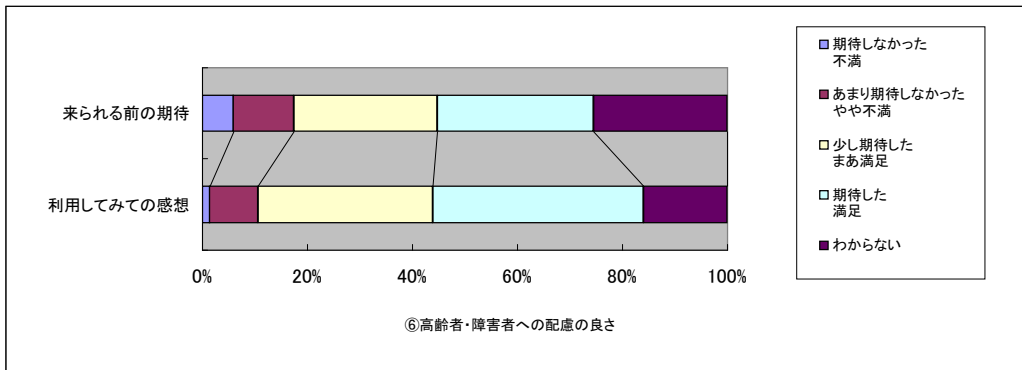
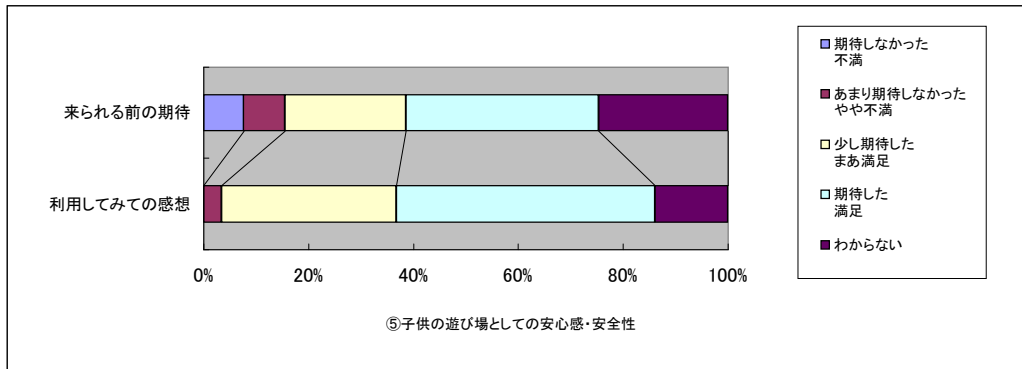
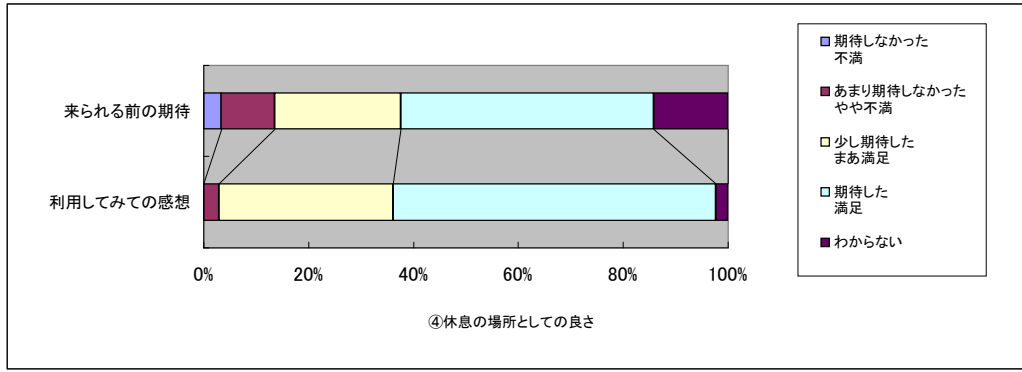
利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。まあ満足以上の伸び率として最も高かった「子供の遊び場としての安心・安全」、満足以上の伸び率として最も高かったのは「スタッフのサービス」という結果とな

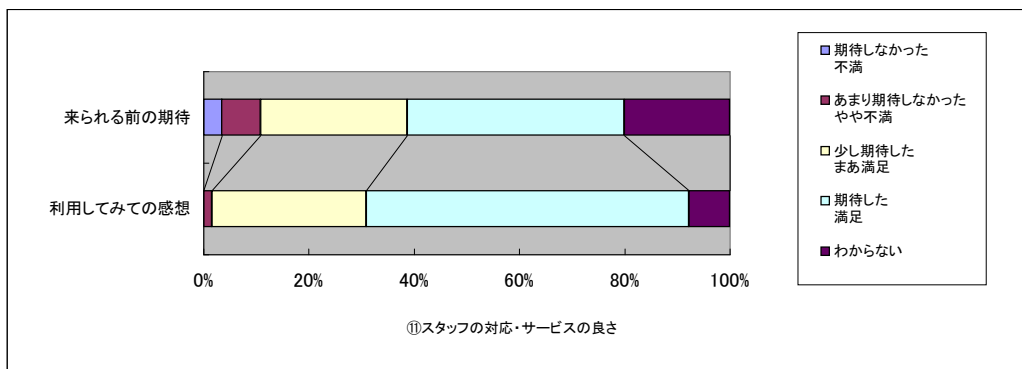
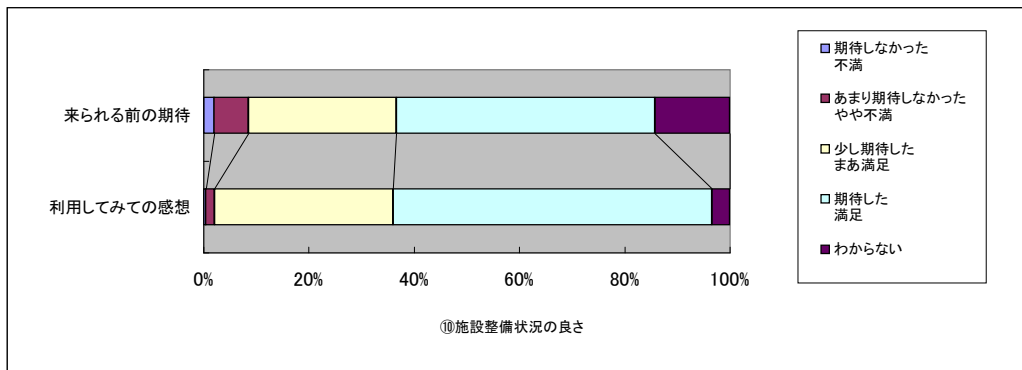
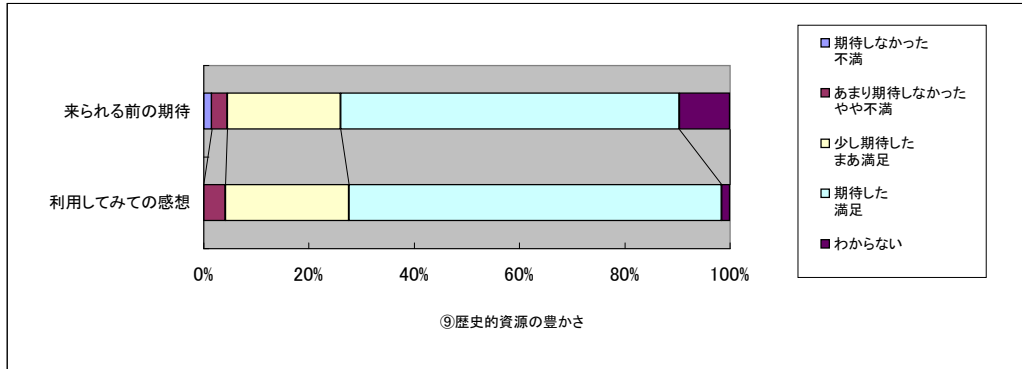
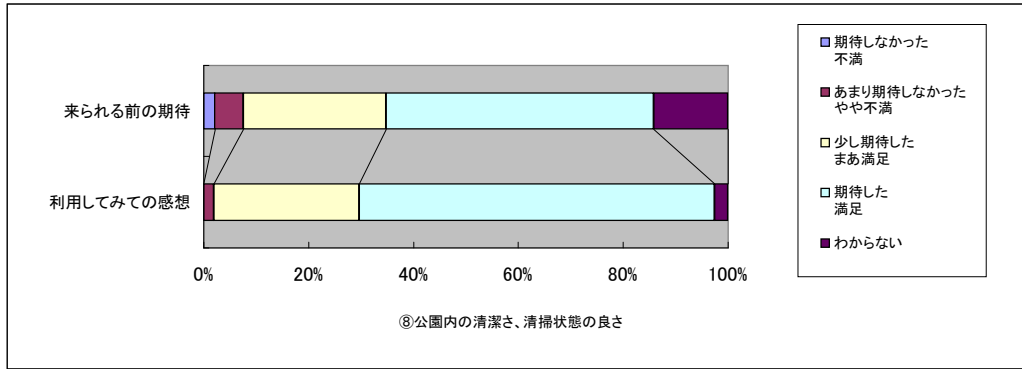
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	7	16	82	210	39	2	5	79	227	2
② 芝生や樹木の手入れ	10	31	88	157	51	1	4	104	193	7
③ 花の演出・手入れ	10	22	97	148	54	0	12	124	158	12
④ 休息の場所	11	34	80	160	47	0	9	101	187	7
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	24	25	73	116	78	0	10	98	145	41
⑥ 高齢者・障害者への配慮	19	37	88	96	82	4	28	100	121	48
⑦ 小さな子供連れへの配慮	19	33	83	109	78	0	16	108	124	50
⑧ 清潔さ、清掃状態	7	18	90	169	47	0	6	87	213	8
⑨ 歴史的資産の豊かさ	5	10	71	213	32	0	13	73	220	5
⑩ 施設の整備状況	6	21	89	156	45	1	5	101	180	10
⑪ スタッフのサービス	11	24	90	133	65	0	5	90	189	24
⑫ 全般的な管理状態	6	18	88	154	50	0	3	95	191	13

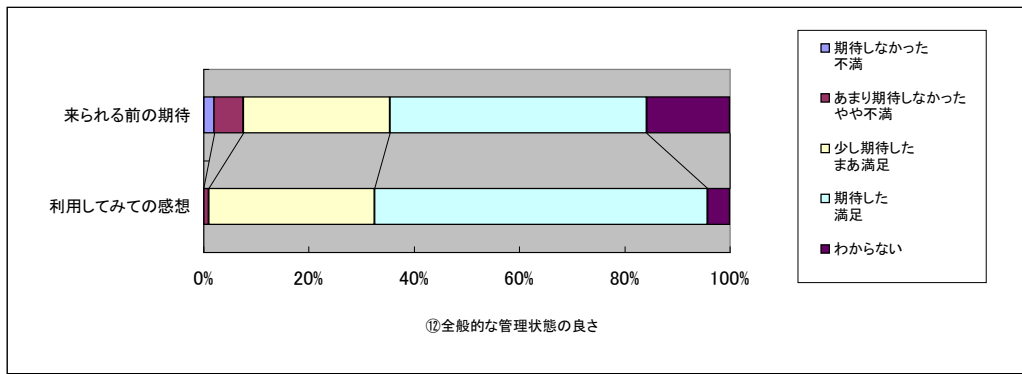
	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	2.0	4.5	23.2	59.3	11.0	0.6	1.6	25.1	72.1	0.6
② 芝生や樹木の手入れ	3.0	9.2	26.1	46.6	15.1	0.3	1.3	33.7	62.5	2.3
③ 花の演出・手入れ	3.0	6.6	29.3	44.7	16.3	0.0	3.9	40.5	51.6	3.9
④ 休息の場所	3.3	10.2	24.1	48.2	14.2	0.0	3.0	33.2	61.5	2.3
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	7.6	7.9	23.1	36.7	24.7	0.0	3.4	33.3	49.3	13.9
⑥ 高齢者・障害者への配慮	5.9	11.5	27.3	29.8	25.5	1.3	9.3	33.2	40.2	15.9
⑦ 小さな子供連れへの配慮	5.9	10.2	25.8	33.9	24.2	0.0	5.4	36.2	41.6	16.8
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.1	5.4	27.2	51.1	14.2	0.0	1.9	27.7	67.8	2.5
⑨ 歴史的資産の豊かさ	1.5	3.0	21.5	64.4	9.7	0.0	4.2	23.5	70.7	1.6
⑩ 施設の整備状況	1.9	6.6	28.1	49.2	14.2	0.3	1.7	34.0	60.6	3.4
⑪ スタッフのサービス	3.4	7.4	27.9	41.2	20.1	0.0	1.6	29.2	61.4	7.8
⑫ 全般的な管理状態	1.9	5.7	27.8	48.7	15.8	0.0	1.0	31.5	63.2	4.3







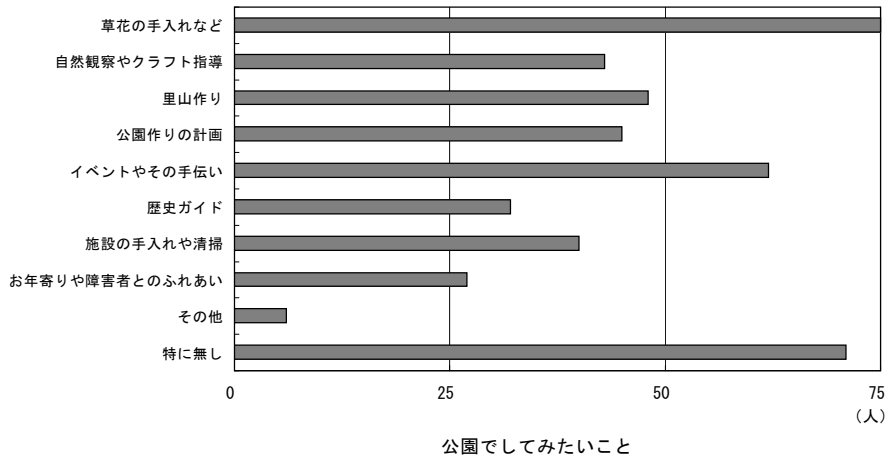




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が多く、ついでイベントの手伝いが続いた。  
しかし「特に無し」の回答も15%を超えた回答数であった。

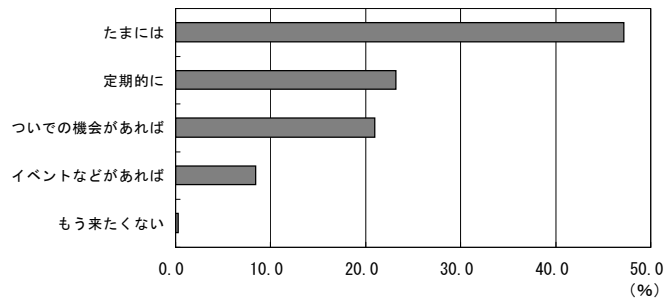
	回答数	%
B 草花の手入れなど	75	16.7
H 自然観察やクラフト指導	43	9.6
F 里山作り	48	10.7
A 公園作りの計画	45	10.0
D イベントやその手伝い	62	13.8
G 歴史ガイド	32	7.1
C 施設の手入れや清掃	40	8.9
E お年寄りや障害者とのふれあい	27	6.0
I その他	6	1.3
J 特に無し	71	15.8
合計	449	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると70.3%となった。

	回答数	%
B たまには	173	47.1
A 定期的に	85	23.2
D ついでの場合はあれば	77	21.0
C イベントなどがあれば	31	8.4
E もう来たくない	1	0.3
合計	367	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 冬期全体

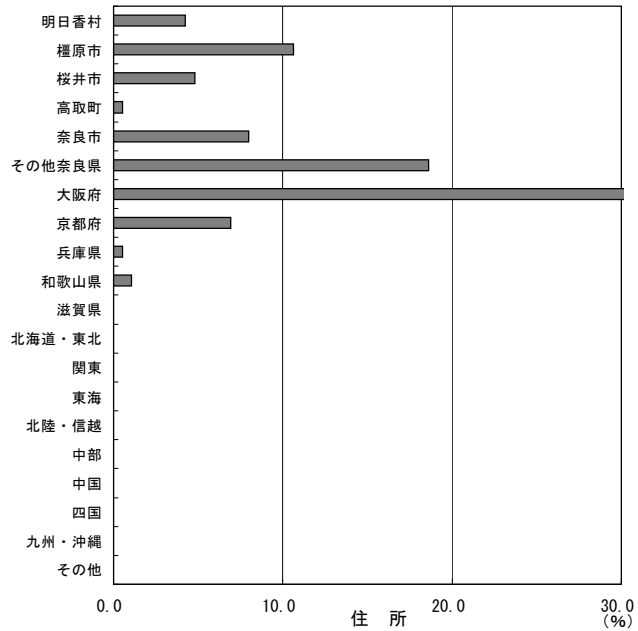
実施日：平成21年12月6日（日）～8日（火）

有効回答数：  票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、県内（46.8.3%）について大阪府内からの来園者が44.7%となり相変わらず大阪府からの来園が多い。

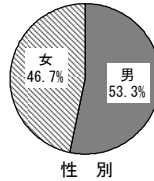
	回答数	%
A 明日香村	8	4.3
B 橿原市	20	10.6
C 桜井市	9	4.8
D 高取町	1	0.5
E 奈良市	15	8.0
F その他奈良県	35	18.6
G 大阪府	84	44.7
H 京都府	13	6.9
兵庫県	1	0.5
和歌山県	2	1.1
滋賀県	0	0.0
北海道・東北	0	0.0
関東	0	0.0
東海	0	0.0
北陸・信越	0	0.0
中部	0	0.0
中国	0	0.0
四国	0	0.0
九州・沖縄	0	0.0
その他	0	0.0
合計	188	100.0
奈良県計	88	46.8



### Q2. あなたの性別は？

秋季に引き続き、男性の方の来園が多い割合となった。

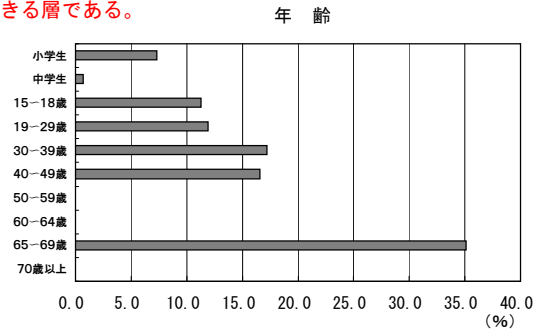
	回答数	%
A 男	162	53.3
B 女	142	46.7
合計	304	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

冬季についても65～69歳の層が多くを占める結果となった。  
この層は季節を通して飛鳥への来訪が期待できる層である。

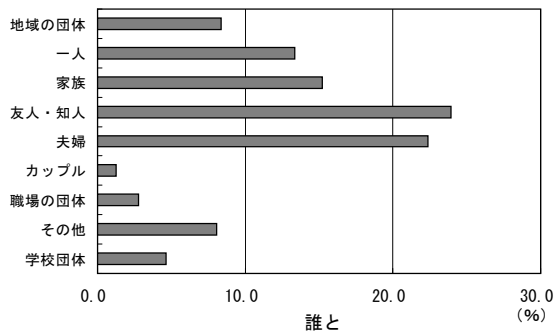
	回答数	%
A 小学生	11	7.3
B 中学生	1	0.7
C 15～18歳	17	11.3
D 19～29歳	18	11.9
E 30～39歳	26	17.2
F 40～49歳	25	16.6
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	53	35.1
J 70歳以上	0	0.0
合計	151	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は友人・知人、夫婦、家族の順序になっている。

	回答数	%
G 地域の団体	27	8.4
A 一人	43	13.4
E 家族	49	15.2
B 友人・知人	77	23.9
D 夫婦	72	22.4
C カップル	4	1.2
H 職場の団体	9	2.8
I その他	26	8.1
F 学校団体	15	4.7
合計	322	100.0

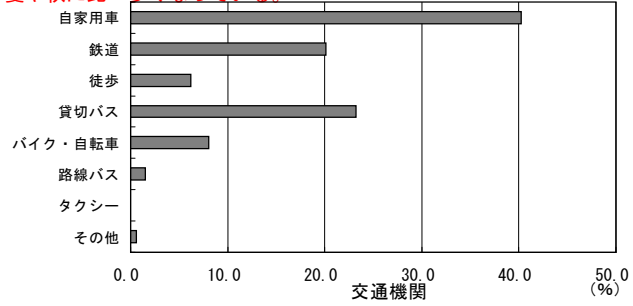


Q5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高く5割を超えている。  
春と同じ傾向として、貸し切りバスが夏や秋に比べ多くなっている。

	回答数	%
D 自家用車	130	40.2
A 鉄道	65	20.1
G 徒歩	20	6.2
C 貸切バス	75	23.2
E バイク・自転車	26	8.0
B 路線バス	5	1.5
F タクシー	0	0.0
H その他	2	0.6
合計	323	100.0

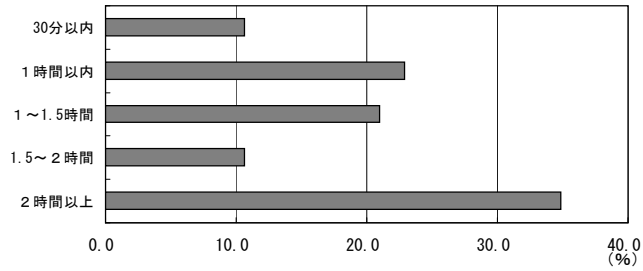
※高速道路利用  
はい 71  
いいえ 93



Q6. 飛鳥までの所要時間は？

例年同様、2時間以上の所要時間が半数を占めた

	回答数	%
A 30分以内	33	10.6
B 1時間以内	71	22.9
C 1～1.5時間	65	21.0
D 1.5～2時間	33	10.6
E 2時間以上	108	34.8
合計	310	100.0



Q7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入村は10時台がピーク、退村は15時台が特に多い。

また、滞在時間は1時間～2時間未満が最も多く、ついで1時間未満の来村者が多くなっている。

<入園時間>

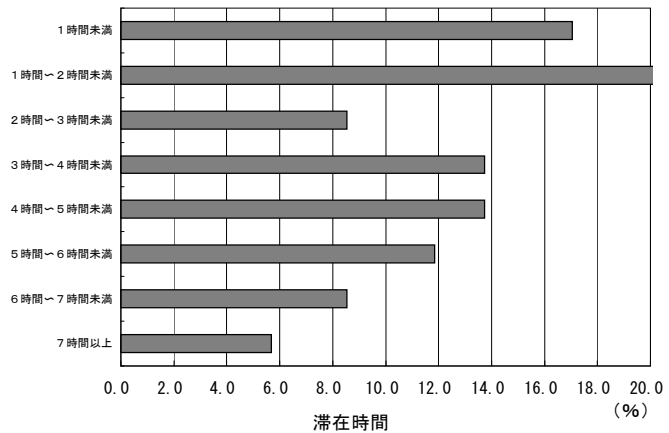
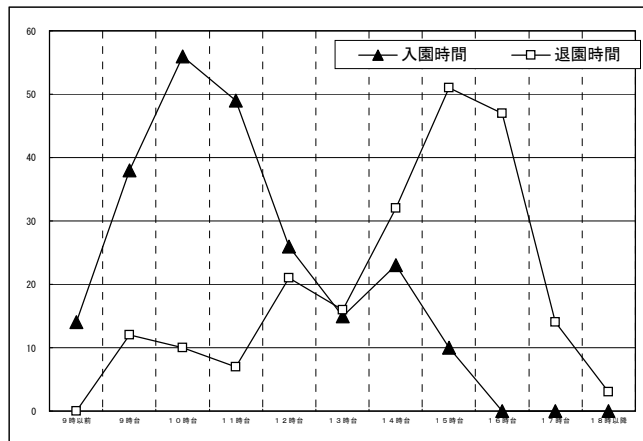
	回答数	%
9時以前	14	6.1
9時台	38	16.5
10時台	56	24.2
11時台	49	21.2
12時台	26	11.3
13時台	15	6.5
14時台	23	10.0
15時台	10	4.3
16時台	0	0.0
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	231	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	12	5.6
10時台	10	4.7
11時台	7	3.3
12時台	21	9.9
13時台	16	7.5
14時台	32	15.0
15時台	51	23.9
16時台	47	22.1
17時台	14	6.6
18時以降	3	1.4
合計	213	100.0

<滞在時間>

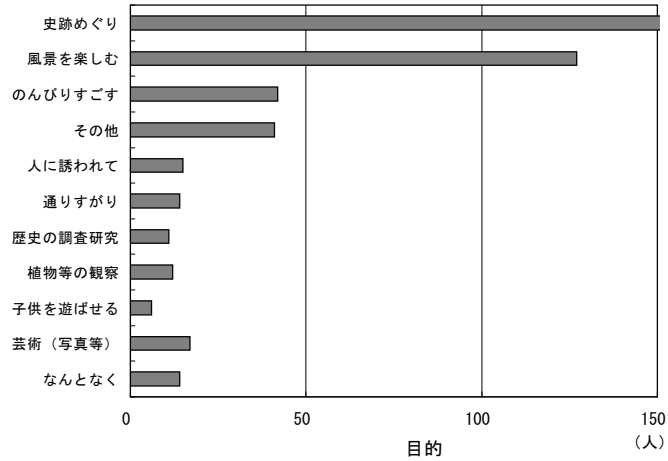
	回答数	%
A 1時間未満	36	17.1
B 1時間～2時間未満	44	20.9
C 2時間～3時間未満	18	8.5
D 3時間～4時間未満	29	13.7
E 4時間～5時間未満	29	13.7
F 5時間～6時間未満	25	11.8
G 6時間～7時間未満	18	8.5
H 7時間以上	12	5.7
合計	211	100.0



### Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

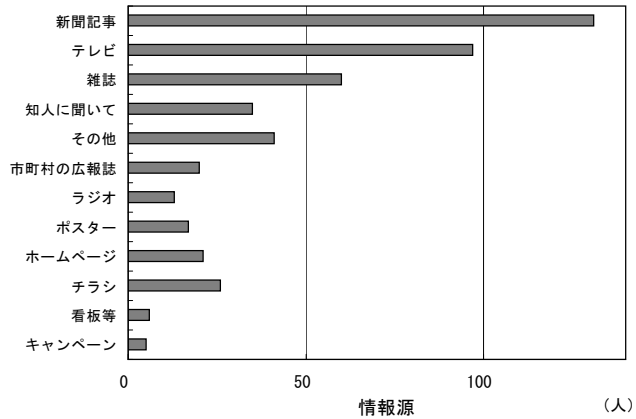
	回答数	%
A 史跡めぐり	191	39.0
B 風景を楽しむ	127	25.9
F のんびりすごす	42	8.6
K その他	41	8.4
G 人に誘われて	15	3.1
J 通りすがり	14	2.9
E 歴史の調査研究	11	2.2
C 植物等の観察	12	2.4
I 子供を遊ばせる	6	1.2
D 芸術（写真等）	17	3.5
H なんとなく	14	2.9
合計	490	100.0



### Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

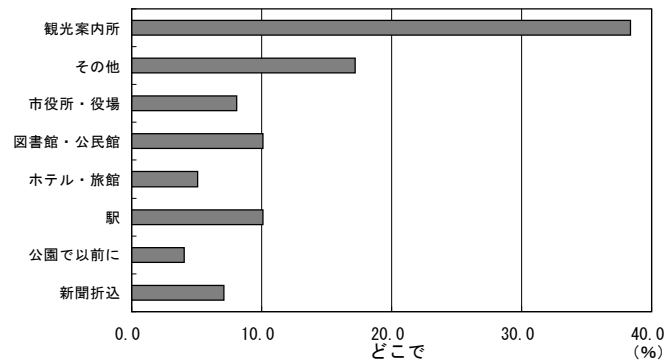
	回答数	%
A 新聞記事	131	27.8
B テレビ	97	20.6
D 雑誌	60	12.7
H 知人に聞いて	35	7.4
L その他	41	8.7
I 市町村の広報誌	20	4.2
C ラジオ	13	2.8
F ポスター	17	3.6
J ホームページ	21	4.4
G チラン	26	5.5
E 看板等	6	1.3
K キャンペーン	5	1.1
合計	472	100.0



### Q10. どこでもらった？

回答者がチランを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。その他の自由記入については、インターネットや里山クラブからの口コミもあった。

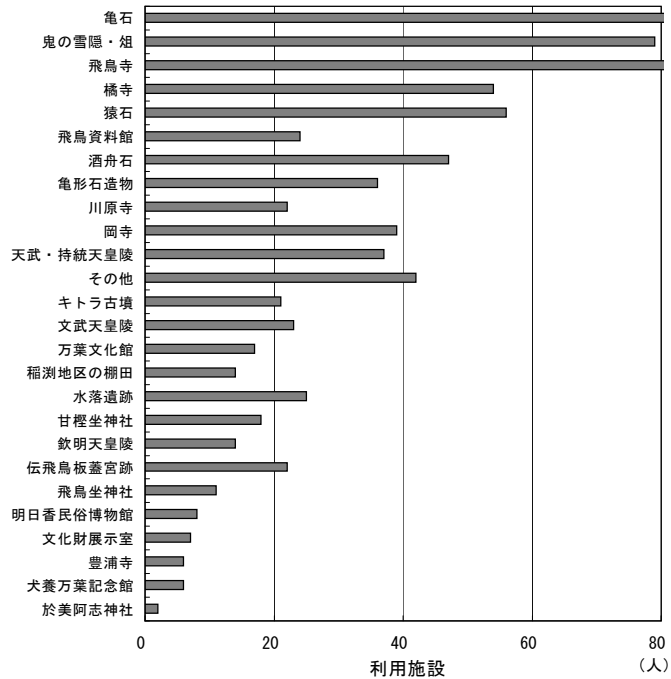
	回答数	%
C 観光案内所	38	38.4
H その他	17	17.2
A 市役所・役場	8	8.1
B 図書館・公民館	10	10.1
D ホテル・旅館	5	5.1
G 駅	10	10.1
F 公園で以前に	4	4.0
E 新聞折込	7	7.1
合計	99	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺、鬼の雪隠・畑を多く上げている。

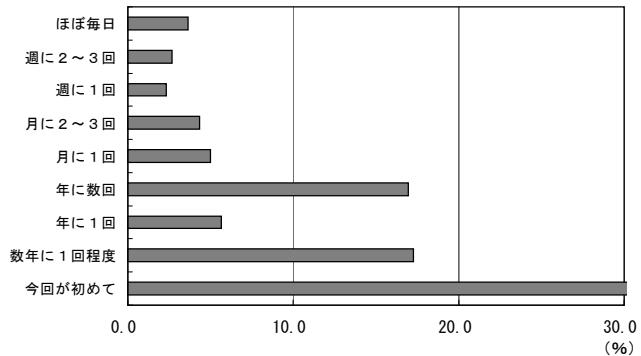
	回答数	%
C 亀石	104	12.3
A 鬼の雪隠・畑	79	9.3
J 飛鳥寺	114	13.4
K 橘寺	54	6.4
B 猿石	56	6.6
T 飛鳥資料館	24	2.8
D 酒舟石	47	5.5
E 亀形石造物	36	4.2
L 川原寺	22	2.6
M 岡寺	39	4.6
F 天武・持統天皇陵	37	4.4
Z その他	42	5.0
I キトラ古墳	21	2.5
G 文武天皇陵	23	2.7
U 万葉文化館	17	2.0
Y 稲淵地区の棚田	14	1.7
S 水落遺跡	25	2.9
P 甘櫻坐神社	18	2.1
H 欽明天皇陵	14	1.7
R 伝飛鳥板蓋宮跡	22	2.6
O 飛鳥坐神社	11	1.3
W 明日香民俗博物館	8	0.9
X 文化財展示室	7	0.8
N 豊浦寺	6	0.7
V 犬養万葉記念館	6	0.7
Q 於美阿志神社	2	0.2
合計	848	100.0



Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が42.2%で最も多く、新規来園者が多い傾向となった。

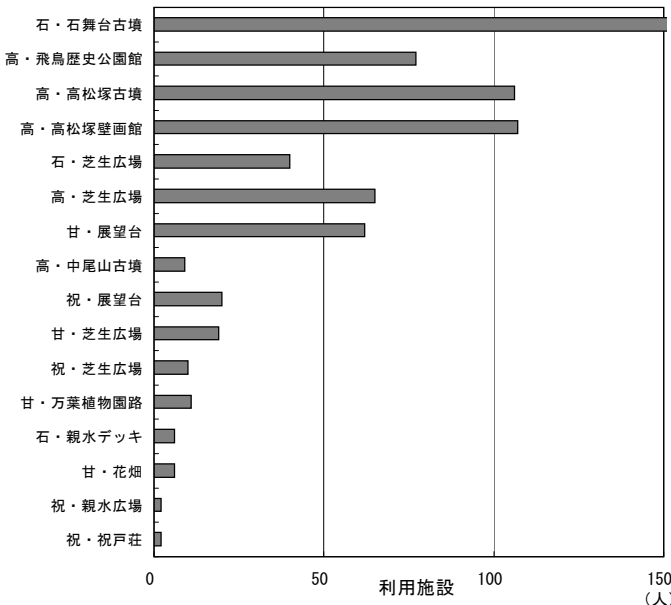
	回答数	%
A ほぼ毎日	11	3.7
B 週に2~3回	8	2.7
C 週に1回	7	2.3
D 月に2~3回	13	4.3
E 月に1回	15	5.0
F 年に数回	51	16.9
G 年に1回	17	5.6
H 数年に1回程度	52	17.3
I 今回が初めて	127	42.2
合計	301	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の2割強が石舞台古墳を利用している結果となり、若干他季より低い傾向であった。

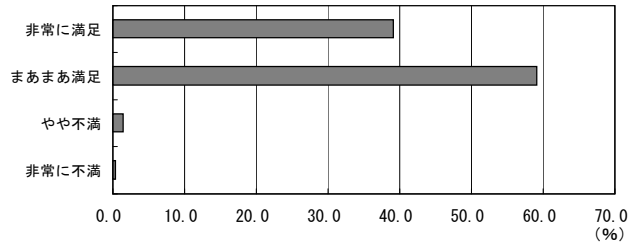
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	152	21.9
A 高・飛鳥歴史公園館	77	11.1
D 高・高松塚古墳	106	15.3
B 高・高松塚壁画館	107	15.4
K 石・芝生広場	40	5.8
C 高・芝生広場	65	9.4
F 甘・展望台	62	8.9
E 高・中尾山古墳	9	1.3
M 祝・展望台	20	2.9
G 甘・芝生広場	19	2.7
N 祝・芝生広場	10	1.4
H 甘・万葉植物園路	11	1.6
L 石・親水デッキ	6	0.9
I 甘・花畑	6	0.9
O 祝・親水広場	2	0.3
P 祝・祝戸荘	2	0.3
合計	694	100.0



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の98.2%が現状の公園に満足している。

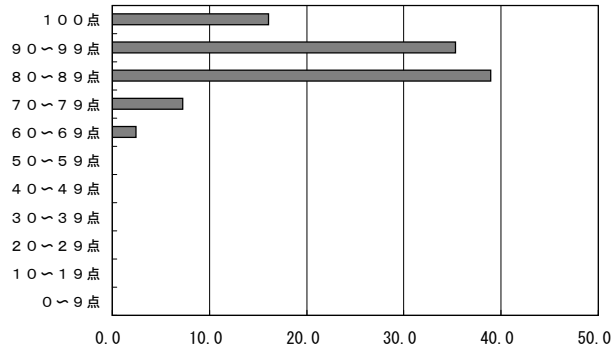
	回答数	%
A 非常に満足	109	39.1
B まあまあ満足	165	59.1
C やや不満	4	1.4
D 非常に不満	1	0.4
合計	279	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	86.8
	回答数	%
100点	40	16.1
90～99点	88	35.3
80～89点	97	39.0
70～79点	18	7.2
60～69点	6	2.4
50～59点	0	0.0
40～49点	0	0.0
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	249	100.0



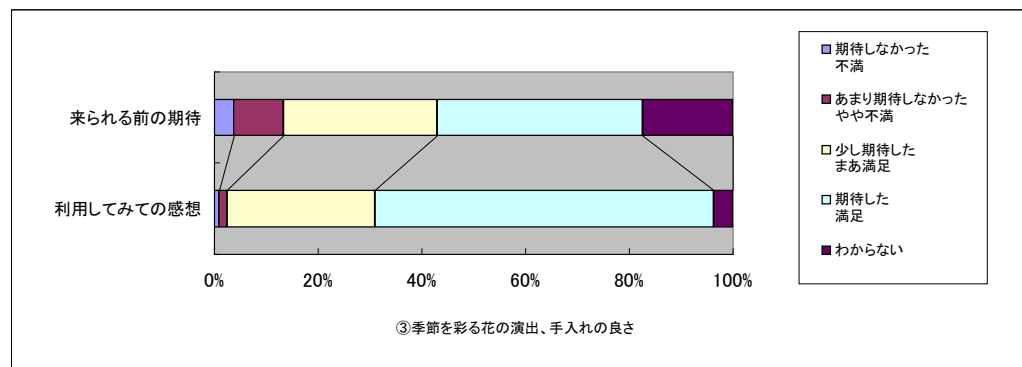
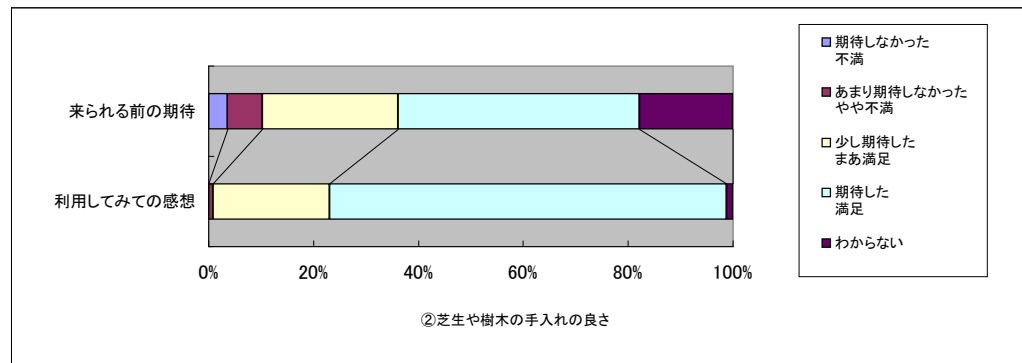
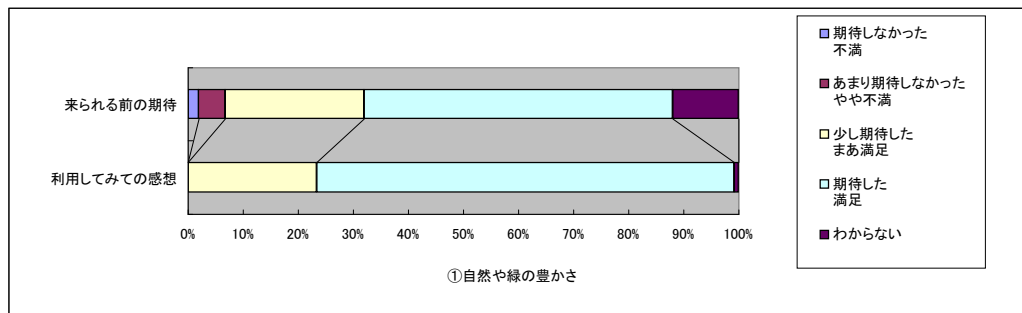
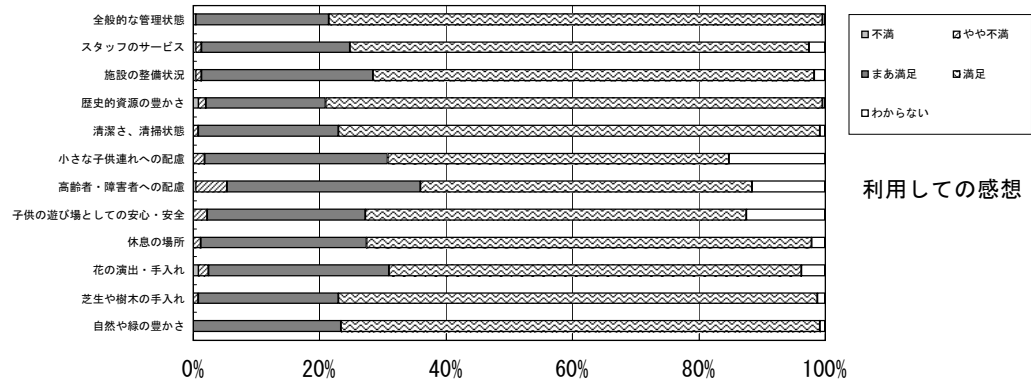
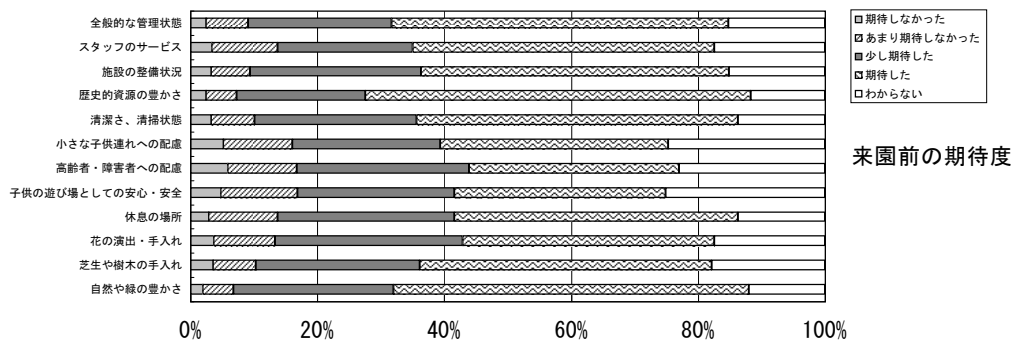
Q15. 期待度と利用してみた感想？

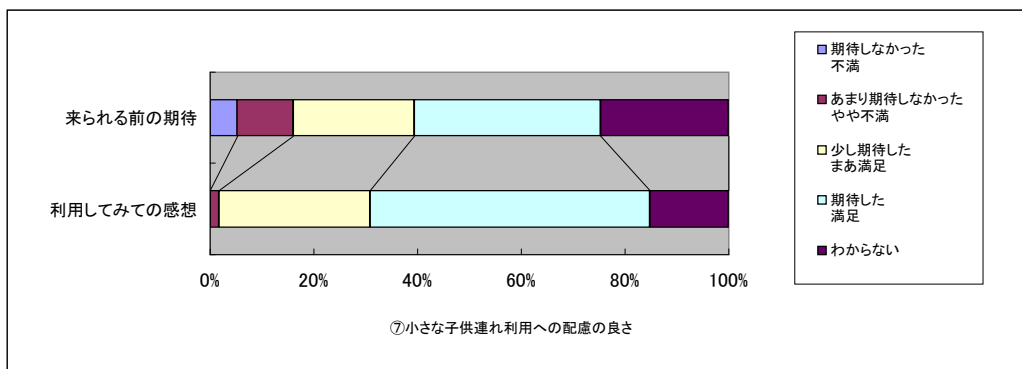
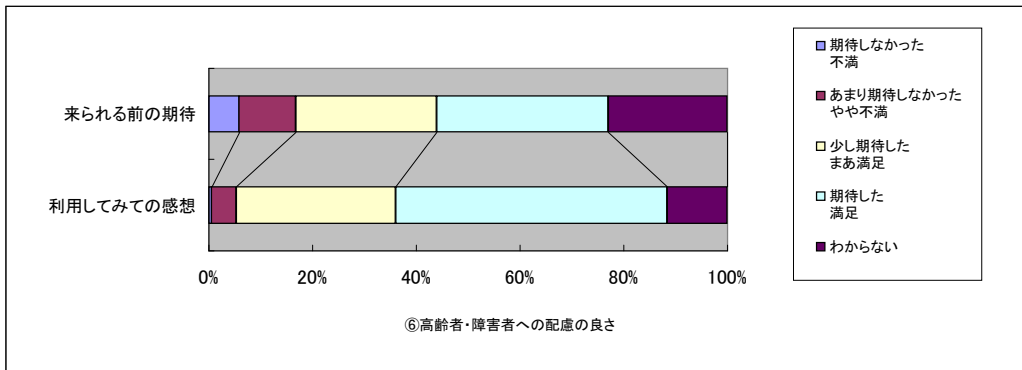
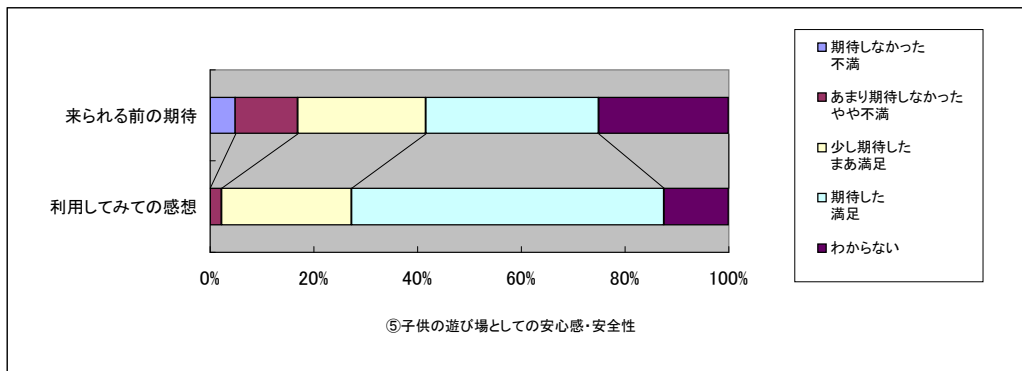
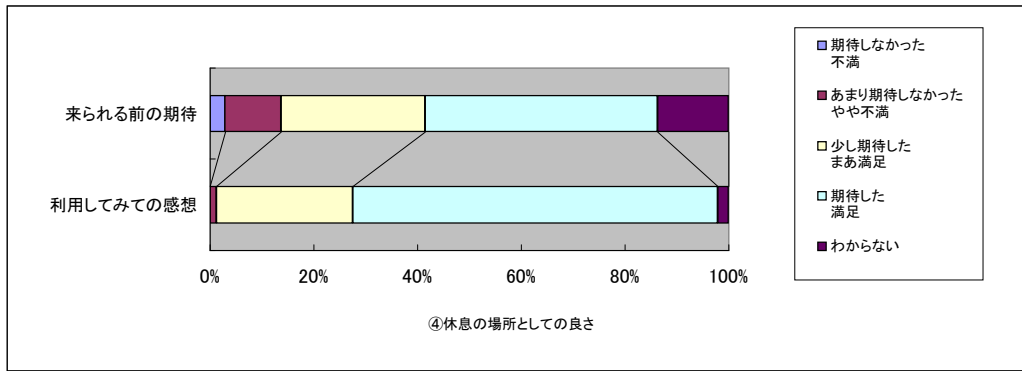
飛鳥という豊かな緑・歴史的資産のイメージや、公園という芝生等の手入れ、施設に対する期待が100を超えていた。利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に満足以上の伸び率を比較すると「芝・花の演出・手入れ」といった公園ならではの評価、また「子供の遊び場としての安心・安全」の評価も高かった。

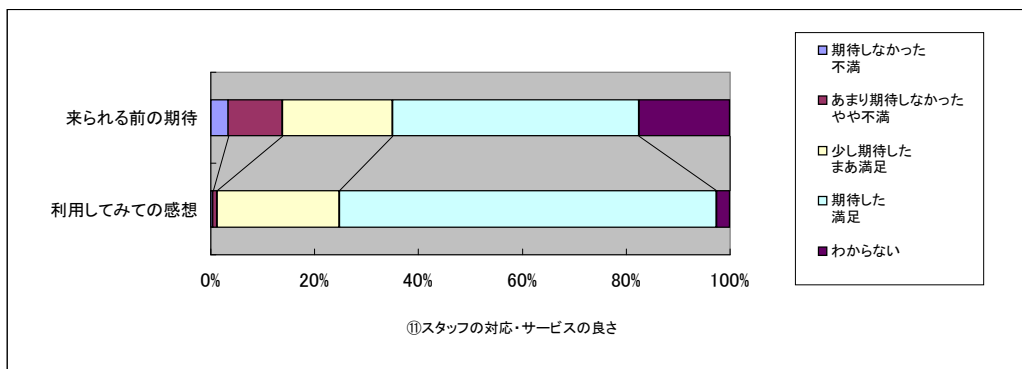
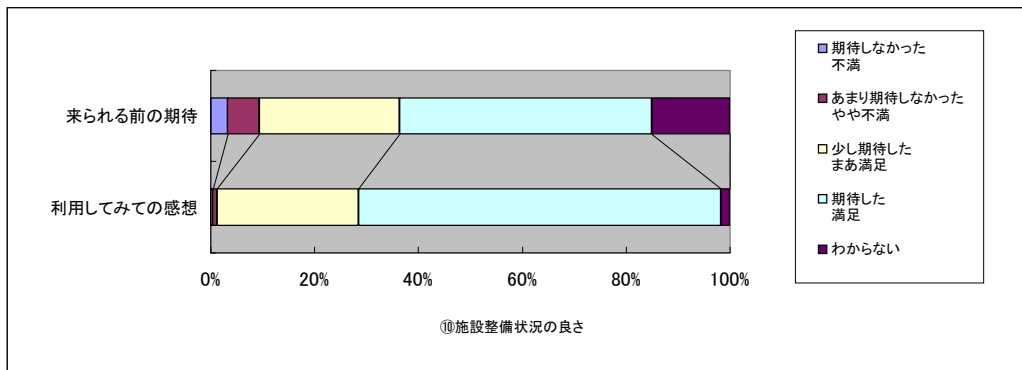
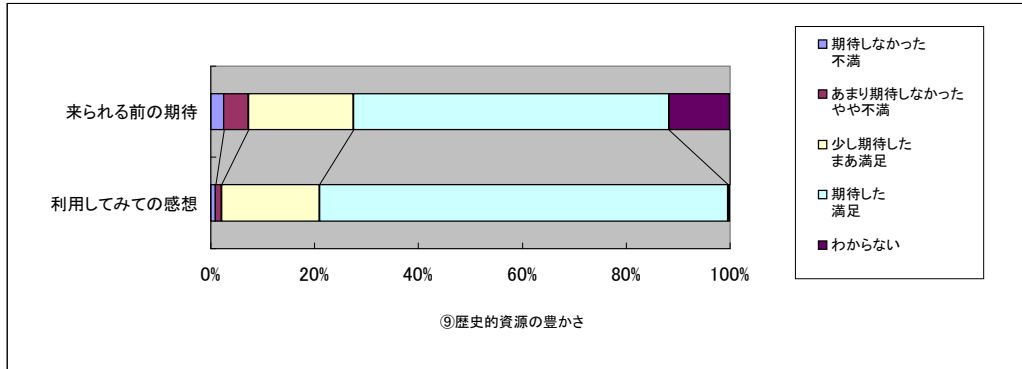
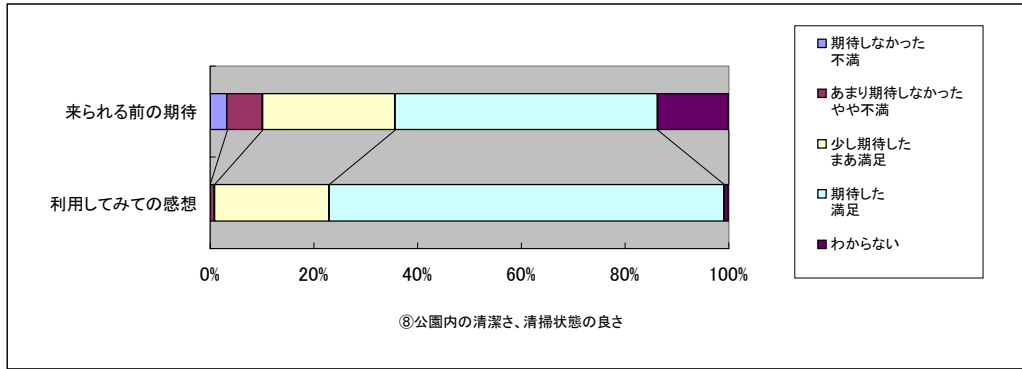
	来られる前の期待					利用してみた感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	5	13	67	149	32	0	0	58	188	2
② 芝生や樹木の手入れ	9	17	65	116	45	0	2	54	184	3
③ 花の演出・手入れ	9	24	73	98	43	2	4	69	158	9
④ 休息の場所	7	27	69	111	34	0	3	63	169	5
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	11	28	57	77	58	0	5	56	135	28
⑥ 高齢者・障害者への配慮	14	26	65	79	55	1	11	69	118	26
⑦ 小さな子供連れへの配慮	12	25	54	83	57	0	4	65	121	34
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	17	63	125	34	0	2	53	182	2
⑨ 歴史的資産の豊かさ	6	12	50	150	29	2	3	46	191	1
⑩ 施設の整備状況	8	15	66	119	37	1	2	64	164	4
⑪ スタッフのサービス	8	25	51	114	42	1	2	55	170	6
⑫ 全般的な管理状態	6	16	55	129	37	1	0	49	182	1

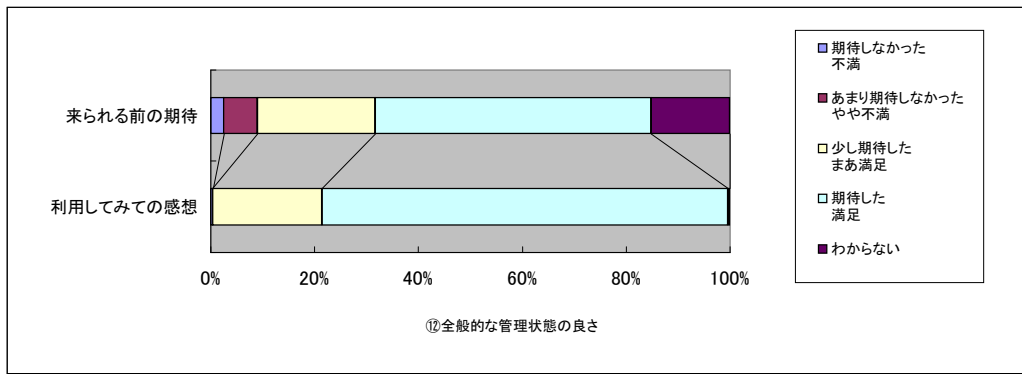
	来られる前の期待 (%)					利用してみた感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	1.9	4.9	25.2	56.0	12.0	0.0	0.0	23.4	75.8	0.8
② 芝生や樹木の手入れ	3.6	6.7	25.8	46.0	17.9	0.0	0.8	22.2	75.7	1.2
③ 花の演出・手入れ	3.6	9.7	29.6	39.7	17.4	0.8	1.7	28.5	65.3	3.7
④ 休息の場所	2.8	10.9	27.8	44.8	13.7	0.0	1.3	26.3	70.4	2.1
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	4.8	12.1	24.7	33.3	25.1	0.0	2.2	25.0	60.3	12.5
⑥ 高齢者・障害者への配慮	5.9	10.9	27.2	33.1	23.0	0.4	4.9	30.7	52.4	11.6
⑦ 小さな子供連れへの配慮	5.2	10.8	23.4	35.9	24.7	0.0	1.8	29.0	54.0	15.2
⑧ 清潔さ、清掃状態	3.2	6.9	25.5	50.6	13.8	0.0	0.8	22.2	76.2	0.8
⑨ 歴史的資産の豊かさ	2.4	4.9	20.2	60.7	11.7	0.8	1.2	18.9	78.6	0.4
⑩ 施設の整備状況	3.3	6.1	26.9	48.6	15.1	0.4	0.9	27.2	69.8	1.7
⑪ スタッフのサービス	3.3	10.4	21.3	47.5	17.5	0.4	0.9	23.5	72.6	2.6
⑫ 全般的な管理状態	2.5	6.6	22.6	53.1	15.2	0.4	0.0	21.0	78.1	0.4







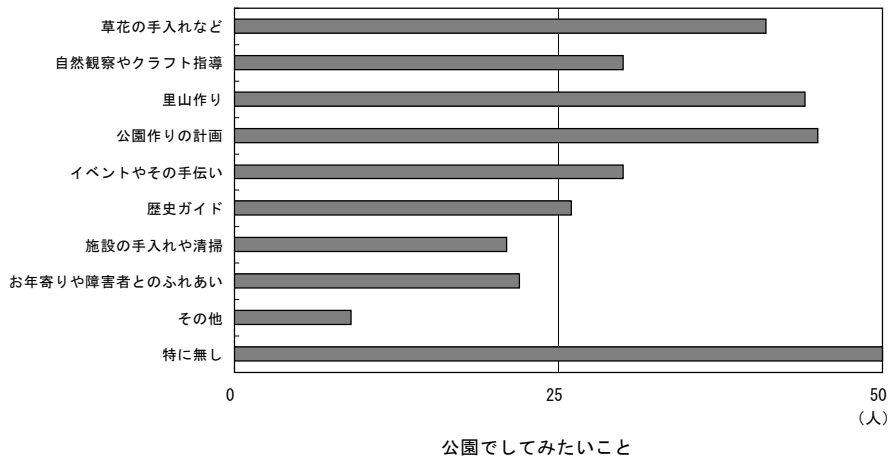




Q16. 公園でやってみたいことは？

「公園づくりの計画」、「里山づくり」「花の手入れ」が多い傾向になった。  
しかし「特に無し」の回答も15%を超えた回答数であった。

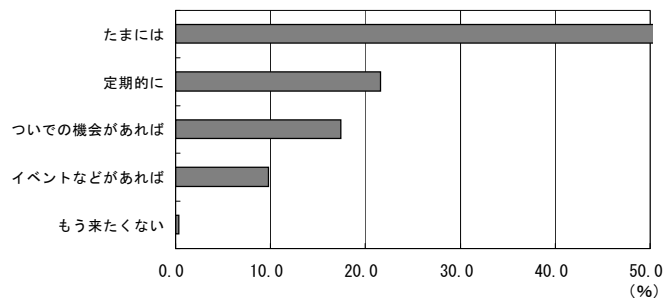
	回答数	%
B 草花の手入れなど	41	12.9
H 自然観察やクラフト指導	30	9.4
F 里山作り	44	13.8
A 公園作りの計画	45	14.2
D イベントやその手伝い	30	9.4
G 歴史ガイド	26	8.2
C 施設の手入れや清掃	21	6.6
E お年寄りや障害者とのふれあい	22	6.9
I その他	9	2.8
J 特に無し	50	15.7
合計	318	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると72.5%となった。

	回答数	%
B たまには	146	50.9
A 定期的に	62	21.6
D ついでがあれば	50	17.4
C イベントなどがあれば	28	9.8
E もう来たくない	1	0.3
合計	287	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 春期全体

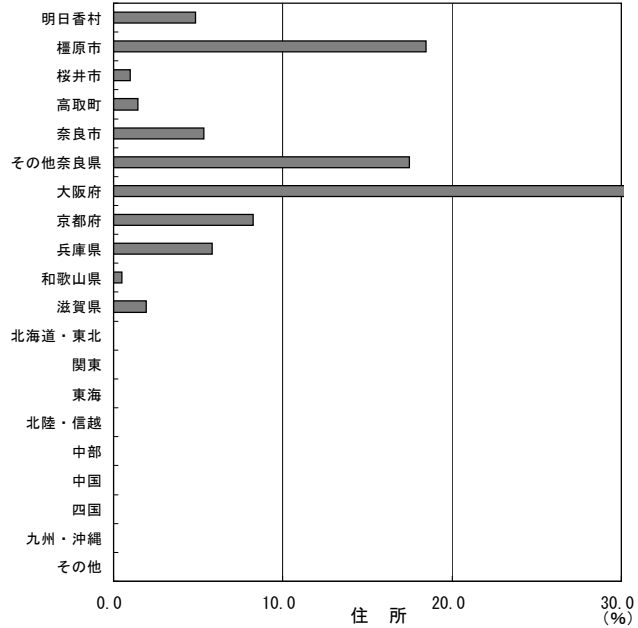
実施日：平成20年4月13日（日）～15日（火）

有効回答数：  票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府内からの来園者が27.2%と最も多いが、広範囲にばらけている。  
比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は48.2%となっている。

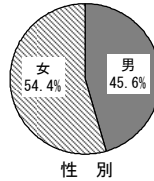
	回答数	%
A 明日香村	10	4.9
B 橿原市	38	18.4
C 桜井市	2	1.0
D 高取町	3	1.5
E 奈良市	11	5.3
F その他奈良県	36	17.5
G 大阪府	72	35.0
H 京都府	17	8.3
兵庫県	12	5.8
和歌山県	1	0.5
滋賀県	4	1.9
北海道・東北	0	0.0
関東	0	0.0
東海	0	0.0
北陸・信越	0	0.0
中部	0	0.0
中国	0	0.0
四国	0	0.0
九州・沖縄	0	0.0
その他	0	0.0
合計	206	100.0
奈良県計	100	48.5



### Q2. あなたの性別は？

回答者は男性が6割を占めている。

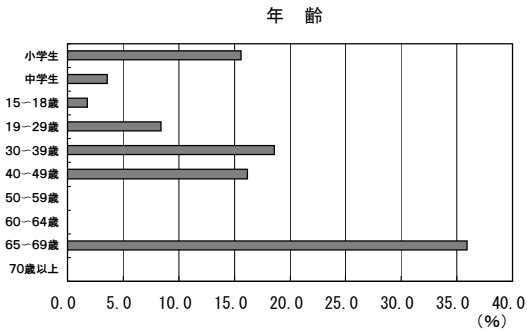
	回答数	%
A 男	171	45.6
B 女	204	54.4
合計	375	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は50代以上が圧倒的に多い。

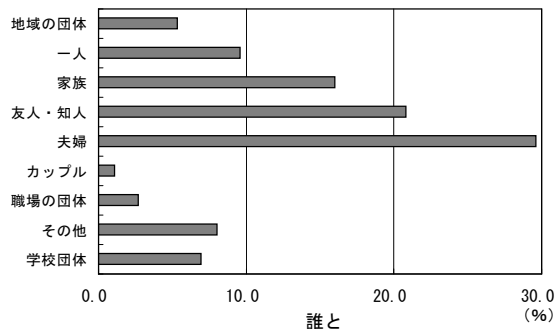
	回答数	%
A 小学生	26	15.6
B 中学生	6	3.6
C 15～18歳	3	1.8
D 19～29歳	14	8.4
E 30～39歳	31	18.6
F 40～49歳	27	16.2
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	60	35.9
J 70歳以上	0	0.0
合計	167	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者はウォーキングなど、地域の団体で多く来られていた。一人という回答も約2割あり多くなっている。

	回答数	%
G 地域の団体	20	5.3
A 一人	36	9.6
E 家族	60	16.0
B 友人・知人	78	20.8
D 夫婦	111	29.6
C カップル	4	1.1
H 職場の団体	10	2.7
I その他	30	8.0
F 学校団体	26	6.9
合計	375	100.0

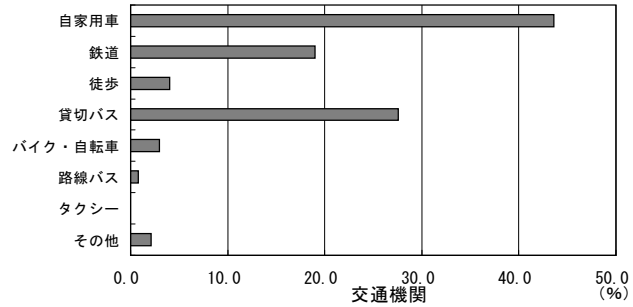


**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高いが、他季に比べ徒歩も多く近隣住民の日常利用も多いことが伺える。

	回答数	%
D 自家用車	163	43.6
A 鉄道	71	19.0
G 徒歩	15	4.0
C 貸切バス	103	27.5
E バイク・自転車	11	2.9
B 路線バス	3	0.8
F タクシー	0	0.0
H その他	8	2.1
合計	374	100.0

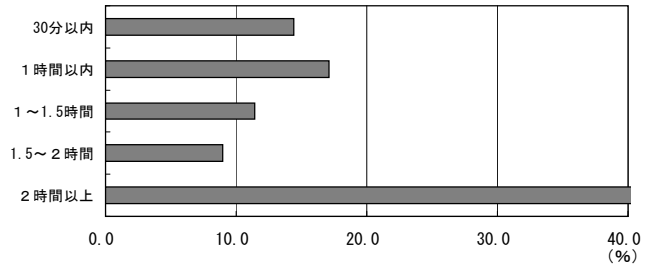
※高速道路利用  
はい 94  
いいえ 66



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

遠方からの来園者が最も多いが、30分以内の来園も若干高くなっている。

	回答数	%
A 30分以内	53	14.4
B 1時間以内	63	17.1
C 1～1.5時間	42	11.4
D 1.5～2時間	33	9.0
E 2時間以上	177	48.1
合計	368	100.0



**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

入村は10時대를ピークに9～13時までが多く、退村は15時台が特に多い。

また、滞在時間は2時間未満が多く、特に1時間未満の来村者も多くなっている。

<入園時間>

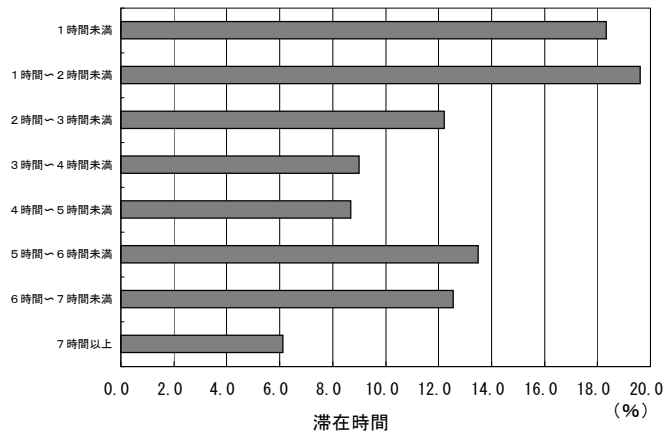
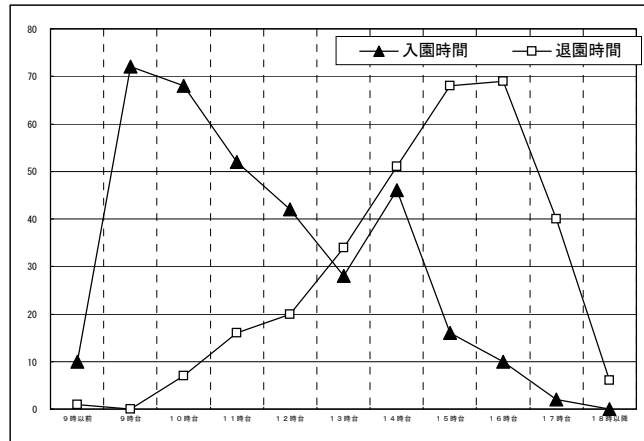
	回答数	%
9時以前	10	2.9
9時台	72	20.8
10時台	68	19.7
11時台	52	15.0
12時台	42	12.1
13時台	28	8.1
14時台	46	13.3
15時台	16	4.6
16時台	10	2.9
17時台	2	0.6
18時以降	0	0.0
合計	346	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	1	0.3
9時台	0	0.0
10時台	7	2.2
11時台	16	5.1
12時台	20	6.4
13時台	34	10.9
14時台	51	16.3
15時台	68	21.8
16時台	69	22.1
17時台	40	12.8
18時以降	6	1.9
合計	312	100.0

<滞在時間>

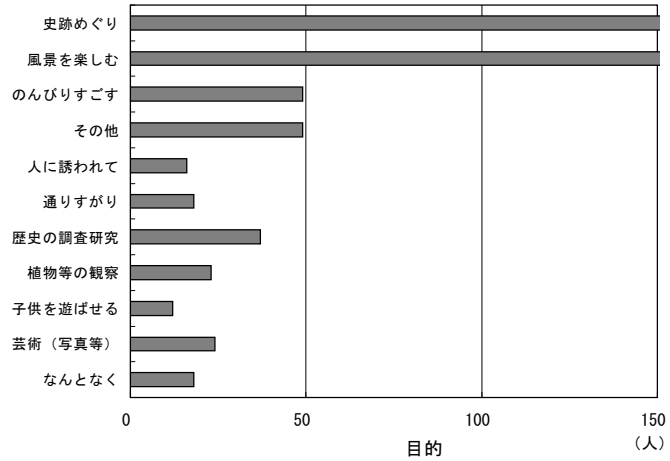
	回答数	%
A 1時間未満	57	18.3
B 1時間～2時間未満	61	19.6
C 2時間～3時間未満	38	12.2
D 3時間～4時間未満	28	9.0
E 4時間～5時間未満	27	8.7
F 5時間～6時間未満	42	13.5
G 6時間～7時間未満	39	12.5
H 7時間以上	19	6.1
合計	311	100.0



Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

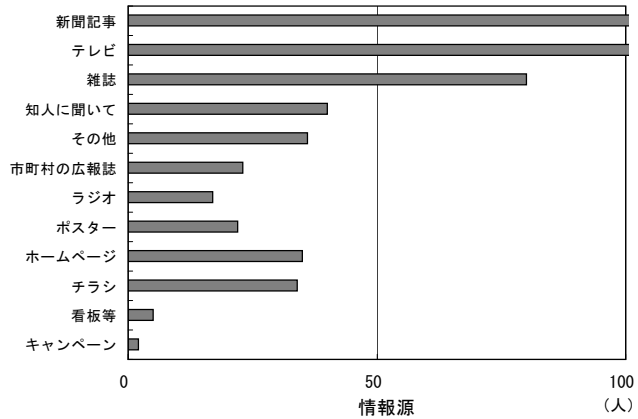
	回答数
A 史跡めぐり	213
B 風景を楽しむ	161
F のんびりすごす	49
K その他	49
G 人に誘われて	16
J 通りすがり	18
E 歴史の調査研究	37
C 植物等の観察	23
I 子供を遊ばせる	12
D 芸術（写真等）	24
H なんとなく	18
合計	620



Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

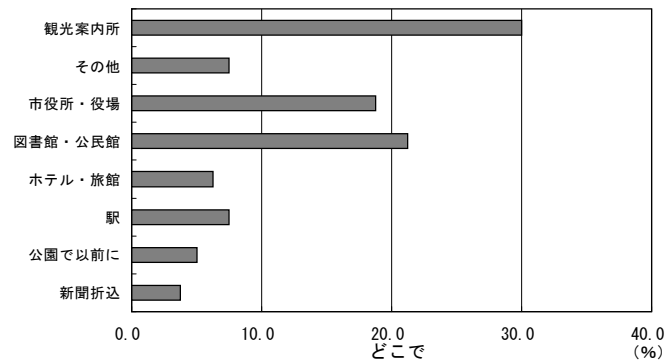
	回答数
A 新聞記事	136
B テレビ	151
D 雑誌	80
H 知人に聞いて	40
L その他	36
I 市町村の広報誌	23
C ラジオ	17
F ポスター	22
J ホームページ	35
G チラン	34
E 看板等	5
K キャンペーン	2
合計	581



Q10. どこでもらった？

回答者がチランを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

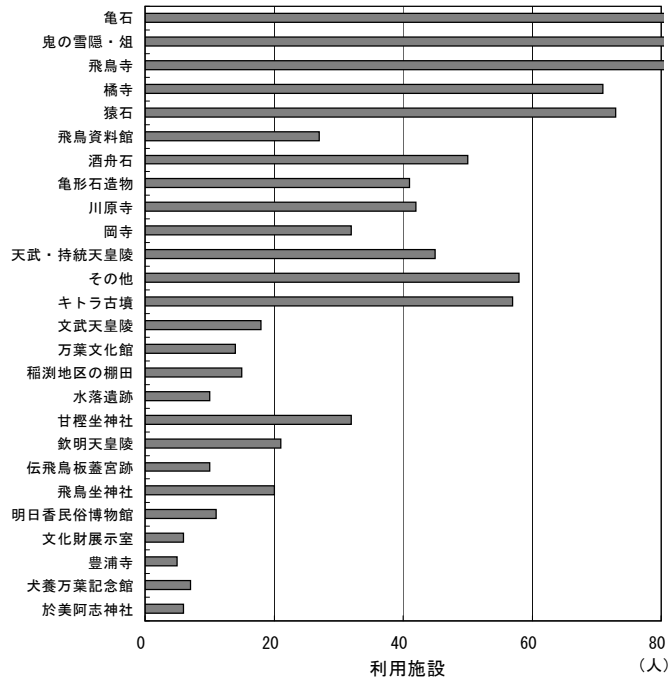
	回答数	%
C 観光案内所	24	30.0
H その他	6	7.5
A 市役所・役場	15	18.8
B 図書館・公民館	17	21.3
D ホテル・旅館	5	6.3
G 駅	6	7.5
F 公園で以前に	4	5.0
E 新聞折込	3	3.8
合計	80	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や鬼の俎・雪隠、飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	105
A 鬼の雪隠・俎	81
J 飛鳥寺	95
K 橘寺	71
B 猿石	73
T 飛鳥資料館	27
D 酒舟石	50
E 亀形石造物	41
L 川原寺	42
M 岡寺	32
F 天武・持統天皇陵	45
Z その他	58
I キトラ古墳	57
G 文武天皇陵	18
U 万葉文化館	14
Y 稲淵地区の棚田	15
S 水落遺跡	10
P 甘櫻坐神社	32
H 欽明天皇陵	21
R 伝飛鳥板蓋宮跡	10
O 飛鳥坐神社	20
W 明日香民俗博物館	11
X 文化財展示室	6
N 豊浦寺	5
V 犬養万葉記念館	7
Q 於美阿志神社	6
合計	952

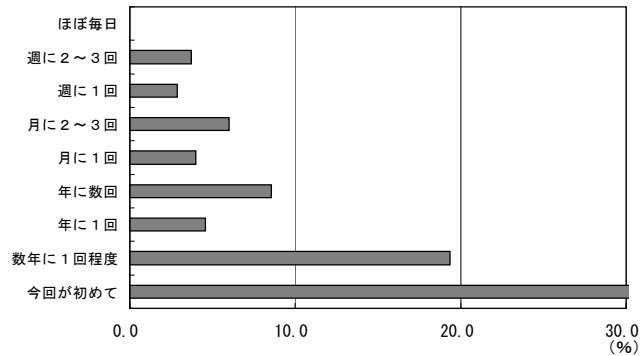


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、27.8%となっている。

また、他季に比べ年に数回という回答者も多い。

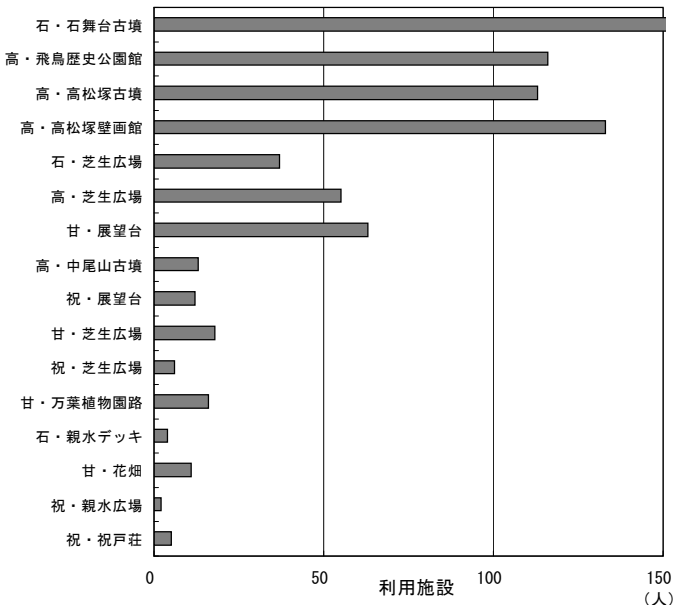
	回答数	%
A ほぼ毎日	0	0.0
B 週に2~3回	13	3.7
C 週に1回	10	2.8
D 月に2~3回	21	6.0
E 月に1回	14	4.0
F 年に数回	30	8.5
G 年に1回	16	4.6
H 数年に1回程度	68	19.4
I 今回が初めて	179	51.0
合計	351	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の半数近くが石舞台古墳を利用している。夏の状況に近い。

	回答数
J 石・石舞台古墳	175
A 高・飛鳥歴史公園館	116
D 高・高松塚古墳	113
B 高・高松塚壁画館	133
K 石・芝生広場	37
C 高・芝生広場	55
F 甘・展望台	63
E 高・中尾山古墳	13
M 祝・展望台	12
G 甘・芝生広場	18
N 祝・芝生広場	6
H 甘・万葉植物園路	16
L 石・親水デッキ	4
I 甘・花畑	11
O 祝・親水広場	2
P 祝・祝戸荘	5
合計	779

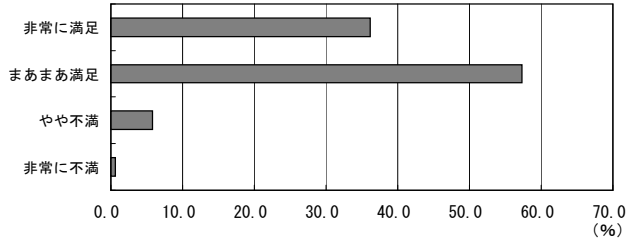




Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の93%が現状の公園に満足しているが、他季に比べて低い。

	回答数	%
A 非常に満足	118	36.2
B まあまあ満足	187	57.4
C やや不満	19	5.8
D 非常に不満	2	0.6
合計	326	100.0

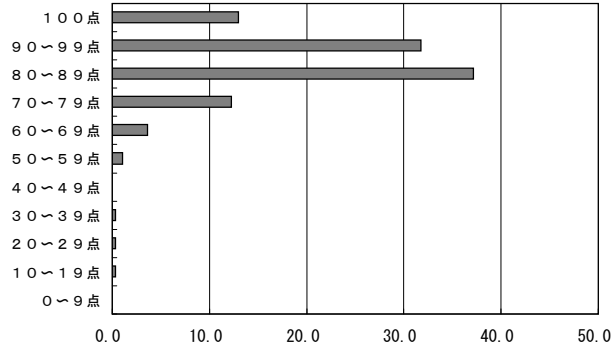


※石舞台有料に不満が3名

Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっており、平均点は他季節と大差ない。

<採点>	平均点	84.1
	回答数	%
100点	36	13.0
90～99点	88	31.8
80～89点	103	37.2
70～79点	34	12.3
60～69点	10	3.6
50～59点	3	1.1
40～49点	0	0.0
30～39点	1	0.4
20～29点	1	0.4
10～19点	1	0.4
0～9点	0	0.0
合計	277	100.0



Q15. 期待度と利用してみたの感想？

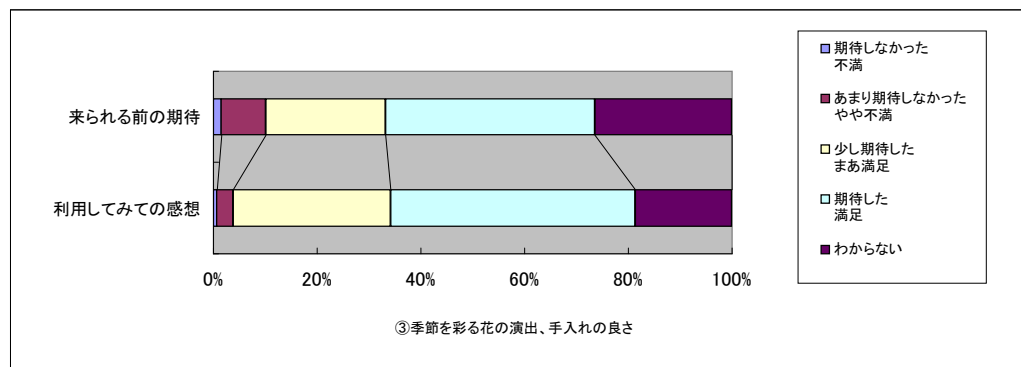
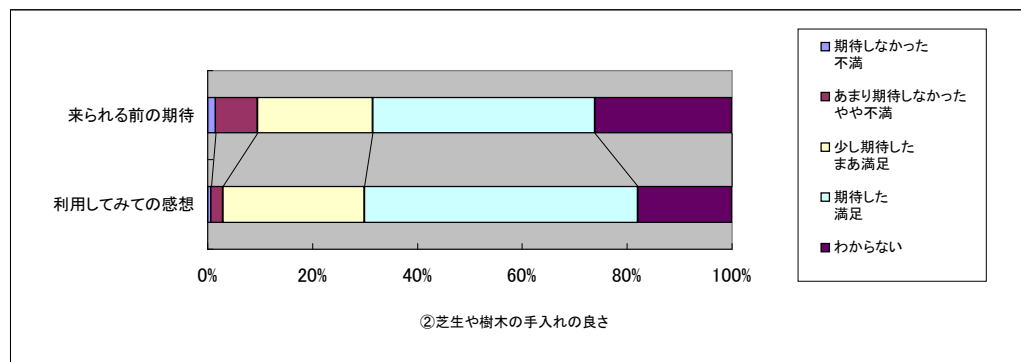
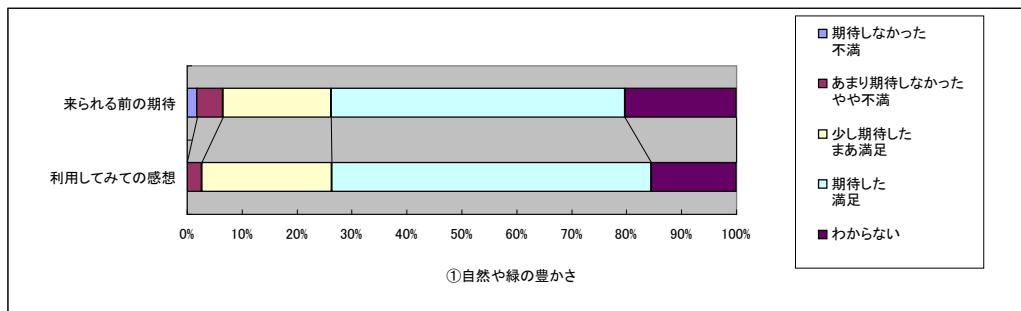
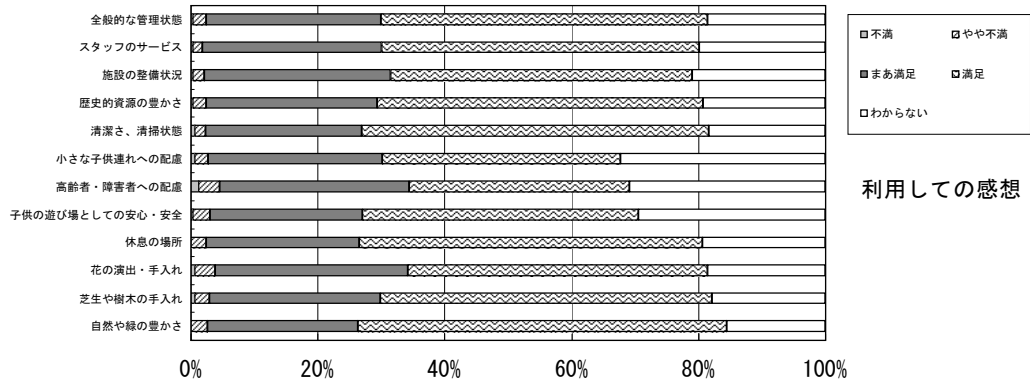
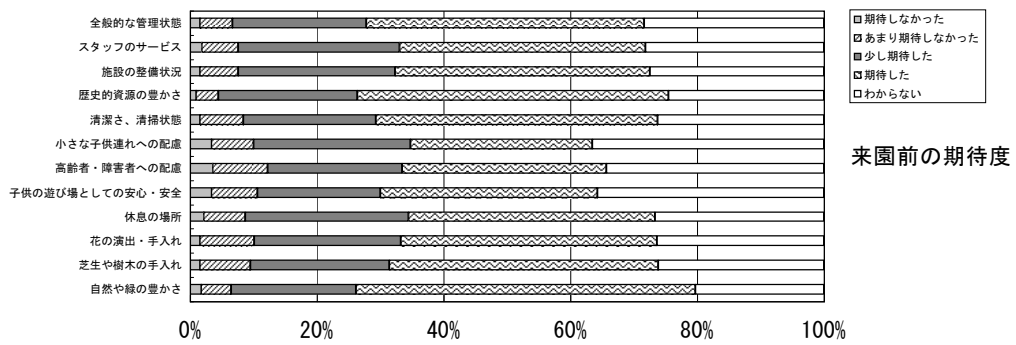
回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

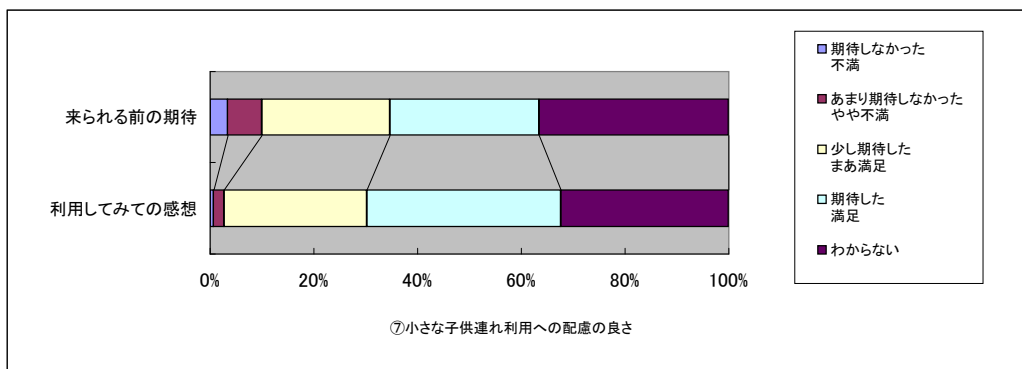
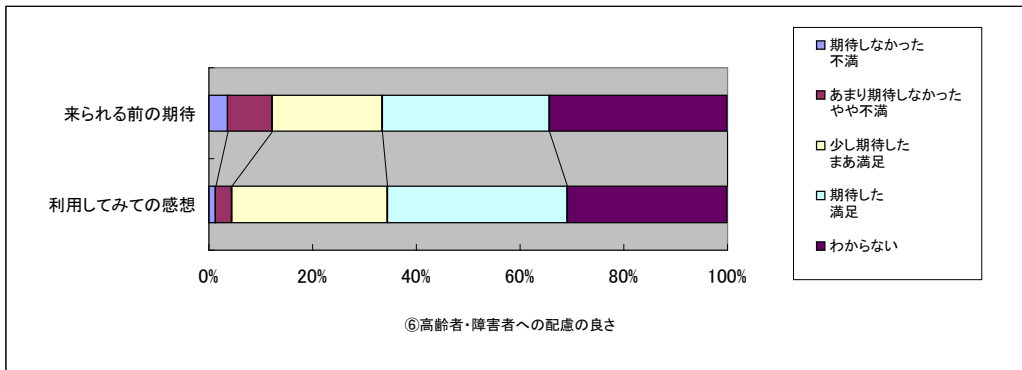
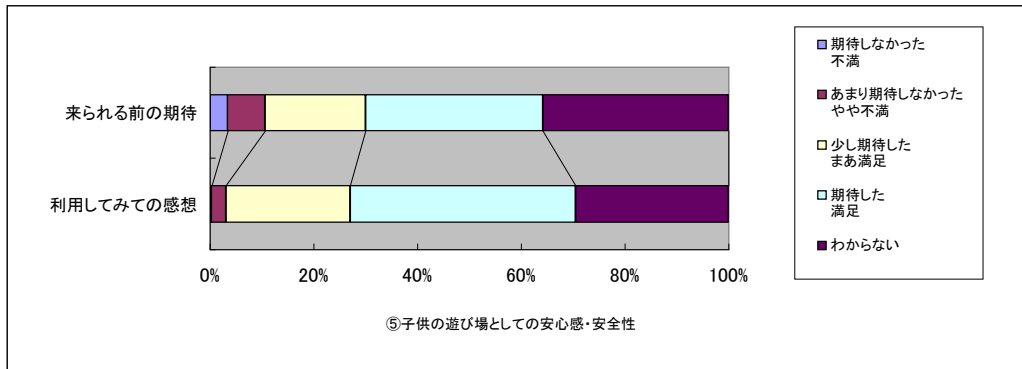
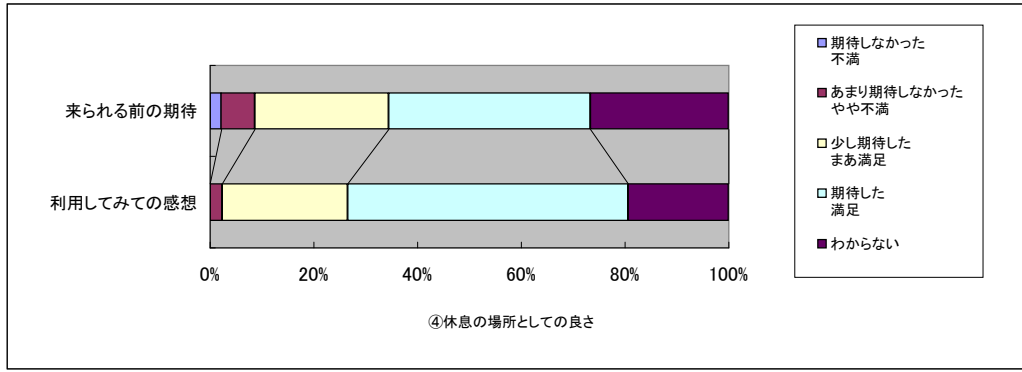
“飛鳥”ならではの、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

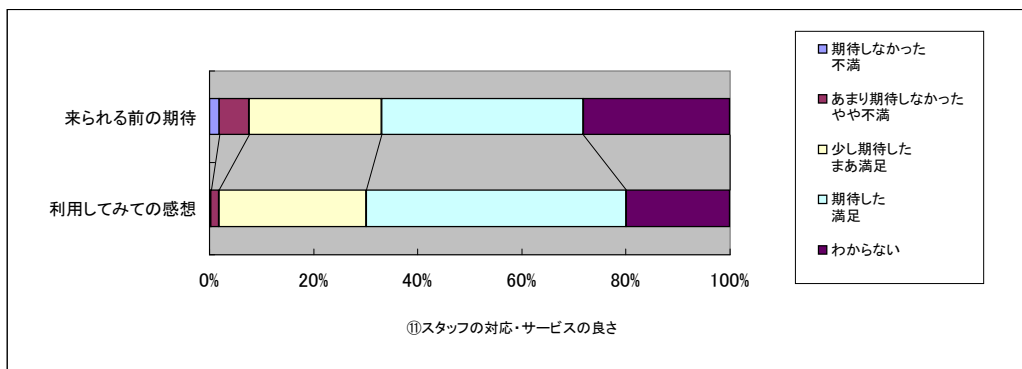
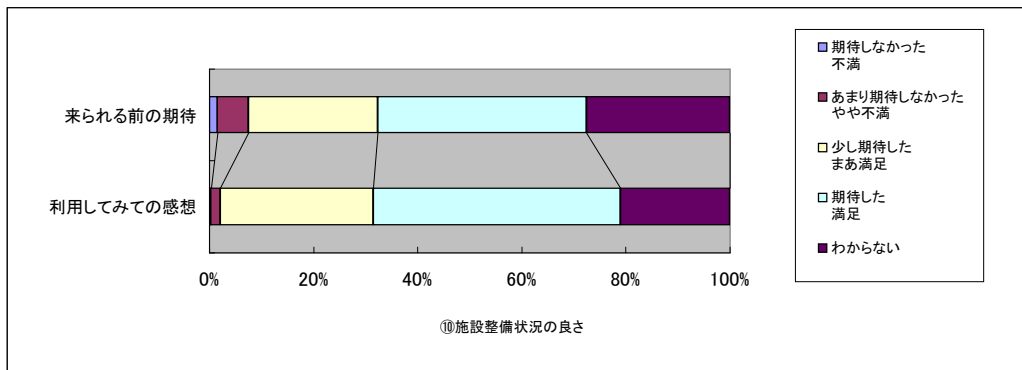
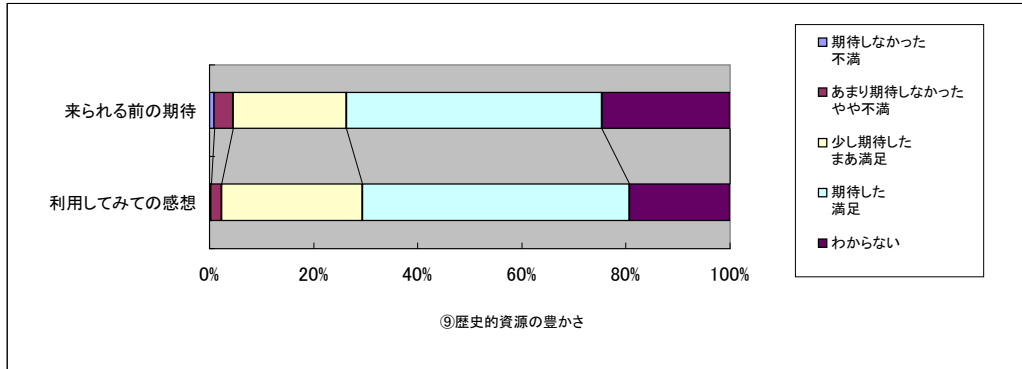
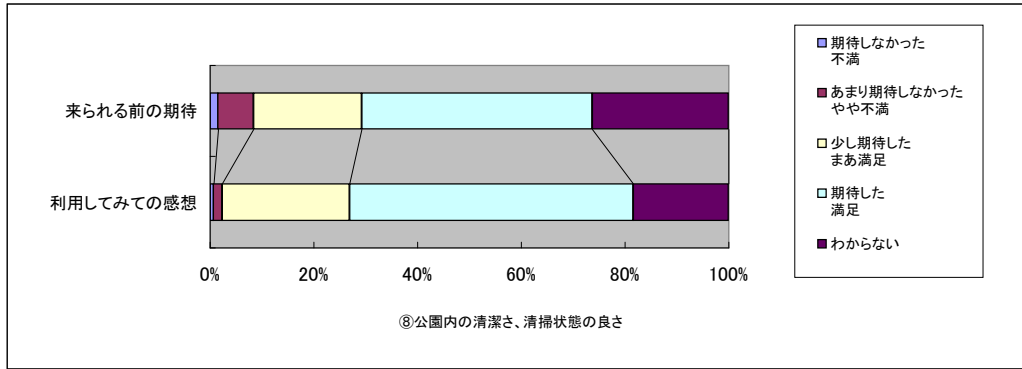
利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に「小さな子供づれへの配慮」での伸び率が高く、期待を超える満足が多く得られている。

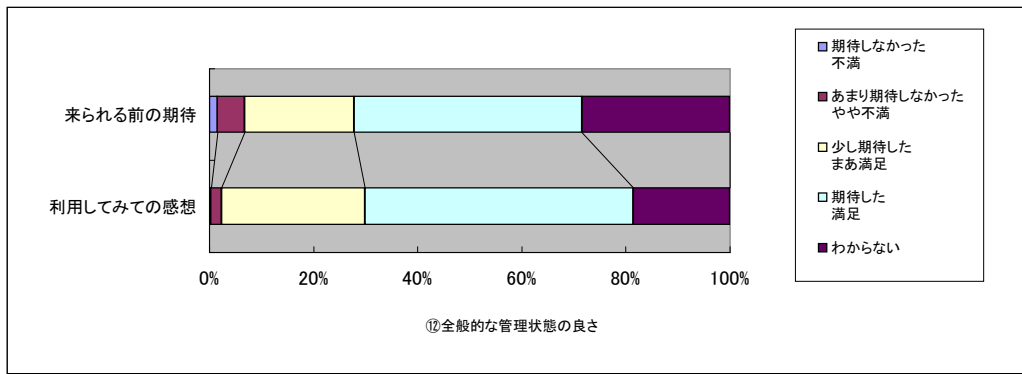
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	6	16	67	182	69	0	9	81	199	53
② 芝生や樹木の手入れ	5	27	74	143	88	2	8	92	178	61
③ 花の演出・手入れ	5	29	78	136	89	2	11	103	160	63
④ 休息の場所	7	22	86	130	89	0	8	81	181	65
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	11	24	64	113	118	1	9	79	143	97
⑥ 高齢者・障害者への配慮	12	29	71	108	115	4	11	100	116	103
⑦ 小さな子供連れへの配慮	11	22	82	95	121	2	7	91	124	107
⑧ 清潔さ、清掃状態	5	23	70	149	88	2	6	83	185	62
⑨ 歴史的資源の豊かさ	3	12	73	164	82	1	7	91	173	65
⑩ 施設の整備状況	5	20	82	133	91	1	6	98	158	70
⑪ スタッフのサービス	6	19	84	128	93	1	5	94	166	66
⑫ 全般的な管理状態	5	17	69	144	93	1	7	92	172	62

	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	1.8	4.7	19.7	53.5	20.3	0.0	2.6	23.7	58.2	15.5
② 芝生や樹木の手入れ	1.5	8.0	22.0	42.4	26.1	0.6	2.3	27.0	52.2	17.9
③ 花の演出・手入れ	1.5	8.6	23.1	40.4	26.4	0.6	3.2	30.4	47.2	18.6
④ 休息の場所	2.1	6.6	25.7	38.9	26.6	0.0	2.4	24.2	54.0	19.4
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	3.3	7.3	19.4	34.2	35.8	0.3	2.7	24.0	43.5	29.5
⑥ 高齢者・障害者への配慮	3.6	8.7	21.2	32.2	34.3	1.2	3.3	29.9	34.7	30.8
⑦ 小さな子供連れへの配慮	3.3	6.6	24.8	28.7	36.6	0.6	2.1	27.5	37.5	32.3
⑧ 清潔さ、清掃状態	1.5	6.9	20.9	44.5	26.3	0.6	1.8	24.6	54.7	18.3
⑨ 歴史的資源の豊かさ	0.9	3.6	21.9	49.1	24.6	0.3	2.1	27.0	51.3	19.3
⑩ 施設の整備状況	1.5	6.0	24.8	40.2	27.5	0.3	1.8	29.4	47.4	21.0
⑪ スタッフのサービス	1.8	5.8	25.5	38.8	28.2	0.3	1.5	28.3	50.0	19.9
⑫ 全般的な管理状態	1.5	5.2	21.0	43.9	28.4	0.3	2.1	27.5	51.5	18.6





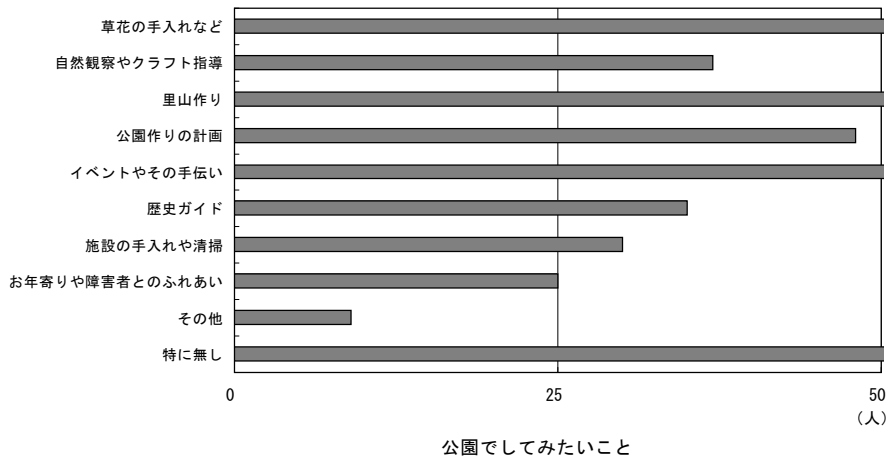




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が多いが大きな差異は見られない。特に希望が無い回答者が圧倒的に多い。

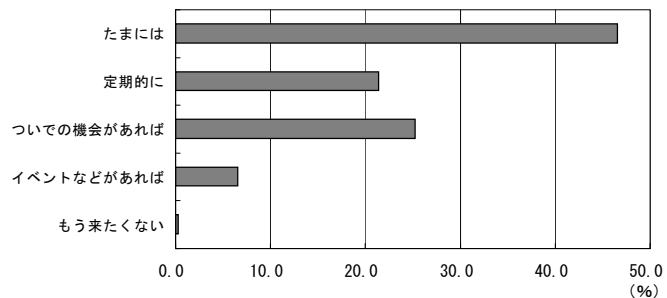
	回答数	%
B 草花の手入れなど	70	15.5
H 自然観察やクラフト指導	37	8.2
F 里山作り	61	13.5
A 公園作りの計画	48	10.6
D イベントやその手伝い	51	11.3
G 歴史ガイド	35	7.7
C 施設の手入れや清掃	30	6.6
E お年寄りや障害者とのふれあい	25	5.5
I その他	9	2.0
J 特に無し	86	19.0
合計	452	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると74.1%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
B たまには	157	46.6
A 定期的に	72	21.4
D ついでがあれば	85	25.2
C イベントなどがあれば	22	6.5
E もう来たくない	1	0.3
合計	337	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 夏期全体

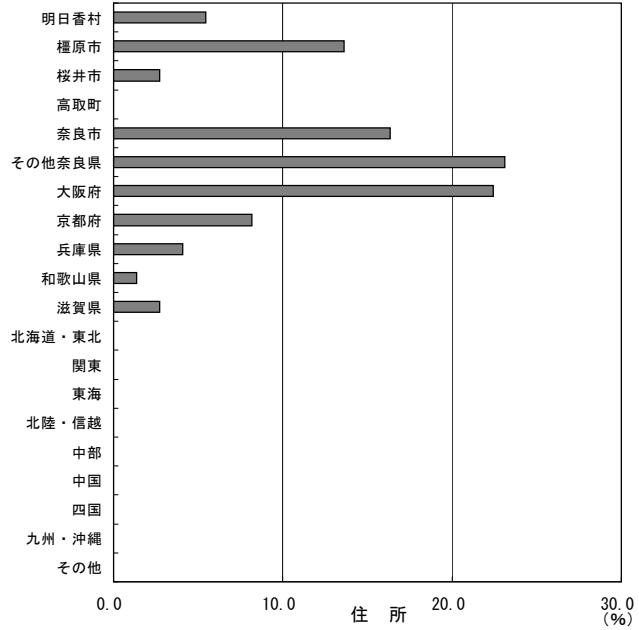
実施日：平成20年8月10日（日）～12日（火）

有効回答数：  票

### Q 1. あなたの住所は？

回答者の住所は、その他奈良県について大阪府内からの来園者が22.4%と続くが、奈良市や橿原市も全体の1割以上を占めている。  
比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は61.2%となっている。

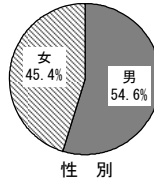
	回答数	%
A 明日香村	8	5.4
B 橿原市	20	13.6
C 桜井市	4	2.7
D 高取町	0	0.0
E 奈良市	24	16.3
F その他奈良県	34	23.1
G 大阪府	33	22.4
H 京都府	12	8.2
I 兵庫県	6	4.1
J 和歌山県	2	1.4
K 滋賀県	4	2.7
L 北海道・東北	0	0.0
M 関東	0	0.0
N 東海	0	0.0
O 北陸・信越	0	0.0
P 中部	0	0.0
Q 中国	0	0.0
R 四国	0	0.0
S 九州・沖縄	0	0.0
T その他	0	0.0
合計	147	100.0
奈良県計	90	61.2



### Q 2. あなたの性別は？

回答者は男性が6割弱を占めている。

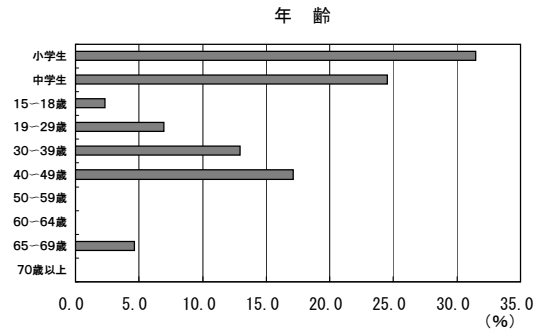
	回答数	%
A 男	95	54.6
B 女	79	45.4
合計	174	100.0



### Q 3. あなたの年齢は？

回答者は小学生、中学生が多く、ついで40～49歳となっていることから、夏休み期間中に来訪した家族層と考えられる。

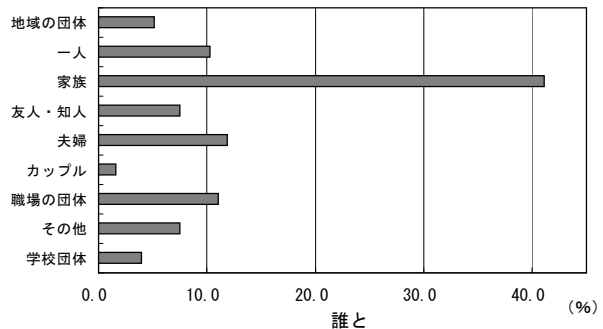
	回答数	%
A 小学生	68	31.5
B 中学生	53	24.5
C 15～18歳	5	2.3
D 19～29歳	15	6.9
E 30～39歳	28	13.0
F 40～49歳	37	17.1
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	10	4.6
J 70歳以上	0	0.0
合計	216	100.0



### Q 4. 誰と来た？

家族が4割強であり夏休みを利用した来園が多いことが考えられる。

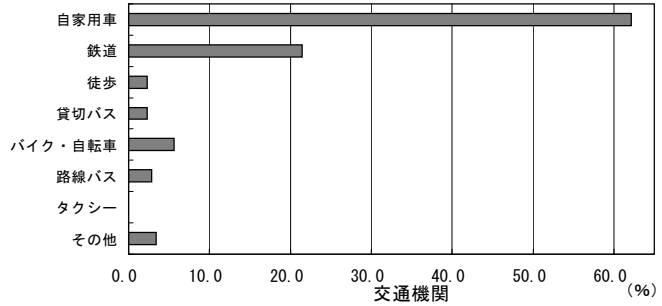
	回答数	%
G 地域の団体	13	5.1
A 一人	26	10.3
E 家族	104	41.1
B 友人・知人	19	7.5
D 夫婦	30	11.9
C カップル	4	1.6
H 職場の団体	28	11.1
I その他	19	7.5
F 学校団体	10	4.0
合計	253	100.0



**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高い。

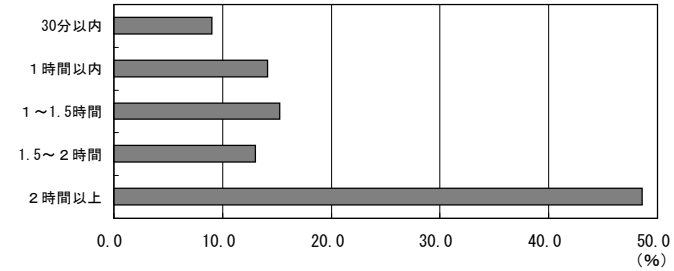
	回答数	%
D 自家用車	110	62.1
A 鉄道	38	21.5
G 徒歩	4	2.3
C 貸切バス	4	2.3
E バイク・自転車	10	5.6
B 路線バス	5	2.8
F タクシー	0	0.0
H その他	6	3.4
合計	177	100.0
※高速道路利用		
はい	67	
いいえ	29	



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

昼休みも近いことから2時間以上を掛けて来園する方が最も多くなっている。

	回答数	%
A 30分以内	16	9.0
B 1時間以内	25	14.1
C 1～1.5時間	27	15.3
D 1.5～2時間	23	13.0
E 2時間以上	86	48.6
合計	177	100.0



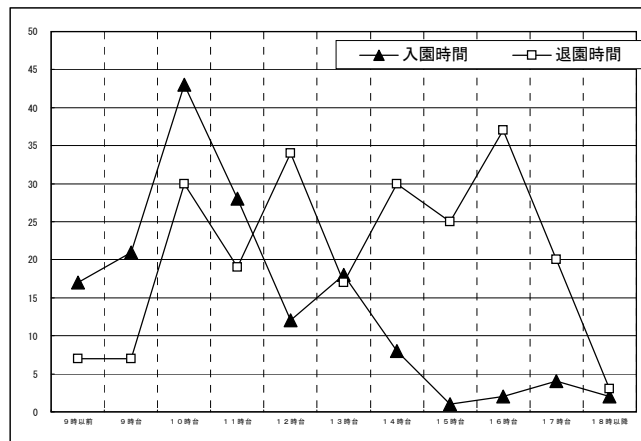
**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

入村は10時代をピークに9～13時までが多く、昼が長いこともあり他季に比べ退村は16時台にピークとなっている。

また、滞在時間は7時間以上が4割となっており、宿泊予定の来園者が多いことがうかがえる。

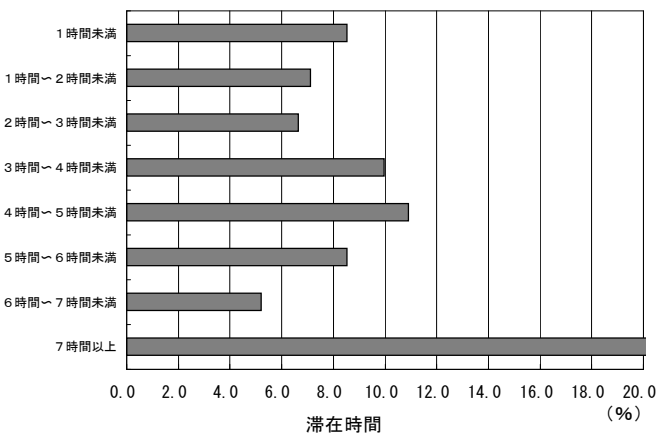
<入園時間>

	回答数	%
9時以前	17	10.9
9時台	21	13.5
10時台	43	27.6
11時台	28	17.9
12時台	12	7.7
13時台	18	11.5
14時台	8	5.1
15時台	1	0.6
16時台	2	1.3
17時台	4	2.6
18時以降	2	1.3
合計	156	100.0



<退園時間>

	回答数	%
9時以前	7	3.1
9時台	7	3.1
10時台	30	13.1
11時台	19	8.3
12時台	34	14.8
13時台	17	7.4
14時台	30	13.1
15時台	25	10.9
16時台	37	16.2
17時台	20	8.7
18時以降	3	1.3
合計	229	100.0



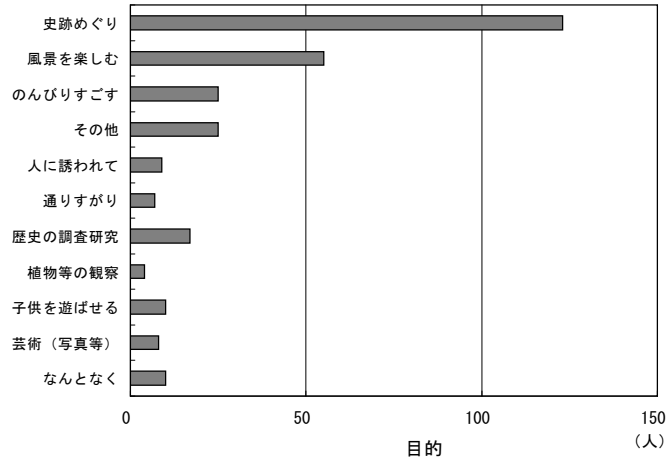
<滞在時間>

	回答数	%
A 1時間未満	18	8.5
B 1時間～2時間未満	15	7.1
C 2時間～3時間未満	14	6.6
D 3時間～4時間未満	21	10.0
E 4時間～5時間未満	23	10.9
F 5時間～6時間未満	18	8.5
G 6時間～7時間未満	11	5.2
H 7時間以上	91	43.1
合計	211	100.0

Q 8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

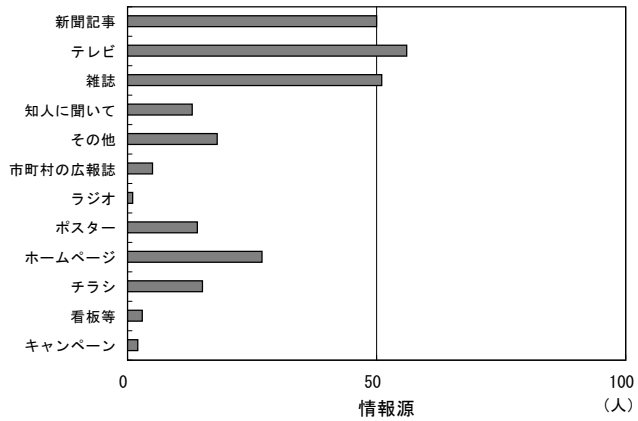
	回答数
A 史跡めぐり	123
B 風景を楽しむ	55
F のんびりすごす	25
K その他	25
G 人に誘われて	9
J 通りすがり	7
E 歴史の調査研究	17
C 植物等の観察	4
I 子供を遊ばせる	10
D 芸術（写真等）	8
H なんとなく	10
合計	293



Q 9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

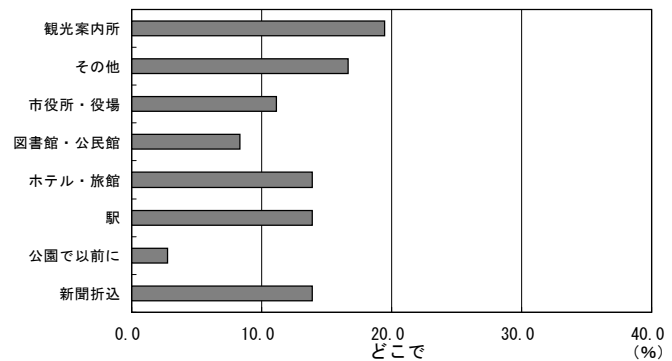
	回答数
A 新聞記事	50
B テレビ	56
D 雑誌	51
H 知人に聞いて	13
L その他	18
I 市町村の広報誌	5
C ラジオ	1
F ポスター	14
J ホームページ	27
G チラシ	15
E 看板等	3
K キャンペーン	2
合計	255



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

	回答数	%
C 観光案内所	7	19.4
H その他	6	16.7
A 市役所・役場	4	11.1
B 図書館・公民館	3	8.3
D ホテル・旅館	5	13.9
G 駅	5	13.9
F 公園で以前に	1	2.8
E 新聞折込	5	13.9
合計	36	100.0

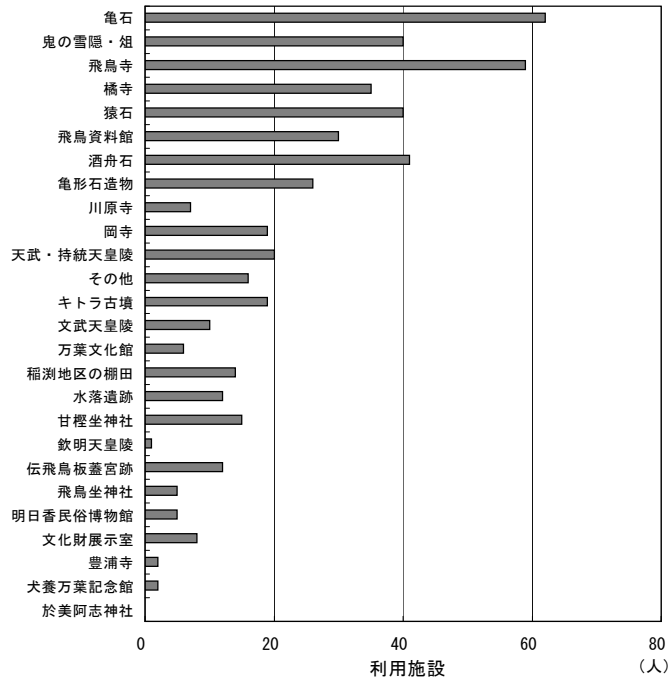




Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や鬼の俎・雪隠、飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	62
A 鬼の雪隠・俎	40
J 飛鳥寺	59
K 橋寺	35
B 猿石	40
T 飛鳥資料館	30
D 酒舟石	41
E 亀形石造物	26
L 川原寺	7
M 岡寺	19
F 天武・持統天皇陵	20
Z その他	16
I キトラ古墳	19
G 文武天皇陵	10
U 万葉文化館	6
Y 稲渕地区の棚田	14
S 水落遺跡	12
P 甘樫坐神社	15
H 欽明天皇陵	1
R 伝飛鳥板蓋宮跡	12
O 飛鳥坐神社	5
W 明日香民俗博物館	5
X 文化財展示室	8
N 豊浦寺	2
V 犬養万葉記念館	2
Q 於美阿志神社	0
合計	506

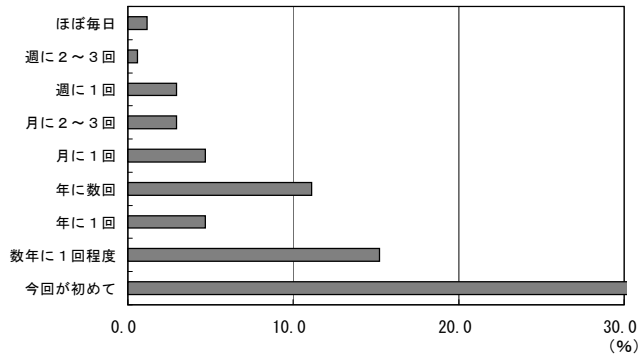


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、56.7%となっている。

また、年に数回という回答者も1割あった。

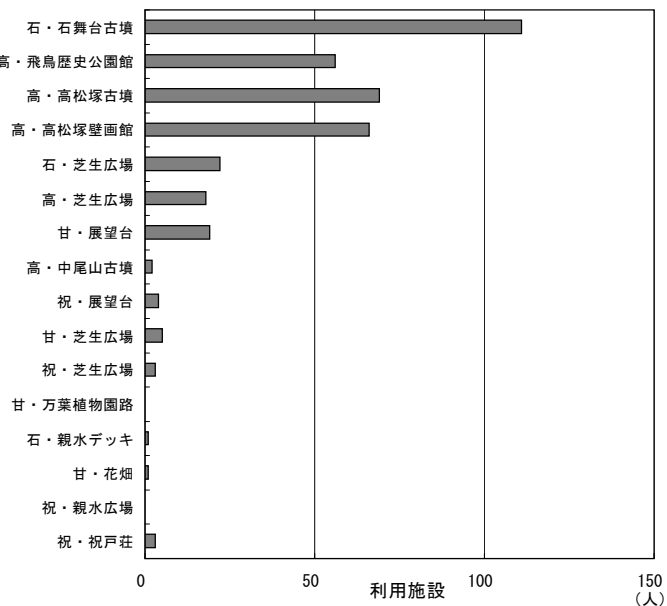
	回答数	%
A ほぼ毎日	2	1.2
B 週に2~3回	1	0.6
C 週に1回	5	2.9
D 月に2~3回	5	2.9
E 月に1回	8	4.7
F 年に数回	19	11.1
G 年に1回	8	4.7
H 数年に1回程度	26	15.2
I 今回が初めて	97	56.7
合計	171	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の3割が石舞台古墳を利用している。

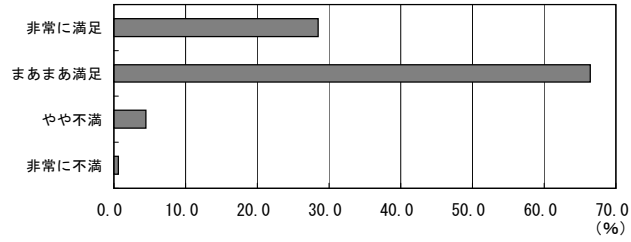
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	111	29.2
A 高・飛鳥歴史公園館	56	14.7
D 高・高松塚古墳	69	18.2
B 高・高松塚壁画館	66	17.4
K 石・芝生広場	22	5.8
C 高・芝生広場	18	4.7
F 甘・展望台	19	5.0
E 高・中尾山古墳	2	0.5
M 祝・展望台	4	1.1
G 甘・芝生広場	5	1.3
N 祝・芝生広場	3	0.8
H 甘・万葉植物園路	0	0.0
L 石・親水デッキ	1	0.3
I 甘・花畑	1	0.3
O 祝・親水広場	0	0.0
P 祝・祝戸荘	3	0.8
合計	380	100



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の95%が現状の公園に満足している。

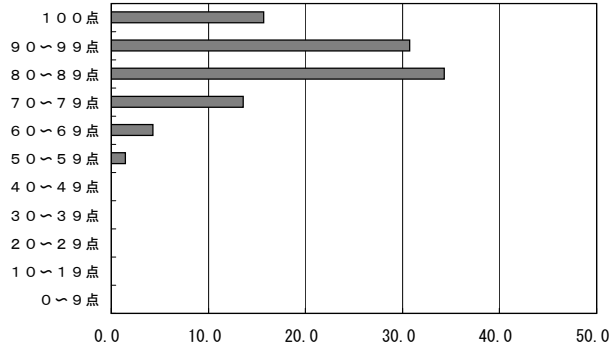
	回答数	%
A 非常に満足	45	28.5
B まあまあ満足	105	66.5
C やや不満	7	4.4
D 非常に不満	1	0.6
合計	158	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

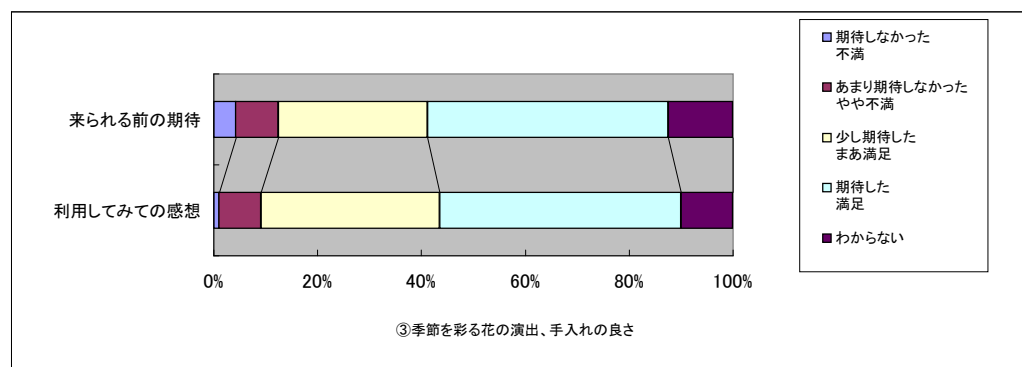
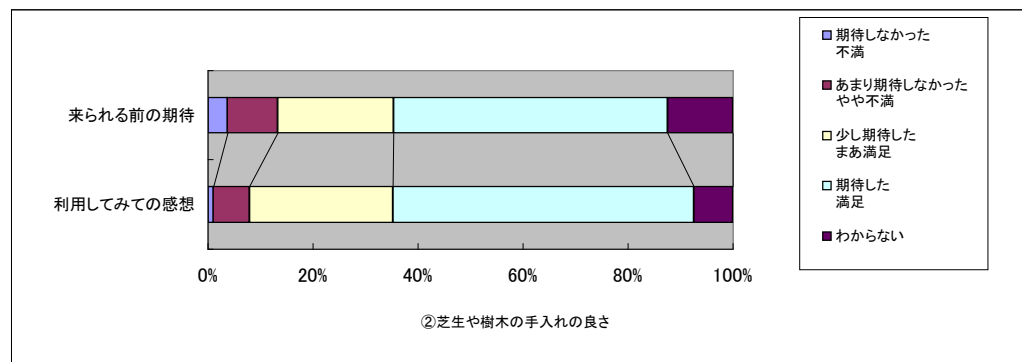
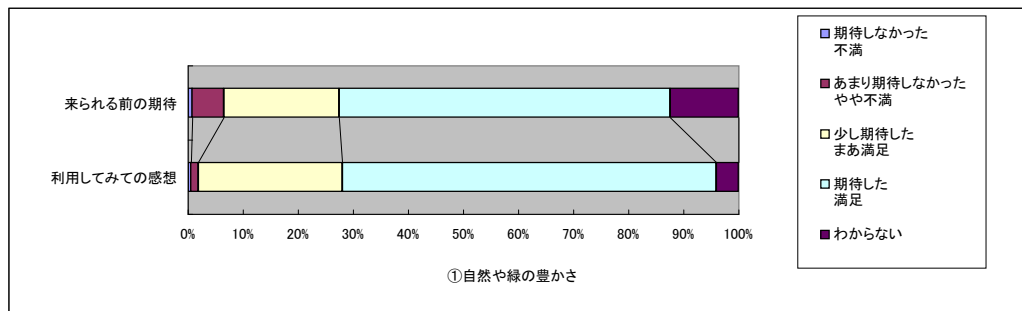
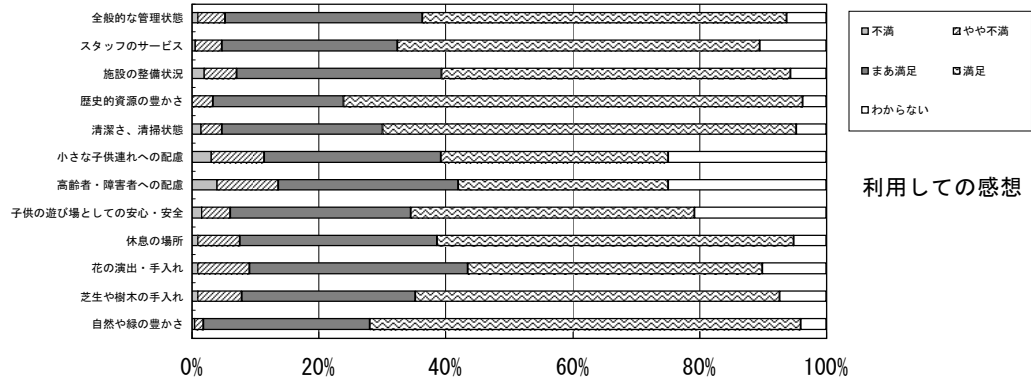
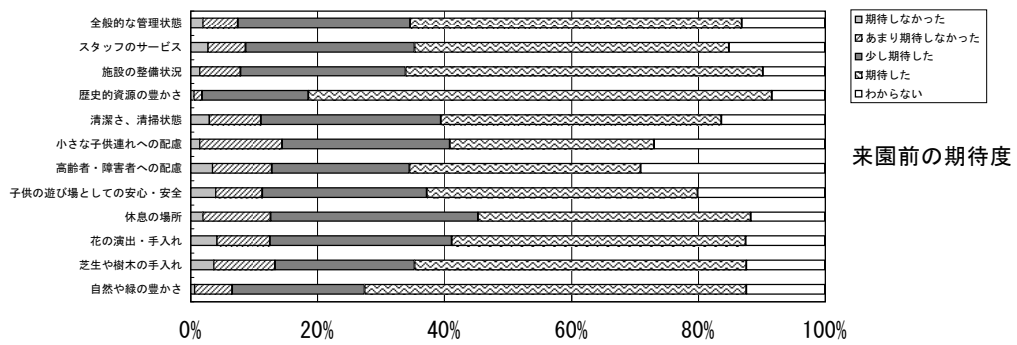
<採点>	平均点	85.4
	回答数	%
100点	22	15.7
90～99点	43	30.7
80～89点	48	34.3
70～79点	19	13.6
60～69点	6	4.3
50～59点	2	1.4
40～49点	0	0.0
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	140	100.0

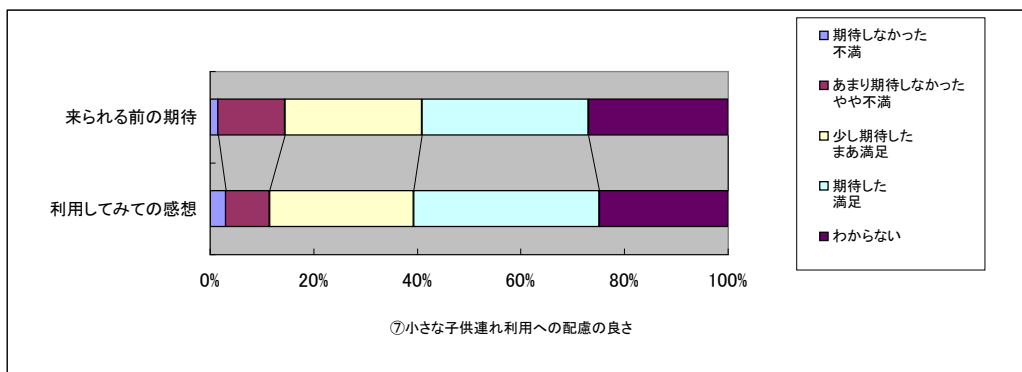
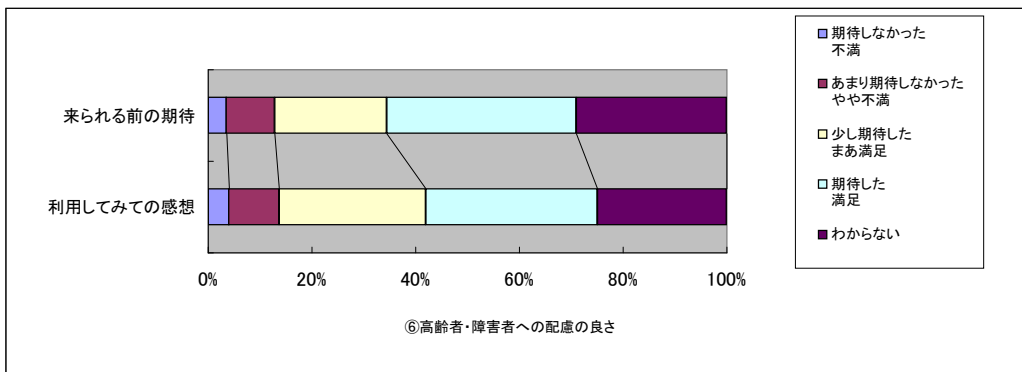
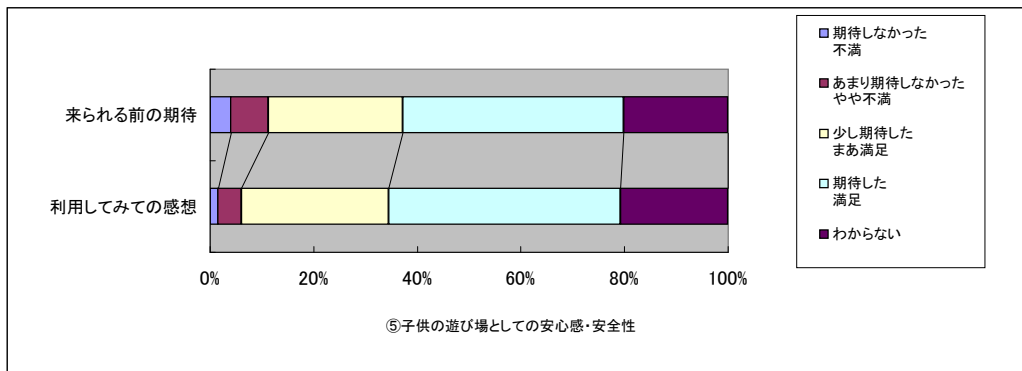
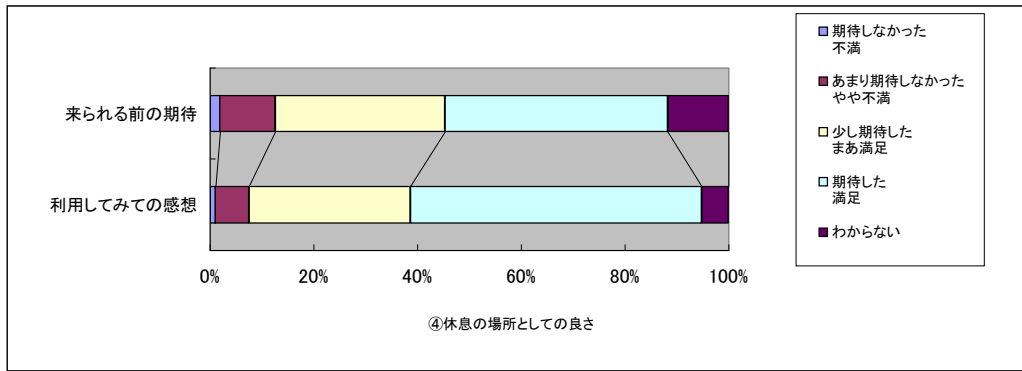


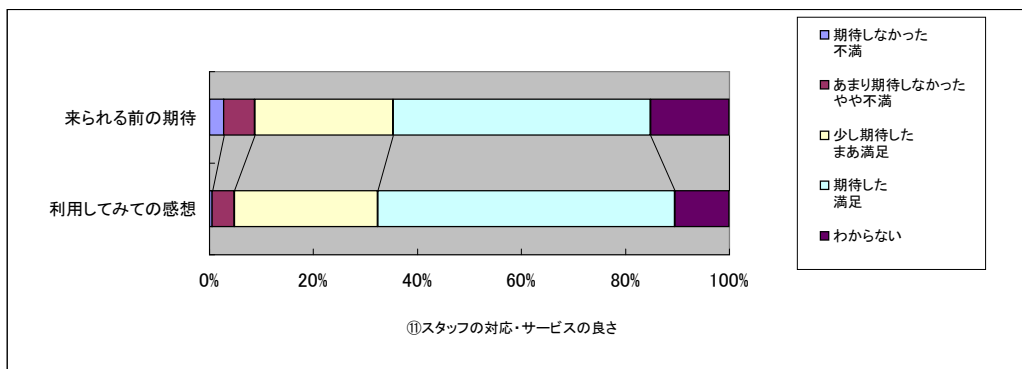
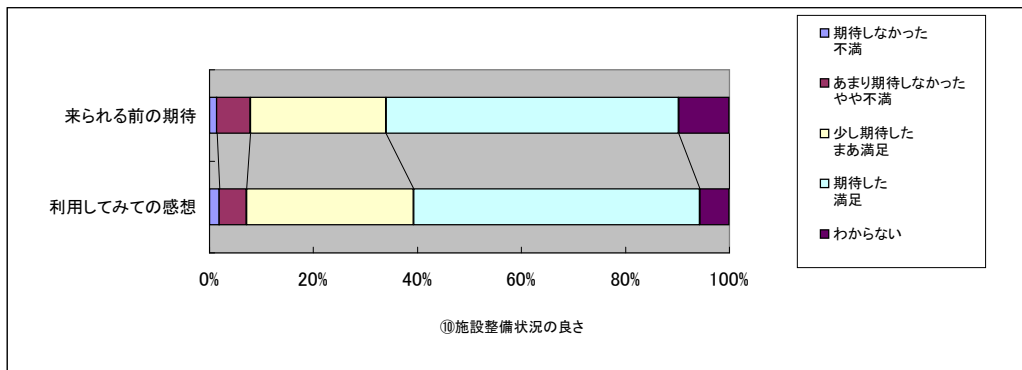
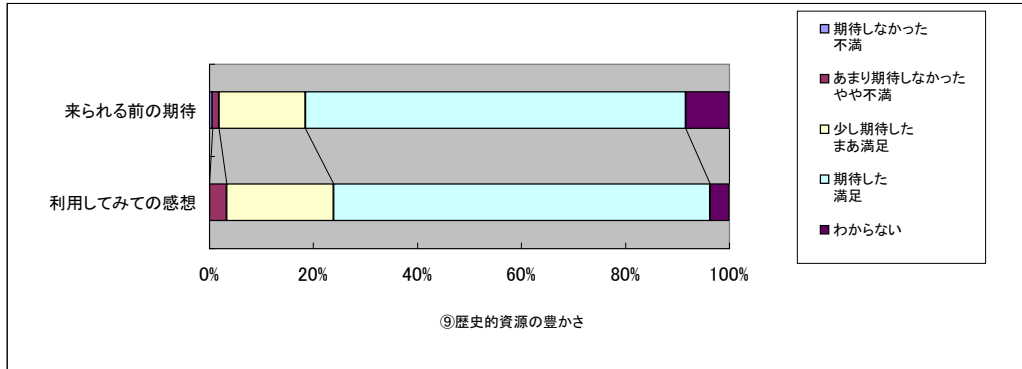
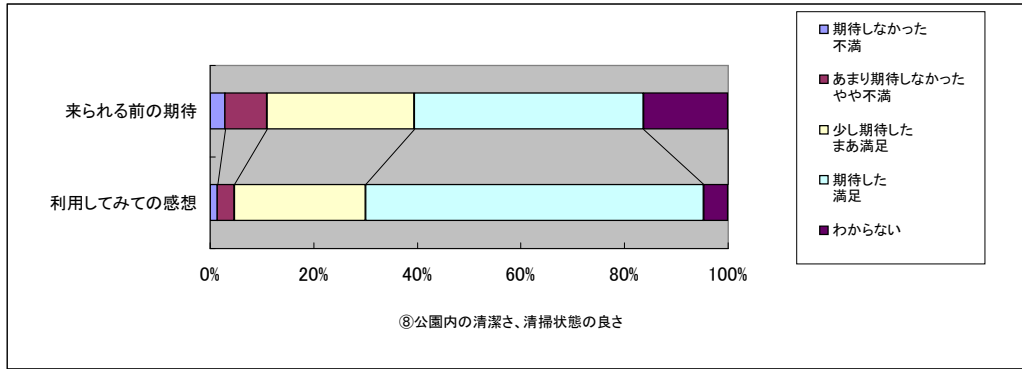
Q15. 期待度と利用してみた感想？

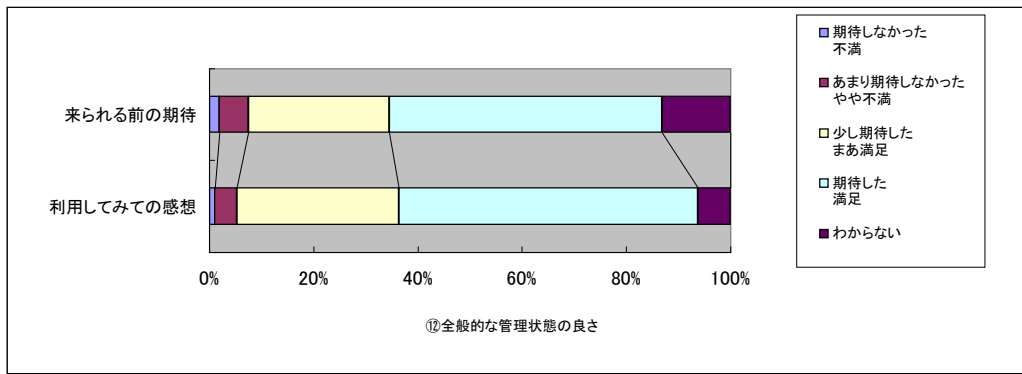
	来られる前の期待					利用してみた感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	1	9	32	92	19	1	3	58	150	9
② 芝生や樹木の手入れ	8	21	48	114	27	2	15	59	124	16
③ 花の演出・手入れ	9	18	62	100	27	2	17	72	97	21
④ 休息の場所	4	23	70	92	25	2	14	66	119	11
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	8	15	53	87	41	3	9	56	88	41
⑥ 高齢者・障害者への配慮	7	19	44	74	59	8	20	58	68	51
⑦ 小さな子供連れへの配慮	3	27	55	67	56	6	17	56	72	50
⑧ 清潔さ、清掃状態	6	17	59	92	34	3	7	54	139	10
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1	3	36	158	18	0	7	44	154	8
⑩ 施設の整備状況	3	14	56	121	21	4	11	68	116	12
⑪ スタッフのサービス	6	13	58	108	33	1	9	58	120	22
⑫ 一般的な管理状態	4	12	58	112	28	2	9	65	120	13

	来られる前の期待 (%)					利用してみた感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	0.7	5.9	20.9	60.1	12.4	0.5	1.4	26.2	67.9	4.1
② 芝生や樹木の手入れ	3.7	9.6	22.0	52.3	12.4	0.9	6.9	27.3	57.4	7.4
③ 花の演出・手入れ	4.2	8.3	28.7	46.3	12.5	1.0	8.1	34.4	46.4	10.0
④ 休息の場所	1.9	10.7	32.7	43.0	11.7	0.9	6.6	31.1	56.1	5.2
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	3.9	7.4	26.0	42.6	20.1	1.5	4.6	28.4	44.7	20.8
⑥ 高齢者・障害者への配慮	3.4	9.4	21.7	36.5	29.1	3.9	9.8	28.3	33.2	24.9
⑦ 小さな子供連れへの配慮	1.4	13.0	26.4	32.2	26.9	3.0	8.5	27.9	35.8	24.9
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.9	8.2	28.4	44.2	16.3	1.4	3.3	25.4	65.3	4.7
⑨ 歴史的資源の豊かさ	0.5	1.4	16.7	73.1	8.3	0.0	3.3	20.7	72.3	3.8
⑩ 施設の整備状況	1.4	6.5	26.0	56.3	9.8	1.9	5.2	32.2	55.0	5.7
⑪ スタッフのサービス	2.8	6.0	26.6	49.5	15.1	0.5	4.3	27.6	57.1	10.5
⑫ 一般的な管理状態	1.9	5.6	27.1	52.3	13.1	1.0	4.3	31.1	57.4	6.2





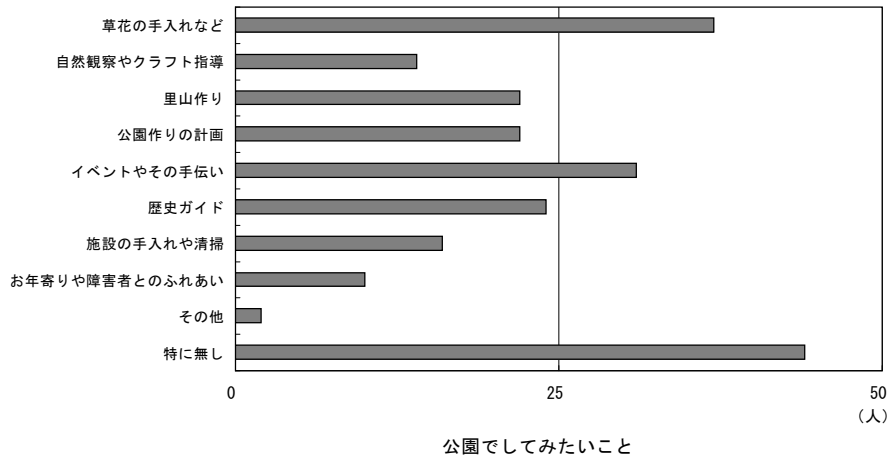




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」やイベントやその手伝いが多いが、特に希望が無い回答も多い。

	回答数	%
B 草花の手入れなど	37	16.7
H 自然観察やクラフト指導	14	6.3
F 里山作り	22	9.9
A 公園作りの計画	22	9.9
D イベントやその手伝い	31	14.0
G 歴史ガイド	24	10.8
C 施設の手入れや清掃	16	7.2
E お年寄りや障害者とのふれあい	10	4.5
I その他	2	0.9
J 特に無し	44	19.8
合計	222	100.0

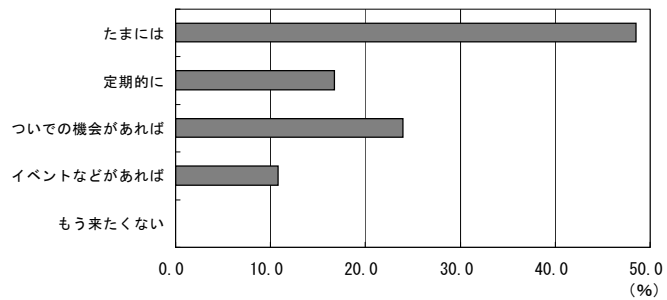


Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると65.3%と多い。

ついでに機会があればという回答も24.0%と高かった。

	回答数	%
B たまには	81	48.5
A 定期的に	28	16.8
D ついでに機会があれば	40	24.0
C イベントなどがあれば	18	10.8
E もう来たくない	0	0.0
合計	167	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 秋期全体

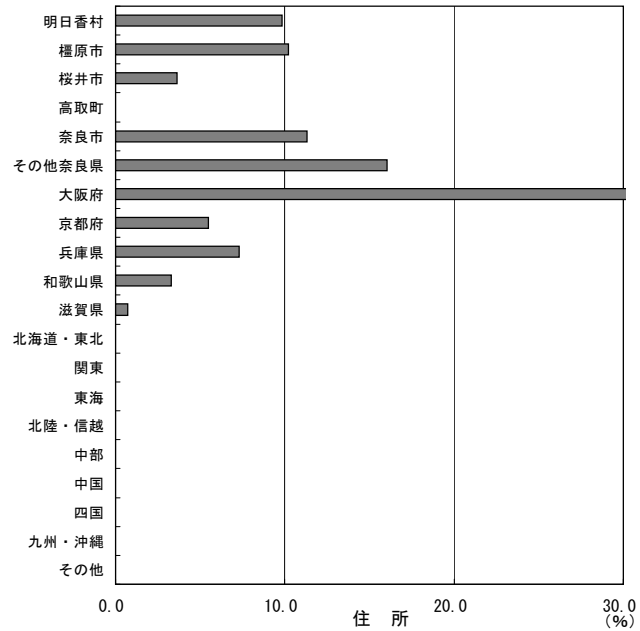
実施日：平成20年10月19日（日）～21日（火）

有効回答数： 398 票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府内からの来園者が32.1%と続くが、奈良市や橿原市、明日香村も全体の1割以上を占めている。比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は51.1%となっている。

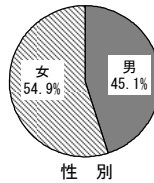
	回答数	%
A 明日香村	27	9.9
B 橿原市	28	10.2
C 桜井市	10	3.6
D 高取町	0	0.0
E 奈良市	31	11.3
F その他奈良県	44	16.1
G 大阪府	88	32.1
H 京都府	15	5.5
兵庫県	20	7.3
和歌山県	9	3.3
滋賀県	2	0.7
北海道・東北	0	0.0
関東	0	0.0
東海	0	0.0
北陸・信越	0	0.0
中部	0	0.0
中国	0	0.0
四国	0	0.0
九州・沖縄	0	0.0
その他	0	0.0
合計	274	100.0
奈良県計	140	51.1



### Q2. あなたの性別は？

回答者は女性が若干多い。

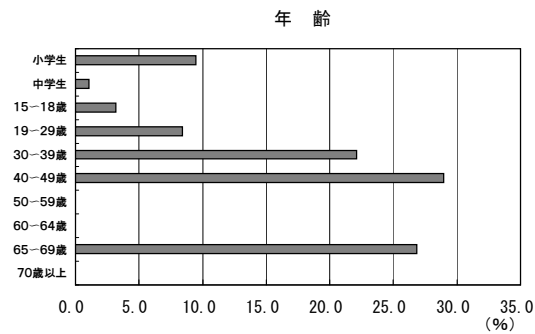
	回答数	%
A 男	176	45.1
B 女	214	54.9
合計	390	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は40～49歳が最も多い

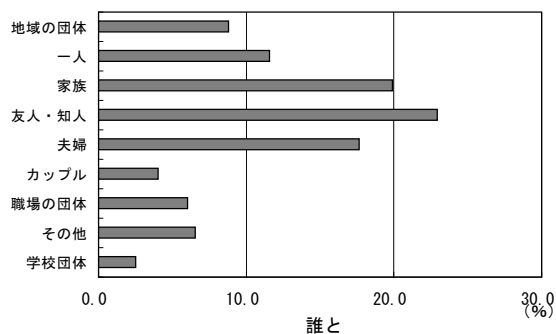
	回答数	%
A 小学生	18	9.5
B 中学生	2	1.1
C 15～18歳	6	3.2
D 19～29歳	16	8.4
E 30～39歳	42	22.1
F 40～49歳	55	28.9
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	51	26.8
J 70歳以上	0	0.0
合計	190	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は、知人・友人や家族で小旅行的に来園が多いことが考えられる。

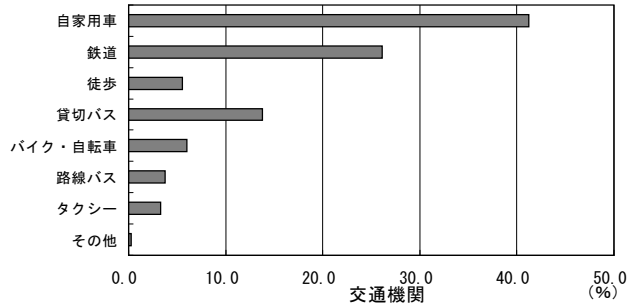
	回答数	%
G 地域の団体	35	8.8
A 一人	46	11.6
E 家族	79	19.9
B 友人・知人	91	22.9
D 夫婦	70	17.6
C カップル	16	4.0
H 職場の団体	24	6.0
I その他	26	6.5
F 学校団体	10	2.5
合計	397	100.0



Q 5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高く、41.2%となっている。

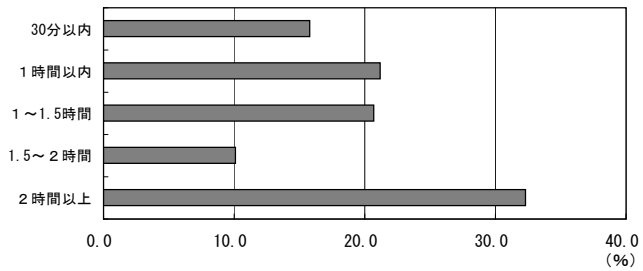
	回答数	%
D 自家用車	164	41.2
A 鉄道	104	26.1
G 徒歩	22	5.5
C 貸切バス	55	13.8
E バイク・自転車	24	6.0
B 路線バス	15	3.8
F タクシー	13	3.3
H その他	1	0.3
合計	398	100.0
※高速道路利用		
はい	55	
いいえ	81	



Q 6. 飛鳥までの所要時間は？

遠方からの来園者が多く、2時間以上かけてこられた回答者は3割を越えている。

	回答数	%
A 30分以内	61	15.8
B 1時間以内	82	21.2
C 1～1.5時間	80	20.7
D 1.5～2時間	39	10.1
E 2時間以上	125	32.3
合計	387	100.0



Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入村は10時대를ピークに9～13時までが多く、退村は15～16時台に多くが特に多い。

また、滞在時間は1～2時間が最も多く、次いで2～3時間が多く、長時間滞在者は比較的少ない。

<入園時間>

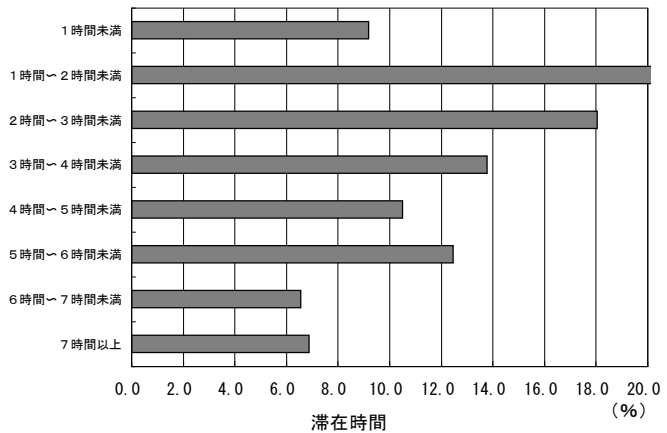
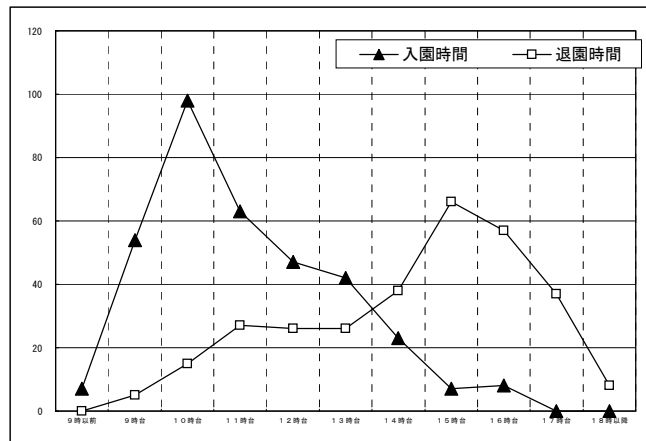
	回答数	%
9時以前	7	2.0
9時台	54	15.5
10時台	98	28.1
11時台	63	18.1
12時台	47	13.5
13時台	42	12.0
14時台	23	6.6
15時台	7	2.0
16時台	8	2.3
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	349	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	5	1.6
10時台	15	4.9
11時台	27	8.9
12時台	26	8.5
13時台	26	8.5
14時台	38	12.5
15時台	66	21.6
16時台	57	18.7
17時台	37	12.1
18時以降	8	2.6
合計	305	100.0

<滞在時間>

	回答数	%
A 1時間未満	28	9.2
B 1時間～2時間未満	69	22.6
C 2時間～3時間未満	55	18.0
D 3時間～4時間未満	42	13.8
E 4時間～5時間未満	32	10.5
F 5時間～6時間未満	38	12.5
G 6時間～7時間未満	20	6.6
H 7時間以上	21	6.9
合計	305	100.0

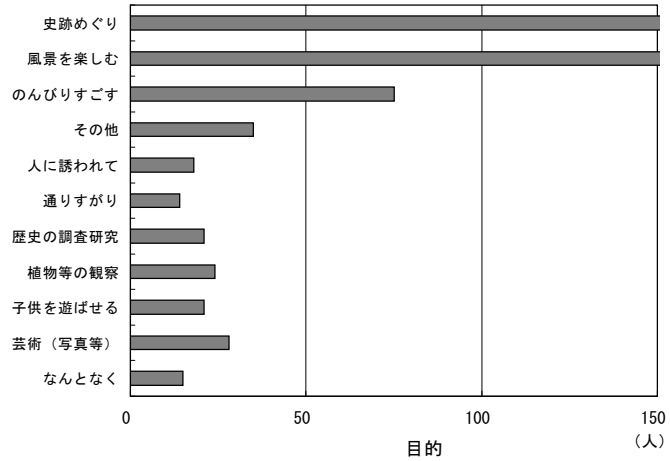




Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

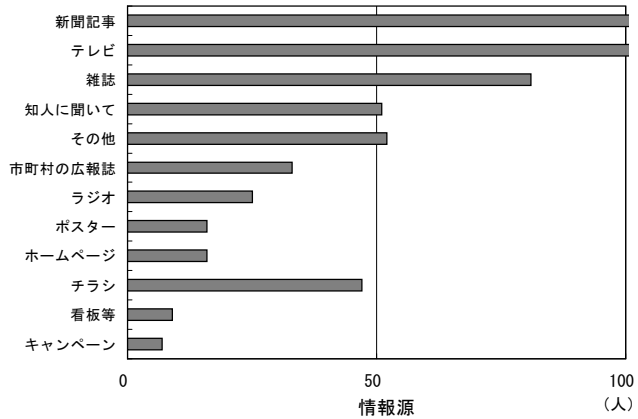
	回答数
A 史跡めぐり	247
B 風景を楽しむ	171
F のんびりすごす	75
K その他	35
G 人に誘われて	18
J 通りすがり	14
E 歴史の調査研究	21
C 植物等の観察	24
I 子供を遊ばせる	21
D 芸術（写真等）	28
H なんとなく	15
合計	669



Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

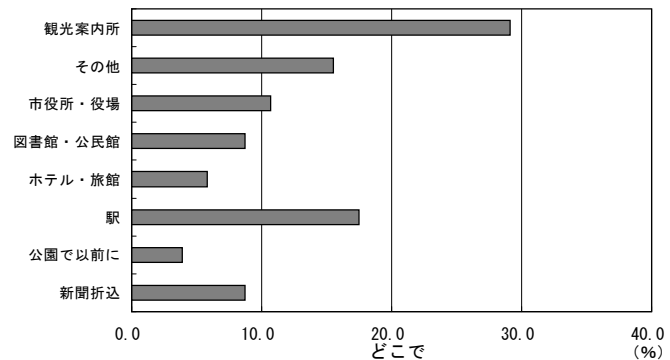
	回答数
A 新聞記事	132
B テレビ	116
D 雑誌	81
H 知人に聞いて	51
L その他	52
I 市町村の広報誌	33
C ラジオ	25
F ポスター	16
J ホームページ	16
G チラシ	47
E 看板等	9
K キャンペーン	7
合計	585



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている。

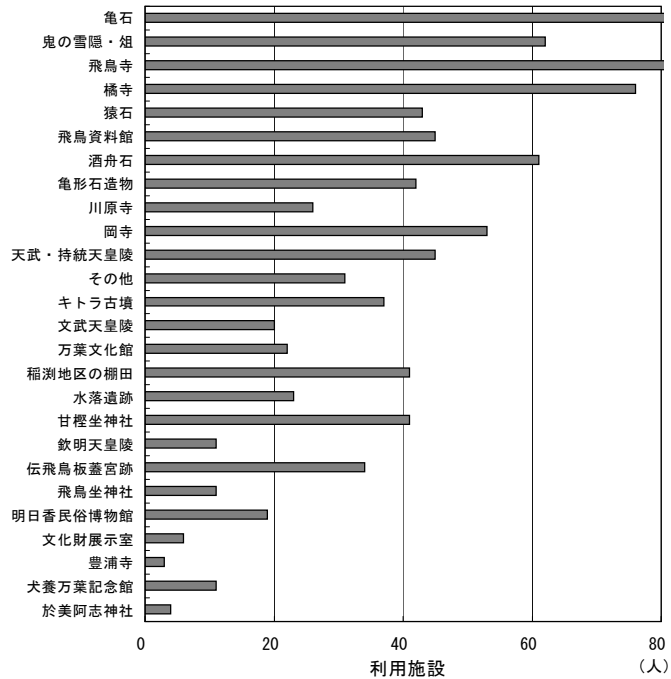
	回答数	%
C 観光案内所	30	29.1
H その他	16	15.5
A 市役所・役場	11	10.7
B 図書館・公民館	9	8.7
D ホテル・旅館	6	5.8
G 駅	18	17.5
F 公園で以前に	4	3.9
E 新聞折込	9	8.7
合計	103	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	110
A 鬼の雪隠・俎	62
J 飛鳥寺	96
K 橘寺	76
B 猿石	43
T 飛鳥資料館	45
D 酒舟石	61
E 亀形石造物	42
L 川原寺	26
M 岡寺	53
F 天武・持統天皇陵	45
Z その他	31
I キトラ古墳	37
G 文武天皇陵	20
U 万葉文化館	22
Y 稲淵地区の棚田	41
S 水落遺跡	23
P 甘櫻坐神社	41
H 欽明天皇陵	11
R 伝飛鳥板蓋宮跡	34
O 飛鳥坐神社	11
W 明日香民俗博物館	19
X 文化財展示室	6
N 豊浦寺	3
V 犬養万葉記念館	11
Q 於美阿志神社	4
合計	973

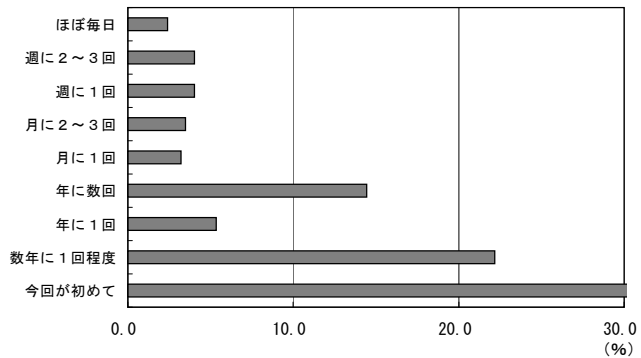


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、40.9%となっている。

また、数年に1回という回答者も2割以上あった。

	回答数	%
A ほぼ毎日	9	2.4
B 週に2~3回	15	4.0
C 週に1回	15	4.0
D 月に2~3回	13	3.5
E 月に1回	12	3.2
F 年に数回	54	14.4
G 年に1回	20	5.3
H 数年に1回程度	83	22.2
I 今回が初めて	153	40.9
合計	374	100.0

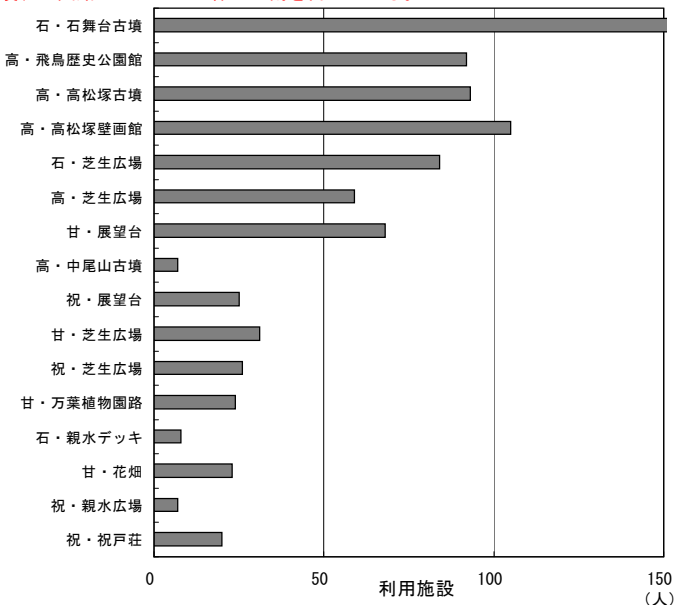


Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の2割強が石舞台古墳を利用している。

また、高松塚壁画館をはじめ高松塚古墳、公園館については全体の1割を占めている。

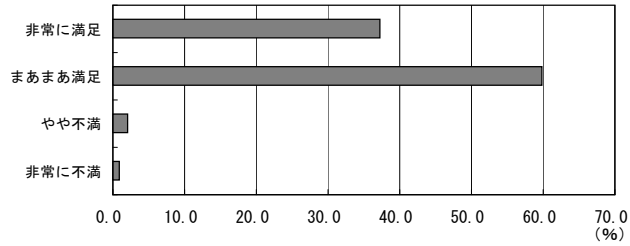
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	210	23.8
A 高・飛鳥歴史公園館	92	10.4
D 高・高松塚古墳	93	10.5
B 高・高松塚壁画館	105	11.9
K 石・芝生広場	84	9.5
C 高・芝生広場	59	6.7
F 甘・展望台	68	7.7
E 高・中尾山古墳	7	0.8
M 祝・展望台	25	2.8
G 甘・芝生広場	31	3.5
N 祝・芝生広場	26	2.9
H 甘・万葉植物園路	24	2.7
L 石・親水デッキ	8	0.9
I 甘・花畑	23	2.6
O 祝・親水広場	7	0.8
P 祝・祝戸荘	20	2.3
合計	882	100



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の97.1%が現状の公園に満足している。

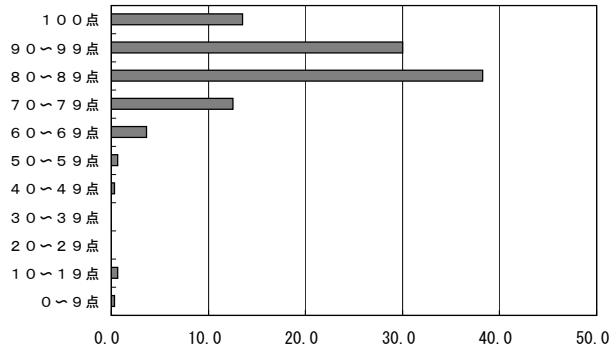
	回答数	%
A 非常に満足	127	37.2
B まあまあ満足	204	59.8
C やや不満	7	2.1
D 非常に不満	3	0.9
合計	341	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

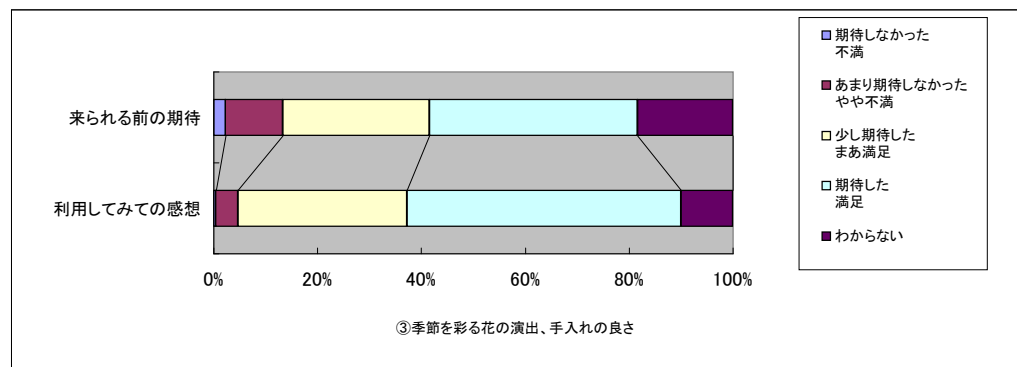
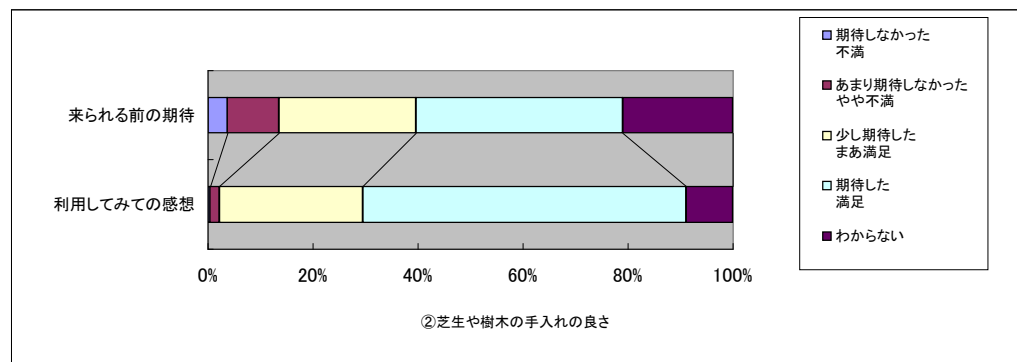
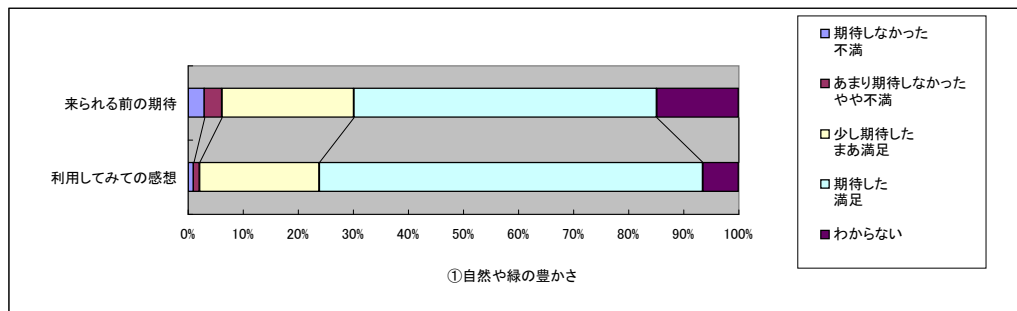
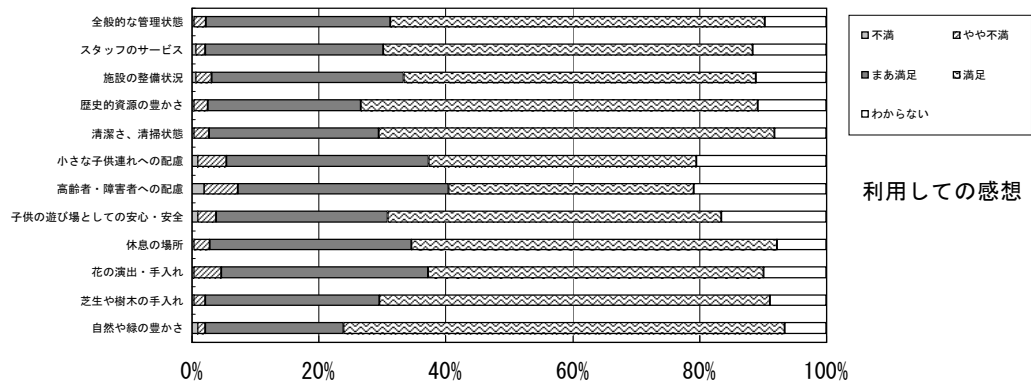
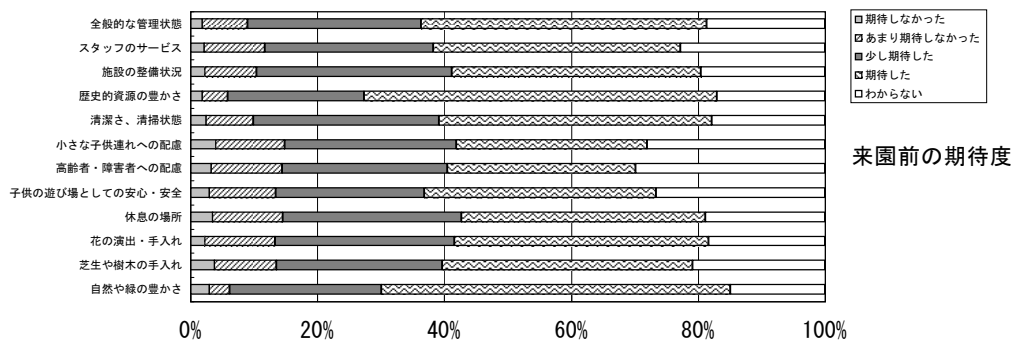
<採点>	平均点	83.5
	回答数	%
100点	41	13.5
90～99点	91	30.0
80～89点	116	38.3
70～79点	38	12.5
60～69点	11	3.6
50～59点	2	0.7
40～49点	1	0.3
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	2	0.7
0～9点	1	0.3
合計	303	100.0

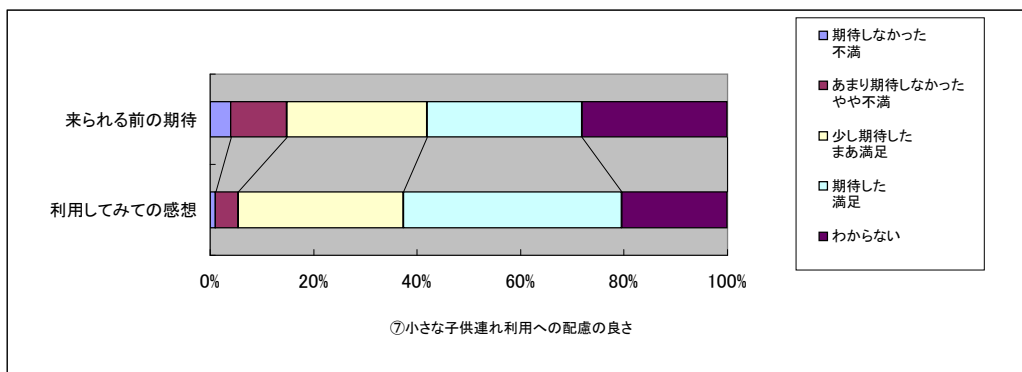
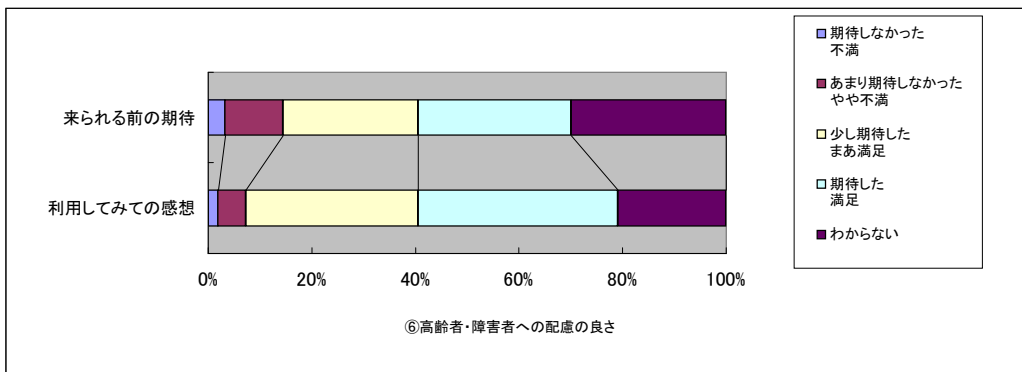
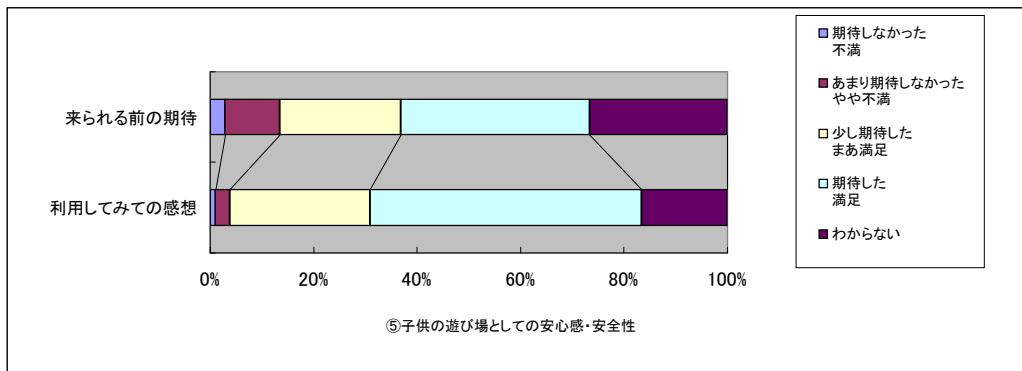
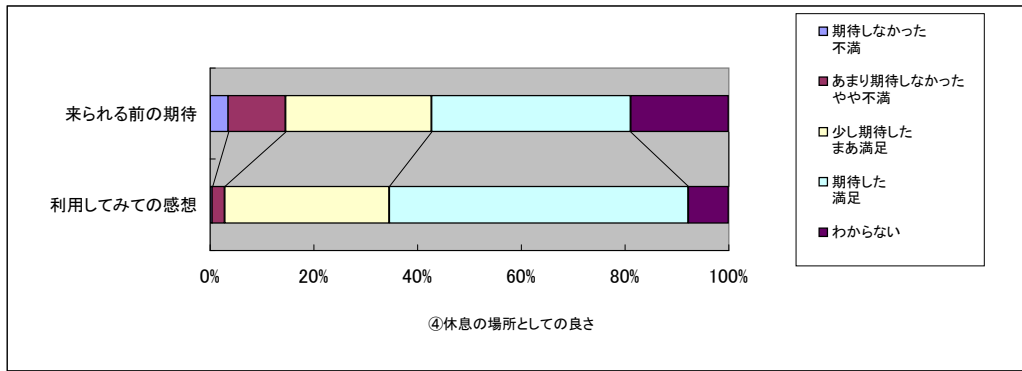


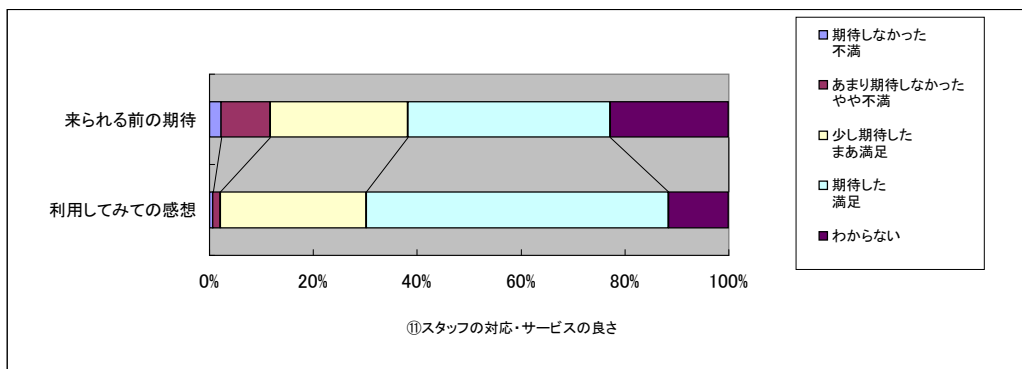
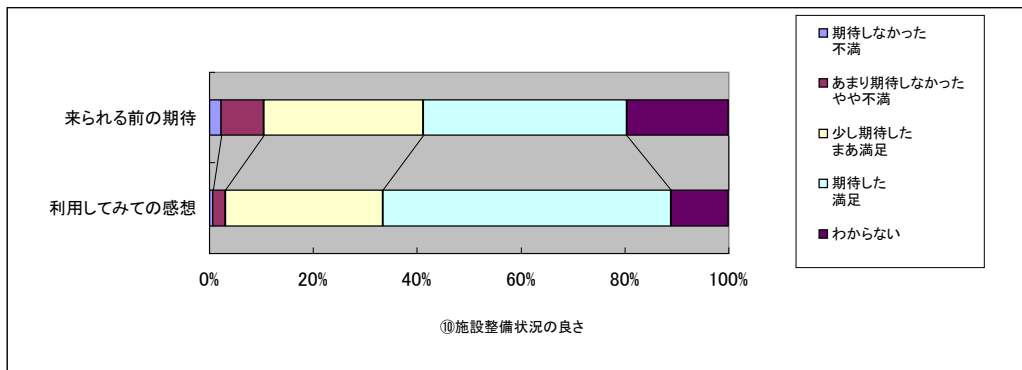
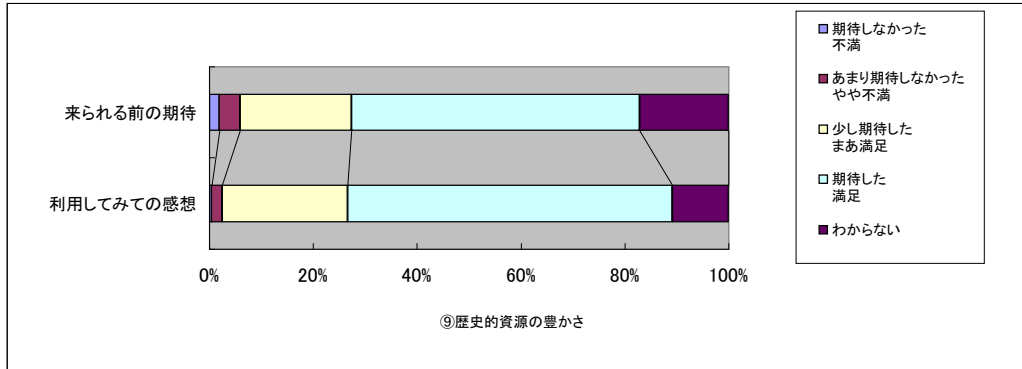
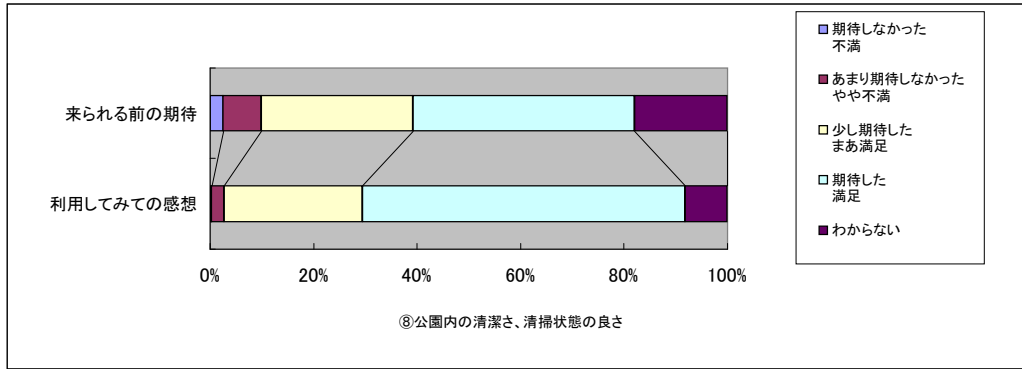
Q15. 期待度と利用してみたの感想？

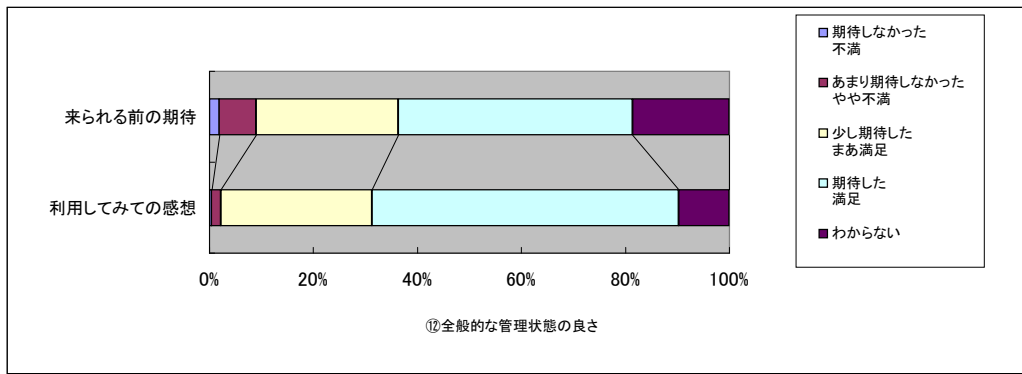
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	10	11	82	188	51	3	4	73	233	22
② 芝生や樹木の手入れ	12	32	85	128	68	1	6	89	200	29
③ 花の演出・手入れ	7	36	91	129	59	1	14	105	170	32
④ 休息の場所	11	36	91	124	61	1	8	102	185	25
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	9	33	73	114	83	3	9	85	165	52
⑥ 高齢者・障害者への配慮	10	35	81	92	93	6	17	105	122	66
⑦ 小さな子供連れへの配慮	12	33	82	91	85	3	14	100	132	64
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	24	95	139	58	1	8	88	205	27
⑨ 歴史的資源の豊かさ	6	13	69	179	55	1	7	78	202	35
⑩ 施設の整備状況	7	26	97	124	62	2	8	98	179	36
⑪ スタッフのサービス	7	31	86	126	74	2	5	92	191	38
⑫ 全般的な管理状態	6	23	88	145	60	1	6	93	189	31

	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	2.9	3.2	24.0	55.0	14.9	0.9	1.2	21.8	69.6	6.6
② 芝生や樹木の手入れ	3.7	9.8	26.2	39.4	20.9	0.3	1.8	27.4	61.5	8.9
③ 花の演出・手入れ	2.2	11.2	28.3	40.1	18.3	0.3	4.3	32.6	52.8	9.9
④ 休息の場所	3.4	11.1	28.2	38.4	18.9	0.3	2.5	31.8	57.6	7.8
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	2.9	10.6	23.4	36.5	26.6	1.0	2.9	27.1	52.5	16.6
⑥ 高齢者・障害者への配慮	3.2	11.3	26.0	29.6	29.9	1.9	5.4	33.2	38.6	20.9
⑦ 小さな子供連れへの配慮	4.0	10.9	27.1	30.0	28.1	1.0	4.5	31.9	42.2	20.4
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.5	7.4	29.3	42.9	17.9	0.3	2.4	26.7	62.3	8.2
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1.9	4.0	21.4	55.6	17.1	0.3	2.2	24.1	62.5	10.8
⑩ 施設の整備状況	2.2	8.2	30.7	39.2	19.6	0.6	2.5	30.3	55.4	11.1
⑪ スタッフのサービス	2.2	9.6	26.5	38.9	22.8	0.6	1.5	28.0	58.2	11.6
⑫ 全般的な管理状態	1.9	7.1	27.3	45.0	18.6	0.3	1.9	29.1	59.1	9.7





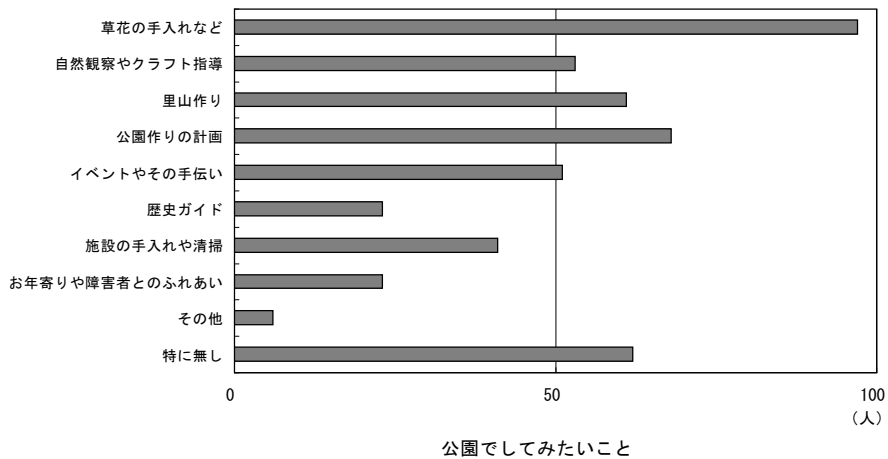




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が若干多いほかは大きな差異は見られない。特に希望がない回答者も比較的多い。

	回答数	%
B 草花の手入れなど	97	20.0
H 自然観察やクラフト指導	53	10.9
F 里山作り	61	12.6
A 公園作りの計画	68	14.0
D イベントやその手伝い	51	10.5
G 歴史ガイド	23	4.7
C 施設の手入れや清掃	41	8.5
E お年寄りや障害者とのふれあい	23	4.7
I その他	6	1.2
J 特に無し	62	12.8
合計	485	100.0

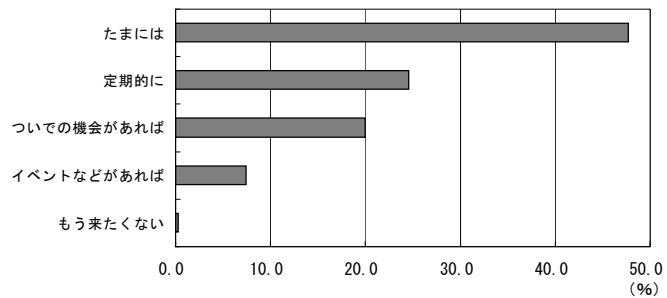


Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると72.3%と多い。

逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
B たまには	167	47.7
A 定期的に	86	24.6
D ついでの場合があれば	70	20.0
C イベントなどがあれば	26	7.4
E もう来たくない	1	0.3
合計	350	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 冬期全体

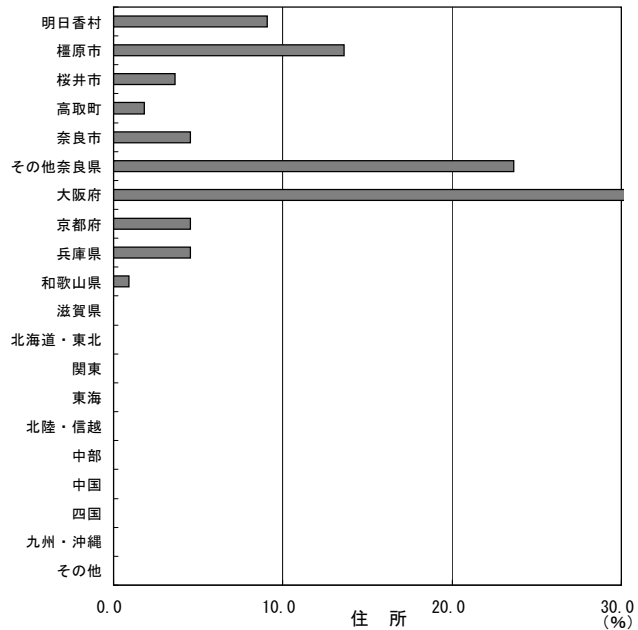
実施日：平成20年12月14日（日）～16日（火）

有効回答数： 178票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府からの来園者が33.6と3分の1以上である。  
比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は56.4%となっている。

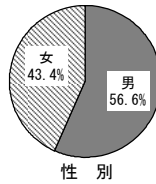
	回答数	%
A 明日香村	10	9.1
B 橿原市	15	13.6
C 桜井市	4	3.6
D 高取町	2	1.8
E 奈良市	5	4.5
F その他奈良県	26	23.6
G 大阪府	37	33.6
H 京都府	5	4.5
I 兵庫県	5	4.5
J 和歌山県	1	0.9
K 滋賀県	0	0.0
L 北海道・東北	0	0.0
M 関東	0	0.0
N 東海	0	0.0
O 北陸・信越	0	0.0
P 中部	0	0.0
Q 中国	0	0.0
R 四国	0	0.0
S 九州・沖縄	0	0.0
T その他	0	0.0
合計	110	100.0
奈良県計	62	56.4



### Q2. あなたの性別は？

回答者は男性が5割強を占めている。

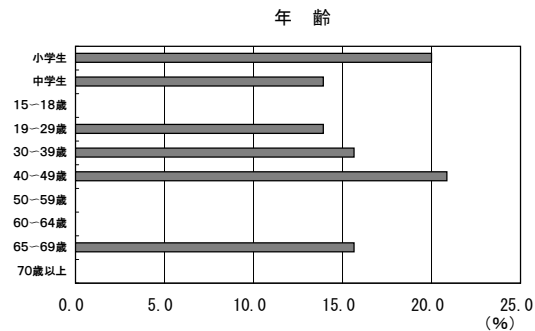
	回答数	%
A 男	77	56.6
B 女	59	43.4
合計	136	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は小学生、40～49歳が多い。

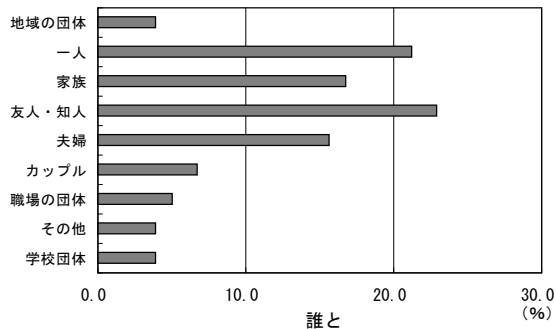
	回答数	%
A 小学生	23	20.0
B 中学生	16	13.9
C 15～18歳	0	0.0
D 19～29歳	16	13.9
E 30～39歳	18	15.7
F 40～49歳	24	20.9
G 50～59歳	0	0.0
H 60～64歳	0	0.0
I 65～69歳	18	15.7
J 70歳以上	0	0.0
合計	115	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は友人知人、と一人だが2割を占めている。

	回答数	%
G 地域の団体	7	3.9
A 一人	38	21.2
E 家族	30	16.8
B 友人・知人	41	22.9
D 夫婦	28	15.6
C カップル	12	6.7
H 職場の団体	9	5.0
I その他	7	3.9
F 学校団体	7	3.9
合計	179	100.0

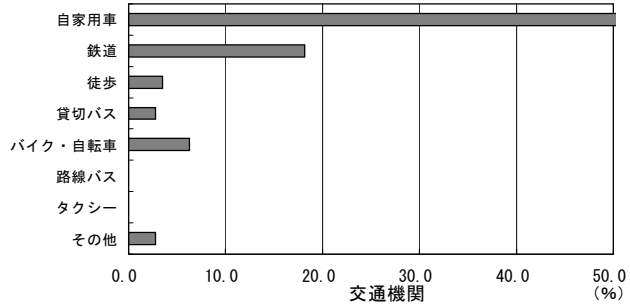




**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高い。

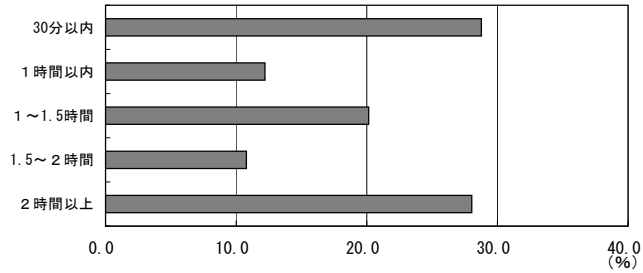
	回答数	%
D 自家用車	95	66.4
A 鉄道	26	18.2
G 徒歩	5	3.5
C 貸切バス	4	2.8
E バイク・自転車	9	6.3
B 路線バス	0	0.0
F タクシー	0	0.0
H その他	4	2.8
合計	143	100.0
※高速道路利用		
はい	28	
いいえ	49	



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

遠方からの来園者が最も多いが、30分以内の来園も若干高くなっている。

	回答数	%
A 30分以内	40	28.8
B 1時間以内	17	12.2
C 1～1.5時間	28	20.1
D 1.5～2時間	15	10.8
E 2時間以上	39	28.1
合計	139	100.0



**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

入村は10時代をピークに9～12時までが多く、退村は15時台が特に多い。

また、滞在時間は2時間未満が多いが、7時間以上の滞在にも多くなっている。

<入園時間>

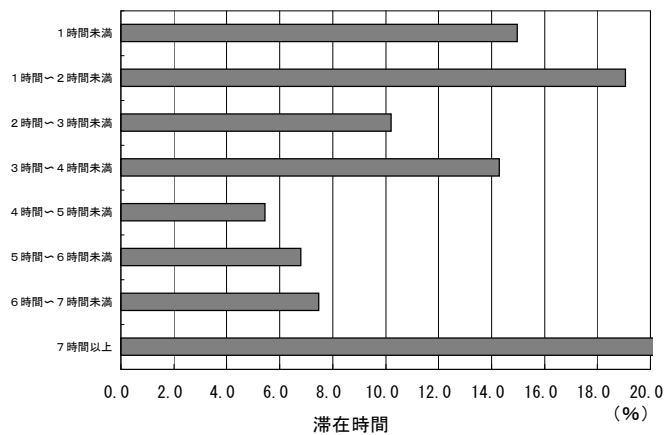
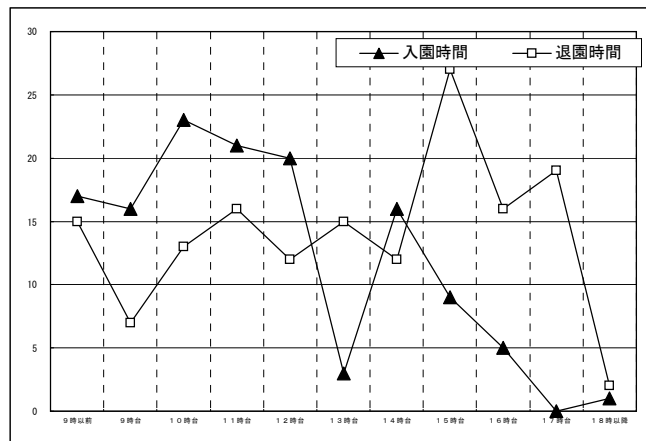
	回答数	%
9時以前	17	13.0
9時台	16	12.2
10時台	23	17.6
11時台	21	16.0
12時台	20	15.3
13時台	3	2.3
14時台	16	12.2
15時台	9	6.9
16時台	5	3.8
17時台	0	0.0
18時以降	1	0.8
合計	131	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	15	9.7
9時台	7	4.5
10時台	13	8.4
11時台	16	10.4
12時台	12	7.8
13時台	15	9.7
14時台	12	7.8
15時台	27	17.5
16時台	16	10.4
17時台	19	12.3
18時以降	2	1.3
合計	154	100.0

<滞在時間>

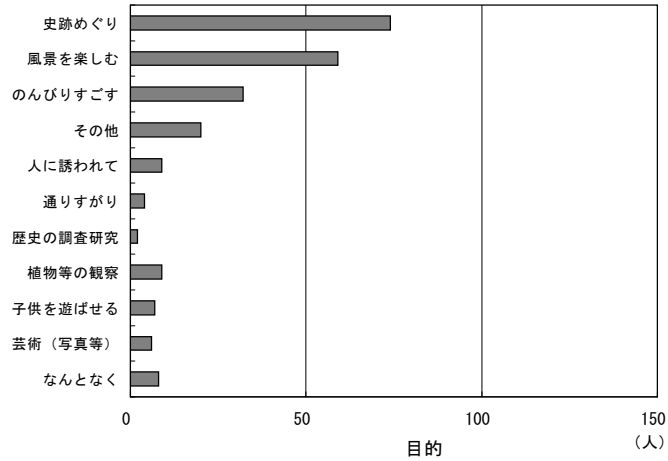
	回答数	%
A 1時間未満	22	15.0
B 1時間～2時間未満	28	19.0
C 2時間～3時間未満	15	10.2
D 3時間～4時間未満	21	14.3
E 4時間～5時間未満	8	5.4
F 5時間～6時間未満	10	6.8
G 6時間～7時間未満	11	7.5
H 7時間以上	32	21.8
合計	147	100.0



Q8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

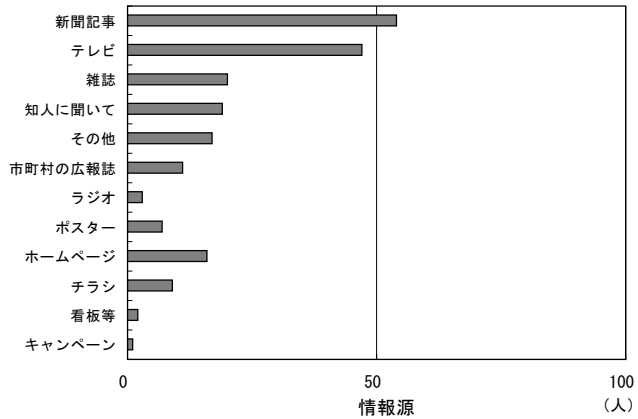
	回答数
A 史跡めぐり	74
B 風景を楽しむ	59
F のんびりすごす	32
K その他	20
G 人に誘われて	9
J 通りすがり	4
E 歴史の調査研究	2
C 植物等の観察	9
I 子供を遊ばせる	7
D 芸術（写真等）	6
H なんとなく	8
合計	230



Q9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

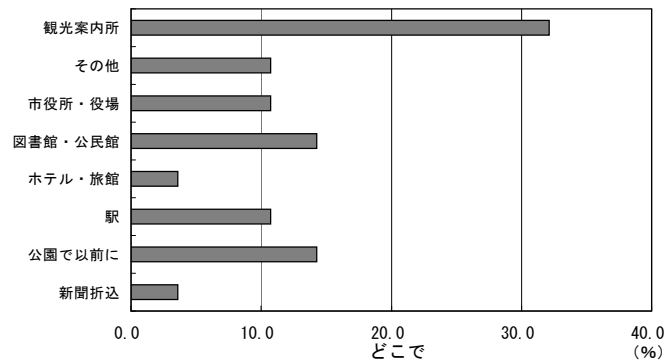
	回答数
A 新聞記事	54
B テレビ	47
D 雑誌	20
H 知人に聞いて	19
L その他	17
I 市町村の広報誌	11
C ラジオ	3
F ポスター	7
J ホームページ	16
G チラシ	9
E 看板等	2
K キャンペーン	1
合計	206



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

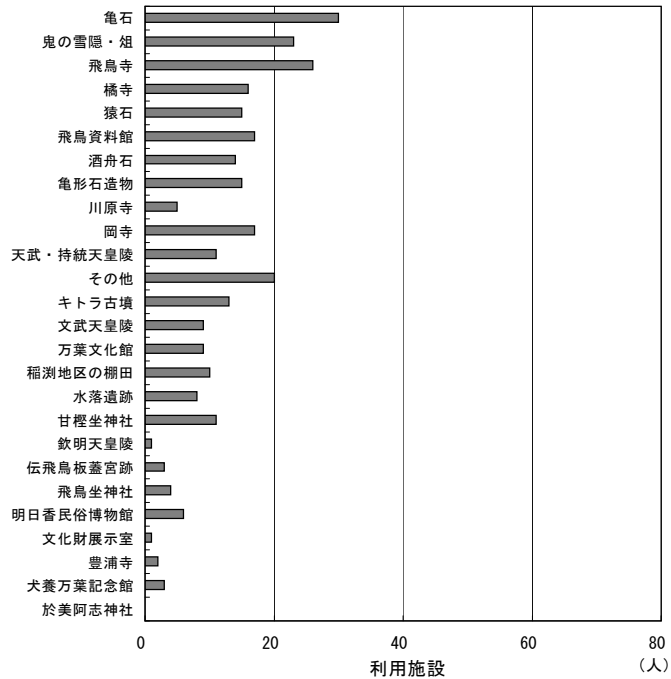
	回答数	%
C 観光案内所	9	32.1
H その他	3	10.7
A 市役所・役場	3	10.7
B 図書館・公民館	4	14.3
D ホテル・旅館	1	3.6
G 駅	3	10.7
F 公園で以前に	4	14.3
E 新聞折込	1	3.6
合計	28	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や鬼の畑・雪隠、飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	30
A 鬼の雪隠・畑	23
J 飛鳥寺	26
K 橘寺	16
B 猿石	15
T 飛鳥資料館	17
D 酒舟石	14
E 亀形石造物	15
L 川原寺	5
M 岡寺	17
F 天武・持統天皇陵	11
Z その他	20
I キトラ古墳	13
G 文武天皇陵	9
U 万葉文化館	9
Y 稲淵地区の棚田	10
S 水落遺跡	8
P 甘樫坐神社	11
H 欽明天皇陵	1
R 伝飛鳥板蓋宮跡	3
O 飛鳥坐神社	4
W 明日香民俗博物館	6
X 文化財展示室	1
N 豊浦寺	2
V 犬養万葉記念館	3
Q 於美阿志神社	-1
合計	288

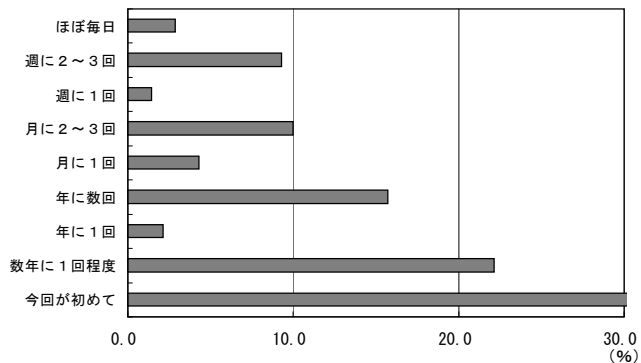


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、32.1%となっている。

また、数年に1回という回答者も多い。

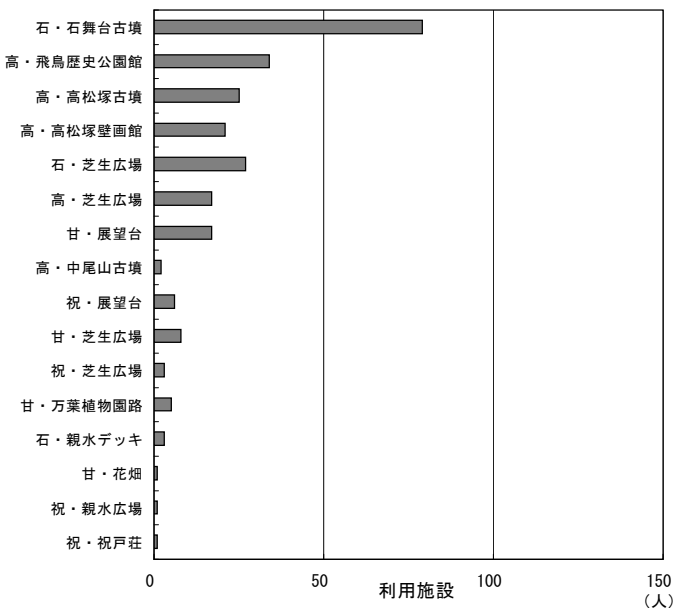
	回答数	%
A ほぼ毎日	4	2.9
B 週に2~3回	13	9.3
C 週に1回	2	1.4
D 月に2~3回	14	10.0
E 月に1回	6	4.3
F 年に数回	22	15.7
G 年に1回	3	2.1
H 数年に1回程度	31	22.1
I 今回が初めて	45	32.1
合計	140	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の半数近くが石舞台古墳を利用している。夏の状況に近い。

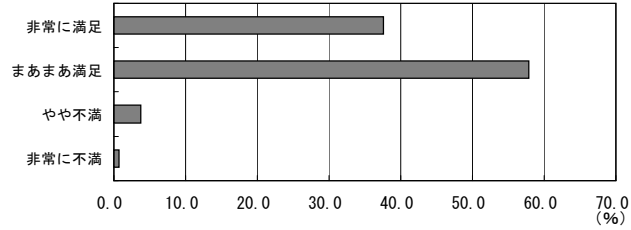
	回答数	%
J 石・石舞台古墳	79	31.6
A 高・飛鳥歴史公園館	34	13.6
D 高・高松塚古墳	25	10.0
B 高・高松塚壁画館	21	8.4
K 石・芝生広場	27	10.8
C 高・芝生広場	17	6.8
F 甘・展望台	17	6.8
E 高・中尾山古墳	2	0.8
M 祝・展望台	6	2.4
G 甘・芝生広場	8	3.2
N 祝・芝生広場	3	1.2
H 甘・万葉植物園路	5	2.0
L 石・親水デッキ	3	1.2
I 甘・花畑	1	0.4
O 祝・親水広場	1	0.4
P 祝・祝戸荘	1	0.4
合計	250	100



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の95.5%が現状の公園に満足している。

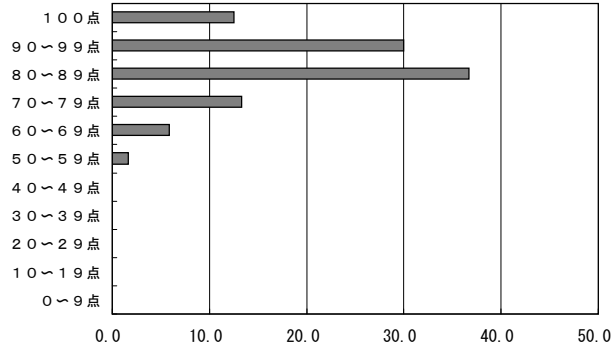
	回答数	%
A 非常に満足	50	37.6
B まあまあ満足	77	57.9
C やや不満	5	3.8
D 非常に不満	1	0.8
合計	133	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多い。

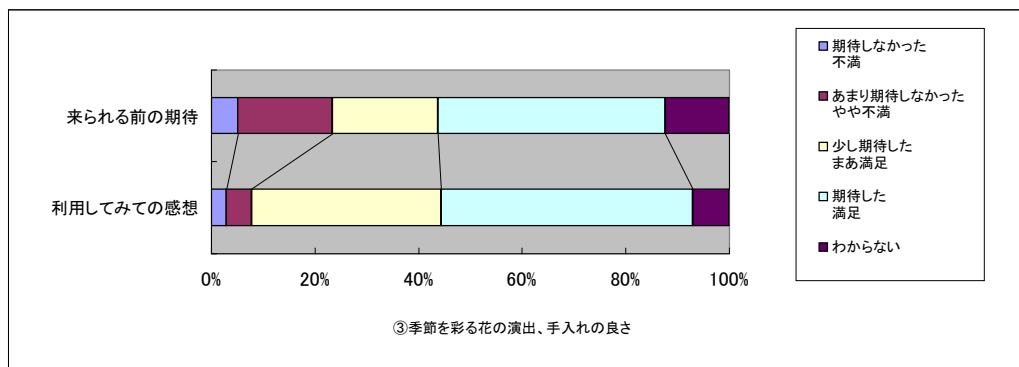
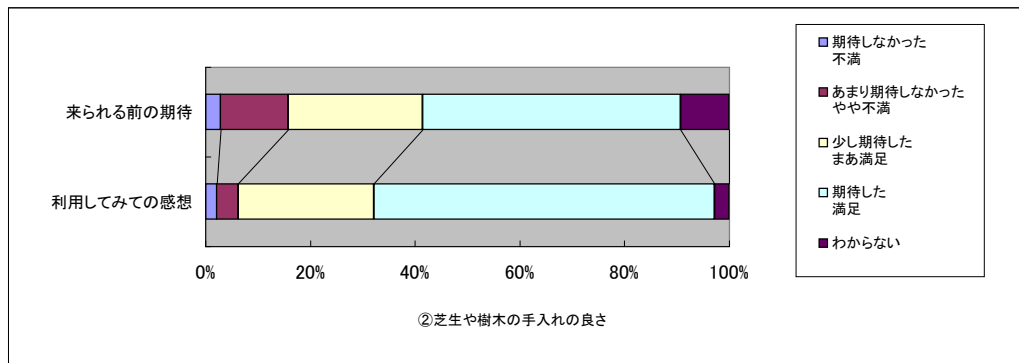
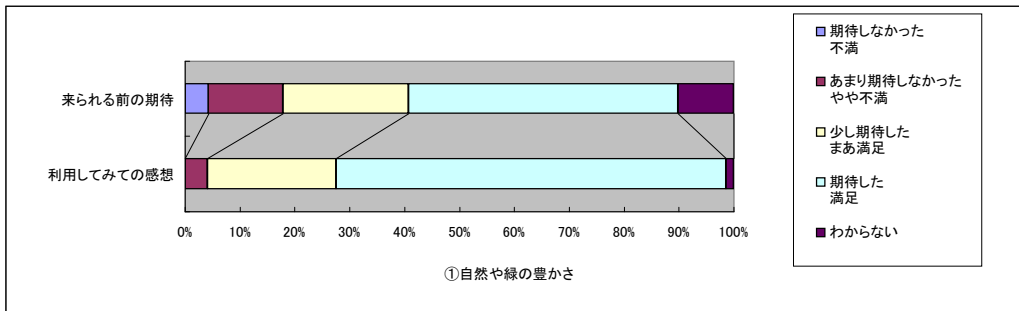
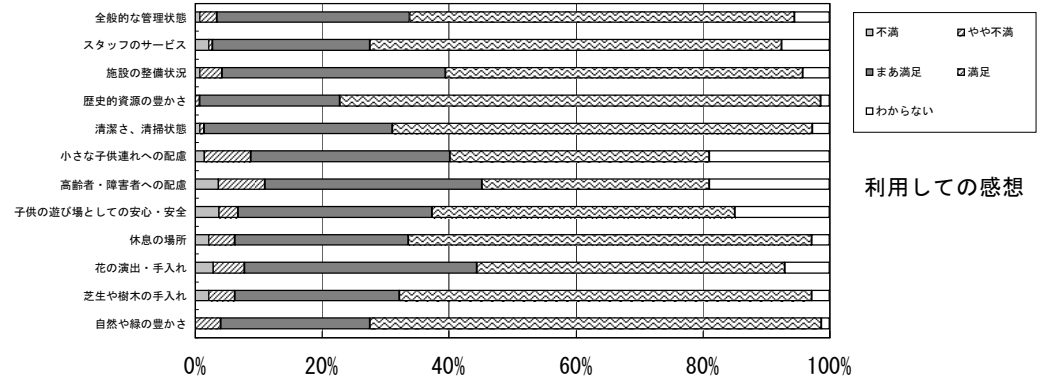
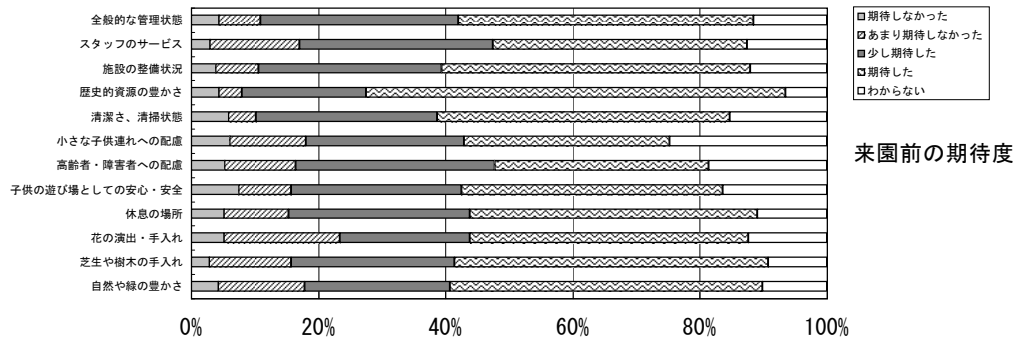
<採点>	平均点	83.4
	回答数	%
100点	15	12.5
90～99点	36	30.0
80～89点	44	36.7
70～79点	16	13.3
60～69点	7	5.8
50～59点	2	1.7
40～49点	0	0.0
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	120	100.0

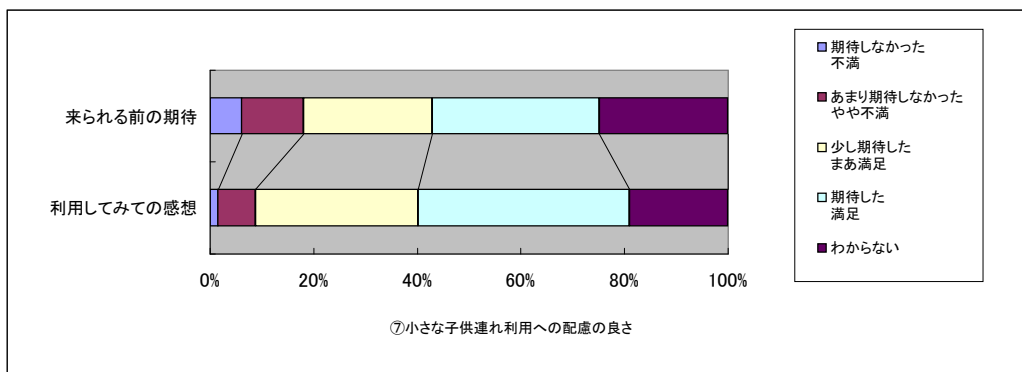
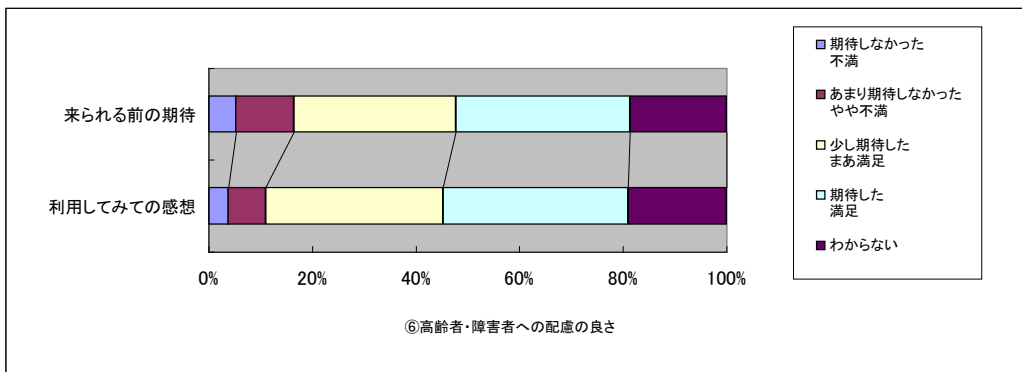
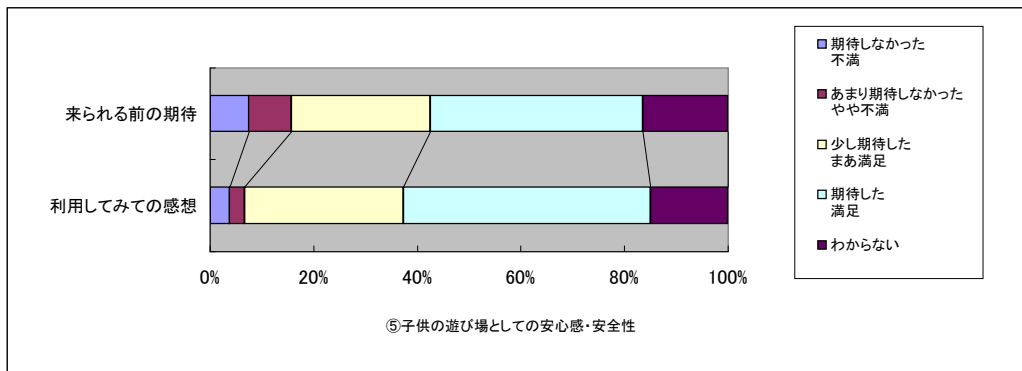
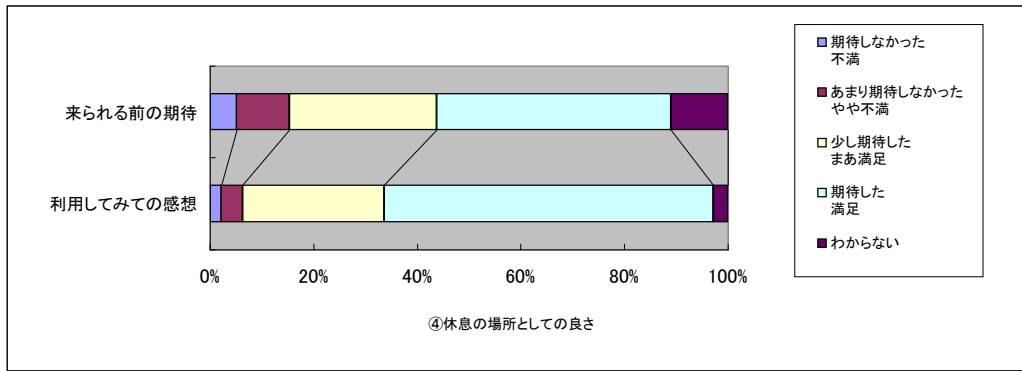


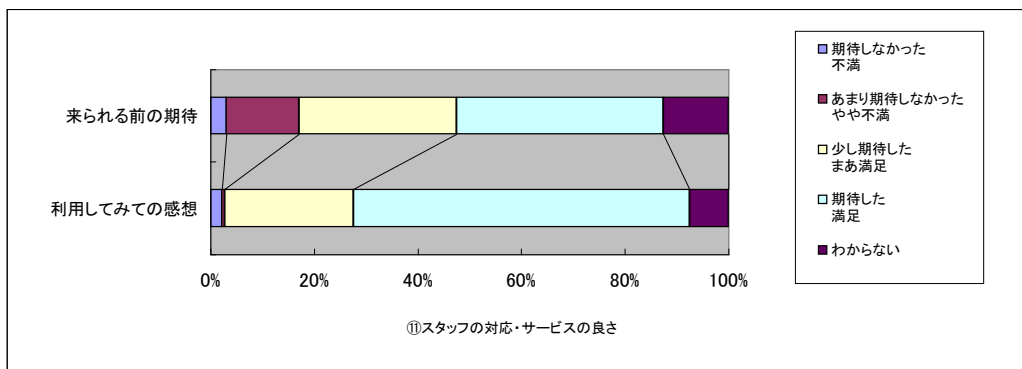
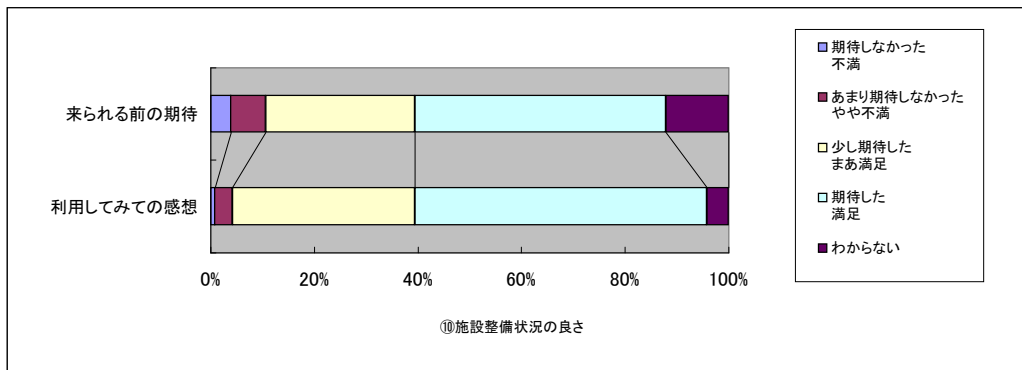
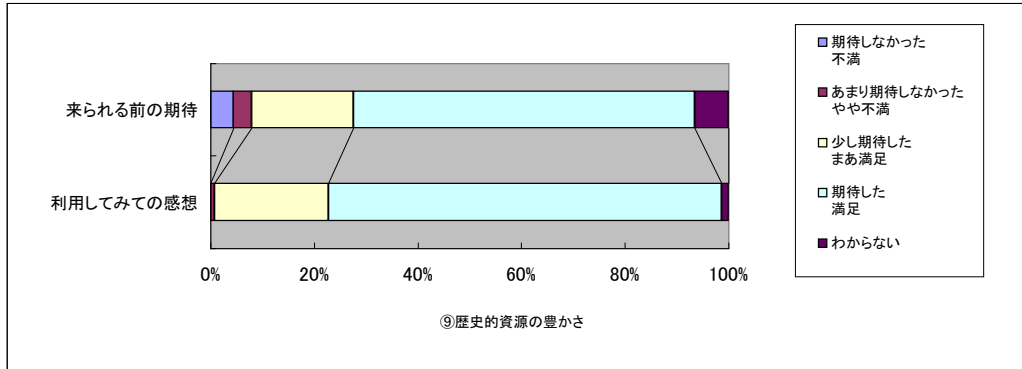
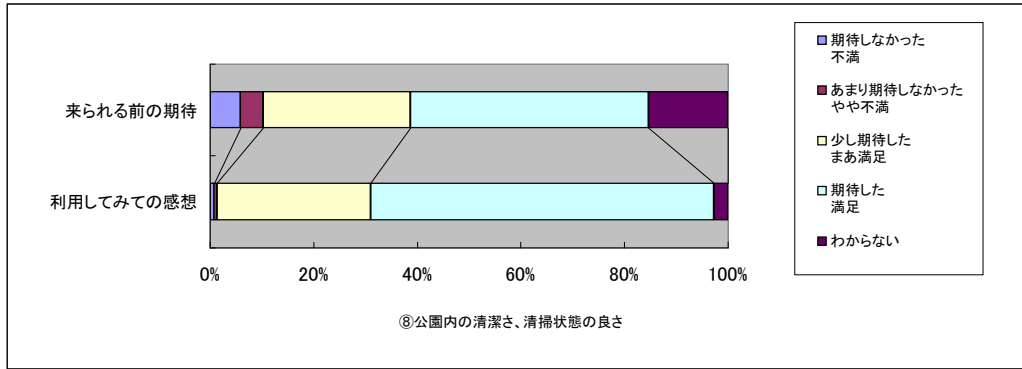
Q15. 期待度と利用してみたの感想？

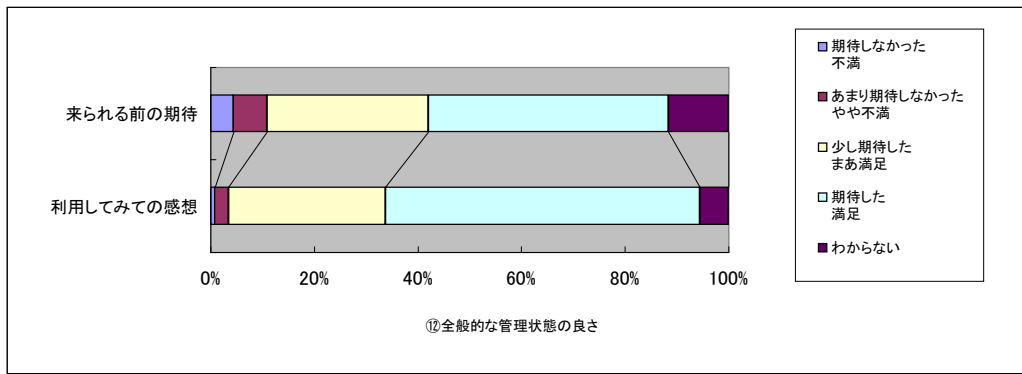
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	5	16	27	58	12	0	6	35	106	2
② 芝生や樹木の手入れ	4	18	36	69	13	3	6	37	93	4
③ 花の演出・手入れ	7	25	28	60	17	4	7	52	69	10
④ 休息の場所	7	14	39	62	15	3	6	39	91	4
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	10	11	36	55	22	5	4	41	64	20
⑥ 高齢者・障害者への配慮	7	15	42	45	25	5	10	47	49	26
⑦ 小さな子供連れへの配慮	8	16	33	43	33	2	10	43	56	26
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	6	39	63	21	1	1	43	96	4
⑨ 歴史的資源の豊かさ	6	5	27	91	9	0	1	32	110	2
⑩ 施設の整備状況	5	9	38	64	16	1	5	50	80	6
⑪ スタッフのサービス	4	19	41	54	17	3	1	36	94	11
⑫ 全般的な管理状態	6	9	43	64	16	1	4	44	88	8

	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	4.2	13.6	22.9	49.2	10.2	0.0	4.0	23.5	71.1	1.3
② 芝生や樹木の手入れ	2.9	12.9	25.7	49.3	9.3	2.1	4.2	25.9	65.0	2.8
③ 花の演出・手入れ	5.1	18.2	20.4	43.8	12.4	2.8	4.9	36.6	48.6	7.0
④ 休息の場所	5.1	10.2	28.5	45.3	10.9	2.1	4.2	27.3	63.6	2.8
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	7.5	8.2	26.9	41.0	16.4	3.7	3.0	30.6	47.8	14.9
⑥ 高齢者・障害者への配慮	5.2	11.2	31.3	33.6	18.7	3.6	7.3	34.3	35.8	19.0
⑦ 小さな子供連れへの配慮	6.0	12.0	24.8	32.3	24.8	1.5	7.3	31.4	40.9	19.0
⑧ 清潔さ、清掃状態	5.8	4.4	28.5	46.0	15.3	0.7	0.7	29.7	66.2	2.8
⑨ 歴史的資源の豊かさ	4.3	3.6	19.6	65.9	6.5	0.0	0.7	22.1	75.9	1.4
⑩ 施設の整備状況	3.8	6.8	28.8	48.5	12.1	0.7	3.5	35.2	56.3	4.2
⑪ スタッフのサービス	3.0	14.1	30.4	40.0	12.6	2.1	0.7	24.8	64.8	7.6
⑫ 全般的な管理状態	4.3	6.5	31.2	46.4	11.6	0.7	2.8	30.3	60.7	5.5





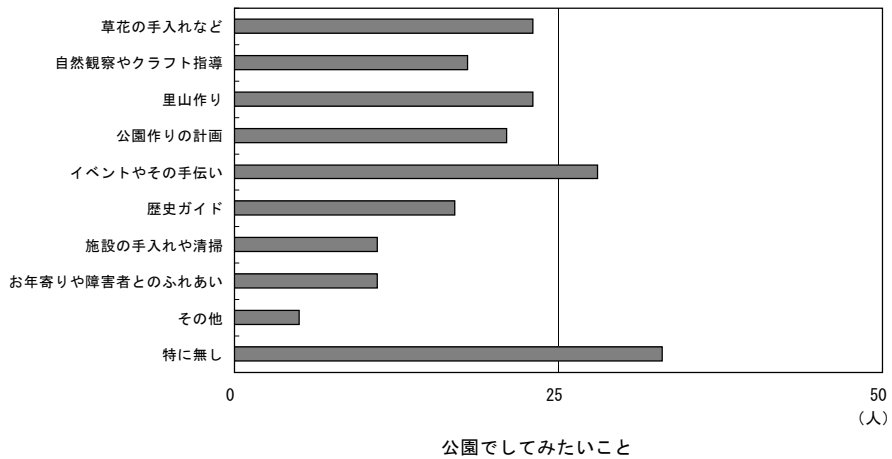




Q16. 公園でやってみたいことは？

特に希望が無い回答者が最も多い。

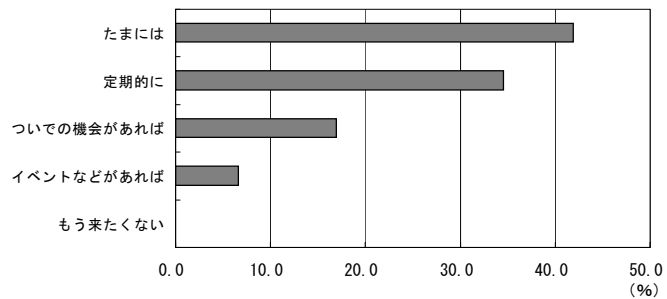
	回答数	%
B 草花の手入れなど	23	12.1
H 自然観察やクラフト指導	18	9.5
F 里山作り	23	12.1
A 公園作りの計画	21	11.1
D イベントやその手伝い	28	14.7
G 歴史ガイド	17	8.9
C 施設の手入れや清掃	11	5.8
E お年寄りや障害者とのふれあい	11	5.8
I その他	5	2.6
J 特に無し	33	17.4
合計	190	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると76.5%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
B たまには	57	41.9
A 定期的に	47	34.6
D ついでにの機会があれば	23	16.9
C イベントなどがあれば	9	6.6
E もう来たくない	0	0.0
合計	136	100.0





# 国営飛鳥歴史公園

## 春期全体

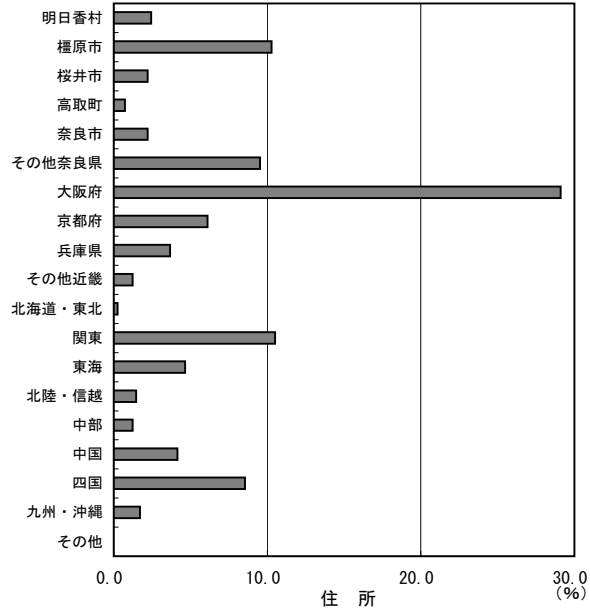
実施日：平成19年4月15日（日）～17日（火）

有効回答数：417票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府が29.1%と最も多い。県内市町村では橿原市が最も多いが、県内合計で27.4%と大阪府より若干少ない。関東からの流入も比較的多い。

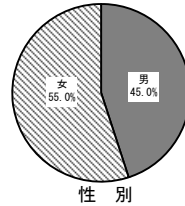
	回答数	%
A 明日香村	10	2.4
B 橿原市	42	10.3
C 桜井市	9	2.2
D 高取町	3	0.7
E 奈良市	9	2.2
F その他奈良県	39	9.5
G 大阪府	119	29.1
H 京都府	25	6.1
兵庫県	15	3.7
その他近畿	5	1.2
北海道・東北	1	0.2
関東	43	10.5
東海	19	4.6
北陸・信越	6	1.5
中部	5	1.2
中国	17	4.2
四国	35	8.6
九州・沖縄	7	1.7
その他	0	0.0
合計	409	100.0



### Q2. あなたの性別は？

回答者は女性が若干多い。

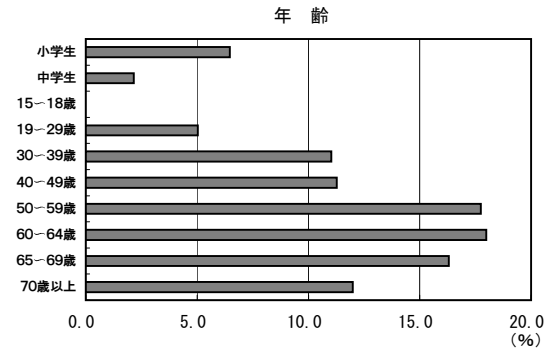
	回答数	%
男	182	45.0
女	222	55.0
合計	404	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は60代が最も多い。

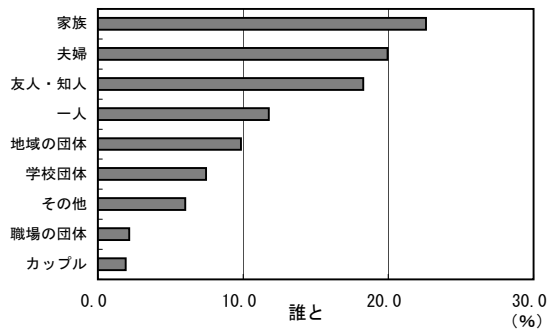
	回答数	%
A 小学生	27	6.5
B 中学生	9	2.2
C 15～18歳	0	0.0
D 19～29歳	21	5.0
E 30～39歳	46	11.0
F 40～49歳	47	11.3
G 50～59歳	74	17.7
H 60～64歳	75	18.0
I 65～69歳	68	16.3
J 70歳以上	50	12.0
合計	417	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は家族や夫婦など身内で来られていることが多く、合計すると42.6%となる。

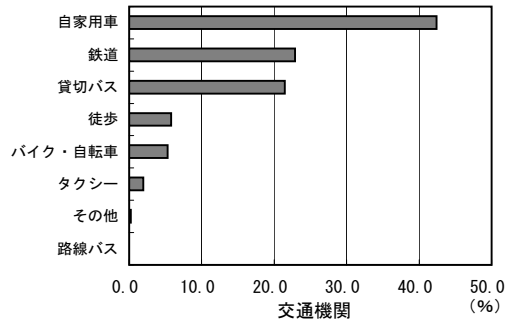
	回答数	%
E 家族	94	22.6
D 夫婦	83	20.0
B 友人・知人	76	18.3
A 一人	49	11.8
G 地域の団体	41	9.9
F 学校団体	31	7.5
I その他	25	6.0
H 職場の団体	9	2.2
C カップル	8	1.9
合計	416	100.0



Q5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用車が最も多く、42.4%となっている。

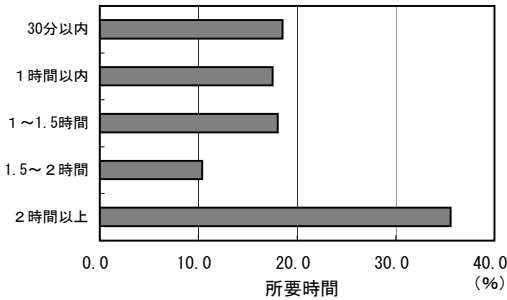
	回答数	%
D 自家用車	176	42.4
A 鉄道	95	22.9
C 貸切バス	89	21.4
G 徒歩	24	5.8
E バイク・自転車	22	5.3
F タクシー	8	1.9
H その他	1	0.2
B 路線バス	0	0.0
合計	415	100.0



Q6. 飛鳥までの所要時間は？

飛鳥まで比較的時間をかけて来られており、2時間以上かけてこられた回答者は35.6%に上る。

	回答数	%
A 30分以内	75	18.5
B 1時間以内	71	17.5
C 1～1.5時間	73	18.0
D 1.5～2時間	42	10.4
E 2時間以上	144	35.6
合計	405	100.0



Q7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入園ピークは10時代、退園は14～16時が多くなっている。また、滞在時間は1～2時間が最も多い。

<入園時間>

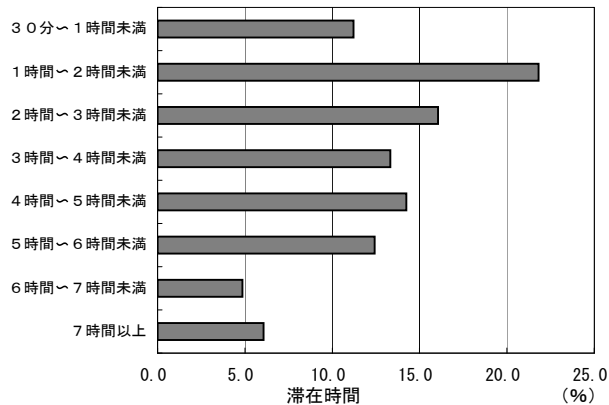
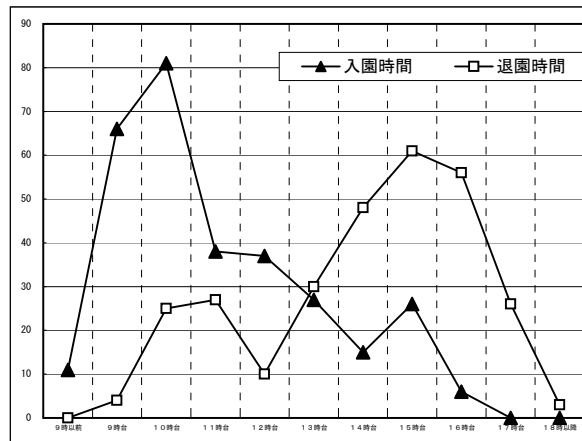
	回答数	%
9時以前	11	3.6
9時台	66	21.5
10時台	81	26.4
11時台	38	12.4
12時台	37	12.1
13時台	27	8.8
14時台	15	4.9
15時台	26	8.5
16時台	6	2.0
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	307	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	4	1.4
10時台	25	8.6
11時台	27	9.3
12時台	10	3.4
13時台	30	10.3
14時台	48	16.6
15時台	61	21.0
16時台	56	19.3
17時台	26	9.0
18時以降	3	1.0
合計	290	100.0

<滞在時間>

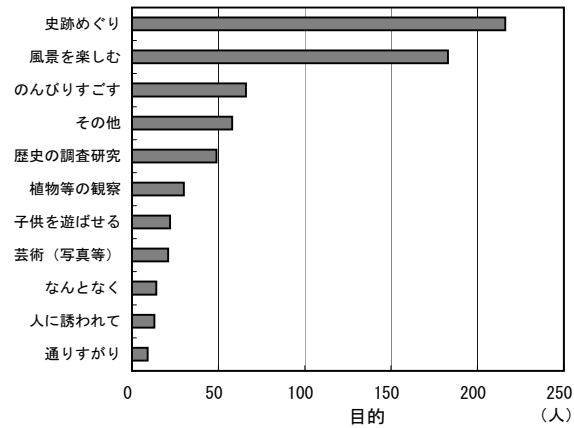
	回答数	%
A 30分～1時間未満	37	11.2
B 1時間～2時間未満	72	21.8
C 2時間～3時間未満	53	16.1
D 3時間～4時間未満	44	13.3
E 4時間～5時間未満	47	14.2
F 5時間～6時間未満	41	12.4
G 6時間～7時間未満	16	4.8
H 7時間以上	20	6.1
合計	330	100.0



Q 8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが多く見受けられる。

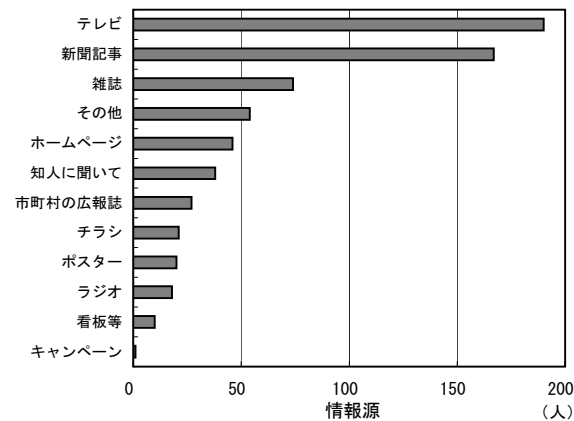
	回答数
A 史跡めぐり	216
B 風景を楽しむ	183
F のんびりすごす	66
K その他	58
E 歴史の調査研究	49
C 植物等の観察	30
I 子供を遊ばせる	22
D 芸術（写真等）	21
H なんとなく	14
G 人に誘われて	13
J 通りすがり	9
合計	681



Q 9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

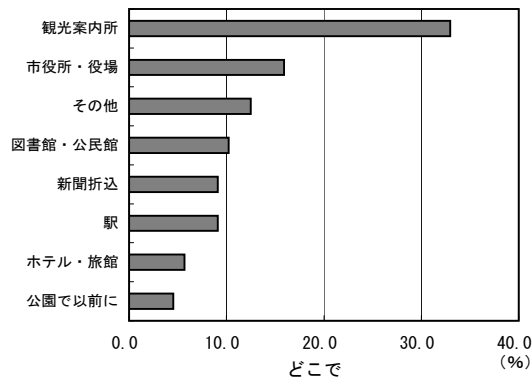
	回答数
B テレビ	190
A 新聞記事	167
D 雑誌	74
L その他	54
J ホームページ	46
H 知人に聞いて	38
I 市町村の広報誌	27
G チラシ	21
F ポスター	20
C ラジオ	18
E 看板等	10
K キャンペーン	1
合計	666



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所が33.0%と最も多い。

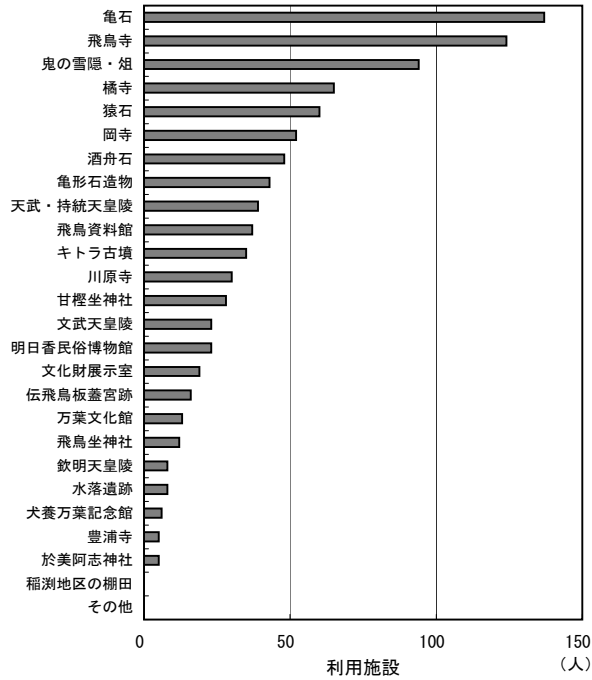
	回答数	%
C 観光案内所	29	33.0
A 市役所・役場	14	15.9
H その他	11	12.5
B 図書館・公民館	9	10.2
E 新聞折込	8	9.1
G 駅	8	9.1
D ホテル・旅館	5	5.7
F 公園で以前に	4	4.5
合計	88	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺、鬼の廻・雪隠を多く上げている。

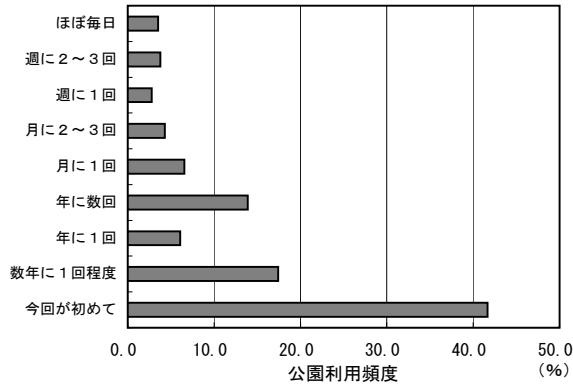
	回答数	
C	亀石	137
J	飛鳥寺	124
A	鬼の雪隠・廻	94
K	橋寺	65
B	猿石	60
M	岡寺	52
D	酒舟石	48
E	亀形石造物	43
F	天武・持統天皇陵	39
T	飛鳥資料館	37
I	キトラ古墳	35
L	川原寺	30
P	甘樫坐神社	28
G	文武天皇陵	23
W	明日香民俗博物館	23
X	文化財展示室	19
R	伝飛鳥板蓋宮跡	16
U	万葉文化館	13
O	飛鳥坐神社	12
H	欽明天皇陵	8
S	水落遺跡	8
V	犬養万葉記念館	6
N	豊浦寺	5
Q	於美阿志神社	5
Y	稲淵地区の棚田	0
Z	その他	0
	合計	930



Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、41.7%となっている。逆に毎日利用している回答者も3.5%ある。

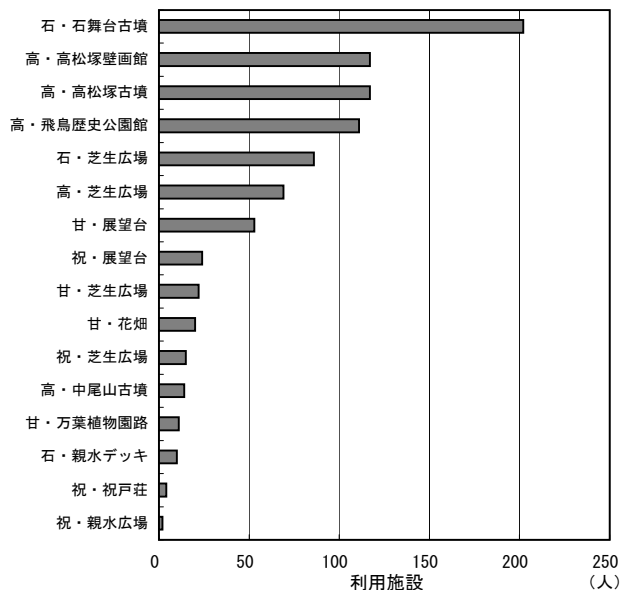
	回答数	%	
A	ほぼ毎日	14	3.5
B	週に2~3回	15	3.8
C	週に1回	11	2.8
D	月に2~3回	17	4.3
E	月に1回	26	6.6
F	年に数回	55	13.9
G	年に1回	24	6.1
H	数年に1回程度	69	17.4
I	今回が初めて	165	41.7
	合計	396	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の1/4近くが石舞台古墳を利用している。

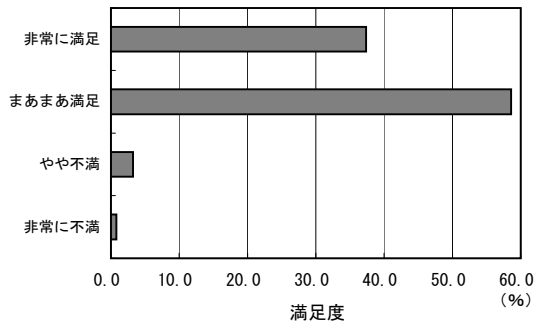
	回答数	
J	石・石舞台古墳	202
B	高・高松塚壁画館	117
D	高・高松塚古墳	117
A	高・飛鳥歴史公園館	111
K	石・芝生広場	86
C	高・芝生広場	69
F	甘・展望台	53
M	祝・展望台	24
G	甘・芝生広場	22
I	甘・花畑	20
N	祝・芝生広場	15
E	高・中尾山古墳	14
H	甘・万葉植物園路	11
L	石・親水デッキ	10
P	祝・祝戸荘	4
O	祝・親水広場	2
	合計	877



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の96%が現状の公園に満足している。

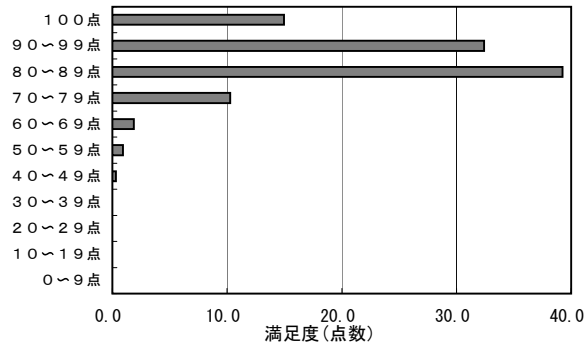
	回答数	%
A 非常に満足	139	37.4
B まあまあ満足	218	58.6
C やや不満	12	3.2
D 非常に不満	3	0.8
合計	372	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	84.3
	回答数	%
100点	48	15.0
90～99点	104	32.4
80～89点	126	39.3
70～79点	33	10.3
60～69点	6	1.9
50～59点	3	0.9
40～49点	1	0.3
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	321	100.0



Q15. 期待度と利用してみた感想？

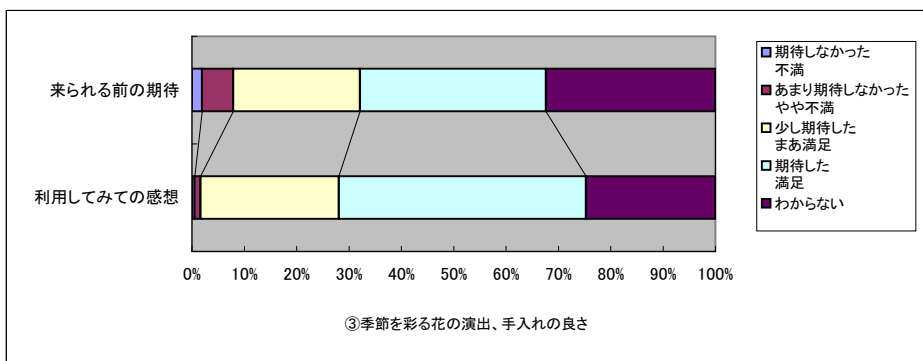
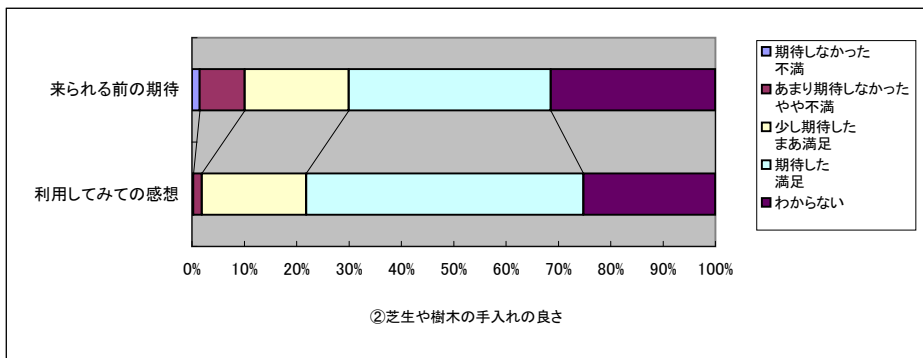
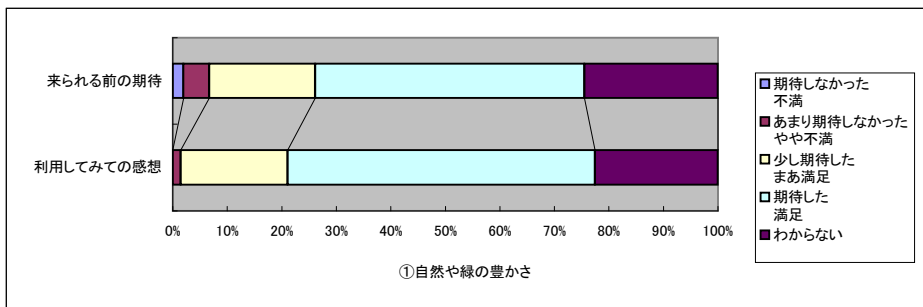
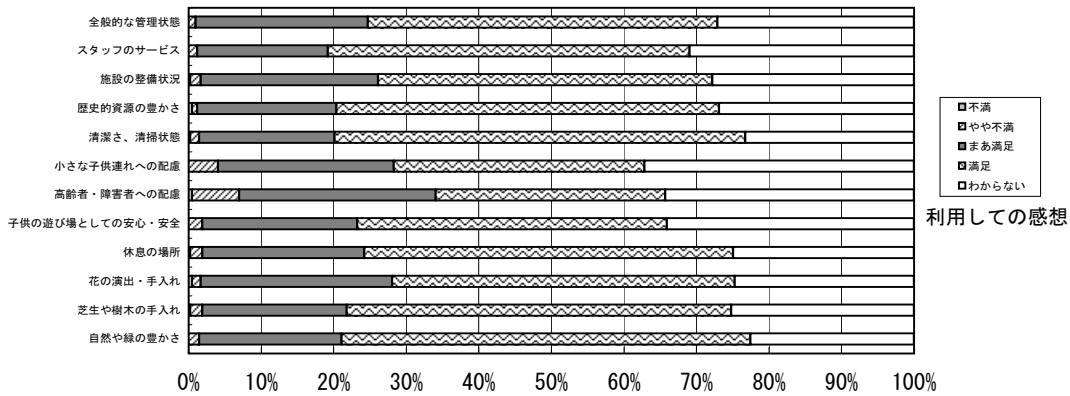
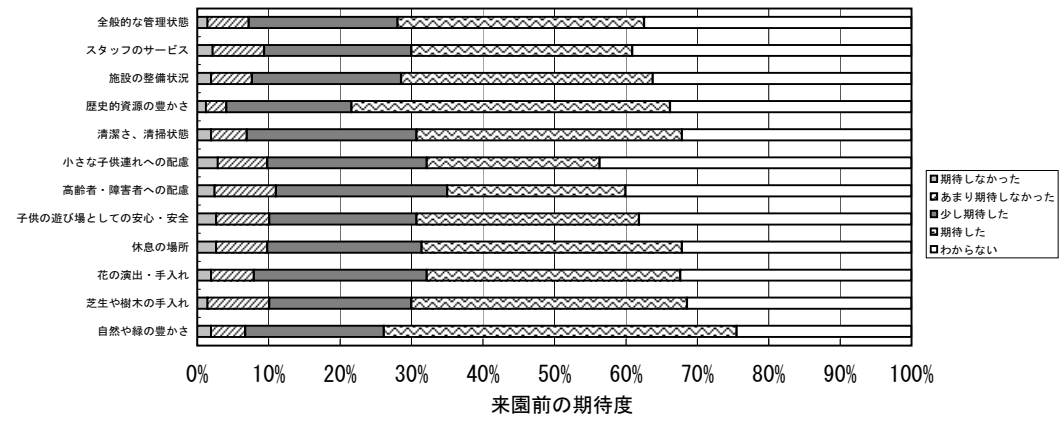
回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

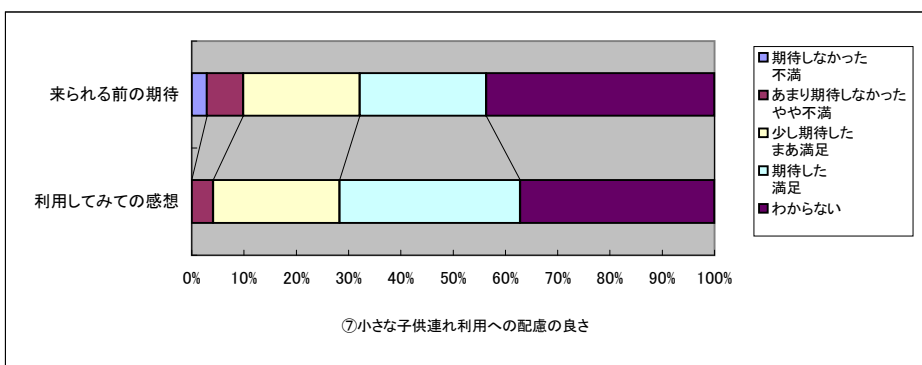
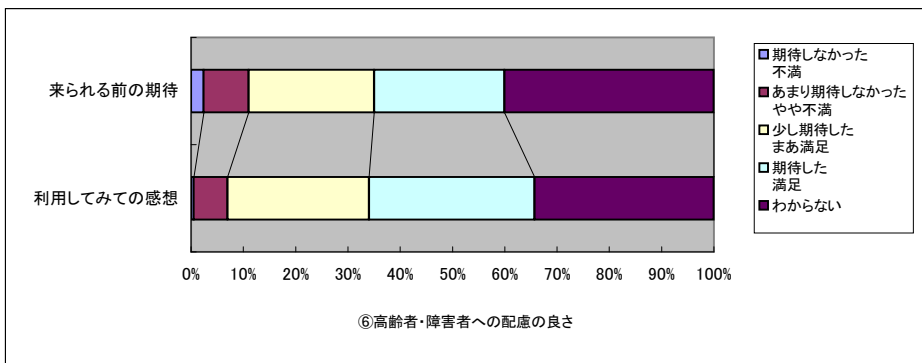
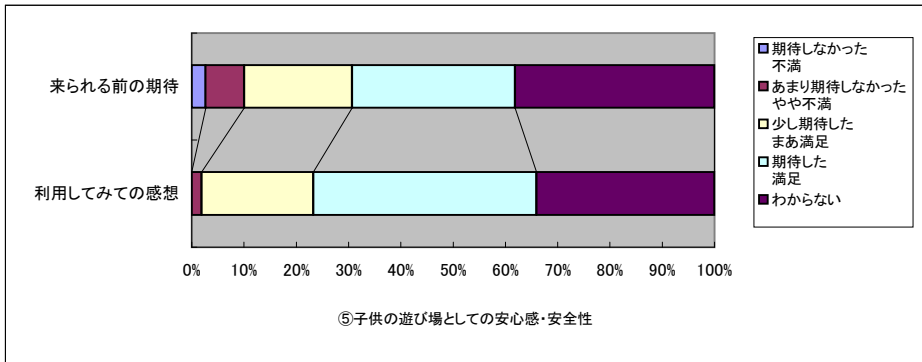
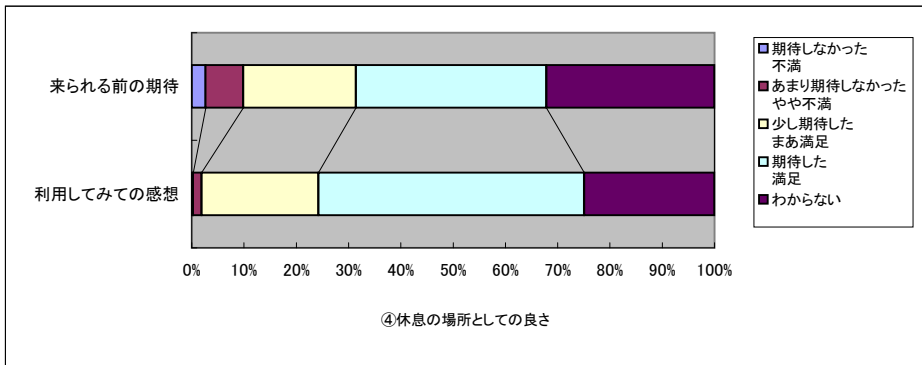
“飛鳥”ならではの、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

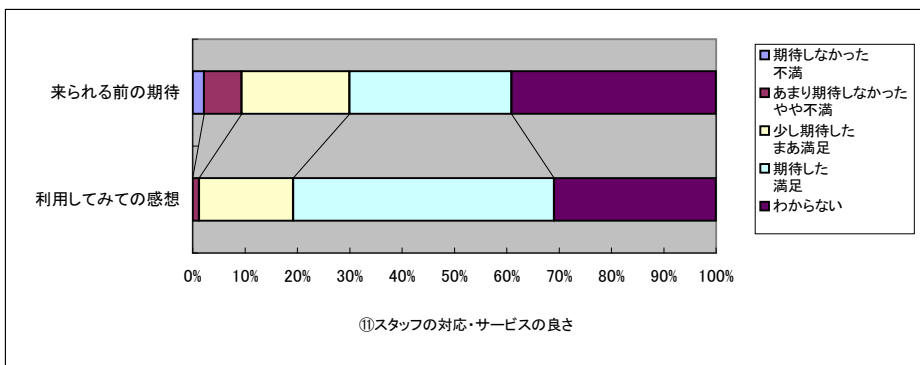
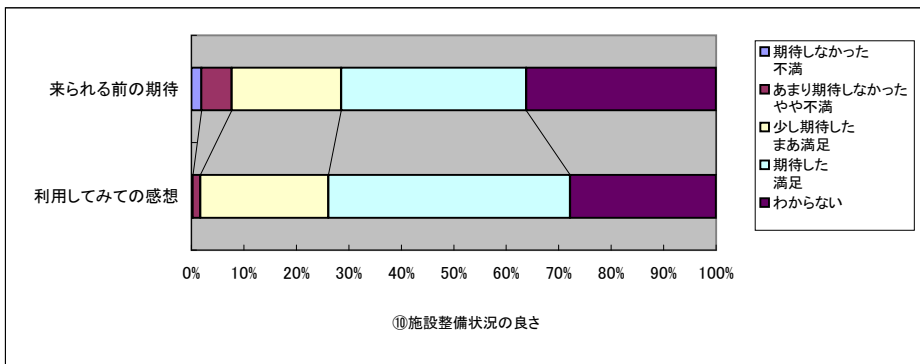
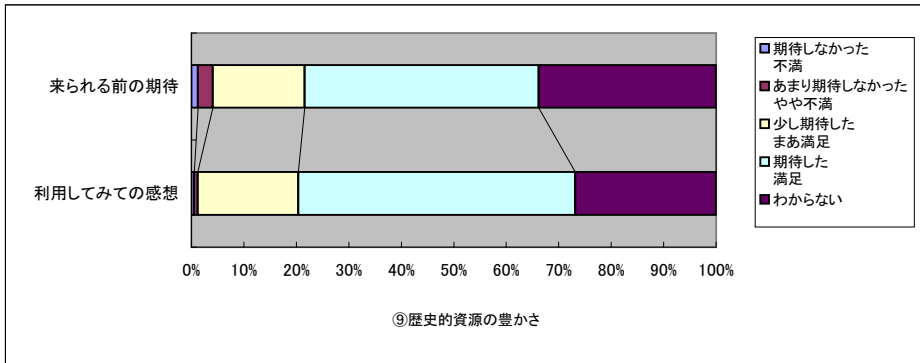
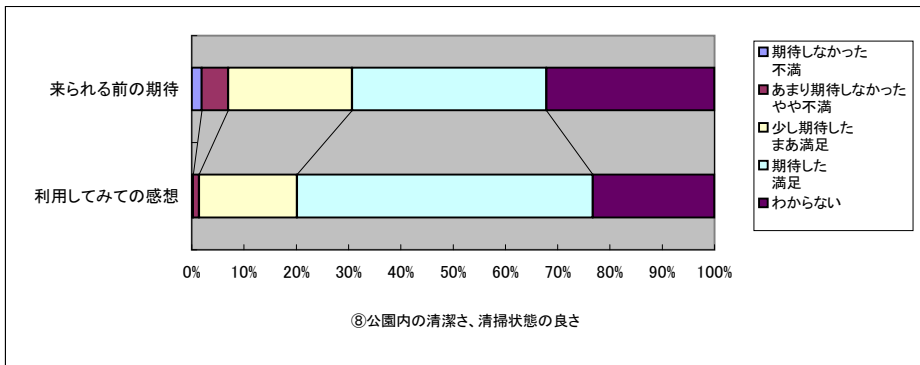
利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。

	来られる前の期待					利用してみた感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	8	20	81	206	102	0	6	82	235	94
② 芝生や樹木の手入れ	6	36	83	161	131	1	7	83	221	105
③ 花の演出・手入れ	8	25	101	148	135	2	5	110	197	103
④ 休息の場所	11	30	90	152	134	1	7	93	212	104
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	11	31	86	130	159	0	8	89	178	142
⑥ 高齢者・障害者への配慮	10	36	100	104	167	2	27	113	132	143
⑦ 小さな子供連れへの配慮	12	29	93	101	182	0	17	101	144	155
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	21	99	155	134	1	5	78	236	97
⑨ 歴史的資源の豊かさ	5	12	73	186	141	2	3	80	220	112
⑩ 施設の整備状況	8	24	87	147	151	1	6	102	192	116
⑪ スタッフのサービス	9	30	86	129	163	0	5	75	208	129
⑫ 全般的な管理状態	6	24	87	144	156	0	4	99	201	113

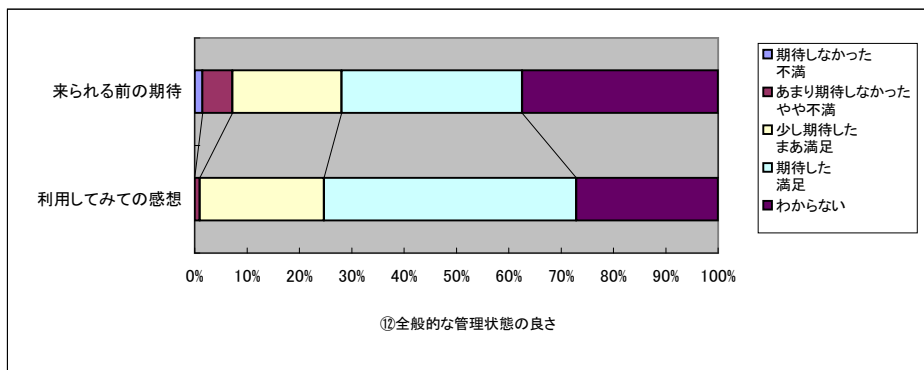
	来られる前の期待 (%)					利用してみた感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	1.9	4.8	19.4	49.4	24.5	0.0	1.4	19.7	56.4	22.5
② 芝生や樹木の手入れ	1.4	8.6	19.9	38.6	31.4	0.2	1.7	19.9	53.0	25.2
③ 花の演出・手入れ	1.9	6.0	24.2	35.5	32.4	0.5	1.2	26.4	47.2	24.7
④ 休息の場所	2.6	7.2	21.6	36.5	32.1	0.2	1.7	22.3	50.8	24.9
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	2.6	7.4	20.6	31.2	38.1	0.0	1.9	21.3	42.7	34.1
⑥ 高齢者・障害者への配慮	2.4	8.6	24.0	24.9	40.0	0.5	6.5	27.1	31.7	34.3
⑦ 小さな子供連れへの配慮	2.9	7.0	22.3	24.2	43.6	0.0	4.1	24.2	34.5	37.2
⑧ 清潔さ、清掃状態	1.9	5.0	23.7	37.2	32.1	0.2	1.2	18.7	56.6	23.3
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1.2	2.9	17.5	44.6	33.8	0.5	0.7	19.2	52.8	26.9
⑩ 施設の整備状況	1.9	5.8	20.9	35.3	36.2	0.2	1.4	24.5	46.0	27.8
⑪ スタッフのサービス	2.2	7.2	20.6	30.9	39.1	0.0	1.2	18.0	49.9	30.9
⑫ 全般的な管理状態	1.4	5.8	20.9	34.5	37.4	0.0	1.0	23.7	48.2	27.1







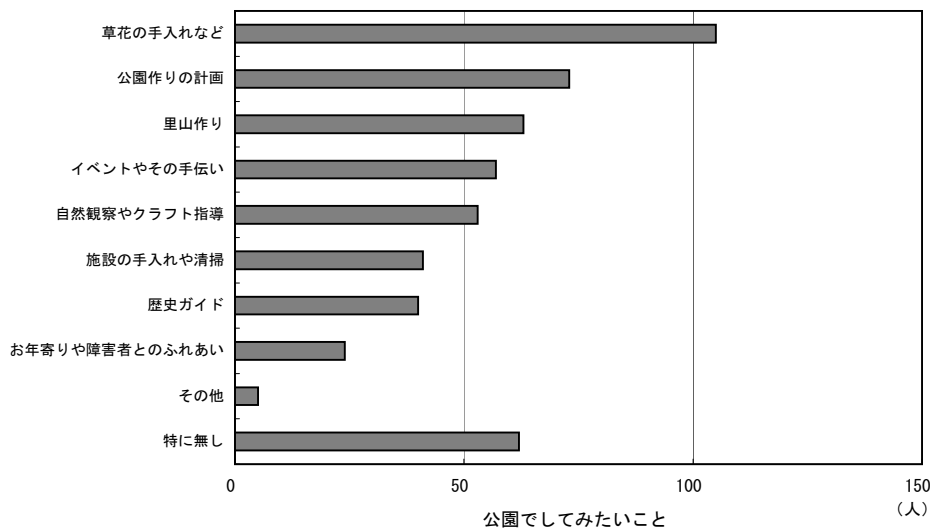




Q16. 公園でやってみたいことは？

回答者によると「草花の手入れ」が最も多いが、それ以外の項目は均衡している。「お年寄り等とのふれあい」の割合が低いのは、回答者の年齢層による問題と思われる。

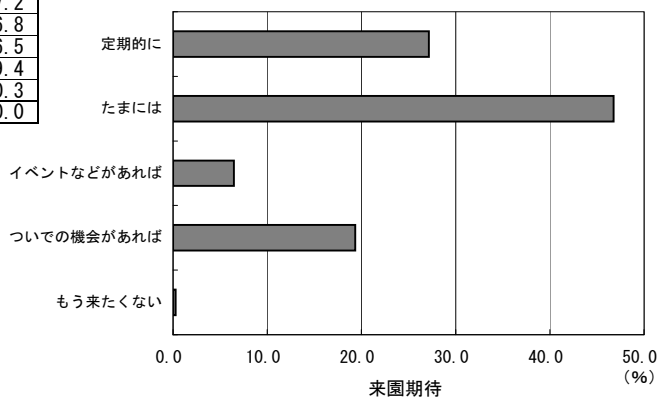
項目	回答数	%
B 草花の手入れなど	105	12.0
A 公園作りの計画	73	8.3
F 里山作り	63	7.2
J 特に無し	62	7.1
D イベントやその手伝い	57	6.5
H 自然観察やクラフト指導	53	6.0
C 施設の手入れや清掃	41	4.7
G 歴史ガイド	40	4.6
E お年寄りや障害者とのふれあい	24	2.7
I その他	5	0.6
合計	523	59.6



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると74%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

項目	回答数	%
A 定期的	101	27.2
B たまには	174	46.8
C イベントなどがあれば	24	6.5
D ついでの場合があれば	72	19.4
E もう来たくない	1	0.3
合計	372	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 夏期全体

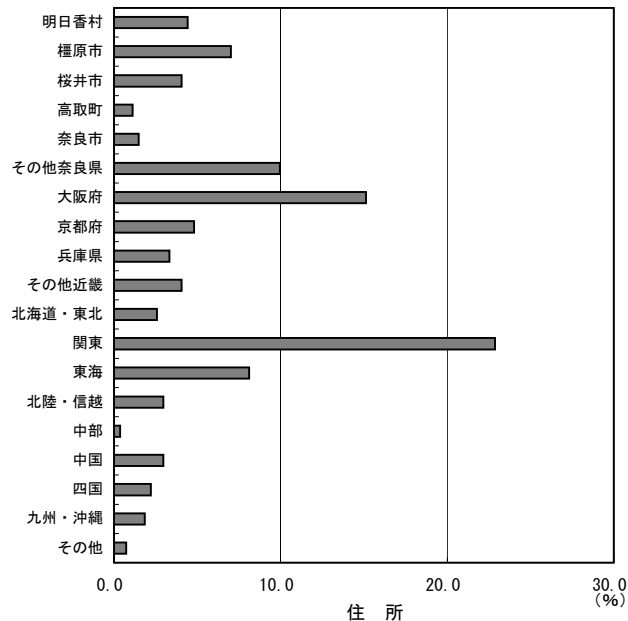
実施日：平成19年8月5日（日）～7日（火）

有効回答数：  票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、関東方面からの来園者が22.9%と最も多いが、広範囲にばらけている。  
県内合計で28.1%とで1/3以下である。

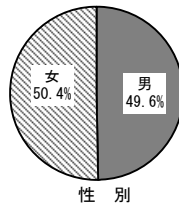
	回答数	%
A 明日香村	12	4.4
B 橿原市	19	7.0
C 桜井市	11	4.1
D 高取町	3	1.1
E 奈良市	4	1.5
F その他奈良県	27	10.0
G 大阪府	41	15.1
H 京都府	13	4.8
兵庫県	9	3.3
その他近畿	11	4.1
北海道・東北	7	2.6
関東	62	22.9
東海	22	8.1
北陸・信越	8	3.0
中部	1	0.4
中国	8	3.0
四国	6	2.2
九州・沖縄	5	1.8
その他	2	0.7
合計	271	100.0



### Q2. あなたの性別は？

回答者は男女比は、ほぼ同じ。

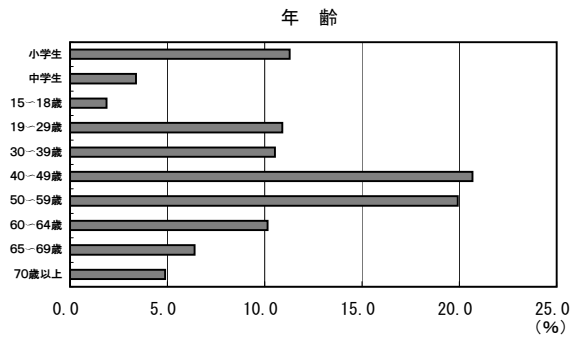
	回答数	%
男	131	49.6
女	133	50.4
合計	264	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は40～50代が多く、小学生も比較的多いことから夏休みの家族連れが多い傾向が見取れる。

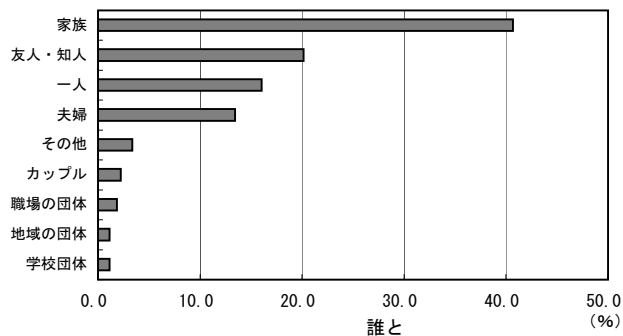
	回答数	%
A 小学生	30	11.3
B 中学生	9	3.4
C 15～18歳	5	1.9
D 19～29歳	29	10.9
E 30～39歳	28	10.5
F 40～49歳	55	20.7
G 50～59歳	53	19.9
H 60～64歳	27	10.2
I 65～69歳	17	6.4
J 70歳以上	13	4.9
合計	266	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は家族連れが最も多く、夏休みの傾向が良く見られる。

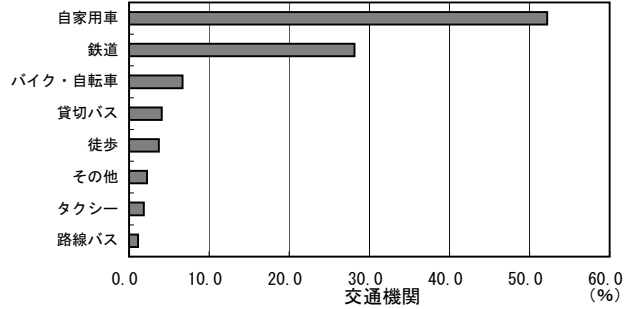
	回答数	%
E 家族	109	40.7
B 友人・知人	54	20.1
A 一人	43	16.0
D 夫婦	36	13.4
I その他	9	3.4
C カップル	6	2.2
H 職場の団体	5	1.9
G 地域の団体	3	1.1
F 学校団体	3	1.1
合計	268	100.0



**Q 5. 利用交通機関は？**

回答者の交通手段は自家用車が最も多く、52.2%となっている。

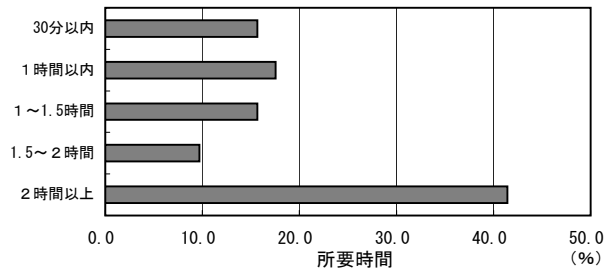
	回答数	%
D 自家用車	141	52.2
A 鉄道	76	28.1
E バイク・自転車	18	6.7
C 貸切バス	11	4.1
G 徒歩	10	3.7
H その他	6	2.2
F タクシー	5	1.9
B 路線バス	3	1.1
合計	270	100.0



**Q 6. 飛鳥までの所要時間は？**

遠方からの来園者が多く、2時間以上かけてこられた回答者は41.4%に上る。

	回答数	%
A 30分以内	42	15.7
B 1時間以内	47	17.5
C 1～1.5時間	42	15.7
D 1.5～2時間	26	9.7
E 2時間以上	111	41.4
合計	268	100.0



**Q 7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？**

入園ピークは9～11時台、退園は13～17時までが多く、巾が広い。

また、滞在時間は3～4時間が最も多いが、全体的に大きな差異は見られない。

<入園時間>

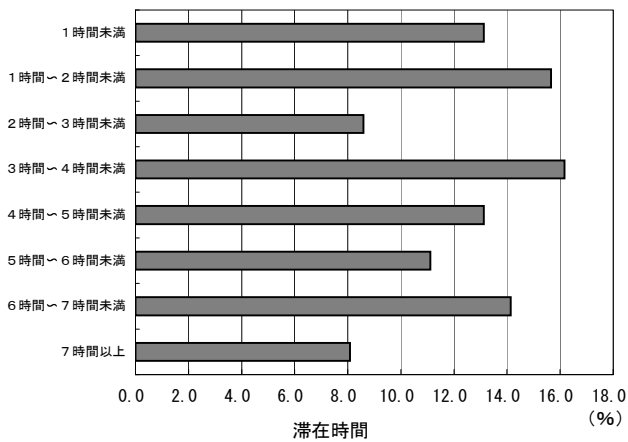
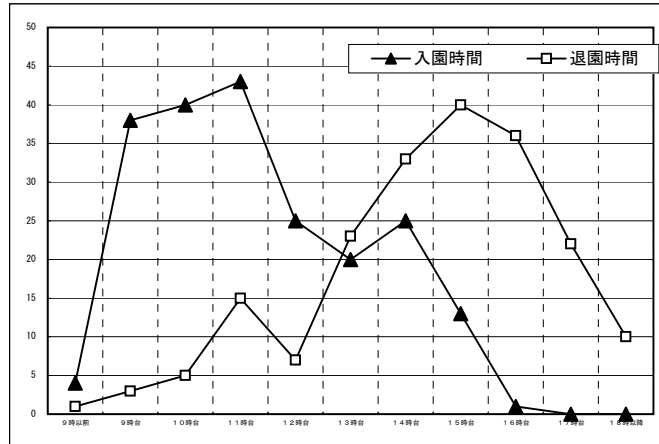
	回答数	%
9時以前	4	1.9
9時台	38	18.2
10時台	40	19.1
11時台	43	20.6
12時台	25	12.0
13時台	20	9.6
14時台	25	12.0
15時台	13	6.2
16時台	1	0.5
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	209	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	1	0.5
9時台	3	1.5
10時台	5	2.6
11時台	15	7.7
12時台	7	3.6
13時台	23	11.8
14時台	33	16.9
15時台	40	20.5
16時台	36	18.5
17時台	22	11.3
18時以降	10	5.1
合計	195	100.0

<滞在時間>

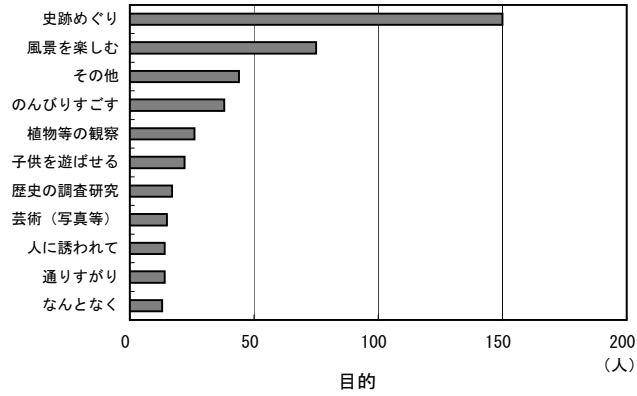
	回答数	%
A 1時間未満	26	13.1
B 1時間～2時間未満	31	15.7
C 2時間～3時間未満	17	8.6
D 3時間～4時間未満	32	16.2
E 4時間～5時間未満	26	13.1
F 5時間～6時間未満	22	11.1
G 6時間～7時間未満	28	14.1
H 7時間以上	16	8.1
合計	198	100.0



Q 8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが多く見受けられる。

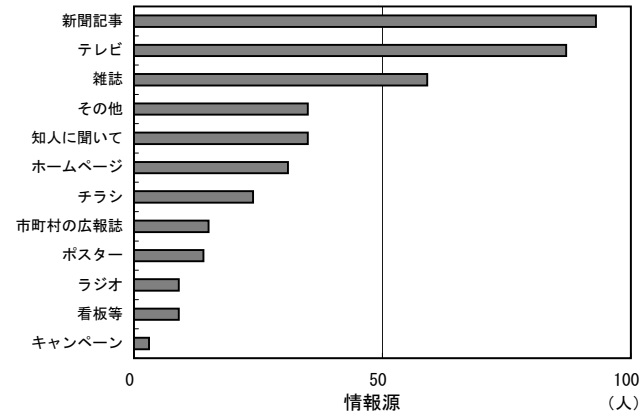
	回答数
A 史跡めぐり	150
B 風景を楽しむ	75
K その他	44
F のんびり過ごす	38
C 植物等の観察	26
I 子供を遊ばせる	22
E 歴史の調査研究	17
D 芸術（写真等）	15
G 人に誘われて	14
J 通りすがり	14
H なんとなく	13
合計	428



Q 9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

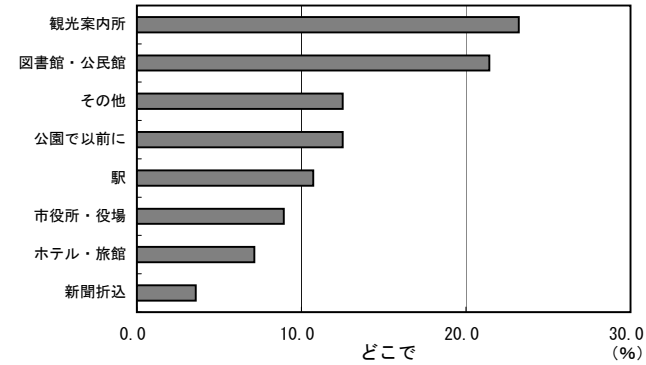
	回答数
A 新聞記事	93
B テレビ	87
D 雑誌	59
L その他	35
H 知人に聞いて	35
J ホームページ	31
G チラシ	24
I 市町村の広報誌	15
F ポスター	14
C ラジオ	9
E 看板等	9
K キャンペーン	3
合計	414



Q 10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所や図書館・公民館が比較的多い。

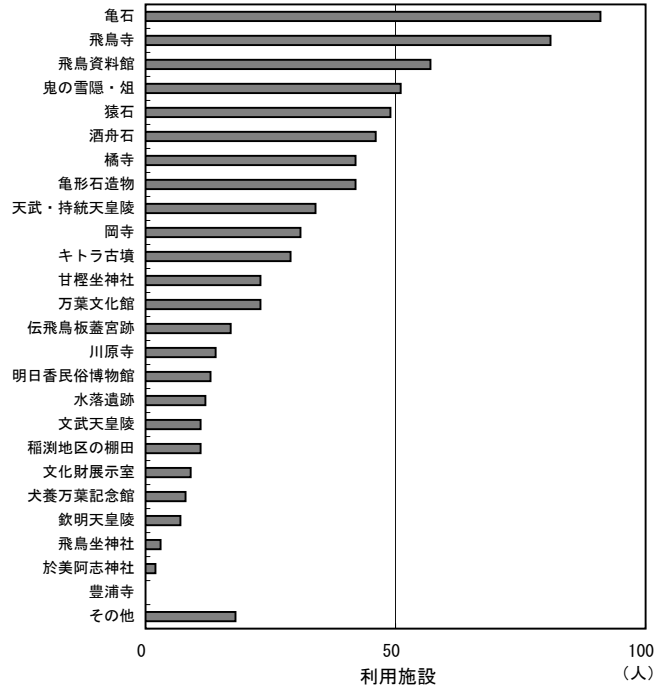
	回答数	%
C 観光案内所	13	23.2
B 図書館・公民館	12	21.4
H その他	7	12.5
F 公園で以前に	7	12.5
G 駅	6	10.7
A 市役所・役場	5	8.9
D ホテル・旅館	4	7.1
E 新聞折込	2	3.6
合計	56	100.0



**Q11. 村内の利用施設は？**

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺を多く上げている。  
また、春に比べ資料館等の施設利用も若干多くなっている。

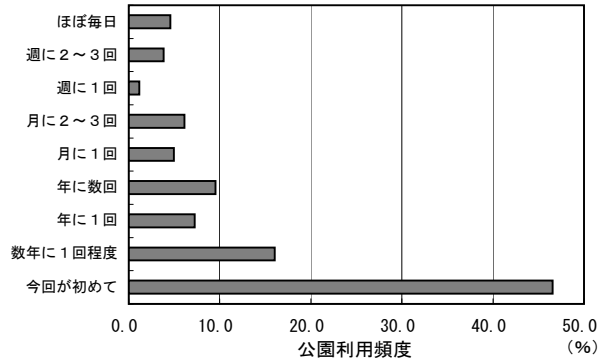
	回答数
C 亀石	91
J 飛鳥寺	81
T 飛鳥資料館	57
A 鬼の雪隠・俎	51
B 猿石	49
D 酒舟石	46
K 橋寺	42
E 亀形石造物	42
F 天武・持統天皇陵	34
M 岡寺	31
I キトラ古墳	29
P 甘樫坐神社	23
U 万葉文化館	23
R 伝飛鳥板蓋宮跡	17
L 川原寺	14
W 明日香民俗博物館	13
S 水落遺跡	12
G 文武天皇陵	11
Y 稲洲地区の棚田	11
X 文化財展示室	9
V 犬養万葉記念館	8
H 欽明天皇陵	7
O 飛鳥坐神社	3
Q 於美阿志神社	2
N 豊浦寺	0
Z その他	18
合計	724



**Q12. 公園の利用頻度は？**

今回が初めてという回答者が最も多く、46.6%となっている。逆に毎日利用している回答者も4.6%あり、共に春に比べ若干多い。

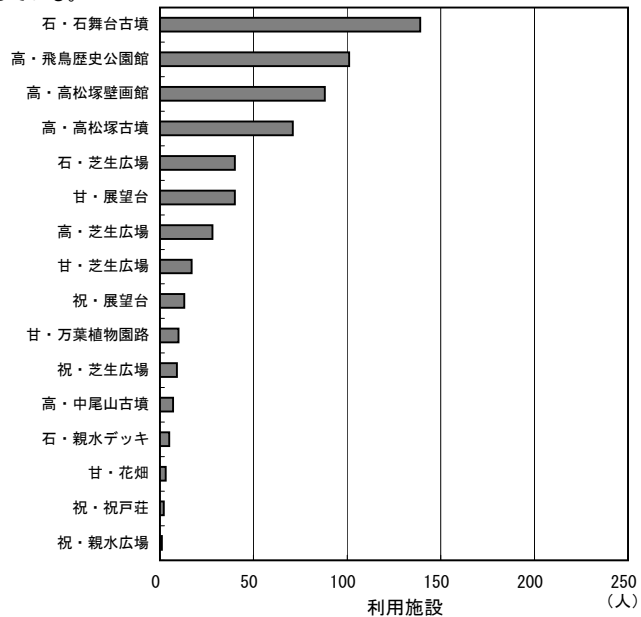
	回答数	%
A ほぼ毎日	12	4.6
B 週に2~3回	10	3.8
C 週に1回	3	1.1
D 月に2~3回	16	6.1
E 月に1回	13	5.0
F 年に数回	25	9.5
G 年に1回	19	7.3
H 数年に1回程度	42	16.0
I 今回が初めて	122	46.6
合計	262	100.0



**Q13. 公園内で利用した施設は？**

回答者の1/2以上が石舞台古墳を利用している。

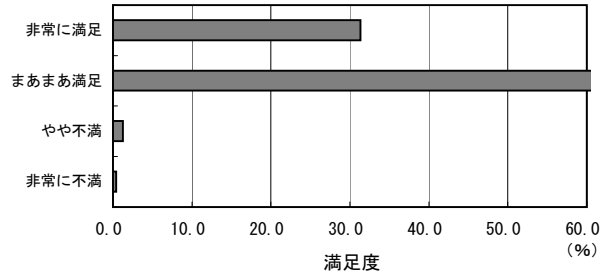
	回答数
J 石・石舞台古墳	139
A 高・飛鳥歴史公園館	101
B 高・高松塚壁画館	88
D 高・高松塚古墳	71
K 石・芝生広場	40
F 甘・展望台	40
C 高・芝生広場	28
G 甘・芝生広場	17
M 祝・展望台	13
H 甘・万葉植物園路	10
N 祝・芝生広場	9
E 高・中尾山古墳	7
L 石・親水デッキ	5
I 甘・花畑	3
P 祝・祝戸荘	2
O 祝・親水広場	1
合計	574



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の98%が現状の公園に満足している。

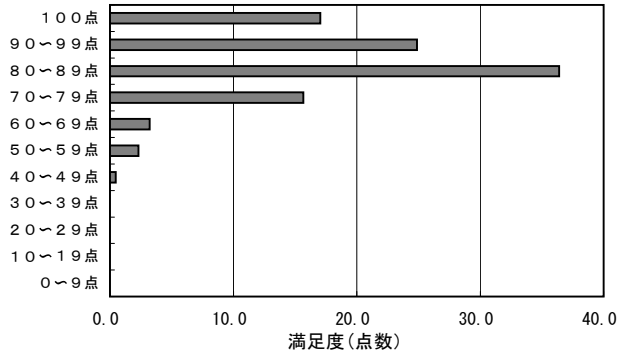
	回答数	%
A 非常に満足	74	31.4
B まあまあ満足	158	66.9
C やや不満	3	1.3
D 非常に不満	1	0.4
合計	236	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	83.9
	回答数	%
100点	37	17.1
90～99点	54	24.9
80～89点	79	36.4
70～79点	34	15.7
60～69点	7	3.2
50～59点	5	2.3
40～49点	1	0.5
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	217	100.0



Q15. 期待度と利用してみたの感想？

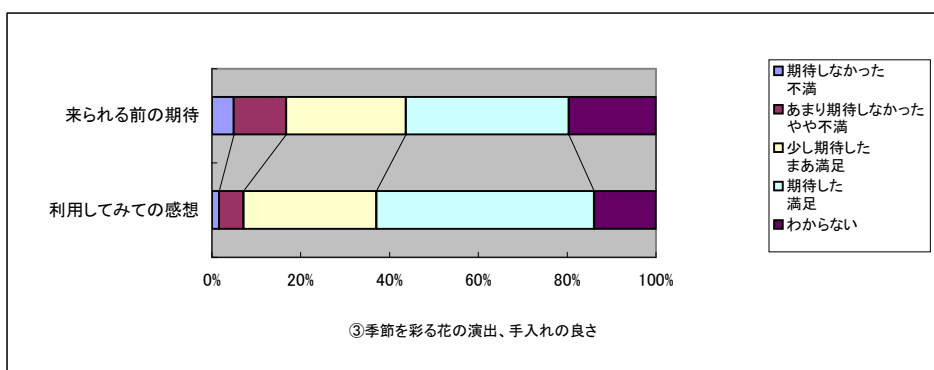
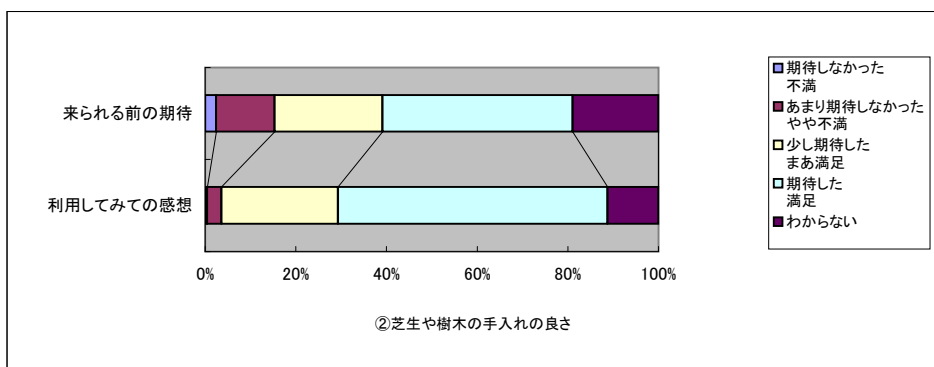
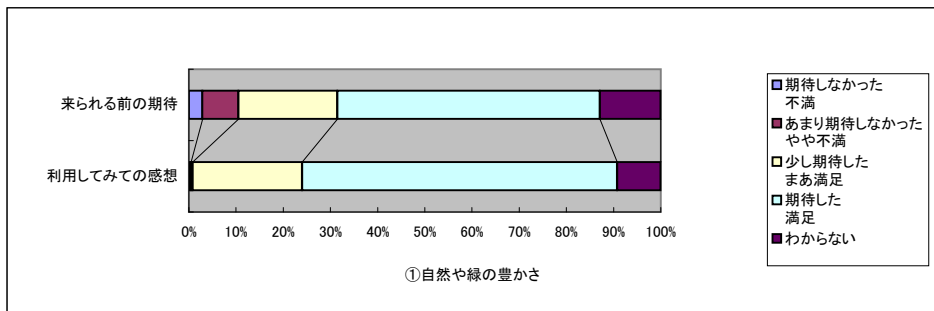
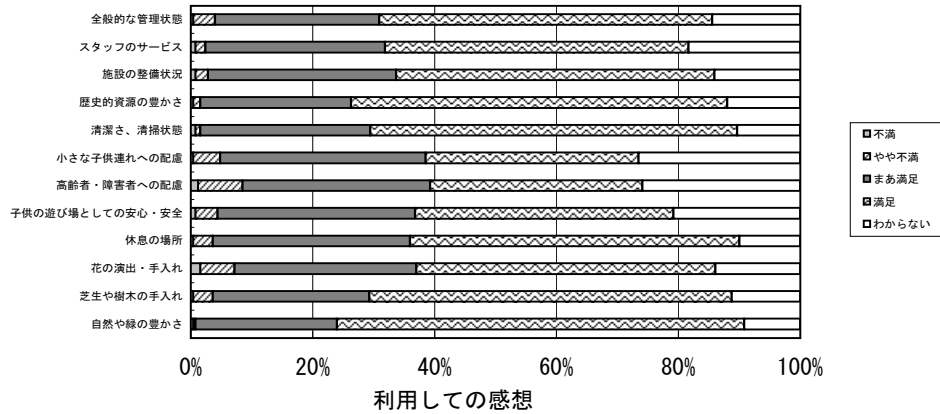
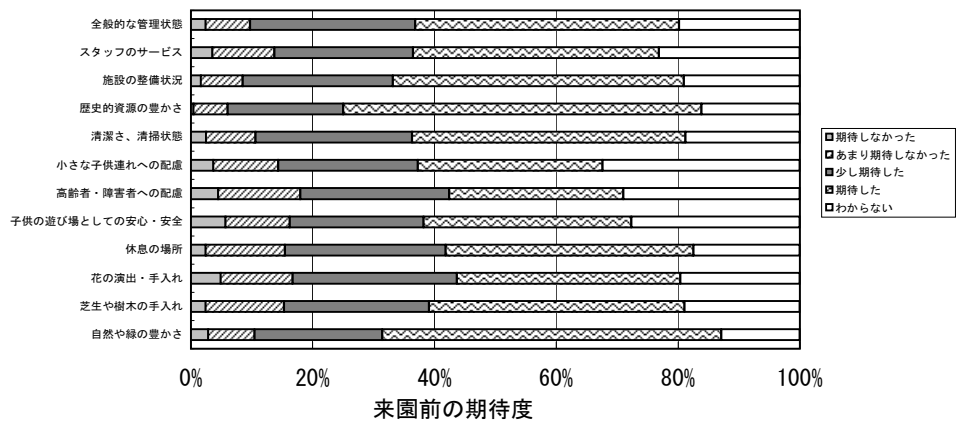
回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

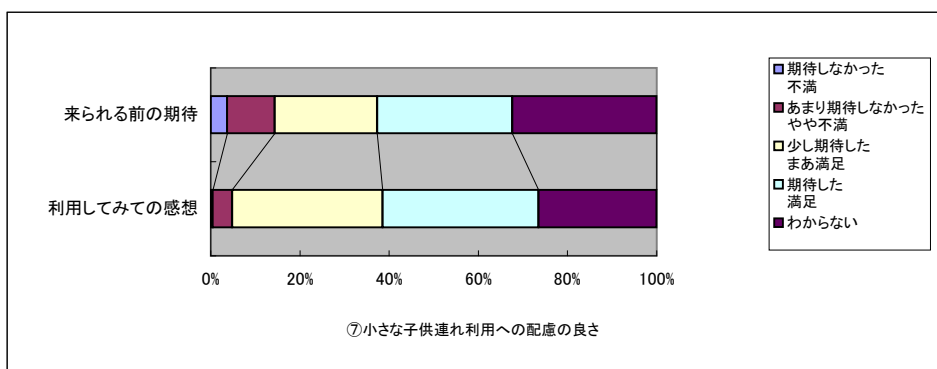
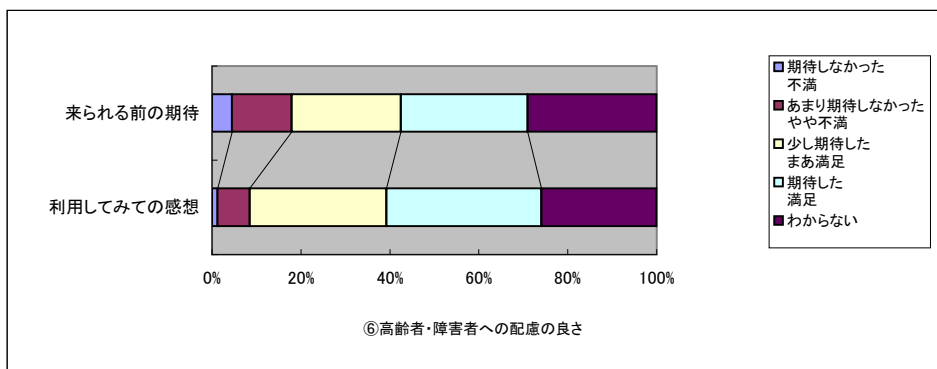
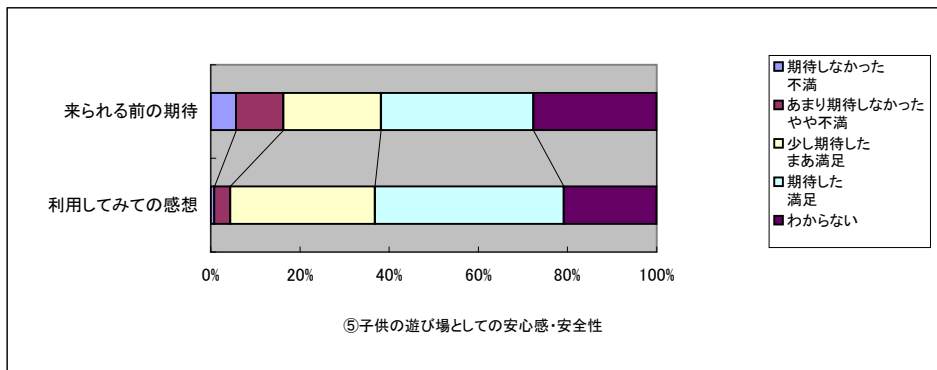
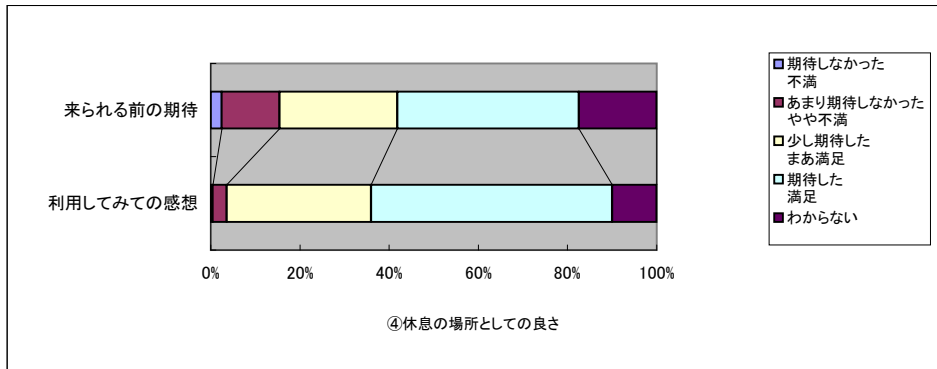
“飛鳥”ならでは、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。

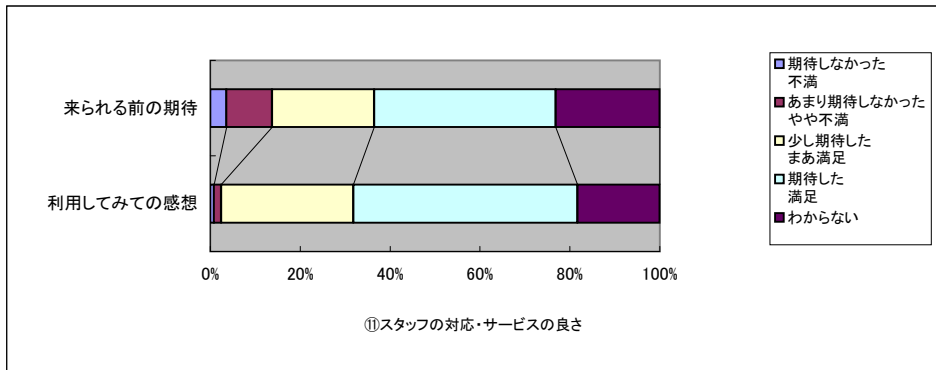
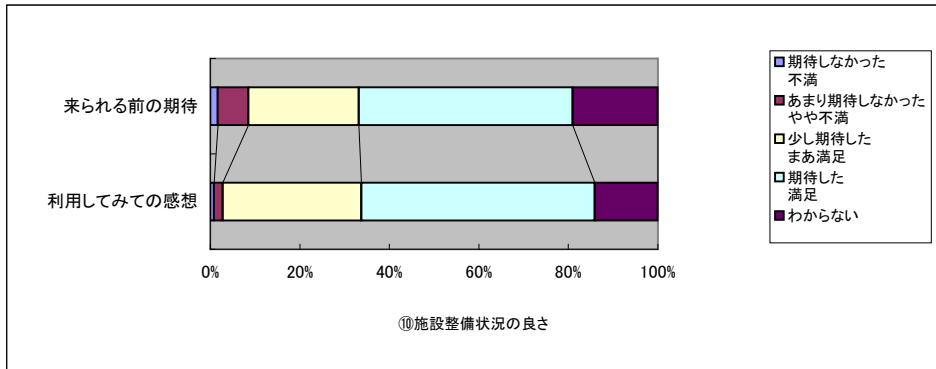
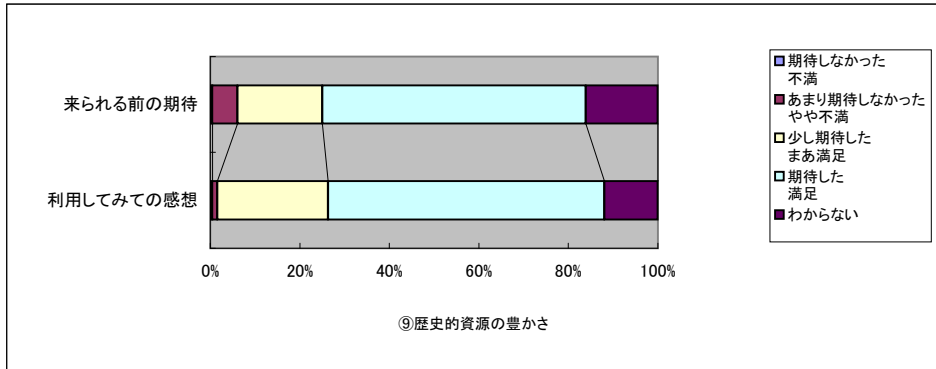
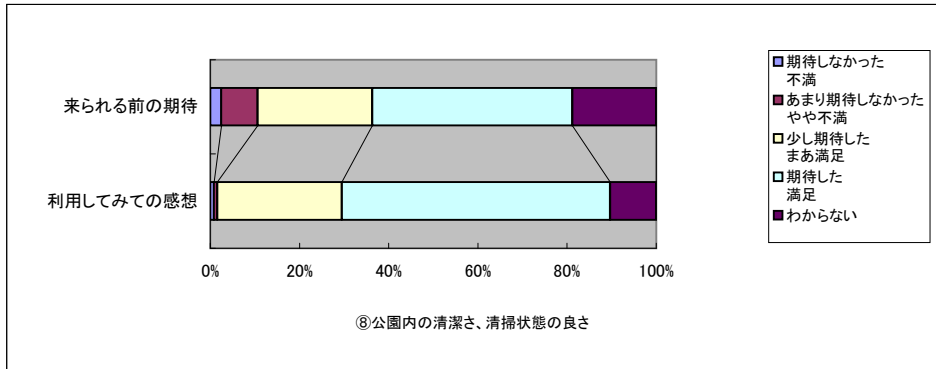
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	7	19	52	138	32	1	1	58	167	23
② 芝生や樹木の手入れ	6	32	59	104	47	1	8	64	148	28
③ 花の演出・手入れ	12	29	66	90	48	4	14	75	123	35
④ 休息の場所	6	32	65	100	43	1	8	81	135	25
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	14	26	54	84	68	2	9	81	106	52
⑥ 高齢者・障害者への配慮	11	33	60	70	71	3	18	76	86	64
⑦ 小さな子供連れへの配慮	9	26	56	74	79	1	11	84	87	66
⑧ 清潔さ、清掃状態	6	20	63	110	46	2	2	70	151	26
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1	14	47	146	40	1	3	62	155	30
⑩ 施設の整備状況	4	17	61	118	47	2	5	77	130	35
⑪ スタッフのサービス	9	26	58	103	59	2	4	74	125	46
⑫ 全般的な管理状態	6	18	67	107	49	1	9	67	136	36

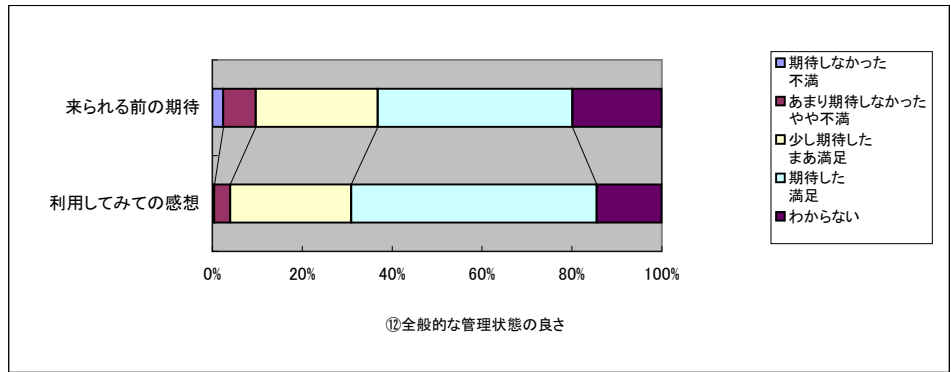
	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	2.8	7.7	21.0	55.6	12.9	0.4	0.4	23.2	66.8	9.2
② 芝生や樹木の手入れ	2.4	12.9	23.8	41.9	19.0	0.4	3.2	25.7	59.4	11.2
③ 花の演出・手入れ	4.9	11.8	26.9	36.7	19.6	1.6	5.6	29.9	49.0	13.9
④ 休息の場所	2.4	13.0	26.4	40.7	17.5	0.4	3.2	32.4	54.0	10.0
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	5.7	10.6	22.0	34.1	27.6	0.8	3.6	32.4	42.4	20.8
⑥ 高齢者・障害者への配慮	4.5	13.5	24.5	28.6	29.0	1.2	7.3	30.8	34.8	25.9
⑦ 小さな子供連れへの配慮	3.7	10.7	23.0	30.3	32.4	0.4	4.4	33.7	34.9	26.5
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.4	8.2	25.7	44.9	18.8	0.8	0.8	27.9	60.2	10.4
⑨ 歴史的資源の豊かさ	0.4	5.6	19.0	58.9	16.1	0.4	1.2	24.7	61.8	12.0
⑩ 施設の整備状況	1.6	6.9	24.7	47.8	19.0	0.8	2.0	30.9	52.2	14.1
⑪ スタッフのサービス	3.5	10.2	22.7	40.4	23.1	0.8	1.6	29.5	49.8	18.3
⑫ 全般的な管理状態	2.4	7.3	27.1	43.3	19.8	0.4	3.6	26.9	54.6	14.5







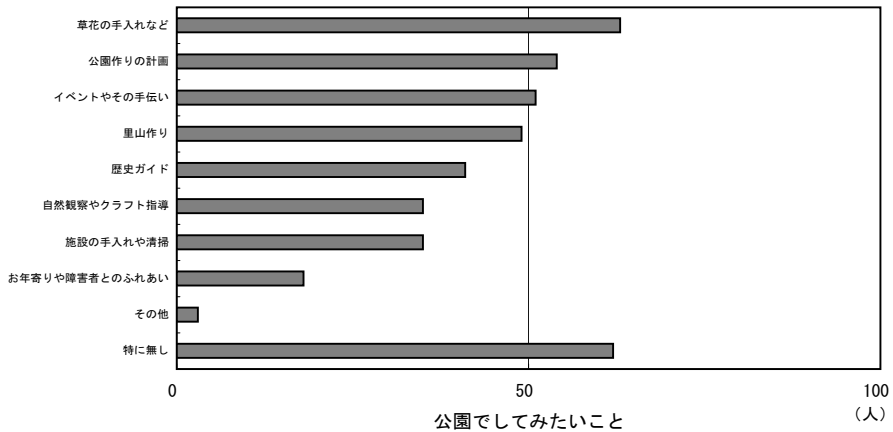




Q16. 公園でやってみたいことは？

全項目で大きな差異は見られない。特に希望が無い回答者も比較的多い。

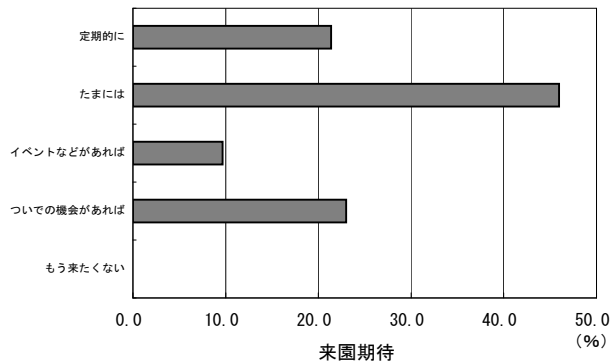
	回答数	%
B 草花の手入れなど	63	11.0
A 公園作りの計画	54	9.4
D イベントやその手伝い	51	8.9
F 里山作り	49	8.5
G 歴史ガイド	41	7.1
H 自然観察やクラフト指導	35	6.1
C 施設の手入れや清掃	35	6.1
E お年寄りや障害者とのふれあい	18	3.1
I その他	3	0.5
J 特に無し	62	10.8
合計	411	71.6



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると67.4%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
A 定期的に	53	21.4
B たまには	114	46.0
C イベントなどがあれば	24	9.7
D ついでに機会があれば	57	23.0
E もう来たくない	0	0.0
合計	248	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 秋期全体

実施日：平成19年10月14日（日）～16日（火）

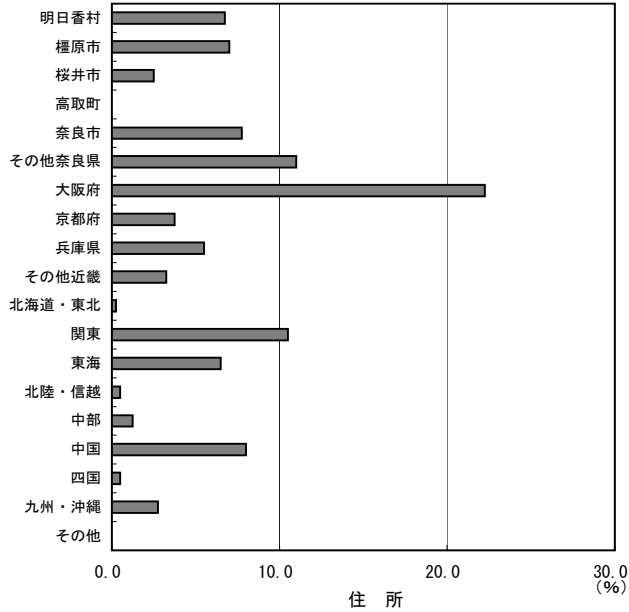
有効回答数：  票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府内からの来園者が22.3%と最も多いが、広範囲にばらけている。

今回は団体での回答者も合ったため、中国地方の数値も伸びている。県内合計は35%とで約1/3である。

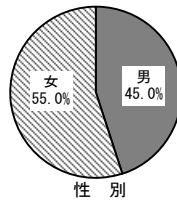
	回答数	%
A 明日香村	27	6.8
B 橿原市	28	7.0
C 桜井市	10	2.5
D 高取町	0	0.0
E 奈良市	31	7.8
F その他奈良県	44	11.0
G 大阪府	89	22.3
H 京都府	15	3.8
兵庫県	22	5.5
その他近畿	13	3.3
北海道・東北	1	0.3
関東	42	10.5
東海	26	6.5
北陸・信越	2	0.5
中部	5	1.3
中国	32	8.0
四国	2	0.5
九州・沖縄	11	2.8
その他	0	0.0
合計	400	100.0



### Q2. あなたの性別は？

回答者は女性が若干多い。

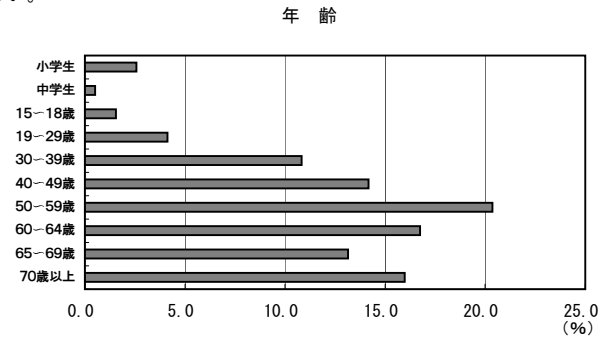
	回答数	%
男	175	45.0
女	214	55.0
合計	389	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は30代から多くなり、50代が最も多い。

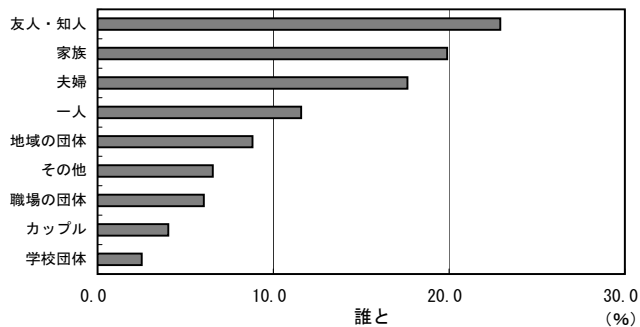
	回答数	%
A 小学生	10	2.6
B 中学生	2	0.5
C 15～18歳	6	1.5
D 19～29歳	16	4.1
E 30～39歳	42	10.8
F 40～49歳	55	14.2
G 50～59歳	79	20.4
H 60～64歳	65	16.8
I 65～69歳	51	13.1
J 70歳以上	62	16.0
合計	388	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者は友人・知人や家族と小旅行的に来られているという状況が見られる。

	回答数	%
B 友人・知人	91	22.9
E 家族	79	19.9
D 夫婦	70	17.6
A 一人	46	11.6
G 地域の団体	35	8.8
I その他	26	6.5
H 職場の団体	24	6.0
C カップル	16	4.0
F 学校団体	10	2.5
合計	397	100.0

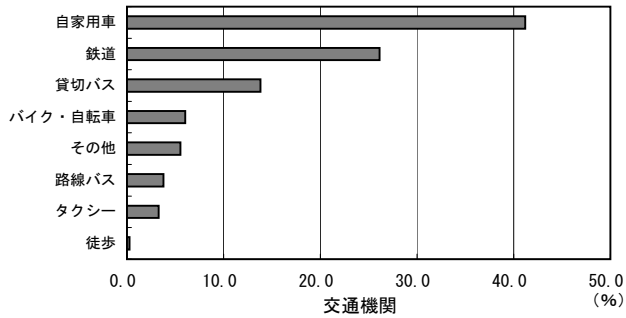


Q5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高く、41.2%となっている。

	回答数	%
D 自家用車	164	41.2
A 鉄道	104	26.1
C 貸切バス	55	13.8
E バイク・自転車	24	6.0
H その他	22	5.5
B 路線バス	15	3.8
F タクシー	13	3.3
G 徒歩	1	0.3
合計	398	100.0

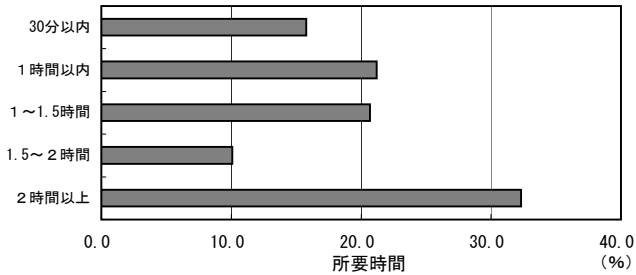
はい 55.0  
いいえ 81.0



Q6. 飛鳥までの所要時間は？

遠方からの来園者が多く、2時間以上かけてこられた回答者は3割りを越えている。

	回答数	%
A 30分以内	61	15.8
B 1時間以内	82	21.2
C 1～1.5時間	80	20.7
D 1.5～2時間	39	10.1
E 2時間以上	125	32.3
合計	387	100.0



Q7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入村は10時台をピークに9～13時まで幅広い時間帯で多く、退村は15～16時台に多くが特に多い。

また、滞在時間は1～2時間が最も多く、次いで2～3時間が多く、長時間滞在者は比較的少ない。

<入園時間>

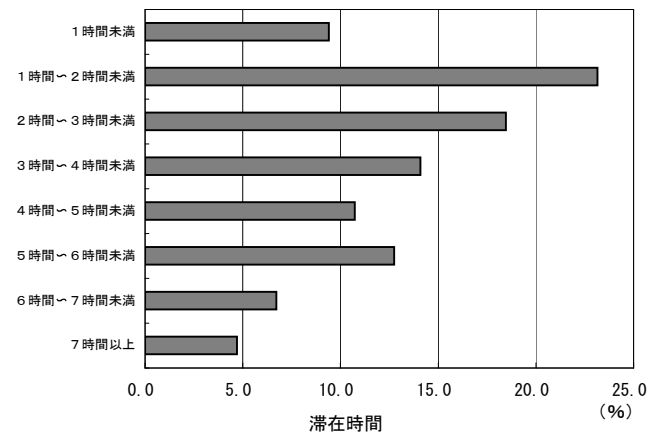
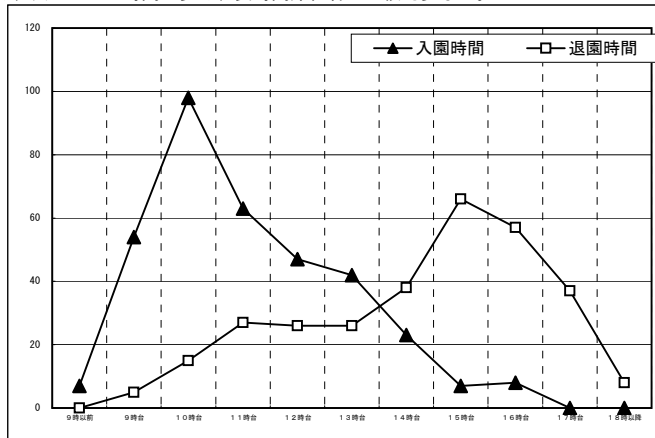
	回答数	%
9時以前	7	2.0
9時台	54	15.5
10時台	98	28.1
11時台	63	18.1
12時台	47	13.5
13時台	42	12.0
14時台	23	6.6
15時台	7	2.0
16時台	8	2.3
17時台	0	0.0
18時以降	0	0.0
合計	349	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	5	1.6
10時台	15	4.9
11時台	27	8.9
12時台	26	8.5
13時台	26	8.5
14時台	38	12.5
15時台	66	21.6
16時台	57	18.7
17時台	37	12.1
18時以降	8	2.6
合計	305	100.0

<滞在時間>

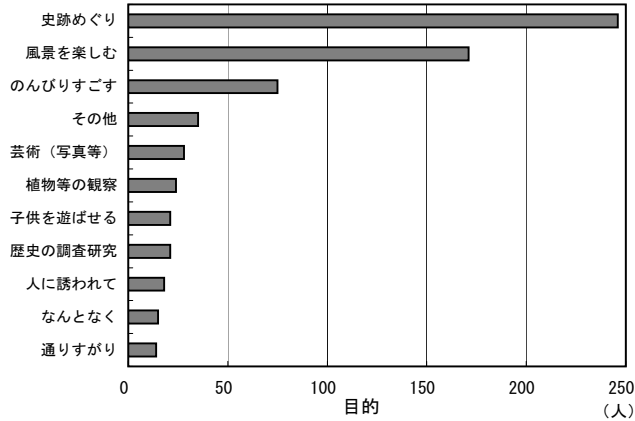
	回答数	%
A 1時間未満	28	9.4
B 1時間～2時間未満	69	23.2
C 2時間～3時間未満	55	18.5
D 3時間～4時間未満	42	14.1
E 4時間～5時間未満	32	10.7
F 5時間～6時間未満	38	12.8
G 6時間～7時間未満	20	6.7
H 7時間以上	14	4.7
合計	298	100.0



Q 8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが多く見受けられる。

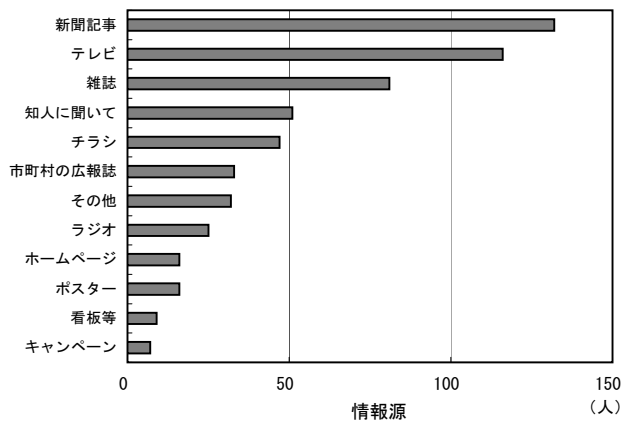
	回答数
A 史跡めぐり	246
B 風景を楽しむ	171
F のんびりすごす	75
K その他	35
D 芸術（写真等）	28
C 植物等の観察	24
I 子供を遊ばせる	21
E 歴史の調査研究	21
G 人に誘われて	18
H なんとなく	15
J 通りすがり	14
合計	668



Q 9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

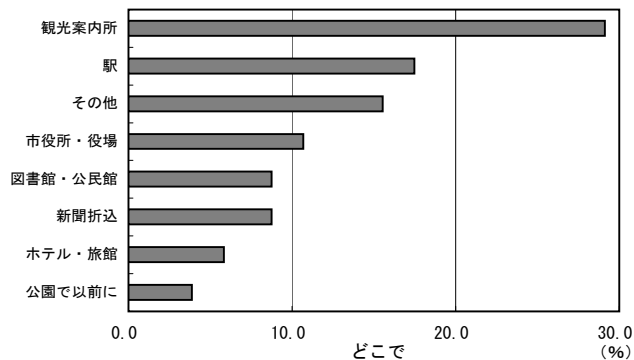
	回答数
A 新聞記事	132
B テレビ	116
D 雑誌	81
H 知人に聞いて	51
G チラシ	47
I 市町村の広報誌	33
L その他	32
C ラジオ	25
J ホームページ	16
F ポスター	16
E 看板等	9
K キャンペーン	7
合計	565



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所や駅などから情報を得ている。今秋は公園からの新聞折込は実施していないが、8.7%が回答しており、内容は不明である。

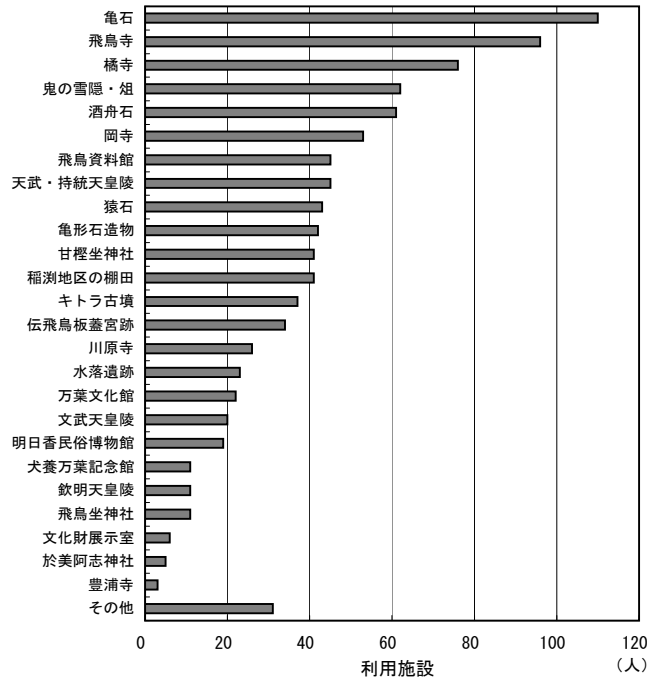
	回答数	%
C 観光案内所	30	29.1
G 駅	18	17.5
H その他	16	15.5
A 市役所・役場	11	10.7
B 図書館・公民館	9	8.7
E 新聞折込	9	8.7
D ホテル・旅館	6	5.8
F 公園で以前に	4	3.9
合計	103	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	110
J 飛鳥寺	96
K 橘寺	76
A 鬼の雪隠・俎	62
D 酒舟石	61
M 岡寺	53
T 飛鳥資料館	45
F 天武・持統天皇陵	45
B 猿石	43
E 亀形石造物	42
P 甘樫坐神社	41
Y 稲渚地区の棚田	41
I キトラ古墳	37
R 伝飛鳥板蓋宮跡	34
L 川原寺	26
S 水落遺跡	23
U 万葉文化館	22
G 文武天皇陵	20
W 明日香民俗博物館	19
V 犬養万葉記念館	11
H 欽明天皇陵	11
O 飛鳥坐神社	11
X 文化財展示室	6
Q 於美阿志神社	5
N 豊浦寺	3
Z その他	31
合計	974

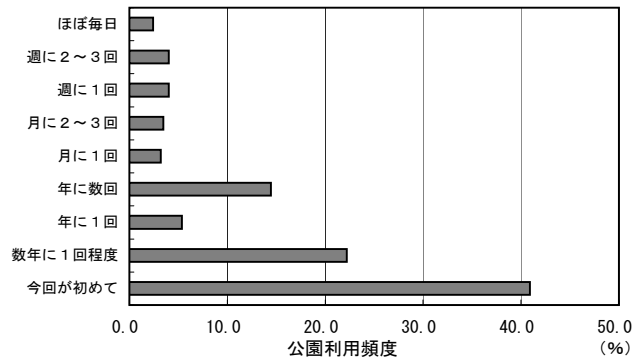


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、40.9%となっている。

また、春・夏に比べ数年に1回という回答者も若干多い。

	回答数	%
A ほぼ毎日	9	2.4
B 週に2~3回	15	4.0
C 週に1回	15	4.0
D 月に2~3回	13	3.5
E 月に1回	12	3.2
F 年に数回	54	14.4
G 年に1回	20	5.3
H 数年に1回程度	83	22.2
I 今回が初めて	153	40.9
合計	374	100.0

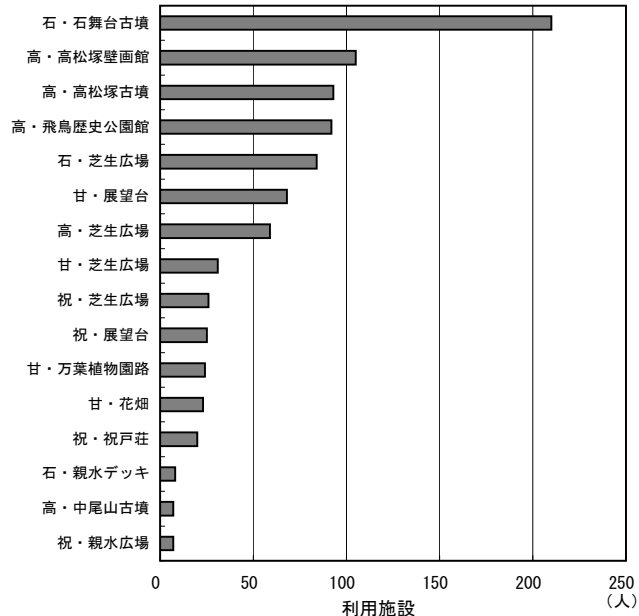


Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の1/2以上が石舞台古墳を利用している。高松塚壁画館も回答者の1/4以上が利用すると答えており、

春に実施した内容と状況は近い。

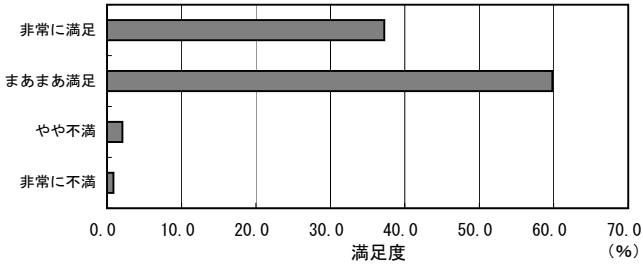
	回答数
J 石・石舞台古墳	210
B 高・高松塚壁画館	105
D 高・高松塚古墳	93
A 高・飛鳥歴史公園館	92
K 石・芝生広場	84
F 甘・展望台	68
C 高・芝生広場	59
G 甘・芝生広場	31
N 祝・芝生広場	26
M 祝・展望台	25
H 甘・万葉植物園路	24
I 甘・花畑	23
P 祝・祝戸荘	20
L 石・親水デッキ	8
E 高・中尾山古墳	7
O 祝・親水広場	7
合計	882



Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の97%が現状の公園に満足している。

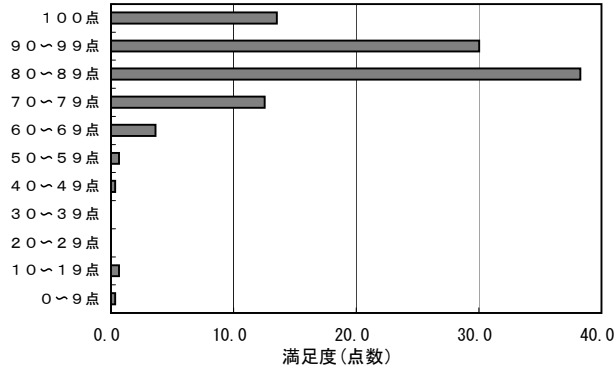
	回答数	%
A 非常に満足	127	37.2
B まあまあ満足	204	59.8
C やや不満	7	2.1
D 非常に不満	3	0.9
合計	341	100.0



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっている。

<採点>	平均点	83.5
	回答数	%
100点	41	13.5
90～99点	91	30.0
80～89点	116	38.3
70～79点	38	12.5
60～69点	11	3.6
50～59点	2	0.7
40～49点	1	0.3
30～39点	0	0.0
20～29点	0	0.0
10～19点	2	0.7
0～9点	1	0.3
合計	303	100.0



Q15. 期待度と利用してみたの感想？

回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

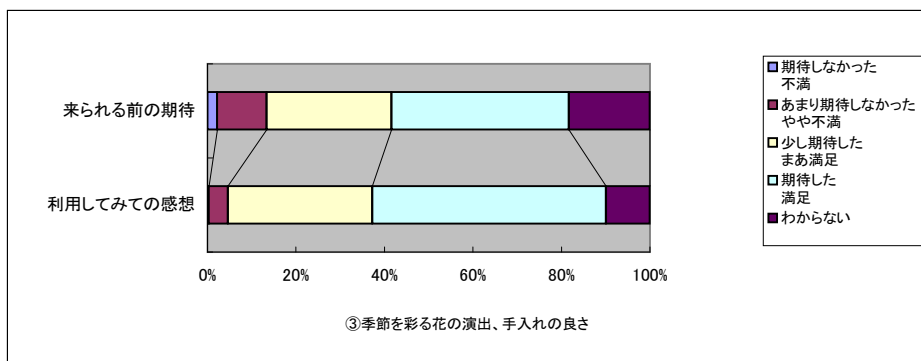
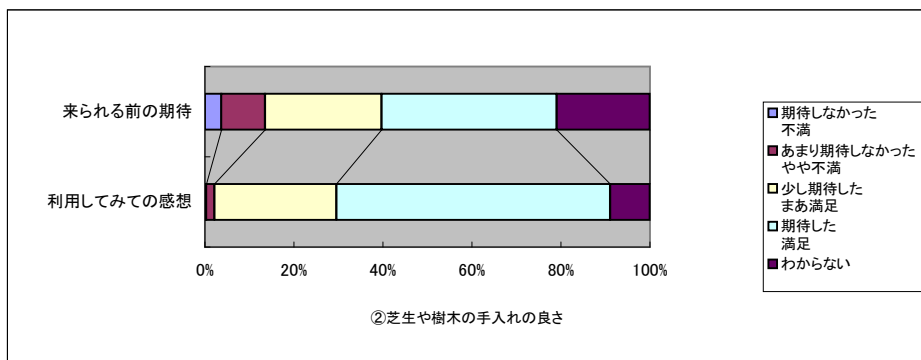
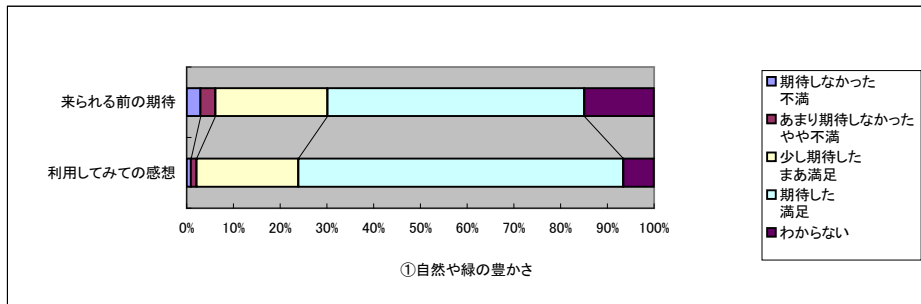
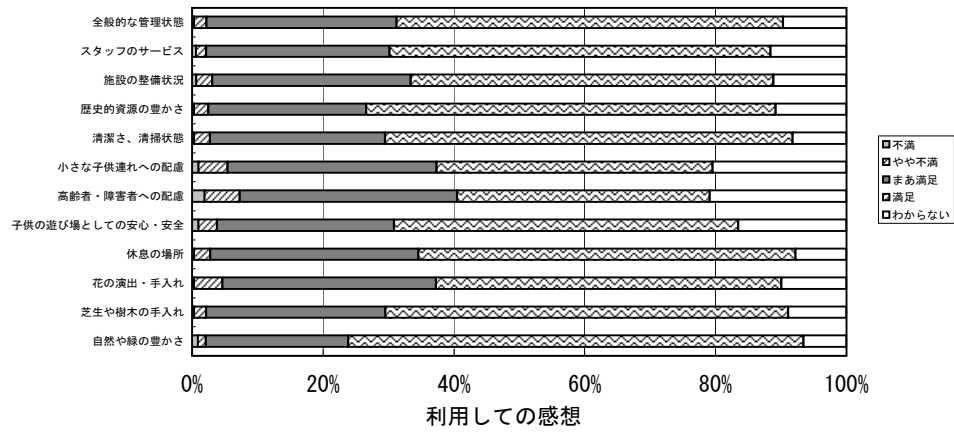
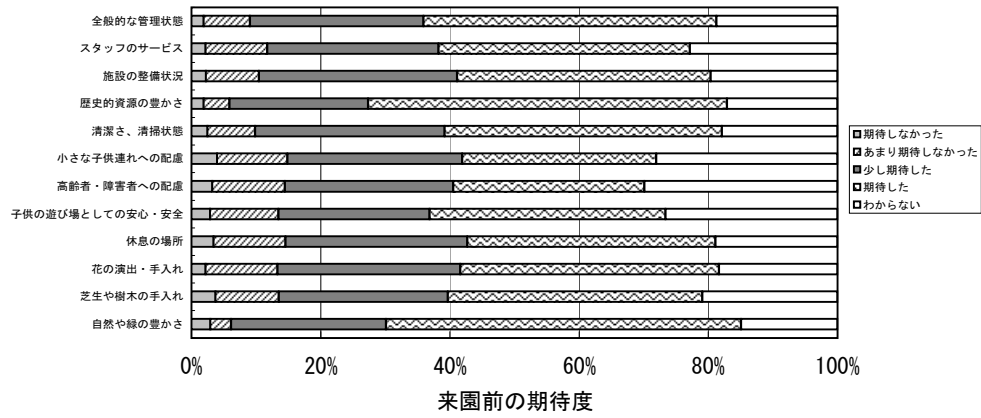
“飛鳥”ならではの、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に「芝生の樹木の手入れ」

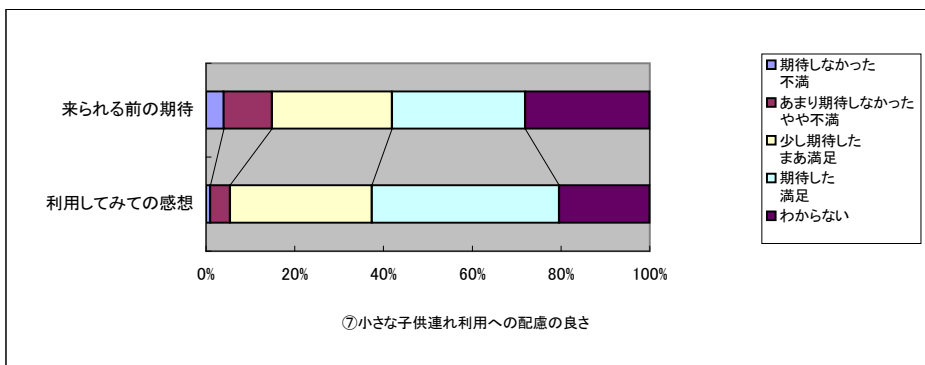
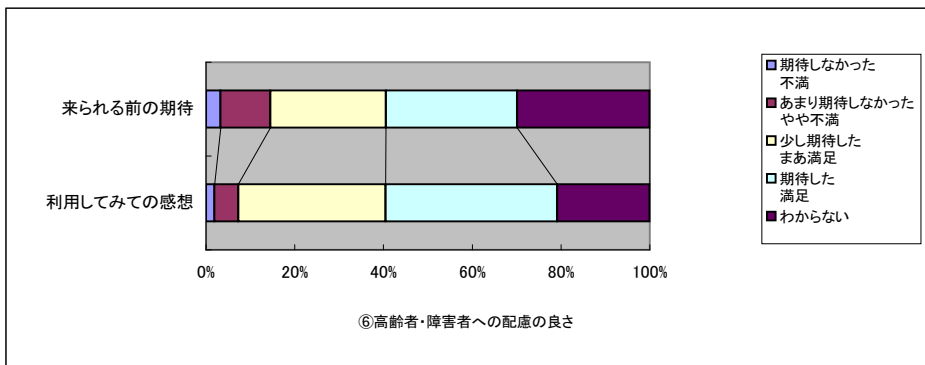
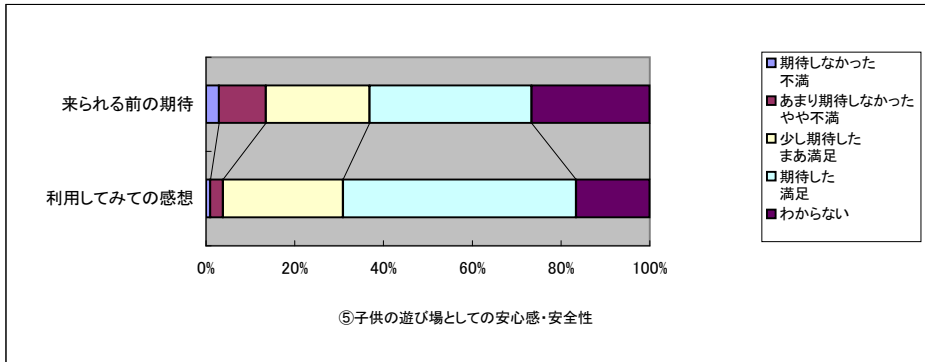
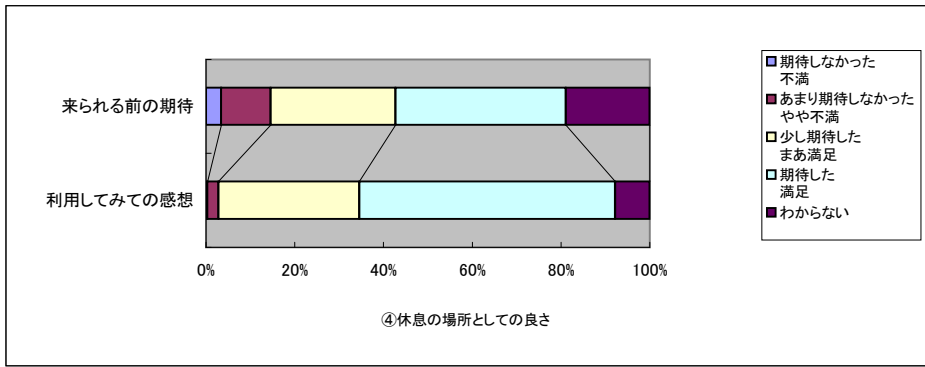
「スタッフのサービス」での伸び率が高く、期待を超える満足が多く得られている。

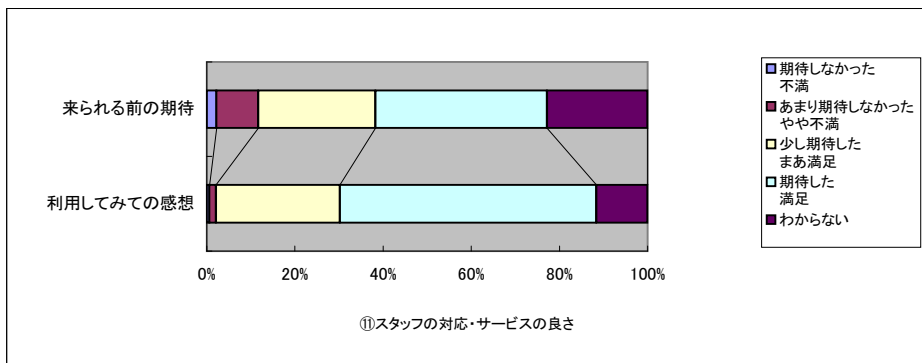
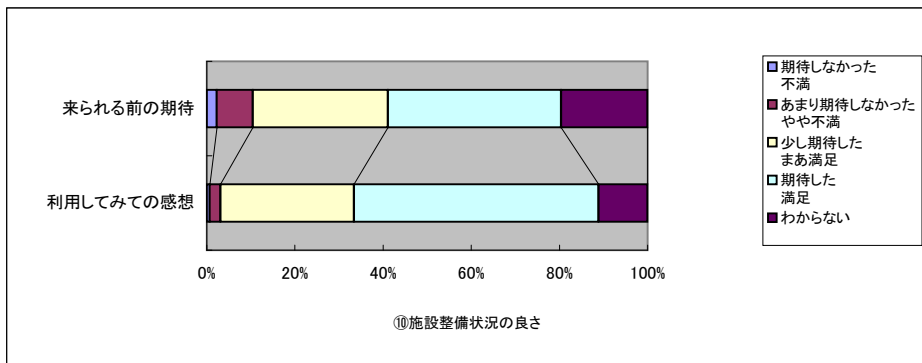
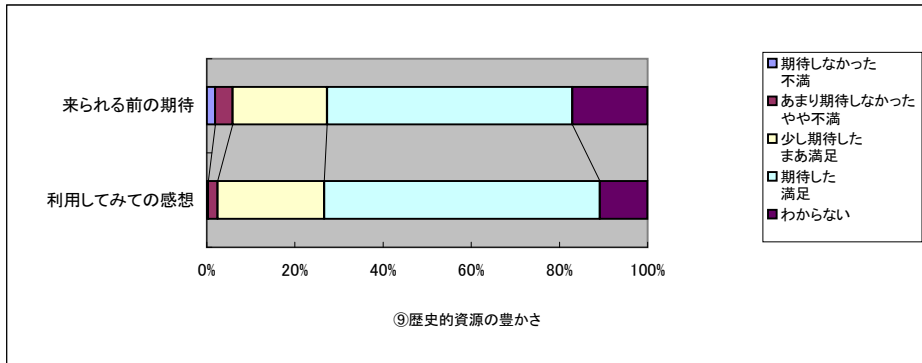
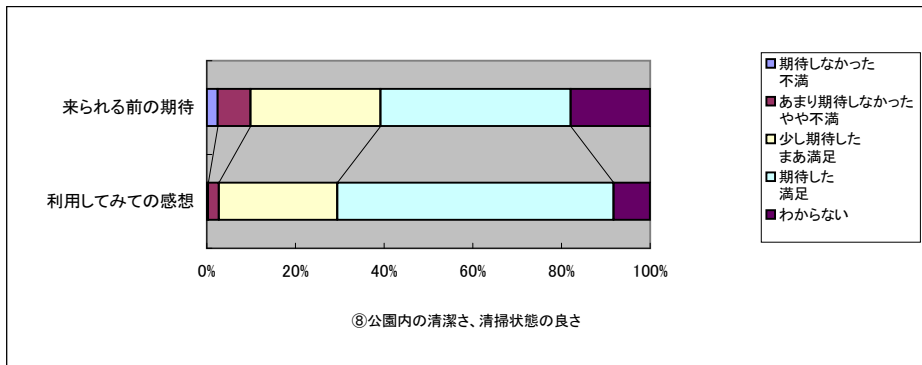
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	10	11	82	188	51	3	4	73	233	22
② 芝生や樹木の手入れ	12	32	85	128	68	1	6	89	200	29
③ 花の演出・手入れ	7	36	91	129	59	1	14	105	170	32
④ 休息の場所	11	36	91	124	61	1	8	102	185	25
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	9	33	73	114	83	3	9	85	165	52
⑥ 高齢者・障害者への配慮	10	35	81	92	93	6	17	105	122	66
⑦ 小さな子供連れへの配慮	12	33	82	91	85	3	14	100	132	64
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	24	95	139	58	1	8	88	205	27
⑨ 歴史的資源の豊かさ	6	13	69	179	55	1	7	78	202	35
⑩ 施設の整備状況	7	26	97	124	62	2	8	98	179	36
⑪ スタッフのサービス	7	31	86	126	74	2	5	92	191	38
⑫ 全般的な管理状態	6	23	86	145	60	1	6	93	189	31

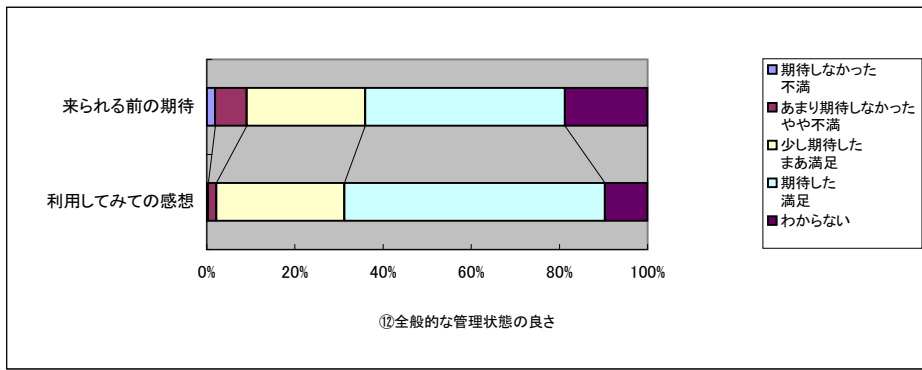
	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	2.9	3.2	24.0	55.0	14.9	0.9	1.2	21.8	69.6	6.6
② 芝生や樹木の手入れ	3.7	9.8	26.2	39.4	20.9	0.3	1.8	27.4	61.5	8.9
③ 花の演出・手入れ	2.2	11.2	28.3	40.1	18.3	0.3	4.3	32.6	52.8	9.9
④ 休息の場所	3.4	11.1	28.2	38.4	18.9	0.3	2.5	31.8	57.6	7.8
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	2.9	10.6	23.4	36.5	26.6	1.0	2.9	27.1	52.5	16.6
⑥ 高齢者・障害者への配慮	3.2	11.3	26.0	29.6	29.9	1.9	5.4	33.2	38.6	20.9
⑦ 小さな子供連れへの配慮	4.0	10.9	27.1	30.0	28.1	1.0	4.5	31.9	42.2	20.4
⑧ 清潔さ、清掃状態	2.5	7.4	29.3	42.9	17.9	0.3	2.4	26.7	62.3	8.2
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1.9	4.0	21.4	55.6	17.1	0.3	2.2	24.1	62.5	10.8
⑩ 施設の整備状況	2.2	8.2	30.7	39.2	19.6	0.6	2.5	30.3	55.4	11.1
⑪ スタッフのサービス	2.2	9.6	26.5	38.9	22.8	0.6	1.5	28.0	58.2	11.6
⑫ 全般的な管理状態	1.9	7.2	26.9	45.3	18.8	0.3	1.9	29.1	59.1	9.7







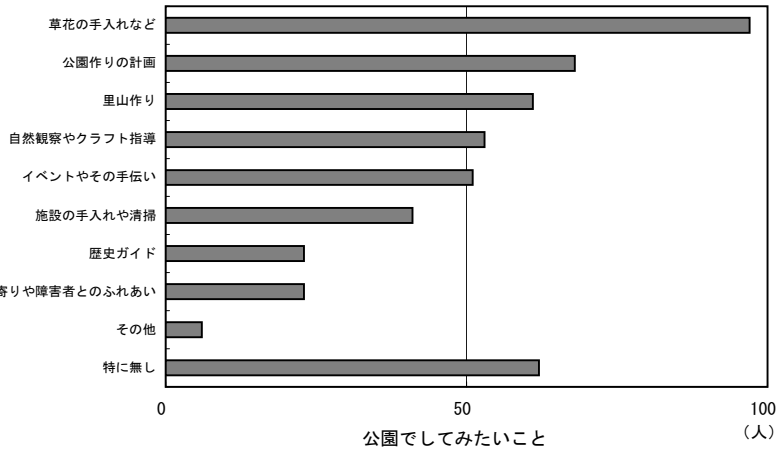




Q16. 公園でやってみたいことは？

「草花の手入れ」が若干多い他は大きな差異は見られない。特に希望が無い回答者も比較的多い。

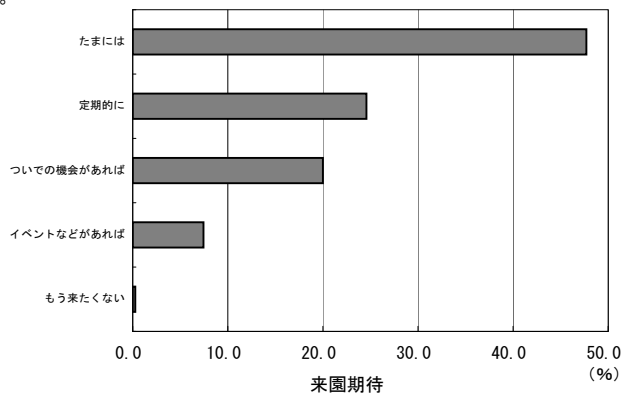
	回答数	%
B 草花の手入れなど	97	20.0
A 公園作りの計画	68	14.0
F 里山作り	61	12.6
H 自然観察やクラフト指導	53	10.9
D イベントやその手伝い	51	10.5
C 施設の手入れや清掃	41	8.5
G 歴史ガイド	23	4.7
E お年寄りや障害者とのふれあい	23	4.7
I その他	6	1.2
J 特に無し	62	12.8
合計	485	100.0



Q17. また来たいか？

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると72.3%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
B たまには	167	47.7
A 定期的に	86	24.6
D ついでにの機会があれば	70	20.0
C イベントなどがあれば	26	7.4
E もう来たくない	1	0.3
合計	350	100.0



# 国営飛鳥歴史公園

## 冬期全体

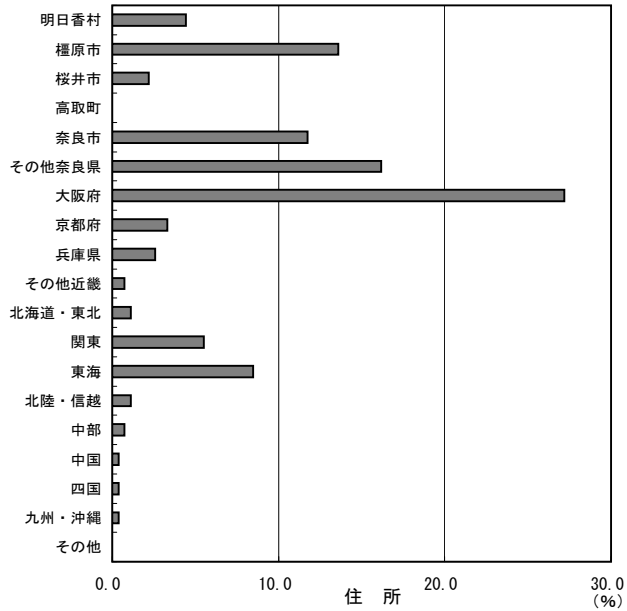
実施日：平成19年12月9日（日）～10日（月）、14日（金）

有効回答数： 274票

### Q1. あなたの住所は？

回答者の住所は、大阪府内からの来園者が27.2%と最も多いが、広範囲にばらけている。  
比較的、近隣からの来園が多く、県内合計は48.2%となっている。

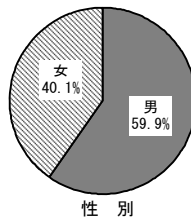
	回答数	%
A 明日香村	12	4.4
B 橿原市	37	13.6
C 桜井市	6	2.2
D 高取町	0	0.0
E 奈良市	32	11.8
F その他奈良県	44	16.2
G 大阪府	74	27.2
H 京都府	9	3.3
兵庫県	7	2.6
その他近畿	2	0.7
北海道・東北	3	1.1
関東	15	5.5
東海	23	8.5
北陸・信越	3	1.1
中部	2	0.7
中国	1	0.4
四国	1	0.4
九州・沖縄	1	0.4
その他	0	0.0
合計	272	100.0
		48.2



### Q2. あなたの性別は？

回答者は男性が6割を占めている。

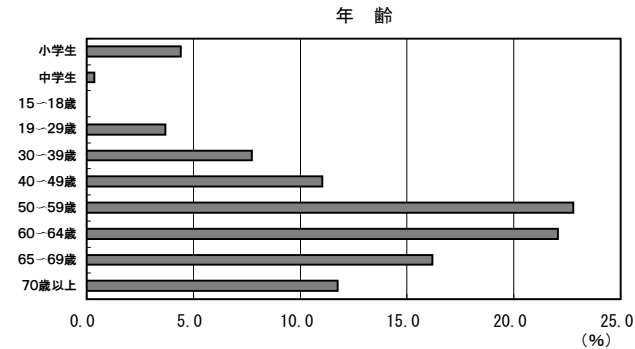
	回答数	%
男	161	59.9
女	108	40.1
合計	269	100.0



### Q3. あなたの年齢は？

回答者は50代以上が圧倒的に多い。

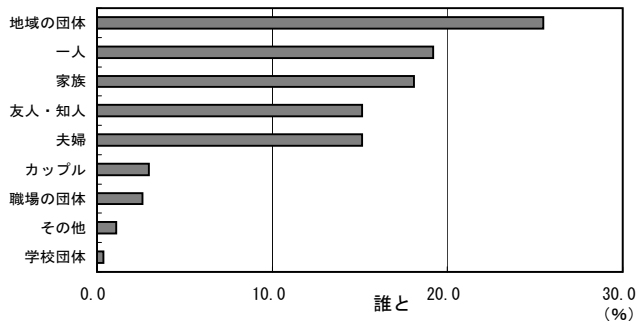
	回答数	%
A 小学生	12	4.4
B 中学生	1	0.4
C 15～18歳	0	0.0
D 19～29歳	10	3.7
E 30～39歳	21	7.7
F 40～49歳	30	11.0
G 50～59歳	62	22.8
H 60～64歳	60	22.1
I 65～69歳	44	16.2
J 70歳以上	32	11.8
合計	272	100.0



### Q4. 誰と来た？

回答者はウォーキングなど、地域の団体で多く来られていた。一人だという回答も約2割あり多くなっている。

	回答数	%
G 地域の団体	69	25.5
A 一人	52	19.2
E 家族	49	18.1
B 友人・知人	41	15.1
D 夫婦	41	15.1
C カップル	8	3.0
H 職場の団体	7	2.6
I その他	3	1.1
F 学校団体	1	0.4
合計	271	100.0

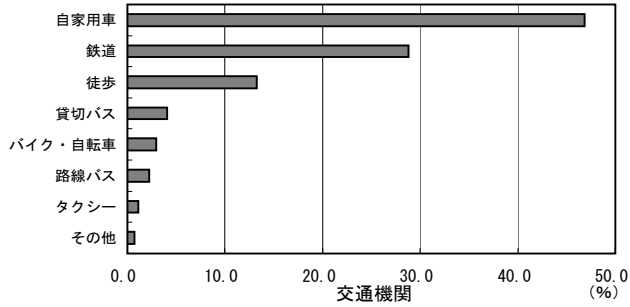


Q 5. 利用交通機関は？

回答者の交通手段は自家用率が相変わらず高いが、他季に比べ徒歩も多く近隣住民の日常利用も多いことが伺える。

	回答数	%
D 自家用車	127	46.9
A 鉄道	78	28.8
G 徒歩	36	13.3
C 貸切バス	11	4.1
E バイク・自転車	8	3.0
B 路線バス	6	2.2
F タクシー	3	1.1
H その他	2	0.7
合計	271	100.0

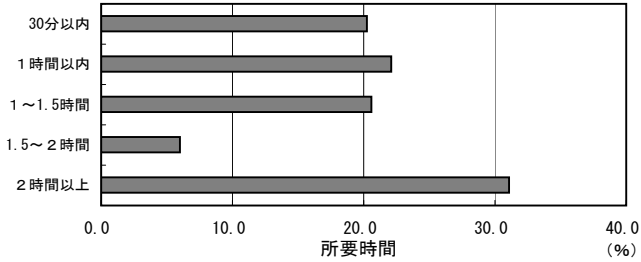
はい 55.0  
いいえ 81.0



Q 6. 飛鳥までの所要時間は？

遠方からの来園者が最も多いが、30分以内の来園も若干高くなっている。

	回答数	%
A 30分以内	54	20.2
B 1時間以内	59	22.1
C 1～1.5時間	55	20.6
D 1.5～2時間	16	6.0
E 2時間以上	83	31.1
合計	267	100.0



Q7. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間は？

入村は10時대를ピークに9～13時までが多く、退村は15時台が特に多い。

また、滞在時間は2時間未満が多く、特に1時間未満の来村者も多くなっている。

<入園時間>

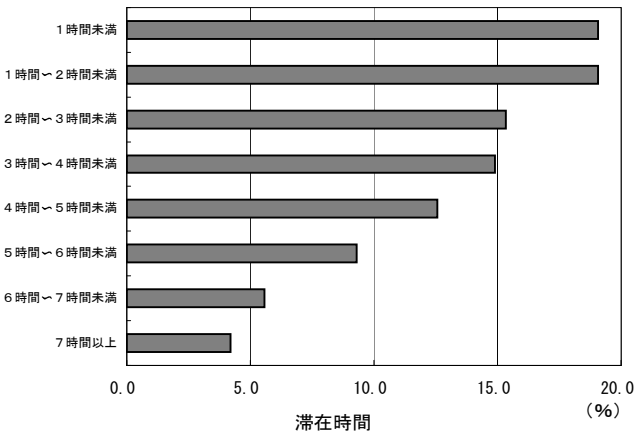
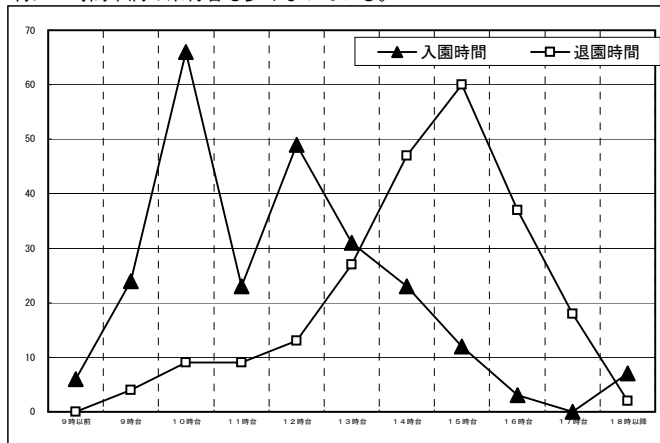
	回答数	%
9時以前	6	2.5
9時台	24	9.8
10時台	66	27.0
11時台	23	9.4
12時台	49	20.1
13時台	31	12.7
14時台	23	9.4
15時台	12	4.9
16時台	3	1.2
17時台	0	0.0
18時以降	7	2.9
合計	244	100.0

<退園時間>

	回答数	%
9時以前	0	0.0
9時台	4	1.8
10時台	9	4.0
11時台	9	4.0
12時台	13	5.8
13時台	27	11.9
14時台	47	20.8
15時台	60	26.5
16時台	37	16.4
17時台	18	8.0
18時以降	2	0.9
合計	226	100.0

<滞在時間>

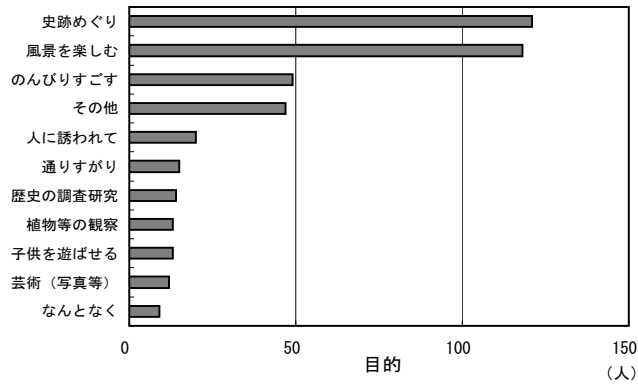
	回答数	%
A 1時間未満	41	19.1
B 1時間～2時間未満	41	19.1
C 2時間～3時間未満	33	15.3
D 3時間～4時間未満	32	14.9
E 4時間～5時間未満	27	12.6
F 5時間～6時間未満	20	9.3
G 6時間～7時間未満	12	5.6
H 7時間以上	9	4.2
合計	215	100.0



Q 8. 目的は？

回答者は史跡めぐりや風景を楽しむなど、“飛鳥”ならではの目的で訪れていることが圧倒的に多く見受けられる。

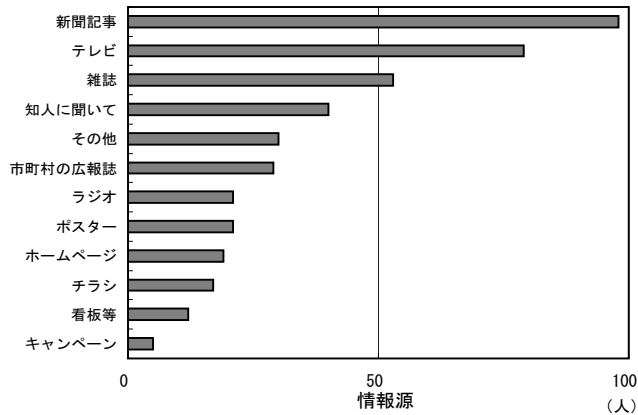
	回答数
A 史跡めぐり	121
B 風景を楽しむ	118
F のんびりすごす	49
K その他	47
G 人に誘われて	20
J 通りすがり	15
E 歴史の調査研究	14
C 植物等の観察	13
I 子供を遊ばせる	13
D 芸術（写真等）	12
H なんとなく	9
合計	431



Q 9. 飛鳥の情報を何処で得た？

回答者はテレビや新聞などマスコミを通じて飛鳥の情報を得ていることが多い。

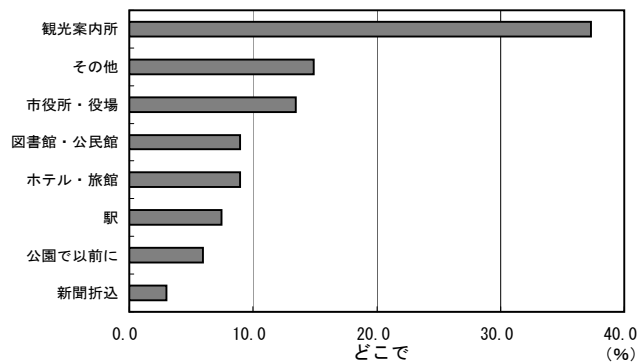
	回答数
A 新聞記事	98
B テレビ	79
D 雑誌	53
H 知人に聞いて	40
L その他	30
I 市町村の広報誌	29
C ラジオ	21
F ポスター	21
J ホームページ	19
G チラシ	17
E 看板等	12
K キャンペーン	5
合計	424



Q10. どこでもらった？

回答者がチラシを得る場所は、観光案内所から情報を得ている場合が最も多く、他季と状況が変わらない。

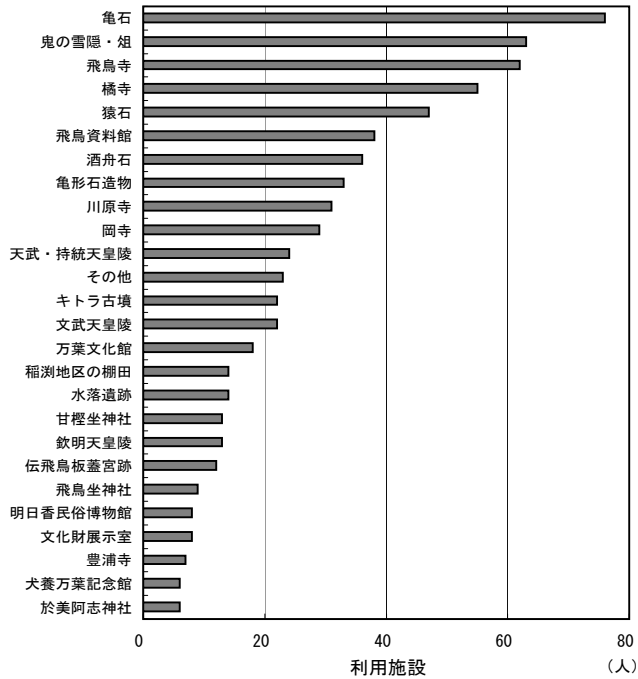
	回答数	%
C 観光案内所	25	37.3
H その他	10	14.9
A 市役所・役場	9	13.4
B 図書館・公民館	6	9.0
D ホテル・旅館	6	9.0
G 駅	5	7.5
F 公園で以前に	4	6.0
E 新聞折込	2	3.0
合計	67	100.0



Q11. 村内の利用施設は？

回答者が飛鳥を巡る上で公園以外のポイントとして、亀石や鬼の俎・雪隠、飛鳥寺を多く上げている。

	回答数
C 亀石	76
A 鬼の雪隠・俎	63
J 飛鳥寺	62
K 橋寺	55
B 猿石	47
T 飛鳥資料館	38
D 酒舟石	36
E 亀形石造物	33
L 川原寺	31
M 岡寺	29
F 天武・持統天皇陵	24
Z その他	23
I キトラ古墳	22
G 文武天皇陵	22
U 万葉文化館	18
Y 稲淵地区の棚田	14
S 水落遺跡	14
P 甘樫坐神社	13
H 欽明天皇陵	13
R 伝飛鳥板蓋宮跡	12
O 飛鳥坐神社	9
W 明日香民俗博物館	8
X 文化財展示室	8
N 豊浦寺	7
V 犬養万葉記念館	6
Q 於美阿志神社	6
合計	689

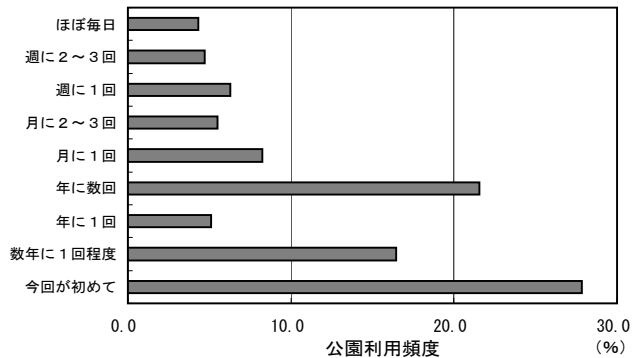


Q12. 公園の利用頻度は？

今回が初めてという回答者が最も多く、27.8%となっている。

また、他季に比べ年に数回という回答者も多い。

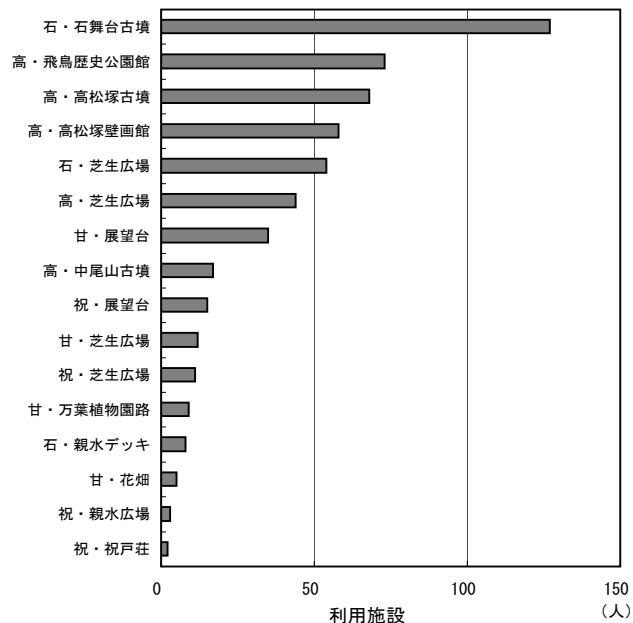
	回答数	%
A ほぼ毎日	11	4.3
B 週に2~3回	12	4.7
C 週に1回	16	6.3
D 月に2~3回	14	5.5
E 月に1回	21	8.2
F 年に数回	55	21.6
G 年に1回	13	5.1
H 数年に1回程度	42	16.5
I 今回が初めて	71	27.8
合計	255	100.0



Q13. 公園内で利用した施設は？

回答者の半数近くが石舞台古墳を利用している。夏の状況に近い。

	回答数
J 石・石舞台古墳	127
A 高・飛鳥歴史公園館	73
D 高・高松塚古墳	68
B 高・高松塚壁画館	58
K 石・芝生広場	54
C 高・芝生広場	44
F 甘・展望台	35
E 高・中尾山古墳	17
M 祝・展望台	15
G 甘・芝生広場	12
N 祝・芝生広場	11
H 甘・万葉植物園路	9
L 石・親水デッキ	8
I 甘・花畑	5
O 祝・親水広場	3
P 祝・祝戸荘	2
合計	541

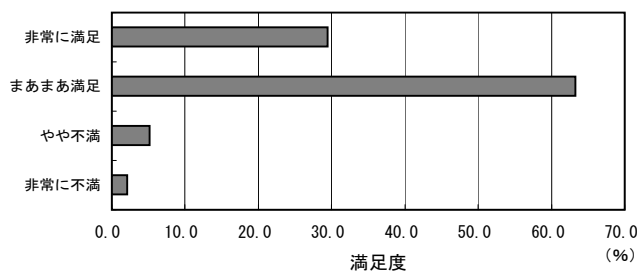


Q14-1. 公園の満足度は？

回答者の93%が現状の公園に満足しているが、他季に比べて低い。

	回答数	%
A 非常に満足	69	29.5
B まあまあ満足	148	63.2
C やや不満	12	5.1
D 非常に不満	5	2.1
合計	234	100.0

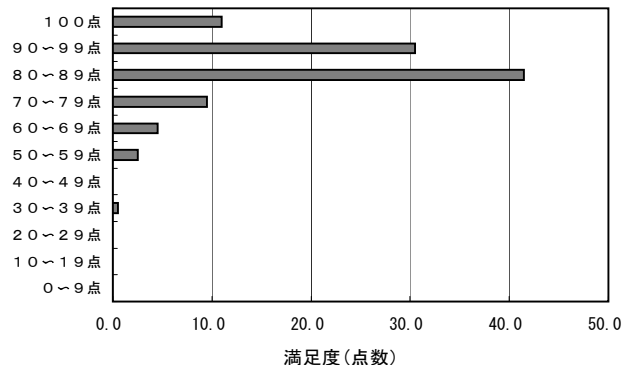
※石舞台有料に不満が3名



Q14-2. 公園を利用されての満足度、100点満点換算では？

得点換算では80点台が最も多く、ついで90点台が多いという、非常に高得点となっており、平均点は他季節と大差ない。

採点	平均点	83.6
	回答数	%
100点	22	11.0
90～99点	61	30.5
80～89点	83	41.5
70～79点	19	9.5
60～69点	9	4.5
50～59点	5	2.5
40～49点	0	0.0
30～39点	1	0.5
20～29点	0	0.0
10～19点	0	0.0
0～9点	0	0.0
合計	200	100.0



Q15. 期待度と利用してみたの感想？

回答者の来られる前の期待度は「期待した」が大半であるが「わからない」という回答も多い。

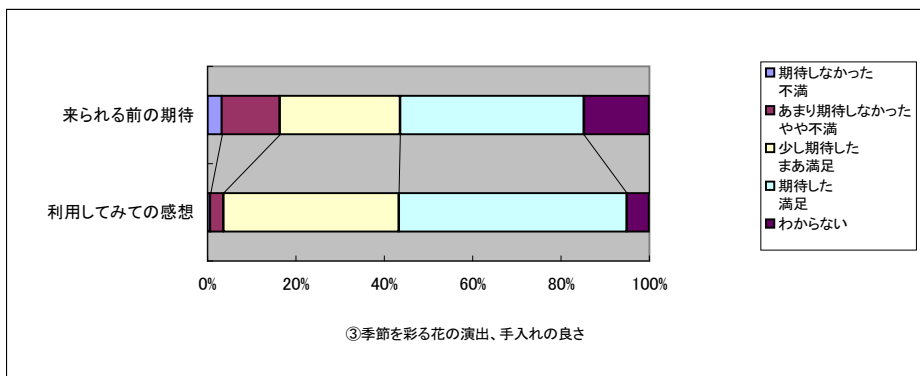
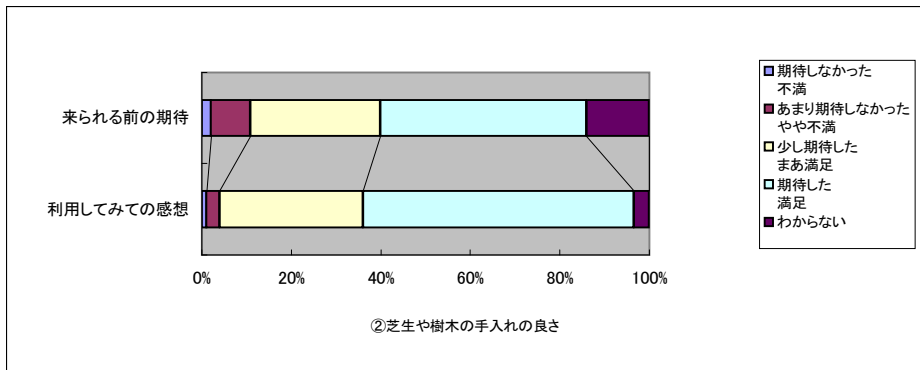
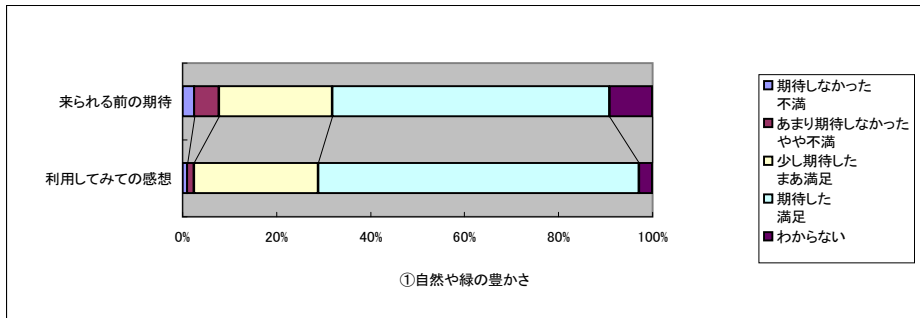
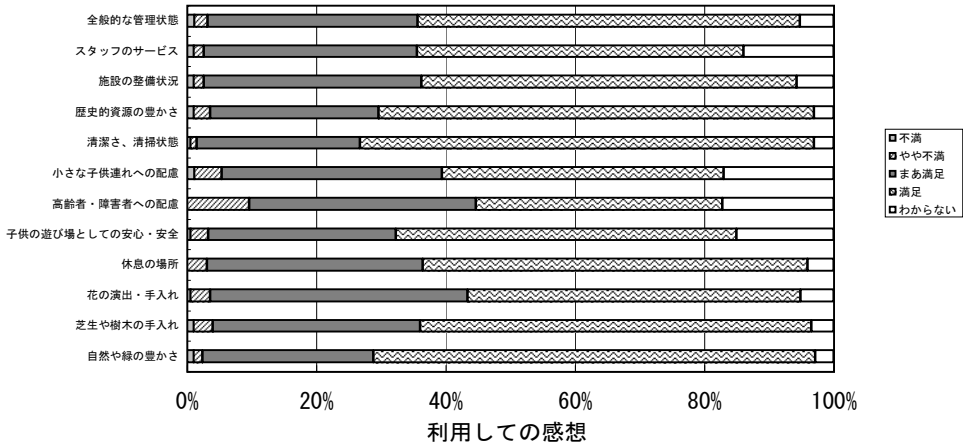
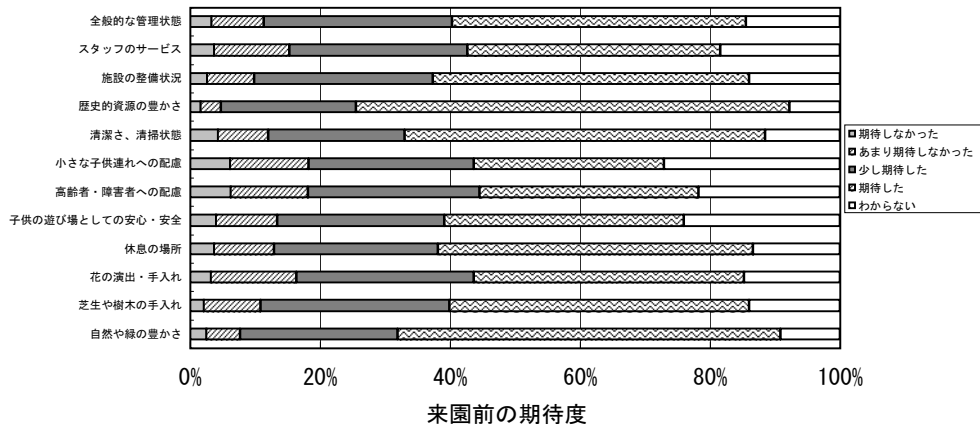
“飛鳥”ならではの、歴史や自然の豊かさに対する期待度は他の項目より若干高い。

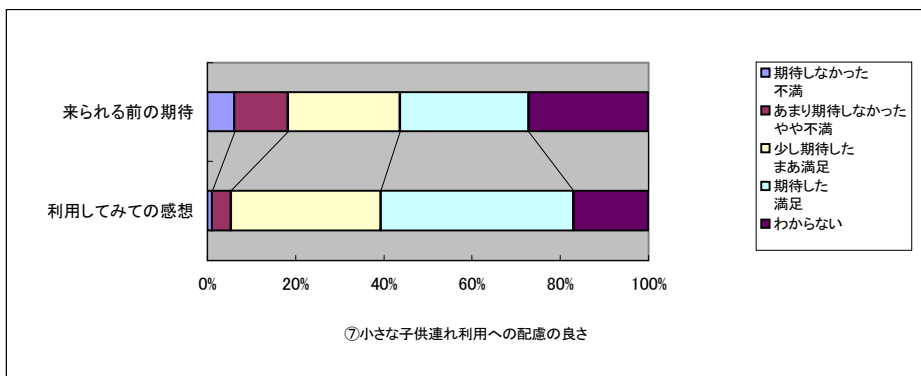
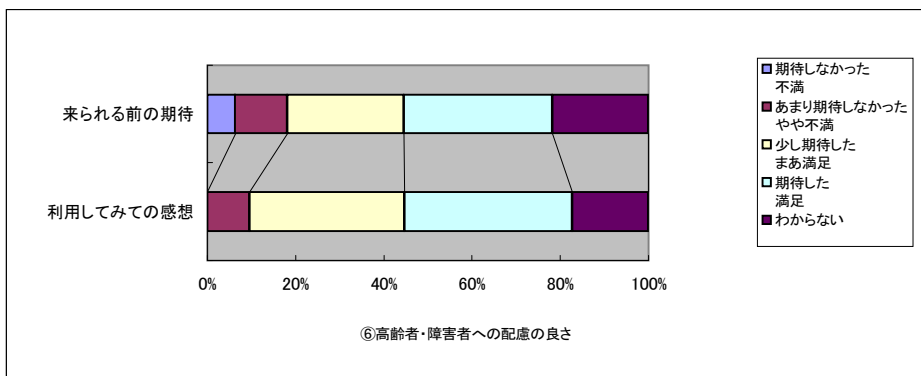
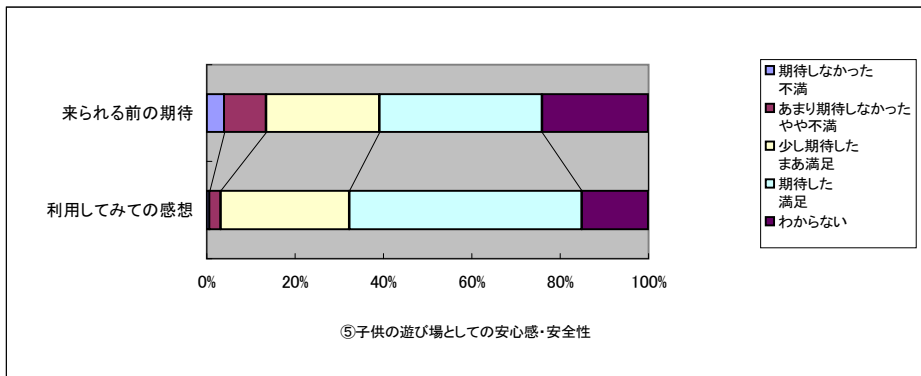
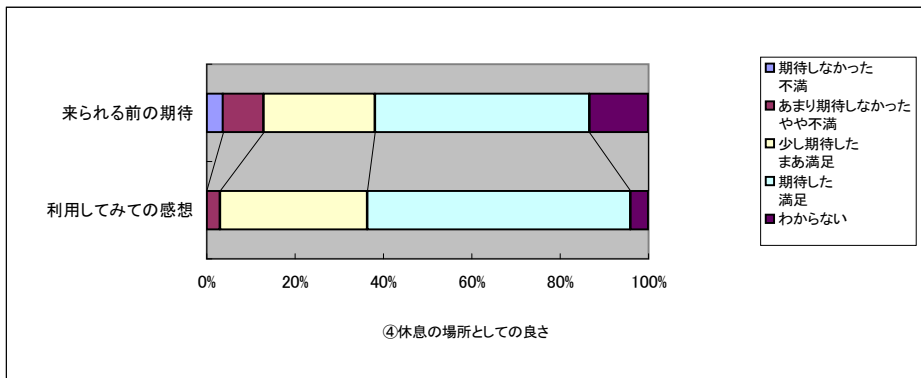
利用後の感想は、全体的に期待以上の満足が得られたことが数値的に見てとれる。特に「小さな子供連れへの配慮」での伸び率が高く、期待を超える満足が多く得られている。

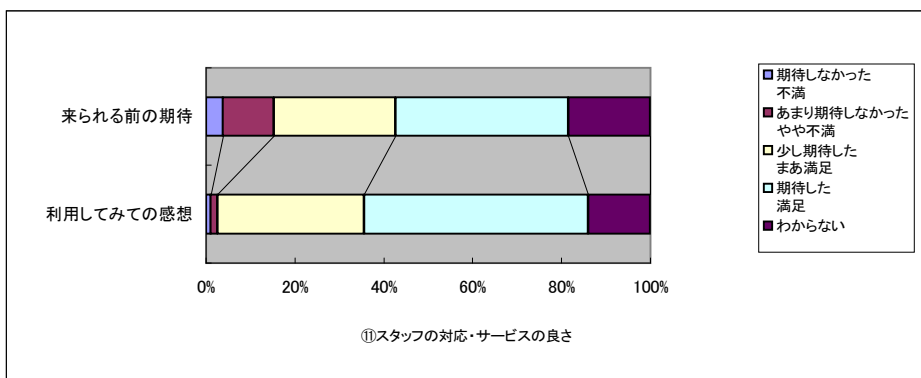
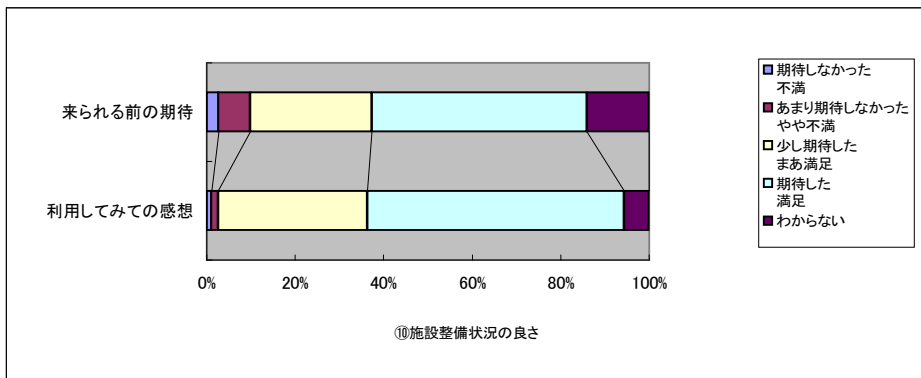
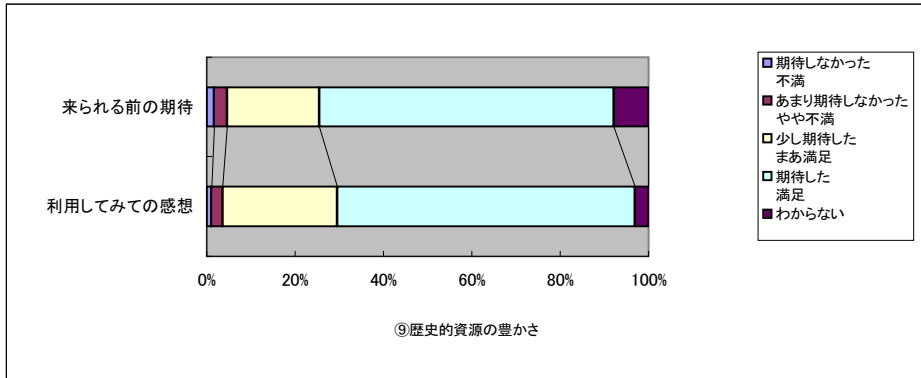
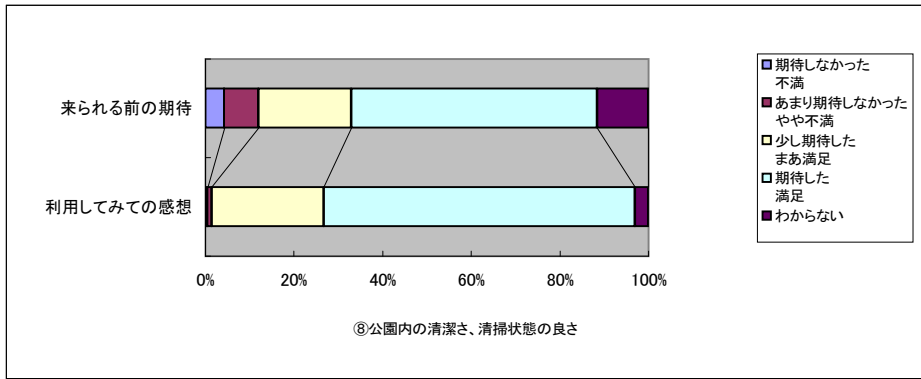
	来られる前の期待					利用してみたの感想				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	5	11	50	122	19	2	3	55	142	6
② 芝生や樹木の手入れ	4	17	56	89	27	2	6	64	121	7
③ 花の演出・手入れ	6	25	52	79	28	1	6	78	101	10
④ 休息の場所	7	18	49	94	26	0	6	65	116	8
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	7	17	46	66	43	1	5	54	98	28
⑥ 高齢者・障害者への配慮	12	23	51	65	42	0	19	69	75	34
⑦ 小さな子供連れへの配慮	11	22	46	53	49	2	8	64	82	32
⑧ 清潔さ、清掃状態	8	15	40	106	22	1	2	50	139	6
⑨ 歴史的資源の豊かさ	3	6	40	128	15	2	5	51	132	6
⑩ 施設の整備状況	5	14	53	94	27	2	3	65	112	11
⑪ スタッフのサービス	7	22	52	74	35	2	3	64	98	27
⑫ 全般的な管理状態	6	15	54	84	27	2	4	62	113	10

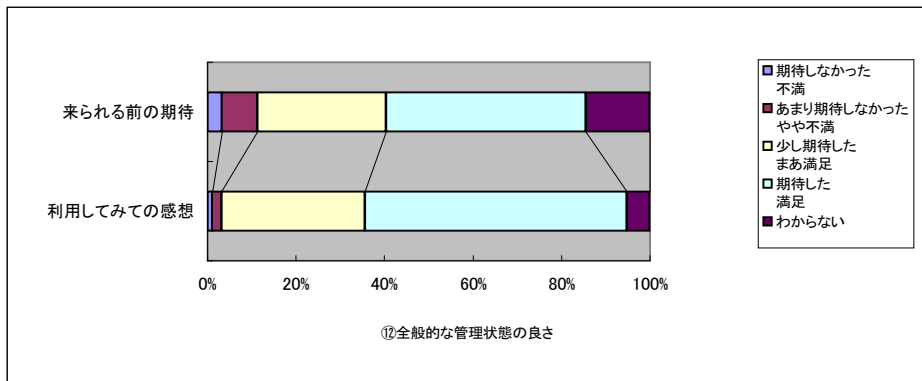
	来られる前の期待 (%)					利用してみたの感想 (%)				
	期待しなかった	あまり期待しなかった	少し期待した	期待した	わからない	不満	やや不満	まあ満足	満足	わからない
① 自然や緑の豊かさ	2.4	5.3	24.2	58.9	9.2	1.0	1.4	26.4	68.3	2.9
② 芝生や樹木の手入れ	2.1	8.8	29.0	46.1	14.0	1.0	3.0	32.0	60.5	3.5
③ 花の演出・手入れ	3.2	13.2	27.4	41.6	14.7	0.5	3.1	39.8	51.5	5.1
④ 休息の場所	3.6	9.3	25.3	48.5	13.4	0.0	3.1	33.3	59.5	4.1
⑤ 子供の遊び場としての安心・安全	3.9	9.5	25.7	36.9	24.0	0.5	2.7	29.0	52.7	15.1
⑥ 高齢者・障害者への配慮	6.2	11.9	26.4	33.7	21.8	0.0	9.6	35.0	38.1	17.3
⑦ 小さな子供連れへの配慮	6.1	12.2	25.4	29.3	27.1	1.1	4.3	34.0	43.6	17.0
⑧ 清潔さ、清掃状態	4.2	7.9	20.9	55.5	11.5	0.5	1.0	25.3	70.2	3.0
⑨ 歴史的資源の豊かさ	1.6	3.1	20.8	66.7	7.8	1.0	2.6	26.0	67.3	3.1
⑩ 施設の整備状況	2.6	7.3	27.5	48.7	14.0	1.0	1.6	33.7	58.0	5.7
⑪ スタッフのサービス	3.7	11.6	27.4	38.9	18.4	1.0	1.5	33.0	50.5	13.9
⑫ 全般的な管理状態	3.2	8.1	29.0	45.2	14.5	1.0	2.1	32.5	59.2	5.2







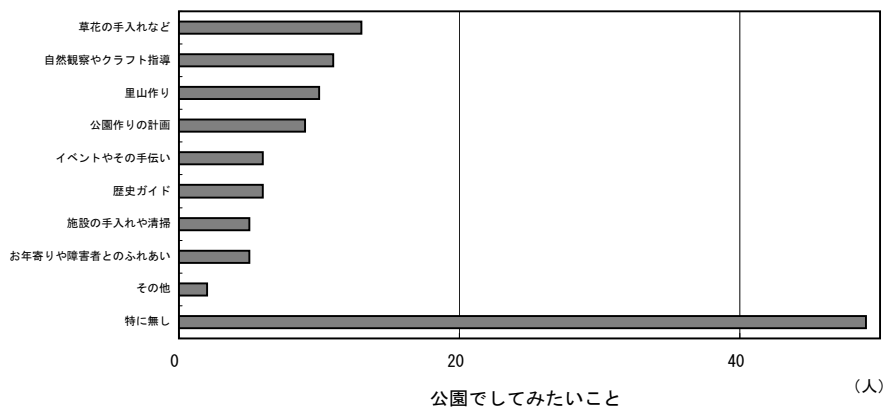




**Q16. 公園でやってみたいことは？**

「草花の手入れ」が多いが大きな差異は見られない。特に希望が無い回答者が圧倒的に多い。

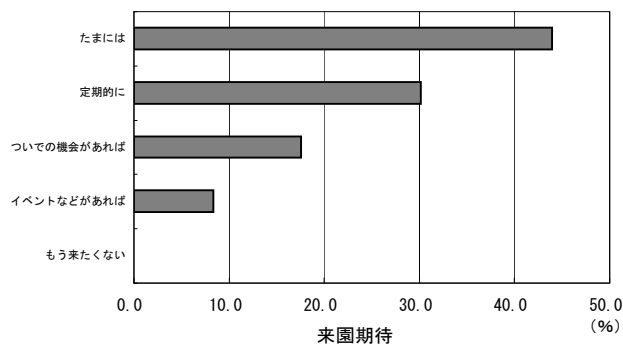
	回答数	%
B 草花の手入れなど	13	11.2
H 自然観察やクラフト指導	11	9.5
F 里山作り	10	8.6
A 公園作りの計画	9	7.8
D イベントやその手伝い	6	5.2
G 歴史ガイド	6	5.2
C 施設の手入れや清掃	5	4.3
E お年寄りや障害者とのふれあい	5	4.3
I その他	2	1.7
J 特に無し	49	42.2
合計	116	100.0



**Q17. また来たいか？**

積極的に来園を期待される「定期的」「たまには」を合わせると74.1%と多い。逆にイベント等の仕掛けによる来園きっかけはそれほど高くない。

	回答数	%
B たまには	105	43.9
A 定期的に	72	30.1
D ついでがあれば	42	17.6
C イベントなどがあれば	20	8.4
E もう来たくない	0	0.0
合計	239	100.0



## 提供物品一覧

番号	品名	規格	数量	摘要
1	金庫	イトーキ・88	1	
2	書類整理箱		1	
3	原色・日本の石	大和屋出版	1	
4	萬葉・大和路	保育社	1	
5	古色・大和路	保育社	1	
6	花大和	保育社	1	
7	佛像・大和路	保育社	1	
8	書庫	チトセ・303G・303D	1	
9	古墳の航空写真集	㈱学生社	1	
10	書庫	ライオン・DF-33G・33S	1	
11	キーボックス	クラウン・D-100	1	
12	土壤硬度計	山中式	1	
13	多目的パネル	プラス・51-337	28	
14	テント	三方幕付・5400*3600	1	
15	冷蔵庫	ナショナル・NR-B17A	1	
16	多目的パネル	プラス・51-338茶色のコルク板製	9	
17	コードレスドライバードリル	日立・D-10D	1	
18	照度計	DM-28型	1	
19	カメラ	ニコンF・801AF	1	
20	レンズ	ニコン35・～135・AF	1	
21	ワイヤレックスワイド	TOA・MA-231W	1	
22	ワイヤレスチューナーユニット	TOA・MTU-750	1	
23	ワイヤレスマイクロホン	TOA・WM-250	1	
24	パソコンデスク	プラス・PA-252	2	
25	テント	2間×3間・四方横幕	1	
26	間仕切りパネル	2,460×1,800	1	
27	案内板	木製 580×70×1,300	1	
28	飾り台	木製・500×500×1,000	1	
29	写真機ストロボ	ニコン・SB-24	1	
30	アングル棚	開放型SE-A6416	1	
31	回転椅子	CR-GP26KDW1	1	
32	2入用ロッカー	コクヨ・LK-2M	1	
33	パンフレットスタンド	コクヨ・ZR-PS50	1	
34	カッティング文字製作	MAX・ビーポップDP-300C	1	
35	テント	プラス伸縮型テントB 6本脚	3	
36	チェンソー	マキタDE-4345	1	
37	フィールドスコープ・A	NIKON(接眼)	1	
38	角テーブル	BT-412MN	1	
39	パンフレットスタンド	クラウンCR-MD330	1	
40	車輪式距離測定器	881-5390	1	
41	デジタルプランメーター	880-0200	1	

番号	品名	規格	数量	摘要
42	デジタルキルビメーター	183-971	1	
43	水中ポンプ	LB-400	1	
44	レンズニッコール	ニコン28/mF2.8	1	
45	発電器	マキタ2300A	1	
46	充電式ドライバードリル	マキタ6205DRA-SP	2	
47	2入用ロッカー	プラスLT-22E/07-523	3	
48	3入用ロッカー	プラスLT-32E/07-524	1	
49	事務用回転イス	CR-MP26KD-W	1	
50	コクヨテーブル	MT-YK164PIB	1	
51	応接セット	コクヨテーブルNT-230FI・4点	1	
52	書籍	改訂3版造園緑化材の知識	1	
53	ラミネータ	J-MSH-Z320	1	
54	ポニオベット	コクヨLL-BID	1	
55	中量ラック(書籍棚)	MM-CWO6624GN	1	
56	中量ラック	MM-WO6624GN	1	
57	書棚	UCHIDA1-300-3010	1	
58	ホワイトボード予定表	W1500×H900	1	
59	カラープリンター	エプソンPM-3500C	1	
60	MOドライバー	MOA-I640S/US2(IOデーター)	1	
61	原動機付き自転車	ホンダライブディオS	1	
62	事務机	コクヨ SD-S5S3	1	
63	透写板	PLUS 89-035	1	
64	カッター	PLUS PK-511	1	
65	鍵付きワゴン	コクヨ HF-CYW30	1	
66	野点傘	赤色	1	
67	スキャナー	キャノン8000F	1	
68	マキタエンジンチェーンソー	MDE400	2	
69	スチールエンジン刈払機	FS23D	1	
70	給与ソフト	マーベルパーフェクトプロ2003	1	
71	両袖机	コクヨSD-BSE167DV3C3F11	10	
72	チェーンソー	コマツゼノアG3500EZ	2	
73	パイプテント	2K×3K	3	
74	イージーアップテント	イージーアップテントDXA30	1	
75	保管庫(引違い)	コクヨS-625FIN	1	
76	保管庫(引違い)	コクヨS-645FIN	1	
77	保管庫(引違い)ガラス	コクヨS-325GFIN	2	
78	保管庫(引違い)	コクヨS-345FIN	2	
79	パソコンデスク	コクヨLD-38FI	1	
80	スチールエンジン刈払機	FS2350	1	
81	リヤカー	RK27S	2	
82	イージーアップテント	イージーアップテントDXA30	1	
83	デジタルカメラ	ニコンD70レンズ付	1	
84	2チャンネルチューナー	TWP-22D	2	

番号	品名	規格	数量	摘要
85	ダイナミックマイクロホン	WIH/D	4	
86	タイピン型マイク	WIH/E	2	
87	ドア付カウンター	コクヨCO-LEH8F1	1	
88	パネル(間仕切り)	コクヨSPP-CP1812B	2	
89	パネル(間仕切り)	コクヨSPP-CP189B	2	
90	カルマーセット(安全草刈機)	ASK-H25A	5	
91	MDラジカセ	パナソニックRX-MDX81	1	
92	臼	ケヤキ 2升用	1	
93	ベクターワークスWindows版	CADソフト	1	
94	花炭用炭窯		1	
95	空間情報システムソフト	SIS V6.1	1	
96	カウンター	コクヨ・CO-LEM2F1	1	
97	耐火金庫	コクヨ・HS-S20K	1	
98	パーテーション	コクヨ・APE-OCP1225C W1800	1	
99	パンフレットスタンド	ジョイントテックス・RP-S310C	1	
100	続明日香村史	上・中・下巻	1	
101	多目的パネル	プラス・51-338 コルク張り	7	
102	アルミ製自走式車いす	カワムラサイクル BM22-42SB-H	2	
103	堆肥用カッター	S-160EH	1	
104	カメラレンズ	SIGMA 10~20mm f4-5.6	1	
105	保管庫	S-D5355FIN	1	
106	刈払機	SB232W	2	

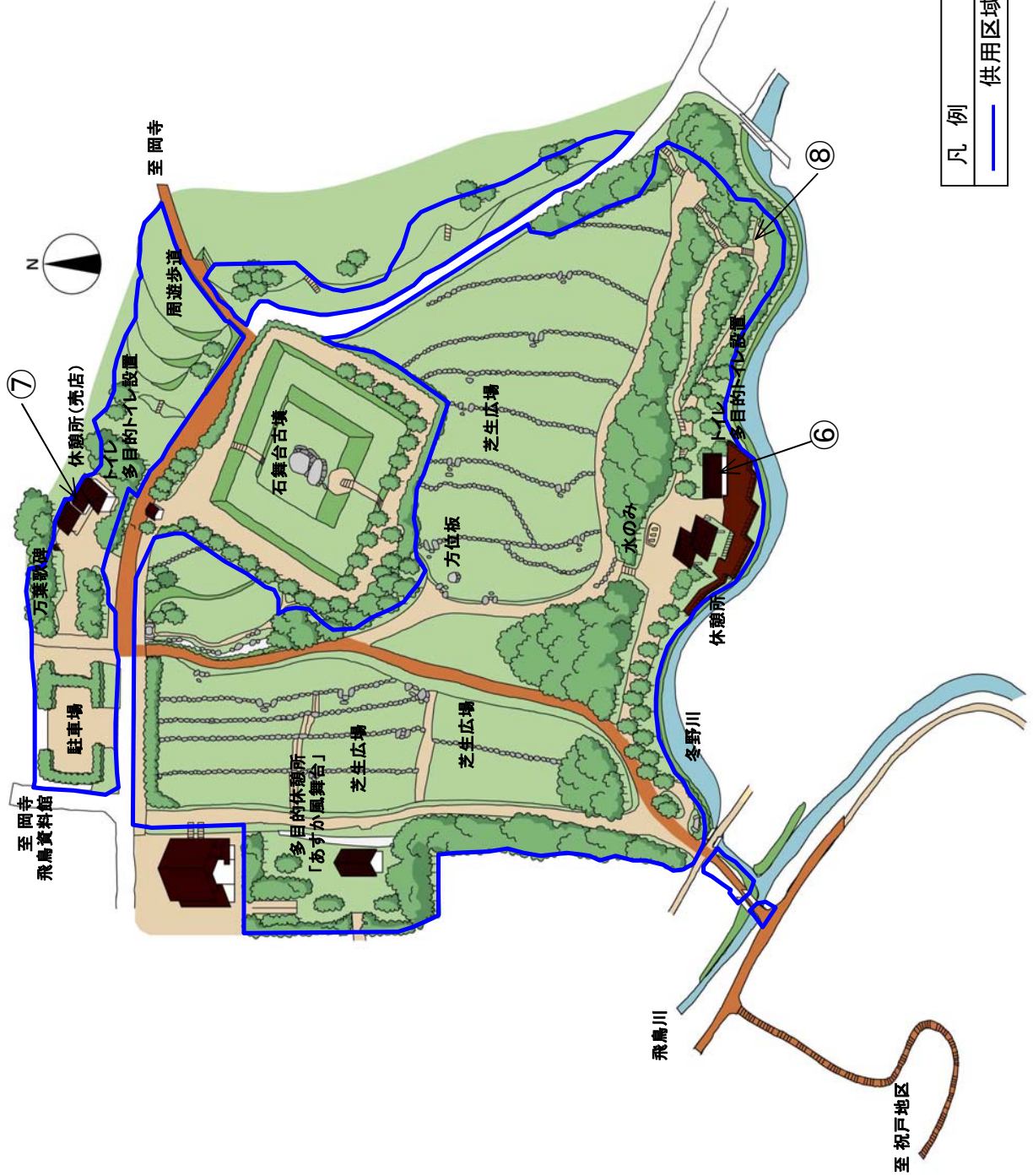
# 国营飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区（提供施設位置図）



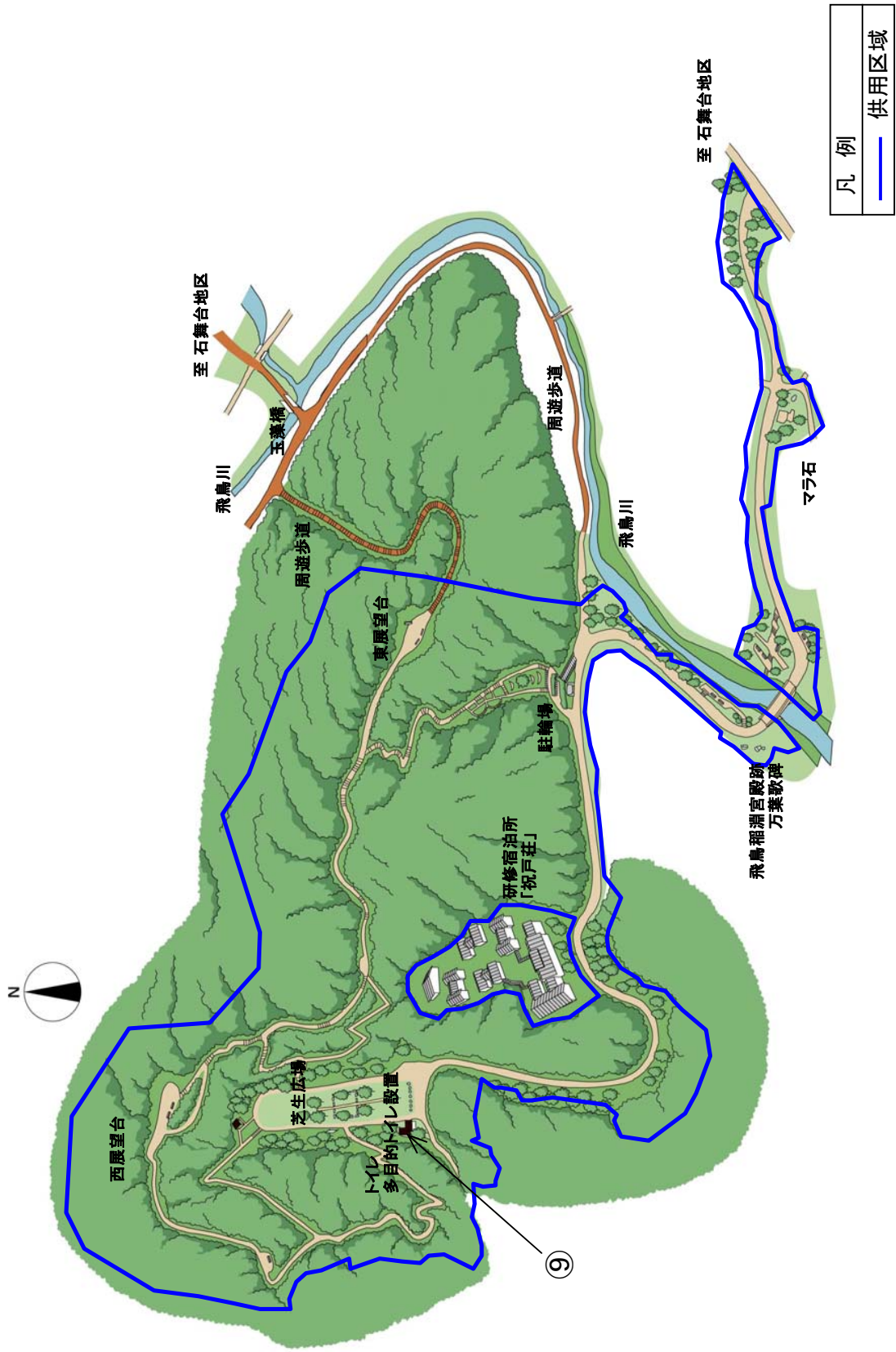
凡例
— 供用区域



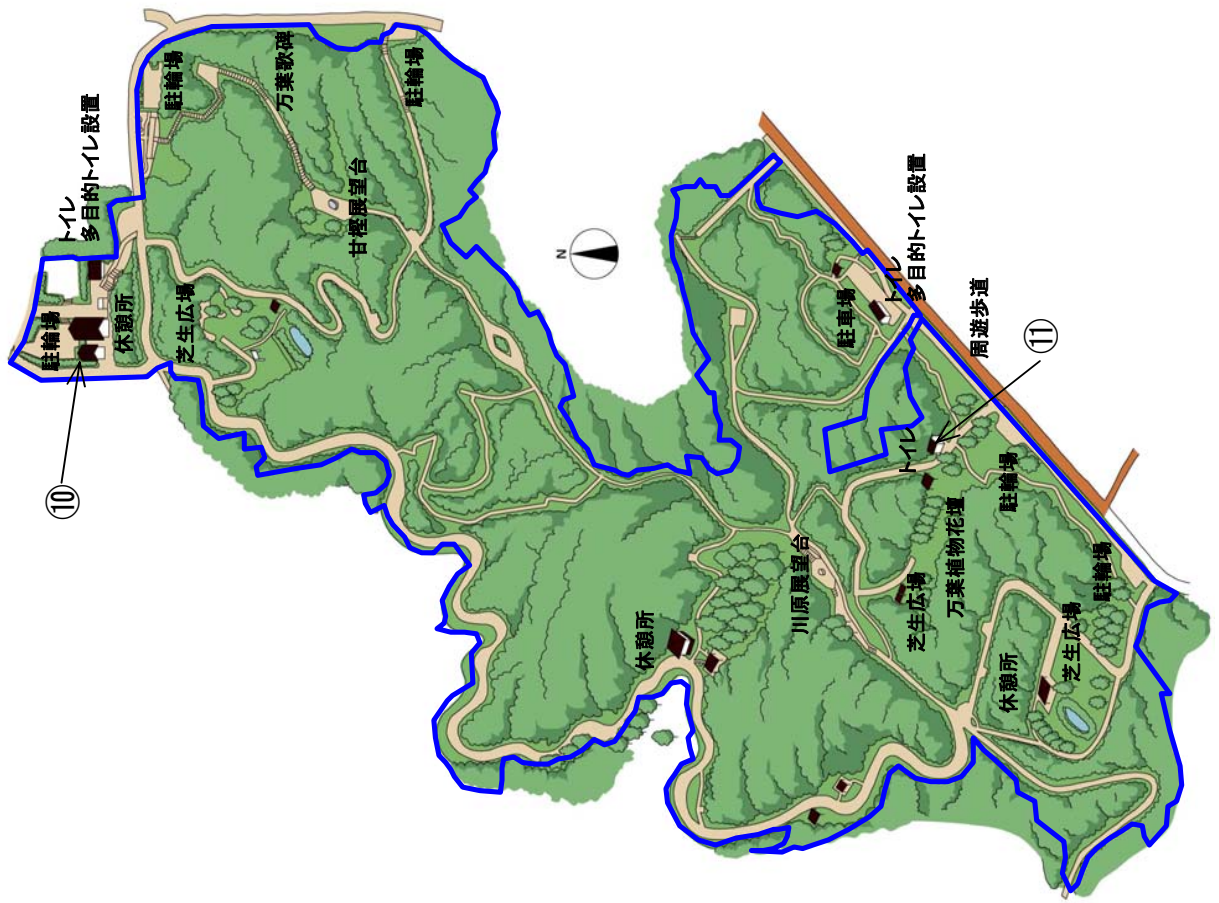
# 国営飛鳥歴史公園 石舞台地区(提供施設位置図)



# 国営飛鳥歴史公園 祝戸地区(提供施設位置図)



国営飛鳥歴史公園 甘樫丘地区(提供施設位置図)



凡例
— 供用区域

提供施設一覽(建築物)

番号	名称	所在地	使用面積	使用目的	備考
①	事務所	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	129.94 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(管理棟)	
②	車庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	23.20 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
③	倉庫1	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	21.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
④	倉庫2	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	11.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
⑤	詰所・倉庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	57.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
⑥	詰所1	石舞台地区(冬野川便所横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	42.50 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
⑦	詰所2	石舞台地区(県道横休憩所) 高市郡明日香村大字島ノ庄	16.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
⑧	倉庫	石舞台地区(冬野川横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	9.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
⑨	詰所	祝戸地区 高市郡明日香村大字祝戸	7.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
⑩	詰所・倉庫	甘樫丘地区(豊浦休憩所横) 高市郡明日香村大字豊浦	65.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	
⑪	倉庫	甘樫丘地区(広場横) 高市郡明日香村大字川原	1.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用(機械器具収納)	

## 提供機械器具一覧

名 称	規 格	数 量	使用目的	引渡場所	返納場所	摘 要
小型トラック	ライトバン (2000CC)	1	維持管理用	国営飛鳥 歴史公園事務所	国営飛鳥 歴史公園事務所	
〃	1.0t積	1	〃	〃	〃	
〃	2.0t積	1	〃	〃	〃	
無線電話装置	車載用	1	〃	〃	〃	けんせつ あすか2

## 貸与備品一覧(機械器具等)

機械器具名	規 格	単 位	数 量	貸与年月日
消防ポンプ		組	2	平成21年4月1日
シューズボックス	KL-H36K	台	2	平成21年4月1日
電話機	MKT/U-24DPF	台	10	平成21年4月1日
自動体外式除細動器	AED-9200	個	1	平成21年4月1日
ケース	ウォールマウント ストレージケース YZ-028H9	個	1	平成21年4月1日
音響システム		組	1	平成21年4月1日
ビデオカメラ	ソニー DCR-TRV900	台	1	平成21年4月1日

貸与備品一覧(通報設備機器)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考
監視映像専用PC		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
NAS		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
通話録音装置		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
電話機		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
ADSLモデム		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
ブロードバンドルータ		台	1	平成21年5月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
廊下用ブザー		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
回転灯		個	1	平成12年10月	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
CCTVカメラ(固定式)		台	1	平成21年5月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考
休憩所緊急監視盤		台	1	平成21年5月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・オートホン含む)
インタホーン		個	1	平成21年5月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
集音マイク		個	1	平成21年5月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
回転灯		個	1	平成12年10月	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
CCTVカメラ(固定式)		台	1	平成21年5月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
休憩所緊急監視盤		台	1	平成21年5月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・オートホン含む)
インタホーン		個	1	平成21年5月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
集音マイク		個	1	平成21年5月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
回転灯		個	1	平成12年10月	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
CCTV監視装置(HDD)		台	1	平成20年3月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所



機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考
CCTVカメラ(固定式)		台	1	平成20年3月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
CCTVカメラ(旋回型)		台	1	平成20年3月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
CCTVカメラ(固定式)		台	1	平成21年5月	甘樫丘地区 豊浦休憩所
休憩所緊急監視盤		台	1	平成21年5月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・オートホン含む)
インタホーン		個	1	平成21年5月	甘樫丘地区 豊浦休憩所
集音マイク		個	1	平成21年5月	甘樫丘地区 豊浦休憩所
リレー盤		台	1	平成10年1月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成10年1月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成10年1月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
回転灯		個	1	平成10年1月	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成15年2月	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成15年2月	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成15年2月	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
回転灯		個	1	平成15年2月	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
トイレ呼出警報表示盤		台	1	平成12年10月	甘樫丘地区 川原トイレ
呼出スイッチ		個	1	平成12年10月	甘樫丘地区 川原トイレ
復帰スイッチ		個	1	平成12年10月	甘樫丘地区 川原トイレ
回転灯		個	1	平成12年10月	甘樫丘地区 川原トイレ

修繕履歴(平成22年度)

工種	種別	細目	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物管理	建物維持修繕	便所修繕 建物維持修繕 管理棟修繕	2010/4/20	石舞台地区冬野川女子トイレ	トイレ	便所修繕	
			2010/5/31	石舞台地区売店トイレ	売店トイレ	便所修繕	
			2010/7/7	国営飛鳥歴史公園園館	模型	模型表記取付作業他	
			2010/8/3	国営飛鳥歴史公園園館	ウォータークーラー	修繕	
			2010/8/7	国営飛鳥歴史公園園館	公園館エアコン他	ドレン管排水管詰まり修繕他	
			2010/9/2	国営飛鳥歴史公園園館	公園館エアコン	ドレン管排水管詰まり修繕	
			2010/11/11	国営飛鳥歴史公園園館、公園館前休憩所	エアコン	取替作業	
			2011/2/14	国営飛鳥歴史公園園館	照明器具	取替作業	
			2010/5/11	石舞台地区	トイレ屋根	庇前垂れ修繕	
			2010/5/11	石舞台地区	手すり	ささくれ修繕	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2010/5/11	石舞台地区	横断側溝	亀裂修繕	
			2010/5/11	石舞台地区	壁	亀裂修繕	
			2010/5/11	高松塚周辺地区	ナット	緩み修繕	
			2010/5/11	高松塚周辺地区	トイレ	水漏れ修理	
			2010/5/11	祝戸地区	園路	苔取り	
			2010/5/11	甘藷丘地区	トイレ	洋式タンク取替修理	
			2010/6/5	高松塚周辺地区	土留	土留修繕	
			2010/7/7	甘藷丘地区	駐車場	堆積土砂撤去作業	
			2010/7/22	甘藷丘地区	法面	法面復旧作業	
			2010/9/14	高松塚周辺地区	多目的トイレ	鍵修繕	
			2010/9/14	高松塚周辺地区	柵	修繕	
			2010/9/14	高松塚周辺地区	車止め杭	修繕	
			2010/9/14	高松塚周辺地区	階段	階段石のぐらつき修繕	
			2010/9/14	甘藷丘地区	多目的トイレ	鍵修繕	
			2010/9/14	甘藷丘地区	グレーチング及び側溝	清掃	
			2010/9/14	石舞台地区	雨樋	落葉清掃	
			2010/9/14	石舞台地区	段差	砂利敷き	
			2010/9/14	祝戸地区	縁石	修繕	
			2010/9/14	祝戸地区	階段	階段石のぐらつき修繕	
			2010/10/28	4地区	看板	看板製作	
			2011/1/28	甘藷丘地区	展望台	展望台の不陸整地	
			2010/8/19	国営飛鳥歴史公園園館前多目的トイレ	多目的トイレ	湯水修繕	
			2011/11/11	石舞台地区	園路 街灯	街灯電球交換	
					芝生広場奥 分電盤	分電盤修繕	
					石舞台地区	止水栓他	止水栓修繕

※平成22年度の修繕費合計額は3,364,480円である。

修繕履歴(平成21年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
建物管理	建物維持修繕	便所修繕	2009/5/15	川原地区	トイレ	電灯盤復旧修理	
			2009/5/13	地区	トイレ	鍵の修繕	
			2009/5/5	甘樫丘地区	川原駐車場	トイレ	電灯盤復旧作業
			2009/6/12	甘樫丘地区	地区	トイレ	洋式タンク修理
			2009/7/15	石舞台売店横	地区	トイレ	天井の照明等修繕
			2009/7/15	高松塚地区	武天皇陵前	トイレ	電磁ホンの取替
			2009/9/	甘樫丘地区	豊浦	トイレ	換気扇交換
			2009/10/	高松塚地区	芝生広場奥休憩所	女子トイレ内倉庫	鍵交換(ドアノブ共)
			2009/7/10/	高松塚地区	庁舎前、甘樫丘地区	身障者トイレ	鍵交換
			2010/1/12/	甘樫丘地区	地区	女子トイレ	部品交換等修繕
			2010/2/4/	高松塚地区	公園館	トイレ	フラッシュバルブ取替作業
			2010/3/14/	石舞台地区	冬野川	女子トイレ	手洗い配水管取替作業
			2009/4/2/	甘樫丘地区	豊浦休憩所	子メーター	電力計取付工事
			2009/10/	石舞台地区	風舞台	緑板	修繕
			2009/12/3/	高松塚周辺地区	詰所	エアコン	取替作業
			2009/10/	高松塚地区	セミナールーム	床	ワックス塗布
			2009/5/4/	甘樫丘地区	区スモモ園休憩所	手すり	手すりと隙間の補修
			2009/5/	甘樫丘地区	川原駐車場付近	車止め金具	金具の取付けなおし、鎖の取替
			2009/5/	高松塚地区	地区	車止め金具	金具の取付けなおし
			2009/5/	石舞台地区	地区	石畳	石畳はがれモルタル補修
2009/7/3/	高松塚地区	駐車場	バリカー	バリカーのカバー修繕			
2009/10/23/	石舞台地区	地区	人止柵	設置作業			
2009/10/27/	高松塚地区	地区	石畳	ぐらつき修繕			
2009/10/	高松塚地区	扇橋側入口	緑石	ずれ修繕			
2009/10/	高松塚地区	芝生広場入口	水路の柵	ゆがみ修繕			
2009/10/	高松塚地区	芝生広場	歩道	修繕			
2009/10/	石舞台地区	芝生広場	水路の柵	柵設置			
2009/10/	石舞台地区	古墳入口近く	歩道	緑石のはずれ修繕			
2009/10/	甘樫丘地区	茶屋付近	看板	刈り設置分撤去、老朽化撤去			
2009/10/	甘樫丘地区	2号園路	土留柵	補修			
2009/12/4/	甘樫丘地区	尾根道	周遊歩道階段	丸太階段取替作業			
2010/2/17/	高松塚地区	電気室横	敷石	敷設作業			
2010/2/20/	石舞台地区	駐車場	真砂土	真砂土舗装作業			
2010/3/25/	石舞台地区	風舞台裏	操作盤	操作盤交互リレー取替作業			
2009/5/	高松塚地区	公園館前	外灯	カバー作り直し			
2009/9/	甘樫丘地区	石舞台地区	外灯	清掃・点検			
2009/9/	石舞台地区	売店前休憩所	天井スポットライト	ライト交換			
2009/9/	高松塚公園館前	休憩所	壁灯	配線及び壁灯の交換			
2009/5/	石舞台地区	夢市茶屋前	散水栓	散水栓カバーの鉄板加工(蓋作成)			
2009/5/	石舞台地区	風舞台横	量水器ボックス	カバーの取替			
2009/10/	石舞台地区	風舞台側入口	量水器BOX	ボックス蓋の鉄板加工			
2010/1/27/			受水槽	清掃作業			
2009/5/			鳥の巣	撤去			
2009/8/			歴史街道の専用PC	修理			

※平成21年度の修繕費合計額は3,983,822円である。

修繕履歴(平成20年度)

工種	種別	細目	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	便所修繕	2008/4/9 川原地区駐車場	男子、女子トイレ	光電センサー取替
			2008/5/1 祝戸地区	トイレ	呼び出し装置修繕
			2008/7/16 石舞台地区売店横	男子トイレ	自動小便器用水洗修理
			2008/8/13 祝戸地区祝戸荘	トイレ	呼び出し装置修繕
			2008/8/20 文武天皇陵前	男子、女子トイレ	電磁ポンプ(自動石鹸器)取替え作業
			2008/10/2 石舞台地区	男子、女子トイレ	フラッシュマン小便器自動洗浄機修理、和式トイレ修理
			2008/8/13 石舞台地区売店横	男子、女子トイレ	小便器水漏れ修理、手洗用鏡交換
			2008/4/1 全地区	トイレ	カルミックエアユニットレナルサービスマス務(トイレ用消臭芳香剤メンテナンス作業)
			2008/5/15 石舞台地区花畑及び法面	石	石撤去作業
			2008/8/1 文武天皇陵前	側溝	養設置作業
			2009/1/19 全地区	園路	改修工事(緑石の破損、石量のぐらつき、グレーチングの隙間、等)
			2009/1/15 甘樫丘地区 スモモ園・つばきの小	人止柵	設置作業
			建物管理	建物清掃支出 工作物維持修繕	その他維持修繕
2008/6/4 石舞台地区、高松塚周辺地区	車止め	ペンチ繕、木製階段修繕、マンホール周辺モルタル仕上げ、掲示板設置、散水ボックス埋設、			
2008/4/2 甘樫丘地区、石舞台地区、祝戸地	車止め・床マット	車止め・床マット設置作業			
2008/7/11 全地区	スタンプ台	改修工事(扉加工)			
2008/9/3 高松塚周辺地区	水銀灯	ランプ取替工事			
2008/11/25 祝戸地区	水銀灯	修理作業			
2009/1/9 甘樫丘地区	フットライト	修理			
2008/5/15 甘樫丘地区2次側	公衆トイレ	漏水修理工事			
2008/8/7 祝戸地区	送水管	加圧給水ポンプユニット修繕			
2008/10/15 高松塚周辺地区	貯水槽	漏水修理			
2009/1/14 祝戸地区	貯水槽	清掃作業			
2008/7/16 石舞台地区	水銀灯	水銀灯修理(タイムスイッチ取替)			
2008/7/4 飛鳥百景	モニター	モニター交換			
2008/9/17 飛鳥百景	パソコン	パソコン交換			
2009/1/22 飛鳥百景	模型	スイッチ修繕			

※平成20年度の修繕費合計額は4,594,738円である。

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			20年度	21年度	22年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分		199,000	183,869	174,960
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)			199,000	183,869	174,960
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)			199,000	183,869	174,960
(注記事項)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)</li> <li>・植物管理の一部を追加することとしている。</li> <li>・平成20年～平成22年までに、業務範囲の変更はない。</li> <li>・業務毎の委託費は別紙17精算報告書を参照。</li> </ul>					

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	20年度	21年度	22年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(平成24年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件  
同種、類似業務の実務経験
2. 技術力に関する要件  
○植物管理業務  
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成21年)

1. 知識、経験に関する要件  
同種、類似業務の実務経験

①総括責任者

植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたる維持管理業務の実施について全般を統括する者。

②部門責任者

国営公園の管理は、植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたり、またその遂行には総務や経理等が含まれる。このような業務全体を大きく分け、あるいは、いくつかのグループをつくり業務を進めるなど、様々な執行方法・執行体制が想定されるが、そうした業務部門等を統括する者。

2. 技術力に関する要件  
なし

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)
- ・平成20年度～平成22年度、委託企業の職員8名及び非常勤職員4名が従事していた。
- ・大規模イベント時には、臨時でアルバイトを募集している。
- ・従事者に求める知識や技術は、平成21年時の資格要件である。

## 3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧、別紙2主要建築物一覧、別紙13提供施設及び提供物品等、別紙14修繕履歴を参照

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標						
	20年度		21年度		22年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
公園全体の年間公園利用者数(人)		922,980		884,706		962,519
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		35.5%		33.8%		34.0%
マスコミによる報道件数(件)		199		173		188
ホームページの総アクセス件数(件)		1,191,897		1,482,409		
歴史学習メニュー・イベントの開催回数(回)		11		10		11
歴史学習メニュー・イベントの参加人数(人)		901		822		655

■四半期指標								
	平成20年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		397,971		168,888		246,798		109,323
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		36.2%		28.5%		37.2%		37.6%
	平成21年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		322,450		209,676		228,100		124,480
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		33.7%		30.7%		32.4%		39.1%
	平成22年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		395,827		202,129		273,627		90,936
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		35.1%		28.9%		32.3%		43.9%

(注記事項)

※1: 公園利用者数の集計方法は別紙-11による。なお、「達成すべき質」の利用者数と「全体の推計公園利用者数」の利用者数は異なるため、留意すること。また、実績平均値は四捨五入のため年平均と四半期別の合計は一致しない。

※2: 「公園の利用に関するアンケート調査」のQ14-1「公園の満足度は？」において、全回答者数に対して「非常に満足」と回答した人の割合。

※3: マスコミ報道件数とは、以下の合計件数。

・テレビ、ラジオの放送件数

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞への紙面掲載件数

・販売、配布エリアが明日香村以上の雑誌、情報誌への紙面掲載件数

ただし、ホームページ等インターネット掲載記事は除く。

※4: 国営飛鳥歴史公園ホームページの総アクセス数(ただし、契約関係サイトなど公園事務所作成部分は除くこととする。)なお、H22年度のアクセス数が確認できないため、2カ年分を掲載している。なお、平成19年度の実績は657,485件である。

※5: 歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムのうち、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。なお、事例については、別紙16に示すとおり。

※6: 四半期指標における「公園利用者の「非常に満足」の回答比率」の1～3月の実績については、各年度とも12月に把握したものである。

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法  
・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

万葉植物を活用した花修景による演出、広報、歴史学習メニュー、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。

(注記事項)

・別紙20市民参加による公園運営の取り組み、別紙21一般廃棄物の排出量、別紙22植物性廃棄物の発生・処理・活用量、別紙23苦情・要望の内容及び件数



業務区分表

	業務内容	業務細目	現状			民間競争入札			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(主な受託者)	A以外の業者	国土交通省	B(請負者)	B以外の業者	
H 2 4 - 2 6 国 営 飛 鳥 歴 史 公 園 運 営 維 持 管 理 業 務	①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務			○			○		通年
	②企画運営管理業務	行催事、広報、来園者サービス		○			○		通年
	③施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	④植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	⑤収益施設等運営業務	収益施設運営			○		○		通年

実施行催事等実績

別紙16

■ 平成21年度 国営飛鳥歴史公園行事

①委託費のみで行うもの

日程	分類	歴史学習(※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
★イベント						
平成21年4月4日	共催イベント		飛鳥蹴鞠の日	飛鳥時代に行われていたとされる「飛鳥蹴鞠」の様子を再現、披露します。体験会も実施。大人から子供まで、皆で明日香の伝統行事に触れていただけます。	110	
平成21年5月6日	共催イベント		日本画にチャレンジ	新緑の飛鳥を日本画で表現してみたいか?。講師には福本氏を迎え、本格的な日本画が体験できます。	38	
平成21年5月16日~17日	特別イベント		キトラ古墳壁画公開特別企画「飛鳥わくわく体験」	親子でわくわく楽しめるイベント盛りだくさん。キトラ古墳壁画鑑賞も兼ねて飛鳥で一日を満喫してみませんか。	3,900	
平成21年6月20日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘藷丘で、国蝶オオムラサキについての繁殖の話などを聞き、観察したあと、甘藷丘の林に放蝶します。	80	
平成21年9月19日~23日	実行委員会イベント		彼岸花祭り	自然素材のクラフトなどのメニューを出展	4,100	
平成21年10月10日	実行委員会イベント		明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会	園内を中心に講師の先生方の指導の下の撮影会	104	
平成22年2月14日	特別イベント		遷都1300年記念「飛鳥の旧正月」	遷都1300年を記念して旧正月である2/14に冬季利用促進イベントとして実施する。	9,000	
平成22年3月13日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放虫会」	国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、幼虫を園内に放します。	26	
平成22年3月20日	ハイキング		ASUKAノルディックウォーク	ノルディックウォークは、ウォーキングに健康増進を付加したイベントスポーツ。春の心地よい飛鳥風を感じながら、体験してみませんか?	17	
平成22年3月28日~31日	特別イベント		春の花祭り	春に咲く花を探してスタンプを集めよう!	5,000	
★企画展						
平成21年4月27日~5月24日	企画展		投稿歌「現代飛鳥万葉集第19集」優秀作品展	万葉の地、飛鳥にて和歌を詠む体験を楽しんでもらうため、年間を通じ投稿歌を募集した作品から、優秀作品20首ほどを選び、国営飛鳥歴史公園園内に展示します。	13,932	
平成21年5月27日~6月7日	企画展		高松塚壁画発掘調査写真展	高松塚古墳壁画一般公開に伴い、公園館にて発掘調査時の写真を展示いたします。	4,259	
平成21年6月21日~7月7日	企画展		飛鳥七夕祭り	国営飛鳥歴史公園園内にて、キトラ古墳の星宿園の案内と、七夕飾りを行います。	2,643	
平成21年7月9日~9月16日	企画展		飛鳥の朝顔展	一般的なアサガオより葉や花などが変化した「変化朝顔」を展示いたします。	11,957	
平成21年9月25日~10月26日	企画展		第32回 明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園園内にて、昨年度の優秀作品展を行います。	7,782	
平成21年10月20日~11月18日	企画展		第6回 明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で菊花の展示を行います。	9,054	
平成21年11月1日~30日	企画展		第16回 飛鳥スケッチコンクール作品展	飛鳥スケッチコンクールに応募された、全作品の展示を行います。	8,559	
平成22年3月1日~31日	企画展		飛鳥里山クラブ作品展	飛鳥里山クラブの日常の活動の成果を展示・発表する	7,267	
合計		0件	18件		87,828人	0人

②材料代等実費を公園利用者から徴収するもの

日程	分類	歴史学習(※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
★イベント						
平成21年4月18日	里山しごと		里山しごと体験「竹林の手入れと旬の収穫体験」	飛鳥の里山景観づくりのための竹林管理作業を体験してもらい、里山の「旬」を収穫します。	35	
平成21年4月25日	ハイキング	◎	春の飛鳥を写そう	飛鳥を巡りながら、史跡や自然を撮影するコツを学びます。カメラ初心者向け!	7	7
平成21年5月3日~5日	里山あそび		里山あそび広場2009春	飛鳥里山クラブが、空を舞い泳ぐこいのぼりと共に、思い出に残る子供の日を提供します。クラフト教室や自然の素材を使った遊び、昔懐かしい遊びも登場、お子様からご年配まで幅広く楽しんでいただけます。	3,419	
平成21年5月9日	歴史ハイキング	◎	キトラ古墳壁画公開企画 古都・飛鳥散歩「飛鳥の隠れスポット西飛鳥古墳群に行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見してみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいか?	36	36
平成21年5月10日	歴史ハイキング	◎	万葉歌碑を訪ね歩き、古代のロマンに浸ってみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいか?	8	8	
平成21年5月23日	自然ハイキング	◎	キトラ古墳壁画公開企画 古都・飛鳥散歩「心ふるさと飛鳥の花めぐり」	日本人の心ふるさとと称される飛鳥の自然を満喫してみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいか?	47	47
平成21年7月4日	自然クラフト		里山自然教室「ベニバナの染色体験」	万葉植物「ベニバナ」を使った染色を行います。ベニバナは摘み取りから行います。	21	
平成21年8月1日	自然クラフト		夏休み企画 里山クラフト教室「竹であそぼう」	夏休み企画も最終回。夏休みの工作はこれでばっちり。竹で遊ぶ道具をつくりましょう。	40	
平成21年7月25日~26日	共催イベント		夏休み特別企画「親子であそぼう! 飛鳥まるごと体験」	夏休みに親子で飛鳥をまるごと体験してみませんか。飛鳥古代体験や里山クラフトなど盛りだくさん。夜は民宿で飛鳥の雰囲気満喫して下さい。夜のお楽しみイベントもあるよ!	103	
平成21年8月10日~16日	歴史たいけん	◎	夏休み特別企画 飛鳥古代体験 勾玉づくり・ガラス玉づくり	夏休み特別企画。飛鳥で古代体験。「勾玉作り」「ガラス玉づくり」などを体験していただけます。事前申し込みは不要です。	487	487
平成21年8月22日	生き物・自然		夏休み企画 里山自然教室「水辺の生き物観察会」	夏休みの宿題もこれでばっちり。今回は公園に生息するザリガニについて学びます。勉強した後は、公園の池でザリガニ釣りをします。	64	
平成21年9月19日~20日 ※18日プレ	実行委員会イベント		飛鳥光の回廊	光の地上絵、小学生制作行灯展示、ボランティア作品展示、点火ボランティア、あんどんづり体験など盛りだくさんのイベントで光の回廊を盛り上げる。	22,800	
平成21年10月3日~4日	里山あそび		里山あそび広場 2009 秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日常の活動成果を活かし、「昔あそび」「自然あそび」など、ほのほのとできる遊びを提供します。	6,000	
平成21年11月21日	歴史ハイキング	◎	古都・飛鳥散歩「健歩・飛鳥ハイキング」	飛鳥の名所を巡りながら約15キロの道のりを歩き、健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。	27	27
平成21年12月5日	自然クラフト		里山自然教室「縛り体験」	万葉植物でもある「わた」を紡ぐ体験を行います。	25	
平成21年12月19日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室「しめ縄作り」	お正月準備企画第一弾。来年のお正月には手作りのしめ縄を飾りましょう。	26	26
平成21年12月20日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室「ミニ門松作り」	お正月準備企画第二弾。テーブルに飾れるミニ門松を作りましょう。	79	79
平成21年12月23日	たいけん	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室「鏡餅作り」	お正月準備企画第三弾。お正月飾りには欠かせない、鏡餅作りを行います。これでいつお正月が来て大丈夫!	62	62
平成22年1月23日	たいけん	◎	飛鳥伝統教室「みそ作り」	飛鳥のみそ作り挑戦します。	43	43
平成22年1月30日	里山しごと		里山しごと体験「炭焼き体験」	公園ボランティアが行っている炭焼きを紹介し、その作業の一部を体験してもらいます。出来上がった炭はお持ち帰りいただけます。	32	
平成22年2月20日	生き物ハイキング		里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	野鳥を中心に里山の自然観察を行います。冬に飛来する水鳥を中心に観察します。	34	
合計		10件	21件		33,395人	822人

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に関する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。

■ 平成20年度 国営飛鳥歴史公園行事

①委託費のみで行うもの

日程	分類	歴史学習(※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
<b>★イベント</b>						
平成20年4月5日	共催イベント 歴史・体験		飛鳥蹴鞠の日	飛鳥時代に行われていたとされる「飛鳥蹴鞠」の様子を再現、披露します。体験会も実施。大人から子供まで、皆で明日香の伝統行事に触れていただけます。	650	
平成20年5月17日～18日	特別イベント		キトラ古墳壁画公開特別企画 「飛鳥わくわく体験」	「熱気球登場体験」、「手作りミニSL乗車体験」、「動物ふれあい体験」など、親子でわくわく楽しめるイベント盛りだくさん。キトラ古墳壁画鑑賞も兼ねて飛鳥で一日を満喫してみませんか。	7,200	
平成20年6月11日～7月10日			特別展 「樟院寺遺跡(キトラ古墳壁周辺地区内遺跡)出土の小金銅仏片」展示	キトラ古墳壁周辺地区整備作業に伴い出土の小金銅仏の右手を国営飛鳥歴史公園にて展示した。	4,550	
平成20年6月22日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘樫丘で、国蝶オオムラサキについての繁殖の話などを聞き、観察したあと、甘樫丘の林に放蝶します。	94	
平成20年9月21日～23日	里山クラブ 協力行事		彼岸花祭り ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催		32,000	
平成20年10月13日	共催イベント		明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会 ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催	明日香路を写そう写真コンクールの特別撮影会を開催します。	75	
平成21年3月20日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放虫会」	国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、幼虫を園内に放します。	32	
<b>★企画展</b>						
平成20年4月28日～5月25日	企画展		投稿展「現代飛鳥万葉集第17集」優秀作品展	万葉の地、飛鳥にて和歌を詠む体験を楽しんでもらうため、年間を通じ投稿歌を募集した作品から、優秀作品20首ほどを選び、国営飛鳥歴史公園に展示します。	17,554	
平成20年6月21日～7月7日	企画展		飛鳥七夕祭り	国営飛鳥歴史公園にて、キトラ古墳の星宿図の案内と、七夕飾りを行います。	2,040	
平成20年9月25日～10月26日	企画展		第30回 明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園にて、昨年度の優秀作品展を行います。	8,329	
平成20年10月20日～11月18日	企画展		第5回 明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で菊花の展示を行います。	11,327	
平成20年11月1日～30日	企画展		第14回 飛鳥スケッチコンクール作品展	飛鳥スケッチコンクールに応募された、全作品の展示を行います。	11,135	
平成21年3月1日～4月26日	企画展		飛鳥里山クラブ作品展	飛鳥里山クラブの日ごろの活動の成果を展示・発表する	6,382	
合計		0件	13件		101,368人	0人

②材料代等実費を公園利用者から徴収するもの

日程	分類	歴史学習(※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
<b>★イベント</b>						
平成20年4月19日	里山しごと		里山しごと体験 「竹林の手入れと旬の収穫体験」	飛鳥の里山景観づくりのための竹林管理作業を体験してもらい、里山の「旬」を収穫します。	64	
平成20年5月3日～5日	里山あそび		里山あそび広場2008春	飛鳥里山クラブが、空を舞い泳ぐこのほりと共に、思い出に残る子供の日を提供します。クラフト教室や自然の素材を使った遊び、普懐かしい遊びも登場、お子様からご年配まで幅広く楽しんでいただけます。	6,300	
平成20年5月6日	クラフト	◎	飛鳥伝統教室「親子で和風づくり」	日本の伝統である和風づくりを和風の歴史、種類、風がながる仕組み・構造、材料の選び方などの話をまじえながら製作します。最後に完成した和を芝生広場で揚げます。	15	15
平成20年5月10日	歴史 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画公開企画 古都・飛鳥散歩 「飛鳥の隠れスポット西飛鳥古墳群に行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見してみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいかが。	30	30
平成20年5月11日	歴史 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画公開企画 古都・飛鳥散歩 「古代のロマン万葉の歌碑めぐり」	万葉歌碑を訪ね歩き、古代のロマンに浸ってみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいかが。	20	20
平成20年5月24日	自然 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画公開企画 古都・飛鳥散歩 「心のふるさと飛鳥の花めぐり」	日本人の心のふるさとと称される飛鳥の自然を満喫してみませんか。ハイキング参加者には飛鳥資料館で実施されているキトラ古墳壁画公開の入場券をプレゼント。ハイキング後にちよっと足を伸ばして見学してみたいかが。	14	14
平成20年7月6日	自然 クラフト		里山自然教室「ベニバナの染色体験」	万葉植物「ベニバナ」を使った染色を行いますベニバナは摘み取りから行います。	47	
平成20年7月27日	自然 クラフト		夏休み企画 里山クラブ教室 「竹であそぼう」	夏休み企画も最終回。夏休みの工作はこれではぼろり、竹で遊び道具をつくりましょう。	56	
平成20年8月3日～4日	共催イベント		夏休み特別企画 「親子であそぼう! 飛鳥まるごと体験」	夏休みに親子で飛鳥をまるごと体験してみませんか。飛鳥古代体験や里山クラブなど盛りだくさん。夜は民宿で飛鳥の雰囲気を楽しんで下さい。夜のお楽しみイベントもあるよ!	124	
平成20年8月9日～17日	歴史 たいけん	◎	夏休み特別企画 飛鳥古代体験 勾玉づくり・ガラス玉づくり	夏休み特別企画。飛鳥で古代体験。「勾玉作り」「ガラス玉づくり」などを体験していただけます。事前申し込みは不要です。	463	463
平成20年8月23日	生き物・自然		夏休み企画 里山自然教室 「水辺の生き物観察会」	夏休みの宿題もこれでぼろり。今回は公園に生息するザリガニについて学びます。勉強した後は、公園の池でザリガニ釣りを楽しめます。	58	
平成20年9月13日	ハイキング	◎	古都・飛鳥散歩「秋の飛鳥を写そう」 ～初心者歓迎 デジタル撮影講座～	秋の飛鳥を巡りながら、史跡や自然をデジタルカメラで写すコツを学びます。カメラ初心者向け! イベント終了後には「飛鳥光の回廊 プレ点灯」で早速ウ	42	42
平成20年9月14日～15日	共催イベント		飛鳥光の回廊 ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催	光の地上絵、小学生制作行灯展示、ボランティア作品展示、点火ボランティア、あんどんづくり体験など盛りだくさんのイベントで光の回廊を盛り上げます。	5,000	
平成20年10月11日～12日	里山あそび		里山あそび広場 2008 秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日ごろの活動成果を活かし、「昔あそび」「自然あそび」など、ほのぼのとした遊びを提供します。	2,700	
平成20年11月22日	歴史 ハイキング	◎	古都・飛鳥散歩「健歩・飛鳥ハイキング」	飛鳥の名所を巡りながら約15キロの道のりを歩く、健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。	61	61
平成20年12月20日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「しめ縄作り」	お正月準備企画第一弾。来年のお正月には手作りのしめ縄を飾りましょう。	41	41
平成20年12月21日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「ミニ門松作り」	お正月準備企画第二弾。テーブルに飾れるミニ門松を作りましょう。	84	84
平成20年12月23日	たいけん	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「鏡餅作り」	お正月準備企画第三弾。お正月飾りには欠かせない、鏡餅作りを行います。これでいつお正月が来て大丈夫!	85	85
平成21年1月24日	たいけん	◎	飛鳥伝統教室「みそ作り」	飛鳥のみそ作り挑戦します。	46	46
平成21年2月7日	里山しごと		里山しごと体験 「炭焼き体験とシタケ栽培」	公園ボランティアが行っている炭焼きを紹介し、その作業の一部を体験してもらいます。今回は炭焼き体験です。出来上がった炭はお持ち帰りいただけます。	72	
平成21年2月21日	生き物 ハイキング		里山自然教室「冬の鳥をみる」	野鳥を中心に里山の自然観察を行います。冬に飛来する水鳥を中心に観察します。	37	
合計		11件	21件		15,359人	901人

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。

■平成19年度 国営飛鳥歴史公園行事

①委託費のみで行うもの

日程	分類	歴史学習 (※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
<b>★イベント</b>						
平成19年4月8日	共催イベント 歴史・体験		飛鳥蹴鞠の日	飛鳥時代に行われていたとされる「飛鳥蹴鞠」の様子を再現、披露します。体験会も実施。大人から子供まで、皆で明日香の伝統行事に触れていただけます。	500	
平成19年5月4日	特別イベント		みどりの日記念イベント	万葉植物の無料配布、万葉植物研究家「片岡翠豊」さんによる飛鳥の万葉植物めぐりハイキング、青空音楽祭など「みどりの日」制定を記念したイベントを開催します。	839	
平成19年6月23日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘藷で、国蝶オオムラサキについての繁殖の話を聞き、観察したあと、甘藷丘の林に放蝶します。	116	
平成19年9月8日	共催イベント		藤原京ルネッサンス 飛鳥・藤原京歴史探訪スタンプラリー ～江戸時代、本居宣長は飛鳥で何をみたのか?～	現代に生きる我々にとって、古代国家の原点でもある飛鳥・藤原の時代はとても魅力的で近代的な世界。でもそれは昔の人にとっても畏れ多いものであったようです。今から約100年前、飛鳥・藤原の時代からは約1000年後となる江戸時代に飛鳥・藤原を訪れた本居宣長が記した旅日記「菅笠日記」にみる飛鳥・藤原の魅力を紹介し、スタンプラリーの他にも、各ポイントでの奈良大学教授「寺崎保広」氏による解説もお楽しみ。	74 (22,000)	
平成19年9月21日～23日	実行委員会 イベント		彼岸花祭り ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催	彼岸花の歌く時期に様々な催しが石舞台芝生広場にておこなわれます。榊田のかかしコンテストも実施。	30,000	
平成19年10月13日	実行委員会 イベント		明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会 ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催	明日香路を写そう写真コンクールの特別撮影会を開催します。	69	
平成20年3月22日	生き物		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、幼虫を園内に放します。	40	
<b>★企画展</b>						
平成19年4月28日～5月27日	企画展		投稿歌「現代飛鳥万葉集第17集」優秀作品展	万葉の地、飛鳥にて和歌を詠む体験を申しでもらうため、年間を通じ投稿歌を募集した作品から、優秀作品20首ほどを選び、国営飛鳥歴史公園館に展示します。	13,286	
平成19年6月23日～7月7日	企画展		飛鳥七夕祭り	国営飛鳥歴史公園館にて、キトラ古墳の星宿図の案内と、七夕飾りを行います。	1,266	
平成19年9月29日～10月28日	企画展		第30回 明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園館にて、昨年度の優秀作品展を行います。	6,486	
平成19年10月20日～11月18日 (要日程確認)	企画展		第4回 明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で菊花の展示を行います。	6,757	
平成19年11月1日～30日	企画展		第14回 飛鳥スケッチコンクール作品展	飛鳥スケッチコンクールに応募された、全作品の展示を行います。	7,027	
平成20年3月1日～4月27日	企画展		飛鳥里山クラブ作品展	飛鳥里山クラブの日ごろの活動の成果を展示・発表する	1,448	
合計		0件	13件		67,858人	0人

②材料等実費を公園利用者から徴収するもの

日程	分類	歴史学習 (※)	行事名	内容	参加人数	歴史参加人数
<b>★イベント</b>						
平成19年4月21日	里山しごと		里山しごと体験 「竹林の手入れと旬の収穫体験」	飛鳥の里山景観づくりのための竹林管理作業を体験してもらい、里山の「旬」を収穫します。	60	
平成19年5月3日～5日	里山あそび		里山あそび広場2007春	飛鳥里山クラブが、空を舞い泳ぐこいのぼりと共に、思い出し子供の日の提供と共に、クラブ・教室や自然の素材を使った遊び、昔懐かしい遊びも登場、お子様からご年配まで幅広く楽しんでいただけます。	7,000	
平成19年5月6日	歴史 たいけん	◎	GW特別企画 飛鳥古代体験 「勾玉作り・ガラス玉づくり」	飛鳥で古代体験。「勾玉作り」「ガラス玉づくり」などを体験していただけます。事前申し込みは不要です。	98	98
平成19年5月12日	歴史 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画「玄武」公開企画 古都・飛鳥散歩 「飛鳥の隠れスポット西飛鳥古墳群を行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見してみませんか。ハイキングの後は飛鳥資料館でキトラ古墳壁画「玄武」を見学。学芸員による解説付です。	34	34
平成19年5月19日	歴史 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画「玄武」公開企画 古都・飛鳥散歩 「古代のロマン万葉の歌めぐり」	万葉歌探訪歩き、古代のロマンに浸ってみませんか。ハイキングの後は飛鳥資料館でキトラ古墳壁画「玄武」を見学。学芸員による解説付です。	33	33
平成19年5月26日	自然 ハイキング	◎	キトラ古墳壁画「玄武」公開企画 古都・飛鳥散歩 「心のふるさと飛鳥の花めぐり」	日本人の心のふるさとと称される飛鳥の自然を満喫してみませんか。ハイキングの後は飛鳥資料館でキトラ古墳壁画「玄武」を見学。学芸員による解説付です。	40	40
平成19年6月9日	クラフト		里山クラフト教室「芭だまづくり」	日本の伝統「芭蕉」に通ずるものがある芭玉。作り方も様々、そんな芭玉づくりにチャレンジします。どんなものが出来るかは当日のお楽しみ。	70	
平成19年7月7日	自然 クラフト		里山自然教室「ペニバナの染色体験」	万葉植物「ペニバナ」を使った染色を行います。ペニバナは染み取りから行います。	47	
平成19年7月21日	自然 クラフト		夏休み企画 里山クラフト教室 「和紙作り」に挑戦	夏休み企画第一弾。和紙作りの挑戦。オリジナルの和紙を作って夏休みの宿題に、お部屋のインテリアに使い方は自由	41	
平成19年7月28日～29日	自然 クラフト		夏休み企画 里山クラフト教室 「竹の家作り」	夏休み特別企画。里山循環。竹を使って家作り挑戦します。お昼はお楽しみ、流しそうめんを楽しみます。	107	
平成19年8月4日～5日	共催イベント		夏休み特別企画 「親子であそぼう! 飛鳥まるごと体験」	夏休みに親子で飛鳥をまるごと体験してみませんか。飛鳥古代体験や里山クラフトなど盛りだくさん。夜は民謡で飛鳥の雰囲気満喫して下さい。夜のお楽しみイベントもあるよ!	58	
平成19年8月11日～19日	歴史 たいけん	◎	夏休み特別企画 飛鳥古代体験 「勾玉作り・ガラス玉づくり」	夏休み特別企画。飛鳥で古代体験。「勾玉作り」「ガラス玉づくり」などを体験していただけます。事前申し込みは不要です。	686	686
平成19年8月25日	生き物・自然		夏休み企画 里山自然教室 「水辺の生き物観察会」	夏休みの宿題もこれでばっちり。今回は公園に生息するザリガニについて学びます。勉強した後は、公園の池でザリガニ釣りをします。	74	
平成19年8月26日	自然 クラフト		夏休み企画 里山クラフト教室 「竹であそぼう」	夏休み企画最終回。夏休みの工作はこれだけばっちり。竹で遊び道具をつくりましょう。	54	
平成19年9月16日～17日	実行委員会 イベント		飛鳥光の回廊 ※明日香村観光交流活性化事業実行委員会主催	光の地上絵、小学生制作灯展示、ボランティア作品展示、点火ボランティア、あんどんづくり体験など盛りだくさんのイベントで光の回廊を盛り上げる。	8,500	
平成19年10月6日～7日	里山あそび		里山あそび広場 2007 秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日ごろの活動成果を活かし、「昔あそび」「自然あそび」など、ほのぼのとした遊びを提供します。	5,500	
平成19年11月17日	クラフト		里山クラフト教室「どんぐりのクラフト」	公園に落ちているどんぐりを使って楽しいクラフト体験を行います。指導は公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」が行います。	24	
平成19年11月24日	歴史 ハイキング	◎	古都・飛鳥散歩「健歩・飛鳥ハイキング」	飛鳥の名所を巡りながら約15キロの道のりを歩く、健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。	19	19
平成19年12月15日	クラフト	◎	飛鳥伝統教室「和服作り」に挑戦	日本の伝統である和服づくりを和服の歴史、種類、肌がある仕組み・構造、材料の選び方などの話を聞きながら製作します。最後に完成した着を芝生広場で掲げます。	8	8
平成19年12月22日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「しめ縄作り」	お正月準備企画第一弾。来年のお正月には手作りのしめ縄を飾りましょう。	50	50
平成19年12月23日	クラフト	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「ミニ門松作り」	お正月準備企画第二弾。テーブルに飾れるミニ門松を作りましょう。	75	75
平成19年12月24日	たいけん	◎	お正月準備企画 飛鳥伝統教室 「鏡餅作り」	お正月準備企画第三弾。お正月飾りには欠かせない、鏡餅作りを行います。これでいつお正月が来ても大丈夫!	69	69
平成20年1月26日	たいけん	◎	飛鳥伝統教室「みそ作り」	飛鳥のみそ作り挑戦します。	50	50
平成20年2月3日	特別イベント		飛鳥の旧正月	冬季利用促進イベントとして、飛鳥鏡の振舞い、木簡タイムカプセルなどを実施。	3,000	
平成20年2月9日	里山しごと		里山しごと体験 「炭焼き体験とシタケ栽培」	公園ボランティアが行っている炭焼きを紹介し、その作業の一部を体験してもらいます。今回は炭焼き体験です。出来上がった炭はお持ち帰りいただけます。	41	
平成20年2月23日	生き物 ハイキング		里山自然教室「冬の鳥をみる」	野鳥を中心に里山の自然観察を行います。冬に飛来する水鳥を中心に観察します。	22	
平成20年3月29日	ハイキング	◎	古都・飛鳥散歩「早春の花めぐり」	甘藷丘を中心に飛鳥の春を巡ります。飛鳥ハイキング入門編。	40	40
合計		12件	27件		25,800人	1,202人

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。

## 精算報告書(H22)

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
植物管理	36,308,000	34,583,979	1,724,021	
建物管理	7,257,000	7,466,836	-209,836	
工作物管理	3,500,000	4,136,228	-636,228	
清掃	14,571,000	16,594,640	-2,023,640	
諸掛	33,381,000	33,816,344	-435,344	
運営管理費	56,983,000	55,363,700	1,619,300	
小計	152,000,000	151,961,727	38,273	
一般管理費	14,666,667	14,666,667	0	
消費税	8,333,333	8,331,419	1,914	
計	175,000,000	174,959,813	40,187	

## 精算報告書(H21)

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
植物管理	37,712,000	36,102,166	1,609,834	
建物管理	7,955,000	8,854,997	-899,997	
工作物管理	3,500,000	4,075,764	-575,764	
清掃	14,582,000	14,876,817	-294,817	
諸掛	35,950,000	36,755,156	-805,156	
運営管理費	59,981,000	58,985,200	995,800	
小計	159,680,000	159,650,100	29,900	
一般管理費	15,462,858	15,462,858	0	
消費税	8,757,142	8,755,647	1,495	
計	183,900,000	183,868,605	31,395	

## 精算報告書(H20)

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	精算額(B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
植物管理	42,827,000	43,297,334	-470,334	
建物管理	8,072,000	8,094,829	-22,829	
工作物管理	3,940,000	4,718,721	-778,721	
清掃	16,337,000	15,535,475	801,825	
諸掛	38,461,000	41,160,934	-2,699,934	
運営管理費	62,663,000	59,493,007	3,169,993	
小計	172,300,000	172,300,000	0	
一般管理費	17,223,810	17,223,810	0	
消費税	9,476,190	9,476,190	0	
計	199,000,000	199,000,000	0	

## マスコミによる報道件数

【平成21年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
里山あそび広場 5/3(日)～5/5(祝・火)、10/3(土)、4(日)	朝日新聞、奈良新聞 産経新聞 5件	奈良テレビ 近畿ケーブルネットワーク 2件	ぱーぶる、マイ奈良 3件	10 件	件
オオムラサキ 6/20(土)、3/13(土)	毎日新聞、奈良新聞 2件	近畿ケーブルネットワーク 1件	うぶすな、Yomiっこ ぱーぶる、マイ奈良 5件	8 件	件
飛鳥光の回廊・彼岸花祭り 9/19(土)～20(日)、9/19(土)～23(祝・水)	朝日新聞、読売新聞 毎日新聞、産経新聞 奈良新聞、等 8件	—	Yomiっこ、ぱーぶる マイ奈良 5件	13 件	件
その他公園主催イベント 4/1(水)～3/31(水)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、毎日新聞 29件	NHK 近鉄ケーブルネットワーク 10件	ぱーぶる、Yomiっこ、うぶすな ならら、マイ奈良、等 32件	71 件	件
夢プラン 4/1(水)～3/31(水)	奈良新聞 2件	近畿ケーブルネットワーク 2件	マイ奈良、Yomiっこ 3件	7 件	件
持ち込みイベント 4/1(水)～3/31(水)	朝日新聞、産経新聞 奈良新聞、読売新聞 毎日新聞、等 33件	—	マイ奈良、ならら 2件	35 件	件
花の情報 桜・カワラナデシコ・ベニバナ 変化朝顔・バナナ 等 4/1(水)～3/31(水)	産経新聞、毎日新聞 4件	NHK、奈良テレビ、TBS 6件	ぱーぶる、マイ奈良 2件	12 件	件
その他 (公園紹介・ボランティア等) 4/1(水)～3/31(水)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、産経新聞 7件	テレビ朝日、テレビ大阪 4件	ラジオ大阪、大和路観光ガイド 月刊ポピー、等 6件	17 件	件
合計	90件	25件	58件	173 件	0 件



マスコミによる報道件数

【平成20年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
里山あそび広場 5/3(祝)～5/5(祝)、10/11(土)、12(日)	奈良新聞、産経新聞 3件	NHK 1件	うぶすな、マイ奈良 Yomiっこ、ABCラジオ、等 5件	5件	4件
オオムラサキ 6/28(土)、3/20(祝)	奈良新聞、読売新聞、等 4件	—	うぶすな、Yomiっこ ぱーぶる、等 7件	1件	4件
飛鳥光の回廊・彼岸花祭り 9/14(日)、15(祝)、9/21(日)～23(祝)	朝日新聞、読売新聞 毎日新聞、産経新聞 奈良新聞、等 13件	奈良テレビ 1件	マイ奈良、ならら、うぶすな 奈良ガイドブック、等 6件	8件	3件
その他公園主催イベント 4/1(火)～3/31(火)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、毎日新聞 産経新聞 40件	NHK、奈良テレビ 近鉄ケーブルネットワーク、等 6件	ぱーぶる、うぶすな、ならら Yomiっこ、マイ奈良、等 41件	25件	14件
夢プラン 4/13(日)～3/20(祝)	奈良新聞、読売新聞、等 6件	—	マイ奈良、ならら、うぶすな Yomiっこ、等 8件	3件	10件
持ち込みイベント 4/1(火)～11/15(土)	朝日新聞、産経新聞 奈良新聞 7件	—	マイ奈良 奈良観光ガイドブック 4件	—	1件
花の情報 桜・カワラナデシコ・ベニバナ・コスモス ロウバイ・ナノハナ等 4/1(火)～3/31(火)	読売新聞、産経新聞 奈良新聞、毎日新聞 8件	NHK、奈良テレビ 10件	ぱーぶる 1件	6件	6件
その他 (公園紹介・ボランティア等) 4/1(火)～3/31(火)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、産経新聞 毎日新聞、等 22件	—	Yomiっこ、ぱーぶる、等 6件	20件	1件
合計	103件	18件	78件	68件	43件

マスコミによる報道件数

【平成19年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
里山あそび広場 4/5(木)～10/5(金)	朝日新聞、奈良新聞 産経新聞、等 9件	NHK、奈良テレビ 近鉄ケーブルネットワーク 4件	Yomiっこ、ぱーぶる ラジオ大阪、等 9件	7件	4件
オオムラサキ 6/1(金)～3/7(金)	奈良新聞、等 3件	NHK 2件	マイ奈良、Yomiっこ ぱーぶる、等 4件	2件	4件
彼岸花祭り・飛鳥光の回廊 8/1(水)～9/23(日)	朝日新聞、読売新聞 毎日新聞、産経新聞 奈良新聞、等 22件	奈良テレビ 1件	マイ奈良、Yomiっこ ラジオ大阪、等 4件	9件	3件
飛鳥の旧正月 1/25(金)～2/4(月)	毎日新聞、産経新聞、等 4件	奈良テレビ 1件	FMハイホー ならどっとFM、等 4件	7件	2件
その他公園主催イベント 4/1(日)～3/1(土)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、毎日新聞 日経新聞 64件	NHK、奈良テレビ 近鉄ケーブルネットワーク 朝日、等 10件	ぱーぶる、Yomiっこ うぶすな、FMハイホー ならどっとFM、等 30件	31件	14件
夢プラン 4/1(日)～11/29(木)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、産経新聞、等 11件	—	マイ奈良、うぶすな Yomiっこ、等 7件	3件	9件
持ち込みイベント 4/1(日)～11/20(火)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、産経新聞、等 6件	—	ぱーぶる、マイ奈良 ラジオ大阪、等 7件	—	1件
花の情報 サクラ・カワラナデシコ・ベニバナ コスモス・オミナエシ・ナノハナ 4/5(水)～3/20(木)	読売新聞、産経新聞 奈良新聞、毎日新聞 6件	NHK、奈良テレビ 7件	ぱーぶる、TBSラジオ 2件	6件	4件
その他 (公園紹介・ボランティア等) 4/1(日)～3/31(土)	朝日新聞、読売新聞 奈良新聞、産経新聞 毎日新聞、等 17件	—	Yomiっこ、おはよう赤ちゃん 関西ウォーカー、等 6件	29件	1件
合計	142件	25件	73件	94件	42件

公園利用者数月別比較表

別紙19

達成すべき質として求める公園利用者数と平成22年度までの全体の公園利用者数の比較

■平成22年度

月	平成23年度からの算定方法による公園利用者数		[参考] 平成22年度までの算定方法による 全体の推計公園利用者数 (公表値)
	「達成すべき質」として求める 公園利用者数 (全体の推計公園利用者数から 地区別イベント参加者数を除いた値)	全体の推計公園利用者数	
4	124,053	133,531	156,739
5	191,808	235,415	258,758
6	79,966	81,068	93,994
7	44,048	45,820	49,672
8	65,397	76,473	79,859
9	92,684	124,975	135,434
10	125,413	140,050	157,920
11	112,061	129,081	145,310
12	36,154	36,313	41,337
1	21,906	21,943	22,746
2	25,944	37,624	35,925
3	43,086	43,296	45,979
合計	<b>962,519</b>	<b>1,105,588</b>	<b>1,223,673</b>

※平成23年度からの算定方法による公園利用者数は、平成22年度までの算定方法による公園利用者数とは異なる。

■平成21年度

月	平成23年度からの算定方法による公園利用者数		[参考] 平成22年度までの算定方法による 全体の推計公園利用者数 (公表値)
	「達成すべき質」として求める 公園利用者数 (全体の推計公園利用者数から 地区別イベント参加者数を除いた値)	全体の推計公園利用者数	
4	115,339	126,553	146,062
5	150,785	178,295	195,600
6	56,327	65,941	70,374
7	34,597	39,202	40,766
8	59,724	71,725	75,490
9	115,355	191,954	203,326
10	96,559	114,010	126,539
11	101,624	121,928	134,811
12	29,918	30,310	33,928
1	26,393	26,808	26,680
2	24,551	33,840	34,758
3	73,535	87,145	92,578
合計	<b>884,706</b>	<b>1,087,710</b>	<b>1,180,912</b>

※平成23年度からの算定方法による公園利用者数は、平成22年度までの算定方法による公園利用者数とは異なる。

■平成20年度

月	平成23年度からの算定方法による公園利用者数		[参考] 平成22年度までの算定方法による 全体の推計公園利用者数 (公表値)
	「達成すべき質」として求める 公園利用者数 (全体の推計公園利用者数から 地区別イベント参加者数を除いた値)	全体の推計公園利用者数	
4	137,253	148,813	171,921
5	194,105	225,227	252,775
6	66,613	79,251	80,947
7	36,508	41,818	42,181
8	57,646	72,389	74,058
9	74,734	122,126	126,776
10	103,043	120,163	135,384
11	111,598	135,503	144,357
12	32,157	32,581	36,062
1	22,545	22,865	23,611
2	22,369	24,555	24,424
3	64,409	71,366	76,256
合計	<b>922,980</b>	<b>1,096,657</b>	<b>1,188,752</b>

※平成23年度からの算定方法による公園利用者数は、平成22年度までの算定方法による公園利用者数とは異なる。

## 市民参加による公園運営の取り組み

### 飛鳥里山クラブについて

#### ○概要

飛鳥里山クラブは、飛鳥の里山が持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を伝え、さらには里山づくりという視点から飛鳥地方の活性化に貢献することを目的として国営飛鳥歴史公園内に平成7年4月設立。

年一回会員募集を行い、入会初年度には、専門家等を講師に、飛鳥の豊かな里山の自然や、歴史文化について年20回の講座を学習。一年間の講座を修了した後は、講座で学んだ知識や技術をより深く学び、また多くの人に伝えるための活動を行う。

平成21年度の会員数は修了生219名、養成講座生34名の計253名となっている。

#### ○活動内容

##### <初年度養成講座>

年20回開講され、飛鳥の里山の自然・文化・歴史・環境などさまざまなテーマについて専門家を招いて学習を行っている。

##### <サークル活動>

平成21年度は「園芸」、「クラフト」、「自然観察」、「文化」、「野外活動」、「野鳥」、「歴史」の7サークルに分かれ、それぞれに特化した内容の活動を行っている。

##### <里山づくり隊活動>

飛鳥里山クラブ委員全員が参加して、環境整備、植生調査、花修景計画との連携などを行っている。

##### <イベントリーダー活動>

公園が主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントにおいて、サークルや里山づくり隊といった単位で、一般の参加者への指導、案内などのイベント運営を行っている。

##### <イベントスタッフ活動>

本公園の主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントについて、講師の補助や安全管理などを行っている。

##### <その他>

知識、経験の向上を目指し、クラブ員の企画提案によりフォローアップ研修や、地元自治会、関係機関等からの要請による出張クラフト教室なども実施している。

## 「飛鳥里山クラブ」会 則

### (名 称)

第1条 本会は、飛鳥里山クラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

### (事務局)

第2条 本クラブは、事務局を飛鳥管理センターに置く。

### (目 的)

第3条 本クラブは、飛鳥里山の持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を啓発すること並びに里山作りという視点から飛鳥地方の活性化及び景観、自然環境、自然資産等の保全に貢献することを目的とする。

### (活 動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 飛鳥の里山等に関する多分野にわたる学習の実施
- (2) 飛鳥の里山等に関連したイベントの実施と協力
- (3) 飛鳥の森づくり事業等の実施
- (4) 会報(里山クラブ通信)の発行
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動及び社会貢献に資する活動等

### (構 成)

第5条 本クラブは、国営飛鳥歴史公園が一般より公募し主催する、養成講座の受講生及び受講修了した者のうち登録した者(以下「会員」という)、並びに飛鳥管理センター職員をもって構成する。

- 2 前条に定める活動を行うため、本クラブ内に別に定める部会を設置することができる。

### (登 録)

第6条 本クラブへの登録は、別に定める会費の納入をもって登録とする。

### (総 会)

第7条 総会は、会長が年1回招集し、本クラブの活動報告、会計報告、活動計画及びその他案件の承認、議決を行う。

- 2 会長が、必要と認めるとき、または会員の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。

- 3 会長は役員会において、役員の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。
- 4 総会の議案は総会出席者の過半数の賛成により成立する。

(役員会)

第8条 本クラブに役員を置き、クラブの運営に関する必要な事項について審議し決定する。

- 2 会長は役員会を年2回以上開催する。

(役員)

第9条 本クラブに次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 2名
- ③事務局長 1名
- ④代表委員 4名(内2名は会計監査を兼務する。)

(役員を選出及び任期)

第10条 会長は飛鳥管理センター長とする。

- 2 副会長1名及び事務局長は飛鳥管理センター総務課長及び業務課長とする。
- 3 副会長1名、代表委員は総会において会員から選出する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、本クラブを代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。
- (3)事務局長は事務局業務を統括する。
- (4)代表委員は、会員の代表としての会務を行う。
- (5)代表委員の内2名は、本クラブの会計を監査する。

(顧問)

第12条 本クラブの運営に必要な意見を徴するため国営飛鳥歴史公園管理者を顧問として置くことができる。

(相談役)

第13条 本クラブの運営を円滑に進めるために役員経験者1名を相談役として置くことができる。

(運営委員会)

第14条 会長は、本クラブの活動を円滑に推進するため運営委員会を設置する。

- 2 本クラブに関する活動は、緊急の場合を除き、運営委員会に諮る。

- 3 運営委員長は会員から選出された副会長とする。
- 4 運営委員長は運営委員会を原則として月1回開催する。
- 5 運営委員会は代表委員、里山づくり推進委員、各部会長、事務局員で構成する。なお、各部会長は部会員の互選により選出する。

(会 計)

第15条 本クラブの会計に関する事務は事務局が行う。

- 2 本クラブの会計事務はすべて収入、支出について会計帳簿に記載する。
- 3 決算は総会で報告し議決を得るものとする。

(登録の抹消)

第16条 会員が「本クラブ」の名誉を著しく毀損した場合、役員会に諮り、過半数の議決を持って登録を抹消することができる。

付則

この会則は、平成7年4月13日から施行する。

付則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

市民参加活動一覧

【平成21年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	【飛鳥里山クラブ】 初年度養成講座	里山管理作業や一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポーターの人材養成講座	601	34	20
2	【飛鳥里山クラブ】 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理の他、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるイベントスタッフとして参加。また、クラブ内に歴史や花など分科会(サークル)をつくり、一般イベント運営など活動を行っている。	792	242	60
3	【飛鳥里山クラブ】 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成や花壇の管理などを行っている。	242	24	16
4	【飛鳥里山クラブ】 クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個人のイベント等でクラフト教室を開催するほかに、他のクラブ員の協力を得てクラフト講座を行った。	221	39	16
5	【飛鳥里山クラブ】 自然観察サークル	公園を中心に植物状況を観察し、マップ作りのための調査を行うとともに、他のサークル同様イベント等において来園者へのレクチャーなども行った。	341	48	16
6	【飛鳥里山クラブ】 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝えている。	116	13	12
7	【飛鳥里山クラブ】 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほかに、大型イベント時には、道具作りから始める昔懐かしい遊びの提供を行った。	309	67	18
8	【飛鳥里山クラブ】 野鳥サークル	ほぼ毎月、明日香村を中心とした野鳥の観察を実施し、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	157	38	14
9	【飛鳥里山クラブ】 歴史サークル	本公園を中心とした案内のほか、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	342	79	11
10	【飛鳥里山クラブ】 里山づくり隊	毎月2回以上の活動を行い、下草刈りなどを始めとした里山維持活動を行う。また花修景計画に基づいた飛鳥の里山景観づくりにも取り組む。さらに一般来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	467	242	26



市民参加活動一覧

【平成20年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	【飛鳥里山クラブ】 初年度養成講座(第14期生)	里山管理作業や一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポートの人材養成講座を行う。	632	35	20
2	【飛鳥里山クラブ】 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理のほか、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるリーダースタッフとして参加する。また、クラブ内に歴史や花など分科会をつくり、一般イベント運営など活動を行う。また、知識や技術の向上としてフォローアップ研修も年5回行った。	1,055	248	87
3	【飛鳥里山クラブ】 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成を行うほか、他のサークル同様イベント等で来園者に植物育成の方法等のレクチャーなども行う。	178	24	14
4	【飛鳥里山クラブ】 クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個人のイベント等でクラフト教室を開催するほか、他のクラブ員の協力を得て出張クラフト講座を行う。	195	39	14
5	【飛鳥里山クラブ】 自然観察サークル	植物の観察・調査や樹木への手作り樹名板の取り付けや、国蝶オオムラサキを始めとする昆虫の観察・調査を行う。	331	48	23
6	【飛鳥里山クラブ】 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	91	13	12
7	【飛鳥里山クラブ】 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、昔懐かしい遊びを道具作りから始め、提供を行う。	255	67	15
8	【飛鳥里山クラブ】 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	225	38	17
9	【飛鳥里山クラブ】 歴史サークル	本公園を中心とした案内のほか、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	213	79	12
10	【飛鳥里山クラブ】 森づくり隊	毎月1回以上の活動を行い、下草刈り、竹林伐採を始めとした里山維持活動を行うとともに、それらを一般来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	275	77	20

市民参加活動一覧

【平成19年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	【飛鳥里山クラブ】 初年度養成講座(第13期生)	里山管理作業や一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポートの人材養成講座を行う。	626	35	20
2	【飛鳥里山クラブ】 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理のほか、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるリーダースタッフとして参加する。また、クラブ内に歴史や花など分科会をつくり、一般イベント運営などの活動を行う。	1,483	201	81
3	【飛鳥里山クラブ】 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成を行うほか、他のサークル同様イベント等で来園者に植物育成の方法等のレクチャーなども行う。	181	23	17
4	【飛鳥里山クラブ】 クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個人のイベント等でクラフト教室を開催するほか、他のクラブ員の協力を得て出張クラフト講座を行う。	258	36	21
5	【飛鳥里山クラブ】 自然観察サークル	植物の観察・調査や樹木への手作り樹名板の取り付けや、国蝶オオムラサキを始めとする昆虫の観察・調査を行う。	284	38	22
6	【飛鳥里山クラブ】 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	105	12	12
7	【飛鳥里山クラブ】 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、昔懐かしい遊びを道具作りから始め、来園者への提供を行う。	179	57	14
8	【飛鳥里山クラブ】 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	223	32	14
9	【飛鳥里山クラブ】 歴史サークル	本公園を中心とした案内のほか、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	310	73	17
10	【飛鳥里山クラブ】 森づくり隊	毎月1回以上の活動を行い、下草刈り、竹林伐採を始めとした里山維持活動を行うとともに、それらを一般来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	396	73	23

## 一般廃棄物の排出量

ゴミの分類	ゴミの内容	発生量	発生量	発生量	処分方法
		平成21年度	平成20年度	平成19年度	
可燃ゴミ	紙類、生ゴミ、弁当殻	10,340 kg	10,700 kg	11,810 kg	村の焼却場にて、焼却
資源ゴミ (リサイクル)	缶、ビン	312 袋	332 袋	367 袋	ベンディング会社にて引取
資源ゴミ (リサイクル)	ペットボトル	329 袋	340 袋	188.5 袋	専門業者による園外処理
不燃ゴミ	鉄屑、電池等	920 kg	990 kg	2,340 kg	専門業者による園外処理

## 植物性廃棄物の発生・処理・活用量

## 【平成21年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	737.6m <sup>3</sup>	694.1m <sup>3</sup>	60.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	43.5m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材として 利用	11.0m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	254.0m <sup>3</sup>	250.0m <sup>3</sup>	—	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	4.0m <sup>3</sup>	炭焼き、しいたけほだ木 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	4.0m <sup>3</sup>

## 【平成20年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	615.0m <sup>3</sup>	573.0m <sup>3</sup>	80.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	42.0m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材として 利用	10.0m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	303.0m <sup>3</sup>	301.0m <sup>3</sup>	—	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	2.0m <sup>3</sup>	炭焼き 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	2.0m <sup>3</sup>

## 【平成19年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	655.0m <sup>3</sup>	613.0m <sup>3</sup>	48.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	42.0m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材として 利用	11.0m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	273.5m <sup>3</sup>	271.5m <sup>3</sup>	—	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	2.0m <sup>3</sup>	炭焼き 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	2.0m <sup>3</sup>

※処分量(1) 発生直後の処分量(仮置き時の量)

※処分量(2) 仮置き後、乾燥により縮小した量(マニフェスト上の処分量)

※使用量 再利用に使用した水分の抜ける前の量

※再利用量 再利用した量(加工時に抜けた水分等が除された量)

※発生量＝処分量(1)＋使用量

## 平成21年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数	
運営管理	イベント	スタンプラリーが難しい	3	
		スタンプが古い	1	
		スタンプが無い	1	
	広報	案内表示がわかりづらい	3	
		案内板が少ない	3	
		工事の看板が出ていない	2	
		案内板の表示方角が間違っている	1	
		期間の過ぎたポスターが貼ってある	1	
		地図に載っていない箇所がある	1	
		公園事務所の所在地が不明	1	
		地図では近いが実際は遠い	1	
		HPで駅名に間違いがある	1	
		スタッフ	顧客対応	5
	清掃員の身だしなみ		1	
	園内乗入車のスピードが速い		1	
	利用	ペット同伴者のマナー	2	
		利用者マナー	2	
		レンタサイクルの整備不良	1	
	料金	プラスバンドの演奏がうるさい	1	
		入園料金が安い	4	
駐車料金が安い		2		
各所でお金がかかる		1		
		模写だけで料金がかかること	1	
維持管理	施設	整備のしすぎ	5	
		身障者用トイレの紙の設置	2	
		駐車場が少ない	2	
		車椅子で利用しにくい	1	
		駐車場が狭い	1	
		関係者の駐車が多く、駐車場が利用できない	1	
		駐車場を閉めるなら有料駐車場を別途確保すべき	1	
		ゴミ箱が少ない	1	
		石の階段が歩きにくい	1	
		灰皿の排除	1	
		高級に造りすぎ	1	
		清掃	トイレの悪臭	6
			ゴミの清掃	2
	売店にクモの巣		1	
	タバコの吸殻		1	
	遊具	—	—	
		展望台が木で見えない	7	
	動植物	手入れが悪い	3	
		枯れている	2	
		草がのびすぎ	2	
			虫が多い	2
	合計			84

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	スタンプラリー以外のイベント提案	1	
		スタンプラリーの時間の延長	1	
		“わくわく体験”に催しをプラスする	1	
		案内板をわかりやすく	10	
	広報	案内版の増設	8	
		歴史の説明がもっとほしい	5	
		案内板・パンフレット等、漢字にカナをつける	4	
		現在地のわかる大きな地図がほしい	1	
		外国語の案内板を設置	1	
		ハイキング向けの案内板設置	1	
		消費カロリーの提示	1	
スタッフ	—	—	—	
	利用	バスの増便	4	
パスルートを簡単に		1		
ペットの入園制限・禁止		1		
料金	値段設定の検討	1		
	料金の値下げ	1		
維持管理	施設	自然を残すように	8	
		駐車場の増設	8	
		トイレの増設	5	
		明日香川の整備	3	
		洋式トイレにする	2	
		歩道を広く	2	
		日陰ベンチの増設	2	
		発掘調査を見られるように	2	
		パーク&ライドを実施	2	
		時計の設置	1	
		サッカーゴールの設置	1	
		壁に絵を書く	1	
		もっとおもしろく	1	
		階段を減らす	1	
		階段幅を検討(広すぎる)	1	
		発掘調査を中止	1	
		バリアフリー対策	1	
		工事箇所の早期整備	1	
		ゴミ箱を無くす	1	
		わかりやすい展示博物館をつくる	1	
	百姓の使用していた野小屋を撤去	1		
	駐車場の足場を整備する	1		
	清掃	トイレをきれいに	2	
		川のゴミをきれいにしてほしい	2	
		葉っぱの清掃	1	
		遊具の増設	4	
	遊具	子供が遊べるものを増やす	1	
		動植物	草刈・伐採してほしい	8
			樹木・草花への名札の設置	3
			花の種類を増やす	2
もっと木を植える			2	
花が折られている			2	
桜の木を増やす			1	
花粉の少ない花にしてほしい			1	
樹木歩道の整備			1	
飛鳥らしい木を植える			1	
合計				120

分類	件数
プラス評価	151
マイナス評価	85
物販施設以外	84
物販施設	1
要望・提案	129
物販施設以外	120
物販施設	9
その他	8
全数	373

平成20年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	イベント	スタンプラリーの記念品が粗品に感じる	1
		台紙がおいてある場所がわからない	1
	広報	案内表示がわかりづらい	3
		案内表示が見えにくい	3
		案内表示の不備	1
		韓国語の表記が無い	1
		地図では近いが実際は遠い	1
		スタンプが移動した旨のお知らせが無かった	1
	スタッフ	顧客対応	5
	利用	禁煙箇所（休憩所）での喫煙	1
		韓国ツアー客のスピーカー&マイク 車が危ない	1
	料金	入園料金が安い	2
		有料駐車場が多い	2
		模写だけで料金がかかること	1
		駐車料金が移動するたびにかかる	1
拝観料が高い		1	
	すべてが有料になった	1	
維持管理	施設	整備のしすぎ	9
		トイレの紙の位置	3
		工事中で見れなかった	3
		風景が以前と違う	2
		トイレ・水道が少ない	2
		手洗いの水が出ない	2
		トイレの鏡がゆがんでいる	2
		道幅が狭く危険	2
		遊ぶ場所が無い	1
		車椅子が入れない	1
		石の階段が歩きにくい	1
		交通網が整備されていない	1
		バスの本数が少ない	1
		「飛鳥のすがた」案内板の故障ボタンが多すぎる	1
		もっと立派で充実していると思っていた	1
		かたつむりが多くて気持ち悪い	1
		清掃	トイレの悪臭
	トイレの清掃		2
	アンケートの箱にクモの巣 鳥の巣がきたない		1
	遊具	-	
	動植物	展望台が木で見えない	1
		雑草を除草してほしい 枯れた植物がそのままになっている	1
	合計		71

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	スタンプラリー以外のイベント提案	3	
		「光の回廊」時間の延長	1	
		スケッチのイベント実施	1	
		スタンプラリーの紙を4枚から1枚にする	1	
	広報	案内板の増設	12	
		歴史の説明がもっとほしい	5	
		案内板をわかりやすく	4	
		大きい地図や矢印の設置	4	
		外国語の案内板を設置	2	
		案内板・パネルト等、漢字にカナをつける 案内板に距離の目安をいれる 神戸にもっと宣伝をする 見どころの表示をいれる	1	
	スタッフ	スタッフの服装を飛鳥時代風にする	1	
		利用	ペットの入園制限・禁止 禁煙	1
	料金		入場料の値下げ	5
		無料の駐車場を増やす	3	
		無料化	2	
駐車場を有料・無料にわけず全て有料にする		1		
入館無料ではなく少し払っても良い		1		
維持管理	施設	自然を残すように 駐車場の増設 バリアフリー対策 古墳に入れるように 自動販売機の設置 古墳周辺の整備 トイレを広く もう少し明るく 丸太の階段を他のものに トイレの増設 身障者の車両を園内乗り入れ可能に パーベキューエリアの設置 身障者トイレの前に雨よけ設置 工事箇所の早期整備 子供がおもしろくなるように 付近にガソリンスタンド・ATM設置 ベンチなどに日陰をつくる 自然館などをつくる 資料館の整備 カラオケ・ゲームセンター設置	6	
		トイレをきれいに トイレ清掃中に使用できるように 落葉の清掃 川のゴミをきれいにしてほしい	2	
		遊具	ブランコ・シーソーの設置 遊具の増設	6
		動植物	草刈・伐採してほしい 花の種類を増やす 樹木・草花への名札の設置 低木にする 花粉の少ない花にしてほしい 欠番している樹木の復旧 飛鳥のイメージに合う花を植える 広葉樹を増やす	3
			合計	118

分類	件数
プラス評価	197
マイナス評価	72
物販施設以外	71
物販施設	1
要望・提案	123
物販施設以外	118
物販施設	5
その他	35
全数	427

平成19年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数	
運営管理	イベント	スタンプラリーの景品にがっかりした	2	
		スタンプラリーの場所がわかりにくい	2	
		スタンプラリーが難しい	1	
	広報	案内表示がわかりづらい	8	
		案内表示が少ない	4	
		案内看板の方向が逆	2	
		案内看板の表示間違い	2	
		パンフレットが見づらい	1	
		スズメバチがいるという看板は恐怖なだけ	1	
		スタッフ	顧客対応	5
	利用	受付に誰もいない(花の種が貰えなかった)	1	
		静かな公園を期待したがうるさかった	4	
		コスモス畑を荒らす人がいる	2	
		休憩所で喫煙する人がいて不快	1	
	料金	写真を取る人が花の中に入って踏んでいる	1	
		各施設で料金がかかる	3	
		入園料金がかかる	3	
料金が高い		2		
駐車料金が低い		1		
駐車場に有料と無料がある	1			
維持管理	施設	高松塚古墳が見れなかった	2	
		工事中で見られないところがあった	1	
		整備のしすぎ	1	
		トイレがせまい	1	
		トイレのフックの位置が高い	1	
		駐車場が狭い	1	
		自動販売機の近くにゴミ箱が無い	1	
		通行止めの場所がある	1	
		交通渋滞	1	
		レンタサイクルで駅前のコースが危険	1	
		すべりやすい	1	
		おもしろくない	1	
		清掃	トイレトパーバーが無い	5
		トイレの清掃	4	
		トイレの悪臭	2	
	犬の糞がある	1		
	ベンチが汚れているときがある	1		
	もう少し清掃に力をいれてほしい	1		
	遊具	-	-	
	動植物	展望台が木で見えない	9	
		コスモスが少なかった	2	
		昔より彼岸花が咲いていない	1	
	木を切りすぎている	1		
合計			87	

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント	スタンプラリーの景品を検討(キーホルダー等)	2
		スタンプラリーの地図に距離等を記載	1
		スタンプラリーの紙を1枚にする	1
		親子向けのイベント開催	1
		四季を感じるガーデニングなど	1
		スケッチのイベント開催	1
		野外で行えるイベント開催	1
		飛鳥の蘇づくりがしたい	1
		いろいろなイベントを開催	1
		広報	案内板をもっと詳しく
	パンフレットの配置場所を増やす	4	
	案内板に距離・時間の目安をいれる	3	
	歴史の説明をもっとほしい	2	
	バスの乗車場所の地図と時刻表が必要	1	
	広域の地図を配置してほしい	1	
	スタッフ	-	-
	利用	ペットの入園制限・禁止	9
狭い道に車が入って危険、園外に駐車場を設置		2	
料金	無料化	3	
	駐車場の料金を下げ、入場料を高くする	1	
	資料を無料にしてほしい	1	
維持管理	施設	整備しすぎ、自然を残すように	12
		休憩所、椅子を増やす	6
		駐車場の増設	6
		もう少し整備を進める	4
		トイレを綺麗に様式にする	5
		バリアフリー化	3
		トイレの増設	3
		水飲み場の増設	3
		外灯を増やす	2
		ゴミ箱の設置	2
		サイクリングロードの整備	2
		周遊バスの運行	2
		古墳の内部がみれるように	2
		施設の充実	2
		園路を広く	2
		公園事務所裏の溜池で魚等を飼育	1
		路上駐車防止用のコーンが目立つ	1
		休憩所に壁をつける	1
	観光地として残してほしい	1	
	トイレに石鹸をつける	1	
	道路が混雑するため行き帰りの道を分ける	1	
	農業公園にしてほしい	1	
	清掃	トイレをきれいに	4
もっと衛生面にきをつける	2		
遊具	遊具の設置	5	
動植物	花の種類を増やす	7	
	草刈・伐採してほしい	6	
	樹木・草花への名札の設置	6	
	飛鳥らしい花を植える	5	
	伐採しすぎている	5	
	施設内にも植物を飾る	1	
昆虫が集まるように	1		
合計			152

分類	件数
プラス評価	259
マイナス評価	88
物販施設以外	87
物販施設	1
要望・提案	119
物販施設以外	152
物販施設	16
その他	26
全数	492

## 危機管理対応実績・報告①&lt;事故対応等&gt;

## 【H20】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月	2					2
5月	2					2
6月						0
7月	1	1				2
8月		1				1
9月		1				1
10月				1		1
11月						0
12月	1					1
1月						0
2月						0
3月		1				1
計	6	4	0	1	0	11

## 【H21】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月	1		1	1		3
5月	1					1
6月						0
7月						0
8月						0
9月	1					1
10月			1			1
11月	1					1
12月						0
1月						0
2月						0
3月						0
計	4	0	2	1	0	7

## 【H22】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月						0
6月			1			1
7月	1				1	2
8月						0
9月				1		1
10月			1		1	2
11月						0
12月						0
1月						0
2月						0
3月			1			1
計	1	0	3	1	2	7



【事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2008/4/5 16:46	事故	負傷	頭頂部に3センチくらいの裂傷 出血あり	4月5日(土)16:00ごろ被害者の4歳男児が石舞台地区の休憩施設「風舞台」の裏側スロープの手すりまで遊んでいたところ頭部を負傷した。事故の瞬間の目撃者がいないため転倒もしくは手すりから落下したものと考えられる。近くにいた他の利用者が救急車を要請、また当該者か他の利用者が駐車場の職員に通報。救急車で病院に搬送された。	石舞台地区「風舞台」スロープ付近	お客様	4				
2008/4/22 11:30	事故	負傷	左足首上(脛骨か腓骨)骨折	夫婦2人で来園。高松塚周辺地区中尾山古墳北側の竹林の斜面で、負傷者が山菜を探ろうとして約1~2m足を滑らせ転倒。骨折の疑いがあったため、負傷者の奥様が119番通報し、センター職員にその旨を伝える。	高松塚周辺地区 中尾山古墳付近	お客様	43	男			
2008/5/5 11:20	事故	負傷	野良猫に腕を引っ掻かれ、かまれた	母親、お祖母ちゃん、負傷者の3人で来園。昼食中卵を手を持っていたところ野良猫が寄ってきた。負傷者が猫に触ろうとしたところ、右手首を2~3cm程度爪で引っ掻かれ、右腕をかまれた。出血無し。救急要請無し。巡視員が消毒の応急処置を実施。念のため、お客様がご自分の車で病院に行くとのこと。	石舞台地区	お客様	5	男			
2008/5/18 13:04	事故	その他	石舞台で開催中のふれあい動物園のポニーが6歳の男児の足を噛んだ内出血	飛鳥わくわく体験イベントのふれあい動物コーナーで展示していたポニーが6歳の男児の右ももを噛み内出血をおこした。現場に居合わせた消防署の救急隊員の方に見てもらったところ内出血をおこしており、救急車を要請した。飼育員によると、暑さのためポニーが興奮したのではないかとのことである。	石舞台芝生広場	お客様	6		請負業者スタッフ		
2008/7/9 11:33	事故	負傷	ナタで竹を加工中誤って左手親指先を切り出血	夏休みイベント「竹であそぼう」(7/26予定)の事前準備作業(竹をナタで加工する作業)において発生。作業中に左手の親指の先に誤ってナタが触れ、切り傷を負った。(負傷当時、軍手は着用されていた)現在は消毒、止血の処置済み。	国営歴史公園 館セミナー ルーム 周辺	ボランティア			ボランティア	62	
2008/12/10 11:16	事故	負傷	自転車で転倒して擦り傷	夫婦2人で飛鳥駅のレンタサイクルをして、公園内をサイクリング。高松塚古墳前の坂道を走行中、女性の自転車が滑って転倒した。転倒した道は坂でカーブしており、古墳工事用の鉄板が敷設されていた。	高松塚古墳前	お客様	60	女			
2009/4/23 12:50	事故	負傷	後頭部擦傷	学校団体に来園。小学校5年生の女の子が石舞台地区芝生広場の園路の石垣から下の棚田に走り下りた(約45cmの段差)ところ、下の棚田で遊んでいた他の児童と交錯し、その児童に乗り上げるような形で転倒。転倒の際、園路の石垣から約190cmの場所にある側溝に後頭部ぶつけ、左後頭頂部を負傷、出血があった。その後、学校の先生から石舞台駐車場にいた巡視上島に救急車の要請があり、上島が携帯電話で119番通報した。負傷後から救急車到着までの間も、負傷者本人の意識はしっかりしており、自分でも歩ける状態であった。救急車要請時には出血も止まっていた。	石舞台地区芝生広場	お客様		女			
2009/5/15 12:55	事故	負傷	額右側打撲	小学校団体に来園。石舞台地区芝生広場で走って遊んでいたところ、バランスを崩して転倒し、その際石ベンチテーブルに頭部をぶつけ打撲。学校の先生が119番通報、救急車を要請。本人意識有。出血有(救急車到着時には出血は止まっていた模様)。自力歩行で救急車に乗り、応急処置を受ける。	石舞台地区芝生広場	お客様	11	男			
2009/9/21 11:30	事故	負傷	竹が子供の右ほほに当たり転倒	光の回廊(9/19~20開催)の片付作業中、公園ボランティアが竹を肩にかけ運んでおり、お客様に道案内を聞かれその対応中、肩から竹がすべり落ち、付近を通しようとしていたお子様(2歳)の右ほほに当たり転倒。	高松塚周辺地区 公園館前	お客様	2	男	ボランティア	65	男

2009/11/22 15:30	事故	負傷	自転車走行中の転倒による頭部打撲	福岡県から夫婦で来園。芝生広場休憩所から芝生広場までの下り坂をレンタサイクルで走行中、雨で濡れた路面にハンドルを取られ転倒。転倒の際、頭部を打撲し、左手親指に痺れがあったため、巡視員に救急要請。負傷者の意識ははっきりしており、出血は顔面の擦傷程度。	高松塚周辺地区 芝生広場休憩所付近	お客様	56	男				
2010/7/10 9:40	事故	負傷	自転車の転倒による頭部打撲と擦り傷	当日家族で来園し、高松塚地区の園路を壁画館に向かって自転車で行く。風にあおられて帽子が飛んだため片手で取ろうとしたところ、バランスを崩して転倒した。転倒した際に頭部左のこめかみ付近と左手の肘を打撲した。お客様自身が119番へ通報した。	高松塚地区 壁画館付近園路	お客様	51	女				

【事件】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2008/7/31 9:30	事件	盗難	鋳鉄製側溝蓋の盗難	巡視員が巡回中、高松塚周辺地区文武天皇陵側休憩所前のグレーチング5枚が無くなっていることに気づき、管理センターに報告。なお、7月19日から毎日夜間警備(22:00~3:00)を実施中で、昨晩の2回の点検では異常は無かった(1回目22:00~22:24、2回目0:00~0:25)。盗難推定時刻は午前0時25分~午前9時30分までの間。鋳鉄製側溝蓋5枚(1枚あたり/縦30cm×横50cm×高さ2.5cm)被害額7万円程度	高松塚周辺地区 文武天皇陵側休憩所						
2008/8/9 12:11	事件	盗難	鋳鉄製樹蓋(グレーチング)1枚	甘樫丘地区川原駐車場から川原展望台への園路脇の樹1枚が盗難にあった。サイズ 鋳鉄製600×600×20 同じ場所に設置されている樹1枚と側溝蓋は被害にあっていない。	甘樫丘地区川原駐車場横園路						
2008/9/24 16:45	事件	盗難	車両ナンバープレート盗難	60代半ばの夫婦で来園。午後2時頃に石舞台地区駐車場に車を止め、午後4時45分に戻ってきたところ、車前部のナンバープレートが無くなっていた。	石舞台地区駐車場						
2009/3/30 11:21	事件	施設等破損	車両による芝生内の走行	3/29の夜間~3/30早朝にかけて、高松塚周辺地区の芝生広場で、バイクもしくは車両が走り回った跡があった。芝生もはがれたりしていた。	高松塚周辺地区芝生広場						

【病気】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2009/4/7 17:05	病気(急性症状)	発症	病気のため死亡(病名不明)	石舞台古墳東側の高台で、40歳くらいの男性が倒れているのを60歳くらい男性のお客様が発見。お客様が石舞台古墳入口スタッフに連絡し、現地確認。男性が心肺停止状態であったため、119番通報。同時に心肺蘇生措置(人工呼吸、心臓マッサージ)を実施(AEDを使用した)、電気ショックまでには至らず。救急隊が到着し、男性引き渡し。救急隊による心肺蘇生開始。 <その他> ・男性は一人で行来。 ・倒れていた場所に嘔吐物のようなものあり。 ・外傷なし。	石舞台地区東側高台	お客様	44	男			
2009/10/9 10:15	病気(急性症状)	その他	気分が悪くなる	小学校の遠足で来園。小学校6年生の女子児童が遠足中気分が悪くなり、顔色が悪かったため、学校の先生が高松塚壁画館のスタッフに救急車を要請。	高松塚周辺地区 高松塚壁画館前	お客様	11	女			

2010/6/27 10:20	病気 (既往 症悪化)	発症	持病の悪化に伴う救急車の要請	グループでバスにより来園し、祝戸地区を散策していたお客様が、西展望台下付近で体調を悪くした。持病の狭心症もあり酸素ボンベを使用した。回復しなかったため救急車の要請を行った。	祝戸地区 西展望台下付近	お客様	72	男					
2010/10/16 16:45	病気 (急性 症状)	発症	修学旅行に付き添いの看護師が、体調を崩した	高校の修学旅行で石舞台地区に付き添いで来園した看護師が、体調不良で座り込んでいたため、旅行の添乗員が119番通報を行った。本人は意識・呼吸とも正常であった。	石舞台売店近くの道路際								
2011/3/19 14:22	病気 (急性 症状)	発症	体調不良による救急車の要請	石舞台地区の風舞台付近で、イベントで来園していた12歳の男の子(母親同伴)が体調不良により横になっていた。同じ団体のお客様により直接119番へ連絡があり、救急車が現地へ到着したところを巡視員が見つけて、管理センターへ報告があった。	石舞台地区 風舞台付近	お客様	12	男					

【車両事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2008/10/29 11:10	車両事故	施設等破損	お客様の車両誤作動による公園施設破損	60代夫婦で車で来園。甘樫丘地区川原駐車場に車をバックで駐車しようとしたところ、ブレーキを踏んだつもりがアクセルを踏み込みこんでしまい、停止ブロック後方の生垣に突っ込み、その生垣を乗り越えて5~6m後方の斜面の木に衝突し、停車した。夫婦に怪我は無し。	甘樫丘地区川原駐車場						
2009/4/3 9:46	車両事故	施設等破損	植栽帯に車両が突っ込む	甘樫丘地区川原側の水路脇の植栽帯に車両が突っ込み低木が折れる等の被害があった。	甘樫丘地区川原側花畑付近				なし(自損)		
2010/9/27 15:00	車両事故	施設等破損	駐車場周辺の植栽木の破損	駐車場利用のお客様が、アクセルとブレーキの踏み間違いに伴い、車両が駐車場周辺の植栽帯に突っ込んでしまった。植栽木のうちヒラドツツジが10本、サクラが1本破損していた。	甘樫丘地区川原駐車場				お客様	60	男

【その他】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2010/7/12 16:39	その他	その他	自殺未遂	甘樫丘地区の川原展望台付近で、女性のお客様が首吊り自殺の男性を発見。女性のお客様が119番通報。病院に搬送。その後、警察から男性の命に別状はなかったとの連絡あり。	甘樫丘地区川原展望台付近園路	お客様	38	男			
2010/10/18 15:10	その他	その他	セアカゴケグモ発見	15:10 幼稚園児がクモに石を投げて遊んでいたところ、母親がそれを見てセアカゴケグモと思い、近くにいた巡視に声をかけた。 15:20 現場証拠写真をとり、現物(死体)を捕獲 18:00 記者発表投げ込み(国事務所より) 管理センターは、国事務所と協議のうえお客様への告知看板を作成	甘樫丘地区 豊浦休憩所付近						

## 危機管理対応実績・報告②&lt;自然災害、火災&gt;

災害発生日時	災害種別	災害等件名	概要	発生場所
2009/10/8	台風	台風18号	台風18号に備え、園内点検、通過後の巡視。集水桝のつまりや倒木対応。	各地区
2009/1/17	火災	甘樫丘地区豊浦林地内林庄約5㎡焼失	小学生が林庄内で枯れ枝が燻っているのを発見し、工事業者に連絡。工事業者が消火器による初期消火作業。 その後現場を通りかかった巡視員が確認し、管理センターに連絡。 管理センターから消防車要請。	甘樫丘地区豊浦芝生広場
2009/3/20	火災	トイレトーパーを燃やされていた	高松塚周辺地区文武天皇陵側トイレ・休憩所において、トイレトーパーが燃やされた跡があった。 男子トイレのトイレトーパーが2個なくなっていたことから、そのトイレトーパーが休憩所の床で燃やされたものを思われる。	高松塚周辺地区文武天皇陵側トイレ・休憩所
2010/7/14	台風	大雨対応	大雨に備えた点検、被害状況確認の巡視。砂利流出対応。	各地区

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(担当者)  
所属部署  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地  
商号又は名称 H24-26国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務◇◇・○○共同体  
代表者氏名 印

平成23年●月●日付けで入札公告のありました「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)  
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務

会社名:○○○○(株)

業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月

1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)

平成24年4月1日時点 ○名

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。  
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。  
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。  
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。  
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。  
 注6:内容種別欄は実施要項3.2の「表1 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。  
 注7:実施要項3.2の「表1 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。  
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職  ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までには雇用される念書(任意様式)を添付する。
- 注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表2 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

## (提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。



(提出様式 1 - 5) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項 3. 3に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	0	0	40	計	代表企業 ○○会社 近畿 太郎
企画運営管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
収益施設等運営 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

※ [実施要項以外で提案する業務責任者]を補佐する者]を配置する。なお、病氣・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることという。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

(別紙) [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	○○会社 ○○○○
□□業務責任者の下 ○○リーダー						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○

※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するか責任区分を明確にすること。

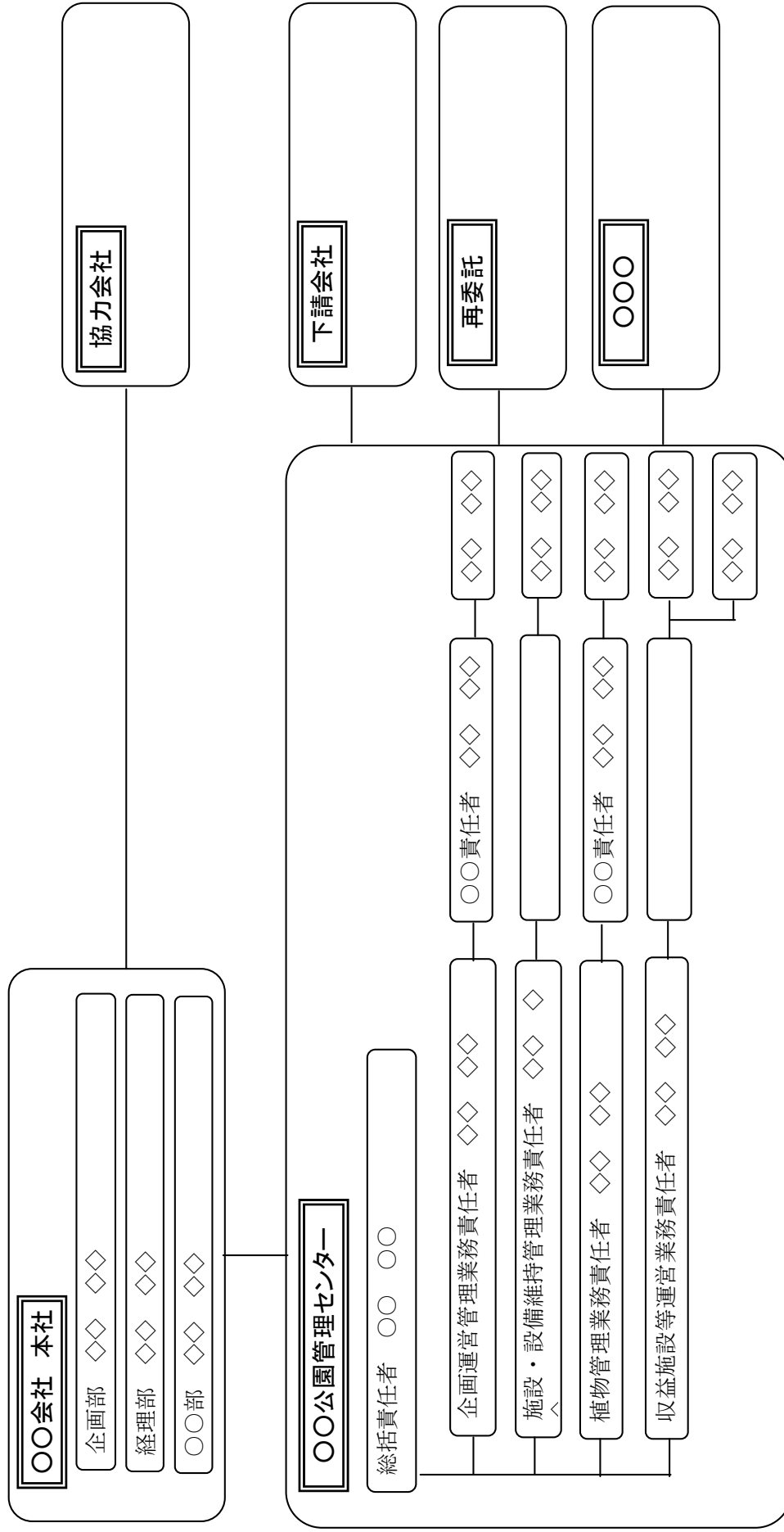
※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

※ 繁忙期等の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。

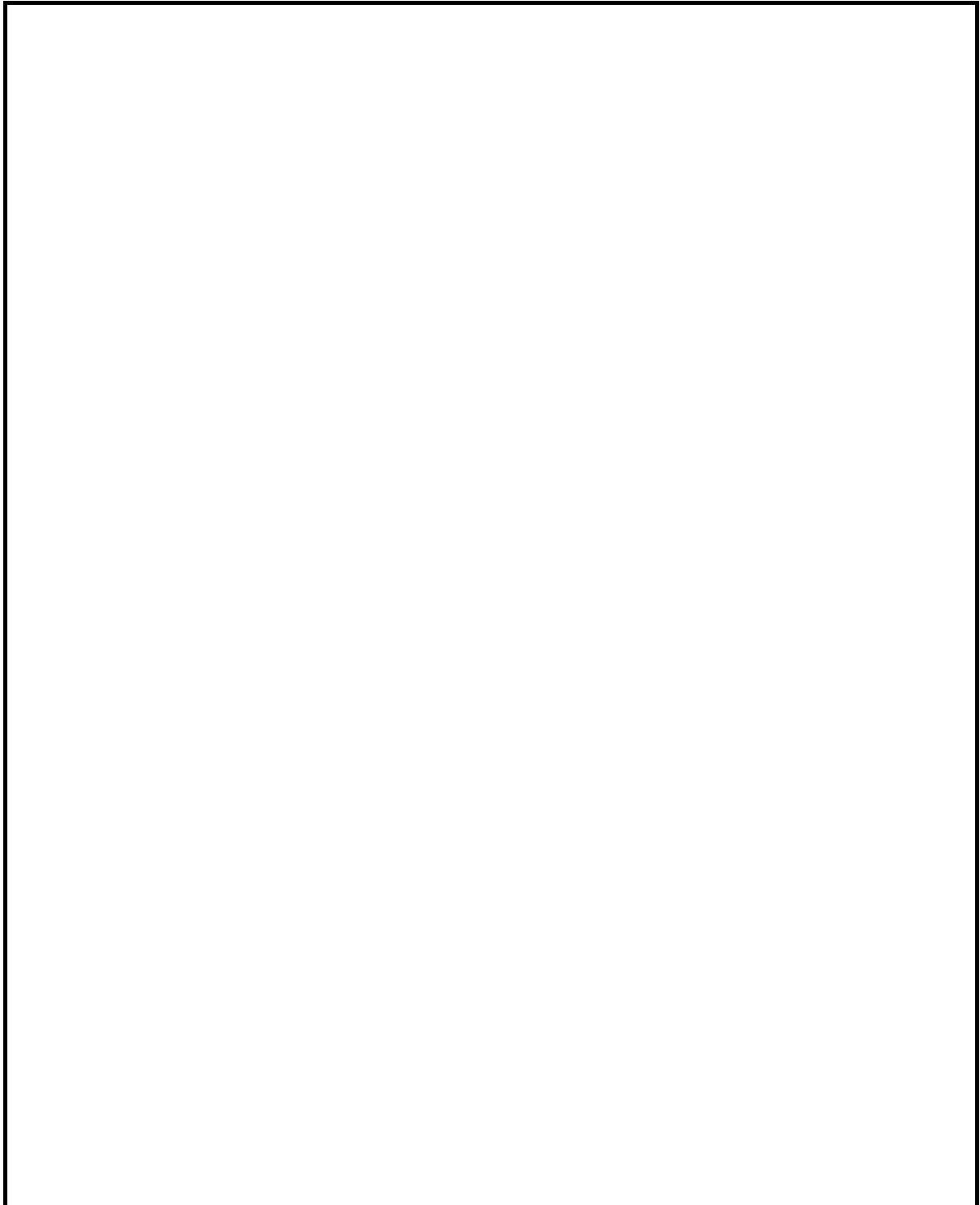
※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。

※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい) ※業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



(提出様式1-6)実施方針



- ※A4版2枚以内にまとめる(図表含む。)
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒片面印刷で提出すること。

(別紙)

年間業務計画（作成例）

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務\*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 様

### 念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

### 記

国土交通省近畿地方整備局で、平成23年●月●日付けで入札公告のあった「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成23年〇月〇日

住所  
電話番号  
会社名 株式会社〇〇〇〇  
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所  
氏名 近畿 太郎 印

## (提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	きんき たろう 近畿 太郎  ( 年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	



(様式1-9-1)

平成 年 月 日

## 収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、国営飛鳥歴史公園収益施設運営実績書を提出します。

### 記

- (1) 所在地 奈良県高市郡明日香村
- (2) 対象施設 物販施設

※ 「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営公園収益施設管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。

また、「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」の受託者（収益施設運営者）は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受けなければならない。

※ 共同体として参加する者が提出する場合は、H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者を申込者とする。

(様式1-9-2)

平成 年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 法人名

代表者

印

## 〇〇施設運営に係わる誓約書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約しますとともに、下記事項に反することが発覚した場合、応募者として失格となることに不服を申し立てません。

### 記

- 1) 使用料等の支払いの見込みが確実な者。  
直近3ヶ年で赤字を計上していない者とする。
- 2) 標記施設の経営を3年以上維持して1箇所以上運営した経験を有しており、現在も良好な運営状況を維持していること。

以上

- ※ 申込者は、収益運営者を記載する。
- ※ 標題については、物販施設と記載すること。
- ※ 財務諸表上、法人として「赤字」を計上していないこと。

(様式1-9-3)

## 会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- ①社名 ( )
- ②業種(主・副) ( )
- ③設立 ( 年 月 )
- ④資本金 ( 円 )
- ⑤従業員数 ( 人 )
- ⑥株式 ( 上場 ・ 非上場 )
- ⑦株主数 ( 人 )
- ⑧営業範囲 (奈良県・近畿地方・全国 )
- ⑨年商 ( 円 )

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 物販施設を担当する収益運営者について記載すること。

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

(様式1-9-4)

## 〇〇施設運営実績

項目	内 容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・東京都〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台
・売上高	(記入例) ・120,000千円/年
・従業員数	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 物販施設の実績を1件記載すること。

※ A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、概要がわかる写真を2～3枚添付すること。

(提出様式1-10)

(第1面)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
上総 周平 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号 )

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名 ④

(法人にあつては、代表者氏名)

法定代理人  
氏 名 ④

## 入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- この書面とともに、第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。
- 提出した様式のデータおよび電磁的記録媒体（第8面※8参照）をCD-Rで提出願います。

## 1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

## ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	( )	
	( )	

## イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

## 2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
  - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
  - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

## 3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

## 4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

## ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日(性別)	本籍	
		住所	割合
		所有株式数又は出資金額	割合
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		





## 5 親会社等

## ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

## ○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本 籍		
氏 名		住 所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割 合
	( )			

## ○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割 合

## イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

## ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
  - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
  - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
  - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

## 7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表	チェック
<b>1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※<sub>1</sub> 【落札者決定後】</b>	
① 入札参加事業者（個人）	
② 入札参加事業者（個人）の法定代理人※ <sub>2</sub>	
③ 入札参加事業者（法人）の役員	
④ 入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤ 入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※ <sub>3</sub>	
⑥ 入札参加事業者（法人）の親会社等※ <sub>4</sub> （個人）	
⑦ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
<b>2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※<sub>5</sub></b>	
⑪ 入札参加事業者（法人）	
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
<b>3 戸籍抄本※<sub>6</sub></b>	
⑬ 入札参加事業者（個人）	
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員	
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
<b>4 未成年者登記簿の謄本※<sub>7</sub></b>	
⑰ 入札参加事業者（個人）	
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員	
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
<b>5 誓約書【別添】</b>	
㉑ 入札参加事業者（個人）	
㉒ 入札参加事業者（法人）	
<b>6 電磁的記録媒体※<sub>8</sub></b>	

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかな

を問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

- ※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。
- ※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。
- ※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。
- ※8 電磁的記録媒体の作成要領  
意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをC S V 形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R）に以下の要領で記録する。
  - ① 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
  - ② 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
  - ③ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
  - ④ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
  - ⑤ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
  - ⑥ 記載例（データ上の記載）  
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
上総 周平 殿

平成 年 月 日  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊟

## 誓 約 書

平成23年●月●日付けで公告のありました「H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - 1)資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ①親会社と子会社の関係にある場合
    - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - 2)人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 4 国営飛鳥歴史公園事務所で実施した国営飛鳥歴史公園運営維持管理方針策定業務の受託者でないこと。
- 5 業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。
- 6 申請書類の内容については事実と相違ないこと。
- 7 上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

## 申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。  
(例 1/10, 2/10...9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
  - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
  - ④共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。  
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
  - ③共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
  - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体的場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5「業務実施体制」
  - ①共同体的場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
  - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
  - ③実施要項3.3.表2に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。  
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。  
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-10「入札参加事業者等確認書」

落札者は、住民票の写し(外国人の場合は外国人登録原票の写し)について、落札決定日から2週間以内に提出すること。  
様式のデータおよび電磁的記録媒体(第8面参照)をCD-Rで提出すること。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H24-26国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
上総 周平 殿

提出者)住 所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地  
電話番号: 共同体事務所の電話番号  
FAX : 共同体事務所のFAX番号  
会社名 : ○○○○業務  
          △△・○○共同体  
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。



(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者数【数値目標】

(単位：万人)

年目	1年目					2年目	3年目
年間 公園利用者数	( )						
四半期毎 公園利用者数	1	2	3	4	計		
	( )	( )	( )	( )	( )		

( )：平日の公園利用者数を示す

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その利用者数確保に向けて、本業務の内容を網羅的に把握し、実現性のある企画提案および期待される効果、及び当該業務全体を包括的にマネジメントする手法について記述すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用満足度の向上に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】（単位：％）

年目	1 年目				2 年目	3 年目
年間 公園利用者の 満足度						
四半期毎 公園利用者の 満足度	1	2	3	4		

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、本業務の内容を網羅的に把握し、実現性のある企画提案および期待される効果、及び当該業務全体を包括的にマネジメントする手法について記述すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 地域特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5.に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、季節毎に実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案			
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○			
1. 企画提案項目：○○○の活用			
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。			
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。			
2. 企画提案項目：			
・国営飛鳥歴史公園館の入館者数【数値目標】 (単位：人)			
年目	1年目	2年目	3年目
年間 入館者数	○○	○○	○○
・具体的な企画提案：			
・期待される効果：			
3. 企画提案項目：			
・具体的な企画提案：			
・期待される効果：			
4. 企画提案項目：			
・具体的な企画提案：			
・期待される効果：			
5. 企画提案項目：			
・具体的な企画提案：			
・期待される効果：			

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目1. に、本公園内の資源、施設等公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目2. ～3. に、国営飛鳥歴史公園館の入館者数の目標値を設定の上、その利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目4. ～5. に、豊浦休憩所の利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2 - 2 - 1 2の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

6) 多様な利用プログラムの提供に関する提案				
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○イベント・行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】				
イベント・行事名	1 年目		2 年目	3 年目
	開催数(回)	参加人数(人)		
展示		○～○○		
歴史イベント				
体験イベント				
環境学習イベント				
地域と連携したイベント				

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目1に、展示の開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目2に、歴史イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目3に、体験イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目4に、環境学習イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目5に、地域と連携したイベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式 2 - 2 - 1 1) 自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。
- ※「展示」、「歴史イベント」、「体験イベント」、「環境学習イベント」、「地域と連携したイベント」の内容及び実施回数は重複してはならない。
- ※ 企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信の充実にに関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位：件)

年目	1年目	2年目	3年目
年間 マスコミ報道 件数	〇〇	〇〇	〇〇
年間 ホームページ アクセス件数	〇〇	〇〇	〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

<p>7) 地域・市民との連携活動に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針とて、○○○</p> <p><b>1. 企画提案項目：○○○と連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：○○○と連携し、・・・実施します。</li><li>・期待される効果：○○○と連携することにより、・・・が期待されます。</li></ul> <p><b>2. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>3. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>4. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>5. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果</li></ul>
---

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目1.～3.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目4.～5.に、ボランティアとの連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面での利用者の安全確保に関する対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。



<p>9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p>1. 企画提案項目：○○○の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：○○○について、・・・・実施します。</li><li>・期待される効果：○○○をすることにより、・・・・の防止が期待されます。</li></ul> <p>2. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p>3. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p>4. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p>5. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul>
---

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

<p>1 0) 自主事業の提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p><b>1. 企画提案項目：○○○の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。</li><li>・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。</li></ul> <p><b>2. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>3. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>4. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul> <p><b>5. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な企画提案：</li><li>・期待される効果：</li></ul>
---

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。  
※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果  
を具体的に記述する。  
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提  
案も行うこと。  
※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。  
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認するこ  
と。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5.に**物販施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更数量：〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上（〇〇を削減）します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

## 企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。  
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。  
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。  
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。  
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。  
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。  
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10…9/10, 10/10）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表3に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例)   ▲▲会社           →   当法人  
      ■ ■財団           →   当法人  
      ◇◇共同体       →   当法人  
      □□グループ     →   関連グループ 等  
      ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

国営飛鳥歴史公園  
収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 近畿地方整備局

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

平成 年 月 日

## 収益施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、国営飛鳥歴史公園収益施設運営計画書を提出します。

### 記

- (1) 所在地 奈良県高市郡明日香村
- (2) 対象施設 物販施設 (売店1箇所、自動販売機、臨時売店)

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、H24-26 国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。



## 収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5. **物販施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-12と同様な内容とする。

(3 - 1) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

H24-26 国営飛鳥歴史公園  
運営維持管理業務

別添資料

平成23年〇月

国土交通省近畿地方整備局

仕様書(案)、規定書(案)に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
別 添	別添1	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領	別添 1
	別添2	「H24-26国営飛鳥歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 7
	別添3	施設配置図	別添 9
	別添4	植栽管理区分図	別添 13
	別添5	国土交通省委託契約取扱要領	別添 17
	別添6	巡回ポイント	別添 28
	別添7	申請書(5条、6条、12条、車両乗入れ許可申請書、車両乗入れ許可書等)	別添 32
	別添8	国営飛鳥歴史公園における広報・行事等の取扱について	別添 39
	別添9	事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割	別添 40
	別添10	国営飛鳥歴史公園消防計画書	別添 41
	別添11	災害対策部運営計画(抄)	別添 44
	別添12	取得した備品及び貸与備品等の取扱い	別添 51
	別添13	飛鳥公園ボランティア規約(例)	別添 53
	別添14	自動販売機設置平面図	別添 57
	別添15	石舞台駐車場平面図	別添 63
様 式	様式1	管理月報	別添様式 1
	様式2	包括的な質の月別報告	別添様式 2
	様式3	管理四半期報	別添様式 3
	様式4	収益施設等の管理に関する勤務実績簿	別添様式 4
	様式5	事故情報記録	別添様式 5

## 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における 行為の禁止等に関する取扱要領

国営飛鳥歴史公園事務所

### (目 的)

第 1 条 この要領は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

### (適 用)

第 2 条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関係法令に定めるほか、この要領によるものとする。

### (定 義)

第 3 条 この要領において、「公園内」とは、法第 2 条の 2 の定めるところにより国営飛鳥歴史公園として公告され、すでに供用が開始されている区域をいう。

- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 近畿地方整備局の公園管理担当職員
  - 二 近畿地方整備局から本項第三号の区域を除いた公園内の管理を受託した機関（以下「受託者」という。）の職員、若しくは受託者に臨時に雇用された者
  - 三 法第 5 条第 2 項に基づく公園施設の設置等の許可を受けた機関、若しくはその施設管理を委託された機関の職員
  - 四 受託者との契約により、受託者の指導監督を受けて、公園の利用上の指導業務を行う者
- 3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 前項第一号、第二号及び第四号に該当する者が本項第二号を除く公園内を対象に行う公園管理
  - 二 前項第三号に該当する者が法第 5 条第 2 項による設置許可の対象となる区域内で、許可事項の範囲内で行う施設管理

- 4 この要領において、「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、その行為を禁止する。

- 一 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で以下に定める行為
  - イ 園路・駐輪場を除いた箇所及び別添図面に示す自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ
  - ロ 定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること
  - ハ その他スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 二 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 四 公園の利用に際し、以下に定める物品を許可無く持ち込みまたは使用する行為
  - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む）
  - ロ ガス、多量のマッチ、花火など爆発性、引火性の高いもの及びコンロ等の器具
  - ハ 野球のバット（ビニル製のものは除く）及び硬式球
  - ニ ゴルフ・ゲートボール等の道具類
  - ホ 多量の薬物
  - ヘ ローラースケート、スケートボード、それに類するもの
  - ト その他職員等により安全かつ快適な公園の利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの。

(法第11条の規定に関する適用除外)

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは法11条の規定を適用しない。

- 一 職員等が公園管理のために行うもの
- 二 職員等以外の者が国営飛鳥歴史公園事務所または受託者との契約により公園の業務のために行うもの
- 三 法第5条の規定により許可を得た行為または協議の成立した行為に係るもの
- 四 法第6条の規定により許可を得た行為に係るもの
- 五 法第9条の規定により協議の成立した行為に係るもの
- 六 法第12条の規定により許可を得た行為に係るもの

七 その他学術研究等の必要性から事務所長が特に認めたもの

(場所の指定)

第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第四号及び第五号に指定する場所は、以下に定めるとおりとする。

一 令第18条第四号に定める区域は、別添図面に示す区域とする。

二 令第18条第五号に定める車両（自動二輪、原付自転車含む）の乗り入れ場所は、各地区の駐車場及び別添図面に示す範囲とする。

(公園利用の制限)

第7条 公園利用者の危険を防止し、または公園施設の損壊を防止するため必要と認められる場合は、入園の制限または行為の制限等、公園利用を制限する措置を行うものとする。

2 公園利用の制限に関し必要な事項は、以下に定めるとおりとする。

- 一 公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼし、または公園施設を損壊する恐れのある物件として、別表に定めるものの持ち込みを制限する
- 二 持ち込みの制限に関する必要な指示は職員等が行う

(行為の許可)

第8条 公園内における行為のうち次の各号に掲げるものは、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査または動植物等の調査
- 二 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 三 営利を目的として、または会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの
- 四 公園内に標識または横断幕を掲示して行うもの
- 五 その他公園の利用上または管理上から必要と認めたもの

(法第12条の規定に関する適用除外)

第9条 公園内における行為のうち、つぎの各号に掲げるものは、法12条の規定を適用しない。

- 一 第5条第一号から第五号までに係るもの
- 二 国営飛鳥歴史公園事務所または受託者の依頼により職員等以外のものが行うもの



(許可基準)

第 10 条 法第 12 条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当する場合は、許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売または頒布
- 二 公共性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行
- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興行
- 四 公共性に欠ける募金または署名運動
- 五 公園利用または公園管理に係わりのない調査
- 六 職員等が勤務する時間以外の利用
- 七 次の各号の一に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
  - イ 公園施設の損傷または汚損
  - ロ 公園の風致または美観の侵害
  - ハ 他の利用者に危害を与えまたは不便を生じさせること
- 八 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
- 九 前各号に定めるもののほか、公園管理者により公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの

2 前項第一号の規定に係わらず、受託者が公園の利用促進または利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(利用指導)

第 11 条 職員等は、その責務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限または適切な利用指導を行うものとする。

(許可条件)

第 12 条 公園内の行為について許可をする場合は、必要に応じ以下に定める条件及び注意事項を付すものとする。

- 一 目的以外の行為を行わないこと
- 二 事故が発生し、またはその恐れがあると判断される場合は、公園利用の安全を図るとともに申請者の責任において処理すること
- 三 公園施設を損傷し、汚損し、または滅失した場合は、これを修理し若しくは現状に回復し、または損傷を賠償すること
- 四 第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること
- 五 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに現状に回復すること。ただし、現状に回復することが不適当な場合は、公園管理者

の指示に従い必要な措置をとること

- 六 公園管理者は、次に示すような場合申請者に対して、許可を取り消したり、必要な措置を講ずるよう命ずることがある
  - イ 申請内容に偽りがあつたり、不当な手段により許可を受けた場合
  - ロ 許可書に記載されている内容及び条件等に違反した場合
  - ハ 都市公園法または都市公園法に基づく規定に違反した場合
  - ニ 公園の保全または公衆の利用に著しい支障が生じた場合
  - ホ 公園の運営上または公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 七 当該行為により生じた塵芥は、行為終了後、責任をもって処理すること
- 八 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所若しくは公園管理受託者と十分連絡をとり、その指示に従うこと
- 九 一般利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること
- 十 拡声器を使用する場合は、一般利用者ならびに周辺に対し不快を与えないようその音量について十分注意すること
- 十一 車両等の使用に際しては、別途許可申請を行うこと
- 十二 火気（特に煙草）については十分注意すること
- 十三 本許可書の記載事項の訂正は、当局の訂正印の押印が無い場合無効とする
- 十四 当権利を第三者へ転貸、譲渡等を行わないこと。
- 十五 許可書は期間中は携行し、当所職員が求めた時には提示すること。

附則 この要領は平成6年12月1日から適用する。

附則 この要領は平成23年2月3日から適用する。

(別 表)

要領第7条第2項に定める持ち込みを制限する物品は、次に掲げるものとする。

対象となる物品等の種類	条件または注意事項
捕虫道具類	・園内で使用している場合はみだりに採取しないよう注意喚起する。
植物採取道具類	・園内で使用している場合、注意を行い採取したものは没収する
ペット(動物)類	・リードや鎖を付けるか、籠に入れるなどし糞は飼い主が処分することを義務付ける また事故の責任は飼い主が持つものとする
エンジン付きまたは バッテリー式模型	・公園の雰囲気を壊し、周辺の民家や利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
テント、ビーチパラソル	・芝生地等公園の施設に損傷を与え、また他の利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
ガラス用品、瓶類	・責任を持って持ち帰るよう指示する

## 「H24-26 国営飛鳥歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

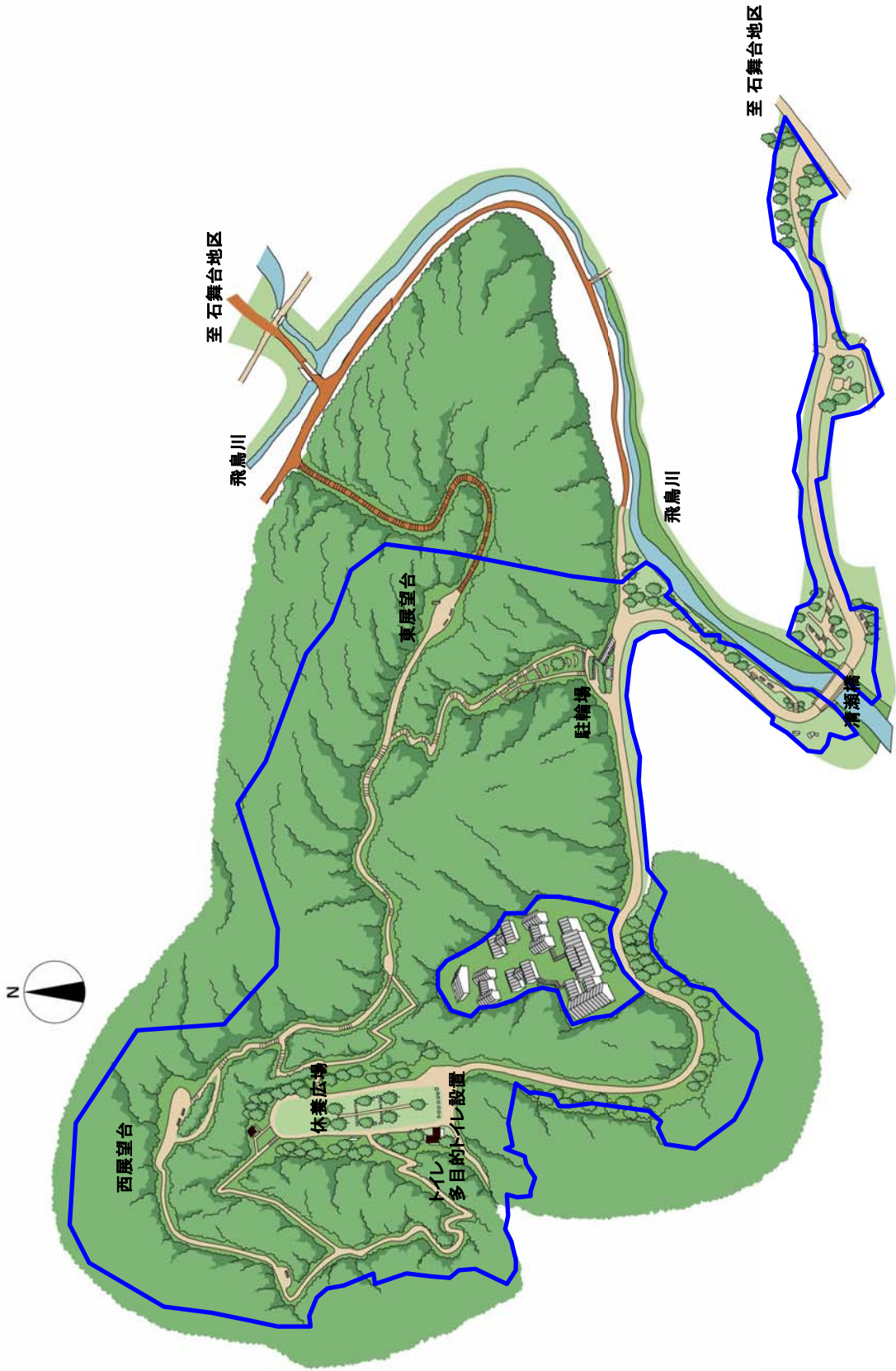
(管理状況の調査)

第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

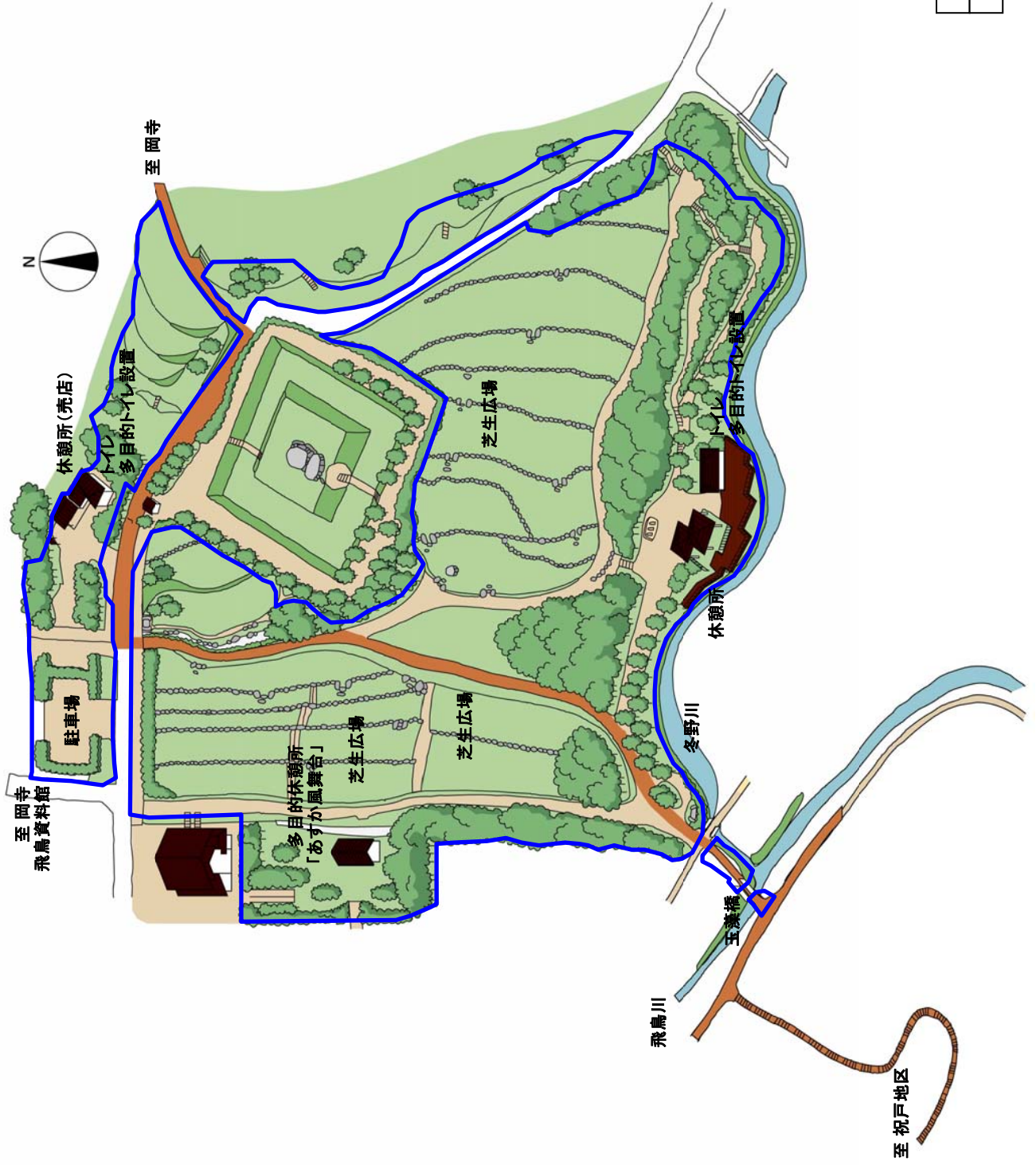
第12条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 施設配置図 国営飛鳥歴史公園 祝戸地区

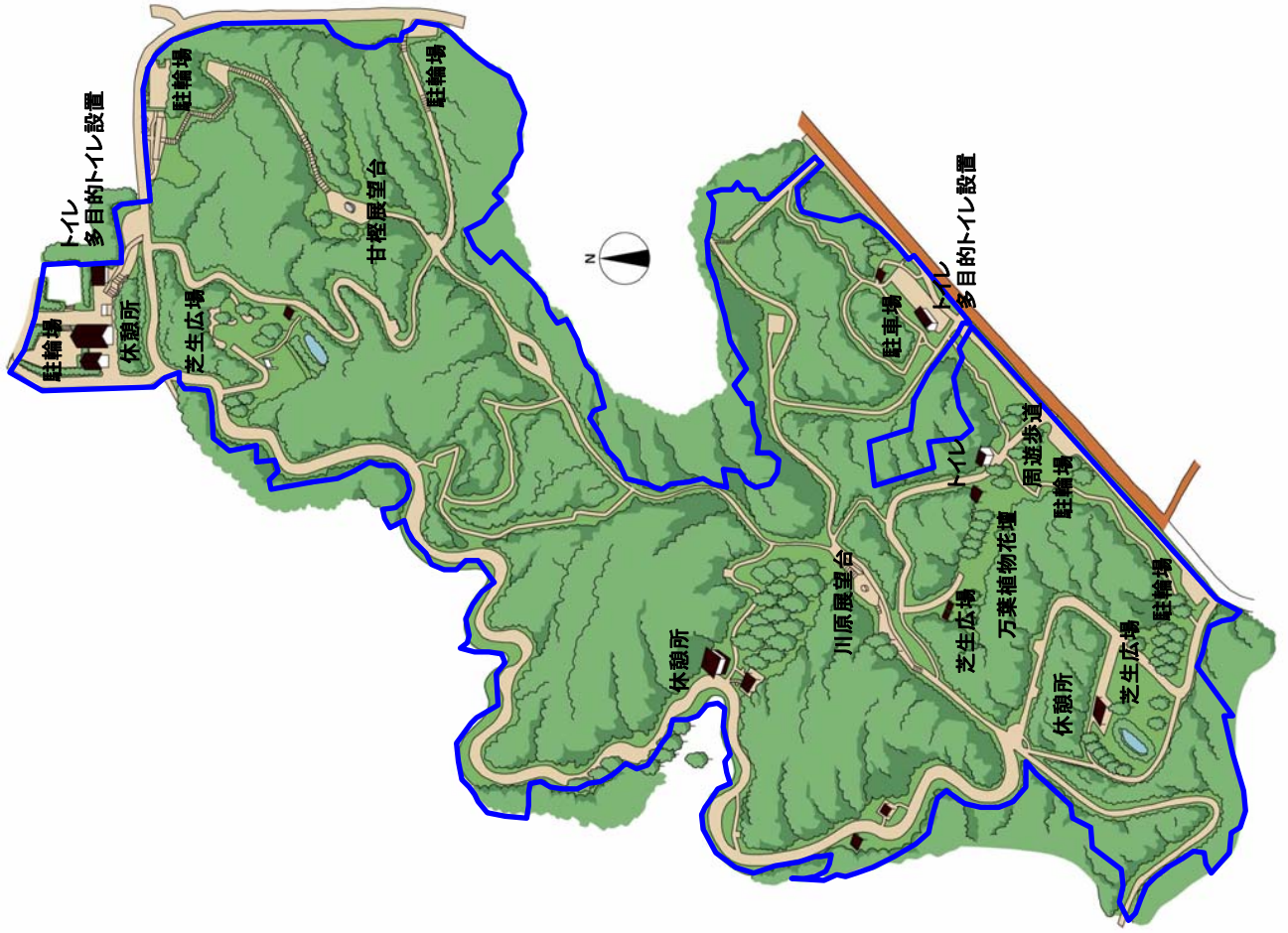


凡例  
— 管理対象区域

# 施設配置図 国営飛鳥歴史公園 石舞台地区



# 施設配置図 国営飛鳥歴史公園 甘樫丘地区



凡例
— 管理対象区域



# 施設配置図 国営飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区

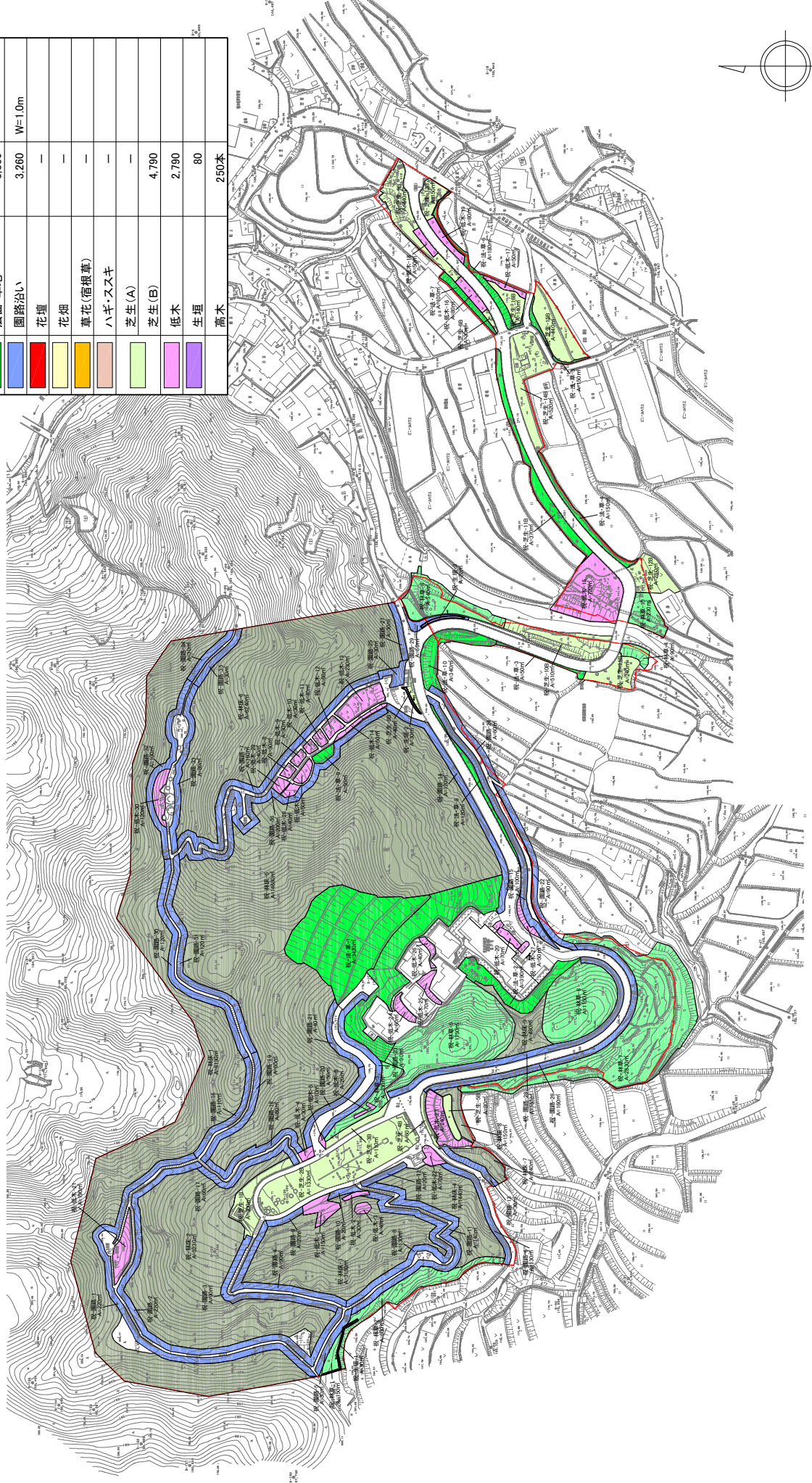


# 植栽管理区分図

別添4

## 国営飛鳥歴史公園 祝戸地区

記号	区分	面積 (㎡)	備考
■	林地(林床範囲)	38,330	
■	林地(草刈範囲)	9,710	
■	林地(その他)	—	
■	法面・草地	3,350	
■	園路沿い	3,260	W=1.0m
■	花壇	—	
■	花畑	—	
■	草花(宿根草)	—	
■	ハギ・ススキ	—	
■	芝生(A)	—	
■	芝生(B)	4,790	
■	低木	2,790	
■	生垣	80	
■	高木	250本	

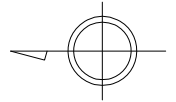


# 植栽管理区分図

## 国営飛鳥歴史公園 石舞台地区



記号	区分	面積 (㎡)	備考
■	林地 (林床範囲)	—	
■	林地 (草刈範囲)	3,720	
■	林地 (その他)	—	
■	法面・草地	2,490	
■	園路沿い	350	W=1.0m
■	花壇	—	
■	花畑	620	
■	草花 (宿根草)	280	
■	ハギ・ススキ	1,350	
■	芝生 (A)	8,210	
■	芝生 (B)	14,270	
■	低木	3,310	
■	生垣	290	
■	高木	250本	



# 植栽管理区分図

国营飛鳥歴史公園 甘樫丘地区



別添-15

記号	区分	面積 (㎡)	備考
■	林地(林枝範囲)	138,650	
■	林地(草刈範囲)	21,530	
■	林地(その他)	24,630	
■	法面・草地	1,270	
■	園路沿い	6,780	W=1.0m
■	花壇	120	
■	花壇	2,250	
■	草花(前植栽)	2,250	
■	八千代スズキ	—	
■	芝生(A)	18,210	
■	芝生(B)	4,650	
■	低木	1,020	
■	生垣	—	
■	喬木	260	本

# 植栽管理区分図

国営飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区



記号	区分	面積(m <sup>2</sup> )	備考
■	林地(林床範囲)	18,140	
■	林地(草刈範囲)	17,530	
■	林地(その他)	—	
■	法面・草地	310	
■	園路沿い	2,630	W=1.0m
■	花壇	520	
■	花畑	410	
■	草花(宿根草)	1,640	
■	ハギ・ススキ	1,270	
■	芝生(A)	10,360	
■	芝生(B)	10,780	
■	低木	10,370	
■	生垣	150	
■	高木	250本	

## 国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日  
国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号

## (通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

## (委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

## (実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第3）
- 五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第4）
- 六 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

- 第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。
- 2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(報告書等の提出)

- 第6 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 完了報告書（別記様式第5）
  - 二 精算報告書（別記様式第6）
  - 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第7）
  - 四 残存物件報告書（別記様式第8）
- 2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 補正完了報告書（別記様式第5に準ずる様式）
  - 二 精算報告書
  - 三 残存物件報告書

(検査等)

- 第7 担当官は、第6第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。
- 2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
- 一 不合格である旨
  - 二 不合格と認めた理由
  - 三 その措置についての意見
- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第6第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めるときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

- 第8 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
  - 二 委託料の経理状況についての監査
  - 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第9 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から官署支出官官職宛での請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。



# 実 施 計 画 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に( )書きすること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

## 四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
  3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に( )書きすること。

## 再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けの「\_\_\_\_\_業務契約」(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆  
円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

### 記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
  - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
  - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名\_\_\_\_\_ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○

印

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。  
2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

## 履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所  
氏 名

受託者 ××株式会社	<p style="text-align: center;">(再委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○有限会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td>△△に関する□□地区基 礎調査</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社(予定)</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○合資会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先□)</p> <p style="text-align: center;">.....</p>	○○○有限会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査	○○○株式会社(予定)		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○合資会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		<p style="text-align: center;">(再々委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再々委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table>	○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	
○○○有限会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査																																																			
○○○株式会社(予定)																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○合資会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

# 完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書

通

2. 残存物件報告書

通

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

## 精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。
  3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。



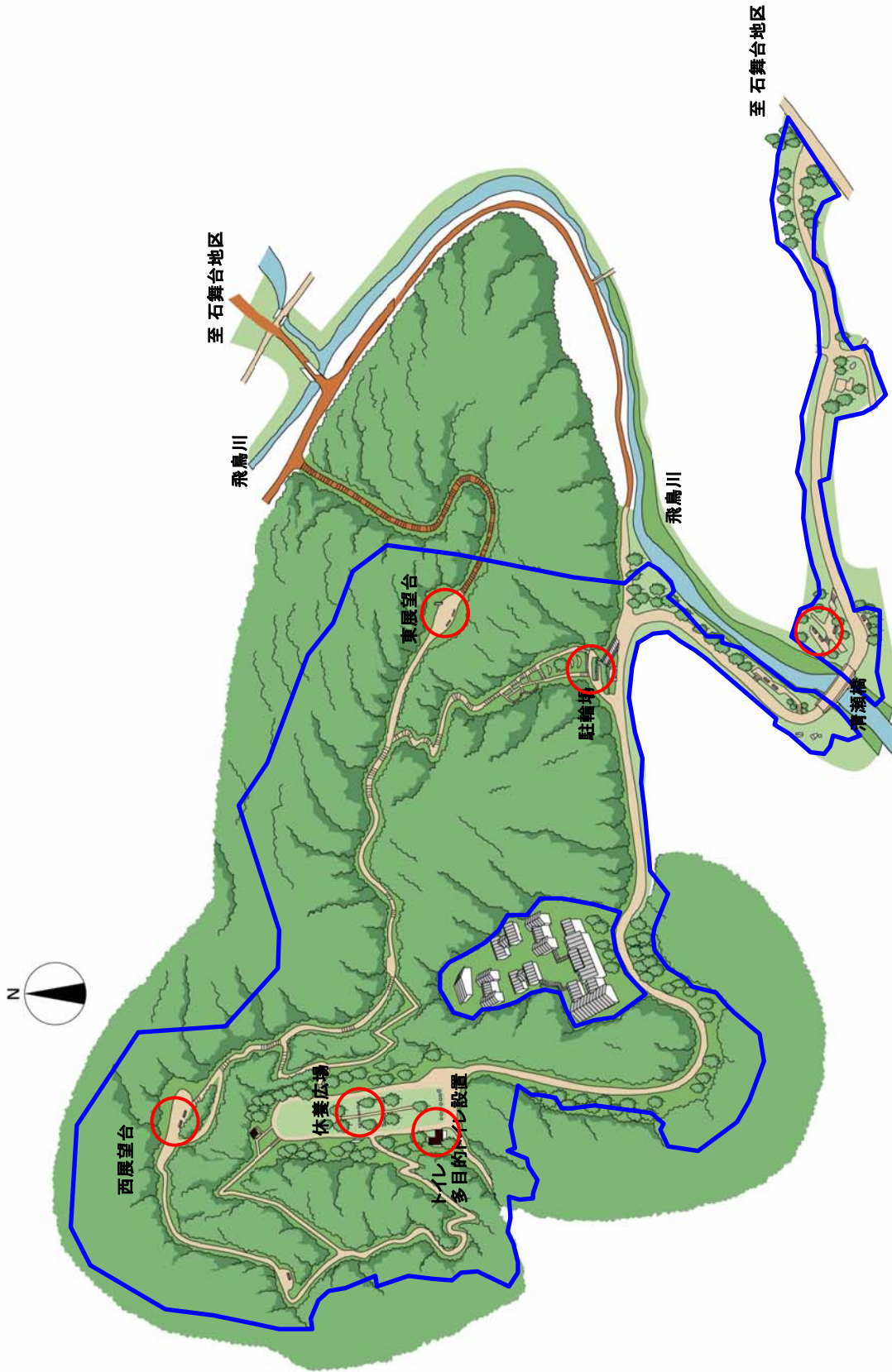
## 残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
  3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
  4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

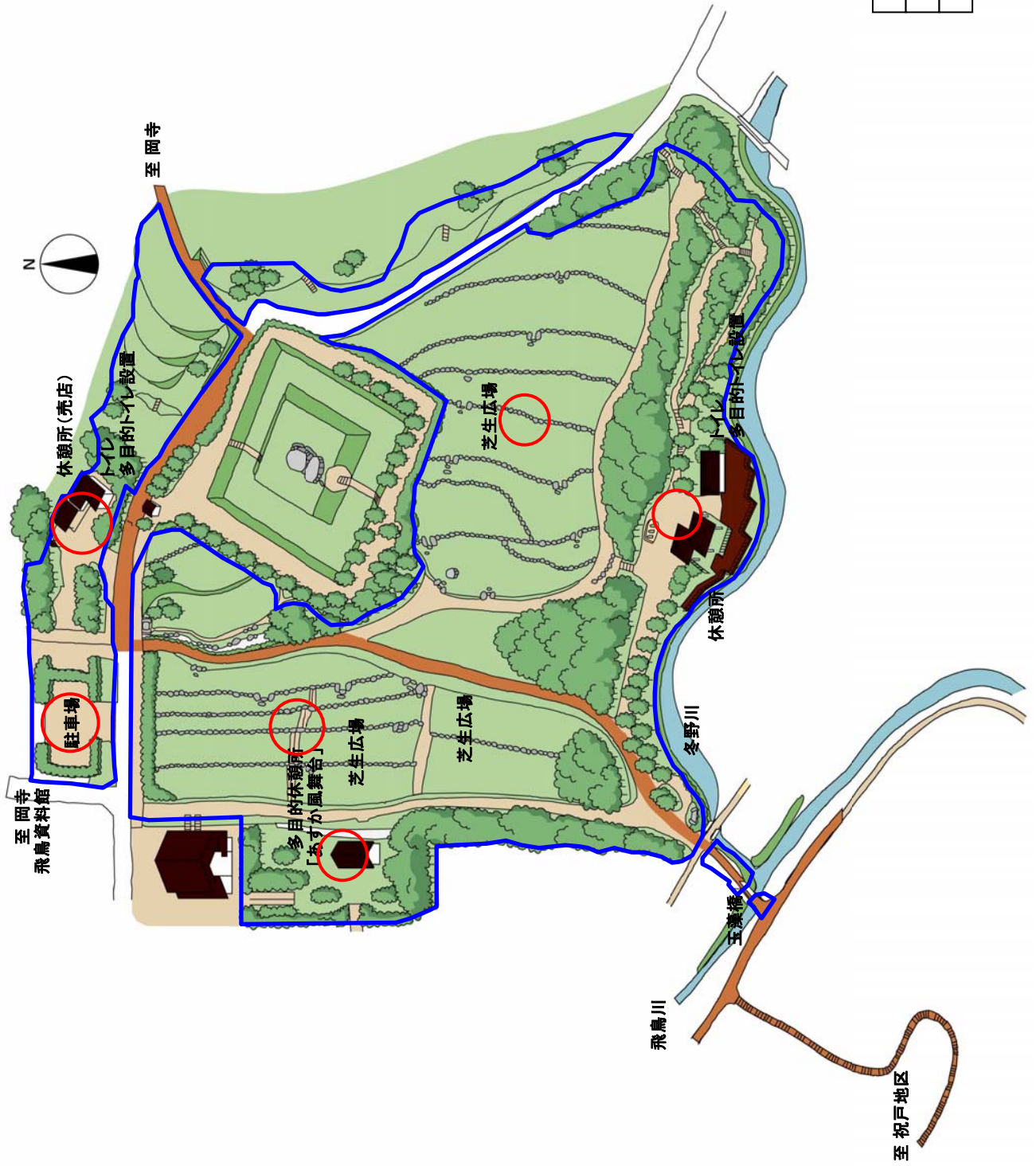


巡回ポイント(祝戸地区)



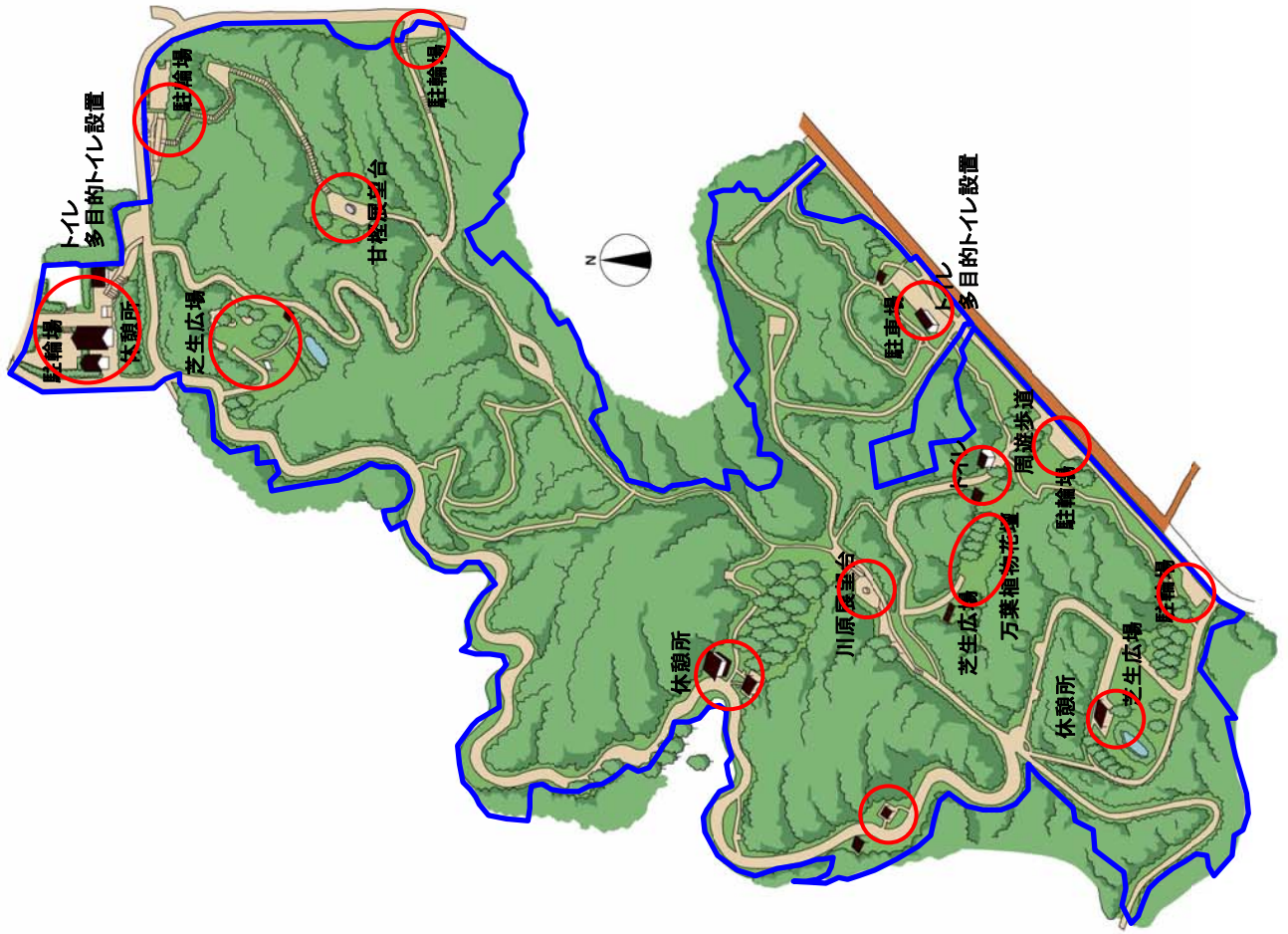
凡例
— 管理対象区域
○ 巡回ポイント

# 巡回ポイント(石舞台地区)



凡例
— 管理対象区域
○ 巡回ポイント

# 巡回ポイント(甘樫丘地区)



凡例
— 管理対象区域
○ 巡回ポイント

# 巡回ポイント(高松塚周辺地区)



凡例
— 管理対象区域
○ 巡回ポイント

# 都市公園公園施設設置等許可申請書

(新規・更新・変更・平成 年 月 日 第 号)

平成 年 月 日

公園管理者

申請者 住所

氏名

都市公園法第5条第1項の規定により下記のとおり協議する。

記

都市公園名	国営飛鳥歴史公園 (高松塚・石舞台・祝戸・甘樫丘) 地区		
設置及び管理の場所・期間	奈良県高市郡明日香村大字 地内 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
設置及び管理の目的			
公園施設の名称・規模・構造及び数量			
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	(実施方法) _____ (掘削面積) 長さ _____ 幅 _____ 面積 _____ (時期) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考となるべき事項	担当者 氏名 TEL		

# 都市公園施設設置等許可書

国近整飛公第 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名

公園管理者  
近畿地方整備局長

平成 年 月 日付で申請のあった都市公園の(設置・許可)については、  
都市公園法の規定に基づき、下記のとおり許可します。

## 記

都市公園名	国営飛鳥歴史公園	地区
設置及び管理の場所	奈良県高市郡明日香村	地先
設置及び管理の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 日)	
設置及び管理の目的		
公園施設の名称・規模 ・構造及び数量		
工事の実施方法及び 工事の着手及び 完了の時期	(実施方法) (掘削面積) 長さ 幅 面積 (時期) 平成 年 月 日~平成 年 月 日	
使用料	総額(初年度) ¥0 (うち消費税 ¥0 )(予定)	
許可条件		

# 都市公園占用許可申請書

(新規・更新・変更・昭和 年 月 日第 号)

平成 年 月 日

(公園管理者)

近畿地方整備局長殿

(申請者)

住 所

氏 名

⑩

都市公園法第6条第1項の規定により下記のとおり許可を申請する。

記

都市公園名	国営飛鳥歴史公園(高松塚周辺・石舞台・祝戸・甘樫丘)地区		
占用場所 占用期間	奈良県高市郡明日香村大字	地先	
	平成 年 月 日	~平成 年 月 日	
占用の目的			
占用物件の名称 ・規模・構造及び数量			
工事の実施方法 及び工事の着手 及び数量	(実施方法)	-----	
	(掘削面積)長さ	幅	面積
	(時期)平成 年 月 日	~平成 年 月 日	
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考となるべき項目		担当者 氏 名 ☎	

# 都市公園占用許可書

国近整飛占第 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名

公園管理者  
近畿地方整備局長

平成 年 月 日付で申請のあった都市公園の占用については、  
都市公園法の規定に基づき、下記のとおり許可します。

## 記

都市公園名	国営飛鳥歴史公園	地区
占用場所	奈良県高市郡明日香村	地先
占用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日)	
占用の目的		
占用物件の名称・規模 ・構造及び数量		
工事の実施方法及び 工事の着手及び 完了の時期	(実施方法) (建築面積) (時期)	
使用料	総額(初年度) (うち消費税) (予定)	
許可条件	(下記のほか別紙のとおり)	

この都市公園の占用許可について不服があるときは、行政不服審査法に定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。



# 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所  
氏 名 印

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日( )~平成 年 月 日( )
場 所	国営飛鳥歴史公園 地区
目 的	
内 容	
その他参考となる項目	

# 国営飛鳥歴史公園 車両乗入れ許可申請書

## 祝戸・石舞台・甘檜丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区

(乗入れ車両番号) (許可申請日)平成 年 月 日

(乗入れ車両利用責任者) 住所：

氏名： ㊟

(車両乗入れ理由)

(車両乗入れ期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日

国営飛鳥歴史公園祝戸・石舞台・甘檜丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区の幹線園路への上記車両の上記期間の乗入れを許可していただけますよう申請致します。

(許可申請者) 住所：

氏名： ㊟

下記の条件を付した上で、国営飛鳥歴史公園祝戸・石舞台・甘檜丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区の幹線園路へ上記車両の上記期間の乗入れを許可する。

(許可証発行日) 平成 年 月 日 (許可番号)

(許可証発行者名) 国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長

### 記(車両の乗入れ許可条件)

1. 公園区域に進入する時は、透明ビニールシート等を使って本許可証を乗入れ車両のフロントガラスに内側から貼付すること。それが不可能な場合は他の方法で本許可証を明示すること。
2. 公園区域内においては、他の公園利用者に不快感を与えたり危害を加えたりしないよう、また公園管理のための業務用車両の通行を妨げないように、十分注意して徐行運転をすること。
3. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において万一公園利用者等に危害を加えた場合は、当該車両の利用責任者が全面的に責を負うものとする。
4. 研修宿泊所利用者の車両にあつては、研修宿泊管理者の指示、指導に従うこと。
5. 芝生の上に車両を乗り上げたり公園施設を損傷しないこと。
6. 公園施設(園路等を含む。)を損傷した場合は、当該車両の利用責任者は公園管理者に報告の上その指示に従い、責任を持って復旧すること。
7. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において損傷を受けても、公園管理者は責任を負わない。

所 長	建設監督官	総務課長	総務係長	係 員

# 国営飛鳥歴史公園 車両乗入れ許可書

## 祝戸・石舞台・甘檜丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区

(乗入れ車両番号) (許可申請日)平成 年 月 日

(乗入れ車両利用責任者) 住所：

氏名： ㊟

(車両乗入れ理由)

(車両乗入れ期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日



### 園内徐行 園路駐車禁止

※ 徐行とは、車両等が直ちに停止できる速度で進行することをいう。

下記の条件を付した上で、国営飛鳥歴史公園祝戸・石舞台・甘檜丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区の幹線園路へ上記車両の上記期間の乗入れを許可する。

(許可証発行日) 平成 年 月 日 (許可番号)

(許可証発行者名) 国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長

(折り線)

1. 公園区域に入域する時は、透明ビニールシート等を使って本許可証を乗入れ車両のフロントガラスに内側から貼付すること。それが不可能な場合は他の方法で本許可証を明示すること。
2. 公園区域内においては、他の公園利用者に不快感を与えたり危害を加えたりしないよう、また公園管理のための業務用車両の通行を妨げないよう、十分注意して徐行運転をすること。
3. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において万一公園利用者等に危害を加えた場合は、当該車両の利用責任者が全面的に責を負うものとする。
4. 研修宿泊所利用者の車両にあっては、研修宿泊管理者の指示、指導に従うこと。
5. 芝生の上に車両を乗り上げたり公園施設を損傷しないこと。
6. 公園施設(園路等を含む。)を損傷した場合は、当該車両の利用責任者は公園管理者に報告の上その指示に従い、責任を持って復旧すること。
7. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において損傷を受けても、公園管理者は責任を負わない。

記(車両の乗入れ許可条件)

## 国営飛鳥歴史公園における広報・行事等の取扱いについて

国営飛鳥歴史公園における広報・行事等の取扱いについては以下に従い施行するものとする。

## 記

## 1. (印刷物の作成及び行事の実施についての協議)

当公園内で行事を実施する場合又は委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により広報宣伝又は利用者指導等に関する印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には、十分時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得るものとする。

## 2. (留意事項)

当公園における行事、広報は「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」を遵守し、実施すること。

## 3. (印刷物及び行事に係わる表示)

委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には当該印刷物を作成し、又は行事を実施する者として、次に掲げる表示を行うものとする。ただし、表示の詳細については個別に協議をして定めるものとする。

近畿地方整備局  
(あるいは国営飛鳥歴史公園事務所)  
受託者名  
(あるいは飛鳥公園管理センター)

## 事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割

	参画会議等	役割
1	明日香村観光交流活性化事業実行委員会	会議出席
2	明日香路写真コンクール事業実行委員会	撮影会共催 監査
3	飛鳥京観光協会	総会出席
4	近畿都市緑化推進協議会	会議出席
5	文化庁との定例会議	会議出席
6	明日香村文化協会	総会出席
7	明日香村伝承芸能保存会	総会出席
8	エコあすか協議会	事務局、会議出席
9	定例会	会議出席、会議の報告書作成
10	里山クラブ運営委員会	会長等の役員、会議出席、会議資料作成

# 国営飛鳥歴史公園消防計画書

## 第一章 総 則

### (目 的)

第1条 この計画は、消防法 8 条第 1 項に基づき国営飛鳥歴史公園における防火管理業について必要事項を定め、防火管理の徹底を期することにより、火災その他による災害の軽減を図ることを目的とする。

### (防火管理者の権原等)

第2条 防火管理者は、この計画について一切の権原を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難・避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用器具設備等の点検、検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備の点検整備及び監督
- (5) 火気使用又は取扱に関する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 消防機関への届出、報告、連絡等に関すること
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理業務に関すること

## 第二章 予防管理

### (防火管理の組織)

第3条 1 防火管理者は消防法施行令第 4 条の責務を完全に履行するため必要数の火元責任者をおく。

2 日常における火災防止を図るため消防用設備、火災使用設備等の適正管理と機能保持に努める。

3 前各項による組織及び任務分担は別表第 1 のとおりとする。

### (自主検査等)

第4条 火災予防に関する自主検査については、別表第 2 及び次に定めるとおりとする。

- |                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 1 火気使用器具の日常点検                   | 使用后随時又は終了後 |
| 2 喫煙管理状況                        | 随時又は終了後    |
| 3 事務所及び公園館の出入口、通路、非常口等の避難路の障害状況 | 随時又は終了後    |
| 4 火気使用器具及び施設の管理状況               | 1 ヶ月に 1 回  |
| 5 電気設備及び器具の管理状況                 | 1 ヶ月に 1 回  |

## (消防用設備の点検)

第5条 消防用設備については、消防法第17条の3の3に基づき次の点検を実施するとともに別に維持台帳に記録し、3年に1回消防署長に報告するものとする。

外観及び機能点検 6ヶ月に1回

総合点検 1年に1回

なお、上記点検について点検資格者の必要な点検は、点検資格者と保守契約を結び点検を実施するものとする。

## (臨時の火気使用等)

- 第6条
- 1 建物内外において指定された場所以外で火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。
  - 2 防火管理者は火気使用について、必要のあるときはその使用について場所の指定又は制限並びに適切な指示を与える。
  - 3 防火管理者は日常の火災予防について、守らなければならない基本事項について指示する。

## 第三章 自衛消防活動

## (消防隊の編成及び活動)

第7条 火災その他災害発生時の被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊長を最高責任者とした組織を編成(別表第3)し、それぞれの担当業務を遂行するものとする。

## 第四章 教養訓練

## (教 養)

- 第8条
- 1 防火管理者は、職員に対して防火に関する教育訓練を実施し、防火管理に万全を期すよう努めるものとする。
  - 2 職員は、前項の教育を積極的に受け入れるとともに、防火に関する知識について一層の向上を図るものとする。

## (訓 練)

第9条 防火管理者は有事に際し、人的物的被害を最小限にとどめるため消防訓練によって技術の練磨を図るため年1回の訓練を実施する。

## (1)総合訓練

火災等の災害を想定して自衛消防隊の編成に基づき通報、避難等の総合訓練を行う。

(2)部分訓練

通報・消火・避難等の訓練を個別に実施して、それぞれの任務の確認や技術の習得を図る。

## 第五章 震災予防

(震災予防)

第10条 大規模な地震の発生に関する予知情報等地震情報が発せられた時は、第2章の各条によるほか次によるものとする。

(1) 情報の収集及び関係社への伝達

(2) 建物及び施設に対する措置

- ・建物内の陳列品、物品等の転落落下防止の実施
- ・消防用設備及び避難路の点検

(3) 出火予防

- ・火気使用器具設備等の使用制限及び使用中止
- ・火気使用器具設備等の転落落下防止及び自動消火装置等の点検
- ・危険物施設の検査及び流失及び漏れ等の防火装置の点検

(地震後の措置)

第11条 地震直後においては、建物、消防用設備、火気使用器具等に対し点検、検査及び応急措置を行う。

## 第六章 雑 則

(摘要範囲)

第12条 この計画は、関係者及び出入する者すべての者に適用する。

附則 この計画は、平成●年●月●日より実施する。

付表・別表は割愛する。



平成22年度

災害対策部運営計画（抄）

（災害・防災運営計画）

国土交通省 近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園事務所

（平 城 分 室）

## ＜目 次＞

第1条	目的	1
第2条	災害対策部の設置	1
第3条	組織及び分担	1
第4条	災害対策地区の指定	1
第5条	警戒体制の発令	1
第6条	報告	1
第7条	その他関係団体への通知等	2
第8条	公園利用者等への広報	2
第9条	応援及び協力	2
第10条	緊急時	2
第11条	適用期間	2
別表－1	警戒体制の区分表（地震災害）の発令基準、職務基準、出動人員	3
別表－2	警戒体制の区分表（風水災害）の発令基準、職務基準、出動人員	4
別紙（1）	組織構成表（フロー）～勤務時間内連絡系統～	5
別紙（2）	組織構成表（フロー）～勤務時間外連絡系統～	6
別紙（3）	業務分担	7
別紙（4）	連絡表（事務所）	8
別紙（5）	連絡表（平城分室）	9
別紙（6）	緊急電話連絡簿（事務所）	10
別紙（7）	緊急電話連絡簿（平城分室）	11
別紙（8）	気象情報システム自動通報一覧表	12
＜参考資料＞		
	災害対策に伴う体制について（案）（事務所）	13
	災害対策に伴う体制について（案）（平城分室）	14
	緊急時連絡体制（案）（事務所）	15
	災害対策に伴う地震時緊急体制について（事務所）	16
	災害対策に伴う地震時緊急体制について（平城分室）	17
別紙（9）	緊急職員一覧表（事務所）	18
別紙（10）	緊急職員一覧表（平城分室）	19

## 第1条（目的）

この計画は、災害対策基本法、防災基本計画及び国土交通省防災業務計画に基づき、近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所の所掌事務について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の総合かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 第2条（災害対策部の設置）

前条の目的を達成するため国営飛鳥歴史公園事務所に「国営飛鳥歴史公園事務所地震災害対策部・風水害対策部」を置く。

1. 地震災害対策部 別表1
2. 風水害対策部 別表2

## 第3条（組織及び分担）

1. 対策部の組織は別紙（1）の通りとし、各班、各掛の業務分担は別紙（3）の通りとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は工務第一課長、調査・品質確保課長（事務所）、副所長（平城分室）又は事務所長の指名する職員とし、対策部長を補佐し、対策部長に事故ある時は代行するものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、当公園の維持管理を委託している●●●●●●の人員を配置するものとする。（なお、キトラ古墳周辺、平城宮跡の地区を除く。）

## 第4条（災害対策地区の指定）

1. 災害対策の指定地区は下記の通りとする。

地区一覧表

地 区	所 在 地
祝戸・石舞台・ 甘檜丘・ 高松塚周辺・ キトラ古墳周辺	奈良県高市郡 明日香村
平城宮跡	奈良市

## 第5条（警戒体制の発令）

1. 対策部長は、気象情報等に基づき、警戒体制の発令及び解除を指令しなければならない。その指令については、総務班長を通じて各班に連絡するものとし、連絡系統の詳細については、別紙（1）の組織構成表（フロー）によるものとする。
2. 対策部長は、警戒体制の発令及び解除を行った場合は、対策本部長へ報告しなければならない。
3. 業務基準及び出動人数  
(1) 業務基準及び出動人数は、警戒体制の区分表別表1～2に示す基準とする。

## 第6条（報 告）

1. 工作班長は、次の各号に該当する事項について、対策班長を通じて対策部長に報告しなければならない。
  - (1) 警戒体制に伴うパトロール巡回での異常事故等。
  - (2) 災害が発生した時。
  - (3) その他災害対策上、重要な事項。
2. 対策部長は、上記の報告を取りまとめ、対策本部長に報告しなければならない。

## 第7条（その他関係団体への通知等）

公園内の危険個所への立入を禁止した場合、明日香村総務課、明日香村観光開発公社、飛鳥保存財団に通知しなければならない。

## 第8条（公園利用者等への広報）

公園内の危険個所への立入を禁止した場合、明日香村総務課を通じ、村内放送等で公園利用者に周知をする。

また、近畿日本鉄道の飛鳥駅、岡寺駅、橿原神宮前駅の3個所の駅に掲示板等で来園者に周知する。

## 第9条（応援及び協力）

1. 対策部長は必要に応じ、他の班の応援を命ずることが出来る。
2. 各班及び各掛員は、互いに協力して災害の防止に努めなければならない。

## 第10条（緊急時）

緊急時（公園利用者等事故・災害）については、負傷等が生じた時は直ちに中和広域消防組合高市消防署に連絡して対処して、対策本部長に報告する。

災害発生時には、状況を直に対策本部長に報告し対策について協議して対処する。

## 第11条（適用期間）

本計画の運用は平成22年12月1日から翌年度計画の承認時までとする。

別紙（1）、（2）、（4）～（8）は割愛する。

## 警戒体制の区分表（地震災害）の発令基準，職務基準，出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動基準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度4を発表した場合。</li> <li>2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度4を発表し、対策部長が必要と判断した場合。</li> <li>3. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長，総務班長，対策班長又はこれに代わる掛員の1名 工班長，工作副班長又はこれに代わる掛員の1名 計2名</p> <p>（平城分室） 対策班，工作班で1名</p>
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度5弱もしくは5強を発表した場合。</li> <li>2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度5弱もしくは5強を発表し、対策部長が必要と判断した場合。</li> <li>3. 対策本部長の指令があつた場合。</li> <li>4. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡。</li> <li>3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> <li>4. 災害情報，災害応急復旧，対策状況等について、必要に応じて広報。</li> <li>5. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し、災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回。</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長，総務班長，対策班長又はこれに代わる掛員の2名と運転手1名 工班長，工作副班長又はこれに代わる掛員の4名（巡回を含む） 計7名</p> <p>（平城分室） 対策班，工作班で1名</p>
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度6弱以上を発表した場合</li> <li>2. 対策本部長の指令があつた場合。</li> <li>3. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡。</li> <li>3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> <li>4. 災害情報，災害応急復旧，対策状況等について、必要に応じて広報。</li> <li>5. 危険箇所への進入を禁止。</li> <li>6. 公園内の安全を確認するため巡回。</li> </ol>	<p>全 員</p> <p>計21名</p>
解 除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策部長が災害発生のおそれなくなったと判断した場合。</li> </ol>	体制の解除及び報告	

(注) 1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。  
2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、貸付車の場合は巡視員を兼ねることができるものとする。

なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。

別表2

### 警戒体制の区分表（風水災害）の発令基準，職務基準，出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動基準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 風雨に関する注意報若しくは、警報（以下「注意報等」という）が、発令され対策部長が必要と認めた場合。</li> <li>2. かなりの降雨又は強風があり、公園内通路や施設に危険があると予想される場合。</li> <li>3. 気象情報システムによる自動通報（時間雨量30mm、連続雨量150mm以上）があり、対策部長が必要と認めた場合</li> <li>4. 火災が園外で発生し、園内に延焼の恐れがある場合。</li> <li>5. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>6. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> </ol>	（事務所） 対策副部長，総務班長， 対策班長又はこれに代 わる掛員の1名 工作班長，工作副班長 又はこれに代わる掛員の 1名 計2名  （平城分室） 対策班，工作班で1名
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強風，降雨，雷雨災害等により，公園内に災害が予想され、対策部長が必要と認めた場合。</li> <li>2. 強風，降雨，雷雨等により，公園内に重大な災害が発生した場合。</li> <li>3. 火災が園内で発生した場合又は園外から発生した火災により広範囲に延焼した場合。</li> <li>4. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>5. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 非常体制に移る準備（夜間にあつては直ちに非常体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> <li>3. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し，災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回。</li> <li>4. 災害情報，災害応急復旧，対策状況等について，必要に応じて広報。</li> <li>5. 対策本部の応援指令があった時は，応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> </ol>	（事務所） 対策副部長，総務班長， 対策班長又はこれに代 わる掛員の2名と運転 手1名 工作班長，工作副班長， 又はこれに代わる掛員 の4名（巡回を含む） 計7名  （平城分室） 対策班，工作班で1名
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強風，降雨，雷雨，火災等により，公園内の法面の崩壊，構造物の倒壊消失，園路の陥没等重大な災害が発生した場合。</li> <li>2. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>3. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 危険箇所への進入を禁止。</li> <li>3. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに，対策本部長に報告。</li> <li>4. 公園内の安全を確認するため巡回</li> <li>5. 災害が発生したときは，災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置。</li> <li>6. 対策本部の応援指令があった時は応援に必要な要員・資機材を派遣</li> <li>7. 災害情報，災害応急復旧，対策状況等について，必要に応じて広報。</li> </ol>	全 員       計21名
解 除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策部長が，災害発生の恐れがなくなったと判断した場合。</li> </ol>	体制の解除及び報告	

(注)1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。  
 2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、貸付車の場合は巡視員を兼ねることができるものとする。  
 なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。

業 務 分 担

		班	掛	業 務 内 容
対 策 部 長	対 策 副 部 長	総務班 (国営飛鳥歴史公園事務所) 総務班長 副班長 (平城分室) 対策副部長	総務掛	1. 各班との連絡調整に関する事。 2. 非常炊出し，救助に関する事。 3. 渉外事務に関する事。 ④. 外部に対する広報に関する事。 5. 自動車の統制運用に関する事。 6. 防災上必要な訓練に関する事。 7. その他災害対策部の業務のうち他の班に属さない事項に関する事 8. 物資の調達，会計に関する事。
		対策班 (国営飛鳥歴史公園事務所) 対策班長 副班長 (平城分室) 対策班長 副班長	対策掛	①. 各警戒体制における各班の組織，構成に関する事。 ②. 警戒体制等の発令解除及び人員編成に関する事。 3. 気象情報地震に関する情報の収集，雨量観測及び情報の収集に関する事。 4. 交通規制等の措置に関する事。 5. 交通規制及び災害の報告に関する事。 6. 関係官庁，団体等との連絡に関する事。 ⑦. 災害復旧のための応援に関する事。 8. 災害に関する情報の収集及び調査に関する事。 9. 災害活動の記録、とりまとめに関する事。 10. 災害復旧対策の企画，設計に関する事。 11. 機械の準備点検，配置に関する事。 12. 電気設備及び通信設備に関する事。
		工作班 (国営飛鳥歴史公園事務所) (平城分室) (●●●●●●●●) 工作班長 副班長	工作掛	1. 雨量観測及び情報の収集に関する事。 2. 連絡業務及び広報業務に関する事。 3. 公園の巡回及び防災に関する事。 ④. 規制の実施に関する事。 5. 災害調査及び復旧の実施に関する事。

備考 1) ○印は主として班長等の業務とする。  
 2) 業務分担については、総務班，対策班は国営飛鳥歴史公園事務所とし，工作班はすでに開園している4地区については●●●●●●●●の業務とするが，応援等が必要な場合は第9条による。  
 また，工作班でキトラ古墳周辺については、国営飛鳥歴史公園事務所とし，平城宮跡については、平城分室とする。

## 取得した備品及び貸与備品等の取扱い

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

## 記

〔委託費で取得した備品〕

## 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

## 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

## (2) 処分の方法

受注者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。  
また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事ができないものは、破棄することができる。受注者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。



## 〔貸与備品〕

### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受注者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとする。
- (5) 受注者乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (6) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

#### (2) 処分の方法

受注者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第7)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

<b>飛鳥公園ボランティア規約(例)</b>	
<b>第1章 総則</b>	
<b>(目的)</b>	
第1条	<p>本ボランティアは、国営飛鳥歴史公園(以下「本公園」という。)において、“日本人の心のふるさと”としての飛鳥地域の歴史や自然等を保全・活用しながら、地域や市民との連携・協働により、飛鳥地方の活性化に貢献するための活動を行っていただくことを目的とします。</p> <p>本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務受託者(以下、事業者という。)が定めるものです。</p>
<b>(名称)</b>	
第2条	<p>本活動に参加するボランティア組織及びその構成員の総称を、飛鳥公園ボランティア(以下本会という。)と称します。各ボランティア組織の構成員個人については、本会においてはメンバーと称します。</p>
<b>(構成及び資格・ボランティア組織登録)</b>	
第3条	<p>本会は、本公園で活動するボランティア組織によって構成します。</p> <p>2 本会を構成するボランティア組織は、事業者が入会を認定・登録した組織・団体とします。</p> <p>3 本会を構成するボランティア組織の認定・登録は、1年度毎の更新とさせていただきます。</p> <p>4 次の各号に掲げる条件を満たした場合に、本会を構成するボランティア組織及びその構成メンバーとして認定します。</p> <p>一 公園の管理運営方針に適合した活動を実施する場合</p> <p>二 運営維持管理上、必要な作業を企画・実施または補助している場合</p> <p>三 団体・組織としての規約・会則等が明確であり、公園として認められる内容である場合</p> <p>四 公園スタッフの一員として必要な研修(当公園についての基本情報、活動時における安全管理、来園者への対応のあり方等)を修了していただいている場合</p> <p>五 活動についての対価が無償である場合</p> <p>5 本会を構成するボランティア組織は次の各号に掲げる内容について記載した「ボランティア活動実施計画書」を作成、事業者に提出していただきます。</p> <p>一 活動(団体)名</p> <p>二 活動目的 : なぜこの活動を行うのかについて記載</p> <p>三 活動内容 : 実際に行う活動を具体的に記載</p> <p>四 活動エリア : どこを活動範囲、活動拠点とするかについて記載</p> <p>五 活動期間・時間 : いつ活動するのかについて記載</p> <p>六 登録者名簿 : 本会に登録するメンバーの氏名、連絡先等について記載</p> <p>七 代表者名、連絡先</p> <p>八 その他 : 過去の活動実績、母体団体の存在等事業者が記載を必要とする事項について記載</p> <p>6 「ボランティア活動実施計画書」は、当該ボランティア組織の活動を認定する際及び年度毎の更新時にも作成・提出していただきます。</p> <p>7 登録の有効期間は年度末までとします。</p>

8	本会を構成するボランティア組織が、事情によりやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面(任意書式)にて事業者に提出いただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰する場合には、その構成メンバーについては、事業者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。
<b>第2章 事務局及び役員等</b>	
<b>(事務局)</b>	
第4条	本会の事務局は事業者の担当係に置きます。
<b>(役員)</b>	
第5条	<p>本会には、次の役員を置きます。</p> <p>世話人 各構成ボランティア組織より1名 代表世話人 世話人の中から1名</p> <p>2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営に努めていただきます。</p> <p>3 世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めていただきます。</p>
<b>(選任)</b>	
第6条	<p>本会の世話人は、各構成ボランティア組織内において、構成メンバーの立候補または推薦により選任されます。</p> <p>2 代表世話人は、世話人の互選により選任されます。</p>
<b>(任期)</b>	
第7条	各役員の任期は1年とし、再任は妨げません。
<b>(役員会)</b>	
第8条	<p>役員会は、代表世話人、世話人、事務局担当で構成し、活動の状況に応じて代表世話人の召集により開催します。</p> <p>2 役員会(世話人会議)は、世話人またはメンバーから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。</p>
<b>(総会)</b>	
第9条	総会は、本会の活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の意見交換や承認・決議等を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。
<b>第3章 構成メンバーの登録</b>	
<b>(構成メンバーの登録)</b>	
第10条	<p>各構成ボランティア組織は研修終了後に構成メンバーへの登録の意思確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面(任意書式)にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接事業者へ提出していただくこととします。</p> <p>2 各構成ボランティア組織は、年度当初に構成メンバーへの登録更新の確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面(任意書式)にて提出していただき</p>

	<p>す。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接事業者へ提出していただくこととします。</p> <p>3 活動内容について事業者が適切でないと判断した場合には、未成年者の当該活動への参加を認めないものとします。</p> <p>4 登録の有効期間は年度末までとします。</p> <p>5 メンバーは、諸般の事情等でやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面(任意書式)にて事業者に届けていただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰される場合には、事業者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。</p>
<b>(登録に必要な研修)</b>	
第11条	<p>本会の活動を実施する際には、次の各号に掲げる事項に関する研修を受講していただきます。特に、一、二、三号については最初の園内活動前に研修を修了する必要があります。当研修は事業者が行います。</p> <p>一 当公園についての基本情報</p> <p>二 活動時における安全管理</p> <p>三 来園者への対応のあり方</p> <p>四 別途指定する研修</p>
<b>第4章 活動内容</b>	
<b>(活動内容)</b>	
第12条	<p>第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について活動していただきます。</p> <p>一 事業者との協議により定めた活動</p> <p>二 別途指定する活動</p> <p>2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分ご配慮下さい。</p>
<b>(活動エリア)</b>	
第13条	<p>本会の活動エリアは、原則として本公園供用区域内とします。但し、他の施設・団体等との交流や、活動上必要な研修を実施する場合等はこの限りではありません。</p>
<b>(活動日時)</b>	
第14条	<p>本会の活動期間・時間は、原則として、飛鳥歴史公園館の開館期間・時間内とします。</p> <p>2 活動計画日以外の日または時間に活動する場合は、事業者と協議していただきます。</p>
<b>第5章 活動支援</b>	
<b>(活動支援)</b>	
第15条	<p>活動に必要と認められる資材等は、事業者が現物を提供します。</p> <p>2 活動にあたって必要な場合には、事業者との協議していただいた上で、活動拠点となる場所を提供します。ただし、公園施設として公平かつ清潔な利用に十分ご配慮下さい。</p>
<b>第6章 ボランティア保険</b>	
<b>(ボランティア保険)</b>	

第16条	メンバーには、ボランティア活動保険への加入をお願いします。ただし、加入にかかる費用は各メンバーにご負担いただきます。
2	ボランティア保険加入に関する事務手続きについては、事務局が支援します。
3	ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内で対応します。
<b>第7章 退会</b>	
<b>(退会)</b>	
第17条	本会を退会するボランティア組織もしくはその構成メンバーは、事前に事務局に報告していただいた上で、書面(任意書式)にてその旨を提出していただきます。
<b>(退会勧告)</b>	
第18条	次の各号に掲げる事項に該当したボランティア組織もしくはその構成メンバーについては、休会または退会勧告、もしくは登録を抹消します。
一	他のメンバーを誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為を行った場合
二	来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合
三	都市公園法等法令等に違反している行為を行った場合
四	本会及び国営飛鳥歴史公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合
五	その他、本規約のいずれかに違反した場合
<b>第8章 安全衛生管理</b>	
<b>(安全衛生管理)</b>	
第19条	活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意いただくとともに、公園利用者の安全についても十分に留意して下さい。
<b>第9章 その他</b>	
<b>(個人情報の取扱い)</b>	
第20条	各登録手続きによって提出された個人情報(氏名、住所、連絡先)は、認定にかかる公園事務所への協議、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しません。
2	活動により取得した公園利用者の個人情報については、事業者において適切に管理します。
<b>(著作権の取扱い)</b>	
第21条	本会活動において制作・撮影された作品等の著作権は、事業者に帰属します。
付 則	この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行します。

自動販売機設置平面図

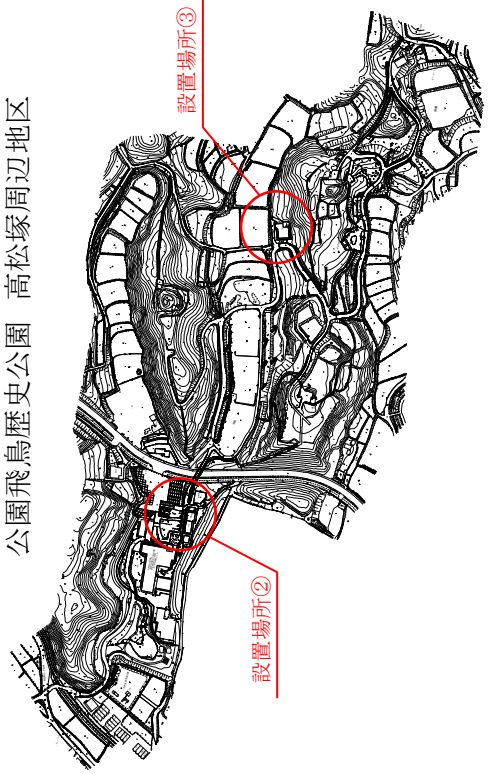
公園飛鳥歴史公園 石舞台地区



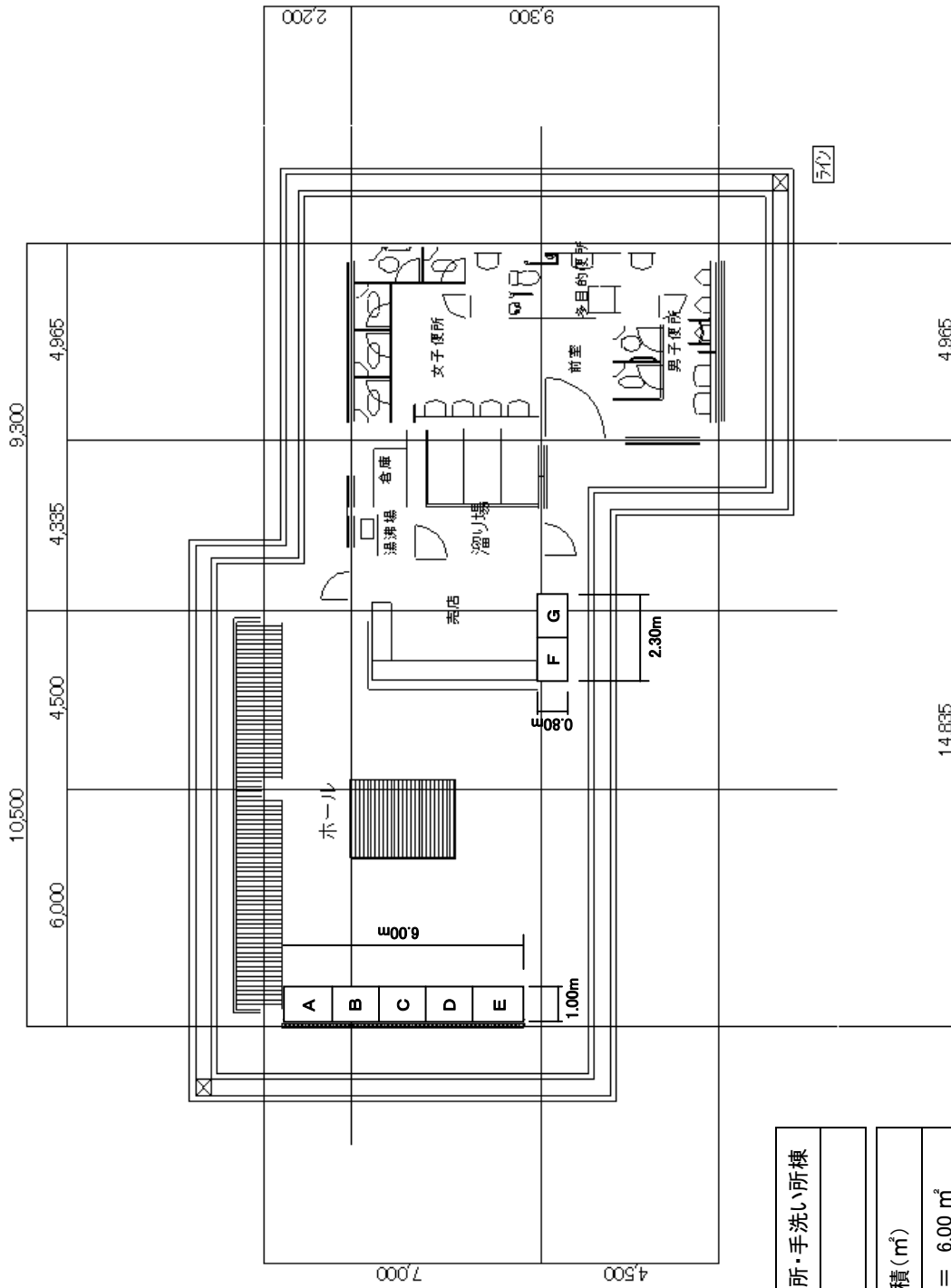
公園飛鳥歴史公園 甘檜丘地区



公園飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区

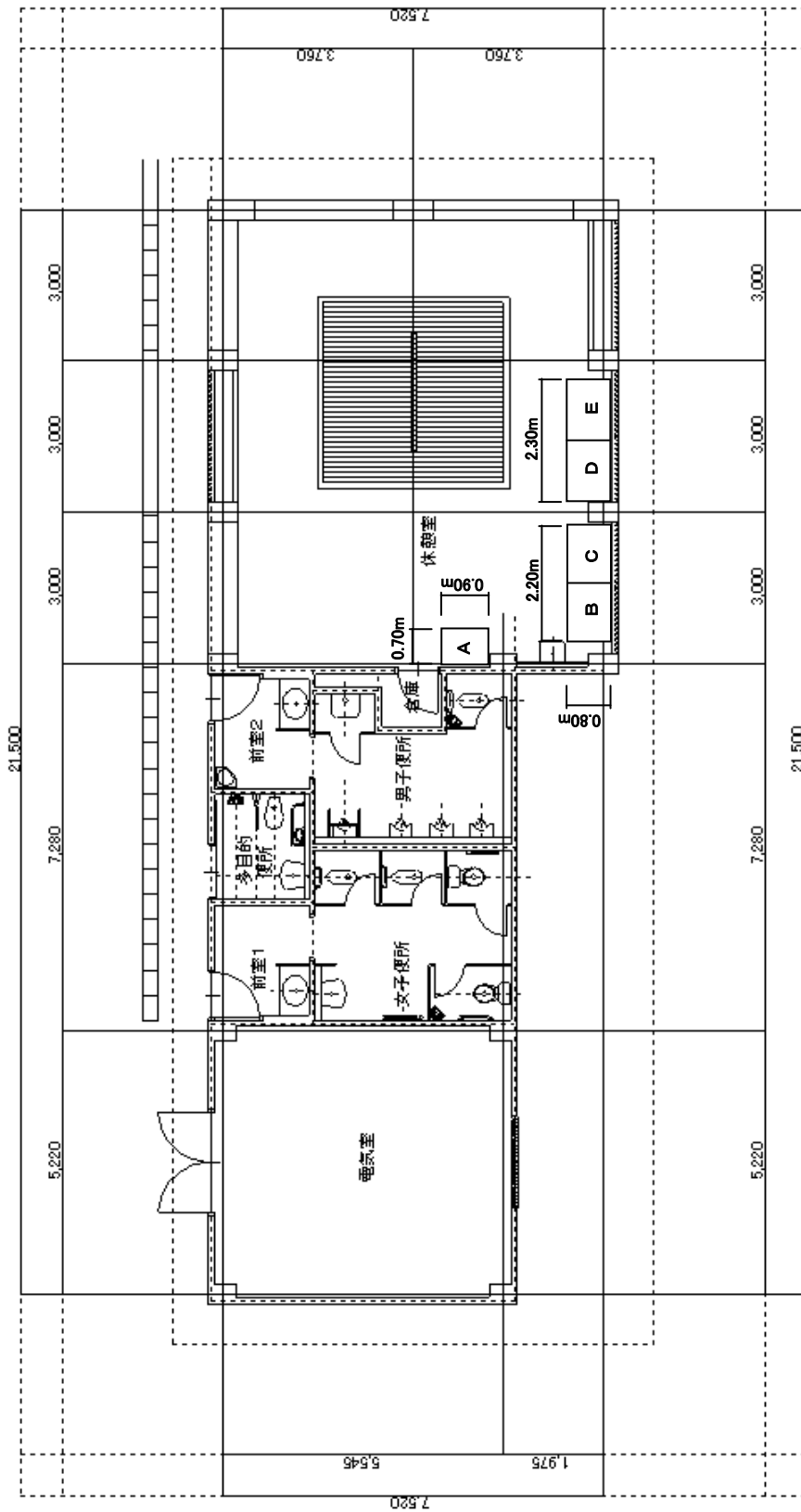


# 設置箇所①詳細図(石舞台地区自動販売機配置図)



施設名	石舞台地区休憩所・手洗い所棟
図面名	利用計画図
凡例	占用面積(㎡)
A~E	1.00 × 6.00 = 6.00 ㎡
F~G	0.80 × 2.30 = 1.84 ㎡
配線	0.40 × 16.80 = 6.72 ㎡
計	14.56 ㎡

# 設置箇所②詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図<公園館前休憩所>)

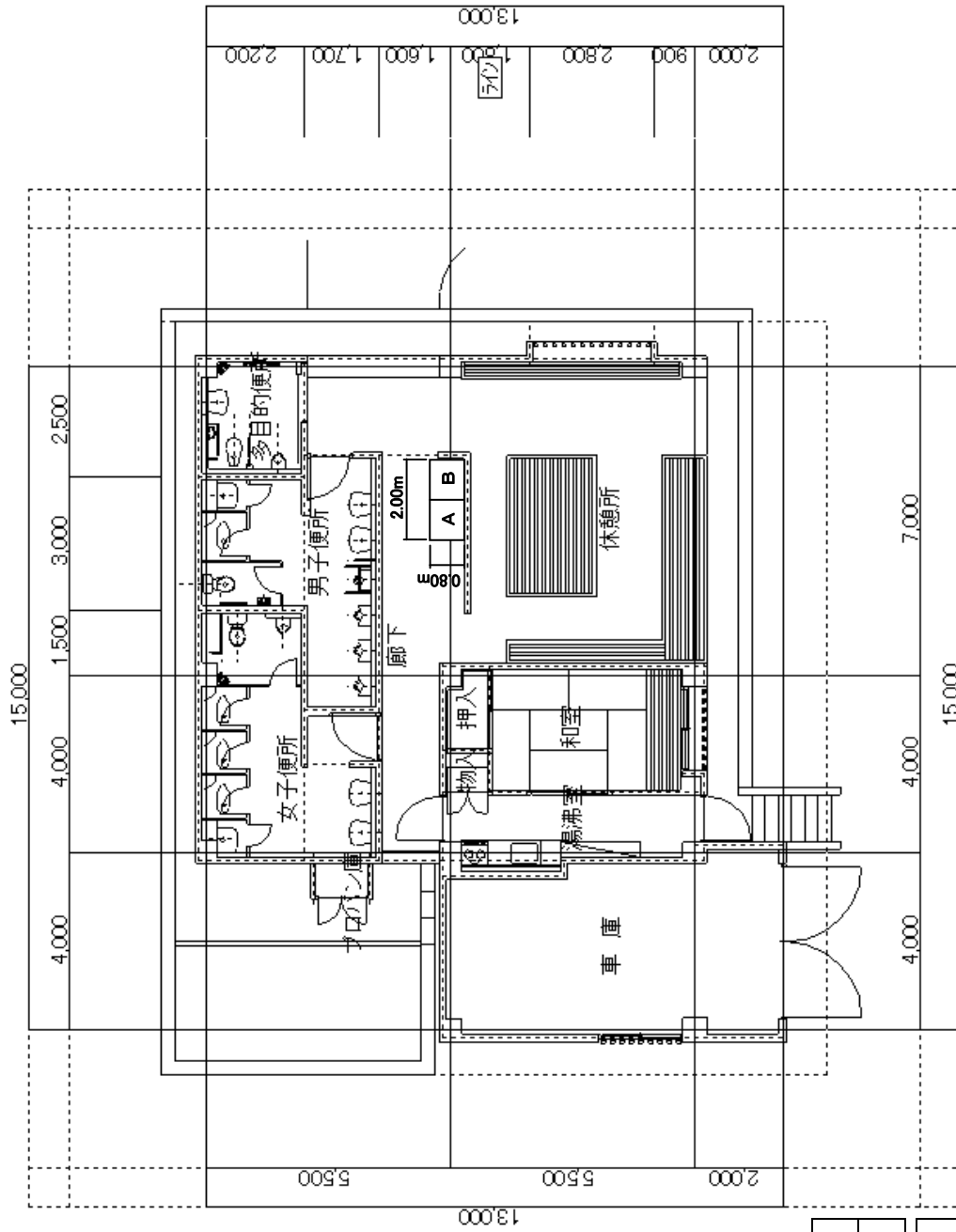


凡例	占有面積 (㎡)
A	0.70 × 0.90 = 0.63 ㎡
B, C	0.80 × 2.20 = 17.6 ㎡
D, E	0.80 × 2.30 = 1.84 ㎡
配線	0.4 × 0.3 × 2 = 0.24 ㎡
計	4.47 ㎡

施設名	公園館前 休憩所
図面名	利用計画図

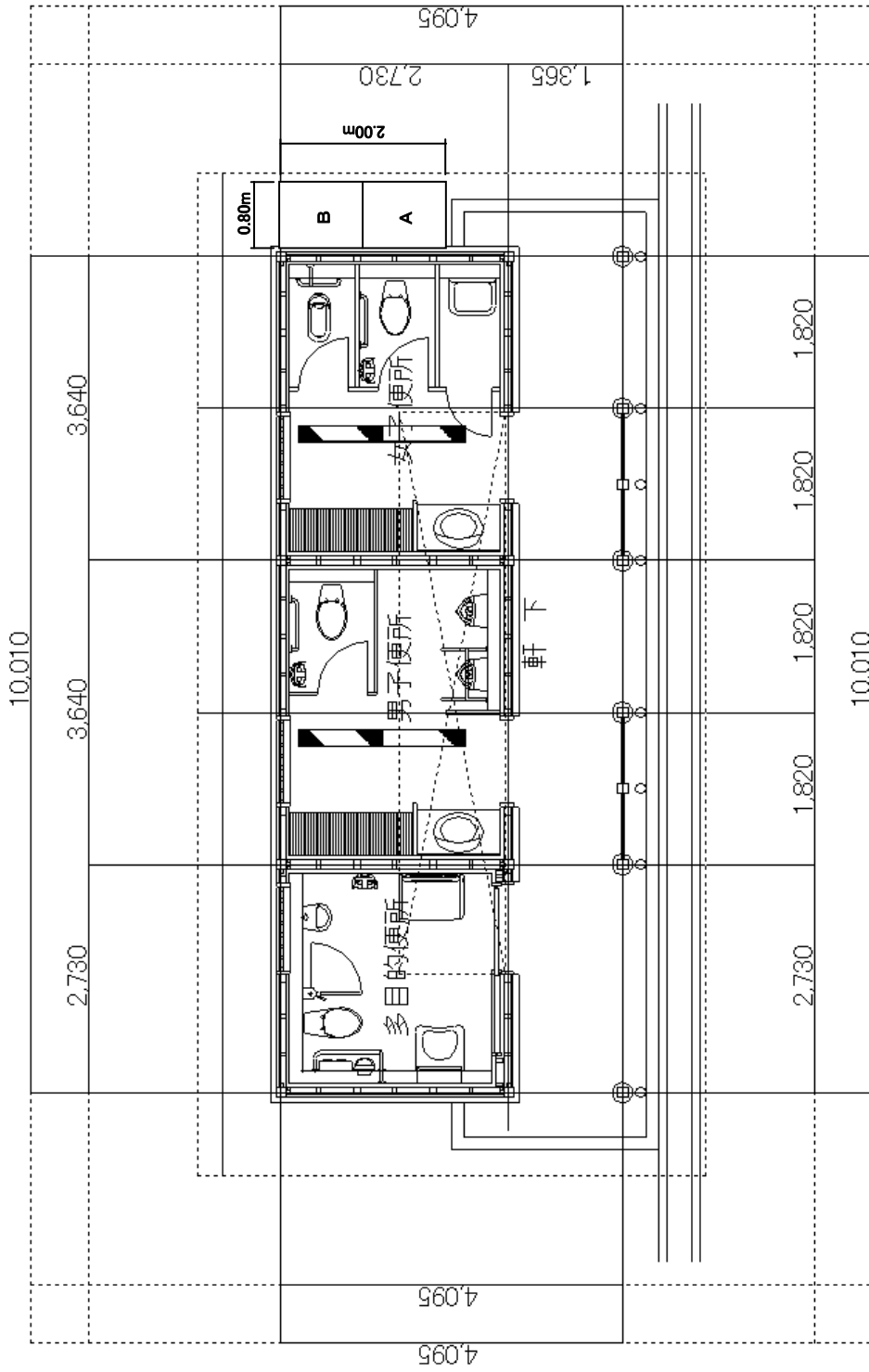


### 設置箇所③詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図<休憩所>)



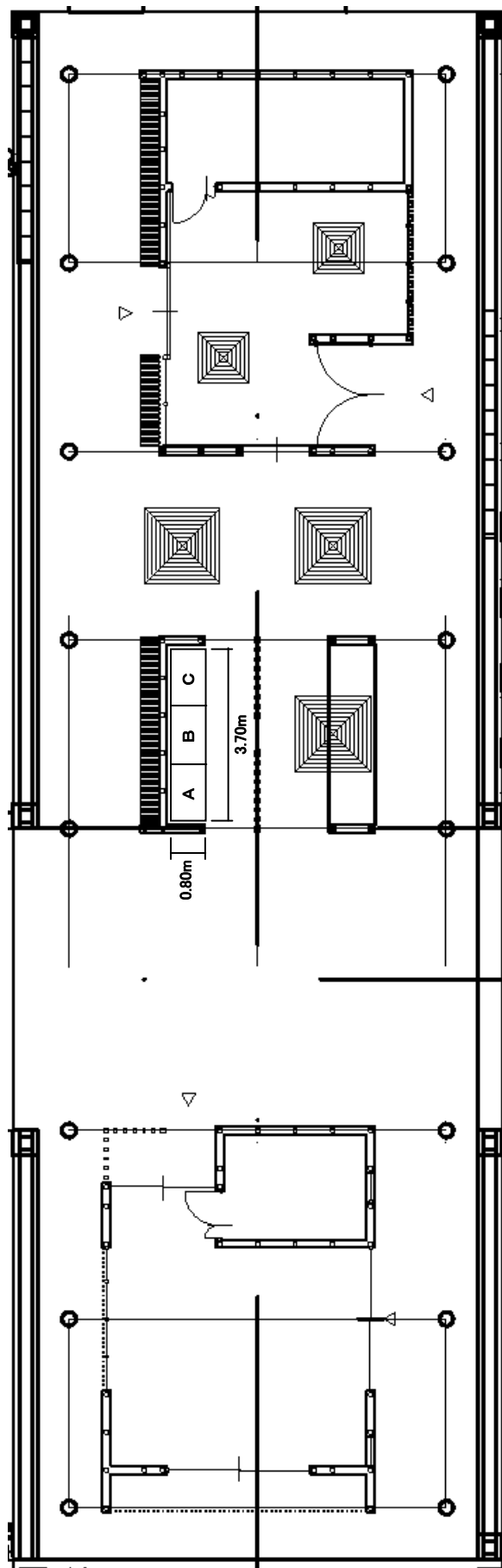
施設名	高松塚周辺地区 休憩所
図面名	利用計画図
凡例	占有面積 (㎡)
A, B	0.80 × 2.00 = 1.60 ㎡
配線	0.30 × 0.40 = 0.12 ㎡
計	1.72 ㎡

設置箇所④詳細図(甘樫丘地区自動販売機配置図<川原駐車場 便所棟>)



施設名	甘樫丘地区 川原駐車場便所棟		
図面名	利用計画図		
凡例	占用面積(m <sup>2</sup> )		
A, B	0.80×2.00 = 1.60 m <sup>2</sup>		
配線	0.30×0.40 = 0.12 m <sup>2</sup>		
計	1.72 m <sup>2</sup>		

設置箇所⑤詳細図(甘樫丘地区自動販売機配置図<豊浦休憩所>)

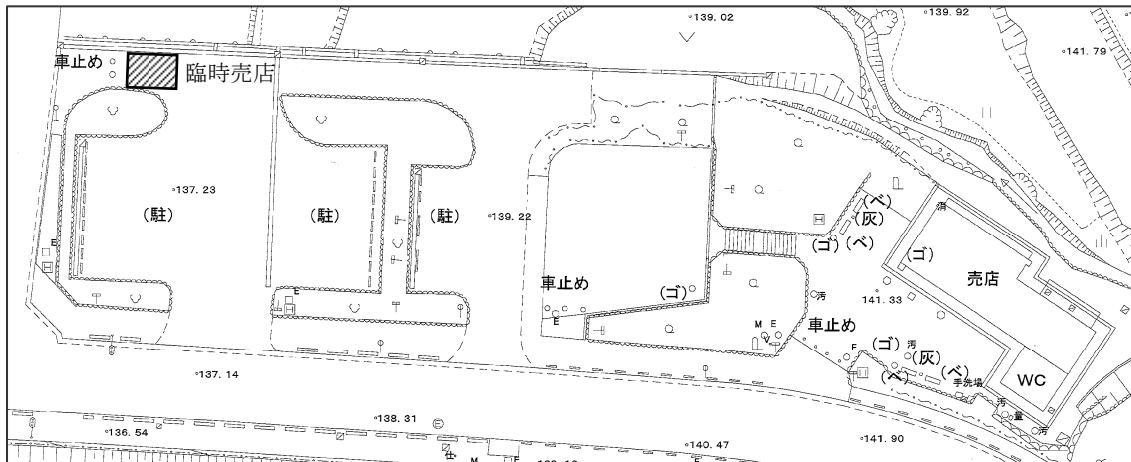


凡例	占有面積 (㎡)
A, B, C	0.80 × 3.70 = 2.96 ㎡
計	2.96 ㎡

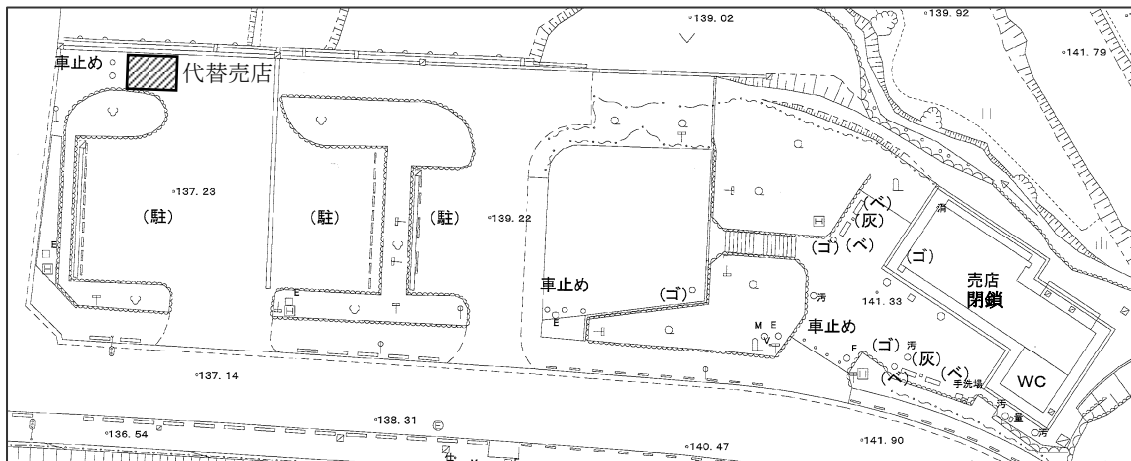
施設名	甘樫丘地区 豊浦休憩所
図面名	利用計画図

# 石舞台駐車場平面図

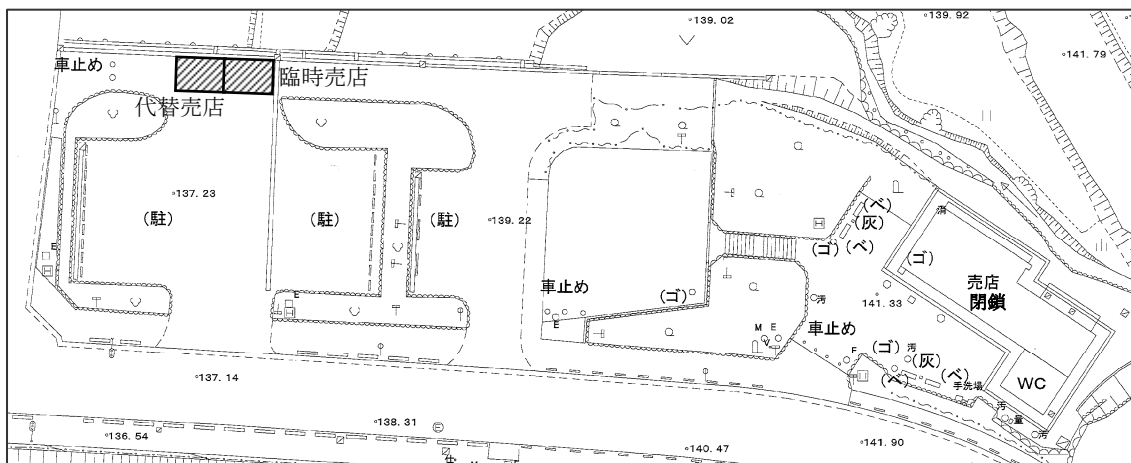
①【臨時売店の出店箇所】（既存売店がある場合）



②【県道移設による閉鎖時の代替売店の出店箇所】



③【臨時売店・代替売店の出店箇所】（既存売店が閉鎖の場合）



※臨時売店の詳細な配置は協議を行うこと

平成 年度 月 管 理 月 報

管 理 概 要		業 務 実 施 状 況		実施した業務の内容・期日等	
利用状況		区分			
植物成育状況		巡視・利用者指等			
建物及工作物状況		芝生管理			
広報・催物等		樹木管理			
事故・災害等状況		建物管理			
その他		工作物管理			
		清掃			
		その他			
		月間石舞台入場者数	月間公園入館者数	月間高松塚壁画入館者数	
		前年	前年	前年	前年
		今年	今年	今年	今年
		月間公園利用者数	公園利用者数累計		
		前年	前年	前年	前年
		今年	今年	今年	今年

注) 管理概要については、参考資料を添付すること。

注) 石舞台入場者数、公園入館者数、高松塚壁画入館者数は、一般の利用者数を記載する。

平成 年度 月 包括的な質の月別報告

達成すべき質	前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園全体の利用者数				
マスコミによる報道件数				
ホームページのアクセス件数				
歴史学習メニュー・イベントの月間実施件数				
歴史学習メニュー・イベントの月間参加者数				







## 事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等〕			
保護者等の見守 り状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)